

(仮称) 播磨臨海地域道路
(第二神明～広畑)

環境影響評価方法書

令和3年7月

兵庫県
神戸市

— 目 次 —

第1章 都市計画対象道路事業の名称	1-1
第2章 都市計画決定権者の名称	2-1
第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）	3-1
3.1 都市計画対象道路事業の目的	3-1
3.2 都市計画対象道路事業の内容	3-2
3.2.1 都市計画対象道路事業の種類	3-2
3.2.2 都市計画対象道路事業実施区域の位置	3-2
3.2.3 都市計画対象道路事業の規模	3-2
3.2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数	3-2
3.2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度	3-2
3.2.6 その他の都市計画対象道路事業の内容	3-5
第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）	4-1
4.1 自然的状況	4.1-1
4.1.1 大気環境の状況	4.1-10
4.1.2 水環境の状況	4.1-32
4.1.3 土壌及び地盤の状況	4.1-63
4.1.4 地形及び地質の状況	4.1-80
4.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	4.1-91
4.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	4.1-173
4.1.7 一般環境中の放射性物質の状況	4.1-201
4.2 社会的状況	4.2-1
4.2.1 人口及び産業の状況	4.2-13
4.2.2 土地利用の状況	4.2-22
4.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	4.2-31
4.2.4 交通の状況	4.2-42
4.2.5 学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の概況	4.2-52
4.2.6 上水道の整備の状況	4.2-107
4.2.7 下水道の整備の状況	4.2-107
4.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の状況	4.2-108
4.2.9 その他の事項	4.2-189
第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果	5-1
5.1 計画段階配慮事項の選定	5-1
5.2 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法	5-2
5.3 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	5-3
第6章 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解	6-1
第7章 配慮書の案についての意見と都市計画決定権者の見解	7-1
7.1 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解	7-1
7.2 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解	7-4

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに

調査、予測及び評価の手法.....8-1

- 8.1 専門家等による技術的助言8-1
- 8.2 環境影響評価の項目8-3
- 8.3 調査、予測及び評価の手法8-5

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。

- ・測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 3JHf 108
- ・本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第1章 都市計画対象道路事業の名称

(仮称) 播磨臨海地域道路 (第二神明～広畑)

第2章 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称：兵庫県

代 表 者 の 氏 名：兵庫県知事 井戸 敏三

住 所：兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目 10 番 1 号

都市計画決定権者の名称：神戸市

代 表 者 の 氏 名：神戸市長 久元 喜造

住 所：兵庫県神戸市中央区加納町六丁目 5 番 1 号

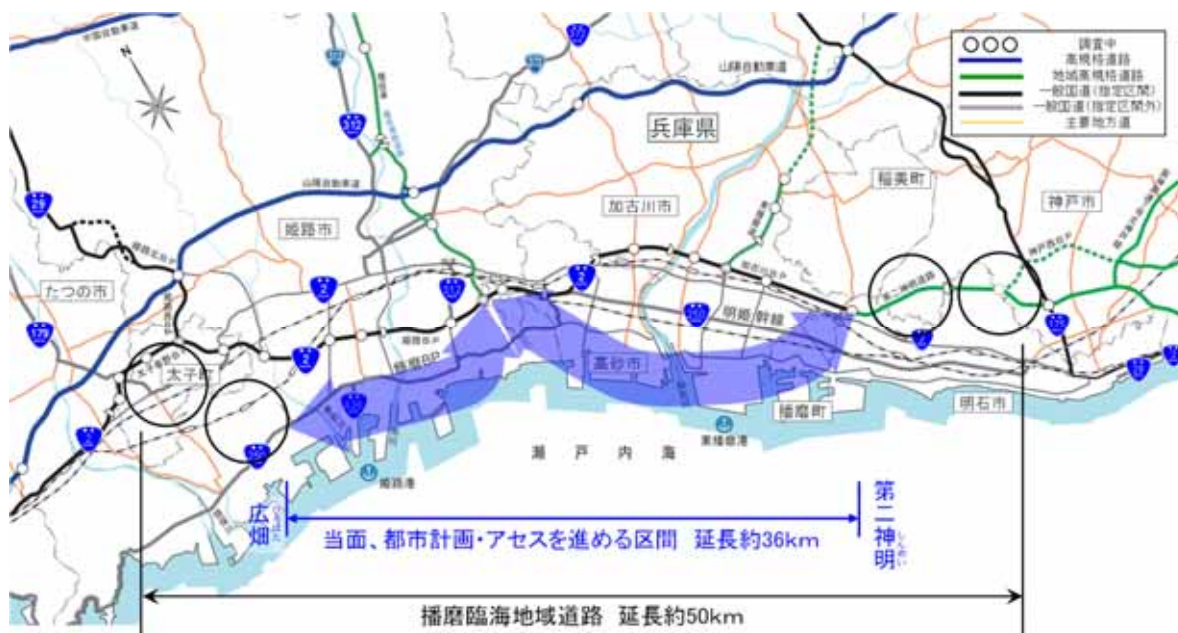
第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）

3.1 都市計画対象道路事業の目的

播磨臨海地域の国道2号バイパス（加古川バイパス、姫路バイパス）では、1日の交通量が10万台を超える区間があり、慢性的に発生している渋滞は、産業活動や観光振興に影響を与えています。

また、渋滞による速度低下が原因の一つであると考えられる追突事故など、交通事故が多発している他、洪水などの災害発生時には、一部の主要幹線道路で通行止めや道路の寸断が懸念されています。

以上を踏まえ、播磨臨海地域道路は、「製造業の活性化、投資促進」、「観光周遊の促進」、「交通事故の削減」、「災害に強いまちづくり」の4点を政策目標として設定し、より良い地域づくりに寄与するよう、計画づくりを進めています。



3.2 都市計画対象道路事業の内容

3.2.1 都市計画対象道路事業の種類

一般国道の改築

3.2.2 都市計画対象道路事業実施区域の位置

1) 都市計画対象道路事業の区間

起点：兵庫県神戸市

終点：兵庫県姫路市

2) 都市計画対象道路事業実施区域の位置

計画路線により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される概ねの範囲を「都市計画対象道路事業実施区域」といい、その位置は、図 3.2-1 に示すとおりです。

3.2.3 都市計画対象道路事業の規模

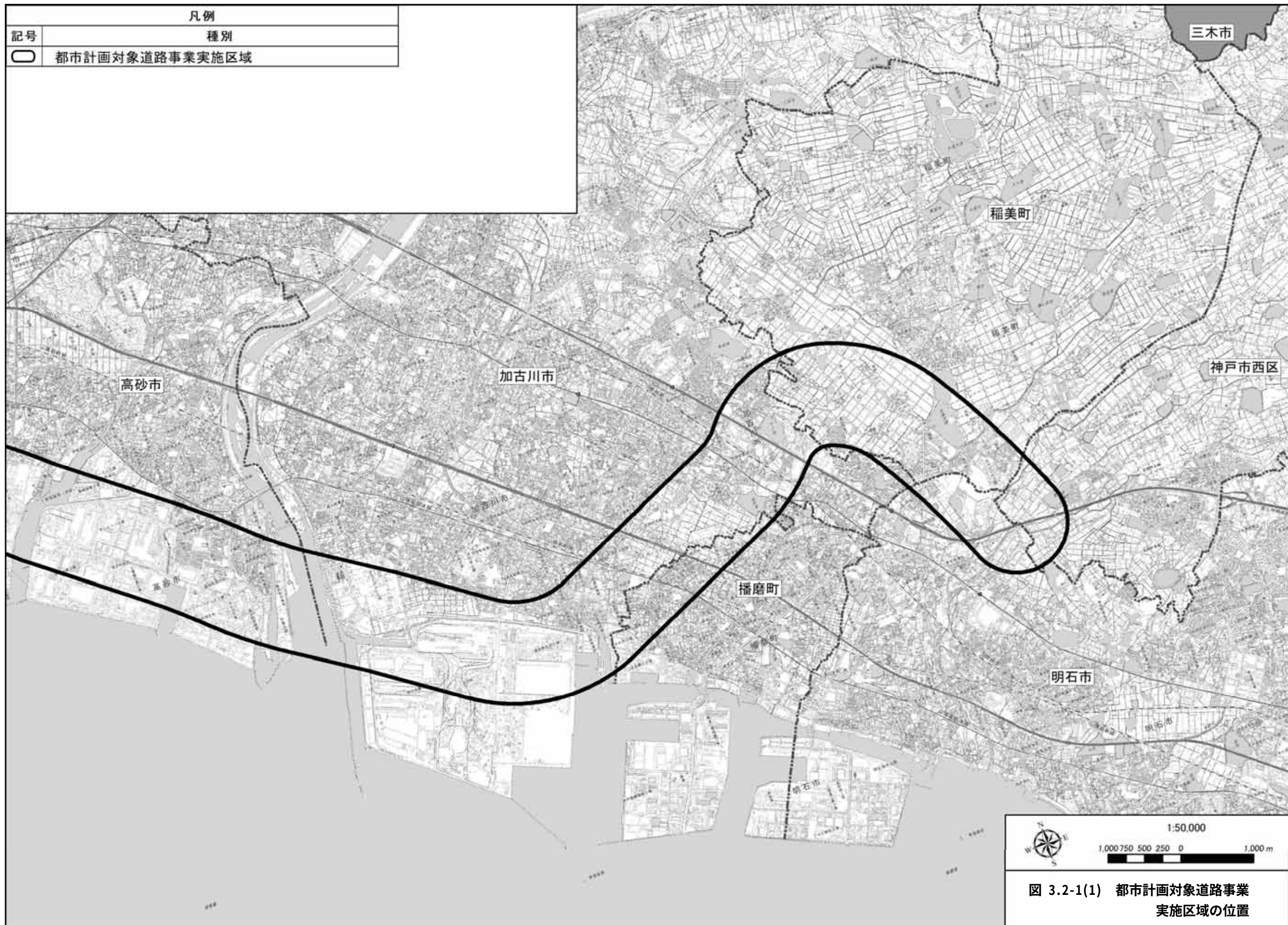
道路延長：約 36km

3.2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数

車線数：4 車線

3.2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度

設計速度：80km/h



凡例	
記号	種別
	都市計画対象道路事業実施区域

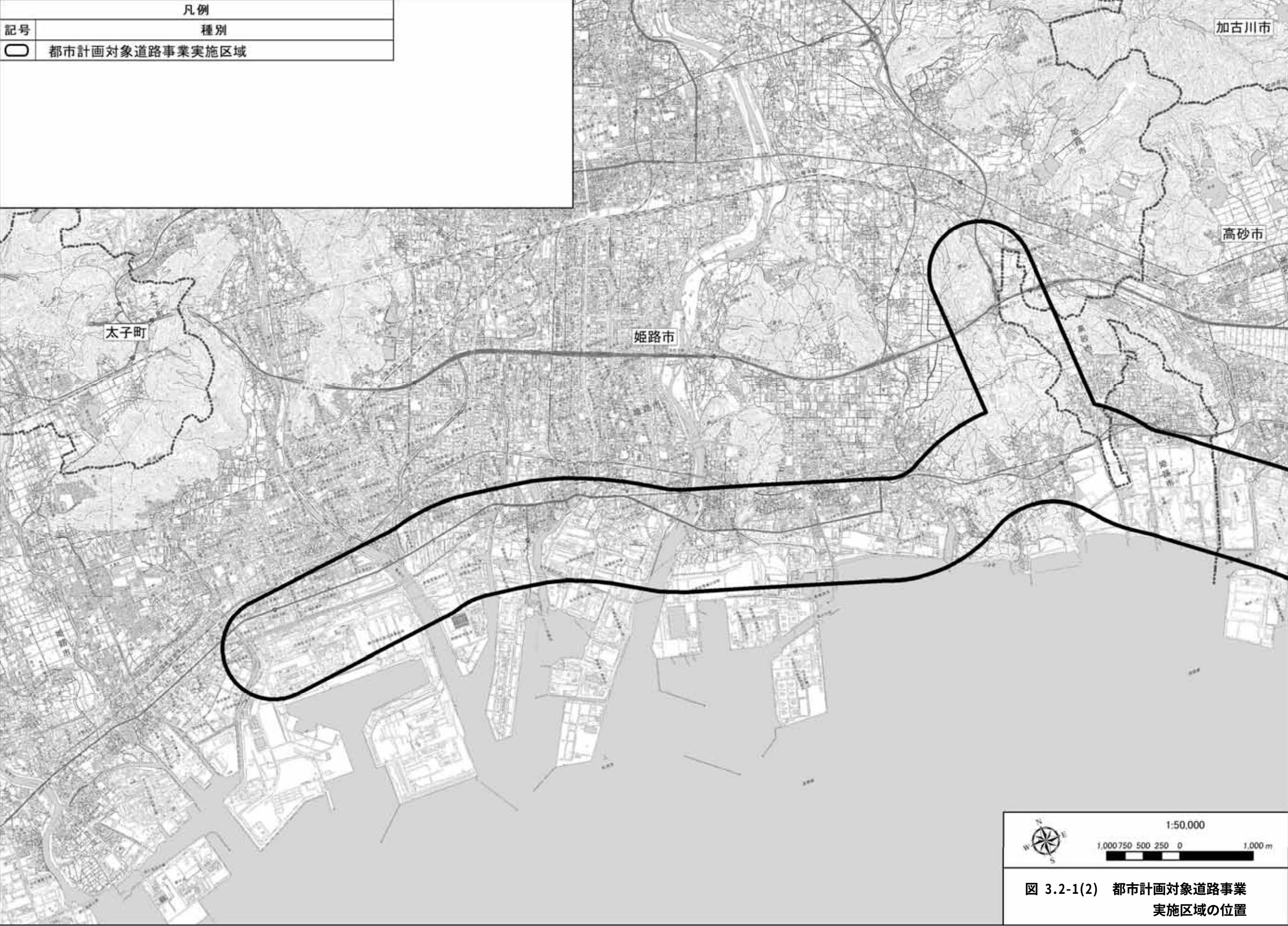


図 3.2-1(2) 都市計画対象道路事業
実施区域の位置

3.2.6 その他の都市計画対象道路事業の内容

1) 都市計画対象道路事業に係る構造の概要

道路構造は、地表式（盛土構造、切土構造）、嵩上式（盛土構造、橋梁構造）、地下式（トンネル構造）があります。

2) 休憩所の設置

都市計画対象道路事業において、休憩所の設置の計画はありません。

3) 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(1) 都市計画対象道路事業の経緯

播磨臨海地域の国道2号バイパスや国道250号などの幹線道路等は渋滞が著しく、国道2号バイパス（加古川バイパス、姫路バイパス）では、1日の交通量が10万台を超える区間があるなど、慢性的に渋滞が発生しています。

当該地域には、姫路港や東播磨港が位置しており、企業の製造拠点も集積しているため、物流交通の多くが国道2号バイパスを利用しています。また、世界遺産姫路城等、観光施設のある周辺エリアへは、自動車やバスなどの車による移動の約5割が国道2号バイパスを利用する交通となっています。そのため、国道2号バイパスを中心とした幹線道路の渋滞は、企業の生産活動、物流コスト、観光振興に大きな影響を及ぼしています。

さらに、国道2号バイパスで発生する事故は、速度低下が原因の一つと考えられる追突事故が8割以上となっており、死傷事故率は国道2号バイパス、国道250号ともに兵庫県内平均の約2倍以上となっています。

また、播磨臨海地域では、洪水などの災害発生時には、一部の主要幹線道路で通行止めや道路の寸断が懸念されています。

このような地域の課題を解決するため、兵庫県神戸市～太子町に至る播磨臨海地域道路の調査・計画がされており、国土交通省近畿地方整備局が第二神明～広畑に至る約36kmの区間を「当面、都市計画・環境影響評価を進める区間」として設定し、平成28年度より計画段階評価を実施しています。

計画段階評価では、住民や企業への意見聴取や「社会資本整備審議会 道路分科会 近畿地方小委員会（以下、「近畿地方小委員会」という。）」での有識者の意見等をもとに、ルート帯等を総合的に決定しています。

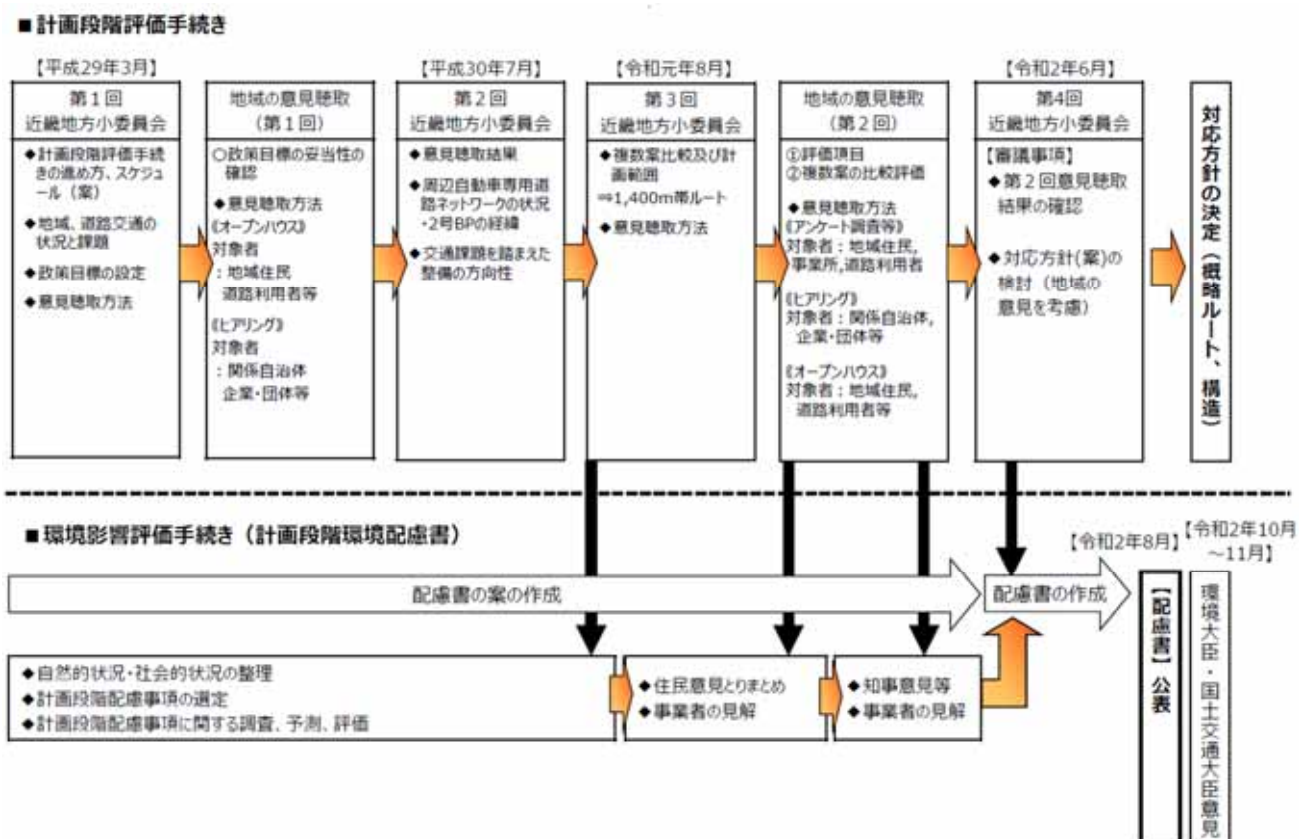


図 3.2-2 地方小委員会における審議経過及び環境影響評価手続きとの関係

地域の道路交通の現状と課題（渋滞状況）

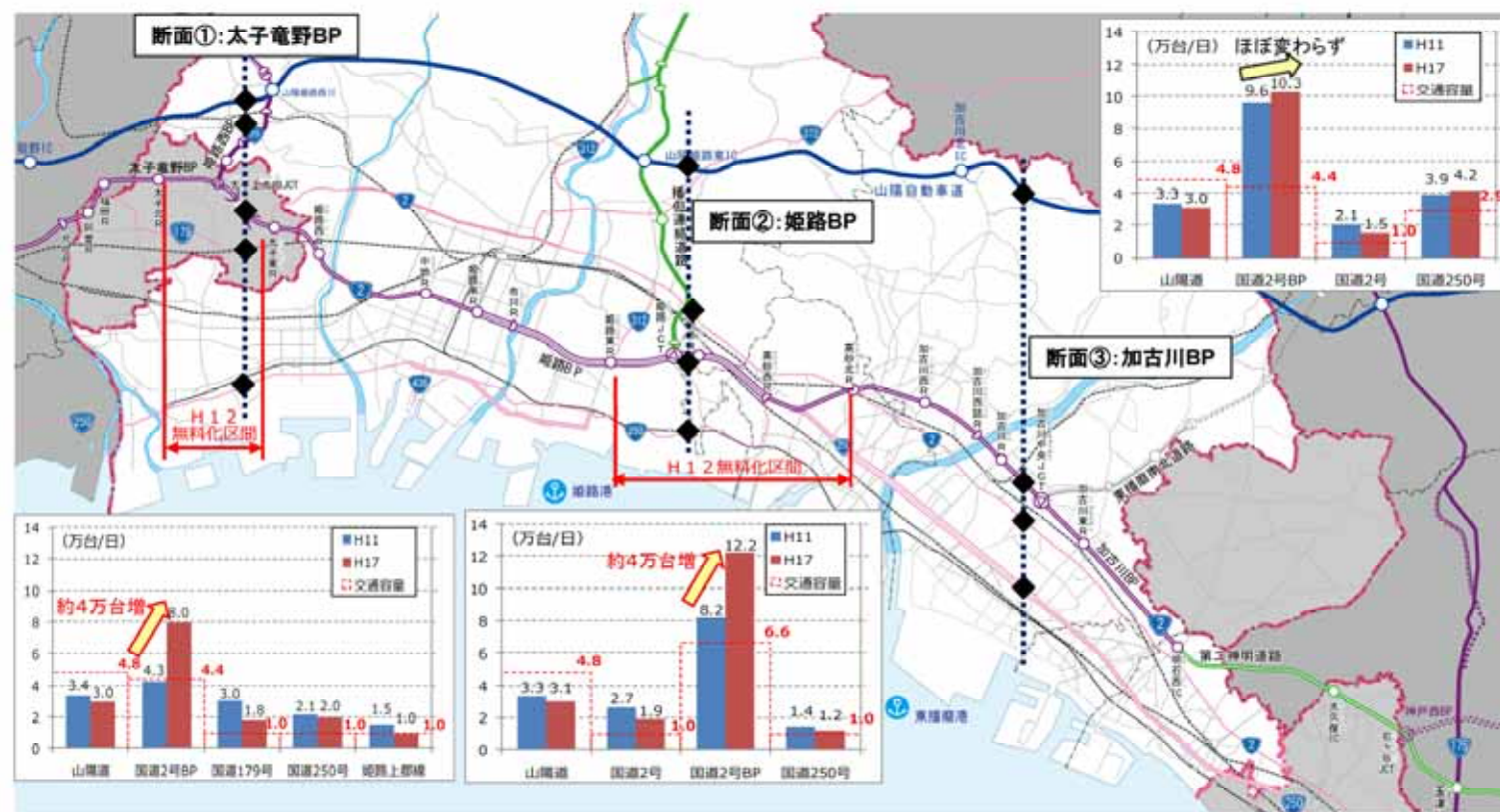
- 東西方向の国道2号BPを中心とした幹線道路は、**需要が大きく容量を大幅に超過**しており渋滞が著しく、国道2号BPを利用する交通は、姫路市中心部や加古川市中心部、また臨海部に発生集中が多い
- 国道2号BPや国道250号といった**東西の主要幹線と南北方向の臨海部アクセス道路のランプ、立体下交差点において特に渋滞が顕著**
- **国道2号BPへのアクセス道路は、物流交通と生活交通が混在するため渋滞**



図 3.2-3(1) 計画段階評価における地域の道路交通の現状と課題の整理状況

地域の道路交通の現状と課題（交通転換による渋滞の悪化）

- 国道2号BPの姫路BP、太子竜野BPは平成12年度に無料化された
- その結果、並行する山陽自動車道や国道179号等から国道2号BPへの交通転換が発生し、姫路BP、太子竜野BPともに約4万台/日もの増加となった



出典: H11年度・H17年度道路交通センサス

※交通容量は、道路構造令における1車線あたりの設計基準交通量を採用

山陽自動車道: 第1種第2級(12,000台)、国道2号BP: 第1種第3級(11,000台) 国道2号・国道250号: 第4種第1級 2車線区間(9,600台)、多車線区間(7,200台)

図 3.2-3(2) 計画段階評価における地域の道路交通の現状と課題の整理状況

地域の道路交通の現状と課題（臨海部の物流）

- 姫路港や東播磨港の取扱貨物の多くは、公共岸壁より臨海部立地企業の専用岸壁で荷卸しされている
- 臨海部の工業地域から播磨臨海地域外への物流は、主に国道2号BPを利用し、神戸・大阪方面への輸送が多い



図 3.2-3(3) 計画段階評価における地域の道路交通の現状と課題の整理状況

- 国道2号BP利用のトリップ長**
 (加古川市圏) 地域別平均トリップ長: 48.8km
 長トリップと短トリップが混在

国道250号利用のトリップ長
 (加古川市圏) 地域別平均トリップ長: 23.2km
 短トリップの割合が高い

国道2号BP利用の地域別交通割合

交通手段	割合
通勤交通	2.6(10%)
通学交通(内市)	1.5(7%)
通学交通(内県)	5.3(20%)
地域交通(内市)	11.0(42%)
地域交通(内県)	5.6(21%)
地域内外	12.6(48%)

26.1万台/日

出典: エリア平均トリップ長、国道2号BP利用の地域交通割合、1024km/sの3D-スキャン画像解析結果

図 3.2-3(4) 計画段階評価における地域の道路交通の現状と課題の整理状況

地域の道路交通の現状と課題（観光移動の特徴）

- 播磨地域を代表する観光地の一つである世界文化遺産姫路城周辺エリアへの自動車利用の経路を調査
- 姫路城周辺エリアとたつの以西間、姫路城周辺エリアと神戸以东間の交通のうち、国道2号BP利用交通はともに約5割であり、国道2号BPを利用する播磨地域外の東西交通は全体の約5割を占める
- 観光分野においても国道2号BPは重要な役割を担っている

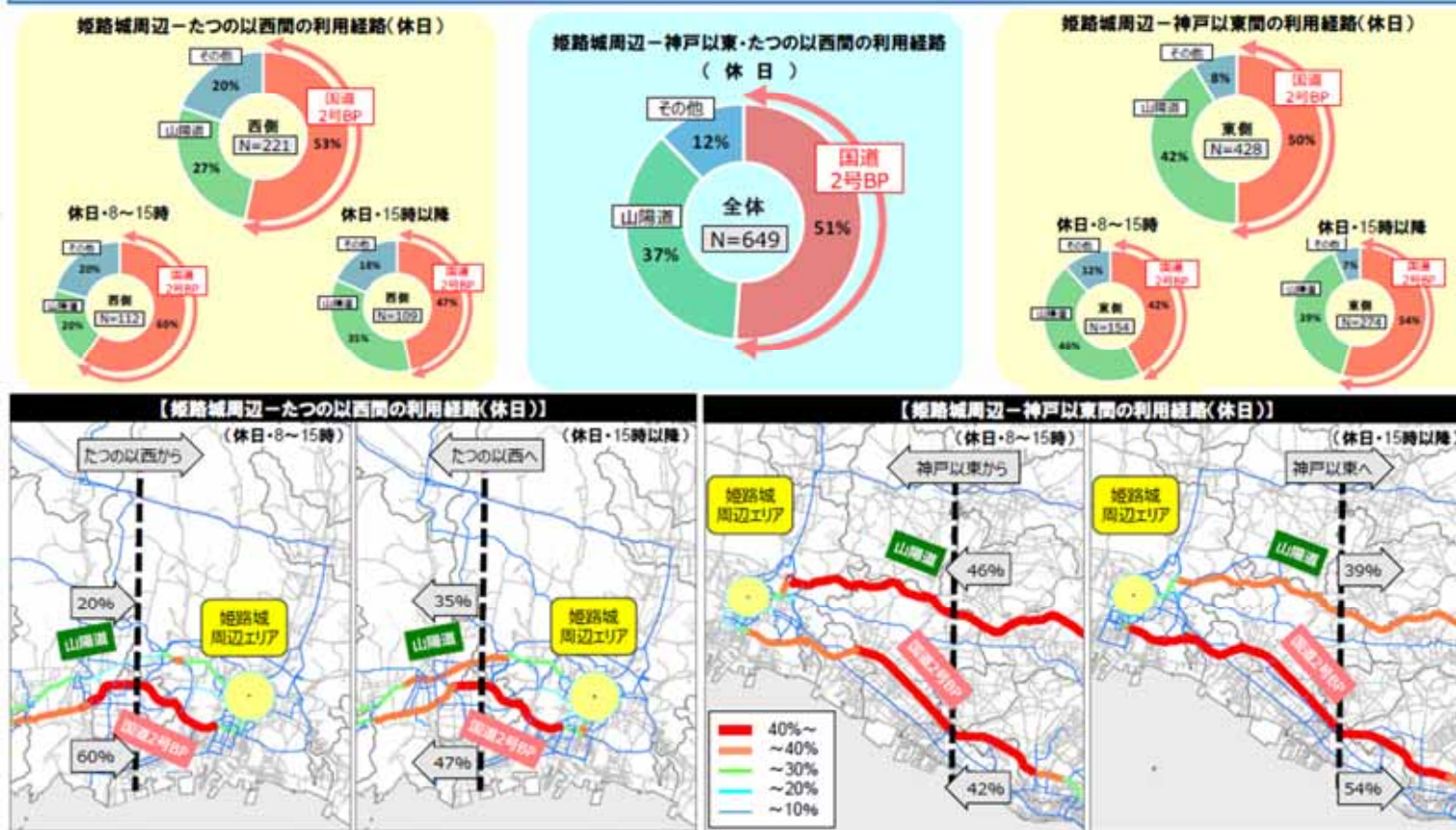


図 3.2-3(5) 計画段階評価における地域の道路交通の現状と課題の整理状況

地域の道路交通の現状と課題（観光周遊）

- 兵庫県では、外国人旅行者が多く訪れる県内観光地「神戸」、「姫路」、「城崎」をつなぐ県内周遊ルート「ひょうごゴールデンルート」として設定・提案し、兵庫のインバウンド観光ブランド力の向上を図り、誘客を促進することを目指している
- 神戸は、異人館や旧居留地の町並み、中華街や神戸ビーフに代表される食。姫路は世界文化遺産の姫路城。城崎は外国人宿泊者数が急増している城崎温泉。それぞれ特色の異なる観光地をつなぐことで観光の活性化を推進している
- しかし、国道2号BPの渋滞により、定時性・速達性が確保されていないため、播磨地域の観光地の魅力低下や広域観光周遊が進まないなど、観光業に影響を及ぼす



図 3.2-3(6) 計画段階評価における地域の道路交通の現状と課題の整理状況

地域の道路交通の現状と課題（事故）

- 国道2号BP、国道250号ともに、**兵庫県内平均の約2倍以上の死傷事故率**
- 国道2号BPでは**加古川西ランプおよび加古川西詰ランプ**、国道250号では**姫路市飾磨区域**で**事故件数が多い**
- 国道2号BPの事故要因は、速度低下が原因の一つと考えられる**追突事故**が8割以上

【国道2号BP、国道250号の年平均死傷事故件数】

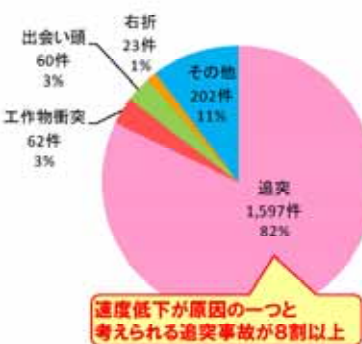


出典：ITARDAデータ
※事故件数は、H23年～H26年の年平均

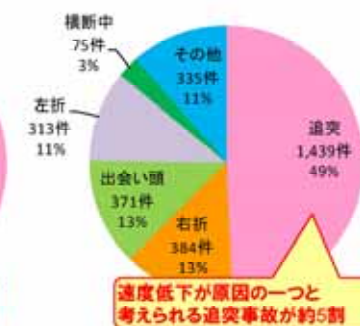
【国道2号BPの死傷事故率】



【国道2号BPの事故類型】

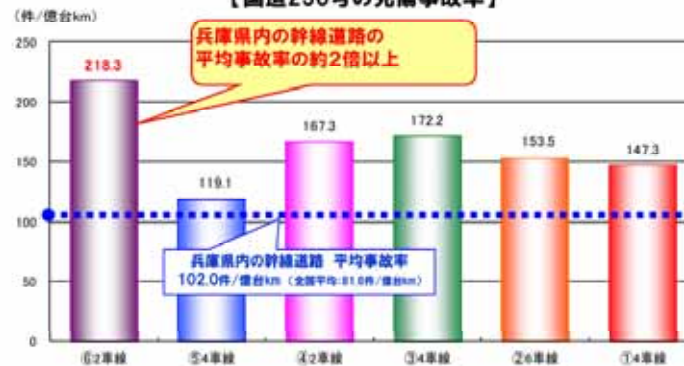


【国道250号の事故類型】



出典：ITARDAデータ (H23～H26の4年間合計)

【国道250号の死傷事故率】



注)「ITARDA データ」とは、交通事故の調査研究、分析を行っている交通事故総合分析センター（略称：ITARDA（イタルダ））所有の交通事故調査データ

図 3.2-3(7) 計画段階評価における地域の道路交通の現状と課題の整理状況

地域の道路交通の現状と課題（浸水・液状化）

- 洪水及び南海トラフ巨大地震に伴う津波により、一部の主要幹線道路で浸水による通行止めが懸念
- 播磨地域の臨海部には、液状化危険度が極めて高い範囲が広く分布



PL値（液状化指数）：地盤の液状化の激しさの程度を表す指標。液状化の発生する深さや層厚、非液状化層の厚さが勘案されており、液状化危険度マップの作成にあたって使われることが多い。「液状化対策技術検討会議」検討成果（H23.8 国土交通省 液状化対策技術検討会議）

注）津波浸水想定区域：門扉が解放され、防潮堤等が津波の越流により破壊した場合を想定。適切な管理による門扉の閉鎖と津波対策の完了により、浸水想定区域はほぼ解消する見込み。

図 3.2-3(8) 計画段階評価における地域の道路交通の現状と課題の整理状況

地域の課題（第1回地域の意見聴取結果）について

○調査目的

公共事業の効率性及びその実施過程の一層の向上を図るため、オープンハウス・ヒアリング調査を実施しました。

第1回では、地域の課題を解決するにあたり設定した政策目標・留意事項の妥当性についてお伺いしました。

○調査方法・調査期間・配布回収数

住民等へはオープンハウスによるアンケート調査を、関係団体・企業へはヒアリングによるアンケート調査を実施しました。

調査期間：平成30年2月2日～2月19日（オープンハウス）、

平成29年12月18日～平成30年2月15日（ヒアリング調査）

方法	実施場所	対象	回答数、実施箇所
オープンハウス	SA・PA、鉄道駅、市役所・町役場	住民	4,821人
ヒアリング	意見聴取対象の拠点等	播磨臨海地域の企業・団体、住民代表、関係自治体	85箇所※

※1箇所のヒアリングで複数の対象者から回答を得たケース（関連企業、関連住民代表等）があるため、回答者数としては99者

○調査結果及び分析等

【政策目標・留意事項の妥当性】

政策目標・留意事項の妥当性については、住民・事業所等へのオープンハウス及びヒアリング調査結果ともに「妥当だと思う」と「どちらかと言うと妥当だと思う」の合計が約9割程度となりました。

オープンハウス

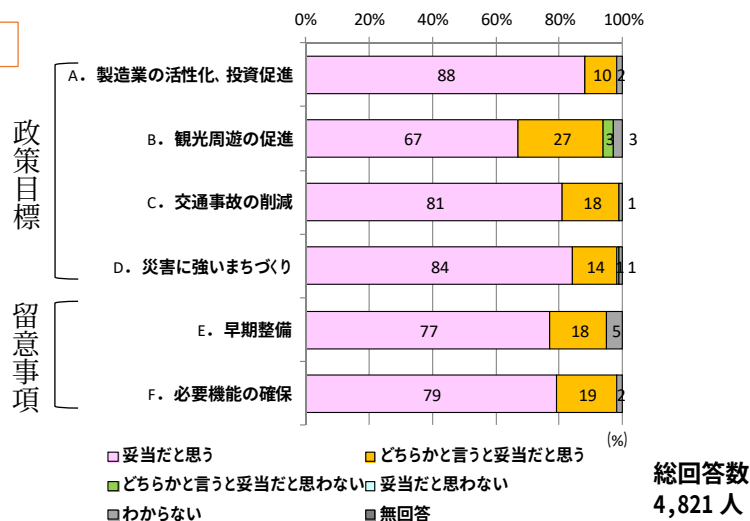
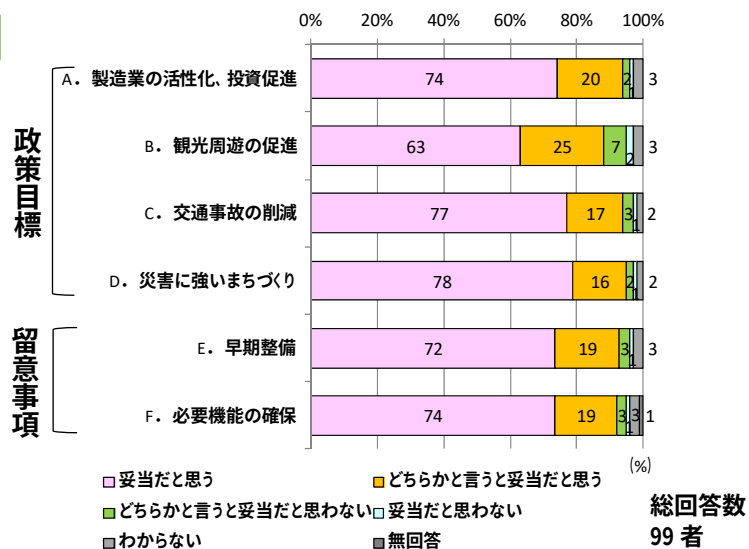


図 3.2-4(1) 地域の課題（第1回地域の意見聴取結果（近畿地方整備局））について

地域の課題（第1回地域の意見聴取結果）について

ヒアリング



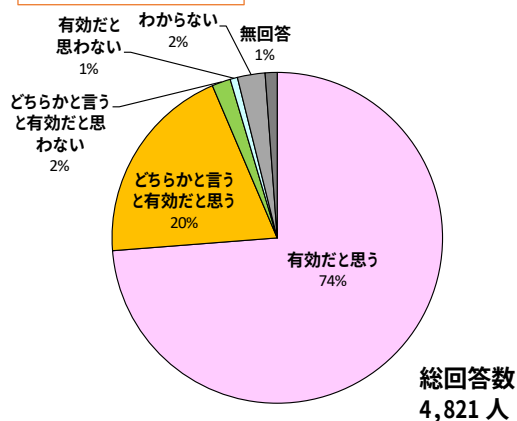
その他、地域の課題に関する主な意見

- ・生活道路では大型車（トレーラー・トラック）に規制をかけ、住み分けが必要。
- ・道路整備と一体となったまちづくりを進めることで、生活道路の整備や地域の防災力向上を図ってほしい。
- ・働き方改革等による拘束時間の制限やドライバー不足、高齢化といった問題を抱えているため、輸送の効率化が課題である。 など

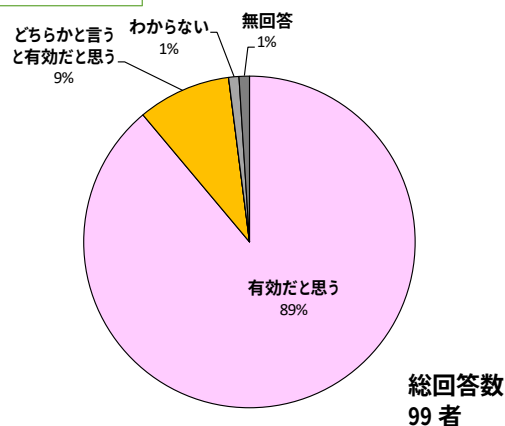
【播磨臨海地域道路の有効性】

住民等・事業者等への調査結果ともに、道路整備が「有効だと思う（有効だと思う＋どちらかと言うと有効だと思う）」の割合は9割以上を占めています。

オープンハウス



ヒアリング



【まとめ】

地域の課題に対する政策目標・留意事項については、住民等・事業所等ともに約9割の方が妥当だと思うと考えており、道路整備の有効性についても9割以上の方が有効だと考えています。

図 3.2-4(2) 地域の課題（第1回地域の意見聴取結果（近畿地方整備局））について

重視すべき事項（第2回地域の意見聴取結果）について

○調査目的

公共事業の効率性及びその実施過程の一層の向上を図るため、アンケート調査・オープンハウス・ヒアリング調査を実施しました。

第2回では、地域の課題を解決するためのルート帯案の検討にあたり、重視すべき点についてお伺いしました。

○調査方法・調査期間・配布回収数

住民・道路利用者へは無作為抽出による郵送配布・留置き・Web・オープンハウスによるアンケート調査を実施し、事業所へは無作為抽出による郵送配布、関係団体・企業へはヒアリングによるアンケート調査を実施しました。

調査方法及び・配布回収数は下表の通りです。

調査期間：令和元年10月1日～11月30日

【アンケートによる意見聴取】

対象	調査対象者	調査手法	調査規模	調査状況	
地域住民	神戸市西区、姫路市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	郵送配布・回収	3,700 世帯 ※無作為抽出	1,042 部	2,176 部
		留置きアンケート	29 箇所	838 部	
道路利用者等	兵庫県等	WEB アンケート (姫路河川国道・自治体HP)	—	296 部	
事業所	神戸市西区、姫路市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	無作為抽出による 郵送配布・回収	4,200 部 ※無作為抽出	1,262 部	

【ヒアリング調査による意見聴取】

対象	調査対象者	実施状況
関係団体・企業	関係自治体、救急医療関係者、商工会・商工会議所、製造業・物流業、観光業・バス・タクシー業、農業・漁業、地域住民	155者

【オープンハウス】

対象	場所	調査状況
地域住民 (計15箇所)	ショッピングモール、SA・PA等	3,221部

○調査結果及び分析等

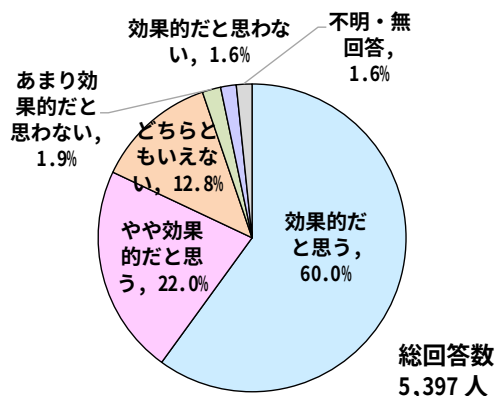
【ルート帯案が効果的か否か】

住民等・事業所アンケート調査、オープンハウス、及び関係団体・企業へのヒアリング結果について、今回のルート帯案が「効果的だと思う（効果的＋やや効果的）」の割合は約8割を占めており、「効果的だと思わない（効果的ではない＋あまり効果的ではない）」の割合は1割を下回りました。

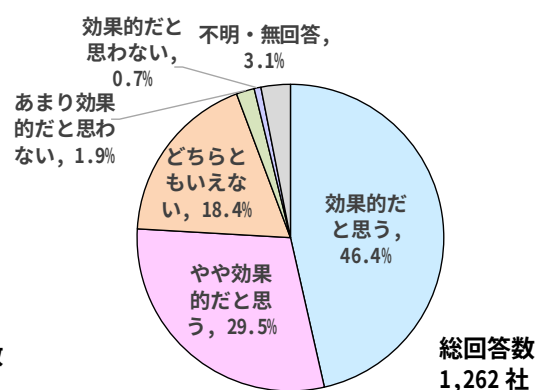
図 3.2-5(1) 重視すべき事項（第2回地域の意見聴取結果（近畿地方整備局））について

重視すべき事項（第2回地域の意見聴取結果）について

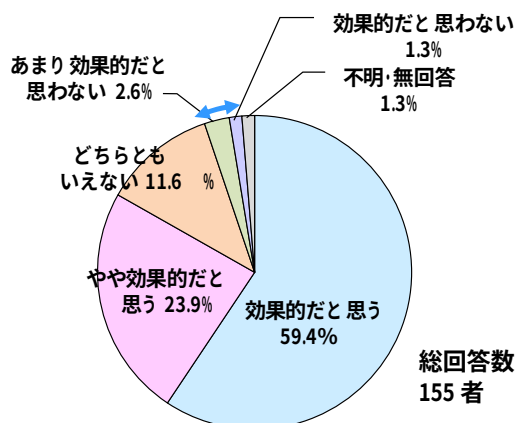
住民等（オープンハウス含む）



事業所



関係団体・企業（ヒアリング）



【地域の課題を解決するためのルート帯検討時の重視事項】

住民等・事業所のアンケート調査、オープンハウス、及び関係団体・企業へのヒアリング結果のいずれかにおいて、政策目標に関する事項については「製造業の活性化・投資促進」、「交通事故の削減」、「災害に強いまちづくり」、配慮事項に関しては「生活環境への影響」、「自然環境への影響」、「支障となる家屋及び工場等」を重視すべきとの意見が7割を上回りました。

住民等（オープンハウス含む）

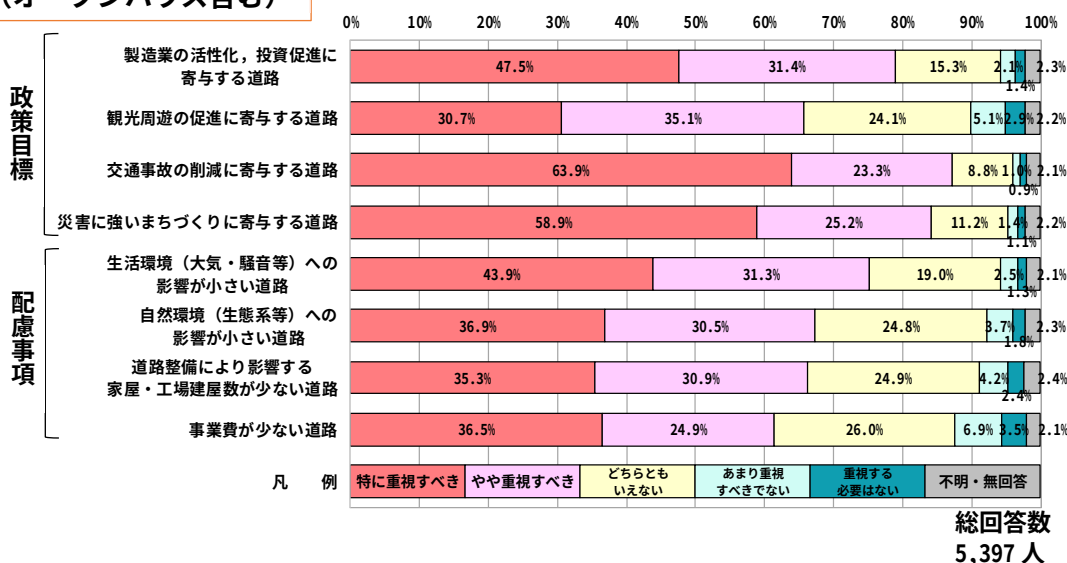


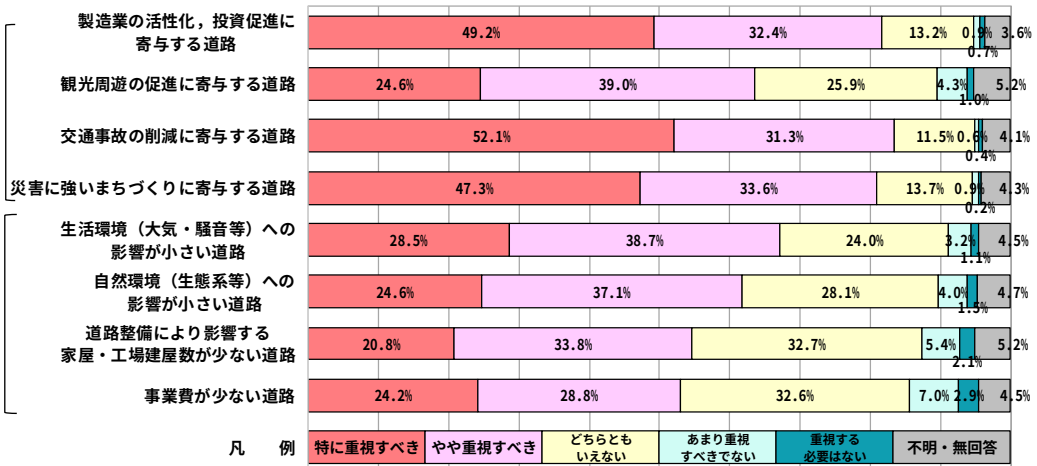
図 3.2-5(2) 重視すべき事項（第2回地域の意見聴取結果（近畿地方整備局））について

重視すべき事項（第2回地域の意見聴取結果）について

事業所

政策目標

配慮事項

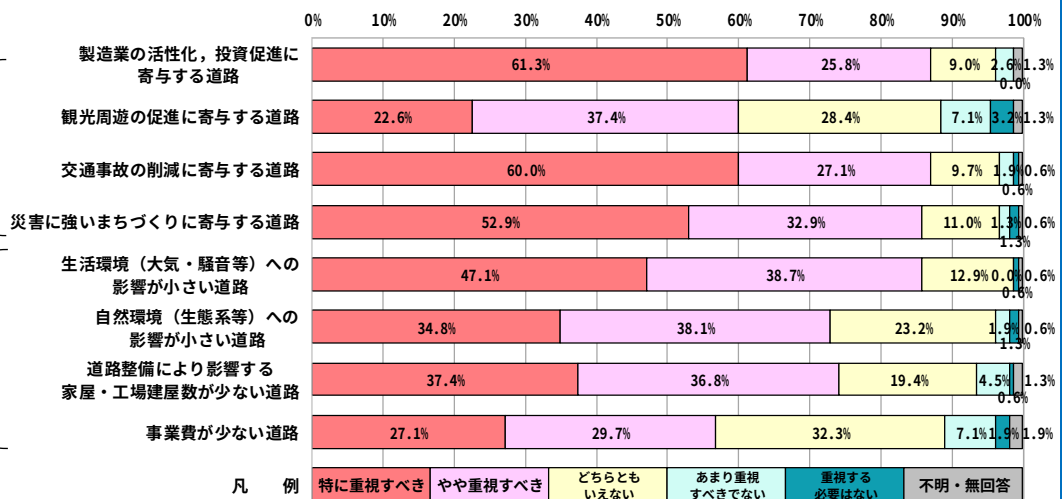


総回答数
1,262 社

関係団体・企業（ヒアリング）

政策目標

配慮事項



総回答数
155 者

その他、重視すべき事項に関する意見

- ・地域が分断されないようにしてほしい
- ・可能な限り早期実現してほしい
- ・多方面へのアクセスが便利のようにルートを考えてほしい など

【まとめ】

地域の課題を解決するためのルート帯検討時における重視すべき事項の意見を踏まえると、政策目標に関しては「製造業の活性化、投資促進」、「交通事故の削減」、「災害に強いまちづくり」について、配慮事項に関しては「生活環境への影響」、「自然環境への影響」、「支障となる家屋及び工場等」について重視すべきと考える方が多く、約 8 割の方が今回のルート帯案が効果的と考えています。

図 3.2-5(3) 重視すべき事項（第2回地域の意見聴取結果（近畿地方整備局））について

(2) 位置等に関する複数案の設定についての考え方

本事業に係る計画段階配慮事項についての検討にあたっては、事業実施想定区域の位置又は規模に関する複数の案（以下、「複数案」という。）を適切に設定する必要があります。

複数案は、政策目標や地形・地質条件、生活環境、自然環境、コスト縮減などを踏まえて設定しています。

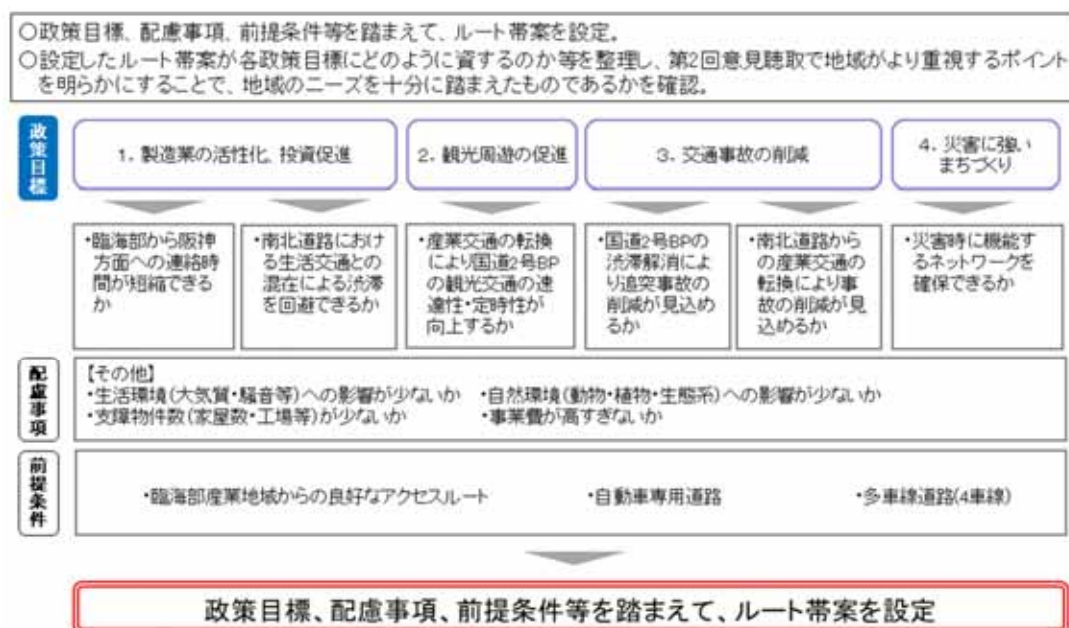
(3) 複数案の設定にあたっての考え方

政策目標の達成に寄与する複数案として、兵庫県神戸市と兵庫県姫路市を結ぶ、以下の案を選定しています。

複数案のルート選定にあたっては、解決すべき課題から求められる政策目標（「3.1 都市計画対象道路事業の目的」参照）の達成度について、経済面、社会面、環境面などを総合的に比較検討し、4案を選定しています。ルート帯案の概要を表 3.2-1 及び図 3.2-7、ルート帯案の考え方を図 3.2-6 に示します。

表 3.2-1 ルート帯案の概要

	内陸ルート	沿岸ルート
ルート帯案の概要	【案 1-1 内陸・加古川ルート】 加古川市の市街化調整区域及び住宅密集地と企業集積地の間の空間や公共空間を活用する案	【案 2-1 沿岸・加古川ルート】 加古川市の市街化調整区域及び企業地内の空間や海上空間を活用する案
	【案 1-2 内陸・明石ルート】 明石市の市街化調整区域及び住宅密集地と企業集積地の間の空間や公共空間を活用する案	【案 2-2 沿岸・明石ルート】 明石市の市街化調整区域及び企業地内の空間や海上空間を活用する案



※現道上の空間を活用する案は、播磨臨海地域道路が「自動車専用道路」で「リダンダンソーの確保」を目指す路線であるため、比較案としない

図 3.2-6 ルート帯案の考え方

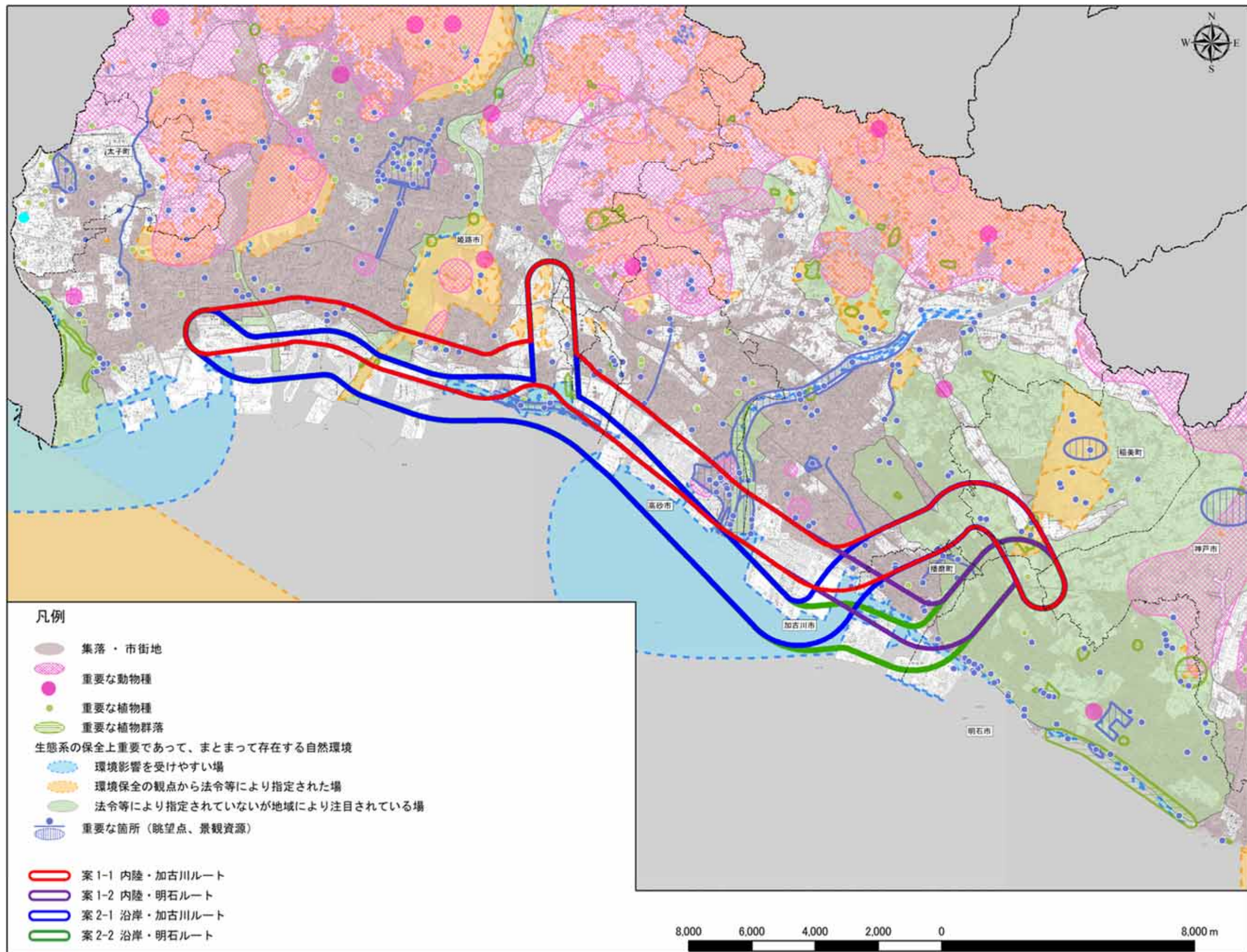


図 3.2-7 ルート帯案の概要

(4) 比較評価結果

比較評価の結果、【案 1-1 内陸・加古川ルート】は、他の 3 つの比較案に比べ、課題を解決するための政策目標である「製造業の活性化、投資促進」、「観光周遊の促進」、「交通事故の削減」、「災害に強いまちづくり」の点において優れています。また、早期整備、必要機能の確保という留意点においても優れており、意見聴取で得られた、『『製造業の活性化、投資促進』、『交通事故の削減』、『災害に強いまちづくり』について重視すべき』とする地域のニーズにも応えることが可能です。

以上を踏まえ、計画段階評価における第 4 回近畿地方小委員会において、以下のとおり、対応方針（案）が了承されました。

◆対応方針（案）

ルート帯案については、加古川市の市街化調整区域及び住宅密集地と企業集積地の間の空間や公共空間を活用する「内陸・加古川ルート」を対応方針案とする。

（理由）

- 地域の意見聴取結果において、政策目標、配慮事項、コストの 8 項目のうち、6 項目（製造業の活性化、投資促進・交通事故の削減・災害に強いまちづくり・生活環境への影響・自然環境への影響・支障となる家屋及び工場等）について重視すべきとする意見が多く寄せられている。
- このうち、住民等・事業所アンケート、オープンハウス、関係団体ヒアリング全ての意見聴取において、「製造業の活性化、投資促進」、「交通事故の削減」、「災害に強いまちづくり」について重視すべきとする意見が多く、3 項目全てにおいて効果が期待できる案は「内陸・加古川ルート」である。
- また、その他の重視すべきとする意見が多く寄せられた事項（生活環境への影響・自然環境への影響・支障となる家屋及び工場等）については、今後の環境影響評価手続きや路線・構造の検討において、一定程度影響を軽減することができると考える。
- 従って、「内陸・加古川ルート」が最も適していると考ええる。

出典：「近畿地方小委員会資料」国土交通省近畿地方整備局ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4) 計画段階環境配慮書以降方法書までの経緯

近畿地方小委員会での有識者や住民等の意見を踏まえ、国土交通省近畿地方整備局が、「計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」という。）を作成し、令和 2 年 10 月 27 日の国土交通大臣意見をもって、配慮書の手続きを完了しました。その後、国土交通省近畿地方整備局が、配慮書において複数案としていたルート帯のうち、「内陸・加古川ルート」を対応方針として決定しました。

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲（以下、「調査区域」という。）とは、環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、都市計画対象道路事業実施区域から概ね片側3km（本書において最も広範囲に設定する環境要素は景観であり、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）を参考に設定。）を含む図3.2-1及び図4-1に示す範囲とします。

なお、統計資料等より、市町単位で調査区域の概況を把握する事項については、都市計画対象道路事業実施区域から3kmの範囲が含まれる神戸市（西区）、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市及び太子町の8市町全域（以下、「対象市町」という。）を対象とします。

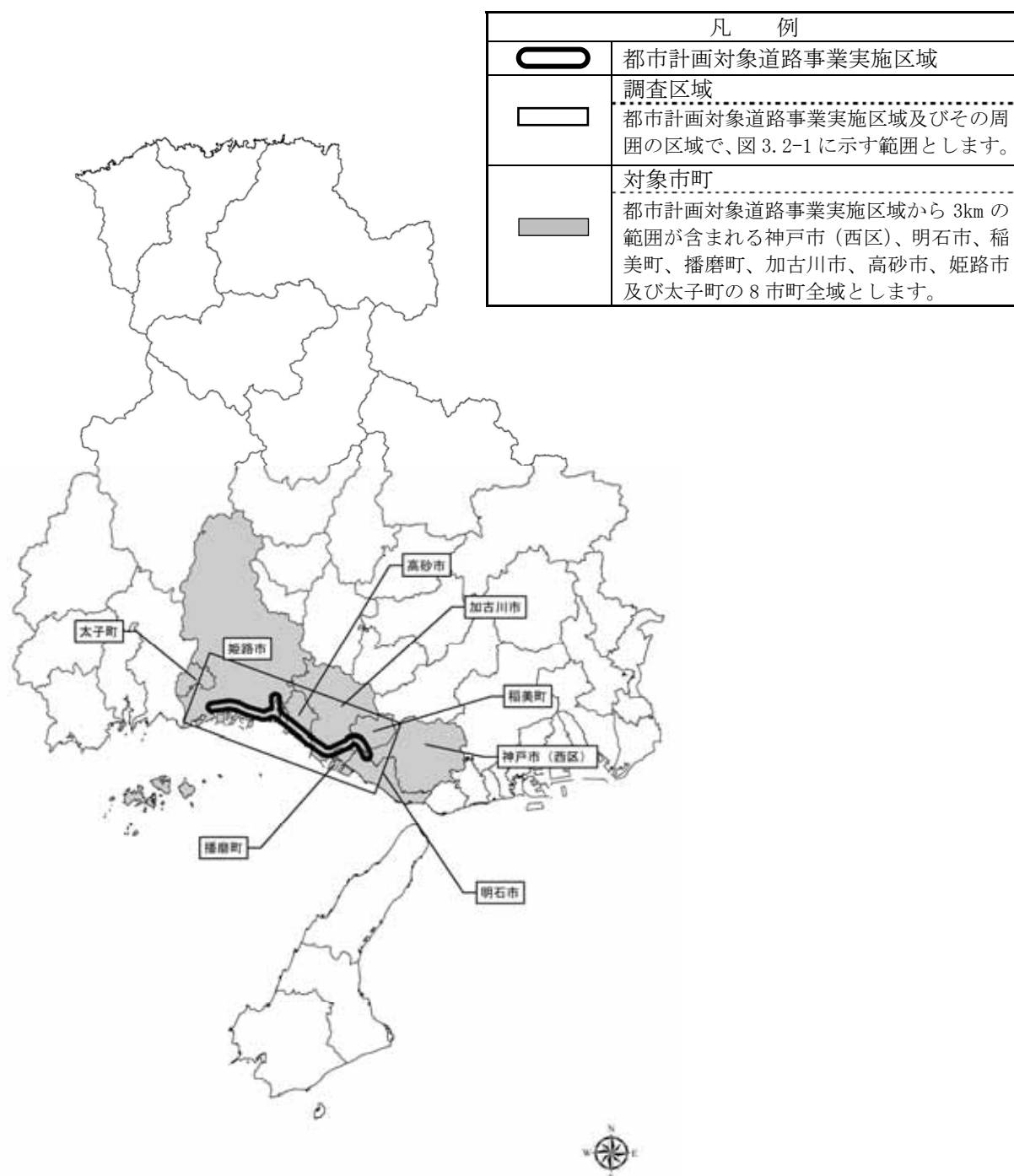


図 4-1 調査区域及び対象市町の概要

4.1 自然的状況

調査区域における主な自然的状況を把握した結果を表 4.1-1 に示します。また、自然的状況の把握に用いた文献・資料を表 4.1-2 に、各項目について把握した結果を「4.1.1 大気環境の状況」以降に示します。

表 4.1-1(1) 自然的状況（概況）

項目	調査区域の概況
大気環境の状況	<p>1.気象</p> <p>調査区域では、気温、降水量等の調査が明石観測所及び姫路観測所において行われている。都市計画対象道路事業実施区域には気象観測所は存在していない。</p> <p>明石観測所における令和2年度の気象概況は、年平均気温が 16.3℃、年降水量が 1,227.0mm、年最多風向は北北東、年平均風速は 3.8m/s である。</p> <p>姫路観測所における令和2年度の気象概況は、年平均気温が 16.2℃、年降水量が 1,255.5mm、年最多風向は北西、年平均風速は 2.6m/s である。</p> <p>2.大気質</p> <p>調査区域では、一般環境大気測定局 17 局、自動車排出ガス測定局 4 局において、大気質の調査が行われている。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域には、一般局の宮西、別府、白浜、自排局の平岡、飾磨が存在している。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、すべての測定局で環境基準を達成している。</p> <p>3.騒音</p> <p>令和元年度の一般環境騒音の調査結果及び環境基準達成状況は、調査区域の調査地点 28 地点のうち 21 地点で環境基準を達成している。都市計画対象道路事業実施区域では、平岡公民館、西脇雨水ポンプ場、高砂公民館、沖浜ポンプ場で調査が行われており、平岡公民館及び西脇雨水ポンプ場の調査地点で環境基準（夜間）を超過している。</p> <p>平成 30 年度の道路交通騒音の調査結果及び環境基準達成状況は、調査区域の調査地点 38 地点のうち 35 地点で環境基準を達成しており、3 日以上測定した全ての地点で要請限度を下回っている。都市計画対象道路事業実施区域では、一般国道 250 号、一般県道 381 号野谷平岡線、一般県道 553 号別府平岡線、主要地方道 62 号姫路港線で調査が行われており、全ての地点で環境基準を達成している。</p> <p>4.振動</p> <p>調査区域では、一般環境振動について既存の調査は行われていない。</p> <p>道路交通振動は令和元年度に高砂市の 5 地点で実施されており、全ての地点で要請限度を下回っている。都市計画対象道路事業実施区域では、道路交通振動の調査は行われていない。</p> <p>5.その他</p> <p>調査区域では、低周波音について既存の調査は行われていない。</p>

表 4.1-1(2) 自然的状況（概況）

項目	調査区域の概況
水環境の状況	<p>1.水象</p> <p>調査区域の主な河川として、一級河川の加古川、二級河川の法華山谷川、市川、夢前川等がある。また、調査区域東部の神戸市、明石市、稲美町、加古川市にかけての地域では多数のため池が見られる。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域には一級河川の加古川、二級河川の瀬戸川、喜瀬川、泊川、法華山谷川、天川、西浜川、八家川、市川、野田川、船場川、夢前川、汐入川がある。</p> <p>播磨灘海岸部には、東播磨港、姫路港等がある。</p> <p>2.水質</p> <p>河川における生活環境項目の平成 30 年度の測定結果は、調査区域では 33 地点で調査が行われており、有機汚濁の代表的指標である BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質質量）、DO（溶存酸素量）については、環境基準が設定されている 15 地点で環境基準を達成しているが、pH 及び大腸菌群数は一部の地点で環境基準を超過している。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域では、西区岩岡町（印籠川）、山電下（水田川）、別府橋（別府川）で調査が行われており、全ての調査地点において環境基準を達成している。</p> <p>また、海域における生活環境項目に係る平成 30 年度の水質調査結果は、調査区域では 18 地点で調査が行われており、有機汚濁の代表的指標である COD（化学的酸素要求量）については、調査区域の調査地点 18 地点のうち 1 地点で環境基準を超過している。全窒素・全りんは、調査区域の調査地点 10 地点のうち 2 地点で全りんが環境基準を超過している。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域では、海域の水質調査は行われていない。</p> <p>3.水底の底質</p> <p>調査区域では、河川 4 地点、海域 12 地点で PCB 等について調査が行われている。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域では、河川及び海域の底質調査は行われていない。</p> <p>4.その他</p> <p>調査区域には、特にいなみの台地に多くのため池が存在しており、各自治体で水質調査が実施されている。都市計画対象道路事業実施区域では、天満大池、和田上池、妹池、石ヶ池で調査が行われている。</p> <p>また、都市計画対象道路事業実施区域の対象市町では、環境基準が定められている健康項目を対象に地下水の概況調査等が実施されている。令和元年度は神戸市、明石市、加古川市、姫路市で調査が行われ、神戸市でふっ素が 1 地点、姫路市で砒素が 1 地点、硝酸・亜硝酸性窒素が 1 地点、環境基準値を超過している。</p> <p>なお、地下水のダイオキシン類の調査は、対象市町では姫路市の 2 地点で実施されており、平成 30 年度はいずれの地点も環境基準 1 pg-TEQ/L 以下となっている。</p>
土壌及び地盤の状況	<p>1.土壌</p> <p>調査区域北側の山地・丘陵地は受食土、未熟土等、東側の段丘は褐色低地土、灰色低地土、黄色土等、低地部は灰色低地土、グライ土等が分布しているが、多くの部分は市街地、埋立地などの未区分地である。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域は、東側に黄色土、灰色低地土等、中央に受食土、受食土的褐色森林土、黄色土、グライ土等、西側にグライ土、灰色低地土等が分布しているが、多くの部分は市街地、埋立地などの未区分地である。</p> <p>調査区域では、「土壌汚染対策法」に基づく指定区域として「要措置区域」が 2 箇所、「形質変更時要届出区域」が 43 箇所指定されている。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により指定された区域（廃棄物が地下にある土地の区域）が 78 箇所ある。</p> <p>さらに、都市計画対象道路事業実施区域には、「底質の処理・処分等に関する暫定指針」に基づき処理された PCB 盛立地が存在している。</p> <p>2.地盤</p> <p>播磨平野では、昭和 39 年の測量によれば、神戸市から姫路市に至る長い区間が、姫路市から西の地域に比べ、相対的に沈下傾向になっていたが、その後の測量では特に沈下は認められていない。</p>

表 4.1-1(3) 自然的状況（概況）

項目	調査区域の概況
地形及び地質の状況	<p>1.地形 調査区域の北側の高御位山周辺、姫路 JCT 付近及び西側付近には、山地・丘陵地が分布している。調査区域東側には広大な「いなみの台地」と呼ばれる丘陵地が広がり、加古川、市川・夢前川等の周辺には谷底平野・沖積低地・氾濫原や三角州・海岸平野・後背低地等の地形が見られる。臨海部はほとんどが人工改変地・干拓地となっている。 都市計画対象道路事業実施区域は、東側は谷底平野や段丘、臨海部は人口改変地・干拓地が多く分布している。</p> <p>2.地質 調査区域北側の山地は、火山性岩石や深成岩類からなっている。東側の段丘の地質は、中位段丘堆積物（砂・礫）や、高位（段丘）面（明美面）（砂礫・砂・粘土からなる地層）等の未固結堆積物が多く見られる。また、低地の地質は、大部分が泥・シルト・砂・礫からなる未固結堆積物が占めている。臨海部は埋立地となっている。 都市計画対象道路事業実施区域の大部分を占める低地は、泥・シルト・砂・礫からなる未固結堆積物で構成されており、比較的軟弱な地盤と考えられる。</p> <p>3.重要な地形・地質 調査区域には、「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」に記載された姫路市大塩町～網干の海岸砂州等の重要な地形、竜山石・石の宝殿等の重要な地質が分布している。 都市計画対象道路事業実施区域には、重要な地形として、いなみの台地、尾上神社周辺の海岸砂州、小赤壁、姫路市大塩町～網干の海岸砂州が分布している。</p>
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p>1.動物 調査区域では、詳細な位置が特定できた重要な動物として、セトウチサンショウウオ、ナゴヤダルマガエル、ベッコウトンボ等の生息が記録されている。 また、調査区域における注目すべき生息地として、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に「夢前川右岸の水路」と「加古川河口」、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に「加古川河口周辺」、「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」に「いなみの台地のため池群」が、それぞれ記載されている。</p> <p>2.植物 調査区域における重要な植物種としては、サンショウモ、オニバス、フクド、タコノアシ、コヤスノキ、ノジギク等の維管束植物 129 科 669 種等が挙げられる。都市計画対象道路事業実施区域には、植物群落として稲美町六分一・天満大池のアサザ群落、姫路市大塩町・姫路シーサイドゴルフ場南の海岸の海浜植物群落、的形のノジギク群落、姫路市大塩町・的形町・木場の海岸植生、姫路市飾磨区中島・市川河口の塩沼地植物群落、巨樹巨木として姫路市白浜町（松原八幡神社）のイチョウ、保存種・保護樹木として明石市魚住町のクスノキ、フジ、高砂市高砂町のイブキ、カヤ、エノキ、クロマツ、ソテツ、姫路市八家のビャクシン、姫路市白浜町のクスノキ、イチョウ、姫路市飾磨区のクロガネモチ、天満社の森が分布している。</p> <p>3.生態系 調査区域には、地域を特徴づける生態系及び指標として、「山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系」の上位性注目種オオタカ、「低地・台地の耕作地・ため池を中心とする生態系」の上位性注目種タヌキ、「河川・河口域（河川の水域、河川のヨシ原・河口干潟）を中心とする生態系」の上位性注目群集サギ類が存在している。</p>

表 4.1-1(4) 自然的状況（概況）

項目	調査区域の概況
景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	<p>1.景観</p> <p>調査区域では、姫路市・神戸市で景観計画が策定されており、姫路市全域が景観計画区域とされている。また、兵庫県では、地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）が作成され、調査区域においては、太子町が西播磨地域 地域景観マスタープランの地域に含まれている。</p> <p>調査区域には、主要な眺望点として高御位山（播磨富士）等 121 箇所、景観資源として姫路城等 160 箇所が存在している。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域には、主要な眺望点が 26 箇所、景観資源が 28 箇所存在している。</p> <p>調査区域には、都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる箇所が複数存在している。</p> <p>2.人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>調査区域には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が 84 箇所存在している。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域には、高砂海浜公園・向島公園、白浜海水浴場等の人と自然との触れ合いの活動の場が 21 箇所存在している。</p>
一般環境中の放射性物質の状況	<p>調査区域における空間放射線量率のモニタリングポストの位置は、姫路市において測定されている。令和 2 年度の測定結果は、自然放射線のレベルとなっている。</p> <p>また、環境省が示している汚染状況重点調査地域の指定要件や除染実施計画を策定する地域の要件である 1 時間あたり $0.23 \mu\text{Sv}$ 以上の数値に該当している地点はない。</p>

表 4.1-2(1) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目		No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
1 大気環境の状況	1.気象	01	過去の気象データ検索	(令和3年4月)	気象庁
		02	地域気象観測所一覧	令和3年3月	気象庁
	2.大気質	01	環境白書ー令和元年度版ー	令和2年3月	兵庫県
		02	播磨町の環境の概況 (平成30年度版)	(令和3年4月)	播磨町
		03	環境の概要 (令和元年度版)	令和元年9月	加古川市
		04	高砂市の環境 平成30年度版	(令和3年4月)	高砂市
	3.騒音	01	環境の概要 (令和2年度版)	令和2年9月	加古川市
		02	高砂市の環境 令和元年度版	(令和3年4月)	高砂市
		再掲	環境白書ー令和元年度版ー	令和2年3月	兵庫県
	4.振動	再掲	高砂市の環境 令和元年度版	(令和3年4月)	高砂市
2 水環境の状況	1.水象	01	兵庫県統計書 令和元年 (2019)	令和3年3月	兵庫県
		02	瀬戸内海の環境情報 (瀬戸内海の潮流)	(令和3年4月)	環境省
		03	姫路港港湾計画図	令和元年7月	兵庫県
		04	東播磨港港湾計画図	平成26年3月	兵庫県
	2.水質	再掲	環境白書ー令和元年度版ー	令和2年3月	兵庫県
		01	水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ	(令和3年4月)	環境省
	3.水底の底質	再掲	環境白書ー令和元年度版ー	令和2年3月	兵庫県
	4.その他	01	令和2年度 町内ため池水質調査記録表	(令和3年4月)	稲美町
		02	播磨町の環境の概況 (令和元年度版)	(令和3年4月)	播磨町
		03	大気・水質等常時監視結果 (令和元年度)	令和2年7月	兵庫県
		再掲	環境白書ー令和元年度版ー	令和2年3月	兵庫県
3 土壌及び地盤の状況	1.土壌	01	要措置区域・形質変更時要届出区域情報	(令和3年4月)	ひょうごの環境
		02	区域の指定について	(令和3年4月)	明石市
		03	土壌汚染指定区域情報	(令和3年4月)	加古川市
		04	土壌汚染対策について	(令和3年4月)	姫路市
		05	廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定	(令和3年4月)	ひょうごの環境
		06	廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定	(令和3年4月)	神戸市
		07	廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定	(令和3年4月)	姫路市
		再掲	環境白書ー令和元年度版ー	令和2年3月	兵庫県
		08	令和元年度ダイオキシン類調査結果	(令和3年4月)	姫路市
		09	5万分の1土地分類基本調査【土壌図】 高砂/姫路・播州赤穂・坊勢島・寒霞溪/北条/龍野	平成3年3月 平成4年3月 昭和61年3月 昭和41年3月	兵庫県 兵庫県 兵庫県 経済企画庁
	2.地盤	01	全国地盤環境ディレクトリ (令和元年度版)	(令和3年4月)	環境省
4 地形及び地質の状況	1.地形	01	5万分の1土地分類基本調査【地形分類図】 高砂/姫路・播州赤穂・坊勢島・寒霞溪/北条/龍野	平成3年3月 平成4年3月 昭和61年3月 昭和40年3月	兵庫県 兵庫県 兵庫県 経済企画庁
	2.地質	01	地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 高砂 岡山 (12) 第71号 高砂TAKASAGO	平成15年	地質調査総合センター (旧 地質調査所)
		02	地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 北条 岡山 (12) 第59号 北条HOJO	平成6年	地質調査総合センター (旧 地質調査所)
		03	地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 龍野 岡山 (12) 第58号 龍野TATSUNO	平成12年	地質調査総合センター (旧 地質調査所)
		04	5万分の1土地分類基本調査【表層地質図】 姫路・播州赤穂・坊勢島・寒霞溪	平成4年3月	兵庫県
	3.重要な地形及び地質	01	兵庫県版レッドリスト2011 (地形・地質・自然 景観・生態系)	(令和3年4月)	ひょうごの環境

表 4.1-2(2) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
5 動植物の生息又は生育、 植生及び生態系の状況	1.動物	01	自然環境調査Web-GIS 第2回	(令和3年4月) 環境省自然環境局生物多様性センター
		02	自然環境調査Web-GIS 第3回	(令和3年4月) 環境省自然環境局生物多様性センター
		03	自然環境調査Web-GIS 第4回	(令和3年4月) 環境省自然環境局生物多様性センター
		04	自然環境調査Web-GIS 第5回	(令和3年4月) 環境省自然環境局生物多様性センター
		05	自然環境調査Web-GIS 第6回	(令和3年4月) 環境省自然環境局生物多様性センター
		06	兵庫県版レッドリスト2017 哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類	(令和3年4月) ひょうごの環境
		再掲	兵庫県版レッドリスト2011 (地形・地質・自然 景観・生態系)	(令和3年4月) ひょうごの環境
		07	兵庫県版レッドリスト2013 鳥類	(令和3年4月) ひょうごの環境
		08	兵庫県版レッドリスト2012 昆虫類	(令和3年4月) ひょうごの環境
		09	兵庫県版レッドリスト2014 貝類及びその他 無脊椎動物	(令和3年4月) ひょうごの環境
		10	河川環境データベース (河川水辺の国勢調査)	(令和3年4月) 国土交通省水情報国 土データ管理センタ ー
		11	神戸市で確認された動植物一覧 (2020年度)	(令和3年4月) 神戸市
		12	神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020	(令和3年3月) 神戸市
		13	明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッ ドリスト	平成31年3月 明石市
		14	第2回自然環境保全基礎調査 兵庫県動植物分 布図	昭和56年 環境庁
		15	第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査 (両生類・は虫類) 報告書 日本の重要な両生 類・は虫類 近畿版	昭和57年 環境庁
		16	第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査 (昆虫類) 報告書 日本の重要な昆虫類 近畿 版	昭和55年 環境庁
		17	兵庫県の淡水魚	平成20年3月 兵庫県立人と自然の 博物館
		18	生物多様性の観点から重要度の高い湿地	(令和3年4月) 環境省
		19	生物多様性の観点から重要度の高い海域	(令和3年4月) 環境省
	2.植物	01	県指定文化財一覧 (平成31年3月12日現在)	(令和3年4月) 兵庫県教育委員会
		02	市内の指定・登録文化財	(令和3年4月) 明石市
		03	指定文化財	(令和3年4月) 稲美町
		04	町内の指定文化財・登録文化財一覧	(令和3年4月) 播磨町
		05	兵庫県版レッドデータブック2020 (植物・植物 群落)	(令和3年4月) ひょうごの環境
		06	第2回自然環境保全基礎調査 (特定植物群落調 査)	昭和56年 環境庁
		07	第5回自然環境保全基礎調査 (特定植物群落調 査)	平成12年 環境庁
		08	第6回自然環境保全基礎調査 (巨樹・巨木林調 査)	平成13年 環境省
		09	明石市の保護樹木・樹林一覧	平成30年9月 明石市都市整備部緑 化公園課
		10	高砂市指定保存樹一覧	平成30年9月 高砂市まちづくり部 土木管理室建設課

表 4.1-2(3) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目		No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	2.植物	11	太子町の文化財一覧	(令和3年4月)	太子町
		12	姫路市指定の保存樹・保護地区	平成29年3月	姫路市
		13	自然環境の保全	(令和3年4月)	姫路市
		14	自然環境調査Web-GIS 植生図	(令和3年4月)	環境省自然環境局生物多様性センター
		再掲	河川環境データベース (河川水辺の国勢調査)	(令和3年4月)	国土交通省水情報国土データ管理センター
		再掲	神戸市で確認された動植物一覧 (2020年度)	(令和3年4月)	神戸市
		再掲	神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ2020	(令和3年3月)	神戸市
		再掲	明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト	平成31年3月	明石市
	3.生態系	再掲	自然環境調査Web-GIS 植生図	(令和3年4月)	環境省自然環境局生物多様性センター
		01	土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)	(令和3年4月)	国土交通省国土政策局総合計画課
		02	自然環境のアセスメント技術 (I)	平成11年9月	環境庁企画調整局

表 4.1-2(4) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
6 景観及び人と自然との 触れ合いの活動の場の 状況	1.景観	01 地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）	（令和3年4月）	兵庫県
		02 せとうち風景30選	平成8年12月	環境庁
		03 第3回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図	平成元年	環境庁
		04 ため池百選一覧	（令和3年4月）	農林水産省
		05 国指定文化財等データベース	（令和3年4月）	文化庁
		再掲 兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）	（令和3年4月）	ひょうごの環境
		06 景観条例に基づく指定制度	（令和3年4月）	兵庫県
		07 兵庫県立考古博物館	（令和3年4月）	兵庫県立考古博物館
		08 わがまちあかし景観50選	（令和3年4月）	明石市
		09 明石の主な公園紹介	（令和3年4月）	明石市
		10 東播磨ため池歳時記	令和2年3月	兵庫県
		11 都市景観形成地区の紹介	（令和3年4月）	明石市
		12 都市景観形成重要建築物の紹介	（令和3年4月）	明石市
		13 観光マップ「いなみ紀行」	平成28年3月	稲美町
		14 いなみ野フットパス	（令和3年4月）	稲美町
		15 観光情報	（令和3年4月）	播磨町
		16 喜瀬川緑道	（令和3年4月）	東播磨ツーリズム振興協議会
		17 観光スポット案内	（令和3年4月）	加古川観光協会
		18 鶴林寺周辺地区景観形成地区	（令和3年4月）	加古川市
		19 観光情報	（令和3年4月）	一般社団法人高砂市観光交流ビューロー
		20 高砂ぐるり東西南北 高砂観光ガイド	平成22年2月	高砂市観光協会、高砂市
		21 市内名所	（令和3年4月）	高砂市
		22 公園施設	（令和3年4月）	公益財団法人高砂市施設利用振興財団
		23 姫路ツーリストガイド&マップ	令和元年10月	姫路市
		24 姫路観光ナビひめのみち	（令和3年4月）	公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
		25 木場ヨットハーバー	（令和3年4月）	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
		26 姫路市地域夢プラン大全集 夢つづく未来への路ガイド	平成25年3月	姫路市
		27 姫路市都市計画マスタープラン	平成27年3月	姫路市
		28 公園めぐり	（令和3年4月）	姫路市
		29 都市景観重要建築物等	（令和3年4月）	姫路市
		30 景観遺産	平成30年11月	姫路市
		31 姫路市景観計画	平成24年4月	姫路市
		32 太子町ぶらりまち歩き	—	太子町観光協会
		33 太子町都市計画マスタープラン	令和2年3月	太子町
		34 ひょうごの景観ビューポイント150選	令和2年3月	兵庫県
		35 兵庫県公式観光サイトHYOGO!ナビ	（令和3年4月）	公益社団法人ひょうご観光本部

表 4.1-2(5) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	再掲	第3回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図	平成元年	環境庁
	再掲	ため池百選一覧	(令和3年4月)	農林水産省
	再掲	兵庫県版レッドリスト2011(地形・地質・自然景観・生態系)	(令和3年4月)	ひょうごの環境
	01	ひょうごの生物多様性保全プロジェクト	(令和3年4月)	ひょうごの環境
	02	生物多様性ひょうご戦略	平成31年2月	兵庫県
	03	ひょうごのいきもの・ふるさとを見守るなかま	平成22年9月	兵庫県立人と自然の博物館
	再掲	明石の主な公園紹介	(令和3年4月)	明石市
	04	一般社団法人明石市観光協会ホームページ	(令和3年4月)	一般社団法人明石市観光協会
	再掲	観光マップ「いなみ紀行」	平成28年3月	稲美町
	再掲	いなみ野フットパス	(令和3年4月)	稲美町
	05	喜瀬川ふるさとの川整備事業パンフレット	—	加古川土木事務所
	06	ふれあいはりまガイドマップ	令和2年9月	播磨町
	07	野添北公園	平成27年1月	播磨町
	08	野添であい公園	平成25年4月	播磨町
	09	石ヶ池公園パンフレット	—	播磨町
	再掲	喜瀬川緑道	(令和3年4月)	東播磨ツーリズム振興協議会
	再掲	観光スポット案内	(令和3年4月)	加古川観光協会
	10	観光モデルコース	(令和3年4月)	加古川観光協会
	11	第3次加古川市環境基本計画	令和3年3月	加古川市
	再掲	観光情報	(令和3年4月)	一般社団法人高砂市観光交流ビューロー
	再掲	高砂ぐるり東西南北 高砂観光ガイド	平成22年2月	高砂市観光協会、高砂市
	再掲	市内名所	(令和3年4月)	高砂市
	再掲	姫路観光ナビひめのみち	(令和3年4月)	公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
	再掲	手柄山中央公園について	(令和3年4月)	姫路市
	12	姫路城「さくらの大回廊」ルートマップ	令和3年2月	姫路市
	13	姫路公園のご案内	(令和3年4月)	姫路市
	14	お花の名所一覧	(令和3年4月)	姫路市
	再掲	姫路市都市計画マスタープラン	平成27年3月	姫路市
	15	生物多様性ひめじ戦略	平成28年3月	姫路市
	16	市民活動ネットひめじ	(令和3年4月)	姫路市市民活動・ボランティアサポートセンターひめじおん
	17	「市川野鳥観察所」でバードウォッチング	(令和3年4月)	姫路市
	再掲	姫路市地域夢プラン大全集 夢つづく未来への路ガイド	平成25年3月	姫路市
	再掲	太子町都市計画マスタープラン	令和2年3月	太子町
	再掲	東播磨ため池歳時記	令和2年3月	兵庫県
7.一般環境中の放射性物質の状況	01	放射線モニタリング情報 放射線量測定データダウンロード	(令和3年4月)	原子力規制委員会

4.1.1 大気環境の状況

1) 気象

調査区域では、気温、降水量等の調査が明石観測所及び姫路観測所において行われています。観測所位置を図 4.1-1 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には気象観測所は存在していません。

(1) 気温及び降水量

明石観測所及び姫路観測所における令和 2 年度の降水量・平均気温観測結果を表 4.1-3 に示します。明石観測所では、年平均気温が 16.3℃、年降水量が 1,227.0mm、姫路観測所では年平均気温が 16.2℃、年降水量が 1,255.5mm となっています。

表 4.1-3 令和 2 年度の降水量・平均気温観測結果（明石観測所・姫路観測所）

番号	観測所名	項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計 (平均)
1	明石	降水量 (mm)	127.0	74.0	196.5	349.5	5.0	130.5	119.0	35.0	14.0	58.5	36.5)	81.5	1,227.0
		平均気温 (℃)	12.5	18.9	23.0	24.8	28.5	25.0	18.2	13.7	7.9	5.4	7.5)	10.7	(16.3)
2	姫路	降水量 (mm)	144.5	73.0	237.0	318.0	1.5	140.0	91.0	50.0	9.5	57.5	40.5	93.0	1,255.5
		平均気温 (℃)	12.2	19.5	23.6	24.9	29.4	24.8	17.4	13.0	6.6	4.4	7.1	11.0	(16.2)

注 1) 表中の番号は図 4.1-1 に対応

注 2) 「」は準正常値。対象資料が許容範囲で欠けているが正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う。

出典：「過去の気象データ検索」気象庁ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

(2) 風向・風速

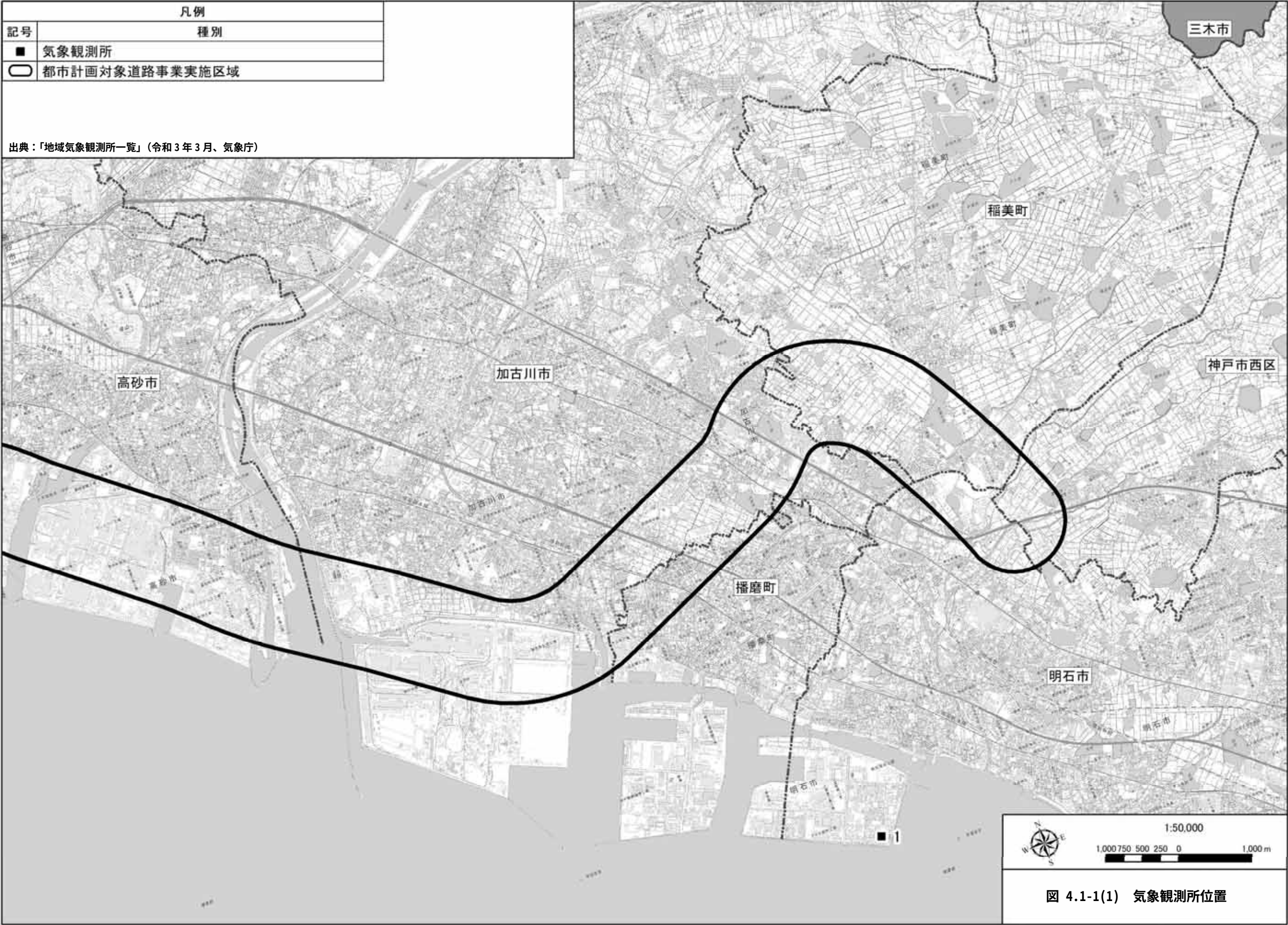
明石観測所及び姫路観測所における令和 2 年度の風向・風速観測結果を表 4.1-4 に示します。明石観測所における年最多風向は北北東、年平均風速は 3.8m/s、姫路観測所における年最多風向は北西、年平均風速は 2.6m/s となっています。

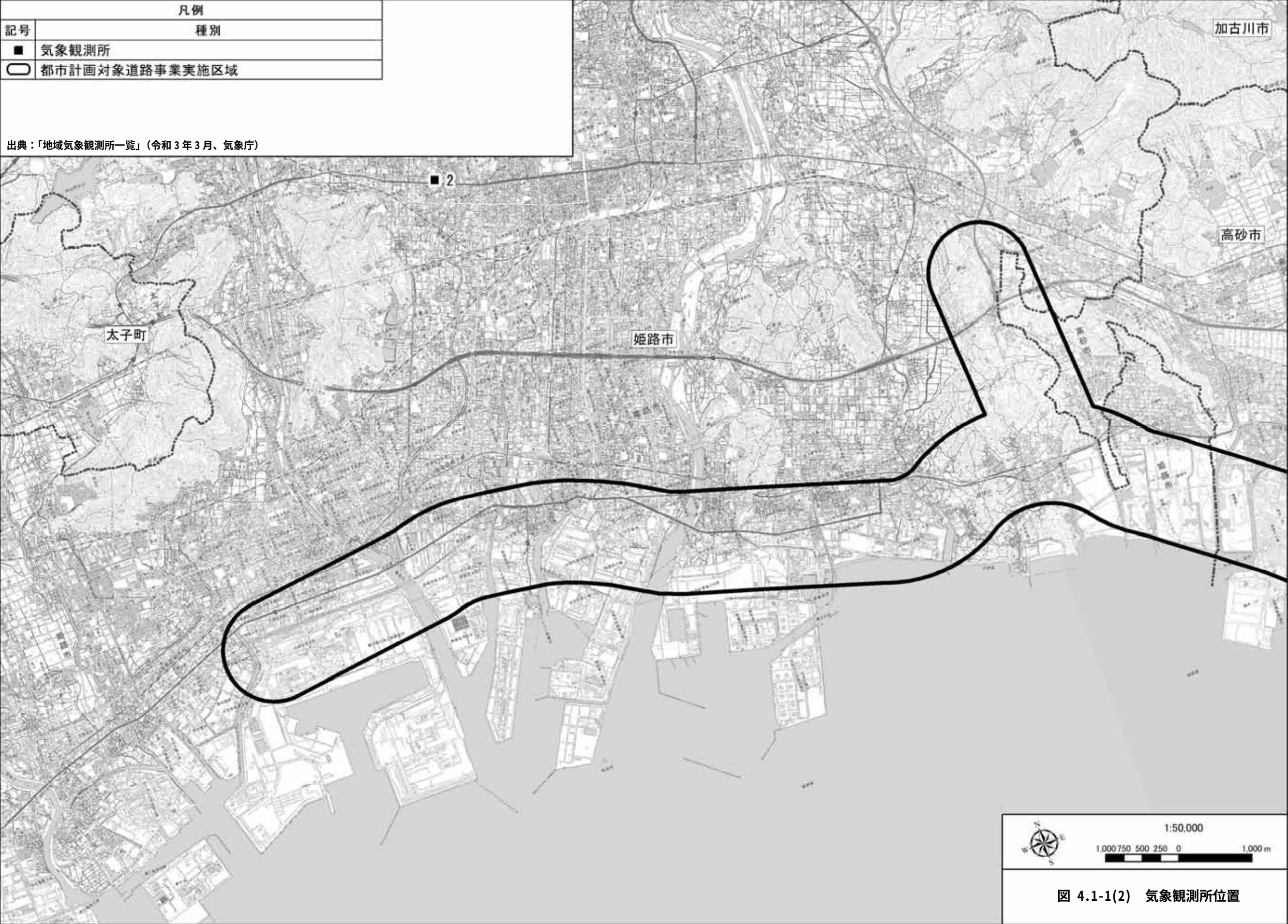
表 4.1-4 令和 2 年度の風向・風速観測結果（明石観測所・姫路観測所）

番号	観測所名	平均風速 (m/s)	出現頻度 (%)																
			NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	Calm
1	明石	3.8	17.4	10.7	3.1	2.0	3.4	6.6	5.5	4.4	4.7	5.0	8.1	8.0	5.9	2.9	3.4	7.3	1.6
2	姫路	2.6	7.2	5.1	5.6	3.1	1.4	2.4	3.6	6.7	7.2	5.0	3.1	6.8	12.1	15.0	10.2	4.8	0.7

注) 表中の番号は図 4.1-1 に対応

出典：「過去の気象データ検索」気象庁ホームページ（令和 3 年 4 月現在）





2) 大気質

調査区域では、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）17局、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）4局において、大気質の調査が行われています。測定項目を表 4.1-5、調査地点位置を図 4.1-2 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、一般局の宮西（No.4）、別府（No.7）、白浜（No.16）、自排局の平岡（No.5）、飾磨（No.19）が存在しています。

表 4.1-5 大気汚染常時監視測定局の測定項目

区分	番号	測定局名	所在地	測定項目						出典
				二酸化硫黄 SO ₂	窒素酸化物 NO _x	浮遊粒子状物質 SPM	微小粒子状物質 PM _{2.5}	光化学オキシダント O ₃	一酸化炭素 CO	
一般局	1	二見	明石市二見町東二見457の1	○	○	○	○	○		1
	2	稲美町役場	稲美町国岡1-1		○	○	○	○		1
	3	播磨町役場	播磨町東本荘1-5-30	○	○	○	○	○		1
	4	宮西	播磨町宮西2-71-1	○	○	○				2
	6	新野辺	加古川市別府町新野辺北町8丁目9	○	○	○				3
	7	別府	加古川市別府町西町1	○	○	○	○			1
	8	加古川市役所	加古川市野口町良野1568番地	○	○	○	○	○		1
	9	尾上	加古川市尾上町長田519	○	○	○		○		1
	11	米田公民館	高砂市米田町米田734		○	○				4
	13	高砂市役所	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号		○	○	○	○		1
	14	北浜公民館	高砂市北浜町北脇74-3		○	○				4
	15	御国野	姫路市御国野町御着1142の2	○	○	○	○	○		1
	16	白浜	姫路市白浜町甲396-8	○	○	○	○	○		1
	17	八代	姫路市八代779番地の17	○	○	○		○		1
	18	飾磨	姫路市飾磨区玉地1-27	○	○	○		○		1
	20	広畑	姫路市広畑区正門通1丁目7番地の3	○	○	○	○	○		1
	21	網干	姫路市網干区垣内中町120	○	○	○	○	○		1
自排局	5	平岡	加古川市平岡町新在家1801		○	○	○		○	1
	10	鳩里	加古川市加古川町備後332-1		○	○				1
	12	中島	高砂市米田町塩市258-1		○	○	○		○	1
	19	飾磨	姫路市飾磨区細江2548		○	○	○		○	1

注) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

出典：1「環境白書—令和元年度版—」（令和2年3月、兵庫県）

2「播磨町の環境の概況（平成30年度版）」播磨町ホームページ（令和3年4月現在）

3「環境の概要（令和元年度版）」（令和元年9月、加古川市）

4「高砂市の環境 平成30年度版」高砂市ホームページ（令和3年4月現在）

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄の平成 30 年度の測定結果及び環境基準達成状況を表 4.1-6 に示します。長期的評価、短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-6 二酸化硫黄の測定結果及び環境基準達成状況（平成 30 年度）

[単位：ppm]

区分	番号	測定局名	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.10 ppm を超えた時間数	日平均値が 0.04 ppm を超えた日数	日平均値の 2 % 除外値	日平均値が 0.04 ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価 0.04 ppm を超えた日数 による日平均値が
一般局	1	二見	0.002	0.027	0	0	0.005	○	0
	3	播磨町役場	0.001	0.018	0	0	0.004	○	0
	4	宮西	0.004	0.026	0	0	0.008	○	0
	6	新野辺	0.002	0.028	0	0	0.006	○	0
	7	別府	0.002	0.035	0	0	0.007	○	0
	8	加古川市役所	0.001	0.025	0	0	0.004	○	0
	9	尾上	0.003	0.032	0	0	0.009	○	0
	15	御国野	0.001	0.015	0	0	0.003	○	0
	16	白浜	0.001	0.034	0	0	0.003	○	0
	17	八代	0.000	0.011	0	0	0.002	○	0
	18	飾磨	0.001	0.018	0	0	0.003	○	0
	20	広畑	(0.002)	(0.024)	(0)	(0)	(0.007)	○	0
	21	網干	0.001	0.011	0	0	0.003	○	0

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

注 2) 環境基準（短期的評価）：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.10ppm 以下であること。

環境基準（長期的評価）：年間を通じて測定した 1 日平均値の高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値（2%除外値）が、0.04ppm 以下であること、かつ、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。

注 3) () は有効測定時間数に達していない値を表す。

出典：「環境白書－令和元年度版－」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

「播磨町の環境の概況（平成 30 年度版）」播磨町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「環境の概要（令和元年度版）」（令和元年 9 月、加古川市）

「高砂市の環境 平成 30 年度版」高砂市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

(2) 窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物（二酸化窒素（NO₂）＋一酸化窒素（NO））の平成 30 年度の測定結果及び二酸化窒素の環境基準達成状況を表 4.1-7 に示します。全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-7 窒素酸化物の測定結果及び環境基準達成状況（平成 30 年度）

[単位：ppm]

区分	番号	測定局名	二酸化窒素				一酸化窒素	
			年平均値	1 時間値の最高値	日平均値の年間 98 % 値	98 % 値評価による日平均値が 0.06 ppm を超えた日数	年平均値	1 時間値の最高値
一般局	1	二見	0.011	0.070	0.026	0	0.002	0.098
	2	稲美町役場	0.010	0.048	0.022	0	0.002	0.076
	3	播磨町役場	0.013	0.074	0.025	0	0.002	0.064
	4	宮西	0.013	0.064	0.025	0	0.003	0.080
	6	新野辺	0.011	0.050	0.023	0	0.002	0.063
	7	別府	0.014	0.144	0.026	0	0.003	0.078
	8	加古川市役所	0.011	0.054	0.021	0	0.002	0.056
	9	尾上	0.011	0.047	0.021	0	0.002	0.058
	11	米田公民館	0.011	0.043	0.021	0		
	13	高砂市役所	0.012	0.048	0.023	0	0.004	0.132
	14	北浜公民館	0.010	0.045	0.021	0		
	15	御国野	0.009	0.048	0.019	0	0.002	0.058
	16	白浜	0.010	0.052	0.021	0	0.002	0.073
	17	八代	0.009	0.053	0.018	0	0.001	0.055
	18	飾磨	0.011	0.054	0.023	0	0.002	0.060
	20	広畑	(0.013)	(0.05)	(0.025)	(0)	(0.002)	(0.030)
	21	網干	0.008	0.038	0.018	0	0.002	0.049
自排局	5	平岡	0.015	0.065	0.029	0	0.006	0.090
	10	鳩里	0.012	0.045	0.022	0	0.003	0.075
	12	中島	0.013	0.052	0.024	0	0.006	0.114
	19	飾磨	0.012	0.060	0.024	0	0.003	0.057

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

注 2) 環境基準（長期的評価）：年間を通じて測定した 1 日平均値の低い方から 98%目に相当するもの（98%値）が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

注 3) () は有効測定時間数に達していない値を示す。

出典：「環境白書－令和元年度版－」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

「播磨町の環境の概況（平成 30 年度版）」播磨町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「環境の概要（令和元年度版）」（令和元年 9 月、加古川市）

「高砂市の環境 平成 30 年度版」高砂市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

(3) 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質の平成 30 年度の測定結果及び環境基準達成状況を表 4.1-8 に示します。
長期的評価及び短期的評価ともに、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-8 浮遊粒子状物質の測定結果及び環境基準達成状況（平成 30 年度）

[単位：mg/m³]

区分	番号	測定局名	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数	日平均値の 2 % 除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数
一般局	1	二見	0.022	0.138	0	0	0.056	0
	2	稲美町役場	0.020	0.107	0	0	0.059	0
	3	播磨町役場	0.015	0.114	0	0	0.041	0
	4	宮西	0.027	0.125	0	0	0.054	0
	6	新野辺	0.018	0.090	0	0	0.046	0
	7	別府	0.018	0.108	0	0	0.046	0
	8	加古川市役所	0.018	0.130	0	0	0.043	0
	9	尾上	0.022	0.100	0	0	0.048	0
	11	米田公民館	0.021	0.132	0	0	0.049	0
	13	高砂市役所	0.021	0.099	0	0	0.044	0
	14	北浜公民館	0.018	0.077	0	0	0.044	0
	15	御国野	0.021	0.101	0	0	0.054	0
	16	白浜	0.020	0.149	0	0	0.051	0
	17	八代	0.018	0.144	0	0	0.045	0
	18	飾磨	0.018	0.082	0	0	0.044	0
	20	広畑	(0.022)	(0.086)	(0)	(0)	(0.048)	(0)
	21	網干	0.016	0.111	0	0	0.040	0
自排局	5	平岡	0.020	0.133	0	0	0.051	0
	10	鳩里	0.016	0.075	0	0	0.039	0
	12	中島	0.020	0.087	0	0	0.049	0
	19	飾磨	0.017	0.088	0	0	0.043	0

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

注 2) 環境基準（短期的評価）：連続して又は随時に行った測定について、1 時間値が 0.2mg/m³ 以下で、かつ、1 時間値の日平均値が 0.1mg/m³ 以下であること。

環境基準（長期的評価）：年間にわたる日平均値の 2%除外値が 0.1mg/m³ 以下で、かつ、0.1mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと。

注 3) () は有効測定時間数に達していない値を示す。

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

「播磨町の環境の概況（平成 30 年度版）」播磨町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「環境の概要（令和元年度版）」（令和元年 9 月、加古川市）

「高砂市の環境 平成 30 年度版」高砂市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質の平成 30 年度の測定結果及び環境基準達成状況を表 4.1-9 に示します。
測定された 13 局のうち、11 局で環境基準を達成しています。

表 4.1-9 微小粒子状物質の測定結果及び環境基準達成状況（平成 30 年度）

[単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$]

区分	番号	測定局名	日平均値の 年間98%値	年平均値
一般局	1	二見	32.4	13.0
	2	稲美町役場	31.5	12.7
	3	播磨町役場	29.7	11.8
	7	別府	38.6	16.8
	8	加古川市役所	36.8	14.8
	13	高砂市役所	31.2	13.3
	15	御国野	30.9	12.2
	16	白浜	32.7	12.8
	20	広畑	(33.0)	(14.8)
	21	網干	30.9	11.4
自排局	5	平岡	32.8	13.2
	12	中島	31.0	13.0
	19	飾磨	32.5	12.3

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

注 2) 環境基準：1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注 3) () は、有効測定時間数（250 日/年）に達していない値を示す。

注 4) 網掛けは環境基準を超過していることを示す。

出典：「環境白書－令和元年度版－」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

「播磨町の環境の概況（平成 30 年度版）」播磨町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「環境の概要（令和元年度版）」（令和元年 9 月、加古川市）

「高砂市の環境 平成 30 年度版」高砂市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

(5) 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントの平成 30 年度の測定結果及び環境基準達成状況を表 4.1-10 に示します。

全ての測定局で環境基準を達成していません。

表 4.1-10 光化学オキシダントの測定結果及び環境基準達成状況（平成 30 年度）

[単位：ppm]

区分	番号	測定局名	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値の 最高値	0.06 ppm を超えた時間数 及び日数		0.12 ppm 以上の時間数 及び日数	
					時間数	日数	時間数	日数
一般局	1	二見	0.035	0.116	482	92	0	0
	2	稲美町役場	0.035	0.110	429	81	0	0
	3	播磨町役場	0.033	0.121	362	77	1	1
	8	加古川市役所	0.034	0.114	429	80	0	0
	9	尾上	0.034	0.113	437	87	0	0
	13	高砂市役所	0.032	0.111	371	70	0	0
	15	御国野	0.032	0.112	217	44	0	0
	16	白浜	0.032	0.110	314	68	0	0
	17	八代	0.034	0.116	422	75	0	0
	18	飾磨	0.029	0.098	189	44	0	0
	20	広畑	(0.035)	(0.093)	(168)	(39)	(0)	(0)
	21	網干	0.032	0.123	374	76	1	1

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

注 2) 環境基準（短期的評価）：1 年間の昼間に測定された全ての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
「昼間」とは季節によらず 5 時から 20 時までの 15 時間の時間帯をいい、6 時から 20 時までの 15 個の 1 時間値を評価対象とする。

注 3) 広畑は、7 月 14 日から 2 月 24 日まで測定を中断したため、() を付している。

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

「播磨町の環境の概況（平成 30 年度版）」播磨町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「環境の概要（令和元年度版）」（令和元年 9 月、加古川市）

「高砂市の環境 平成 30 年度版」高砂市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

(6) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素の平成 30 年度の測定結果及び環境基準達成状況を表 4.1-11 に示します。
全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-11 一酸化炭素の測定結果及び環境基準達成状況 (平成 30 年度)

[単位 : ppm]

区分	番号	測定局名	年平均値	1 時間値の最高値	8 時間値が 20 ppm を超えた日数	日平均値が 10 ppm を超えた日数
自排局	5	平岡	0.3	1.4	0	0
	12	中島	0.3	2.2	0	0
	19	飾磨	0.3	1.0	0	0

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

注 2) 環境基準 (短期的評価) : 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

環境基準 (長期的評価) : 年間を通じて測定した 1 日平均値の高い方から 2% の範囲にあるものを除外した値 (2%除外値) が 10ppm 以下であること、かつ、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。

出典 : 「環境白書—令和元年度版—」 (令和 2 年 3 月、兵庫県)

(7) ダイオキシン類

ダイオキシン類の平成 30 年度の測定結果及び環境基準達成状況を表 4.1-12 に示します。
全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-12 ダイオキシン類の測定結果及び環境基準達成状況 (平成 30 年度)

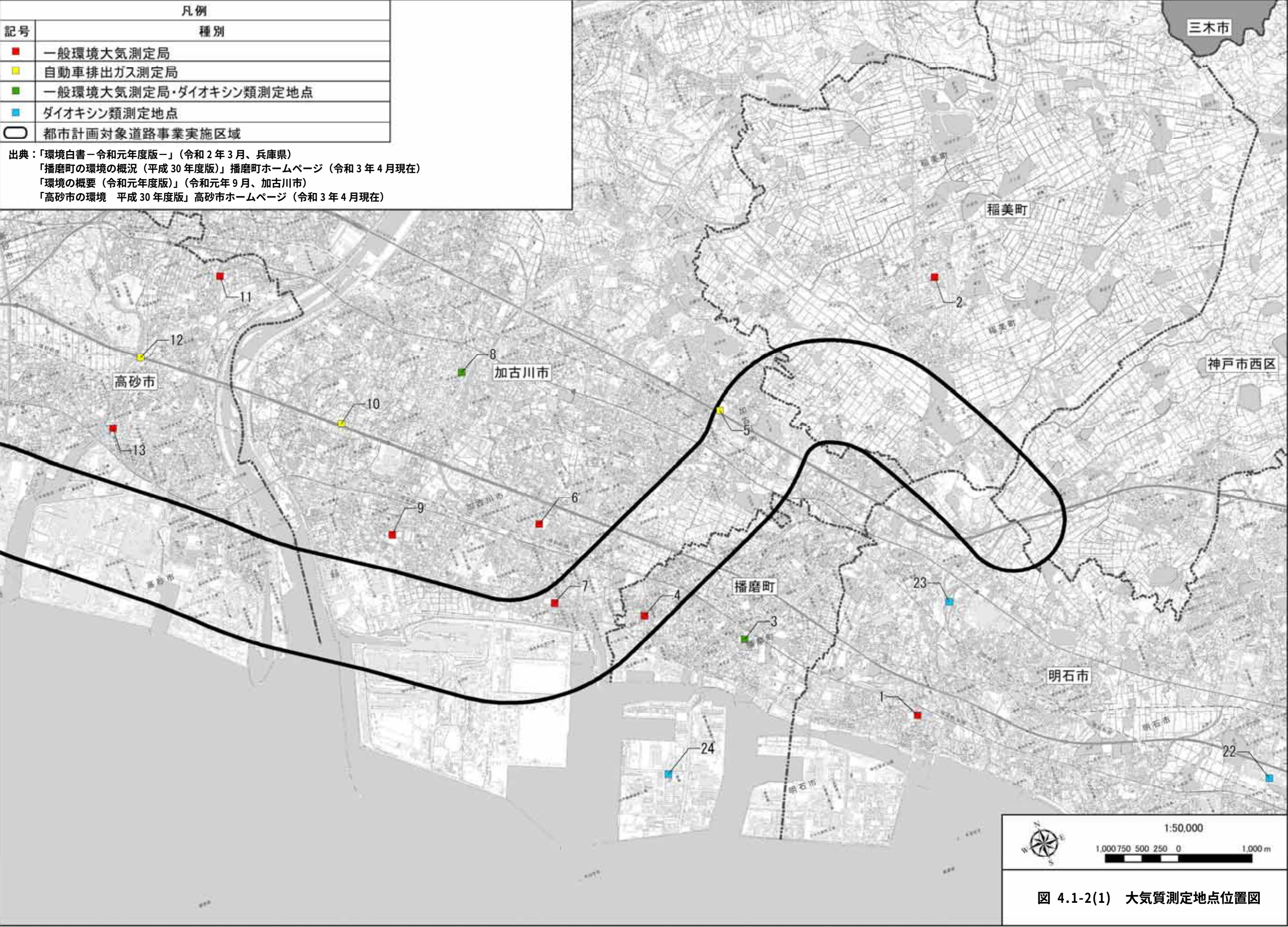
[単位 : pg-TEQ/m³]

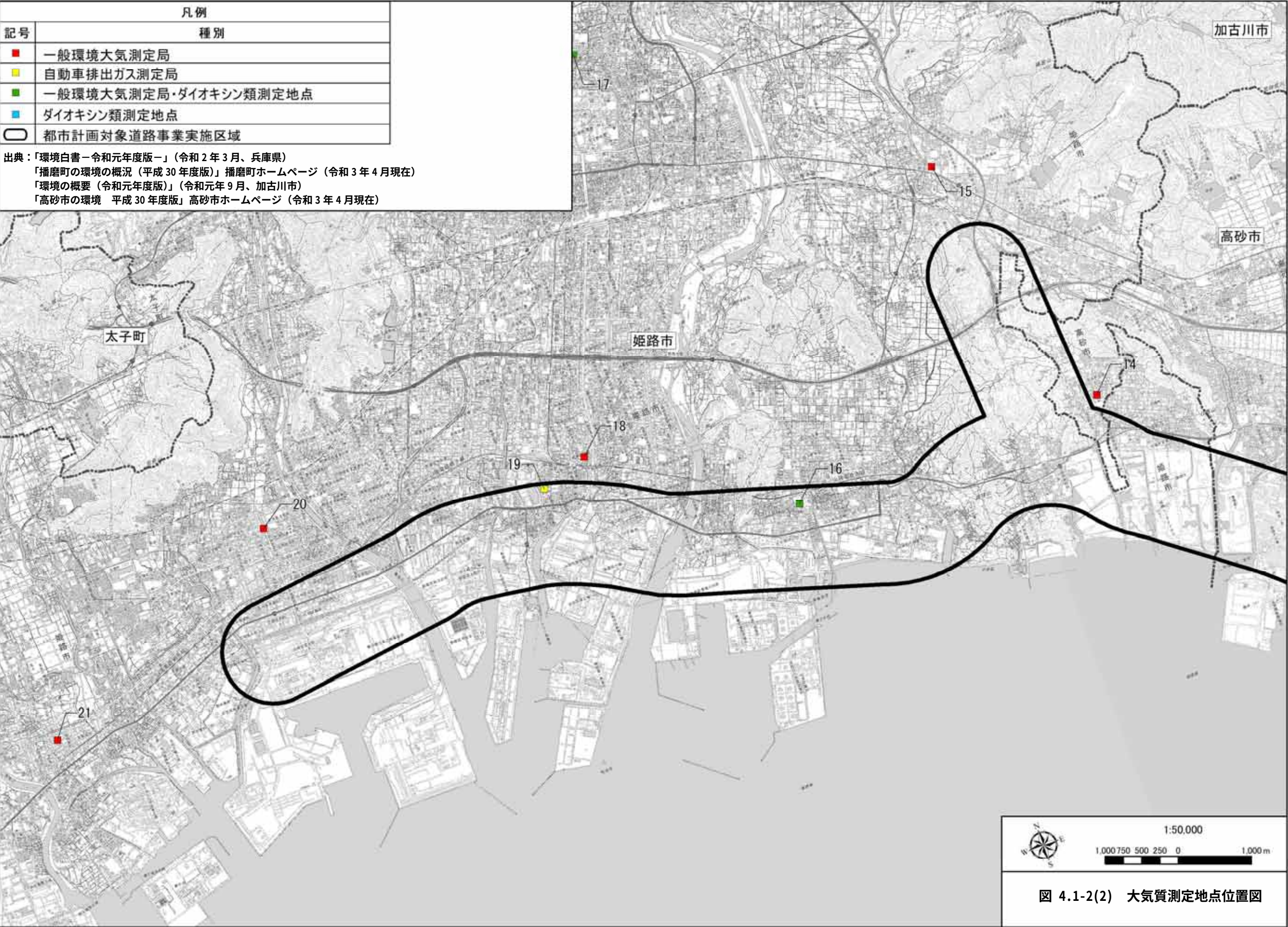
市町	番号	測定局名	年平均値	環境基準	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
明石市	22	大久保浄化センター	0.015	0.6 以下	○
	23	魚住浄水場	0.024		○
播磨町	3	播磨町役場	0.027		○
	24	新島球場	0.034		○
加古川市	8	加古川市役所	0.021		○
姫路市	16	白浜測定局	0.055		○
	17	八代測定局	0.029		○

注) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

出典 : 「環境白書—令和元年度版—」 (令和 2 年 3 月、兵庫県)

「播磨町の環境の概況 (平成 30 年度版)」播磨町ホームページ (令和 3 年 4 月現在)





3) 騒音

(1) 一般環境騒音

令和元年度の一般環境騒音の調査結果及び環境基準達成状況を表 4.1-13、調査地点位置を図 4.1-3 に示します。

調査区域の調査地点 28 地点のうち 21 地点で環境基準を達成しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、平岡公民館（No.1）、西脇雨水ポンプ場（No.6）、高砂公民館（No.13）及び沖浜ポンプ場（No.14）で調査が行われており、平岡公民館（No.1）、西脇雨水ポンプ場（No.6）の調査地点で環境基準（夜間）を超過しています。

表 4.1-13 一般環境騒音の調査結果（令和元年度）

番号	地点		用途 地域	環境基準 類型	測定値		環境基準	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	加古川市平岡町土山 699-2	平岡公民館	5	C	57	54	60	50
2	加古川市新神野 5 丁目 28	陵北小学校	2	A	46	40	55	45
3	加古川市加古川町大野 931	氷丘公民館	7	B	47	45	55	45
4	加古川市平岡町新在家 457-3	東加古川公民館	2	A	47	44	55	45
5	加古川市野口町長砂 49-5	野口公民館	2	A	44	41	55	45
6	加古川市別府町西脇 3 丁目 62	西脇雨水ポンプ場	3	B	53	54	55	45
7	加古川市別府町宮田町 3-3	別府公民館	2	A	51	53	55	45
8	加古川市尾上町口里 770-37	浜の宮小学校	2	A	51	52	55	45
9	加古川市野口町良野 1568	環境監視センター	2	B	51	47	55	45
10	加古川市加古川町木村 222-3	加古川小学校	2	A	49	46	55	45
11	加古川市米田町平津 108	川西小学校	2	A	48	45	55	45
12	加古川市尾上町養田 344-6	大崎公会堂	2	A	50	49	55	45
13	高砂市高砂町横町	高砂公民館	4	C	52	43	60	50
14	高砂市西羽田 4 丁目	沖浜ポンプ場	6	C	48	43	60	50
15	高砂市米田町米田	みのり会館	3	B	52	45	55	45
16	高砂市百合丘	民家	2	A	45	39	55	45
17	高砂市荒井町扇町	荒井公民館	2	A	44	39	55	45
18	高砂市荒井町千鳥 1 丁目	高砂市役所	4	C	50	43	60	50
19	高砂市梅井 4 丁目	民家	5	C	44	38	60	50
20	高砂市伊保崎 4 丁目	民家	2	A	47	36	55	45
21	高砂市曾根町	旧教育センター跡	2	A	48	41	55	45
22	高砂市曾根町	民家（西側）	2	A	45	43	55	45
23	高砂市阿弥陀町生石	生石研修センター	3	B	49	40	55	45
24	高砂市阿弥陀町北池	民家	2	A	47	39	55	45
25	高砂市阿弥陀町阿弥陀	公園墓地	7	B	42	31	55	45
26	高砂市中筋 1 丁目	民家	1	A	47	40	55	45
27	高砂市春日野町	民家	3	B	48	43	55	45
28	高砂市北浜町北脇	北浜公民館	2	A	42	36	55	45

注 1) 表中の番号は図 4.1-3 に対応

注 2) 網掛けは環境基準を超過していることを示す。

注 3) 一般環境騒音に係る環境基準は以下のとおりである。

AA 地域 昼間：50dB 以下、夜間：40dB 以下

A 地域及び B 地域 昼間：55dB 以下、夜間：45dB 以下

C 地域 昼間：60dB 以下、夜間：50dB 以下

注 4) 用途地域

1：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 2：第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域

3：第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域 4：近隣商業地域、商業地域 5：準工業地域、工業地域

6：工業専用地域 7：市街化調整区域

出典：「環境の概要（令和 2 年度版）」（令和 2 年 9 月、加古川市）

「高砂市の環境 令和元年度版」高砂市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

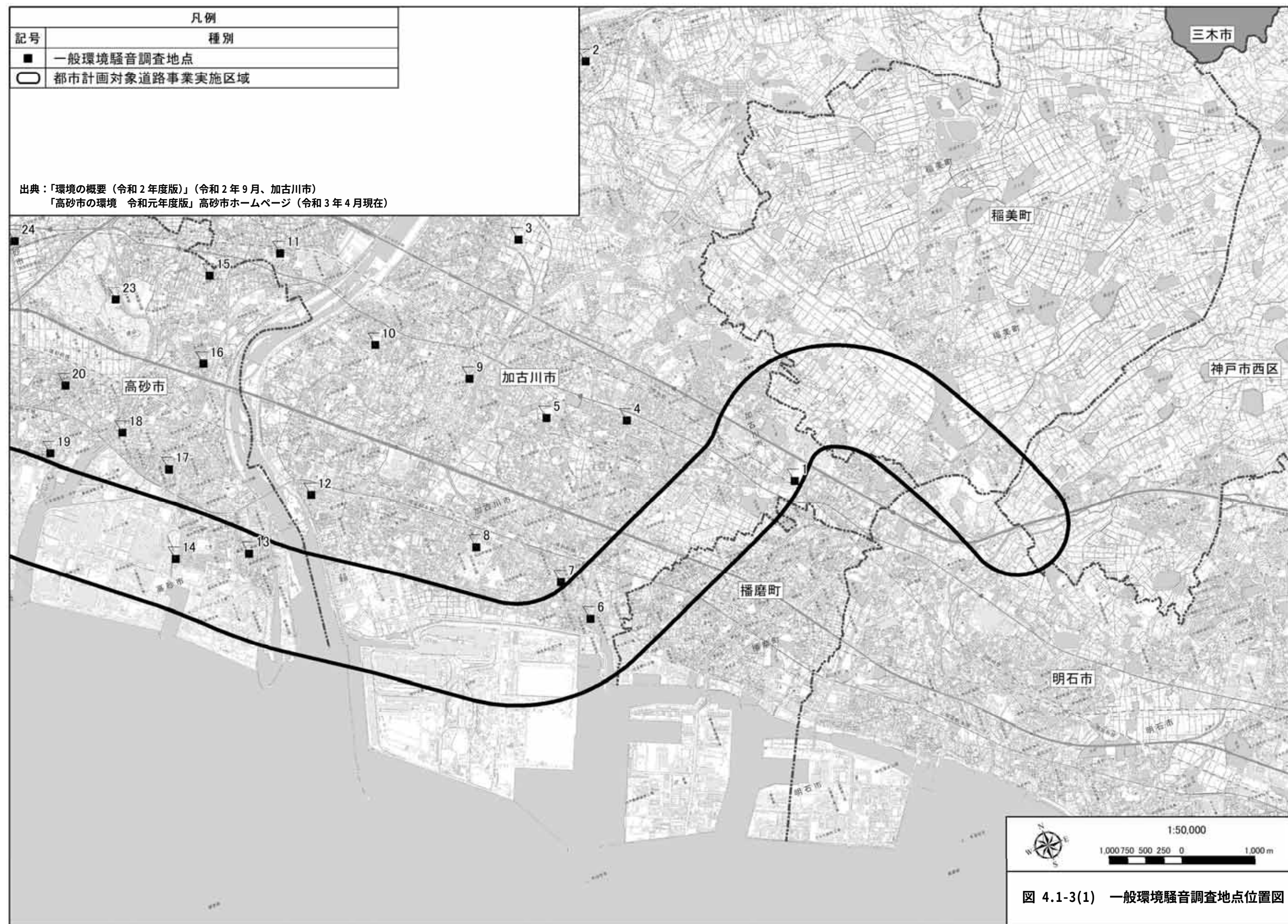
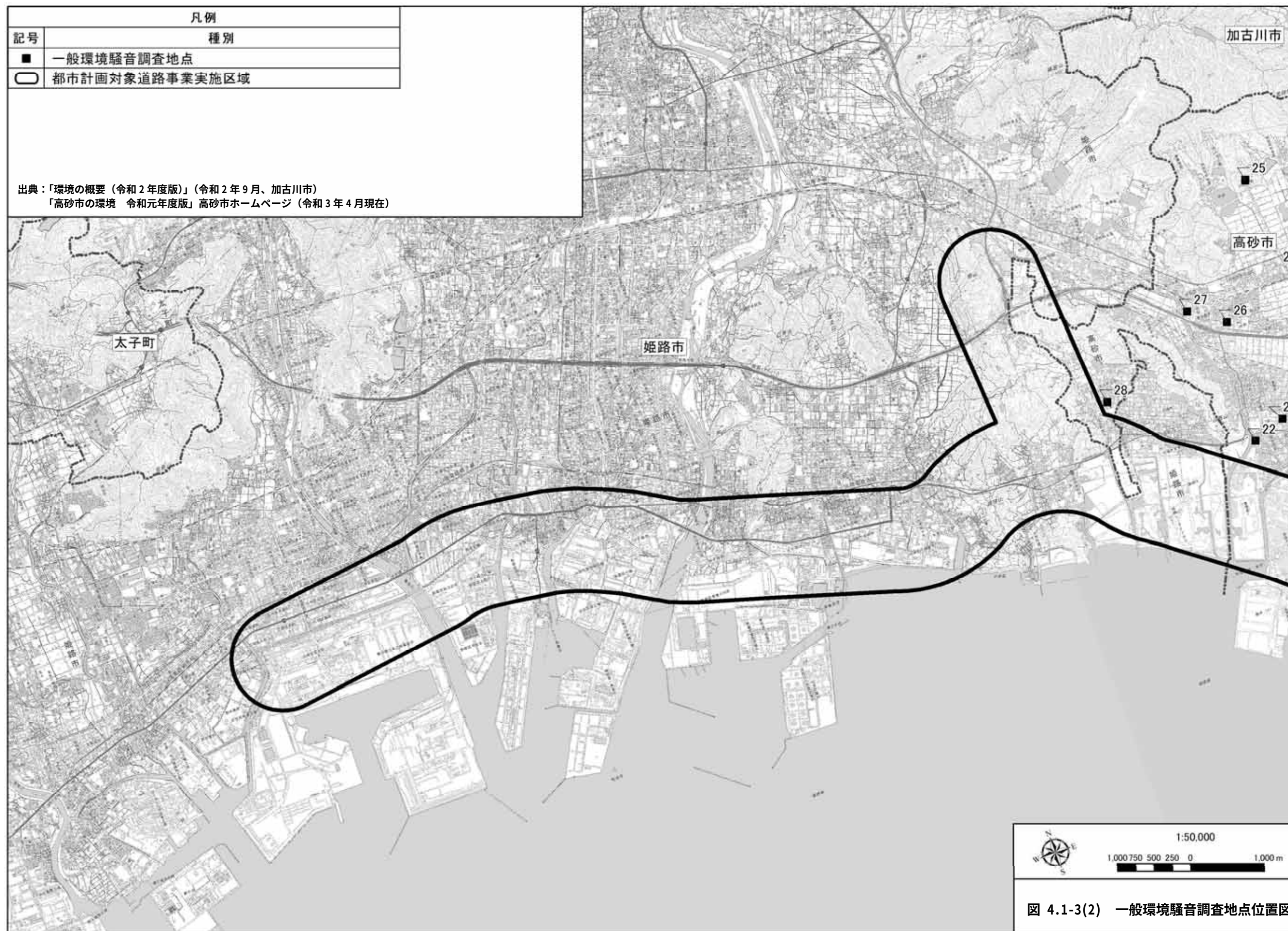


図 4.1-3(1) 一般環境騒音調査地点位置図



(2) 道路交通騒音

平成 30 年度の道路交通騒音の調査結果及び環境基準達成状況を表 4.1-14、調査地点位置を図 4.1-4 に示します。

調査区域の調査地点 38 地点のうち 35 地点で環境基準を達成しており、3 日以上測定した 7 地点全てで要請限度を下回っています。環境基準を超過した地点は、一般国道 2 号（No.4）（夜間）、一般国道 2 号（No.7）（昼間及び夜間）、一般国道 250 号（No.36）（昼間）です。

都市計画対象道路事業実施区域では、一般国道 250 号（No.11）、一般県道 381 号野谷平岡線（No.12）、一般県道 553 号別府平岡線（No.16）及び主要地方道 62 号姫路港線（No.33）で調査が行われており、全ての測定地点において環境基準を達成しています。

表 4.1-14(1) 道路交通騒音の調査結果（平成 30 年度）

番号	地点	用途地域	環境基準 類型	道路	等価騒音 レベル dB (A)		環境基準 達成状況		要請 限度		測定機関
					昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	
1	神戸市西区神出町紫合	7	B	主要地方道 65 号神戸加古川姫路線	70	64	○	○	—	—	神戸市
2	明石市大久保町ゆりのき通 3 丁目 1	2	A	一般国道 250 号	65	57	○	○	—	—	明石市
3	明石市大久保町大窪	1	A	一般県道 384 号平荘大久保線	65	59	○	○	—	—	明石市
4	明石市大久保町西脇	5	C	一般国道 2 号	68	68	○	×	—	—	明石市
5	明石市大久保町西島	3	B	一般県道 718 号明石高砂線	69	65	○	○	—	—	明石市
6	明石市魚住町西岡	3	B	一般国道 250 号	64	58	○	○	—	—	明石市
7	明石市魚住町清水 1922-1	3	B	一般国道 2 号	71	71	×	×	—	—	明石市
8	明石市二見町西二見	3	B	一般県道 718 号明石高砂線	70	65	○	○	—	—	明石市
9	明石市二見町西二見	3	B	一般県道 208 号二見港土山線	69	63	○	○	—	—	明石市
10	加古郡稲美町蛸草	7	B	一般県道 148 号大久保稲美加古川線	65	56	○	○	—	—	兵庫県
11	加古郡播磨町北古田	3	B	一般国道 250 号	69	63	○	○	—	—	兵庫県
12	加古川市平岡町高畑 530-1	5	C	一般県道 381 号野谷平岡線	63	56	○	○	—	—	加古川市
13	加古川市平岡町新在家 902-4	3	B	一般県道 383 号八幡別府線	66	60	○	○	—	—	加古川市

注 1) 表中の番号は図 4.1-4 に対応

注 2) 道路交通騒音における環境基準と基準値との関係は以下のとおりである。

道路に面する地域、A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域

昼間：60dB 以下、夜間：55dB 以下

B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域

昼間：65dB 以下、夜間：60dB 以下

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、環境基準類型にかかわらず、基準値は昼間：70dB 以下、夜間 65dB 以下とする。

注 3) 要請限度の地域指定種別と限度値との関係は以下のとおりである。

a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域

昼間：65dB 以下、夜間：55dB 以下

a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域

昼間：70dB 以下、夜間：65dB 以下

b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域

昼間：75dB 以下、夜間：70dB 以下

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、地域指定種別にかかわらず、限度値は昼間：75dB 以下、夜間：70dB 以下とする。

注 4) 用途地域

1：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 2：第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域

3：第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域 4：近隣商業地域、商業地域 5：準工業地域、工業地域

6：工業専用地域 7：市街化調整区域

注 5) 要請限度の適合状況は、3 日以上測定したものについて記載した。

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

表 4.1-14(2) 道路交通騒音の調査結果（平成 30 年度）

番号	地点	用途地域	環境基準 基準 類型	道路	等価騒音 レベル dB (A)		環境基準 達成状況		要請 限度		測定機関
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
14	加古川市神野町石守 224-6	7	B	一般県道 148 号大久保稲美加古川線	66	58	○	○	—	—	加古川市
15	加古川市神野町石守 1043	7	B	一般県道 383 号八幡別府線	65	56	○	○	—	—	加古川市
16	加古川市別府町西脇 100-2	5	C	一般県道 553 号別府平岡線	61	52	○	○	—	—	加古川市
17	加古川市野口町野口 532	3	B	一般県道 386 号野口尾上線	65	56	○	○	—	—	加古川市
18	加古川市別府町新野辺 3020	2	B	市道別府野口線	65	58	○	○	—	—	加古川市
19	加古川市尾上町長田 518	4	C	一般県道 209 号鶴林寺線	55	46	○	○	—	—	加古川市
20	加古川市尾上町今福 460-1	3	B	主要地方道 19 号加古川高砂線	63	56	○	○	—	—	加古川市
21	加古川市加古川町栗津 759	4	C	主要地方道 19 号加古川高砂線	63	57	○	○	—	—	加古川市
22	高砂市荒井町紙町 1	3	B	主要地方道 43 号高砂北条線	67	58	○	○	—	—	高砂市
23	高砂市伊保東 1	4	C	一般県道 718 号明石高砂線	67	59	○	○	—	—	高砂市
24	高砂市米田町米田	4	C	一般県道 391 号伊保宝殿停車場線	64	59	○	○	—	—	高砂市
25	姫路市別所町佐土	3	B	一般国道 2 号	65	61	○	○	○	○	姫路市
26	姫路市御国野町深志野 48 外	2	A	一般国道 312 号（播但道）	55	49	○	○	—	—	姫路市
27	姫路市御国野町国分寺 534-13	3	B	一般国道 2 号、一般国道 312 号	67	64	○	○	○	○	姫路市
28	姫路市四郷町本郷	5	C	一般国道 312 号	68	65	○	○	○	○	姫路市
29	姫路市楠町 166	5	C	一般国道 312 号	66	61	○	○	○	○	姫路市
30	姫路市神屋町 6 丁目	5	C	一般県道 219 号姫路停車場線	60	54	○	○	○	○	姫路市
31	姫路市本町 68-68	2	A	一般県道 518 号砥堀本町線	63	59	○	○	—	—	姫路市
32	姫路市安田 4 丁目 1 番地	4	C	市道幹第 6 号（駅南大路）	60	56	○	○	—	—	姫路市
33	姫路市飾磨区細江 2548	4	C	主要地方道 62 号姫路港線	62	56	○	○	○	○	姫路市
34	姫路市飾磨区今在家 7 丁目 128	2	A	市道幹第 34 号	65	58	○	○	—	—	姫路市
35	姫路市広畑区正門通 3 丁目 2-2	4	C	市道幹第 43 号（正門通り）	58	51	○	○	—	—	姫路市
36	姫路市網干区大江島古川町 74	5	C	一般国道 250 号	71	65	×	○	○	○	姫路市
37	姫路市網干区田井 269-20	2	A	一般県道 421 号大江島太子線	62	56	○	○	—	—	姫路市
38	姫路市網干区坂上 430-2	2	A	主要地方道 27 号太子御津線	66	60	○	○	—	—	姫路市

注 1) 表中の番号は図 4.1-4 に対応

注 2) 道路交通騒音における環境基準と基準値との関係は以下のとおりである。

道路に面する地域、A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域

昼間：60dB 以下、夜間：55dB 以下

B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域

昼間：65dB 以下、夜間：60dB 以下

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、環境基準類型にかかわらず、基準値は昼間：70dB 以下、夜間：65dB 以下とする。

注 3) 要請限度の地域指定種別と限度値との関係は以下のとおりである。

a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域

昼間：65dB 以下、夜間：55dB 以下

a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域

昼間：70dB 以下、夜間：65dB 以下

b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域

昼間：75dB 以下、夜間：70dB 以下

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、地域指定種別にかかわらず、限度値は昼間：75dB 以下、夜間：70dB 以下とする。

注 4) 用途地域

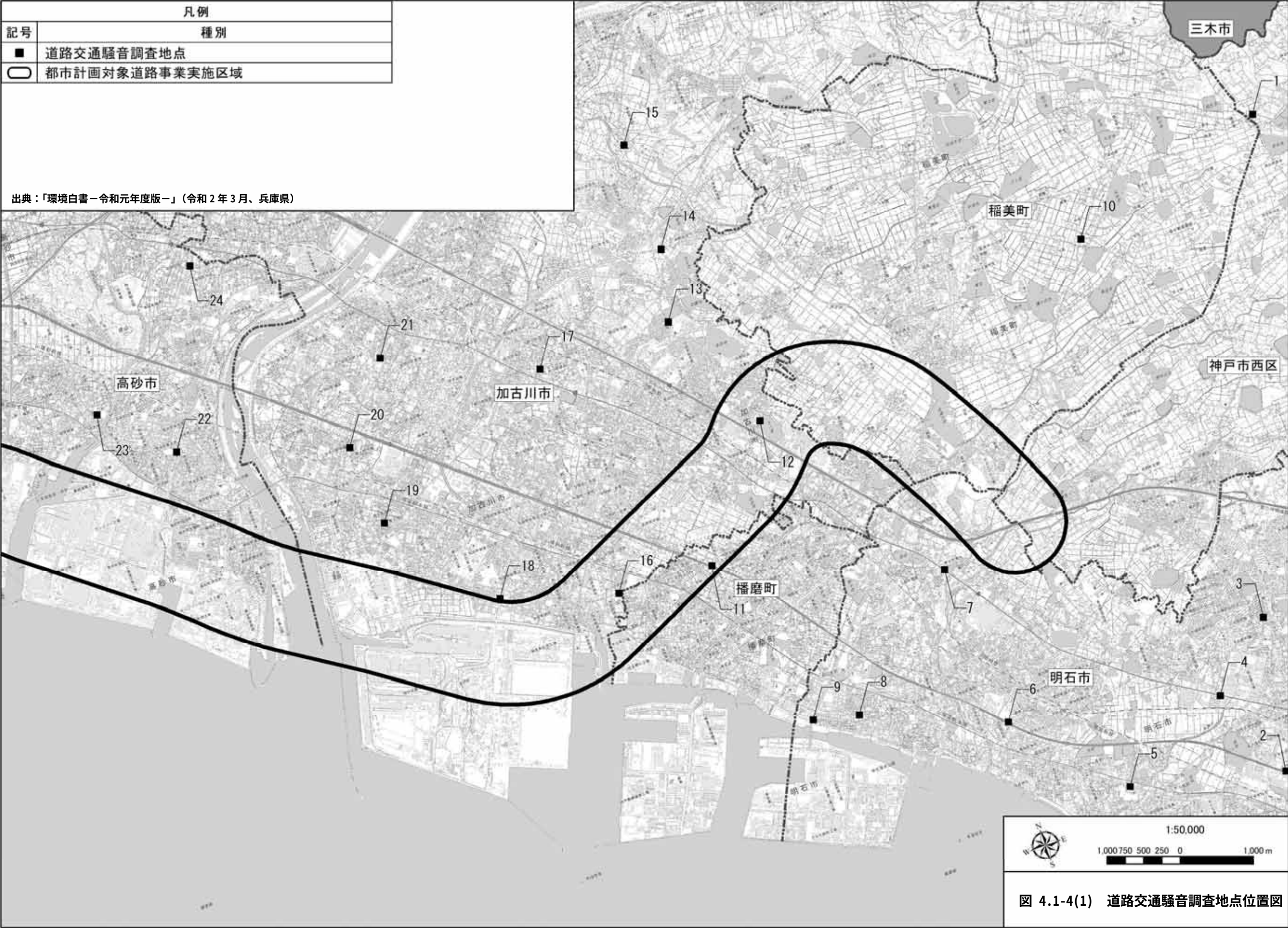
1：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 2：第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域

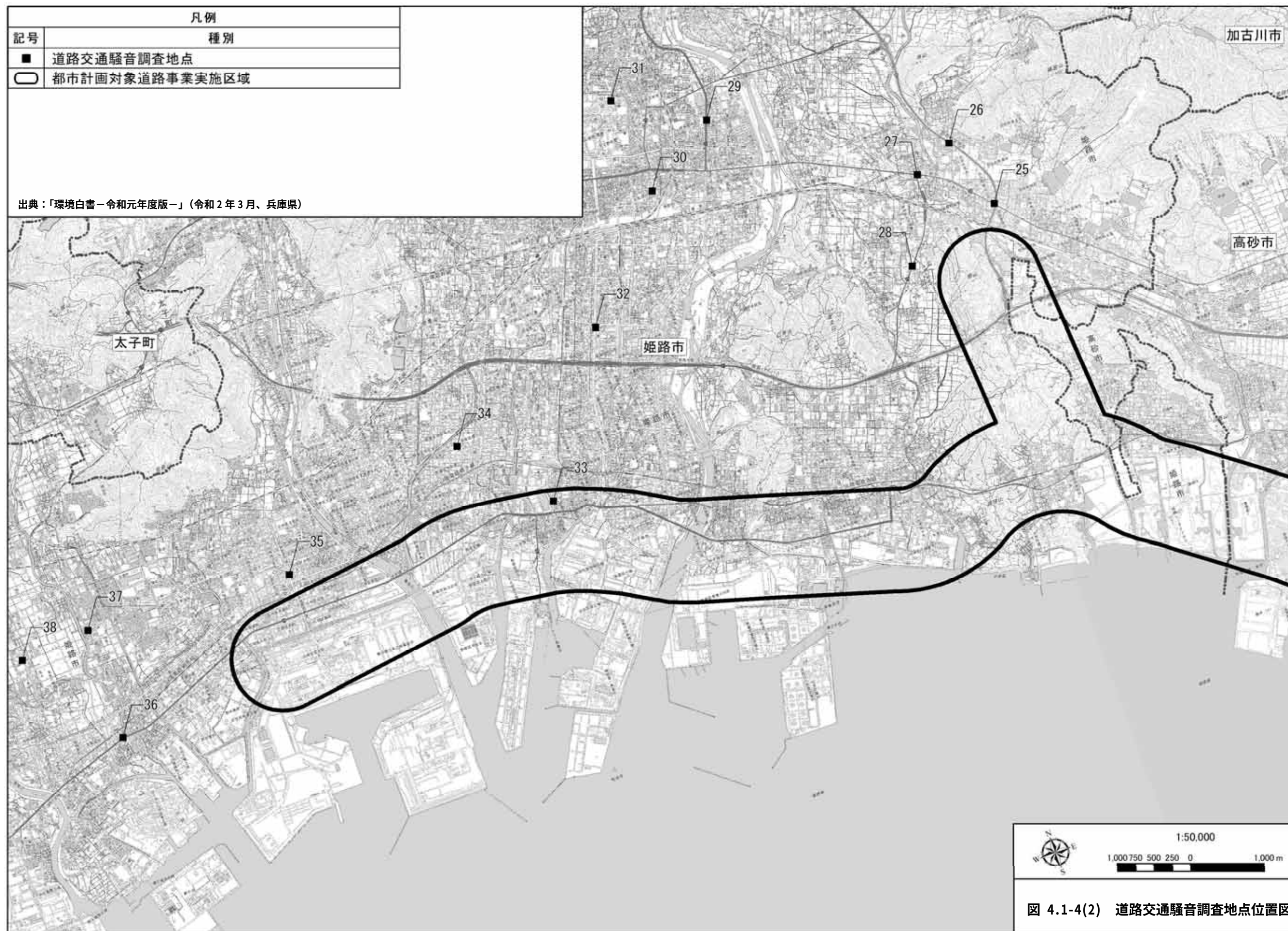
3：第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域 4：近隣商業地域、商業地域 5：準工業地域、工業地域

6：工業専用地域 7：市街化調整区域

注 5) 要請限度の適合状況は、3 日以上測定したものについて記載した。

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）





4) 振動

(1) 一般環境振動

調査区域では、一般環境振動について既存の調査は行われていません。

(2) 道路交通振動

調査区域では高砂市の 5 地点で振動調査が実施されており、全ての地点で要請限度を下回っています。道路交通振動調査結果を表 4.1-15、調査地点位置を図 4.1-5 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域では、道路交通振動の調査は行われていません。

表 4.1-15 道路交通振動の調査結果（令和元年度）

番号	測定地点の住所	要請限度の区域	路線名	時間の区分	80%レンジの上端値(dB)	要請限度	要請限度達成状況
1	高砂市荒井町小松原 5 丁目	第 1 種	主要地方道 43 号 高砂北条線	昼間	38	65	○
				夜間	24	60	○
2	高砂市松陽	第 2 種	一般県道 391 号 伊保宝殿停車場線	昼間	33	70	○
				夜間	21	65	○
3	高砂市中筋 5 丁目	第 2 種	一般国道 250 号	昼間	45	70	○
				夜間	34	65	○
4	高砂市曾根町	第 2 種	一般国道 250 号	昼間	41	70	○
				夜間	32	65	○
5	高砂市春日野町	第 2 種	一般国道 2 号	昼間	48	70	○
				夜間	46	65	○

注 1) 表中の番号は図 4.1-5 に対応

注 2) 時間の区分は、昼間：8 時～19 時、夜間：19 時～8 時を示す。

注 3) 要請限度の地域指定種別と限度値との関係は以下のとおりである。

第 1 種区域 昼間：65dB 以下、夜間：60dB 以下

第 2 種区域 昼間：70dB 以下、夜間：65dB 以下

注 4) 要請限度の区域は、主に以下のとおりである。

第 1 種区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「高砂市の環境 令和元年度版」高砂市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5) その他

調査区域では、低周波音について既存の調査は行われていません。

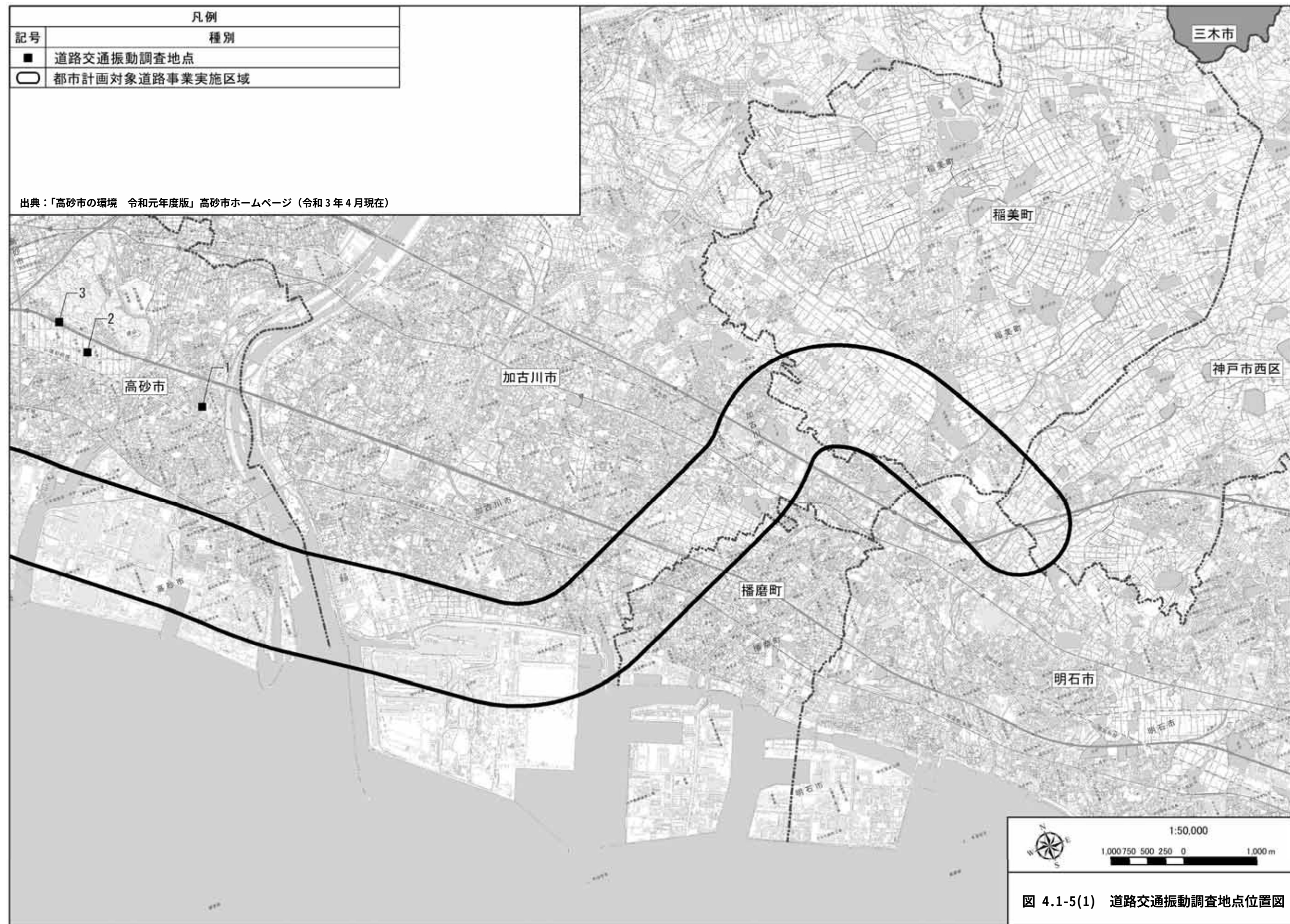


図 4.1-5(1) 道路交通振動調査地点位置図

4.1.2 水環境の状況

1) 水象

(1) 河川

調査区域における主な河川として、表 4.1-16 に示すとおり、一級河川の加古川、二級河川の法華山谷川、市川、夢前川等があります。また、稲調査区域東部の神戸市、明石市、稲美町、加古川市にかけての地域では多数のため池が見られます。主な河川及びため池の位置は、図 4.1-6 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には一級河川の加古川、二級河川の瀬戸川、喜瀬川、泊川、法華山谷川、天川、西浜川、八家川、市川、野田川、船場川、夢前川及び汐入川があります。

表 4.1-16 主な河川

区分	河川名	延長 (m)
一級河川	加古川*	778,119
	揖保川*	290,810
二級河川	赤根川	4,305
	瀬戸川*	5,710
	喜瀬川*	8,380
	泊川	1,485
	法華山谷川*	17,247
	天川*	21,953
	西浜川	1,941
	八家川*	4,480
	市川*	218,032
	野田川	6,298
	船場川*	15,520
	夢前川*	95,415
	汐入川	3,380
	大津茂川*	25,615

注) *は河川保全区域のある河川

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和3年3月、兵庫県）

凡例	
記号	種別
	河川、海域、ため池
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和3年3月、兵庫県）

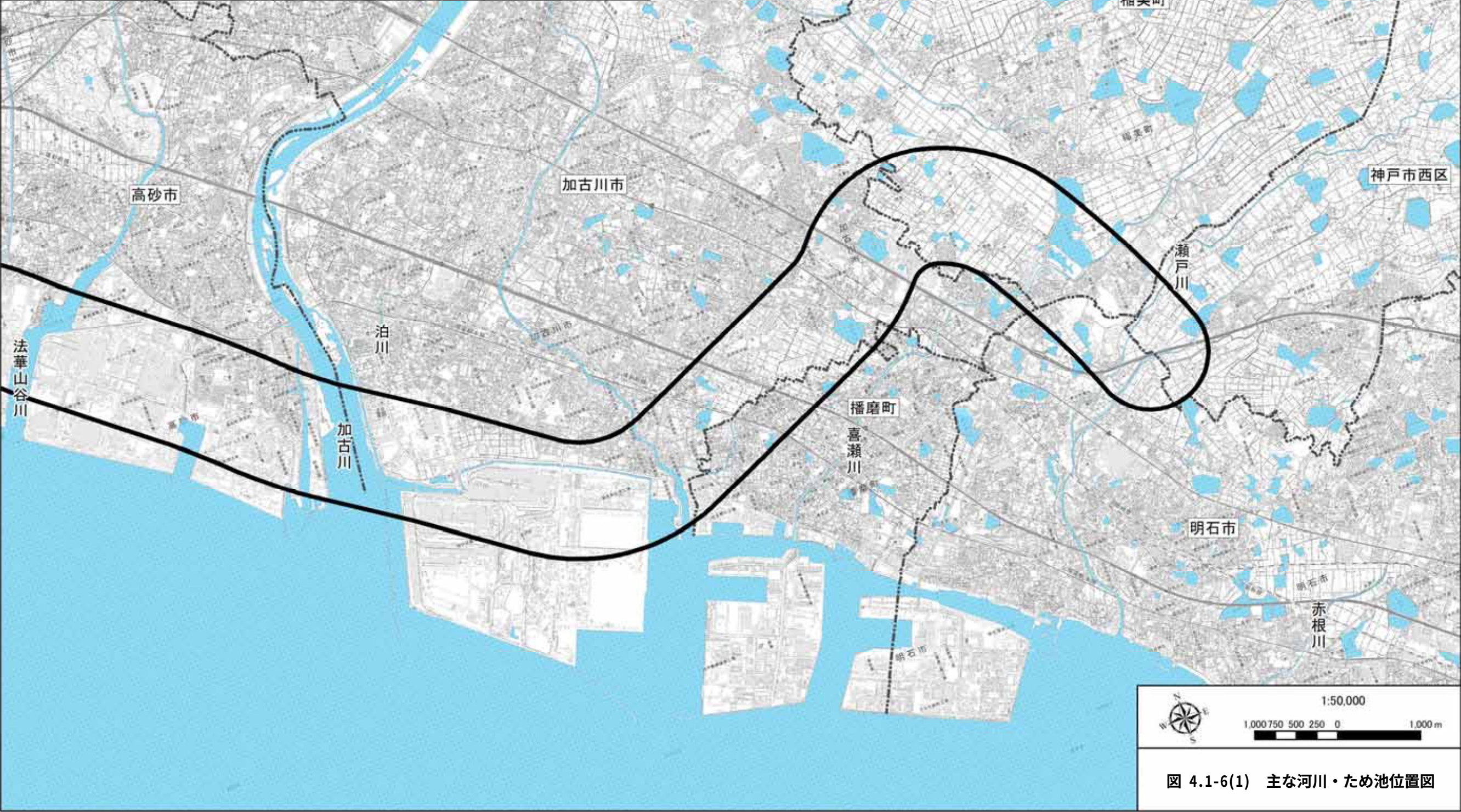
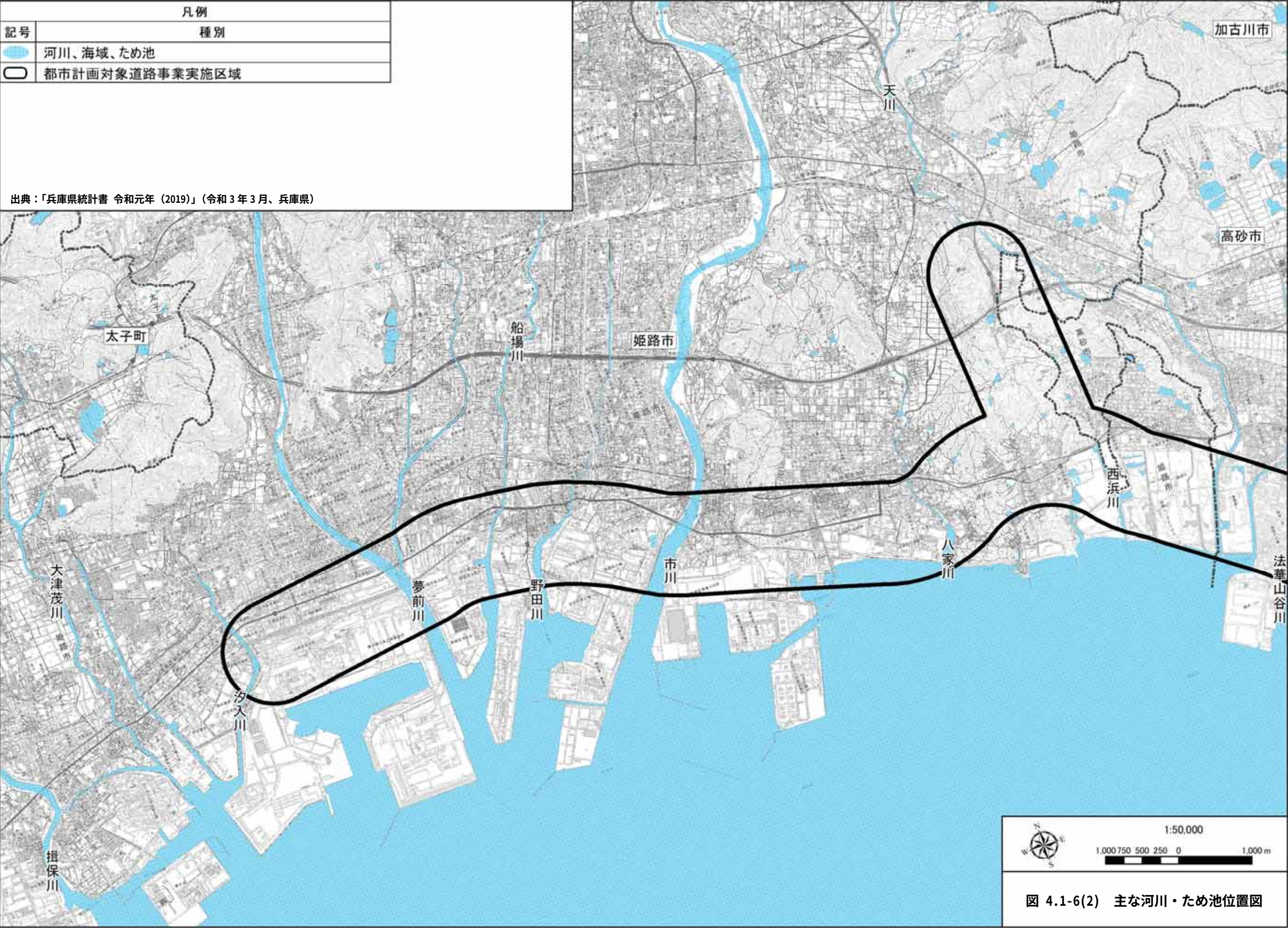


図 4.1-6(1) 主な河川・ため池位置図

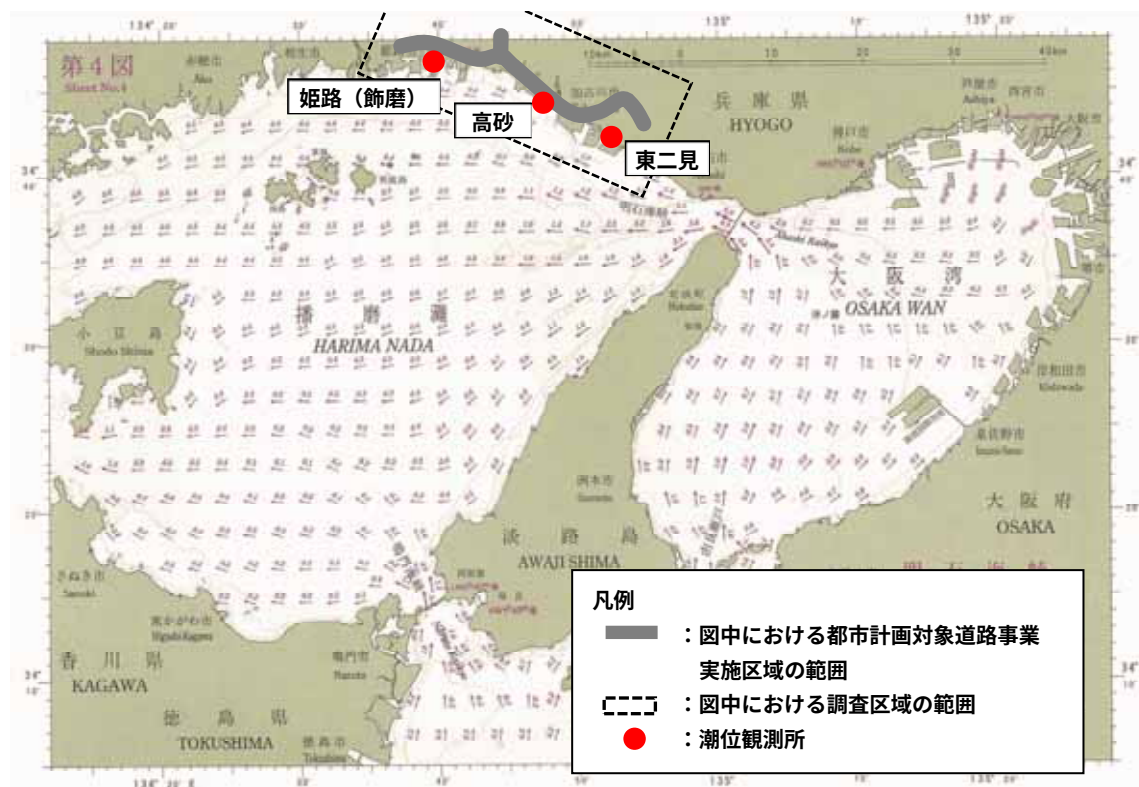


(2) 海域

調査区域は、明石海峡より西側の明石市から赤穂市までまたがる播磨灘に面しており、沿岸東部には東播磨港、姫路港を中心とした、播磨臨海工業地帯が形成されています。

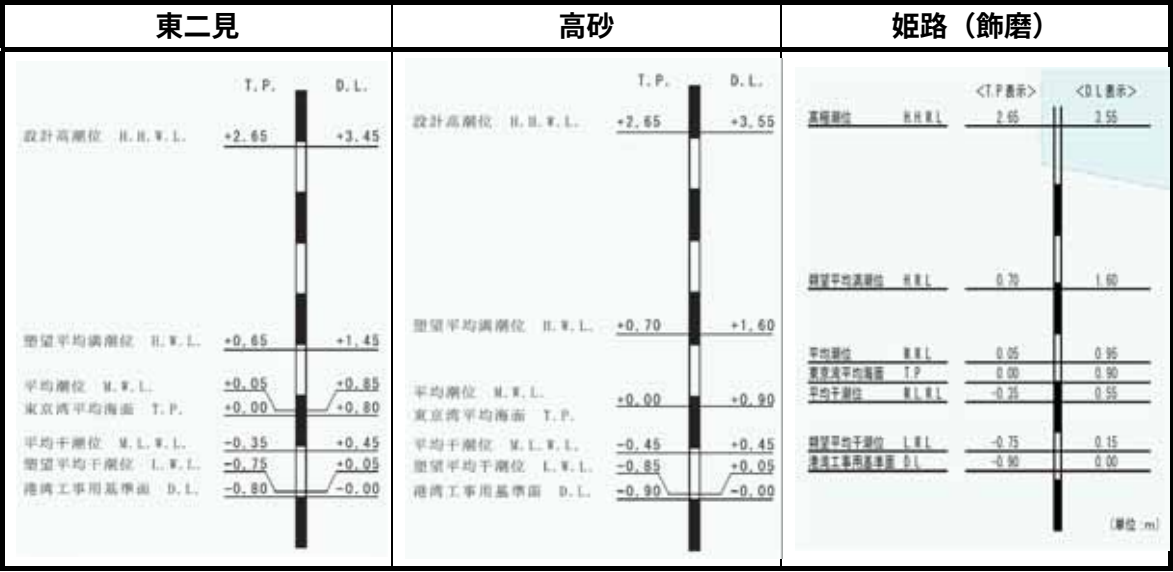
調査区域の海域の潮流図は、図 4.1-7 に示すとおりです。播磨灘を含む瀬戸内海は潮汐の差が比較的大きく、東部海域で1～3m、西部海域では3～4mに及びます。この潮汐差と幅の狭い海峡が多いため、潮の干満に応じて数ノットの潮流を生じ、渦潮が見られるほど潮流の速い海峡が各所に点在しますが、調査区域の海域の潮流図は、図 4.1-7 に示すとおりであり、調査区域に面する海域の潮流は概ね 1.0 ノット未満です。

都市計画対象道路事業実施区域の周辺海域の潮位観測所として、東二見、高砂、姫路（飾磨）があり、位置を図 4.1-7 に、それぞれの潮位図を図 4.1-8 に示します。



出典：「瀬戸内海の環境情報（瀬戸内海の潮流）」環境省ホームページ（令和3年4月現在）

図 4.1-7 海域の潮流図と潮位観測所の位置図



出典：「姫路港港湾計画図」（令和元年7月、兵庫県）
「東播磨港港湾計画図」（平成26年3月、兵庫県）

図 4.1-8 潮位観測所における潮位図

2) 水質

(1) 河川

① 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

調査区域に存在する河川において、生活環境項目に係る平成 30 年度の水質調査結果を表 4.1-17、調査地点位置を図 4.1-9 に示します。河川における生活環境項目の平成 30 年度の測定結果は、調査区域では 33 地点で調査が行われており、有機汚濁の代表的指標である BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）については、環境基準が設定されている 15 地点で環境基準を達成していますが、pH 及び大腸菌群数は一部の地点で環境基準を超過しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、No.4 西区岩岡町（印籠川）、No.7 山電下（水田川）、No.10 別府橋（別府川）で調査が行われており、全ての調査地点において環境基準を達成しています。

表 4.1-17(1) 河川の水質調査結果（生活環境項目 平成 30 年度）

番号	河川名	地点名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
				最小～最大	平均	75%値	平均	平均
1	赤根川	柳井橋	—	7.6-8.9	10.0	2.4	11	2.8×10^4
2	瀬戸川	相礼橋	—	7.6-9.7	11.0	2.9	8	5.4×10^4
3	瀬戸川 鰯川	西区岩岡町	—	7.3-7.7	8.9	1.6	7	2.9×10^4
4	瀬戸川 印籠川	西区岩岡町	—	7.1-7.4	8.9	1.8	3	1.5×10^4
5	喜瀬川	野添橋	D	7.1-7.9	9.5	2.5	10	5.0×10^4
6	喜瀬川	古宮橋	D	7.0-7.5	7.6	1.7	4	5.2×10^4
7	水田川	山電下	—	8.5-10.5	>13.0	3.6	7	8.4×10^3
8	喜瀬川	城橋上	D	7.4-9.0	8.6	3.0	12	3.8×10^3
9	加古川 曇川	高田橋	—	7.5-8.4	7.5	3.1	13	2.9×10^4
10	加古川 別府川	別府橋	C	7.6-8.0	6.6	1.8	10	2.2×10^4
11	加古川 別府川	十五社橋	C	7.3-8.1	7.2	2.7	14	3.5×10^4
12	加古川 加古川下流	加古川橋（池尻）	B	7.5-8.7	10.0	1.2	5	7.6×10^3
環境基準			AA	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	50MPN/ 100mL 以下
			A	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	1,000MPN/ 100mL 以下
			B	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5,000MPN/ 100mL 以下
			C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	—
			D	6.0 以上 8.5 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	100mg/L 以下	—

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「>」は測定値が大きすぎて特定できない値であることを示す。

注 3) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

表 4.1-17(2) 河川の水質調査結果（生活環境項目 平成 30 年度）

番号	河川名	地点名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
				最小～最大	平均	75%値	平均	平均
13	養田川	養田 1 号橋	—	7.3-7.9	7.6	1.8	10	3.0×10^4
14	加古川 加古川下流	相生橋	B	7.6-8.2	9.3	1.4	4	1.5×10^3
15	法華山谷川	千鳥大橋	—	7.9-9.8	10.0	4.3	12	2.1×10^4
16	天川	日笠歩道橋	—	7.3-7.8	8.0	2.0	3	5.7×10^4
17	天川	向山橋	—	7.5-9.3	12.0	1.4	2	—
18	天川	豊国橋	—	7.2-9.2	11.0	1.2	3	—
19	八家川	国道 2 号線 BP 下	—	7.4-8.8	10.0	1.3	3	—
20	市川 市川下流	小川橋	B	7.0-9.0	11.0	1.2	2	5.6×10^3
21	市川 市川下流	阿保橋	B	7.2-8.5	10.0	1.2	2	2.5×10^3
22	市川 市川下流	工業用水取水点	B	7.4-9.0	10.0	1.2	2	2.0×10^3
23	野田川	恵美酒橋	—	6.6-7.7	7.4	0.7	3	—
24	船場川 船場川下流	手柄橋	C	7.2-9.1	11.0	1.2	5	1.1×10^4
25	船場川 船場川下流	加茂橋	C	7.4-8.7	11.0	3.4	9	4.7×10^3
26	夢前川 水尾川	今中橋	—	6.9-9.2	8.9	2.3	12	—
27	夢前川 夢前川上流	蒲田橋	A	7.0-8.7	9.9	0.9	3	5.6×10^3
28	夢前川 夢前川下流	京見橋	B	7.1-8.9	10.0	0.9	4	9.2×10^3
29	汐入川	汐入橋	—	6.5-7.7	8.5	1.9	9	—
30	大津茂川	大平橋	—	6.8-7.7	7.7	1.6	4	—
31	大津茂川	朝日谷橋	—	7.2-8.3	10.0	1.7	5	—
32	大津茂川 宮内川	宮内橋	—	6.6-7.3	7.9	2.5	8	—
33	揖保川 揖保川下流	本町橋	B	7.4-7.8	9.3	0.8	3	3.6×10^3
環境基準			AA	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	50MPN/ 100mL 以下
			A	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	1,000MPN/ 100mL 以下
			B	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5,000MPN/ 100mL 以下
			C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	—
			D	6.0 以上 8.5 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	100mg/L 以下	—

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「>」は測定値が大きすぎて特定できない値であることを示す。

注 3) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「環境白書－令和元年度版－」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

② 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

調査区域に存在する河川において、健康項目に係る令和元年度の水質調査結果を表 4.1-18 に示します。いずれの項目も全ての調査地点で環境基準を達成しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、No.4 西区岩岡町（印籠川）、No.7 山電下（水田川）、No.10 別府橋（別府川）で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

表 4.1-18(1) 河川の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号 河川名 地点名 項目	1 赤根川 柳井橋	2 瀬戸川 相礼橋	3 鰯川 西区 岩岡町	4 印籠川 西区 岩岡町	環境基準
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下
砒素	0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005			検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.002	<0.002	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.76	1.3	3.0	2.7	10mg/L 以下
ふっ素	0.16	0.17	0.15	0.10	0.8mg/L 以下
ほう素	0.09	<0.05	0.02	0.03	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注 3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-18(2) 河川の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	5	7	8	9	環境基準
河川名 地点名 項目	喜瀬川 野添橋	水田川 山電下	喜瀬川 城橋上	曇川 高田橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下
砒素	0.0011	0.003	0.002	0.002	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005				検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.00065	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.63	1.5	0.85	0.87	10mg/L 以下
ふっ素	0.16	0.29	0.14	0.22	0.8mg/L 以下
ほう素	0.05	<0.1	<0.1	<0.1	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注 3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-18(3) 河川の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	10	11	12	13	環境基準
項目 河川名 地点名	別府川 別府橋	別府川 十五社橋	加古川 下流 加古川橋 (池尻)	養田川 養田 1号橋	
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン		<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛		0.001	<0.001	0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム		<0.005	<0.01	<0.005	0.05mg/L 以下
砒素		0.0015	0.0012	0.001	0.01mg/L 以下
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀		<0.0005			検出されないこと
PCB		<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン		0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.48	0.72	0.39	1.0	10mg/L 以下
ふっ素		0.12	0.11	0.10	0.8mg/L 以下
ほう素		0.1	<0.05	<0.1	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.1-18(4) 河川の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	14	15	16	17	環境基準
河川名 地点名 項目	加古川 下流 相生橋	法華山 谷川 千鳥大橋	天川 日笠歩道橋	天川 向山橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン		<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	0.0015	<0.001	0.001	0.004	0.01mg/L 以下
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB		<0.0005	<0.0005		検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム				<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン				<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ				<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.13	<0.055	<0.055	0.23	10mg/L 以下
ふっ素				0.10	0.8mg/L 以下
ほう素				<0.05	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注 3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-18(5) 河川の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	18	19	20	21	環境基準
河川名 地点名 項目	天川 豊国橋	八家川 国道2号線 BP下	市川下流 小川橋	市川下流 阿保橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	0.006	0.001	0.001	0.001	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB					検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.21	0.67	0.67	0.91	10mg/L 以下
ふっ素	0.10	0.09	<0.08	0.08	0.8mg/L 以下
ほう素	<0.05	0.06	0.05	0.05	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注 3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.1-18(6) 河川の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	22	23	24	25	環境基準
河川名 地点名 項目	市川下流 工業用水 取水点	野田川 恵美酒橋	船場川 下流 手柄橋	船場川 下流 加茂橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	0.002	0.001	<0.001	0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	0.002	0.001	0.001	0.002	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB					検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.83	0.66	0.58	0.39	10mg/L 以下
ふっ素	<0.08		<0.08	<0.08	0.8mg/L 以下
ほう素	0.05		<0.05	<0.05	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注 3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-18(7) 河川の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	26	27	28	29	環境基準
河川名 地点名 項目	水尾川 今中橋	夢前川 上流 蒲田橋	夢前川 下流 京見橋	汐入川 汐入橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	0.002	<0.001	<0.001	0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	0.002	0.001	0.001	0.002	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB					検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.25	0.49	0.70	0.31	10mg/L 以下
ふっ素		<0.08	<0.08	0.12	0.8mg/L 以下
ほう素		<0.05	<0.05	0.10	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注 3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-18(8) 河川の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	30	31	32	33	環境基準
河川名 地点名 項目	大津茂川 大平橋	大津茂川 朝日谷橋	宮内川 宮内橋	揖保川 下流 本町橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003		0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1		検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01		0.05mg/L 以下
砒素	0.001	0.001	0.001	0.0015	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005		検出されないこと
PCB					検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002		0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01		0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004		0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006		0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003		0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002		0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.31	0.68	0.69	0.36	10mg/L 以下
ふっ素		<0.08			0.8mg/L 以下
ほう素		<0.05			1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005		0.05mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注 3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

③ ダイオキシン類

調査区域に存在する河川において、ダイオキシン類の平成 30 年度の調査結果を表 4.1-19 に示します。全ての調査地点で環境基準を達成しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、河川におけるダイオキシン類の調査は行われていません。

表 4.1-19 河川におけるダイオキシン類の調査結果及び環境基準達成状況（平成 30 年度）

[単位：pg-TEQ/L]

番号	河川名	地点名	水質	環境基準	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
1	赤根川	柳井橋	0.1	1 以下	○
2	瀬戸川	相礼橋	0.11		○
8	喜瀬川	城橋上	0.20		○
22	市川 市川下流	工業用水取水点	0.04		○
25	船場川 船場川下流	加茂橋	0.14		○
27	夢前川 夢前川上流	蒲田橋	0.047		○
28	夢前川 夢前川下流	京見橋	0.053		○

注) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

(2) 海域

① 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

調査区域に存在する海域における平成 30 年度の水質調査結果を表 4.1-20（生活環境項目）及び表 4.1-21（生活環境項目（全窒素・全りん））、調査地点位置を図 4.1-9 に示します。

生活環境項目は、調査区域では 18 地点で調査が行われており、有機汚濁の代表的指標である COD（化学的酸素要求量）については、調査区域の調査地点 18 地点のうち 1 地点で環境基準を超過しています。

全窒素・全りんは、調査区域の調査地点 10 地点のうち 2 地点で全りんが環境基準を超過しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、海域の水質調査は行われていません。

表 4.1-20(1) 海域の水質調査結果（生活環境項目 平成 30 年度）

番号	水系名 水域名	地点名	類型	達成 期間	採取水深	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	油分等	大腸菌群数 (MPN/100mL)
						最小～最大	平均	75%値	最小～最大	平均
1	播磨灘 播磨海域 (11)	二見港沖	B	口	表層					
					底層:低 1.0m		8.0			
					混合:表中層 等量	7.9-8.1	8.2	2.1		
					全層	7.9-8.1	8.1	2.1		
2	播磨灘 播磨海域 (2)	別府港内	C	イ	表層					
					底層:低 1.0m		7.7			
					混合:表中層 等量	7.9-8.2	8.4	2.7		
					全層	7.9-8.2	8.1	2.7		
3	播磨灘 播磨海域 (11)	加古川市 沖 1	B	口	表層					
					底層:低 0.5m					
					混合:表中層 等量	7.8-8.3	8.4	3.0	ND-ND	<2.0×10 ⁰
					全層	7.8-8.3	8.4	3.0	ND-ND	<2.0×10 ⁰
4	播磨灘 播磨海域 (3)	高砂本港 内	C	口	表層					
					底層:低 1.0m		7.6			
					混合:表中層 等量	8.0-8.1	8.3	3.1		
					全層	8.0-8.1	8.0	3.1		
5	播磨灘 播磨海域 (4)	高砂西港 港口先	C	口	表層					
					底層:低 1.0m		7.9			
					混合:表中層 等量	8.0-8.2	8.4	2.7		
					全層	8.0-8.2	8.2	2.7		
環境基準					A	7.8 以上 8.3 以下	7.5 mg/L 以上	2 mg/L 以下	検出され ないこ と。	1,000MPN /100mL 以下
					B	7.8 以上 8.3 以下	5 mg/L 以上	3 mg/L 以下	検出され ないこ と。	—
					C	7.0 以上 8.3 以下	2 mg/L 以上	8 mg/L 以下	—	—

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとする。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5 年以内で可及的速やかに達成

注 3) 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値

注 4) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「環境白書ー令和元年度版ー」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

表 4.1-20(2) 海域の水質調査結果（生活環境項目 平成 30 年度）

番号	水系名 水域名	地点名	類型	達成 期間	採取水深	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	油分等	大腸菌群数 (MPN/100mL)
						最小～最大	平均	75%値	最小～最大	平均
6	播磨灘 播磨海域 (5)	大塩港内	C	イ	表層					
					底層:低 1.0m		8.0			
					混合:表中層 等量	8.0-8.2	8.4	3.1		
					全層	8.0-8.2	8.2	3.1		
7	播磨灘 播磨海域 (11)	高砂西港 沖	B	ロ	表層					
					底層:低 1.0m		8.1			
					混合:表中層 等量	8.0-8.3	8.7	2.9		
					全層	8.0-8.3	8.4	2.9		
8	播磨灘 播磨海域 (11)	的形沖	B	ロ	表層					
					底層:低 0.5m		7.4			
					混合:表中層 等量	7.9-8.2	8.9	2.8	ND-ND	
					全層	7.9-8.2	8.1	2.8	ND-ND	
9	播磨灘 播磨海域 (11)	八家沖	B	ロ	表層					
					底層:低 0.5m		7.3			
					混合:表中層 等量	7.9-8.2	8.9	2.5	ND-ND	
					全層	7.9-8.2	8.1	2.5	ND-ND	
10	播磨灘 播磨海域 (11)	白浜沖	B	ロ	表層					
					底層:低 1.0m		7.8			
					混合:表中層 等量	8.0-8.4	8.6	3.0		
					全層	8.0-8.4	8.3	3.0		
11	播磨灘 播磨海域 (6)	東 部 工 業 港内	C	イ	表層					
					底層:低 1.0m		7.4			
					混合:表中層 等量	8.0-8.2	8.5	2.6		
					全層	8.0-8.2	8.0	2.6		
12	播磨灘 播磨海域 (11)	妻鹿沖	B	ロ	表層					
					底層:低 0.5m		7.4			
					混合:表中層 等量	7.9-8.2	8.6	2.6	ND-ND	
					全層	7.9-8.2	8.0	2.6	ND-ND	
環境基準			A		7.8 以上 8.3 以下	7.5 mg/L 以上	2 mg/L 以下	検出され ない こと。	1,000MPN /100mL 以下	
			B		7.8 以上 8.3 以下	5 mg/L 以上	3 mg/L 以下	検出され ない こと。	—	
			C		7.0 以上 8.3 以下	2 mg/L 以上	8 mg/L 以下	—	—	

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとする。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5 年以内で可及的速やかに達成

注 3) 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値

注 4) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「環境白書－令和元年度版－」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

表 4.1-20(3) 海域の水質調査結果（生活環境項目 平成 30 年度）

番号	水系名 水域名	地点名	類型	達成 期間	採取水深	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	油分等	大腸菌群数 (MPN/100mL)
						最小～最大	平均	75%値	最小～最大	平均
13	播磨灘 播磨海域 (7)	飾磨港内 2	C	イ	表層					
					底層:低 0.5m		7.2			
					混合:表中層 等量	7.9-8.1	9.5	3.8		
					全層	7.9-8.1	8.4	3.8		
14	播磨灘 播磨海域 (7)	飾磨港内 1	C	イ	表層					
					底層:低 1.0m		7.4			
					混合:表中層 等量	8.0-8.4	8.8	4.2		
					全層	8.0-8.4	8.1	4.2		
15	播磨灘 播磨海域 (11)	飾磨港沖	B	ロ	表層					
					底層:低 1.0m		7.7			
					混合:表中層 等量	8.0-8.3	8.6	3.3		
					全層	8.0-8.3	8.2	3.3		
16	播磨灘 播磨海域 (8)	広畑港内	C	イ	表層					
					底層:低 1.0m		7.0			
					混合:表中層 等量	8.0-8.3	8.8	4.0		
					全層	8.0-8.3	7.9	4.0		
17	播磨灘 播磨海域 (11)	広畑沖	B	ロ	表層					
					底層:低 0.5m		7.6			
					混合:表中層 等量	7.9-8.2	9.1	2.8	ND-ND	
					全層	7.9-8.2	8.4	2.8	ND-ND	
18	播磨灘 播磨海域 (9)	網干港内	C	イ	表層					
					底層:低 1.0m		7.8			
					混合:表中層 等量	7.9-8.3	8.6	4.2		
					全層	7.9-8.3	8.3	4.2		
環境基準				A	7.8 以上 8.3 以下	7.5 mg/L 以上	2 mg/L 以下	検出され ない こと。	1,000MPN /100mL 以下	
				B	7.8 以上 8.3 以下	5 mg/L 以上	3 mg/L 以下	検出され ない こと。	—	
				C	7.0 以上 8.3 以下	2 mg/L 以上	8 mg/L 以下	—	—	

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとする。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5 年以内で可及的速やかに達成

注 3) 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値

注 4) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

表 4.1-21 海域の水質調査結果（生活環境項目（全窒素、全りん） 平成 30 年度）

番号	水系名 水域名	地点名	類型	達成 期間	採取水深	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)						
						平均	平均						
1	播磨灘 播磨海域 (11)	二見港沖	Ⅲ	イ	表層	0.24	0.028						
3	播磨灘 播磨海域 (11)	加古川市沖 1	Ⅲ	イ	混合：表中層等量	0.30	0.041						
7	播磨灘 播磨海域 (11)	高砂西港沖	Ⅲ	イ	表層	0.21	0.027						
8	播磨灘 播磨海域 (11)	的形沖	Ⅱ	イ	混合：表中層等量	0.20	0.034						
9	播磨灘 播磨海域 (11)	八家沖	Ⅱ	イ	混合：表中層等量	0.23	0.035						
10	播磨灘 播磨海域 (11)	白浜沖	Ⅱ	イ	表層	0.21	0.025						
12	播磨灘 播磨海域 (11)	妻鹿沖	Ⅲ	イ	混合：表中層等量	0.22	0.035						
13	播磨灘 播磨海域 (7)	飾磨港内 2	Ⅲ	イ	混合：表中層等量	0.48	0.045						
15	播磨灘 播磨海域 (11)	飾磨港沖	Ⅲ	イ	表層	0.38	0.033						
17	播磨灘 播磨海域 (11)	広畑沖	Ⅲ	イ	混合：表中層等量	0.24	0.040						
環境基準			Ⅰ			0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下						
						Ⅱ			0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下			
									Ⅲ			0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
												Ⅳ	

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとする。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5 年以内で可及的速やかに達成

注 3) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「環境白書－令和元年度版－」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

② 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

調査区域に存在する海域において、健康項目に係る令和元年度の水質調査結果を表 4.1-22 に示します。いずれの項目も全ての調査地点で環境基準を達成しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、海域の水質調査は行われていません。

表 4.1-22(1) 海域の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	1	2	3	4	5	環境基準
水域名 地点名 項目	播磨海域 (11) 二見港沖	播磨海域 (2) 別府港内	播磨海域 (11) 加古川市沖 1	播磨海域 (3) 高砂本港内	播磨海域 (4) 高砂西港 港口先	
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛		<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素		0.001	0.001	0.001	0.001	0.01mg/L 以下
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン		<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム			<0.0006			0.006mg/L 以下
シマジン			<0.0003			0.003mg/L 以下
チオベンカルブ			<0.002			0.02mg/L 以下
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	<0.055		<0.10			10mg/L 以下
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注 3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-22(2) 海域の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	7	8	9	10	環境基準
水域名 地点名 項目	播磨海域 (11) 高砂西港沖	播磨海域 (11) 的形沖	播磨海域 (11) 八家沖	播磨海域 (11) 白浜沖	
カドミウム		<0.0003	<0.0003		0.003mg/L 以下
全シアン		<0.1	<0.1		検出されないこと
鉛		<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
六価クロム		<0.01	<0.01		0.05mg/L 以下
砒素		0.001	0.001		0.01mg/L 以下
総水銀		<0.0005	<0.0005		0.0005mg/L 以下
アルキル水銀		<0.0005	<0.0005		検出されないこと
PCB		<0.0005	<0.0005		検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002		0.02mg/L 以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01		0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004		0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン		<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005		0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002		0.002mg/L 以下
チウラム		<0.0006	<0.0006		0.006mg/L 以下
シマジン		<0.0003	<0.0003		0.003mg/L 以下
チオベンカルブ		<0.002	<0.002		0.02mg/L 以下
ベンゼン		<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
セレン		<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	<0.055	<0.055	<0.055	<0.055	10mg/L 以下
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005		0.05mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注 3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-22(3) 海域の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	12	13	15	17	環境基準
水域名 地点名 項目	播磨海域 (11) 妻鹿沖	播磨海域 (7) 飾磨港内 2	播磨海域 (11) 飾磨港沖	播磨海域 (11) 広畑沖	
カドミウム	<0.0003	<0.0003		<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1		<0.1	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001		<0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.01		<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	0.001	0.001		0.001	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005		<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005		<0.0005	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005		<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002		<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002		<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004		<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01		<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004		<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005		<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006		<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001		<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005		<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002		<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006		<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003		<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002		<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001		<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.001	<0.001		<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.065	0.13	0.065	0.087	10mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005		<0.005	0.05mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注 3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

③ ダイオキシン類

調査区域に存在する海域において、ダイオキシン類の平成 30 年度の調査結果を表 4.1-23 に示します。全ての調査地点で環境基準を達成しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、海域におけるダイオキシン類の調査は行われていません。

表 4.1-23 海域におけるダイオキシン類の調査結果及び環境基準達成状況（平成 30 年度）

[単位：pg-TEQ/L]

番号	水域名 地点名	水質	環境基準	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
6	播磨海域 (5) 大塩港内	0.37	1 以下	○
9	播磨海域 (11) 八家沖	0.023		○
13/14	播磨海域 (7) 飾磨港内	0.09		○

注) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

出典：「環境白書―令和元年度版―」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

3) 水底の底質

調査区域の河川及び海域で底質調査が行われており、その結果を表 4.1-24 及び表 4.1-25、調査地点位置を図 4.1-9 に示します。調査区域では、河川 4 地点、海域 12 地点で PCB 等について調査が行われています。

都市計画対象道路事業実施区域では、河川及び海域の底質調査は行われていません。

表 4.1-24 河川底質調査結果（平成 30 年度）

番号	河川名	地点名	含水率	強熱減量	Pb	Cu	Cd	Zn	As	Mn	Ni	T-Cr	T-Hg
			(%)	(%)	(μg/g)								
5	喜瀬川	野添橋	21.5	0.65	4.1	3.0	<0.20	23	2.9	370	4.7	9.2	0.01
11	別府川	十五社橋	25.4	1.08	9.6	13.0	0.20	110	2.1	120	7.7	8.6	0.03
14	加古川	相生橋	20.1	0.87	8.9	6.4	<0.20	28	2.3	100	3.5	4.4	0.01
22	市川	工業用水取水点	19.6	1.29	25	23.0	0.41	200	7.0	240	6.6	12.0	0.03

番号	河川名	地点名	含水率	PCB
			(%)	(μg/g)
11	別府川	十五社橋	23	0.004
14	加古川	相生橋	19	<0.001

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

出典：「環境白書－令和元年度版－」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

表 4.1-25 海域底質調査結果（平成 30 年度）

番号	水域名	地点名	泥質	色相	臭気	泥温(℃)	含水率(%)	強熱減量(%)	硫化物(mg/g)	COD(mg/g)	PCB(μg/g-Dry)
1	播磨海域(11)	二見港沖	砂質	2.5Y4/3	なし	26.9	25.0	4.1	1.4	<0.1	<0.01
2	播磨海域(2)	別府港内	シルト	10Y4/1	微硫化水素臭	24.8	58.8	11.1	26.6	0.2	0.04
4	播磨海域(3)	高砂本港内	シルト	10Y3/1	なし	24.9	53.2	11.8	54.8	0.2	0.02
5	播磨海域(4)	高砂西港 港口先	シルト	10Y3/1	微硫化水素臭	24.5	56.5	10.0	28.0	0.1	0.06
6	播磨海域(5)	大塩港内	シルト	10Y3/1	微硫化水素臭	23.8	60.0	11.6	37.3	0.2	0.10
7	播磨海域(11)	高砂西港 沖	シルト 混じり砂	10Y4/2	なし	24.5	27.1	3.5	9.1	<0.1	<0.01
10	播磨海域(11)	白浜沖	シルト	10Y3/1	微硫化水素臭	24.1	60.6	11.2	28.6	0.3	<0.01
11	播磨海域(6)	東部工業 港内	シルト	10Y2/1	硫化水素臭	24.1	66.0	12.9	37.9	0.7	0.03
14	播磨海域(7)	飾磨港内 1	シルト	10Y2/1	微硫化水素臭	25.0	62.8	13.4	54.3	0.9	0.03
15	播磨海域(11)	飾磨港沖	シルト	10Y4/2	なし	24.0	62.8	12.7	27.6	0.4	0.03
16	播磨海域(8)	広畑港内	シルト	10Y2/1	微硫化水素臭	24.0	66.0	13.1	36.5	1.5	0.03
18	播磨海域(9)	網干港内	シルト	10Y2/1	微硫化水素臭	25.6	63.7	13.1	47.2	0.9	0.04

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

出典：「環境白書－令和元年度版－」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

また、水底の底質におけるダイオキシン類の平成 30 年度の調査結果を表 4.1-26 に示します。全ての調査地点において、環境基準を達成しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、河川及び海域の水底の底質におけるダイオキシン類の調査は行われていません。

表 4.1-26 水底の底質におけるダイオキシン類の調査結果及び環境基準達成状況（平成 30 年度）

河川

[単位：pg-TEQ/g]

番号	河川名	地点名	底質	環境基準	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
1	赤根川	柳井橋	0.42	150 以下	○
2	瀬戸川	相礼橋	0.089		○
8	喜瀬川	城橋上	0.82		○
22	市川 市川下流	工業用水取水点	1.5		○
25	船場川 船場川下流	加茂橋	1.1		○
27	夢前川 夢前川上流	蒲田橋	0.07		○
28	夢前川 夢前川下流	京見橋	0.078		○

海域

[単位：pg-TEQ/g]

番号	水域名	地点名	底質	環境基準	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
6	播磨海域（5）	大塩港内	16	150 以下	○
9	播磨海域（11）	八家沖	7.4		○
13/14	播磨海域（7）	飾磨港内	10		○

注）表中の番号は図 4.1-9 に対応

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

4) その他

(1) ため池

調査区域には、特にいなみの台地に多くのため池が存在しており、各自治体で水質調査が実施されています。令和元年度及び令和２年度におけるため池水質調査結果を表 4.1-27、調査地点位置を図 4.1-9 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域では、No.8 天満大池、No.9 和田上池、No.19 妹池及び No.22 石ヶ池で調査が行われています。

表 4.1-27 ため池水質調査結果（稲美町：令和２年度、播磨町：令和元年度）

区分	番号	ため池名	PH	DO (mg/L)	COD _{Mn} (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	クロロフィル a (μ g/L)	大腸菌 群数 (MPN/100mL)
稲美町	1	葡萄園池	8.8	10.0	4.9	—	3.0	0.49	0.030	4.6	—
	2	広谷池	8.4	9.6	7.9	—	8.4	1.04	0.070	32.0	—
	3	入ヶ池	9.7	13.0	30.0	—	58.0	3.34	0.33	170.0	—
	4	溝ヶ沢池	9.0	11.0	11.0	—	28.0	1.98	0.17	45.0	—
	5	加古大池	7.9	9.4	10.0	—	24.0	1.83	0.080	33.0	—
	6	城ノ池	9.5	11.0	17.0	—	27.0	1.67	0.18	39.0	—
	7	小池	9.4	11.0	14.0	—	20.0	1.50	0.11	38.0	—
	8	天満大池	8.1	9.9	31.0	—	130.0	5.26	0.44	130.0	—
	9	和田上池	9.8	10.0	25.0	—	39.0	3.16	0.23	97.0	—
	10	尻ヶ池	10.0	14.0	28.0	—	46.0	3.32	0.22	160.0	—
播磨町	11	ソウブチ池	8.4	8.2	7.5	1.9	3.0	0.58	0.036	0.0058	1.4×10 ⁴
	12	城池	9.9	14.0	22.0	6.8	30.0	1.8	0.18	0.110	1.1×10
	13	北池	9.5	11.0	11.0	5.2	13.0	1.4	0.074	0.034	2.4×10 ³
	14	蓮池	9.7	12.0	21.0	4.6	22.0	1.6	0.090	0.099	1.1×10
	15	狐狸ヶ池	6.6	1.9	16.0	4.2	12.0	1.0	0.069	0.019	4.9×10 ⁴
	16	布池	9.9	13.0	16.0	3.2	9.0	1.1	0.43	0.014	1.3×10
	17	秋ヶ池	10.5	16.0	44.0	9.3	53.0	3.1	0.28	0.093	4.5
	18	大池	9.4	11.0	37.0	10.0	110.0	3.1	0.35	0.063	2.4×10 ³
	19	妹池	10.2	13.0	26.0	6.6	45.0	1.8	0.17	0.049	7.8
	20	向ヶ池	10.5	19.0	77.0	12.0	72.0	4.3	0.21	0.16	7.9×10
	21	上の池	9.8	12.0	25.0	3.9	27.0	1.4	0.092	0.036	4.5
	22	石ヶ池	8.1	7.6	4.9	1.0	2.0	0.34	0.018	0.0042	2.4×10 ³

注）表中の番号は図 4.1-9 に対応

出典：「令和２年度 町内ため池水質調査記録表」稲美町ホームページ（令和３年４月現在）

「播磨町の環境の概況（令和元年度版）」播磨町ホームページ（令和３年４月現在）

(2) 地下水

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町では、環境基準が定められている健康項目を対象に概況調査が実施されています。令和元年度の概況調査結果を、表 4.1-28 に示します。

令和元年度は神戸市、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市で調査が行われ、神戸市でふっ素が 1 地点、姫路市で砒素が 1 地点、硝酸・亜硝酸性窒素が 1 地点、環境基準値を超過しました。

表 4.1-28 地下水測定結果（概況調査 令和元年度）

市町名 区分 項目	神戸市		明石市		稲美町		播磨町		加古川市		高砂市		姫路市		環境基準
	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	
カドミウム	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.003mg/L 以下
全シアン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	検出されないこと
鉛	9	0	5	0	1	0	1	0	5	0	2	0	15	0	0.01mg/L 以下
六価クロム	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.05mg/L 以下
砒素	9	0	5	0	1	0	1	0	5	0	2	0	15	1	0.01mg/L 以下
総水銀	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	検出されないこと
PCB	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	検出されないこと
ジクロロメタン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	8	0	5	0	1	0	1	0	5	0	2	0	15	0	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	9	0	5	0	1	0	1	0	6	0	2	0	15	0	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	8	0	5	0	1	0	1	0	4	0	2	0	15	0	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	8	0	5	0	1	0	1	0	4	0	2	0	15	0	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	9	0	5	0	1	0	1	0	4	0	2	0	15	0	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	8	0	5	0	1	0	1	0	4	0	2	0	15	0	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	7	0	5	0	1	0	1	0	4	0	2	0	15	0	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.002mg/L 以下
チウラム	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.006mg/L 以下
シマジン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.02mg/L 以下
ベンゼン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.01mg/L 以下
セレン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.01mg/L 以下
硝酸・亜硝酸性窒素	9	0	5	0	1	0	1	0	6	0	2	0	15	1	10mg/L 以下
ふっ素	9	1	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.8mg/L 以下
ほう素	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.05mg/L 以下
合計	9	1	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	2	

注）超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和元年度）」（令和 2 年 7 月、兵庫県）

また、過去に汚染が発見された井戸の周辺地区などの継続的な監視を行うための、継続監視調査が実施されています。令和元年度の継続監視調査の調査結果を表 4.1-29 に示します。

なお、地下水のダイオキシン類の調査は、対象市町では姫路市の 2 地点で実施されており、平成 30 年度の調査結果を表 4.1-30 に示します。いずれの地点も環境基準 1 pg-TEQ/L 以下となっています。

表 4.1-29 地下水測定結果（継続監視調査 令和元年度）

市町名	神戸市		明石市		稲美町		播磨町		加古川市		姫路市		太子町		環境基準
区分 項目	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	
鉛	1	1	—	—	—	—	—	—	7	0	—	—	—	—	0.01mg/L 以下
砒素	2	2	—	—	—	—	—	—	7	2	7	8	—	—	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—	—	—	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	2	0	9	2	—	—	—	—	2	0	—	—	—	—	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	—	—	9	0	—	—	—	—	2	0	—	—	—	—	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	2	0	9	0	—	—	1	0	9	0	4	0	—	—	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	2	0	9	4	—	—	1	0	9	1	4	2	—	—	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	9	0	—	—	1	0	9	0	—	—	7	0	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	9	0	—	—	1	0	3	0	—	—	—	—	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	2	1	9	7	—	—	1	1	9	1	4	0	9	0	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	3	1	9	5	—	—	1	0	9	1	3	2	9	0	0.01mg/L 以下
硝酸・亜硝酸性窒素	—	—	—	—	1	0	—	—	3	0	4	4	—	—	10mg/L 以下
ふっ素	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.8mg/L 以下
ほう素	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1mg/L 以下
合計	5	8	9	18	1	0	1	1	12	5	15	16	9	0	

注）超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

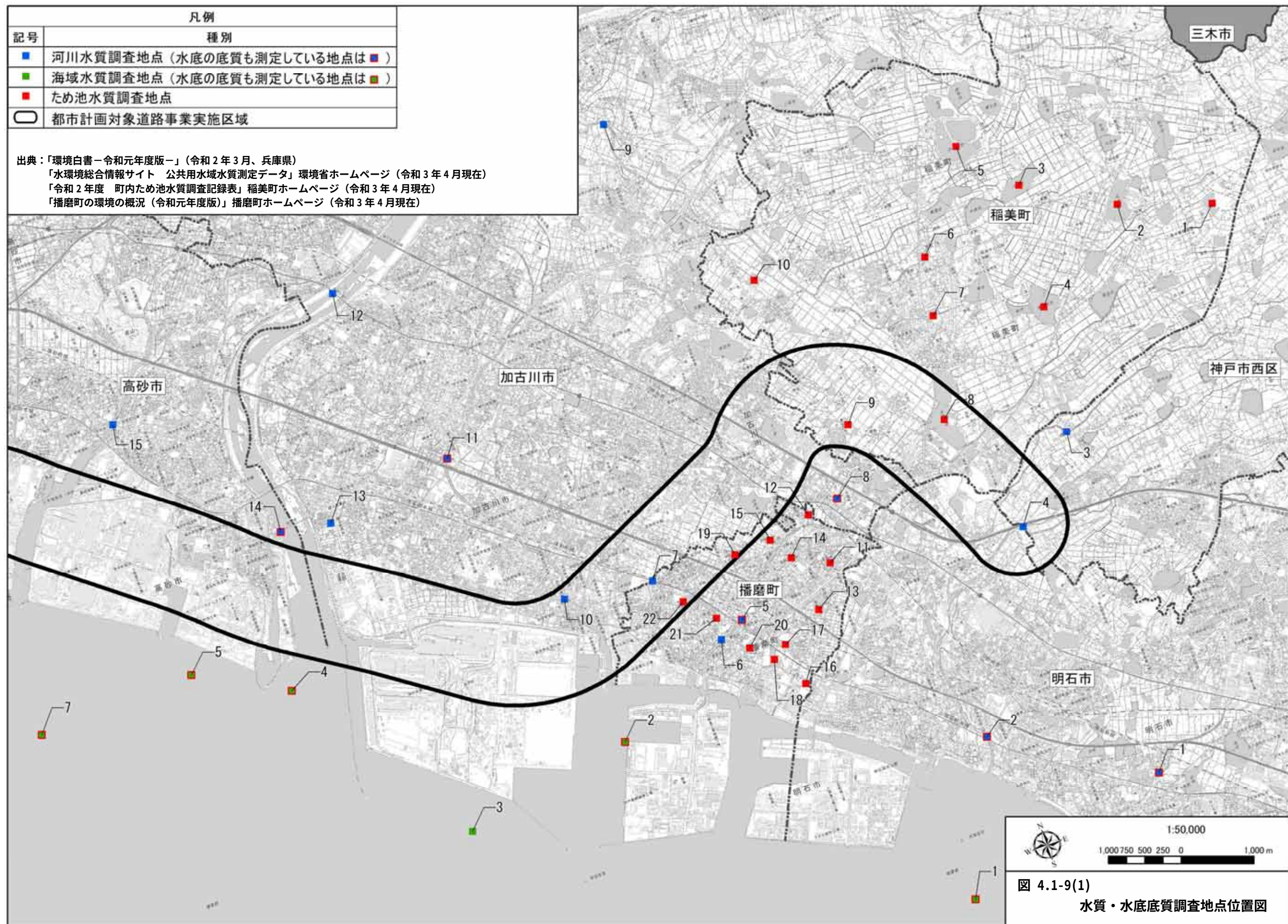
出典：「大気・水質等常時監視結果（令和元年度）」（令和 2 年 7 月、兵庫県）

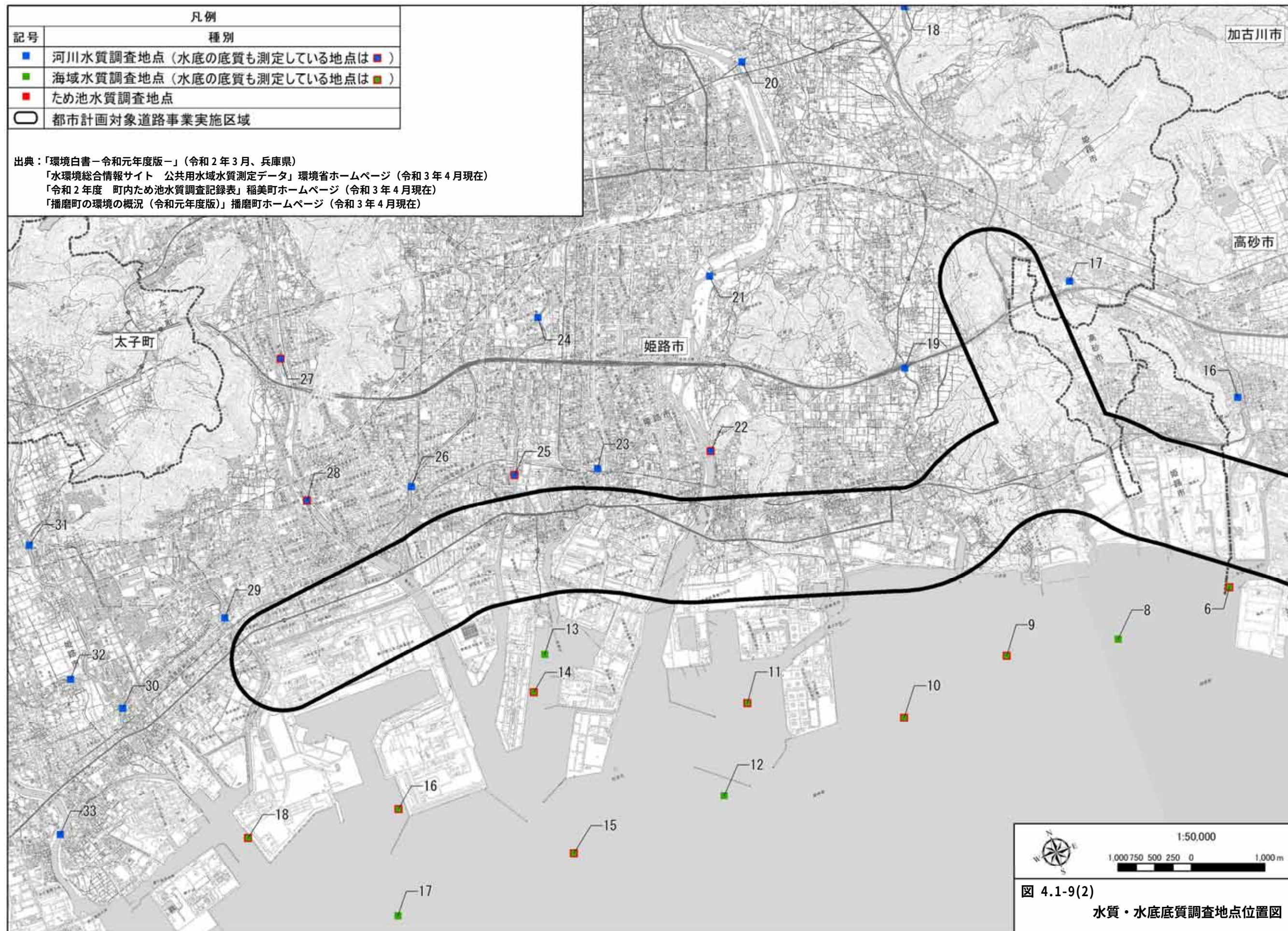
表 4.1-30 地下水のダイオキシン類の調査結果及び環境基準達成状況（平成 30 年度）

[単位：pg-TEQ/g]

調査地点		ダイオキシン類	環境基準	環境基準の達成状況（達成○・非達成×）
姫路市	飾磨区玉地	0.017	1	○
	飾磨区三宅一丁目	0.016		○

出典：「環境白書－令和元年度版－」（令和 2 年 3 月、兵庫県）





4.1.3 土壌及び地盤の状況

1) 土壌

調査区域の土壌図を図 4.1-10 に示します。

調査区域北側の山地・丘陵地は受食土、未熟土等、東側の段丘は褐色低地土、灰色低地土、黄色土等、低地部は灰色低地土、グライ土等が分布していますが、その他の多くの部分は市街地、埋立地などの未区分地です。

都市計画対象道路事業実施区域は、東側に黄色土、灰色低地土等、中央に受食土、受食土の褐色森林土、黄色土、グライ土等、西側にグライ土、灰色低地土等が分布していますが、多くの部分は市街地、埋立地などの未区分地です。

調査区域には、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく指定区域として「要措置区域」が 2 箇所、「形質変更時要届出区域」が 43 箇所あります。指定区域は、表 4.1-31 に示すとおりです。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により指定された区域（廃棄物が地下にある土地の区域）が 78 箇所あります。指定区域は、表 4.1-32 に示すとおりです。

さらに、都市計画対象道路事業実施区域には、「底質の処理・処分等に関する暫定指針」（昭和 49 年環水管第 113 号環境庁水質保全局長通知）に基づき処理された PCB 盛立地が存在しています。PCB 盛立地の状況は、表 4.1-33 及び図 4.1-11 に示すとおりです。

なお、調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

表 4.1-31(1) 土壌汚染対策法に基づく指定区域

区分	番号	名称	指定年月日	面積	出典
形質変更時要届出区域	1	明石市大久保町大窪字北開知 410 番 1、字下檜山 1545 番 3、字桶掛 50 番、字丁田 69 番 1、字赤落 8 番 1 の各一部	平成 24 年 11 月 12 日 平成 25 年 2 月 12 日 平成 25 年 3 月 4 日 平成 25 年 3 月 29 日 令和 2 年 1 月 27 日	7,789.17 m ²	2（指 3）
	2	明石市魚住町西岡字鴨臺 2119 番 23 の一部	平成 26 年 3 月 31 日	587.72 m ²	2（指 5）
	3	明石市魚住町金ヶ崎字己ノ池東 391 番 2、399 番 3 の各一部	平成 29 年 10 月 10 日	826.9 m ²	2（指 9）
	4	明石市魚住町西岡字石ヶ坪 1325 番 1、1325 番 5、字合之元 1359 番の各一部	令和元年 9 月 17 日	838.66 m ²	2（指 10）
	5	明石市魚住町西岡字大溝ノ下 679 番 3、五反田 749 番 2、臍池 762 番、新池脇 772 番の各一部	令和 2 年 6 月 29 日	1256.5 m ²	2（指 11）
	6	加古郡稲美町六分一字西場 1229 番の一部	令和元年 8 月 30 日	659.33 m ²	1
	7	加古郡播磨町新島 6 番 14 の一部	平成 23 年 12 月 16 日	444.3 m ²	1
	8	加古郡播磨町宮西字古河 346 番 1、346 番 4、346 番 5、346 番 6	平成 24 年 6 月 15 日	56,389.73 m ²	1
	9	加古郡播磨町新島 6 番 4 の一部	平成 24 年 8 月 7 日	641.4 m ²	1
	10	加古郡播磨町新島 6 番 2 の一部	平成 25 年 2 月 8 日	300 m ²	1
	11	加古郡播磨町新島 16 番の一部	平成 26 年 1 月 21 日	2,366 m ²	1
	12	加古郡播磨町新島 9 番の一部	令和元年 6 月 28 日	1,500 m ²	1

注）出典の（ ）内の番号は、指定番号を示す。

出典：1「要措置区域・形質変更時要届出区域情報」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「区域の指定について」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「土壌汚染指定区域情報」加古川市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「土壌汚染対策について」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-31(2) 土壌汚染対策法に基づく指定区域

区分	番号	名称	指定年月日	面積	出典
形質変更時要届出区域	13	加古川市尾上町今福字大樋 49 番 5、49 番 10、字東代 94 番 7、94 番 9、字丁田 61 番 3 の一部、及び字横見通 71 番 2 の一部	平成 27 年 7 月 16 日	5,351.09 m ²	3 (指 12)
	14	加古川市別府町西脇字新田 310 番 3、310 番 7	平成 27 年 9 月 18 日	10,963.93 m ²	3 (指 13)
	15	加古川市平岡町新在家字鶴池ノ内 1150 番の一部	令和元年 6 月 24 日	26,671.5 m ²	3 (指 17)
	16	高砂市米田町塩市字明田 124 番 1、124 番 4、124 番 5、127 番 1、127 番 3 の一部	平成 27 年 2 月 20 日	247.7 m ²	1
	17	高砂市荒井町新浜二丁目 2566 番 1 の一部	平成 28 年 12 月 9 日 平成 29 年 10 月 31 日 令和元年 5 月 28 日	4,389.75 m ²	1
	18	高砂市梅井 6 丁目 815 番の一部	平成 31 年 4 月 5 日	3,583 m ²	1
	19	高砂市米田町米田字奥野 410 番 1、410 番 5、塩市字明田 147 番、148 番 10、149 番 1	令和元年 12 月 6 日	248.61 m ²	1
	20	姫路市広畑区吾妻町一丁目 66 番、67 番 1 の各一部、67 番 3	平成 22 年 2 月 25 日	540.4 m ²	4 (指 2)
	21	姫路市の形町的形 1768 番 28、1768 番 33 の各一部	平成 26 年 1 月 21 日	約 650 m ²	4 (指 8)
	22	姫路市木場十八反町 18 番 2、18 番 3、62 番、62 番地先河川敷地の各一部	平成 24 年 12 月 19 日	391.2 m ²	4 (指 6)
	23	姫路市網干区浜田字東新々田 1250 番 16 の一部、字南新々田 1223 番 12 の一部、字西新々田 1287 番 4 の一部、字下天保新田 1207 番 11 の一部及び字下天保新田 1207 番 15 並びに網干区興浜字西沖 908 番 12 の一部及び西沖 908 番 13	平成 28 年 7 月 4 日	15,603.28 m ²	4 (指 12)
	24	姫路市飾磨区中島字濱崎新田 3030 番の一部及び 3031 番 1 の一部	平成 29 年 5 月 23 日	455.74 m ²	4 (指 16)
	25	姫路市飾磨区中島字大森新田梅 2985 番 19 及び字大森新田 3048 番 3	平成 30 年 3 月 1 日	21,045.69 m ²	4 (指 18)
	26	姫路市白浜町字常盤新開甲 841 番 59 の一部、字万代新開甲 912 番 17 の一部、字甲八束新開甲 1077 番 6 の一部、字乙八束新開甲 1122 番 8 及び字末広新開甲 1920 番 42	平成 30 年 4 月 24 日	21,074.83 m ²	4 (指 19)
	27	姫路市白浜町字末広新開甲 1920 番 23 の一部、甲 1920 番 33、甲 1920 番 36 の一部、甲 1920 番 50 の一部、甲 1920 番 52、甲 1920 番 53、甲 1920 番 54、甲 1920 番 55、甲 1920 番 56、甲 1920 番 57、甲 1920 番 60 及び甲 1920 番 61 並びに字常盤新開甲 841 番 60 及び甲 841 番 61 並びに字乙八束新開甲 1122 番 7 の一部	平成 30 年 5 月 10 日 平成 30 年 5 月 28 日 平成 30 年 6 月 25 日 平成 30 年 12 月 20 日 令和 3 年 3 月 26 日	107,341.886 m ²	4 (指 20)
	28	姫路市白浜町字末広新開甲 1920 番 59 及び字乙八束新開甲 1122 番 16	平成 30 年 8 月 27 日	14,979.65 m ²	4 (指 21)

注) 出典の () 内の番号は、指定番号を示す。

出典：1「要措置区域・形質変更時要届出区域情報」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「区域の指定について」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「土壌汚染指定区域情報」加古川市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「土壌汚染対策について」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-31(3) 土壤汚染対策法に基づく指定区域

区分	番号	名称	指定年月日	面積	出典
形質変更時要届出区域	29	姫路市網干区新在家字日富見亀 134 番 5 及び 134 番 6 並びに字日富見松 51 番 3 並びに字塩浜 179 番 5、179 番 6、202 番 2、224 番、232 番 1、236 番 1 及び 240 番、字日富見鶴 135 番 1 及び 135 番 6、字日富見亀 134 番 1、字日富見松 51 番 1 及び 51 番 2、字日富見竹 50 番 1、50 番 4、50 番 5、50 番 6 及び 50 番 7 並びに字日富見梅 1 番の各一部	平成 30 年 10 月 19 日 平成 31 年 2 月 13 日	56,564 m ²	4 (指 22)
	30	姫路市網干区大江島字肥塚新田南 883 番 2 の一部	平成 31 年 3 月 6 日	1,026.10 m ²	4 (指 24)
	31	姫路市網干区新在家字日富見梅 1 番の一部	令和元年 7 月 31 日	182.40 m ²	4 (指 27)
	32	姫路市大津区勘兵衛町二丁目 261 番 1 の一部	令和元年 8 月 19 日	841.80 m ²	4 (指 28)
	33	姫路市網干区新在家字日富見梅 1 番の一部	令和元年 10 月 3 日	334.7 m ²	4 (指 29)
	34	姫路市広畑区富士町 1 番、17 番の各一部	令和元年 11 月 8 日	14,229.38 m ²	4 (指 31)
	35	姫路市飾磨区妻鹿日田町 1 番 1 の一部	令和元年 12 月 20 日	16,600.0 m ²	4 (指 32)
	36	姫路市広畑区富士町 1 番、17 番の各一部	令和 2 年 1 月 6 日	7,024.9 m ²	4 (指 33)
	37	姫路市飾磨区妻鹿日田町 1 番 6 の一部	令和 2 年 4 月 8 日	11,761.72 m ²	4 (指 35)
	38	姫路市広畑区富士町 1 番、17 番の各一部	令和 2 年 5 月 19 日	23,381.85 m ²	4 (指 36)
	39	姫路市飾磨区細江字東宮前 950 番 1 及び 982 番 5 の各一部	令和 2 年 10 月 7 日	7,506.83 m ²	4 (指 38)
	40	姫路市飾磨区中島字真鶴扇田 1428 番、字相生會所前 1450 番、1451 番、字相生竹 1918 番 1、1919 番 1、1927 番、字前袋町 2310 番 1、字庄助新田 3037 番 1 の各一部、字庄助新田 2457 番及び 3037 番 3	令和 2 年 10 月 23 日	2,198.36 m ²	4 (指 39)
	41	姫路市千代田町 900 番、903 番 1 及び 945 番 1 の各一部	令和 2 年 12 月 25 日	900.0 m ²	4 (指 40)
要措置区域	42	姫路市広畑区富士町 1 番及び 11 番の各一部	令和 3 年 2 月 9 日	29,628.12 m ²	4 (指 41)
	43	揖保郡太子町太田字跡崎 2154 番 3、2154 番 4、2155 番 3、字清水ヶ本 2223 番 6 の一部	平成 26 年 7 月 18 日	494.4 m ²	1
要措置区域	1	加古川市尾上町長田 519 の一部	平成 16 年 2 月 6 日	360 m ²	3 (指 1)
	2	加古川市平岡町高畑字西ヶ原上ノ段 400 番 1 の一部、同 400 番 6 の一部、404 番 1 の一部	平成 31 年 2 月 12 日	4,444 m ²	3 (指 16)

注) 出典の () 内の番号は、指定番号を示す。

出典：1 「要措置区域・形質変更時要届出区域情報」 ひょうごの環境ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

2 「区域の指定について」 明石市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

3 「土壤汚染指定区域情報」 加古川市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

4 「土壤汚染対策について」 姫路市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

**表 4.1-32(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により
廃棄物が地下にある土地についての指定区域**

番号	名称	埋立地の区分	出典
1	※調整時地番 神戸市西区岩岡町岩岡字新地 616 番 -2、-8、-9、-10、-11、-12、-13、-14、-15、-16、-17、-18、-19、-20、-21、-22、-23、-24、-25、-26、-27、-28、-29、-30、-31、-32、-33、-35、-36、-37、-38、-39、-40、-41、-42、-43、-44、-45、-46、-47、-48、-49、-50、-51、-52、-53、-54、-55、-56、-57、-58、-59、-60、-61、-62、-63、-64、-65、-66、-67、-68、-69、-70、-71、-72、-73、-74、-75、-76、-77、-78、-79、-80、-81、-82、-83、-84、-85、-86、-87、-88、-89、-90、-91、-92、-93、-94、-95、-96、-97、-98、-99、-100、-101、-102、-103、-104、-105、-106、-107、-108、-109、-110、-111、-112、-113、-115、-116、-117、-118、-119、-120、-121、-122、-124、-125、-126、-127、-128、-129、-130、-235、-236	エ	2 (1)
2	※調整時地番 神戸市西区岩岡町岩岡字中島 1268 番 1	ウ	2 (5)
3	※調整時地番 神戸市西区岩岡町野中宇福吉 272 番-1、272 番-2、272 番-8、281 番、431 番-2、485 番-2、486 番 神戸市西区岩岡町野中宇内山 64 番-2、64 番-7	ア	2 (18)
4	※調整時地番 神戸市西区岩岡町野中宇福吉 528 番-1、528 番-2、528 番-4、528 番-9、535 番-2、537 番-14、537 番-17、537 番-22	ア	2 (20)
5	明石市二見町南二見 1	ア	1
6	明石市魚住町清水 1160-4	ウ	1
7	明石市大久保町大窪字大澤 2700-4、2714-10、2727、2718-12、2735、2718-2、2721-4、2721-7、2719-10	エ	1
8	明石市大久保町大窪字戌亥谷 2818、2819、2820、3144、3145 (昭和 62 年 6 月 26 日当時)	ウ	1
9	明石市魚住町金ヶ崎岩岡 1601-1、1601-8 (昭和 63 年 3 月 30 日当時)	ア	1
10	明石市魚住町金ヶ崎字大三味 1633-2、1633-3、1633-4 の一部、1633-5、1633-6、1633-7、1633-8、1633-9、1633-10、1633-11、1633-12、1633-15、1633-16、1656-2	ア	1
11	加古郡稲美町岡 1840-1、1840-2	ウ	1
12	加古郡稲美町加古字見谷 9598	イ	1
13	加古郡稲美町加古字三軒屋 8569	イ	1
14	播磨町古宮地先(海面埋立)(※昭和 52 年 3 月 1 日当時)	エ	1
15	播磨町古宮 40 番 3 (※昭和 55 年 6 月 14 日当時)	ウ	1
16	加古川市尾上町池田 850	エ	1
17	加古川市米田町船頭 5-4	エ	1
18	加古川市尾上町今福 128	エ	1

注 1) 埋立地の区分 ア：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和 46 年政令第 300 号)(以下、本項において「法施行令」という。)第 13 条の 2 第 1 号

イ：法施行令第 13 条の 2 第 2 号

ウ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和 46 年厚生省令第 35 号)(以下、本項において「法施行規則」という。)第 12 条の 31 第 1 号

エ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

オ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号ロ及び法施行規則第 12 条の 32

注 2) 出典 1 の兵庫県告示における指定区域の字、地番については、指定日時点のものである。ただし、※印の指定区域の字、地番については、設置申請(届出)、埋立終了(届出)又は廃止届出当時の地番であり、その後、分筆、合筆等により差異が生じている場合がある。

注 3) 出典の()内の番号は、指定番号を示す。

出典：1「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」ひょうごの環境ホームページ(令和 3 年 4 月現在)

2「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」神戸市ホームページ(令和 3 年 4 月現在)

3「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」姫路市ホームページ(令和 3 年 4 月現在)

**表 4.1-32(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により
廃棄物が地下にある土地についての指定区域**

番号	名称	埋立地の区分	出典
19	加古川市尾上町今福 49-5	エ	1
20	加古川市別府町港町 3	エ	1
21	高砂市曾根字新開 2953 番 2	ア	1
22	高砂市曾根町字新開 2955-1、2954-1、2953-1、2956、2956-1、1、2957、2957-1、2958、2958-1、2959、2959-1	ア	1
23	高砂市曾根町 2914	ア	1
24	高砂市曾根町 2952-2	ア	1
25	高砂市曾根町字渡場 2743-13	ア	1
26	高砂市曾根町 2934	エ	1
27	高砂市曾根町字新開 2937-2	エ	1
28	高砂市曾根町字新開 2945-1、2945-17	イ	1
29	高砂市荒井町新浜 2 丁目 2763 の一部	ア	1
30	高砂市北濱町西濱字塩濱 1212-1、1216-3 (※昭和 53 年 12 月 26 日当時)	ウ	1
31	姫路市飾磨区中島字相生梅 2039 番、2040 番、2042 番、2043 番、2044 番、2045 番、2046 番、2047 番、2048 番、2049 番、2050 番、2051 番、2052 番、2053 番 1、2053 番 2、2055 番、2056 番、2061 番、2062 番、2063 番、2064 番、2065 番、2066 番、2067 番、2068 番 1、2068 番 2、2069 番、2070 番、2071 番、2072 番、2073 番、2074 番、2075 番、2076 番、2077 番、2078 番、2079 番、2080 番、2081 番、2239 番、2240 番、2241 番、2242 番、2243 番、2244 番、2245 番 1、2245 番 2、2246 番及び 2247 番	ウ	3 (1)
32	姫路市的形町の形字新浜 1841 番 3、1843 番 1、1845 番 1、1846 番、1847 番、1850 番 1、1849 番 1、1851 番 1、1854 番 3、1855 番 3 及び 1857 番 3	ウ	3 (2)
33	姫路市的形町の形字新浜 1866 番 1	ウ	3 (3)
34	姫路市的形町の形字岩鼻前 1813 番 8、1813 番 9、1813 番 10 及び 1813 番 11	ウ	3 (4)
35	姫路市的形町の形字岩鼻前 1833 番	ウ	3 (5)
36	姫路市的形町の形字岩鼻前 1831 番 1、1831 番 2、1833 番 1 及び 1833 番 9	ウ	3 (6)
37	姫路市的形町の形字岩鼻前 1811 番 1 の一部、1813 番 1 の一部、1813 番 15、1813 番 16、1813 番 18、1813 番 19、1813 番 20、1813 番 21、1813 番 22、1813 番 23 及び 1813 番 24	ウ	3 (7)
38	姫路市飾磨区中島字相生梅 2021 番 3、2022 番 3、2022 番 4、2022 番 5、2023 番 1、2024 番 1、2024 番 2、2027 番、2028 番、2029 番、2030 番 2、2032 番、2033 番 2、2085 番、2086 番、2089 番 3、2090 番 2、2090 番 3、2091 番、2092 番、2093 番、2094 番、2095 番、2096 番、2097 番、2098 番、2099 番、2100 番、2101 番及び 2102 番	イ	3 (10)

注 1) 埋立地の区分 ア：法施行令第 13 条の 2 第 1 号

イ：法施行令第 13 条の 2 第 2 号

ウ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 1 号

エ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

オ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号ロ及び法施行規則第 12 条の 32

注 2) 出典 1 の兵庫県告示における指定区域の字、地番については、指定日時点のものである。ただし、※印の指定区域の字、地番については、設置申請（届出）、埋立終了（届出）又は廃止届出当時の地番であり、その後、分筆、合筆等により差異が生じている場合がある。

注 3) 出典の（ ）内の番号は、指定番号を示す。

出典：1 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

**表 4.1-32(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により
廃棄物が地下にある土地についての指定区域**

番号	名称	埋立地の区分	出典
39	姫路市的形町の形字新浜 1841 番 3、1843 番 1、1845 番 1、1847 番、1849 番 1、1850 番 1、1850 番 3、1851 番 1、1854 番 3、1855 番 3 及び 1857 番 3	イ	3 (11)
40	姫路市大塩町字地 2189 番 2 姫路市大塩町字八反 2185 番 2 及び 2187 番 4 姫路市大塩町字白貝 2201 番 2、2203 番 2、2203 番 4 及び 2211 番 2	イ	3 (12)
41	姫路市大塩町字東中 2054 番 1、2054 番 6、2054 番 7、2054 番 8、2054 番 9、2054 番 10、2054 番 11、2054 番 12、2054 番 13、2054 番 14、2054 番 15、2054 番 16、2054 番 17、2054 番 18、2054 番 19、2054 番 20、2054 番 21、2054 番 22、2054 番 23、2054 番 24、2054 番 25、2054 番 26、2054 番 27、2054 番 28、2054 番 29、2054 番 30、2054 番 31、2054 番 32、2054 番 33、2054 番 34、2054 番 35、2054 番 36、2054 番 37、2054 番 38、2054 番 39、2054 番 40、2054 番 41、2054 番 42、2054 番 43、2054 番 44、2054 番 45、2054 番 46、2054 番 47、2054 番 48、2054 番 49、2054 番 50、2054 番 51、2054 番 52、2054 番 53、2054 番 54、2054 番 55、2054 番 56、2054 番 57、2054 番 58、2054 番 59、2054 番 60、2054 番 61、2054 番 62、2054 番 63、2054 番 64、2054 番 65、2054 番 66、2054 番 67、2054 番 68、2054 番 69、2054 番 70、2054 番 71、2054 番 72、2054 番 73、2054 番 74、2054 番 75、2054 番 76、2054 番 77、2054 番 78、2054 番 79、2054 番 80、2054 番 81、2054 番 82、2054 番 83、2054 番 84、2054 番 85、2054 番 86、2054 番 87、2054 番 88、2054 番 89、2054 番 90、2054 番 91、2054 番 92、2054 番 93、2054 番 94、2054 番 95、2054 番 96、2054 番 97、2054 番 98、2054 番 99、2054 番 100、2054 番 101、2054 番 102、2054 番 103、2054 番 104、2054 番 105、2054 番 106、2054 番 107、2054 番 108、2054 番 109、2054 番 110、2054 番 111、2054 番 112、2054 番 113、2054 番 114、2054 番 115、2054 番 116、2054 番 117、2054 番 118、2054 番 119、2054 番 120、2054 番 121、2054 番 122、2054 番 123、2054 番 124、2054 番 125、2054 番 126、2054 番 127、2054 番 128、2054 番 129、2054 番 130、2054 番 131、2054 番 132、2054 番 133、2054 番 134、2054 番 135、2054 番 136、2054 番 137、2054 番 138、2054 番 139、2054 番 140、2054 番 141、2054 番 142、2054 番 143、2054 番 144、2054 番 145、2054 番 146、2054 番 147、2054 番 148、2054 番 149、2054 番 150、2054 番 151、2054 番 152、2054 番 153、2054 番 154、2054 番 155、2054 番 156、2054 番 157、2054 番 158、2054 番 159、2054 番 160、2054 番 161、2054 番 162、2054 番 163、2054 番 164、2054 番 165、2054 番 166、2054 番 167、2054 番 168、2054 番 169、2054 番 170、2054 番 171、2054 番 172、2054 番 173 及び 2054 番 174	イ	3 (13)
42	姫路市別所町別所字山の口 242 番 18、242 番 19、242 番 20 及び 242 番 343	イ	3 (14)
43	姫路市大塩町字白貝 2213 番 2	ウ	3 (15)
44	姫路市飾磨区中島字宝来 3067 番 8 の一部、3067 番 9 の一部及び 3067 番 17 の一部	ウ	3 (16)

注 1) 埋立地の区分 ア：法施行令第 13 条の 2 第 1 号

イ：法施行令第 13 条の 2 第 2 号

ウ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 1 号

エ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

オ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号ロ及び法施行規則第 12 条の 32

注 2) 出典 1 の兵庫県告示における指定区域の字、地番については、指定日時点のものである。ただし、※印の指定区域の字、地番については、設置申請（届出）、埋立終了（届出）又は廃止届出当時の地番であり、その後、分筆、合筆等により差異が生じている場合がある。

注 3) 出典の（ ）内の番号は、指定番号を示す。

出典：1 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

**表 4.1-32(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により
廃棄物が地下にある土地についての指定区域**

番号	名称	埋立地の区分	出典
45	姫路市大塩町字外六段 2116 番、2117 番、2118 番、2120 番の一部、2121 番、2122 番、2124 番、2125 番、2126 番、2127 番、2128 番の一部、2129 番、2130 番及び 2131 番の一部	ウ	3 (17)
46	姫路市飾磨区中島字宝来 3067 番 6 の一部、3067 番 7 の一部、3067 番 10 の一部、3067 番 11 の一部、3067 番 12 の一部、3067 番 13 の一部、3067 番 14 の一部、3067 番 15 の一部及び 3067 番 16 の一部	ウ	3 (18)
47	姫路市飾磨区中島字宝来 3067 番 8 の一部、3067 番 9 の一部、3067 番 15 の一部、3067 番 16 の一部及び 3067 番 17 の一部	ウ	3 (19)
48	姫路市的形町の形字七軒筋 1884 番、1885 番、1885 番 1、1887 番 1、1887 番 2、1889 番 1、1889 番 2、1892 番、1893 番、1896 番、1898 番及び 1903 番 姫路市的形町の形字相生浜 1904 番、1905 番 1、1905 番 2、1905 番 3、1906 番 1、1906 番 2、1909 番、1911 番、1912 番、1913 番、1914 番、1915 番、1916 番、1917 番、1918 番、1918 番 1、1918 番 4 及び 1919 番	ウ	3 (20)
49	姫路市大塩町字板 2160 番 1、2160 番 4 及び 2160 番 5	ウ	3 (21)
50	姫路市大塩町字西天保 2142 番 2 の一部、2142 番 4、2144 番 1、2147 番 1、2147 番 2 及び 2148 番 1 の一部	ウ	3 (22)
51	姫路市広畑区富士町 1 番 14 の一部	ウ	3 (23)
52	姫路市的形町の形字新浜 1835 番 2、1838 番 2、1838 番 4、1840 番 2、1841 番 2、1841 番 4、1843 番 3、1843 番 4、1845 番 2、1845 番 3、1849 番 2、1850 番 2、1857 番 4、1860 番 2、1863 番 2、1866 番 1、1868 番、1870 番 1、1870 番 2、1872 番 1、1872 番 2、1872 番 3、1874 番 1、1874 番 2、1878 番、1879 番、1880 番及び 1881 番 1	ウ	3 (24)
53	姫路市的形町の形字新浜 1835 番 1、1838 番 1、1838 番 3、1840 番 1、1841 番 1 及び 1843 番 2	ウ	3 (25)
54	姫路市大塩町字板 2156 番 2、2156 番 3 の一部及び 2159 番 1 姫路市大塩町字西天保 2156 番 1	ウ	3 (27)
55	姫路市大塩町字西天保 2148 番 1 の一部、2151 番 1、2151 番 3、2151 番 4、2152 番 1、2152 番 3、2152 番 4、2152 番 6、2155 番 1、2155 番 3、2155 番 4 及び 2155 番 5	ウ	3 (28)
56	姫路市大塩町字東天保 2133 番、2134 番、2137 番、2138 番、2140 番、2129 番の一部及び 2130 番の一部	ウ	3 (29)
57	姫路市大塩町字西天保 2143 番 1 姫路市大塩町字板 2159 番 2、2160 番 2、2160 番 3、2160 番 5、2162 番 1、2162 番 2、2162 番 4 及び 2162 番 5	ウ	3 (30)
58	姫路市的形町の形字岩鼻前 1811 番 1 の一部、1813 番 1 の一部、1813 番 25、1813 番 26、1813 番 29、1813 番 30 及び 1813 番 31	ウ	3 (31)
59	姫路市広畑区富士町 1 番 14 の一部	ウ	3 (32)
60	姫路市飾磨区中島 3058 番 1 の一部	イ	3 (33)
61	姫路市大塩町字内六反 2108 番 1、2108 番 2、2108 番 3、2108 番 4、2108 番 5、2108 番 6、2108 番 7、2108 番 8、2113 番 1、2113 番 2、2113 番 3、2113 番 4、2113 番 5、2114 番及び 2114 番 1	イ	3 (34)

注 1) 埋立地の区分 ア：法施行令第 13 条の 2 第 1 号

イ：法施行令第 13 条の 2 第 2 号

ウ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 1 号

エ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

オ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号ロ及び法施行規則第 12 条の 32

注 2) 出典 1 の兵庫県告示における指定区域の字、地番については、指定日時点のものである。ただし、※印の指定区域の字、地番については、設置申請（届出）、埋立終了（届出）又は廃止届出当時の地番であり、その後、分筆、合筆等により差異が生じている場合がある。

注 3) 出典の（ ）内の番号は、指定番号を示す。

出典：1「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

**表 4.1-32(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により
廃棄物が地下にある土地についての指定区域**

番号	名称	埋立地の区分	出典
62	姫路市の形町の形字岩鼻前 1800 番 1、1800 番 4、1802 番、1804 番 1、1810 番 1、1811 番 2、1811 番 3、1812 番 2、1813 番 2、1825 番 2、1826 番 1、1826 番 4、1827 番 11、1829 番 1、1830 番 1、1831 番及び 1832 番	イ	3 (36)
63	姫路市大塩町字東中 2054 番 4	ウ	3 (37)
64	姫路市大塩町字元禄 1981 番 1、1982 番、1990 番、1991 番、1992 番、1993 番、1994 番、1994 番 1 及び 1996 番 姫路市大塩町字十三段 1997 番、1998 番、1999 番、2000 番、2001 番、2002 番、2003 番、2004 番、2005 番、2006 番、2006 番 1、2006 番 2、2007 番、2008 番、2009 番、2010 番、2011 番、2012 番 1、2012 番 2、2013 番 1、2013 番 2、2014 番、2015 番、2016 番及び 2017 番	エ	3 (38)
65	姫路市大塩町字明治新開 2018 番 1	エ	3 (39)
66	姫路市大塩町字明治新開 2018 番 27、2018 番 28、2018 番 29、2018 番 30、2018 番 31、2018 番 20、2018 番 21、2018 番 23、2018 番 24、2018 番 25、2018 番 26 及び 2018 番 27	エ	3 (40)
67	姫路市大塩町字嘉永浜 2022 番 2、2023 番 1、2023 番 2、2024 番、2024 番 1、2024 番 2、2025 番、2026 番、2027 番、2028 番、2029 番 1 及び 2030 番	エ	3 (41)
68	姫路市大塩町字東中 2054 番 3	エ	3 (42)
69	姫路市大塩町字内六反 2095 番 1、2098 番及び 2098 番 2	ウ	3 (43)
70	姫路市の形町の形字岩鼻前 1813 番 6	ア	3 (44)
71	姫路市木場十八反町 1 番、2 番、3 番、5 番、6 番、7 番及び 11 番の一部	ウ	3 (45)
72	姫路市白浜町字佐崎中一丁目 18 番 1、18 番 2、19 番、20 番、21 番 1、21 番 2、22 番、23 番、24 番 2、24 番 3、25 番 1、25 番 2、26 番、31 番 1、31 番 2、31 番 3、31 番 4、31 番 5、31 番 6、31 番 7、31 番 8、31 番 9、31 番 10、31 番 11、31 番 12、32 番、33 番、34 番 1、38 番、39 番、137 番、138 番、139 番、140 番、141 番、154 番 1、154 番 2、154 番 3、154 番 4、154 番 5、154 番 6、155 番 1、155 番 2、168 番、169 番、170 番、171 番、172 番、173 番 1、173 番 2、174 番、175 番、176 番、177 番、178 番、179 番、180 番、181 番、182 番、183 番、184 番、185 番 1、185 番 2、185 番 3、186 番 1、186 番 3、187 番 1、187 番 2、187 番 3、187 番 4、187 番 5、187 番 6、187 番 7、187 番 8、187 番 9、187 番 10、187 番 11、187 番 12、187 番 13、187 番 14、187 番 15、187 番 16、190 番、191 番、192 番、193 番、194 番、195 番、196 番、197 番、198 番、199 番、200 番 1、200 番 2、201 番、202 番、203 番、204 番、205 番 1、205 番 2、206 番、207 番、208 番、209 番、210 番、211 番、212 番、213 番、214 番、215 番 1 及び 215 番 2	エ	3 (46)
73	姫路市東山字塩田 350 番 1、350 番 2 及び 350 番 3	ウ	3 (47)
74	姫路市八家字下坂 70 番 5 の一部、70 番 6 の一部、80 番 1、80 番 2、83 番、84 番、87 番 1、88 番 1、89 番 1、91 番 1、92 番、95 番 1、96 番及び 110 番	ウ	3 (48)
75	姫路市網干区浜田 1272 番 5 の一部、1287 番 17 の一部及び 1320 番 14 の一部	ア	3 (56)

注 1) 埋立地の区分 ア：法施行令第 13 条の 2 第 1 号

イ：法施行令第 13 条の 2 第 2 号

ウ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 1 号

エ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

オ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号ロ及び法施行規則第 12 条の 32

注 2) 出典 1 の兵庫県告示における指定区域の字、地番については、指定日時点のものである。ただし、※印の指定区域の字、地番については、設置申請（届出）、埋立終了（届出）又は廃止届出当時の地番であり、その後、分筆、合筆等により差異が生じている場合がある。

注 3) 出典の（ ）内の番号は、指定番号を示す。

出典：1「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

**表 4.1-32(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により
廃棄物が地下にある土地についての指定区域**

番号	名称	埋立地の区分	出典
76	姫路市の形町福泊 478 番 3、479 番 1、479 番 16、479 番 17、479 番 28、479 番 35、492 番 1、492 番 4、500 番、500 番 1、500 番 2、500 番 3、500 番 4、500 番 5、500 番 6、500 番 7、502 番、502 番 2、503 番、504 番、504 番 2、505 番、506 番 1、506 番 2、506 番 3 及び 506 番 4	ア	3 (57)
77	姫路市大塩町字八反 2174 番 3	ア	3 (58)
78	姫路市大塩町字八反 2185 番 1、2186 番 2 の一部及び 2187 番 2	ア	3 (60)

注 1) 埋立地の区分 ア：法施行令第 13 条の 2 第 1 号

イ：法施行令第 13 条の 2 第 2 号

ウ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 1 号

エ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

オ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号ロ及び法施行規則第 12 条の 32

注 2) 出典 1 の兵庫県告示における指定区域の字、地番については、指定日時点のものである。ただし、※印の指定区域の字、地番については、設置申請（届出）、埋立終了（届出）又は廃止届出当時の地番であり、その後、分筆、合筆等により差異が生じている場合がある。

注 3) 出典の（ ）内の番号は、指定番号を示す。

出典：1「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-33 PCB 盛立地

市町	番号	名称	所在
高砂市	1	高砂西港の PCB 含有 浚渫固化土盛立地	兵庫県高砂市高砂町沖浜 町 6 の一部

注) 表中の番号は図 4.1-11 に対応

出典：「環境白書－令和元年度版－」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

また、調査区域では土壌のダイオキシン類調査が実施されており、調査地点を図 4.1-12 に、調査結果を表 4.1-34 に示します。

調査結果によると全ての調査地点で環境基準を達成しています。

都市計画対象道路事業実施区域では細江天神公園（No.1）で調査が行われており、環境基準を達成しています。

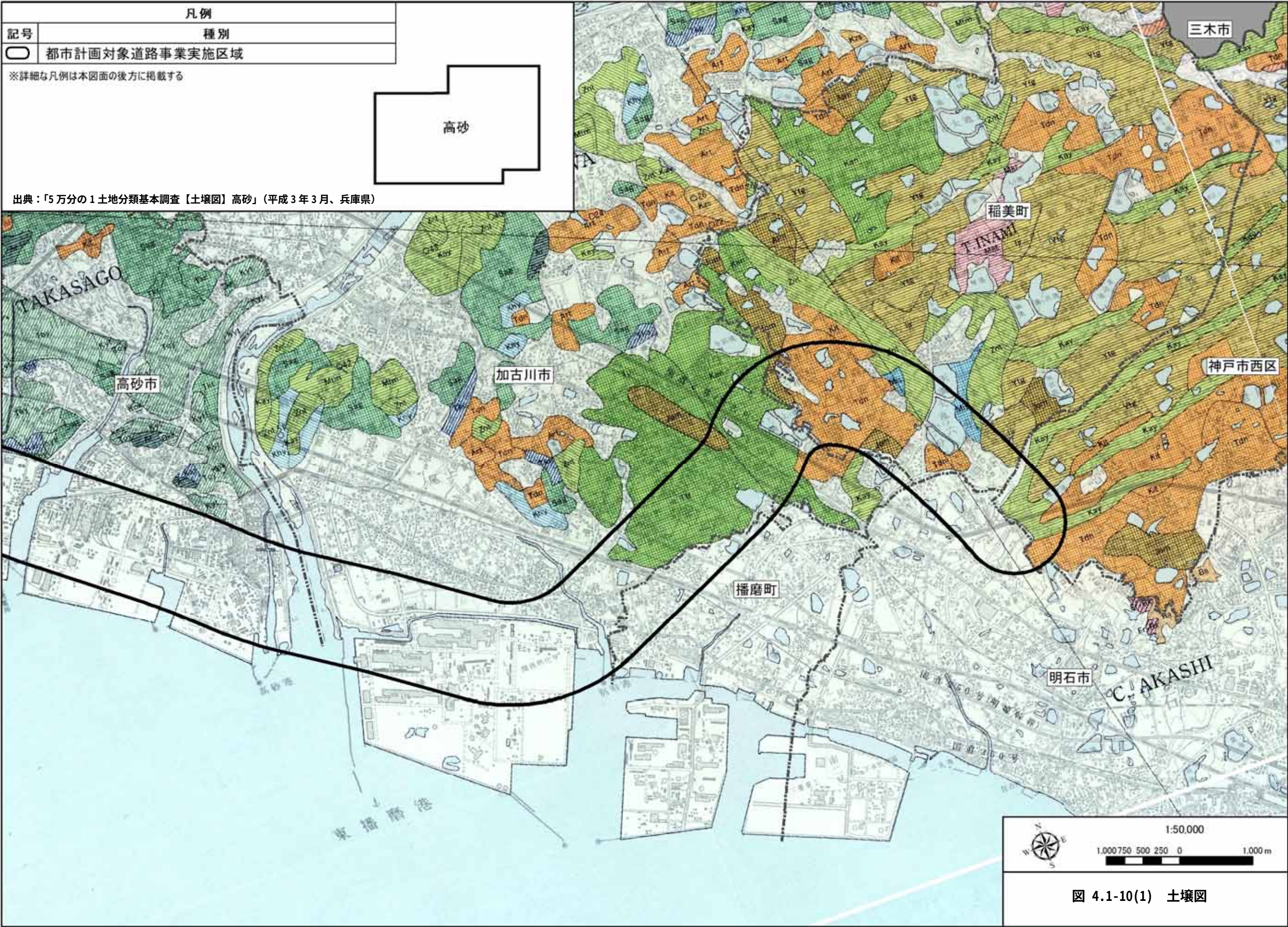
表 4.1-34 土壌ダイオキシン類調査結果（令和元年度）

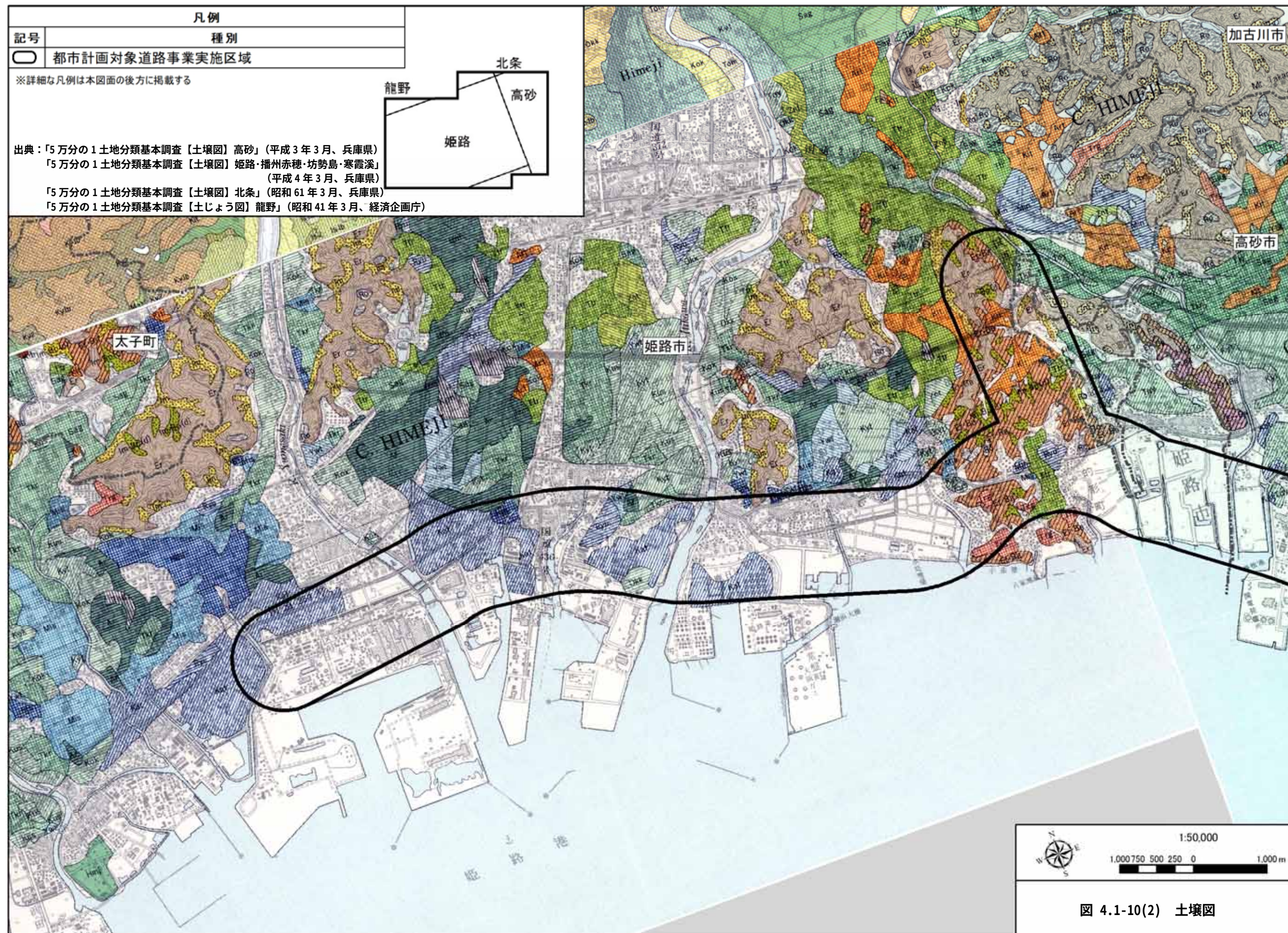
[単位：pg-TEQ/g]

市町	番号	調査地点名	ダイオキシン類	環境基準値	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
姫路市	1	飾磨区細江（細江天神公園）	0.19	1,000 以下	○
	2	飾磨区今在家三丁目 （今在家第一公園）	0.11		○
	3	飾磨区構二丁目（津田公園）	2.5		○
	4	町坪（町坪中公園）	2.0		○
	5	広畑区蒲田二丁目（山所公園）	0.024		○
	6	広畑区北野町一丁目（北野公園）	0.067		○
	7	青山南三丁目（青山団地公園）	0.041		○

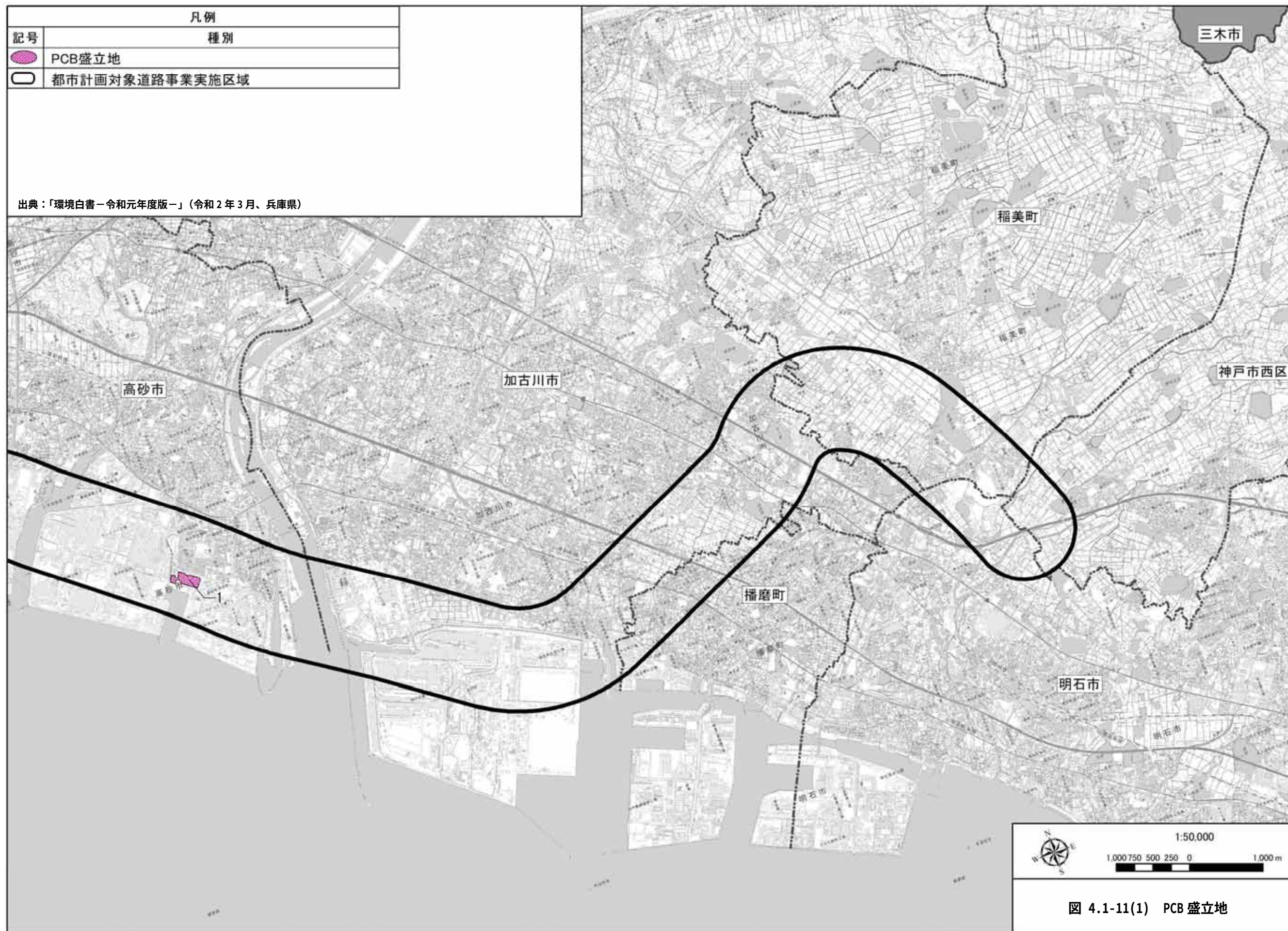
注) 表中の番号は図 4.1-12 に対応

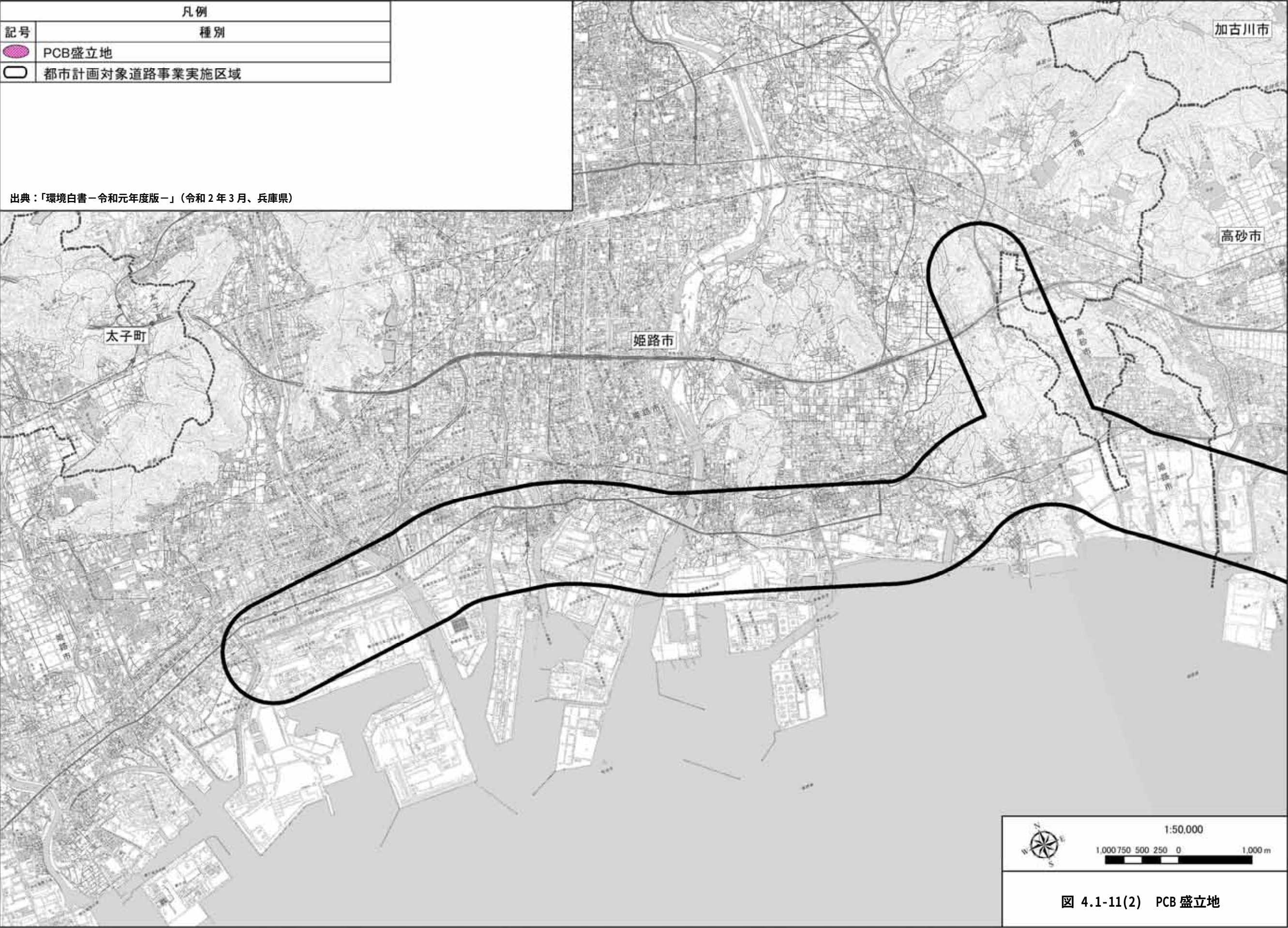
出典：「令和元年度ダイオキシン類調査結果」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

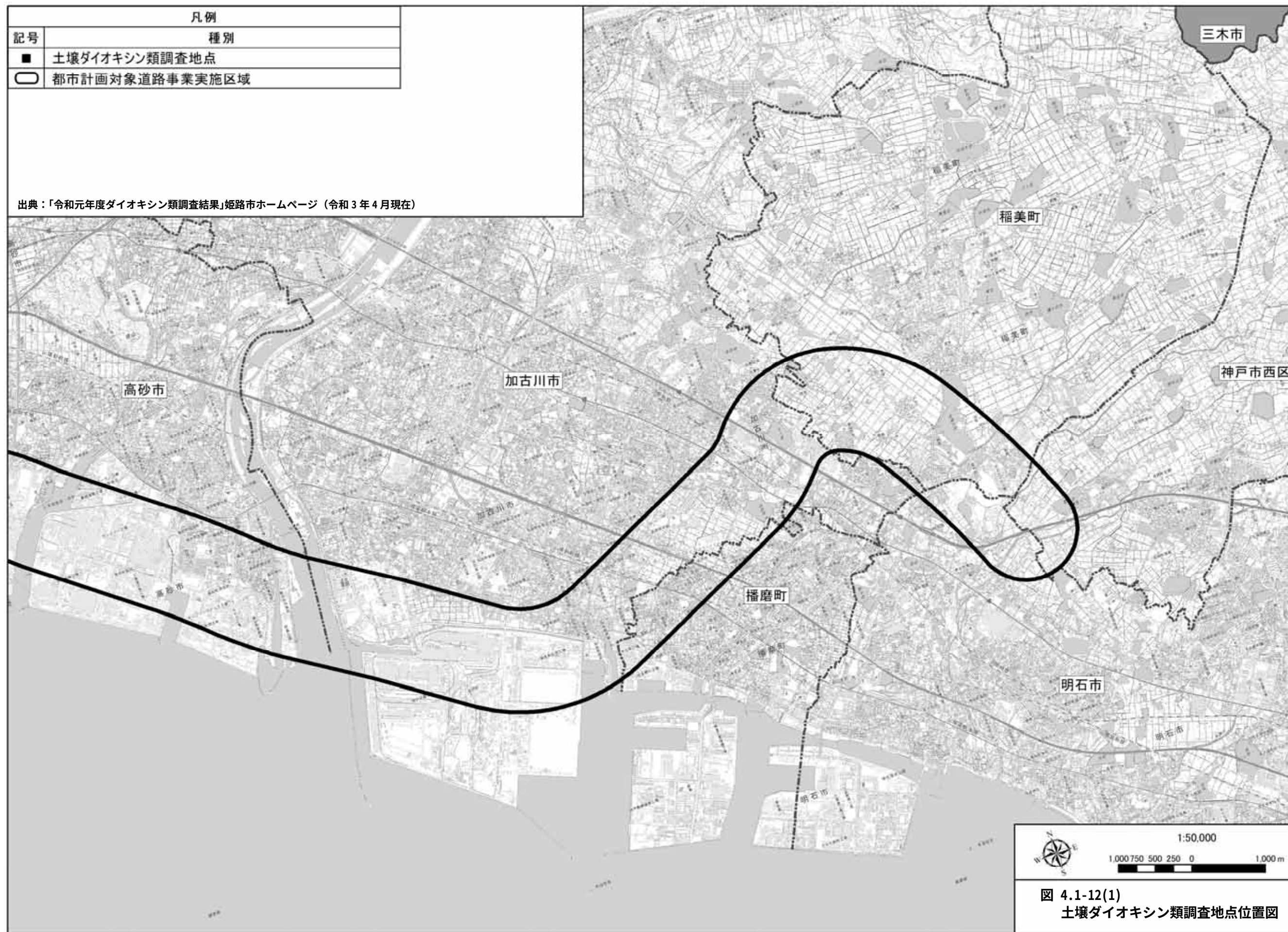


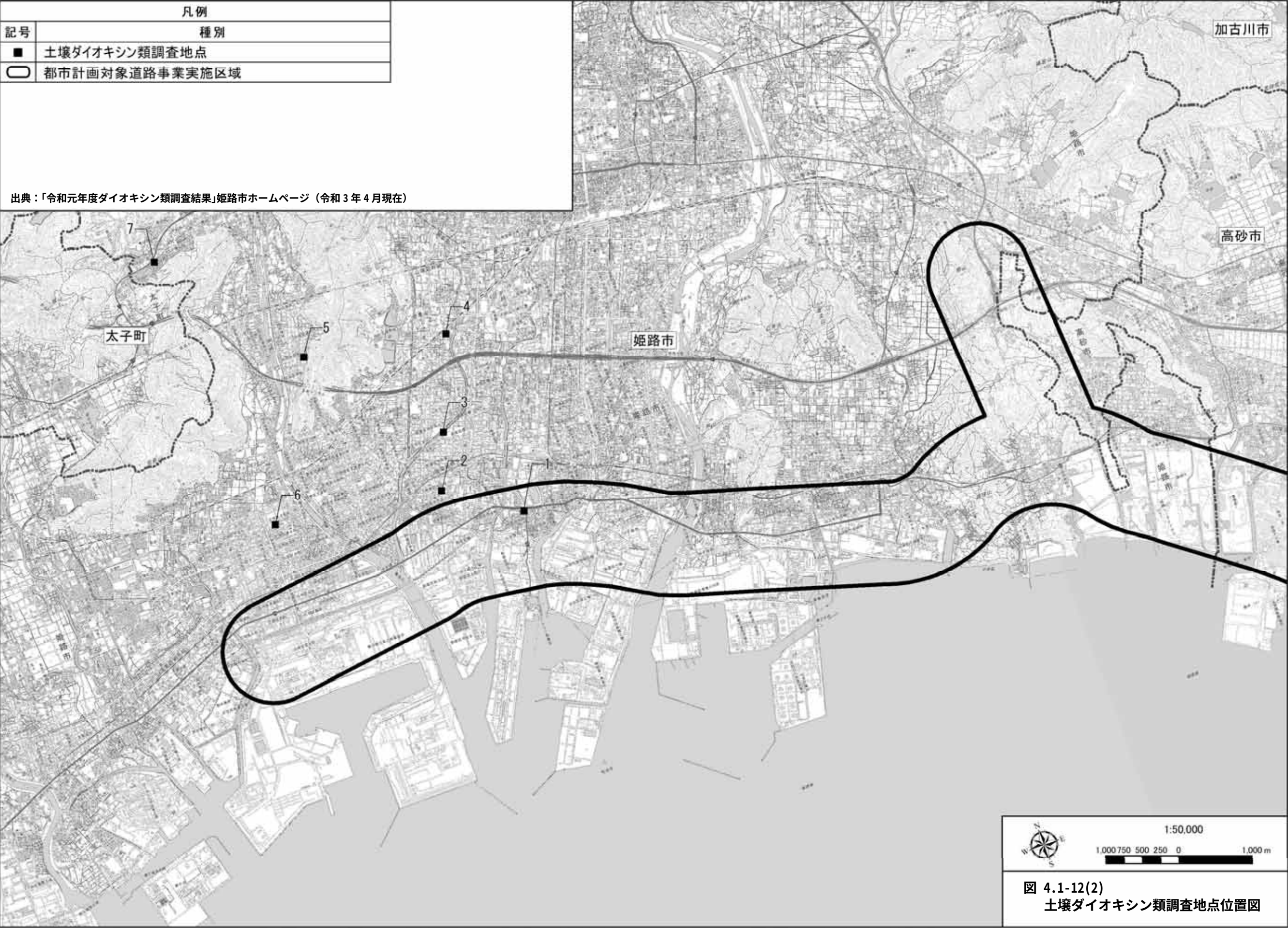


龍野					
	主として山土地丘陵地に分類する土じょう	伊勢土じょう	伊勢1a統		
			伊勢1b統		
			伊勢2統		
		山崎土じょう	山崎1b統		
		亀山土じょう	亀山1b統		
			亀山2統		
	新田土じょう	新田2統			
	主として低地に分類する土じょう	黄褐色土じょう	菅谷統		
			北多久統		
			富永統		
		灰褐色土じょう	又坂統		
		灰色土じょう	佐賀統		
			宝田統		
	清武統				
	追子野木統				
	その他	統の界線			
北条					
	台地および低地の土壌	灰色低地土 細粒灰色低地土、灰色系	宝田統(1306)		
姫路					
	山地および丘陵地の土壌	受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		未熟土	未熟土		
		受食土	受食土		
	岩石地	岩石地			
	台地および低地の土壌	多湿黒ボク土	厚層腐植質多湿黒ボク土	深井沢統(0409)	
		褐色森林土	細粒褐色森林土	貝原統(0601)	
		黄色土	鶴木山統(1004)		
			北多久統(1015)		
			新野統(1017)		
		灰色低地土	細粒灰色低地土、灰色系	佐賀統(1303)	
高砂					
	山地および丘陵地の土壌	褐色森林土	乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			受食土的乾性褐色森林土(粒状・堅果状構造型)		
		未熟土的褐色森林土	未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		未熟土	未熟土		
	受食土	受食土	受食土		
		受食土	受食土		
		試坑点位置および番号			
龍野					
	主として山土地丘陵地に分類する土じょう	伊勢土じょう	伊勢1a統		
			伊勢1b統		
			伊勢2統		
			山崎1b統		
			亀山1b統		
			亀山2統		
		新田土じょう	新田2統		
		黄褐色土じょう	菅谷統		
			北多久統		
			富永統		
	灰褐色土じょう	又坂統			
		灰色土じょう	佐賀統		
			宝田統		
			清武統		
			追子野木統		
		国領統			
	その他	統の界線			
北条					
	台地および低地の土壌	灰色低地土 細粒灰色低地土、灰色系	宝田統(1306)		
姫路					
	山地および丘陵地の土壌	受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		未熟土	未熟土		
		受食土	受食土		
	岩石地	岩石地			
	台地および低地の土壌	多湿黒ボク土	厚層腐植質多湿黒ボク土	深井沢統(0409)	
		褐色森林土	細粒褐色森林土	貝原統(0601)	
		黄色土	鶴木山統(1004)		
			北多久統(1015)		
			新野統(1017)		
		灰色低地土	細粒灰色低地土、灰色系	佐賀統(1303)	
高砂					
	山地および丘陵地の土壌	褐色森林土	乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			受食土的乾性褐色森林土(粒状・堅果状構造型)		
		未熟土的褐色森林土	未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		未熟土	未熟土		
	受食土	受食土	受食土		
		受食土	受食土		
		試坑点位置および番号			
龍野					
	主として山土地丘陵地に分類する土じょう	伊勢土じょう	伊勢1a統		
			伊勢1b統		
			伊勢2統		
			山崎1b統		
			亀山1b統		
			亀山2統		
		新田土じょう	新田2統		
		黄褐色土じょう	菅谷統		
			北多久統		
			富永統		
	灰褐色土じょう	又坂統			
		灰色土じょう	佐賀統		
			宝田統		
			清武統		
			追子野木統		
		国領統			
	その他	統の界線			
北条					
	台地および低地の土壌	灰色低地土 細粒灰色低地土、灰色系	宝田統(1306)		
姫路					
	山地および丘陵地の土壌	受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		未熟土	未熟土		
		受食土	受食土		
	岩石地	岩石地			
	台地および低地の土壌	多湿黒ボク土	厚層腐植質多湿黒ボク土	深井沢統(0409)	
		褐色森林土	細粒褐色森林土	貝原統(0601)	
		黄色土	鶴木山統(1004)		
			北多久統(1015)		
			新野統(1017)		
		灰色低地土	細粒灰色低地土、灰色系	佐賀統(1303)	
高砂					
	山地および丘陵地の土壌	褐色森林土	乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			受食土的乾性褐色森林土(粒状・堅果状構造型)		
		未熟土的褐色森林土	未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		未熟土	未熟土		
	受食土	受食土	受食土		
		受食土	受食土		
		試坑点位置および番号			
龍野					
	主として山土地丘陵地に分類する土じょう	伊勢土じょう	伊勢1a統		
			伊勢1b統		
			伊勢2統		
			山崎1b統		
			亀山1b統		
			亀山2統		
		新田土じょう	新田2統		
		黄褐色土じょう	菅谷統		
			北多久統		
			富永統		
	灰褐色土じょう	又坂統			
		灰色土じょう	佐賀統		
			宝田統		
			清武統		
			追子野木統		
		国領統			
	その他	統の界線			
北条					
	台地および低地の土壌	灰色低地土 細粒灰色低地土、灰色系	宝田統(1306)		
姫路					
	山地および丘陵地の土壌	受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		未熟土	未熟土		
		受食土	受食土		
	岩石地	岩石地			
	台地および低地の土壌	多湿黒ボク土	厚層腐植質多湿黒ボク土	深井沢統(0409)	
		褐色森林土	細粒褐色森林土	貝原統(0601)	
		黄色土	鶴木山統(1004)		
			北多久統(1015)		
			新野統(1017)		
		灰色低地土	細粒灰色低地土、灰色系	佐賀統(1303)	
高砂					
	山地および丘陵地の土壌	褐色森林土	乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			受食土的乾性褐色森林土(粒状・堅果状構造型)		
		未熟土的褐色森林土	未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		未熟土	未熟土		
	受食土	受食土	受食土		
		受食土	受食土		
		試坑点位置および番号			
龍野					
	主として山土地丘陵地に分類する土じょう	伊勢土じょう	伊勢1a統		
			伊勢1b統		
			伊勢2統		
			山崎1b統		
			亀山1b統		
			亀山2統		
		新田土じょう	新田2統		
		黄褐色土じょう	菅谷統		
			北多久統		
			富永統		
	灰褐色土じょう	又坂統			
		灰色土じょう	佐賀統		
			宝田統		
			清武統		
			追子野木統		
		国領統			
	その他	統の界線			
北条					
	台地および低地の土壌	灰色低地土 細粒灰色低地土、灰色系	宝田統(1306)		
姫路					
	山地および丘陵地の土壌	受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		未熟土	未熟土		
		受食土	受食土		
	岩石地	岩石地			
	台地および低地の土壌	多湿黒ボク土	厚層腐植質多湿黒ボク土	深井沢統(0409)	
		褐色森林土	細粒褐色森林土	貝原統(0601)	
		黄色土	鶴木山統(1004)		
			北多久統(1015)		
			新野統(1017)		
		灰色低地土	細粒灰色低地土、灰色系	佐賀統(1303)	
高砂					
	山地および丘陵地の土壌	褐色森林土	乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			受食土的乾性褐色森林土(粒状・堅果状構造型)		
		未熟土的褐色森林土	未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		未熟土	未熟土		
	受食土	受食土	受食土		
		受食土	受食土		
		試坑点位置および番号			
龍野					
	主として山土地丘陵地に分類する土じょう	伊勢土じょう	伊勢1a統		
			伊勢1b統		
			伊勢2統		
			山崎1b統		
			亀山1b統		
			亀山2統		
		新田土じょう	新田2統		
		黄褐色土じょう	菅谷統		
			北多久統		
			富永統		
	灰褐色土じょう	又坂統			
		灰色土じょう	佐賀統		
			宝田統		
			清武統		
			追子野木統		
		国領統			
	その他	統の界線			
北条					
	台地および低地の土壌	灰色低地土 細粒灰色低地土、灰色系	宝田統(1306)		
姫路					
	山地および丘陵地の土壌	受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		未熟土	未熟土		
		受食土	受食土		
	岩石地	岩石地			
	台地および低地の土壌	多湿黒ボク土	厚層腐植質多湿黒ボク土	深井沢統(0409)	
		褐色森林土	細粒褐色森林土	貝原統(0601)	
		黄色土	鶴木山統(1004)		
			北多久統(1015)		
			新野統(1017)		
		灰色低地土	細粒灰色低地土、灰色系	佐賀統(1303)	
高砂					
	山地および丘陵地の土壌	褐色森林土	乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			受食土的乾性褐色森林土(粒状・堅果状構造型)		
		未熟土的褐色森林土	未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		未熟土	未熟土		
	受食土	受食土	受食土		
		受食土	受食土		
		試坑点位置および番号			
龍野					
	主として山土地丘陵地に分類する土じょう	伊勢土じょう	伊勢1a統		
			伊勢1b統		
			伊勢2統		
			山崎1b統		
			亀山1b統		
			亀山2統		
		新田土じょう	新田2統		
		黄褐色土じょう	菅谷統		
			北多久統		
			富永統		
	灰褐色土じょう	又坂統			
		灰色土じょう	佐賀統		
			宝田統		
			清武統		
			追子野木統		
		国領統			
	その他	統の界線			
北条					
	台地および低地の土壌	灰色低地土 細粒灰色低地土、灰色系	宝田統(1306)		
姫路					
	山地および丘陵地の土壌	受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		未熟土	未熟土		
		受食土	受食土		
	岩石地	岩石地			
	台地および低地の土壌	多湿黒ボク土	厚層腐植質多湿黒ボク土	深井沢統(0409)	
		褐色森林土	細粒褐色森林土	貝原統(0601)	
		黄色土	鶴木山統(1004)		
			北多久統(1015)		
			新野統(1017)		
		灰色低地土	細粒灰色低地土、灰色系	佐賀統(1303)	
高砂					
	山地および丘陵地の土壌	褐色森林土	乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
			受食土的乾性褐色森林土(粒状・堅果状構造型)		
		未熟土的褐色森林土	未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
		未熟土	未熟土		
	受食土	受食土	受食土		
		受食土	受食土		
		試坑点位置および番号			
龍野					
	主として山土地丘陵地に分類する土じょう	伊勢土じょう	伊勢1a統		
			伊勢1b統		
			伊勢2統		
			山崎1b統		
			亀山1b統		
			亀山2統		
		新田土じょう	新田2統		
		黄褐色土じょう	菅谷統		
			北多久統		
			富永統		









2) 地盤

調査区域の地盤沈下の状況として、「全国地盤環境ディレクトリ（令和元年度版）」（令和3年4月現在、環境省ホームページ）の情報を表 4.1-35 に示します。播磨平野では、昭和39年の測量によれば、神戸市から姫路市に至る長い区間が、姫路市から西の地域に比べ、相対的に沈下傾向になっていましたが、その後の測量では特に沈下は認められていません。

表 4.1-35 播磨平野（姫路平野）の地盤沈下情報

1.概要	<p>(1) 地盤沈下等の概要</p> <p>昭和39年に国土地理院が一般国道2号沿いに実施した一等水準測量によれば、神戸市から姫路市に至る長い区間が、姫路市から西の地域に比べ、相対的に沈下傾向になっていたが、その後の測量では特に沈下は認められていない。</p> <p>(2) 地形、地質の概要</p> <p>明石市～姫路市にかけての播磨平野は、揖保川、市川、加古川沿いと、この下流の海岸部に沖積平野が発達しているほかは、鮮新～洪積層からなる傾斜の緩やかな丘陵地が発達する。地下水採取は、姫路市付近を除けば洪積台地からのものである。</p>
2.地下水採取の状況	<p>本地域（7市2町）における地下水揚水量は、市町からの報告によれば、上水道で約126.7千m³/日（令和元年度）である。</p>
3.地盤沈下等の状況	<p>昭和45年の水準測量結果によれば、一、二の水準点に事故とみられる変動があるものの、地盤沈下は特に認められない。</p> <p>播磨地区の地下水位は昭和40年以降低下が著しかったが、地下水の自主規制等により昭和50年代前半は一時回復基調を示していた。近年は横這いしないしは、緩やかながら低下傾向を示している。</p>
4.被害	<p>地盤沈下による被害はないが、地下水位が低下しているために地下水が塩水化している地区がある。</p>
5.対策	<p>(1) 監視測定</p> <p>兵庫県は、地下水位観測井を8井設置して、地下水位を測定している。</p> <p>(2) 地下水の採取規制</p> <p>1. 条例による地下水採取規制</p> <p>三木市においては、「三木市環境保全条例」に基づき、動力を用いる施設で揚水管の口径が50mm以上の揚水井について、地下水の取水に関する規制を行っている。他に、明石市においても、「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」によって地下水の取水を規制しているほか、赤穂市においても「赤穂市生活環境の保全に関する条例」の中で、工場等における地下水採取を対象に、水量測定器の設置と揚水量・水位の記録及び水質測定を義務づけている。</p> <p>2. 協議会による自主規制</p> <p>昭和43年4月、東播地区の5市2町（明石市、稲美町、播磨町の全域と神戸市、加古川市、高砂市、三木市の一部）の地下水利用者、国県市町及び商工団体の代表は、東播地域地下水利用対策協議会を組織し、揚水井の新設を承認制にして自主規制を行っている。承認基準は一定の井戸間隔のもとで、日当たり揚水量、吐出口の断面積により定められている。</p> <p>(3) 各種用水道事業</p> <p>1. 工業用水道</p> <p>地盤沈下対策ではないが、加古川・高砂・明石・播磨地区では加古川を水源とする県営加古川工業用水道、高砂地区では高砂市工業用水道、姫路、太子地区では揖保川・市川を水源とする県営揖保川第1・第2及び市川工業用水道が竣工している。</p> <p>2. 上水道</p> <p>本地区の水道普及率はほぼ100%近くであり、地下水依存率は姫路市で約13.5%（令和元年度）、明石市では約41.7%である（令和元年度）。播磨町、稲美町では、ほとんど地下水に依存している。</p>

出典：「全国地盤環境ディレクトリ（令和元年度版）」環境省ホームページ（令和3年4月現在）

※調査区域について記載された箇所である播磨平野（姫路平野）の情報を抽出した。

4.1.4 地形及び地質の状況

1) 地形

調査区域の地形分類図を図 4.1-13 に示します。

調査区域の北側の高御位山周辺、姫路 JCT 付近及び西側付近には、山地・丘陵地が分布しています。調査区域東側には広大な「いなみの台地」と呼ばれる丘陵地が広がり、加古川、市川・夢前川等の周辺には谷底平野・沖積低地・氾濫原や三角州・海岸平野・後背低地等の地形が見られます。臨海部はほとんどが人工改変地・干拓地となっています。

都市計画対象道路事業実施区域は、東側は谷底平野や段丘、臨海部は人工改変地・干拓地が多く分布しています。

2) 地質

調査区域の表層地質図を図 4.1-14 に示します。

調査区域北側の山地は、火山性岩石や深成岩類からなっています。東側の段丘の地質は、中位段丘堆積物（砂・礫）や、高位（段丘）面（明美面）（砂礫・砂・粘土からなる地層）等の未固結堆積物が多く見られます。また、低地の地質は、大部分が泥・シルト・砂・礫からなる未固結堆積物が占めています。臨海部は埋立地となっています。

都市計画対象道路事業実施区域の大部分を占める低地は、泥・シルト・砂・礫からなる未固結堆積物で構成されており、比較的軟弱な地盤と考えられます。

3) 重要な地形・地質

重要な地形及び地質の選定にあたっては表 4.1-36 に示す法律及び文献を使用しました。

調査区域の重要な地形及び地質を表 4.1-37、位置を図 4.1-15 に示します。

調査区域には、「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（令和 3 年 4 月現在、ひょうごの環境ホームページ）に記載された姫路市大塩町～網干の海岸砂州等の重要な地形、竜山石・石の宝殿等の重要な地質が分布しています。

都市計画対象道路事業実施区域には、重要な地形として、「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（令和 3 年 4 月現在、ひょうごの環境ホームページ）に記載されたいなみの台地、尾上神社周辺の海岸砂州、小赤壁、姫路市大塩町～網干の海岸砂州が分布しています。

表 4.1-36 重要な地形及び地質の選定基準

番号	法律及び文献	選定基準及びランク
I	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）	特別：国指定特別天然記念物 国：国指定天然記念物 県：県指定天然記念物 市：市指定天然記念物 町：町指定天然記念物
II	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）	登録自然遺産
III	「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）	自然環境保全地域
IV	「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）	郷土記念物
V	「すぐれた自然の調査（第 1 回自然環境保全基礎調査） 兵庫県すぐれた自然図」（昭和 51 年、環境庁）	すぐれたまたは特異な地形・地質・自然現象
VI	「日本の地形レッドデータブック 第 1 集－危機にある地形－」（平成 12 年 12 月、小泉武栄、青木賢人）及び「日本の地形レッドデータブック 第 2 集－保存すべき地形－」（平成 14 年 3 月、小泉武栄、青木賢人）	①：日本の自然を代表する典型的かつ希少、貴重な地形 ②：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形 ③：多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形 ④：動物や植物の生育地として重要な地形
VII	「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）	A：規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの B：A ランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの C：B ランクに準ずるもので、市町村の価値に相当するもの 要注目：温泉・湧水などのように地質以外の分野の自然現象のうち、地質との関連性があり重要とみなされるもの

表 4.1-37 調査区域の重要な地形・地質

項目	番号	名称	分類区分	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
地形	1	西八木海岸	海成段丘、侵食崖							B
	2	いなみの台地	海成段丘							C
	3	尾上神社周辺	海岸砂州							C
	4	高砂市竜山・姫路市別所町周辺のはげ山景観	はげ山景観							C
	5	姫路市大塩町～網干の海岸砂州	海岸砂州							C
	6	小赤壁	海食崖							B
地質	7	明美礫層	地層							B
	8	播磨富士	岩石、溶結構造、風化							B
	9	竜山石・石の宝殿	岩石、溶結構造、節理							A
	10	岡田の湧水	湧水							要注目

注1) 表中の番号は図 4.1-15 に対応

注2) 表中の選定基準については表 4.1-36 を参照

出典：「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

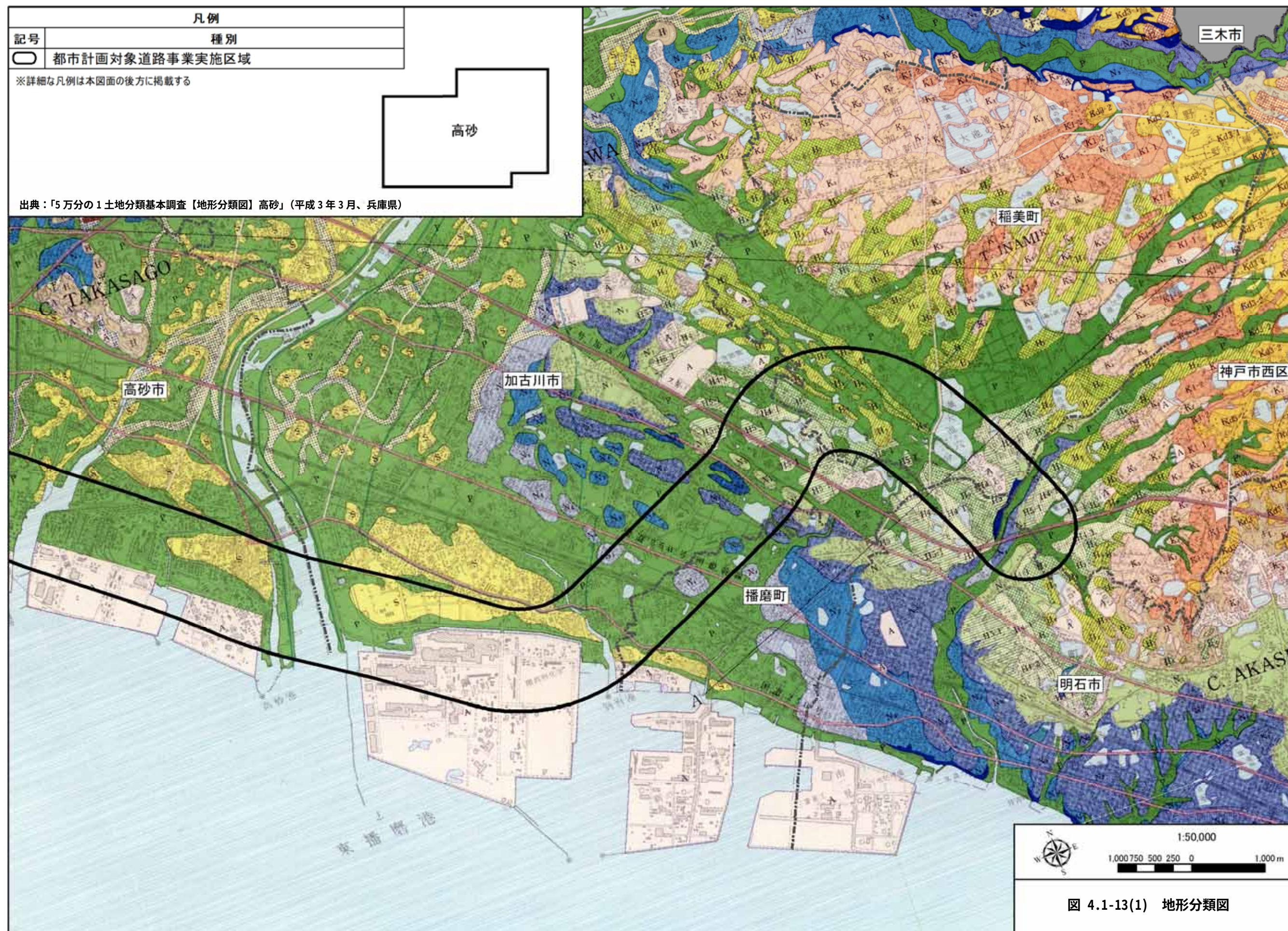
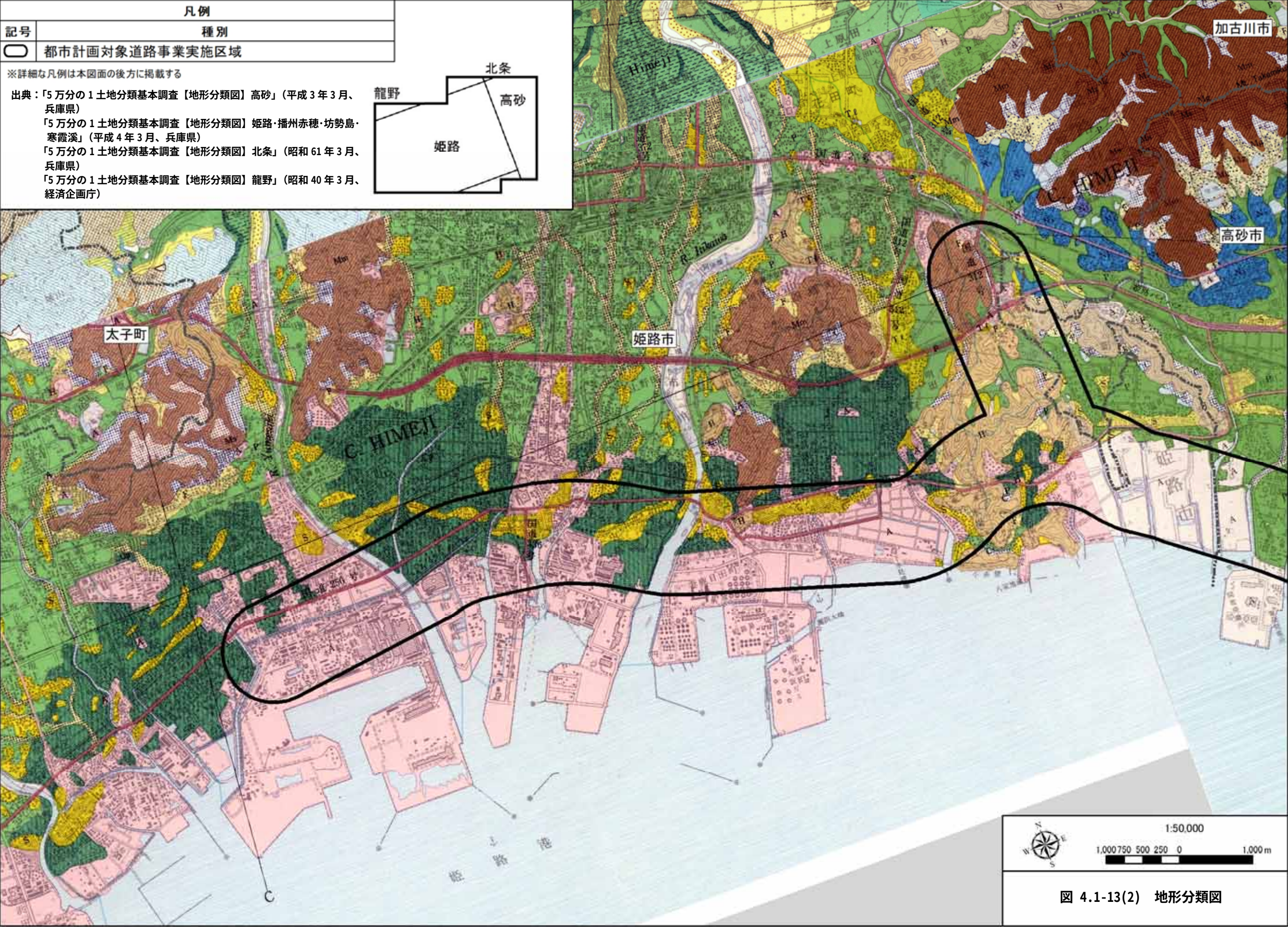


図 4.1-13(1) 地形分類図



龍野				姫路							
	山地 及び丘陵地	山地（比高100m以上）谷密度大			山 地	急斜面（30° 以上）				加古段丘1-1, 1-2	
		山地（比高100m以上）谷密度小				中間斜面（15～30° ）				加古段丘2	
		丘陵地（比高100m以下）谷密度大				麓斜面				加古段丘3	
		丘陵地（比高100m以下）谷密度小			丘陵地			日岡段丘1			
		砂礫台地	G t II （中位）		段丘・低地	段丘			段丘・低地	日岡段丘2	
			G t III （下位）			扇状地				日岡段丘3	
		低 地	谷底平野			砂堆（州）・自然堤防				日岡段丘4-1, 4-2	
			扇状地及び自然堤防			谷底平野・氾濫原				日岡段丘5-1, 5-2	
			河 原			三角州・海岸平野・後背低地				野口段丘1	
		冠水分類	冠水しやすい地域			旧河道				野口段丘2	
						旧河道				野口段丘3	
		台 地	湿・地		その他	人工改変地・干拓地				野口段丘4	
			土石流地形			流域界					
			崖 壁			地形界および同一地形内の小地形界					
			崩壊地形			国道					
			変化のあった河見			主要地方道					
			人工平坦地								
			人工盛土地								
			崖								
			地形界								
北条				高砂							
	段丘・低地	谷底平野			山 地	急斜面（30° 以上）			その他	麓斜面	
						中間斜面（15～30° ）				扇状地・埋積谷底	
						緩斜面（15° 以上）				砂堆（州）・自然堤防	
					丘陵地					谷底平野・沖積低地・氾濫原	
					段丘・低地	神出段丘1-1, 1-2				旧河道	
						神出段丘2-1, 2-2				段丘崖	
						神出段丘3-1, 3-2				人工改変地	
										流域界	
										地形界および同一地形内の小地形界	
										国道	
										主要地方道	

出典：「5 万分の 1 土地分類基本調査【地形分類図】高砂」（平成 3 年 3 月、兵庫県）
「5 万分の 1 土地分類基本調査【地形分類図】姫路・播州赤穂・坊勢島・寒霞溪」（平成 4 年 3 月、兵庫県）
「5 万分の 1 土地分類基本調査【地形分類図】北条」（昭和 61 年 3 月、兵庫県）
「5 万分の 1 土地分類基本調査【地形分類図】龍野」（昭和 40 年 3 月、経済企画庁）

図 4.1-13(3) 地形分類図（凡例）

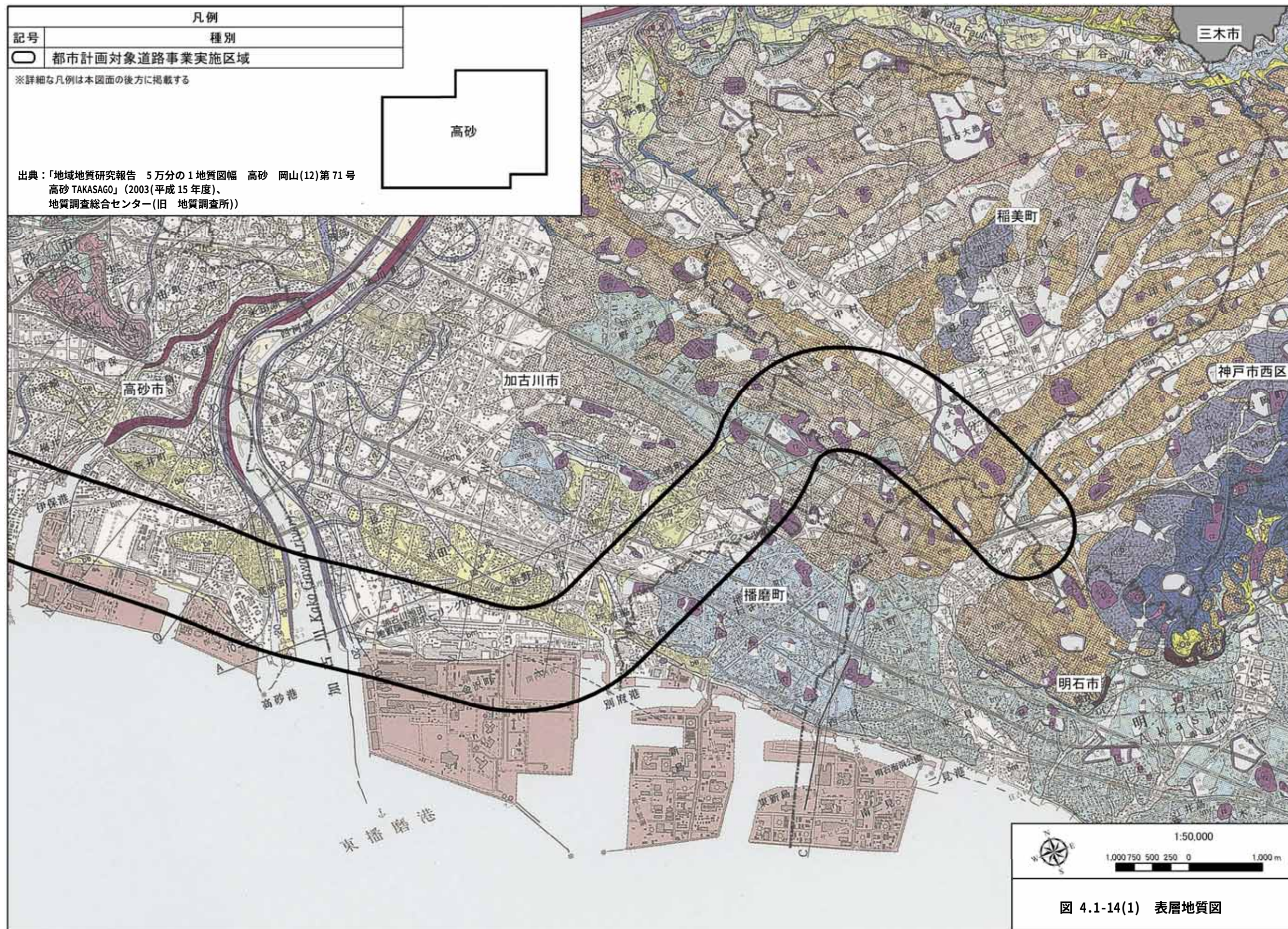


図 4.1-14(1) 表層地質図

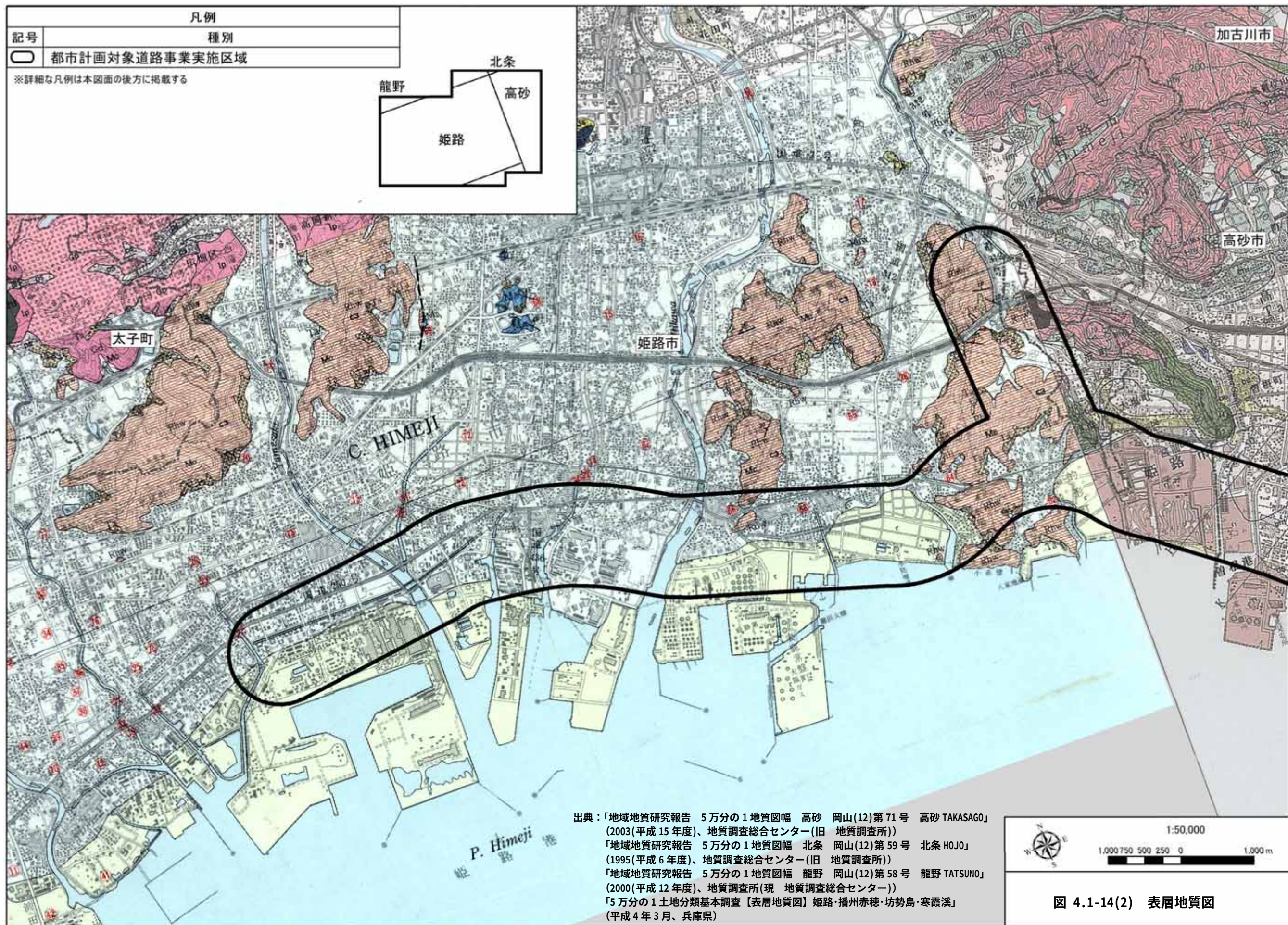


図 4.1-14(2) 表層地質図

高砂									
	堤防								
	埋立地		河川埋立地						
ため池埋立地									
海域埋立地									
	古墳								
	第四紀	完新世	沖積層	現河床積載物(現流路内積載物)			礫、砂及びシルト		
				流路埋積堆積物			泥及び砂		
				海浜堆積物			砂及び礫		
				氾濫源堆積物	自然堤防堆積物		礫及び砂		
					後背湿地堆積物		砂、シルト、粘土及び褐炭		
				谷底平野堆積物			礫、砂及びシルト		
				小規模扇状地堆積物			礫及び砂		
			西八木層	西八木3層			礫、砂及びシルト		
				西八木2層			礫、砂及びシルト		
				西八木1層			礫、砂及びシルト		
		中期更新期	明美段丘堆積物 (高位段丘堆積物)	明美2段丘堆積物	明美2c段丘堆積物		礫、砂及びシルト		
					明美2b段丘堆積物		礫、砂及びシルト		
					明美2a段丘堆積物		礫、砂及びシルト		
				明美1段丘堆積物	明美1c段丘堆積物		礫、砂及びシルト		
					明美1b段丘堆積物		礫、砂及びシルト		
					明美1a段丘堆積物		礫、砂及びシルト		
		前期更新期	大阪層群	明美累層			泥、砂及び礫(火山灰層を挟む)		
				明石累層	春日台火山灰層		火山灰		
							泥、砂及び礫(火山灰層を挟む)		
		後期白亜紀	宝殿層	溶岩及び閃輝岩類	ハイアロクラスタイト		黒雲母流紋岩火山礫凝灰岩		
	成層ハイアロクラスタイト				成層火山礫凝灰岩				
	湖成堆積物			砂岩、シルト岩及び礫岩					
	火砕流堆積物			流紋岩溶結凝灰岩及び非溶結凝灰岩					
	未区分凝灰岩類			黒雲母流紋岩凝灰岩(溶結)					
	正常層の走行及び傾斜			沖積層基底の等高線(単位標高m)			線行採石場		
	火砕岩の葉理構造の走行及び傾斜			理谷法による接峰面の等高線(単位標高m)			休廃止採石場		
	流理構造の走行及び傾斜			断層露頭			滑落崖		
	断層(破線は伏在)			試験地点			反射法地震探査が実施された二見側線(明石市編,1998)		
	中期更新期の堆積物を切る断層(一部換曲)			鉱泉及び温泉			ボーリング地点(断面へ投影されたもの)		
	リニアメント			石材					

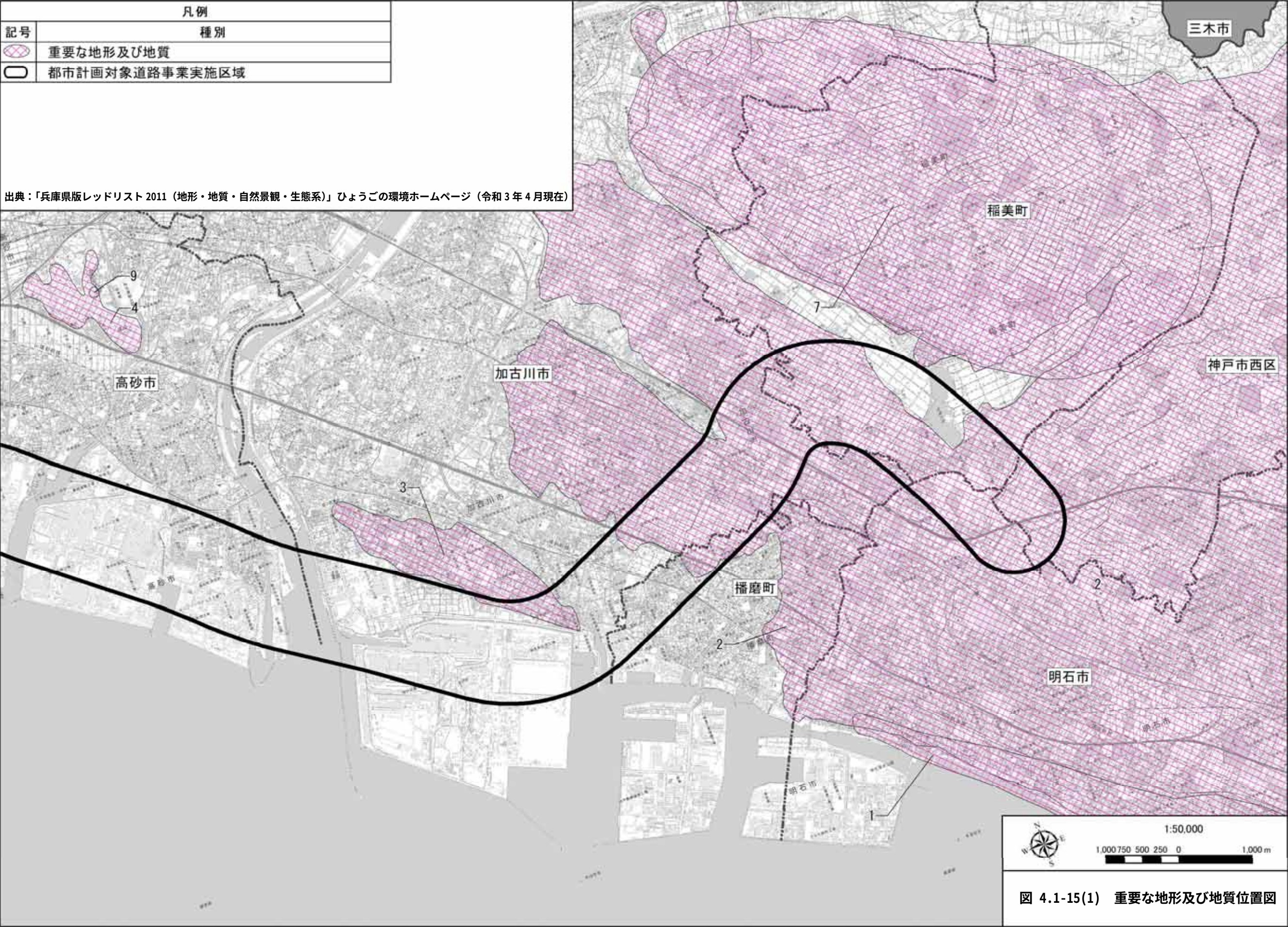
北条	第四紀	完新世	沖積層(氾濫源、谷底平野堆積物)	砂、泥及び礫
----	-----	-----	------------------	--------

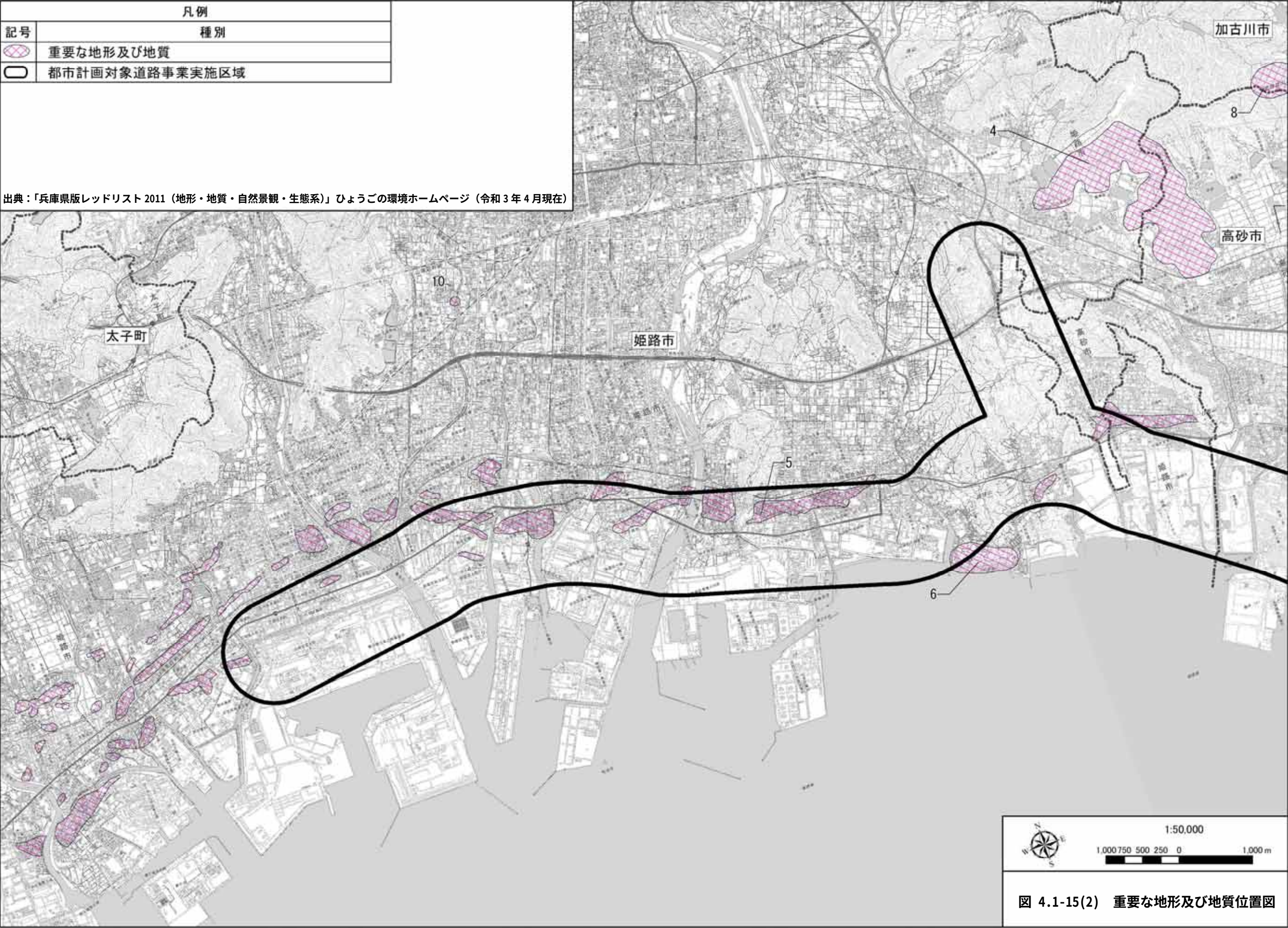
龍野				
	完新世	沖積層	谷床及び後背湿地堆積物	礫、砂及び泥
			自然堤防堆積物	砂
	後期更新世		山麓緩斜面堆積物	礫及び砂
	白亜紀—古第三紀	貫入岩類		斑状角閃石黒雲母花崗閃緑岩
	白亜紀	伊勢層	岩層なだれ堆積物	角礫岩
			火砕流堆積物	流紋岩火山礫凝灰岩・凝灰岩礫岩（一部溶結）
	ペルム紀	超丹波帯	山崎層	砂岩
				頁岩

	第四紀	更新世	未固結堆積物	崖錐・錐扇面堆積物	
	トリアス紀~ジュラ紀	南山層	固結堆積物	チャート・砂岩・緑色岩の小岩塊を含み泥岩を基質とする地層	
	後期白亜紀	相生層群	火山性岩石	流紋岩質火砕岩	
		播磨進入岩類	深成岩	花崗閃緑岩～花崗岩	
	チャート				
a	岩片のかたさ	軟（耐圧強度100kg/cm以下）	A	時代	完新世（第四紀）
b		中（耐圧強度100～400kg/cm以下）	B		更新世（第四紀）
c		硬（耐圧強度400kg/cm以上）	C		古第三紀
d	岩体のかたさ	軟（弾性波伝播速度1.5km/sec未満）	D		白亜紀
e		中（弾性波伝播速度1.5～3.0km/sec）	E		ジュラ紀
f		硬（弾性波伝播速度3.0km/sec以上）	F	トリアス紀	
				G	ベルム紀

出典:「地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 高砂 岡山(12)第71号 高砂 TAKASAGO」
(2003(平成15年度)、地質調査総合センター(旧 地質調査所))
「地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 北条 岡山(12)第59号 北条 HOJO」
(1995(平成6年度)、地質調査総合センター(旧 地質調査所))
「地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 龍野 岡山(12)第58号 龍野 TATSUNO」
(2000(平成12年度)、地質調査所(現 地質調査総合センター))
「5万分の1土地分類基本調査【表層地質図】姫路・播州赤穂・坊勢島・寒霞溪」
(平成4年3月、兵庫県)

図 4.1-14(3) 表層地質図(凡例)





4.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

調査区域における動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況については、表 4.1-2 に示す文献資料を基に整理しました。

なお、動植物や生態系に係る文献資料の収集範囲については、調査区域における動植物の生息又は生育の状況をよりの確に反映させるため、都市計画対象道路事業実施区域から概ね片側 3km を含む対象市町としました。

1) 動物の生息状況、重要な種及び注目すべき生息地の状況

(1) 動物相の状況

① 哺乳類の状況

調査区域において生息記録のある種として 7 目 16 科 41 種が挙げられます。

これらの種には、山林に生息するニホンリス、ホンドモモンガ、ムササビ、ツキノワグマ、ニホンアナグマ、イノシシ、ニホンジカや、山地から耕作地等の人里にかけて広く生息するタヌキ、キツネ、河川周辺の草地に生息するカヤネズミ、水域周辺をよく利用するイタチ等が含まれています。また、洞窟等の特殊な環境を利用するキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ等も記録されています。この他、ヌートリアやアライグマ、ハクビシンといった外来種も確認されています。

② 鳥類の状況

調査区域において生息記録のある種として 23 目 71 科 329 種が挙げられます。

これらの確認種には、山林に生息するヤマドリ、キジバト、ヤイロチョウ、ウグイス、サンコウチョウ、ヤマガラ等、草地等に生息するヒバリ、セッカ、カワラヒワ等、市街地にも出現するツバメ、スズメ、ムクドリ、ハシブトガラス、カワラバト等の種が確認されており、生態系の上位に位置するオオタカ、サシバ、クマタカ、ハヤブサ等の猛禽類も確認されています。

調査区域には海域、大河川、ため池といった水域環境を含むことから、水辺に生息するオシドリ、オカヨシガモ、ヒドリガモ等のカモ類、カイツブリ、カンムリカイツブリ等のカイツブリ類、アオサギ、ダイサギ等のサギ類、ウミネコ、カモメ等のカモメ類、カワセミ、カワガラス等の種が比較的多く確認されている他、干潟に生息するダイゼン、シロチドリ等のチドリ類、ソリハシシギ、イソシギ等のシギ類も確認されています。

③ 爬虫類・両生類の状況

調査区域において生息記録のある種として爬虫類が 2 目 11 科 18 種、両生類が 2 目 8 科 17 種挙げられます。

爬虫類では河川やため池等の水域に生息するニホンイシガメ、クサガメ、ニホンスッポン等のカメ類、草地や水田周辺に生息するニホンカナヘビ、シマヘビ、山林に生息するタカチホヘビ、シロマダラ等が確認されています。また、調査区域は海域を含むことから、アカウミガメも確認されています。

両生類では水田等に生息するアカハライモリ、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、ヌマガエル等、山林に生息するニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、丘陵地の水場に隣接した林地に生息するセトウチサンショウウオ、溪流に生息するヒダサンショウウオが確認されています。この他、比較的大きな河川に生息するオオサンショウウオやため池などの水域に生息する外来種のウシガエルも確認されています。

④ 魚類の状況

調査区域において生息記録のある種として 16 目 51 科 149 種が挙げられます。

調査区域には加古川、揖保川に代表される規模の大きな河川が存在していることから、オイカワ、カワムツ、アユ等の種が確認されています。河川緩流域やため池といった環境も存在しておりコイ、フナ類、ニゴイ等の緩流域や止水域を好む種も確認されている他、水田も比較的広範囲に存在していることからタモロコ、ドジョウ、ミナミメダカ、ナマズ等の用水路等に生息する魚種も確認されています。調査区域にはため池が多数存在していますが、これらの止水域を好むオオクチバス、ブルーギル、タイワンドジョウ、カムルチー等の外来種も確認されています。

また、調査区域には海域を含むことから汽水・海水魚も確認されており、トビハゼ、チクゼンハゼ等の干潟に生息する底生魚やスズキ、ボラ等の遊泳魚が確認されています。

⑤ クモ類・昆虫類の状況

調査区域において生息記録がある種としてクモ類が 1 目 25 科 103 種、昆虫類が 30 目 424 科 5,206 種挙げられます。

これらの確認種には山林に生息するヒメカマキリ、ヒグラシ、ハルゼミ、オオムラサキ、カブトムシ、コクワガタ等、草地に生息するスズムシ、ショウリョウバッタ等のバッタ目、クモヘリカメムシ等の草地性のカメムシ類、イチモンジセセリ、ツバメシジミ、ツマグロキチョウ等が確認されています。

また、調査区域には河川やため池等の水域が存在していることから、モートンイトトンボ、マルタンヤンマ、アキアカネ等のトンボ類が比較的多く確認されており、タイコウチ、コオイムシ、タガメ、シマゲンゴロウ、ガムシ類等の水域に生息する種が確認されています。他に、加古川の河口干潟に生息するヨドシロヘリハンミョウといった特殊な環境を利用する種も記録されています。

⑥ 底生動物の状況

調査区域において生息記録がある種として 13 門 22 綱 59 目 194 科 415 種が挙げられます。

調査区域には加古川、揖保川に代表される規模の大きな河川が存在していることから、瀬淵やその水際に生息するシロハラコカゲロウやエラブタマダラカゲロウ等のカゲロウ目、コガタシマトビケラやオオシマトビケラ等のトビケラ目といった水生昆虫の他、カワニナ等の淡水貝類、サワガニ等の甲殻類が確認されています。また、ため池や水田、これらに連続する用水路といった環境も存在しており、止水～緩流域を好むコフキトンボやシオカラトンボ等のトンボ目、ヒメモノアラガイやヒラマキミズマイマイ等の淡水貝類が確認されています。サカマキガイやアメリカザリガニ等の外来種も確認されています。

また、調査区域は海域を含むことから、ハマグリ、アサリ、ウミニナ等の海～汽水域に生息する種が確認されており、チゴガニ、コメツキガニ等の干潟に生息する種も確認されています。

⑦ 陸産貝類の状況

調査区域において生息記録がある種として 4 目 26 科 112 種が挙げられます。

確認種はゴマオカタニシ、アツブタガイ、シリオレトノサマギセル、オオコウラナメクジ、マヤサンマイマイ等の山林を中心に生息する種が多く含まれ、他にコウベマイマイ、オオケマイマイ等の山林から低地林に広く生息する種や、ナメクジ等の低地の耕作地等に生息する種、湖沼や湿地周辺に生息するナガオカモノアラガイ等が記録されています。

(2) 重要な種及び注目すべき生息地の状況

重要な動物の選定にあたっては表 4.1-38 に示す法律及び文献を使用しました。

調査区域において確認記録のある重要な動物種を、表 4.1-39～表 4.1-46 に示します。

調査区域における重要な動物種として、哺乳類ではジネズミ、コキクガシラコウモリ、ミスネズミ、ツキノワグマ、タヌキ等の 25 種、鳥類ではコウノトリ、クイナ、ジュウイチ、ミサゴ、ヤイロチョウ等の 189 種、爬虫類ではアカウミガメ、ニホンイシガメ、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、タカチホヘビ等の 12 種、両生類ではヒダサンショウウオ、オオサンショウウオ、ニホンヒキガエル、タゴガエル、シュレーゲルアオガエル等の 14 種、魚類ではニホンウナギ、ホトケドジョウ、アユ、ミナミメダカ、カジカ等の 62 種、クモ類・昆虫類ではワスレナグモ、ガガンボカゲロウ、コバネアオイトトンボ、サツマヒメカマキリ、ミヤマノギカワゲラ、エゾゼミ、チャバネヒゲナガカワトビケラ、ウミミズギワゴミムシ、アカガネコンボウハバチ等の 376 種、底生動物ではヒラタウズムシ、ニシキウズガイ、タニシ、タイラギ、ナナテイスメ、ツバサゴカイ、スジホシムシ、クルマエビ、シャミセンガイ、ナメクジウオ等の 140 種、陸産貝類ではミヤコムシオイガイ、ナガオカモノアラガイ、マルナタネガイ、キセルガイモドキ、ケハダビロウドマイマイ、クチマガリマイマイ等の 41 種が確認されています。

これらの重要な種の中には、国指定特別天然記念物であるコウノトリ、オオサンショウウオ、国指定の天然記念物であるヒシクイ、マガン、コクガン、カラスバト、カンムリウミスズメ、オジロワシ、オオワシ、イヌワシ、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）の指定種であるコウノトリ、オオヨシゴイ、クロツラヘラサギ、ヘラシギ、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、イヌワシ、クマタカ、ミユビゲラ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、オオセッカ、カワバタモロコ、ベッコウトンボ、タガメ、マルコガタノゲンゴロウ、マダラシマゲンゴロウが含まれています。

また、法律に基づく指定種のほか、「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）及び「環境省版海洋生物レッドリストの公表について」（平成 29 年 3 月、環境省）、「兵庫県版レッドリスト 2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」・「兵庫県版レッドリスト 2013（鳥類）」・「兵庫県版レッドリスト 2012（昆虫類）」・「兵庫県版レッドリスト 2014 貝類及びその他無脊椎動物」（令和 2 年 3 月現在、ひょうごの環境ホームページ）、「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）、「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）の対象種が含まれています。

調査区域における詳細な位置が特定できた重要な動物種は表 4.1-47 に、位置を図 4.1-16 に示します。図示していないものは、文献に「いなくなった」と記録されているもの、調査区域での記録はあるが詳細な位置が特定できなかったもの、または図郭外に位置するものです。調査区域では、詳細な位置が特定できた重要な動物として、セトウチサンショウウオやナゴヤダルマガエル、ベッコウトンボ等の生息が記録されています。

また、調査区域における注目すべき生息地として、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（令和 3 年 4 月現在、環境省ホームページ）に「夢前川右岸の水路」と「加古川河口」、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（令和 3 年 4 月現在、環境省ホームページ）に「加古川河口周辺」、「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（令和 3 年 4 月現在、ひょうごの環境ホームページ）に「いなみの台地のため池群」が、それぞれ記載されています。

表 4.1-38 重要な動物の選定基準

番号	法律及び文献	選定基準及びランク
I	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	特別：国指定特別天然記念物 国：国指定天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
III	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月、環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
IV	「環境省版海洋生物レッドリストの公表について」(平成 29 年 3 月、環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
V	「兵庫県版レッドリスト 2017 (哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)」 「兵庫県版レッドリスト 2013 (鳥類)」 「兵庫県版レッドリスト 2012 (昆虫類)」 「兵庫県版レッドリスト 2014 (貝類及びその他無脊椎動物)」 ひょうごの環境ホームページ (令和 3 年 4 月現在)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 A：A ランク B：B ランク C：C ランク 注：要注目種 地：地域限定貴重種 調：要調査種
VI	「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」(令和 3 年 3 月、神戸市)	今：今見られない A：A ランク B：B ランク C：C ランク 調：要調査 繁殖：鳥類 繁殖個体群として選定 通過：鳥類 通過個体群として選定 越冬：鳥類 越冬個体群として選定
VII	「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」(平成 31 年 3 月、明石市)	今：今見られない A：A ランク B：B ランク 調：要調査

表 4.1-39 文献により確認された重要な動物（哺乳類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	トガリネズミ	ジネズミ	4,5,6,7					注	C	
2		カワネズミ	6,7					注	調	
3	モグラ	ヒミズ	6,7						B	
4		ミズラモグラ	4			NT		調		
5		コウベモグラ	1,2,5,6,7,8						B	A
6	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ	6,7					調	調	
7		キクガシラコウモリ	4,6,7					調	調	
8	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ	4,6,7					調	調	
9		ヒナコウモリ	4					調		
10		ユビナガコウモリ	4,6,7					調	調	
11		テングコウモリ	6,7					調	調	
12	リス	ニホンリス	1,2,6,7						B	
13		ホンドモモンガ	4,6,7					A	調	
14		ムササビ	4,6,7					A	A	
15	ネズミ	スミスネズミ	4,6,7					調	A	
16		ハタネズミ	6,7						A	
17		アカネズミ	1,2,6,7						C	
18		ヒメネズミ	6,7						B	
19		カヤネズミ	5,6,7,8						B	A
20	クマ	ツキノワグマ	4			LP		注		
21	イヌ	タヌキ	1,2,3,5,6,8							B
22		キツネ	1,2,3,5,6,7,8						調	B
23	イタチ	テン	5,6,7						調	
24		イタチ	1,2,6,7						調	
25		ニホンアナグマ	3,6,7,8						B	B
合計 9 科 25 種				0 種	0 種	2 種	0 種	13 種	21 種	5 種

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「自然環境調査 Web-GIS 第 4 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ
（令和 3 年 4 月現在）

2「自然環境調査 Web-GIS 第 5 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ
（令和 3 年 4 月現在）

3「自然環境調査 Web-GIS 第 6 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ
（令和 3 年 4 月現在）

4「兵庫県版レッドリスト 2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ
（令和 3 年 4 月現在）

5「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ
（令和 3 年 4 月現在）

6「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

7「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

8「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-40(1) 文献により確認された重要な動物（鳥類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	キジ	ウズラ	3,5,6			VU		A	越冬：調	
2		ヤマドリ	3,5,6					注	繁殖：調	
3	カモ	ヒシクイ	2,3,5	国		VU		B		
4		マガン	3,5	国		NT		C		
5		コクガン	3,7	国		VU		注		B
6		コハクチョウ	3					C		
7		オオハクチョウ	3					B		
8		ツクシガモ	5,7			VU				B
9		オシドリ	3,5,6			DD		B	越冬：C	
10		ヨシガモ	2,4,5,6						越冬：C	
11		アメリカヒドリ	2,3,5					注		
12		シマアジ	3,5,6					C	通過：C	
13		トモエガモ	2,3,5,6,7			VU		C	越冬：B	A
14		シノリガモ	3,5,6					B	越冬：調	
15		ビロードキンクロ	3,5,6					B	越冬：調	
16		クロガモ	3,5					C		
17	ハト	カラスバト	5	国						
18	アビ	アビ	3,5					調		
19		オオハム	3,5					調		
20		シロエリオオハム	3,5					調		
21	コウノトリ	コウノトリ	3,5	特別	国内	CR		A		
22	カツオドリ	アカアシカツオドリ	5			EN				
23	ウ	ヒメウ	3,5,7			EN		B		B
24	サギ	サンカノゴイ	3			EN		A		
25		ヨシゴイ	1,3,5,6,7			NT		A	繁殖：A	A
26		オオヨシゴイ	3		国内	CR		B		
27		ミゾゴイ	3,5,6			VU		A	繁殖：A	
28		ゴイサギ	1,2,4,5,6						繁殖：B	
29		ササゴイ	1,3,4,5,6,7					C	繁殖：B	調
30		アカガシラサギ	3,5					注		
31		アマサギ	1,2,4,5,6						繁殖：B	
32		ダイサギ	1,2,4,5,6						繁殖：B	
33		チュウサギ	1,2,3,5,6,7			NT		C	繁殖：B	B
34		コサギ	1,2,4,5,6						繁殖：B	
35		クロサギ	3,5					B		
36		カラシラサギ	3			NT		注		
37	トキ	クロトキ	5			DD				
38		ヘラサギ	3,5,7			DD		注		調
39		クロツラヘラサギ	3,7		国内	EN		注		A
40	クイナ	クイナ	3,5,6,7					調	越冬：B	B
41		ヒメクイナ	3,5					調		

注1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和2年度生物リスト）」（令和2年11月、国土交通省）に準じた。

注2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「自然環境調査 Web-GIS 第2回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ

（令和3年4月現在）

2「自然環境調査 Web-GIS 第3回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ

（令和3年4月現在）

3「兵庫県版レッドリスト2013（鳥類）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

4「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和3年4月現在）

5「神戸市で確認された動植物一覧」（2020年度）

6「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ2020」（令和3年3月、神戸市）

7「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成31年3月、明石市）

表 4.1-40(2) 文献により確認された重要な動物（鳥類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
42	クイナ	ヒクイナ	1,3,5,6,7			NT		B	繁殖：B 越冬：C	A
43	カッコウ	ジュウイチ	3,5,6					C	通過：C	
44		ホトトギス	1,4,5,6						繁殖：B	
45		ツツドリ	1,5,6						繁殖：B	
46		カッコウ	5,6						通過：C	
47	ヨタカ	ヨタカ	1,3,5,6,7			NT		A	繁殖：B	B
48	アマツバメ	ヒメアマツバメ	3,5					B		
49	チドリ	タゲリ	2,5,6						越冬：B	
50		ケリ	1,2,5			DD				
51		ムナグロ	5,6						通過：C	
52		ダイゼン	2,3,4,5					C		
53		イカルチドリ	1,2,3,4,5,6,7					B	繁殖：B 越冬：B	調
54		コチドリ	1,2,4,5,6						繁殖：C	
55		シロチドリ	1,2,3,5,6,7			VU		A	繁殖：B 越冬：B	A
56		オオメダイチドリ	3,5					B		
57	ミヤコドリ	ミヤコドリ	3,4,5					調		
58	セイタカシギ	セイタカシギ	3,5,6,7			VU		B	通過：B	B
59	シギ	ヤマシギ	2,3,5,6					B	越冬：C	
60		アオシギ	3,5,6					B	越冬：B	
61		オオジシギ	3,5,6			NT		B	通過：B	
62		ハリオシギ	5,6						通過：調	
63		チュウジシギ	3,5,6					B	通過：B	
64		タシギ	2,3,5,6					B	越冬：B	
65		オオハシシギ	5,7							調
66		オグロシギ	3,4,5,6,7					B	通過：B	B
67		オオソリハシシギ	3,5			VU		B		
68		コシャクシギ	5			EN				
69		チュウシャクシギ	4,5,6						通過：B	
70		ダイシャクシギ	3					B		
71		ホウロクシギ	3,5			VU		B		
72		ツルシギ	3,5,6			VU		B	通過：B	
73		アカアシシギ	3,5,6,7			VU		B	通過：B	B
74		コアオアシシギ	3,5,6,7					B	通過：B	調
75		アオアシシギ	3,5,6					B	通過：B	
76		クサシギ	2,5,6						越冬：C	
77		タカブシギ	2,3,5,6,7			VU		B	通過：C	B
78		キアシシギ	4,5,6,7						通過：B	B
79		ソリハシシギ	3,4,5,6,7					B	通過：B	調
80		イソシギ	1,2,3,4,5					C		

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「自然環境調査 Web-GIS 第 2 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「自然環境調査 Web-GIS 第 3 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「兵庫県版レッドリスト 2013（鳥類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

6「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

7「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-40(3) 文献により確認された重要な動物（鳥類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
81	シギ	キョウジョシギ	4,5,7							B
82		オバシギ	3,5					C		
83		コオバシギ	3					B		
84		ミユビシギ	3,4,5					B		
85		トウネン	4,5,6						通過：B	
86		オジロトウネン	3,5,6,7					B	越冬：B	B
87		ヒバリシギ	3,5,6					B	通過：B	
88		ウズラシギ	3,5,6					B	通過：B	
89		サルハマシギ	3,5					B		
90		ハマシギ	2,3,5,6,7			NT		C	越冬：C	B
91		ヘラシギ	3		国内	CR		B		
92		キリアイ	3,5					B		
93		エリマキシギ	3,5					B		
94		アカエリヒレアシシギ	3,5,6					調	通過：B	
95	タマシギ	タマシギ	1,3,5,6,7			VU		B	繁殖：B 越冬：B	A
96	ツバメチドリ	ツバメチドリ	3,5,6			VU		B	通過：C	
97	カモメ	ミツユビカモメ	3,5					調		
98		ズグロカモメ	3,7			VU		B		B
99		オオセグロカモメ	4,5			NT				
100		オオアジサシ	3,5,7			VU		注		調
101		コアジサシ	1,3,5,6,7			VU		B	繁殖：B	A
102		ベニアジサシ	5			VU				
103		アジサシ	3,4,5,6,7					注	通過：C	調
104		クロハラアジサシ	3,5					調		
105		ハジロクロハラアジサシ	3,5					調		
106	ウミスズメ	マダラウミスズメ	3,7			DD		調		調
107		ウミスズメ	3,5,6,7			CR		調	越冬：調	調
108		カンムリウミスズメ	3,7	国		VU		調		調
109	ミサゴ	ミサゴ	2,3,5,6,7			NT		A	繁殖：A 越冬：C	A
110	タカ	ハチクマ	3,5,6,7			NT		B	繁殖：B	B
111		オジロワシ	3,5	国	国内	VU		B		
112		オオワシ	5	国	国内	VU				
113		チュウヒ	2,3,5,6		国内	EN		A	越冬：A	
114		ハイイロチュウヒ	3,5					C		
115		ツミ	3,5,6,7					B	繁殖：調 越冬：C	調
116		ハイタカ	2,3,5,6			NT		C	越冬：C	
117		オオタカ	3,5,6,7			NT		B	繁殖：B 越冬：C	A
118		サシバ	1,3,5,6,7			VU		B	繁殖：A	B

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「自然環境調査 Web-GIS 第 2 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「自然環境調査 Web-GIS 第 3 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「兵庫県版レッドリスト 2013（鳥類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

6「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

7「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-40(4) 文献により確認された重要な動物（鳥類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
119	タカ	ノスリ	2,3,5,6					B	越冬：C	
120		ケアシノスリ	3					B		
121		イヌワシ	3,5	国	国内	EN		A		
122	フクロウ	クマタカ	3,5		国内	EN		A		
123		オオコノハズク	3,5,6,7					B	越冬：C	調
124		コノハズク	3,5					A		
125		フクロウ	5,6,7						繁殖：B 越冬：B	B
126		アオバズク	1,3,5,6,7					B	繁殖：B	A
127		トラフズク	3,5,6					B	越冬：B	
128		コミミズク	3,5,6,7					B	越冬：B	調
129	ヤツガシラ	ヤツガシラ	3,5					調		
130	カワセミ	アカショウビン	3,5,6					B	繁殖：調 通過：C	
131		ヤマショウビン	3,5					調		
132		カワセミ	1,2,3,4,5,7					注		A
133		ヤマセミ	2,3,5,6					B	繁殖：A 越冬：A	
134	ブッポウソウ	ブッポウソウ	3,5,6			EN		A	通過：C	
135	キツツキ	アリスイ	2,3,4,5,6					B	越冬：C	
136		オオアカゲラ	3,5					B		
137		アカゲラ	3,5,6					C	越冬：C	
138		ミユビゲラ	5		国内	CR				
139		アオゲラ	1,3,5,6					C	繁殖：C 越冬：C	
140	ハヤブサ	チョウゲンボウ	2,5,6						繁殖：A	
141		コチョウゲンボウ	3,5,6					C	越冬：B	
142		チゴハヤブサ	2,3,5					C		
143		ハヤブサ	2,3,5,6,7		国内	VU		B	繁殖：A 越冬：C	B
144	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ	3,5,6		国内	EN		調	繁殖：調 通過：調	
145	サンショウクイ	サンショウクイ	1,3,5,6			VU		C	繁殖：B	
146	カササギヒタキ	サンコウチョウ	5,6,7						繁殖：C	調
147	モズ	チゴモズ	3,5			CR		注		
148		アカモズ	3,5		国内	EN		B		
149		オオモズ	3,5					注		
150	カラス	オナガ	3,5					Ex		
151		コクマルガラス	3,5					C		
152	ツリスガラ	ツリスガラ	3,4,5,6					C	越冬：C	
153	シジュウカラ	コガラ	1,3,5					注		
154	ムシクイ	オオムシクイ	5			DD				

注1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和2年度生物リスト）」（令和2年11月、国土交通省）に準じた。

注2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「自然環境調査 Web-GIS 第2回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

2「自然環境調査 Web-GIS 第3回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

3「兵庫県版レッドリスト2013（鳥類）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

4「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和3年4月現在）

5「神戸市で確認された動植物一覧」（2020年度）

6「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ2020」（令和3年3月、神戸市）

7「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成31年3月、明石市）

表 4.1-40(5) 文献により確認された重要な動物（鳥類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
155	ムシクイ	メボソムシクイ	3,5					B		
156	センニュウ	マキノセンニュウ	3,5			NT		調		
157		シマセンニュウ	3,5					調		
158		オオセッカ	2		国内	EN				
159		エゾセンニュウ	3,5					調		
160	ヨシキリ	オオヨシキリ	1,3,4,5,6,7					注	繁殖：B	B
161		コヨシキリ	3,5,6					C	通過：B	
162	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	2,3,5					B		
163	キバシリ	キバシリ	3,5					A		
164	ミソサザイ	ミソサザイ	5,6						繁殖：C	
165	ムクドリ	コムクドリ	3,5					注		
166	カワガラス	カワガラス	3,5,6					C	繁殖：B 越冬：B	
167	ヒタキ	マミジロ	3,5					B		
168		トラツグミ	5,6						繁殖：C	
169		コマドリ	3,5					B		
170		コルリ	3,5					B		
171		ルリビタキ	3,5					A		
172		ノビタキ	3,4,5					A		
173		コサメビタキ	1,3,5					C		
174		キビタキ	3,5,7					注		B
175		オジロビタキ	3,5					調		
176		オオルリ	1,3,5,7					注		調
177	イワヒバリ	カヤクグリ	3,5,6					A	越冬：C	
178	セキレイ	セグロセキレイ	1,2,4,5,7							調
179		ムネアカタヒバリ	3,5					調		
180	アトリ	ベニヒワ	3,5					調		
181		オオマシコ	3,5,6					調	越冬：調	
182		イスカ	3,5					調		
183		コイカル	3,5					C		
184	ホオジロ	ホオアカ	3,5,6					A	越冬：C	
185		ノジコ	3,5,6			NT		A	通過：C	
186		アオジ	1,2,3,4,5					A		
187		クロジ	3,5,6					B	越冬：C	
188		コジュリン	5			VU				
189		オオジュリン	2,4,5,6						越冬：C	
合計 49 科 189 種				9 種	14 種	65 種	0 種	151 種	93 種	49 種

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「自然環境調査 Web-GIS 第 2 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「自然環境調査 Web-GIS 第 3 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「兵庫県版レッドリスト 2013（鳥類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

6「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

7「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-41 文献により確認された重要な動物（爬虫類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	ウミガメ	アカウミガメ	3,5,6,7			EN		A	A	A
2	イシガメ	ニホンイシガメ	1,2,3,5,6,7			NT		C	A	A
3	スッポン	ニホンスッポン	1,2,3,5,6			DD		調	C	
4	ヤモリ	ニホンヤモリ	1,2,3,4,5					注		
5		タワヤモリ	3,5,6			NT		B	調	
6	トカゲ	ニホントカゲ	1,2,5,7							B
7	タカチホヘビ	タカチホヘビ	3,5,6					C	A	
8	ナミヘビ	シマヘビ	1,2,5,6						調	
9		アオダイショウ	5,6						調	
10		ジムグリ	3,5,6					注	B	
11		シロマダラ	1,2,3,5,6					C	B	
12		ヒバカリ	1,2,3,5,6,7					注	C	B
合計 7 科 12 種				0 種	0 種	4 種	0 種	9 種	10 種	4 種

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「自然環境調査 Web-GIS 第 4 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ
（令和 3 年 4 月現在）

2「自然環境調査 Web-GIS 第 5 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ
（令和 3 年 4 月現在）

3「兵庫県版レッドリスト 2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ
（令和 3 年 4 月現在）

4「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ
（令和 3 年 4 月現在）

5「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

6「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

7「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-42 文献により確認された重要な動物（両生類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	サンショウウオ	ヒダサンショウウオ	4,5,6			NT		B	A	
2		セトウチサンショウウオ	1,2,3,4,5,6,7			VU ^{注2)}		B	B	A
3	オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	1,2,3,4,5,6	特別		VU		B	調	
4	イモリ	アカハライモリ	2,3,4,5,6			NT		注	B	
5	ヒキガエル	ニホンヒキガエル	4,5,6					C	C	
6	アカガエル	タゴガエル	4,5,6					C	C	
7		ニホンアカガエル	4,5,6,7					C	C	A
8		ヤマアカガエル	4,5,6					C	調	
9		トノサマガエル	2,3,5,7			NT				B
10		ナゴヤダルマガエル	1,4,5,6,7			EN		A	A	A
11		ツチガエル	4,5,6,7					C	B	A
12	アオガエル	シュレーゲルアオガエル	4,5,6					C	C	
13		モリアオガエル	4,5,6					B	B	
14		カジカガエル	4,5,6					C	B	
合計 6 科 14 種				1 種	0 種	6 種	0 種	13 種	13 種	5 種

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) カスミサンショウウオとして「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）で VU：絶滅危惧Ⅱ類に指定されている。

注 3) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1 「第 2 回自然環境保全基礎調査 兵庫県動植物分布図」（昭和 56 年、環境庁）

2 「自然環境調査 Web-GIS 第 4 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3 「自然環境調査 Web-GIS 第 5 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4 「兵庫県版レッドリスト 2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5 「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

6 「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

7 「明石の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-43(1) 文献により確認された重要な動物（魚類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種	3,5,6,8			VU		B	調	
2	トビエイ	ナルトビエイ	8				NT			
3	ウナギ	ニホンウナギ	1,2,3,5,6,7,8			EN		C	C	B
4	コイ	ギンブナ	1,2,4,5,6,7,8						C	B
5		ヤリタナゴ	1,2,3,5,6,7,8			NT		B	B	A
6		アブラボテ	1,2,3,5,6,8			NT		C	調	
7		カネヒラ	1,2,3,5,6,7,8					B	調	要
8		イチモンジタナゴ	1,2,3,5,6,8			CR		調	A	
9		シロヒレタビラ	1,2,3,5,6,8			EN		A	A	
10		ニッポンバラタナゴ	3,5,6,8			CR		A	A	
11		ワタカ	8			CR				
12		カワバタモロコ	3,5,6,8		国内	EN		A	A	
13		ハス	5,8			VU				
14		ヌマムツ	5,7							B
15		アブラハヤ	3,4,8					C		
16		カワヒガイ	1,2,3,8			NT		C	調	
—		ヒガイ類	1,2,5,6						調	
17		ムギツク	1,2,5,6,8						A	
18		ホンモロコ	8			CR				
19		ゼゼラ	3,8			VU		調		
20		カマツカ	1,2,4,5,7,8							B
21		ツチフキ	8			EN		調		
22		イトモロコ	1,2,5,6,7,8						B	B
23		スゴモロコ	1,2,5,8			VU				
24		コウライモロコ	4,5,6,7,8						C	B
25	ドジョウ	ドジョウ	1,2,3,5,6,7,8			NT		注	C	A
26		オオシマドジョウ	1,2,5,6,8						B	
27		チュウガタスジシマドジョウ	5,6,7,8			VU			B	A
28	フクドジョウ	ホトケドジョウ	8			EN		A		
29		ナガレホトケドジョウ	3,5,6,8			EN		調	B	
30	ギギ	ギギ	1,2,4,5,6,8						B	
31	アカザ	アカザ	3,5,6,8			VU			A	
32	キュウリウオ	ワカサギ	1,2,5,8					調		
33	アユ	アユ	1,2,4,5,6,7,8						C	B
34	シラウオ	シラウオ	3,4,7,8					A		A
35	サケ	サツキマス（アマゴ）	3,5,8			NT		調		
36	トゲウオ	ハリヨ	5,8			CR				
37	メダカ	ミナミメダカ	1,2,3,5,6,7,8			VU		注	C	B
38	サヨリ	クルマサヨリ	3,8			NT		A		
39	ケツギョ	オヤニラミ	3,5,8			EN		C		

注1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和2年度生物リスト）」（令和2年11月、国土交通省）に準じた。

注2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「自然環境調査 Web-GIS 第4回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

2「自然環境調査 Web-GIS 第5回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

3「兵庫県版レッドリスト2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

4「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和3年4月現在）

5「神戸市で確認された動植物一覧」（2020年度）

6「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ2020」（令和3年3月、神戸市）

7「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成31年3月、明石市）

8「兵庫県の淡水魚」（平成20年3月、兵庫県立人と自然の博物館）

表 4.1-43(2) 文献により確認された重要な動物（魚類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
40	カジカ	カジカ	3			NT		C		
41		カジカ中卵型	8			EN		B		
42	イソギンボ	トサカギンボ	3,4,8					調		
43	カワアナゴ	カワアナゴ	4,5,6,7,8						B	B
44	ハゼ	イドミミズハゼ	8			NT		調		
45		ミミズハゼ	4,5,6,7,8						C	B
46		ヒモハゼ	3,8			NT		C		
47		シロウオ	3,8			VU		A		
48		トビハゼ	3,8			NT		A		
49		マサゴハゼ	3,8			VU		A		
50		シモフリシマハゼ	3,4,8					調		
51		ヒナハゼ	3,8					調		
52		シマヨシノボリ	1,2,4,5,6,8						調	
53		オオヨシノボリ	3,5,6,8					C	B	
54		クロヨシノボリ	5,6					調	B	
55		ゴクラクハゼ	4,5,6,7,8						C	B
56		シマヒレヨシノボリ	3,5			NT		調		
57		スミウキゴリ	5,6						C	
58		ウキゴリ	3,4,5,6,7,8					C	C	B
59		チクゼンハゼ	3,8			VU		A		
60		クボハゼ	3,8			EN		A		
61		エドハゼ	3,8			VU		A		
合計 20 科 61 種				0 種	1 種	36 種	1 種	39 種	30 種	17 種

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「自然環境調査 Web-GIS 第 4 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「自然環境調査 Web-GIS 第 5 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「兵庫県版レッドリスト 2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

6「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

7「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

8「兵庫県の淡水魚」（平成 20 年 3 月、兵庫県立人と自然の博物館）

表 4.1-44(1) 文献により確認された重要な動物（クモ類・昆虫類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	ジグモ	ワスレナグモ	5			NT		B		
2	カネコトタテグモ	カネコトタテグモ	5			NT		A		
3	トタテグモ	キノボリトタテグモ	5			NT		A		
4		キシノウエトタテグモ	5			NT		A		
5	ヒメグモ	ハラダカツクネグモ	5					調		
6	ヨリメグモ	ヨリメグモ	5					注		
7	アシナガグモ	キンヨウグモ	5					C		
8	コガネグモ	コケオニグモ	5					C		
9		マメイタイセキグモ	5					調		
10		ムツトゲイセキグモ	5					C		
11		ゲホウグモ	5					調		
12		コオニグモモドキ	5					B		
13	コモリグモ	カコウコモリグモ	7					A		
14	サシアシグモ	シノビグモ	5					B		
15	ヒトエグモ	ヒトエグモ	5					A		
16	ミヤマシボグモ	シボグモモドキ	5					B		
17	カニグモ	カトウツケオグモ	5					C		
18	ガガンボカゲロウ	ガガンボカゲロウ	8,9						調	
19	フタオカゲロウ	オオフタオカゲロウ	8,9						C	
20	トビイロカゲロウ	オオトゲエラカゲロウ	6,8,9					注	B	
21	マダラカゲロウ	コウノマダラカゲロウ	6					注		
22		チノマダラカゲロウ	6,8					C		
23	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ	3,4,6,8,9			EN		A	今	
24	イトトンボ	ベニイトトンボ	6,8,9,10			NT		A	A	調
25		モートンイトトンボ	6,8,9			NT		A	B	
26		ムスジイトトンボ	6,8,9					注	C	
27		オオイトトンボ	6,8,9,10					B	B	B
28	モノサシトンボ	グンパイトンボ	3,4,6,8,9			NT		B	B	
29	カワトンボ	アオハダトンボ	6,8,9			NT		A	今	
30	ムカシトンボ	ムカシトンボ	6,8,9					注	A	
31	ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	6,8,9,10			NT		B	A	A
32		アオヤンマ	6,8,9,10			NT		C	A	A
33		ルリボシヤンマ	6,8,9					C	A	
34		マルタンヤンマ	3,4,8,9						C	
35		カトリヤンマ	6,8,9,10					C	B	調
36		サラサヤンマ	3,4,6,8,9,10					B	B	B
37	サナエトンボ	ミヤマサナエ	6					C		

注1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和2年度生物リスト）」（令和2年11月、国土交通省）に準じた。

注2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（昆虫類）報告書 日本の重要な昆虫類 近畿版」（昭和55年、環境庁）

2「自然環境調査 Web-GIS 第2回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

3「自然環境調査 Web-GIS 第4回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

4「自然環境調査 Web-GIS 第5回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

5「兵庫県版レッドリスト2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

6「兵庫県版レッドリスト2012（昆虫類）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

7「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和3年4月現在）

8「神戸市で確認された動植物一覧」（2020年度）

9「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ2020」（令和3年3月、神戸市）

10「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成31年3月、明石市）

表 4.1-44(2) 文献により確認された重要な動物（クモ類・昆虫類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
38	サナエトンボ	キイロサナエ	3,4,6,8,9			NT		B	C	
39		ヒメクロサナエ	8,9						B	
40		オナガサナエ	3,4,8,9						C	
41		アオサナエ	3,4,6,8,9					C	A	
42		ホンサナエ	3,4,6,8,9					A	A	
43		ヒメサナエ	6					B		
44		オジロサナエ	3,4,8,9						C	
45		タベサナエ	8,9			NT			C	
46		フタスジサナエ	3,4,8			NT				
47		オグマサナエ	3,4,8,9			NT			C	
48	ムカシヤンマ	ムカシヤンマ	2,6,8,9					B	A	
49	エゾトンボ	トラフトンボ	8,9						C	
50		キイロヤマトンボ	6,8,9			NT		A	今	
51		ハネビロエゾトンボ	1,2,3,4,6,8,9			VU		B	B	
52		タカネトンボ	6,8,9					注	調	
53		エゾトンボ	1,2,3,4,6,8,9					C	B	
54		ベッコウトンボ	1,2,6,8,9,10		国内	CR		A	今	今
55		ヨツボシトンボ	6,8,9,10					注	C	B
56		ハッチョウトンボ	1,2,3,4,6,8,9,10					B	B	A
57		キトンボ	3,4,8,9,10						C	B
58		アキアカネ	3,4,6,7,8,9,10					注	C	調
59		ナニワトンボ	3,4,6,8,9,10			VU		C	C	B
60		ノシメトンボ	3,4,7,8,9,10						C	調
61		マイコアカネ	8,9						C	
62		マダラナニワトンボ	1,2,6,8,9			EN		A	今	
63		ヒメアカネ	6,8					注		
64		ミヤマアカネ	6,8,9,10					C	C	B
65		オオキトンボ	3,4,6,8,9			EN		B	C	
66	ヒメカマキリ	サツマヒメカマキリ	8,9						調	
67		ヒメカマキリ	6,8					注		
68	カマキリ	ヒナカマキリ	6,8					C		
69	ヒロムネカワゲラ	ミヤマノギカワゲラ	6					C		
70	クツワムシ	クツワムシ	6,8,9					C	調	
71	キリギリス	コバネササキリ	6,8					注		
72		ハタケノウマオイ	8					調		
73		カヤキリ	8,9					注	調	
74	マツムシ	クチキコオロギ	8,9					C	調	
75		カヤコオロギ	6,8,9					B	C	

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（昆虫類）報告書 日本の重要な昆虫類 近畿版」（昭和 55 年、環境庁）

2「自然環境調査 Web-GIS 第 2 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「自然環境調査 Web-GIS 第 4 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「自然環境調査 Web-GIS 第 5 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「兵庫県版レッドリスト 2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

6「兵庫県版レッドリスト 2012（昆虫類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

7「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

8「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

9「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

10「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-44(3) 文献により確認された重要な動物（クモ類・昆虫類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
76	マツムシ	スズムシ	6,7,8					注		
77	コオロギ	ヒメコオロギ	8,9					調	C	
78		クロツヤコオロギ	8,9						調	
79		クチナガコオロギ	8,9						C	
80	カネタタキ	イソカネタタキ	6					A		
81	ヒバリモドキ	ハマスズ	8					B		
82		ヒゲシロスズ	6,8					調		
83		キタヤチスズ	8,9						C	
84	バッタ	イナゴモドキ	7,8,9						C	
85	ガロアムシ	ガロアムシ	6					C		
86	ナナフシ	ヤスマツトビナナフシ	8					注		
87	セミ	エゾゼミ	8,9						C	
88		ヒメハルゼミ	6,8					注		
89		ハルゼミ	1,2,3,4,6,8,10					注		B
90	ヨコバイ	フクロクヨコバイ	8			NT				
91		スナヨコバイ	8			NT				
92	サシガメ	ハリサシガメ	8,9			NT			調	
93		フタオビマダラカモドキサシガメ	8			DD				
94		ゴミアシナガサシガメ	8			VU				
95		フサヒゲサシガメ	8			VU				
96	ツチカメムシ	シロヘリツチカメムシ	8,9			NT			調	
97	キンカメムシ	ニシキキンカメムシ	6,8					調		
98	アメンボ	エサキアメンボ	6,8,9			NT		B	C	
99	イトアメンボ	イトアメンボ	6,8,9			VU		調	調	
100	ミズムシ	ミゾナシミズムシ	8,9			NT			調	
101		ホッケミズムシ	6,8,9			NT		A	A	
102		オオミズムシ	6,8,9			NT		C	B	
103		ナガミズムシ	6,8,9			NT		A	A	
104		ミヤケミズムシ	8,9			NT			調	
105	メミズムシ	メミズムシ	8,9						調	
106	コオイムシ	コオイムシ	8			NT				
107		タガメ	2,6,8,9		国内	VU		B	今	
108	タイコウチ	ヒメタイコウチ	6,8,9,10					A	A	A
109		ミズカマキリ	8,9					注	調	
110	ナベブタムシ	トゲナベブタムシ	6,8,9			VU		A	A	
111		ナベブタムシ	8,9						C	
112	コバンムシ	コバンムシ	6,8,9			EN		A	A	
113	ヘビトンボ	タイリククロスジヘビトンボ	8,9						調	

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（昆虫類）報告書 日本の重要な昆虫類 近畿版」（昭和 55 年、環境庁）

2「自然環境調査 Web-GIS 第 2 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「自然環境調査 Web-GIS 第 4 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「自然環境調査 Web-GIS 第 5 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「兵庫県版レッドリスト 2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

6「兵庫県版レッドリスト 2012（昆虫類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

7「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

8「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

9「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

10「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-44(4) 文献により確認された重要な動物（クモ類・昆虫類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
114	ヘビトンボ	ヤマトクロスジヘビトンボ	8,9						調	
115	ラクダムシ	ラクダムシ	6,8					C		
116	ツノトンボ	キバネツノトンボ	6					A		
117	ウスバカゲロウ	オオウスバカゲロウ	8					B		
118	ヒゲナガカワトビケラ	チャバネヒゲナガカワトビケラ	8,9						調	
119	ナガレトビケラ	クレメンズナガレトビケラ	8,9						調	
120		レゼイナガレトビケラ	8,9						調	
121	アシエダトビケラ	ビワアシエダトビケラ	8			NT		注		
122	カタツムリトビケラ	カタツムリトビケラ	6,8,9					C	C	
123	ヒゲナガトビケラ	ギンボシツツトビケラ	8			NT				
124		ミサキツノトビケラ	8,9						調	
125	フトヒゲトビケラ	ヒトスジキソトビケラ	8,9						今	
126	ニセマイコガ	セグロベニトゲアシガ	8,9						C	
127	セセリチョウ	ホシチャバネセセリ	6			EN		A		
128		アオバセセリ本土亜種	8,9						C	
129		ダイミョウセセリ	8,10							調
130		ホソバセセリ	8,9,10						C	調
131		ギンイチモンジセセリ	6,8,9			NT		B	B	
132		ミヤマチャバネセセリ	6,8,9					注	B	
133		オオチャバネセセリ	3,4,7,8,9,10						C	B
134		コチャバネセセリ	8,10							調
135		スジグロチャバネセセリ 北海道・本州・九州亜種	6			NT		A		
136		ヘリグロチャバネセセリ	6,8,9					C	B	
137	シジミチョウ	ミズイロオナガシジミ	3,4,8,10							B
138		オナガシジミ	8					B		
139		ウラゴマダラシジミ	6,8,9,10					注	C	調
140		スギタニルシジミ本州亜種	6					注		
141		ヒロオビミドリシジミ	6					B		
142		オオミドリシジミ	8,9,10						調	調
143		ウラジロミドリシジミ	6,8					注		
144		アカシジミ	8,10							B
145		ウラナミアカシジミ	6,8,9,10					C	C	調
146		ミドリシジミ	3,4,6,8,9,10					注	C	B
147		クロシジミ	6,8,9			EN		A	A	
148		キマダラルリツバメ	3,4,6			NT		B		
149		ゴイシシジミ	6,8,9,10					注	C	B
150		クロツバメシジミ中国地 方・四国・九州内陸亜種	1,2,6,8,9			NT		B	B	

注1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和2年度生物リスト）」（令和2年11月、国土交通省）に準じた。

注2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（昆虫類）報告書 日本の重要な昆虫類 近畿版」（昭和55年、環境庁）

2「自然環境調査 Web-GIS 第2回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

3「自然環境調査 Web-GIS 第4回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

4「自然環境調査 Web-GIS 第5回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

5「兵庫県版レッドリスト2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

6「兵庫県版レッドリスト2012（昆虫類）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

7「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和3年4月現在）

8「神戸市で確認された動植物一覧」（2020年度）

9「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ2020」（令和3年3月、神戸市）

10「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成31年3月、明石市）

表 4.1-44(5) 文献により確認された重要な動物（クモ類・昆虫類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
151	シジミチョウ	ウラキンシジミ	3,4,6,8					注		
152		ウラミスジシジミ	8,9						C	
153		シルビアシジミ	6,8,9,10			EN		B	A	調
154	タテハチョウ	サカハチチョウ	8,9						C	
155		ミドリヒョウモン	8,10							B
156		ウラギンスジヒョウモン	3,4,6,8,9,10			VU		B	A	A
157		オオウラギンスジヒョウモン	8,9						C	
158		ヒメヒカゲ本州西部亜種	3,4,6,8,9,10			EN		A	今	今
159		イシガケチョウ	8,10							調
160		メスグロヒョウモン	8,9,10						調	調
161		スミナガシ本土亜種	8,9						C	
162		ウラギンヒョウモン	8,9,10						B	調
163		オオウラギンヒョウモン	6,8,9			CR		絶滅	今	
164		キマダラモドキ	6			NT		B		
165		イチモンジチョウ	8,10							調
166		クモガタヒョウモン	6,8,9					C	B	
167		ミスジチョウ	8,9						C	
168		オオヒカゲ	6					A		
169		オオムラサキ	2,6,8,9			NT		C	C	
170		ウラナミジャノメ本土亜種	3,4,6,8,9,10			VU		B	今	A
171	アゲハチョウ	ギフチョウ	3,4,6,8,9,10			VU		B	A	今
172		オナガアゲハ	8,10							調
173	シロチョウ	ツマキチョウ本土亜種	7,8,10							調
174		ツマグロキチョウ	6,8,10			EN		注		調
175		スジボソヤマキチョウ	6					注		
176		タイワンモンシロチョウ対馬・朝鮮半島亜種	8			CR				
177		スジグロシロチョウ	8,10							調
178		ヤマトスジグロシロチョウ本州中・南部亜種	6,8,9					注	調	
179	ツトガ	ゴマフツトガ	8			NT				
180	マドガ	スギタニマドガ	6,8					C		
181	シャクガ	マエモンシロスジアオシャク	6					調		
182	ヤママユガ	オナガミズアオ本土亜種	8			NT				
183	スズメガ	ヒメスズメ	8			NT				
184		オオシモフリスズメ	8,9					C	C	
185	ヒトリガ	キハダカノコ	8,9						C	
186		ヤネホソバ	8			NT				

注1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和2年度生物リスト）」（令和2年11月、国土交通省）に準じた。

注2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（昆虫類）報告書 日本の重要な昆虫類 近畿版」（昭和55年、環境庁）

2「自然環境調査 Web-GIS 第2回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

3「自然環境調査 Web-GIS 第4回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

4「自然環境調査 Web-GIS 第5回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

5「兵庫県版レッドリスト2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

6「兵庫県版レッドリスト2012（昆虫類）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

7「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和3年4月現在）

8「神戸市で確認された動植物一覧」（2020年度）

9「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ2020」（令和3年3月、神戸市）

10「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成31年3月、明石市）

表 4.1-44(6) 文献により確認された重要な動物（クモ類・昆虫類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
187	ドクガ	ナチキシタドクガ	6,8					調		
188		トラサンドクガ	8			NT				
189		スゲドクガ	8			NT				
190		ヤクシマドクガ	8					調		
191	ヤガ	ハマオモトヨトウ	6					調		
192		コシロシタバ	6,8			NT		C		
193		ナマリキシタバ	8,9					C	B	
194		アミメキシタバ	6,8					C		
195		クロシオキシタバ	6,8					注		
196		カバフキシタバ	6,8					C		
197		ゴマシオキシタバ	8,9						B	
198		フシキキシタバ	6,8					C		
199		アサマキシタバ	6,8					注		
200		カギモンハナオイアツバ	8			NT				
201		ゴマダラキリガ	6					C		
202		アオモンギンセダカモクメ	6			NT		調		
203		ホソバオビキリガ	6					調		
204		サヌキキリガ	6,8					C		
205		ウスミミモンキリガ	8			NT				
206		キシタアツバ	8			NT				
207		マイコトラガ	6,8					調		
208		イチゴキリガ	6					C		
209		ウスベニキリガ	6					調		
210		ヨモギキリガ	6					C		
211		カギモンキリガ	6					調		
212		アヤモクメキリガ	6,8					調		
213	コブガ	サラサリンガ	8,9						C	
214	ハルカ	ハマダラハルカ	6,8			DD		調		
215	クサアブ	ネグロクサアブ	6,8,9			DD		注	C	
216	シギアブ	キアシキンシギアブ	8,9						調	
217	ミズアブ	ミズアブ	8,9						調	
218	ムシヒキアブ	トゲツヤイシアブ	8,9						調	
219	ツリアブ	トラツリアブ	6,8,9					調	C	
220		シバカワツリアブ	8,9						調	
221	ハナアブ	ルリハナアブ	8,9						調	
222		ケンランアリノスアブ	6,8,9			VU		調	C	
223	オサムシ	ウミミズギワゴミムシ	6,8,9			NT		調	調	
224		マイマイカブリ	8,10							B

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（昆虫類）報告書 日本の重要な昆虫類 近畿版」（昭和 55 年、環境庁）

2「自然環境調査 Web-GIS 第 2 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「自然環境調査 Web-GIS 第 4 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「自然環境調査 Web-GIS 第 5 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「兵庫県版レッドリスト 2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

6「兵庫県版レッドリスト 2012（昆虫類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

7「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

8「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

9「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

10「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-44(7) 文献により確認された重要な動物（クモ類・昆虫類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
225	オサムシ	セアカオサムシ	6,8,9			NT		調	C	
226		クロヒメヒョウタンゴミムシ	6,8					調		
227		オサムシモドキ	6,8,9					調	今	
228		タナカツヤハネゴミムシ	8			DD				
229		チョウセンゴモクムシ	8			VU				
230		クロモンヒラナガゴミムシ	8,9						調	
231		キノコゴミムシ	8,9						C	
232		キベリマルクビゴミムシ	6,8,9			EN		調	A	
233		オオトックリゴミムシ	8			NT				
234		ウミホソチビゴミムシ	6			NT		C		
235		イグチケブカゴミムシ	8,9			NT			調	
236		オオヒョウタンゴミムシ	1,2,6			NT		A		
237	ハンミョウ	ヨドシロヘリハンミョウ	6			VU		A		
238		アイヌハンミョウ	6,8,9			NT		C	C	
239		ルイスハンミョウ	6			EN		A		
240	ゲンゴロウ	キボシケシゲンゴロウ	8,9			DD			C	
241		クロゲンゴロウ	8,9			NT			C	
242		ゲンゴロウ	6,8,9			VU		A	A	
243		マルコガタノゲンゴロウ	6,8,9		国内	CR		A	今	
244		コガタノゲンゴロウ	6,8,9			VU		A	A	
245		マルガタゲンゴロウ	6,8,9			VU		C	今	
246		シマゲンゴロウ	8,9			NT			B	
247		マダラシマゲンゴロウ	6,8,9		国内	CR		絶滅	今	
248		コマルケシゲンゴロウ	8			NT				
249		マルケシゲンゴロウ	8,9			NT			C	
250		ケシゲンゴロウ	8,9			NT			B	
251		ヒメケシゲンゴロウ	8,9			VU			C	
252		キベリクロヒメゲンゴロウ	8,9			NT			C	
253		コウベツブゲンゴロウ	8,9			NT			B	
254		ルイスツブゲンゴロウ	8,9			VU			C	
255		シャープツブゲンゴロウ	8,9			NT			B	
256		ニセコウベツブゲンゴロウ	8,9						調	
257		マルチビゲンゴロウ	8			NT				
258		メクラゲンゴロウ	6			DD		調		
259		ヒメシマチビゲンゴロウ	6					調		
260		クロマメゲンゴロウ	8,9						調	
261		ヒメゲンゴロウ	8,9						C	
262	ミズスマシ	オオミズスマシ	8,9			NT			B	

注1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和2年度生物リスト）」（令和2年11月、国土交通省）に準じた。

注2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（昆虫類）報告書 日本の重要な昆虫類 近畿版」（昭和55年、環境庁）

2「自然環境調査 Web-GIS 第2回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

3「自然環境調査 Web-GIS 第4回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

4「自然環境調査 Web-GIS 第5回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

5「兵庫県版レッドリスト2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

6「兵庫県版レッドリスト2012（昆虫類）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

7「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和3年4月現在）

8「神戸市で確認された動植物一覧」（2020年度）

9「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ2020」（令和3年3月、神戸市）

10「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成31年3月、明石市）

表 4.1-44(8) 文献により確認された重要な動物（クモ類・昆虫類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
263	ミズスマシ	コミズスマシ	8,9			EN			調	
264		ヒメミズスマシ	6,8,9			EN		C	B	
265		ミズスマシ	6,8,9			VU		C	A	
266	コガシラミズムシ	クロホシコガシラミズムシ	8			VU				
267		キイロコガシラミズムシ	6,8,9			VU		C	C	
268		マダラコガシラミズムシ	6,8,9			VU		C	C	
269	コツブゲンゴロウ	ムツボシツヤコツブゲンゴロウ	6,8,9			VU		C	A	
270	カワラゴミムシ	カワラゴミムシ	8,9					C	B	
271	ムカシゲンゴロウ	ムカシゲンゴロウ	6			DD		調		
272	セスジガムシ	セスジガムシ	8,9			EN			調	
273	ホソガムシ	チュウブホソガムシ	8			VU				
274		ヤマトホソガムシ	8,9			NT			調	
275	ガムシ	スジヒラタガムシ	8			NT				
276		コガムシ	8			DD				
277		ガムシ	8,9			NT			C	
278		シジミガムシ	8,9			EN		調	調	
279		ミユキシジミガムシ	8,9			NT			調	
280	クワガタムシ	オオクワガタ	6,8,9			VU		B	今	
281		マメクワガタ	6					C		
282	コガネムシ	ヒメサクラコガネ	6					調		
283		ヤマトアオドウガネ	6,8,10					C		調
284		アカマダラハナムグリ	6,8,9			DD		A	B	
285		オオフタホシマグソコガネ	8,9						C	
286		ダイコクコガネ	2,6,8			VU		A		
287		コカブトムシ	8,9,10						調	B
288		ツヤスジコガネ	8,9						C	
289		オオチャイロハナムグリ	6,8			NT		B		
290		シロスジコガネ	6,8,9,10					B	今	調
291		ヒゲコガネ	6,8,9,10					B	C	調
292		キョウトアオハナムグリ	2,6,8					注		
293		クロカナブン	8,9					C	調	
294	ヒメドロムシ	ヨコミゾドロムシ	6			VU		C		
295	タマムシ	アオタマムシ	6					注		
296		クロマダラタマムシ	6,10					C		B
297	コメツキムシ	ツシマヒメサビキコリ	6					調		
298		スナサビキコリ	6					調		
299	ホタル	ヘイケボタル	6,8,9,10					注	調	調
300		ヒメボタル	6,8					注		

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（昆虫類）報告書 日本の重要な昆虫類 近畿版」（昭和 55 年、環境庁）

2「自然環境調査 Web-GIS 第 2 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「自然環境調査 Web-GIS 第 4 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「自然環境調査 Web-GIS 第 5 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「兵庫県版レッドリスト 2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

6「兵庫県版レッドリスト 2012（昆虫類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

7「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

8「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

9「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

10「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-44(9) 文献により確認された重要な動物（クモ類・昆虫類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
301	テントウムシ	ジュウクホシテントウ	6,8,9					注	C	
302		ハラグロオオテントウ	6,8					注		
303		ジュウサンホシテントウ	6,8,9					注	C	
304	ツチハンミョウ	マメハンミョウ	6,8					C		
305	ゴミムシダマシ	ヤマトオサムシダマシ	8,9			NT			調	
306		フトヒメツノゴミムシダマシ	6					調		
307	カミキリムシ	センノキカミキリ	8,9						調	
308		クワカミキリ	6,8					調		
309		ヨコヤマヒメカミキリ	8,9						C	
310		ベーツヒラタカミキリ	6					C		
311		キイロミヤマカミキリ	8,9						C	
312		マヤサンコブヤハズカミキリ	6,8					C		
313		オオシロカミキリ	8,9						調	
314		ベニバハナカミキリ	8,9						C	
315		セダカコブヤハズカミキリ	8,9						B	
316		カタキハナカミキリ	8,9						B	
317		クリストフコトラカミキリ	8,9						調	
318		ヨツボシカミキリ	8,9			EN			A	
319		アサカミキリ	6			VU		A		
320		ヤノトラカミキリ	8,9						調	
321	ハムシ	キンイロネクイハムシ	8,9			NT		C	B	
322		カツラネクイハムシ	6,8,9					B	A	
323	コンボウハバチ	アカガネコンボウハバチ	8,9						C	
324		ホシアシブトハバチ	8,10			DD				調
325		キイロモモトハバチ	8,10							調
326		ナシアシブトハバチ	8,9						C	
327	ハバチ	ツマグロアカハバチ	8,9						C	
328		スミスシロオビハバチ	8,9						C	
329	ヤドリキバチ	トサヤドリキバチ	8,9			DD			C	
330	コマユバチ	ウマノオバチ	6,8,9,10			NT		C	C	B
331	ヒメバチ	ミズバチ	8,9			DD			調	
332	セダカヤセバチ	ホシセダカヤセバチ	10							調
333	セイボウ	オオセイボウ	8			DD				
334	アリ	ケブカツヤオアリ	8			DD				
335		ツノアカヤマアリ	8			DD				
336		トゲアリ	8,9			VU			調	
337	スズメバチ	ケブカスジドロバチ	10							調

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（昆虫類）報告書 日本の重要な昆虫類 近畿版」（昭和 55 年、環境庁）

2「自然環境調査 Web-GIS 第 2 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「自然環境調査 Web-GIS 第 4 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「自然環境調査 Web-GIS 第 5 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「兵庫県版レッドリスト 2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

6「兵庫県版レッドリスト 2012（昆虫類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

7「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

8「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

9「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

10「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-44(10) 文献により確認された重要な動物（クモ類・昆虫類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
338	スズメバチ	ハグロフタオビドロバチ	8,10							調
339		キオビホオナガスズメバチ本州亜種	8			DD				
340		カバオビドロバチ本土亜種	10							B
341		フタモンアシナガバチ本土亜種	7,8,10							調
342		ヤマトアシナガバチ	8			DD				
343		オオハムシドロバチ	10			DD				調
344		ハラナガハムシドロバチ	10							調
345		モンズズメバチ	8,10			DD				調
346	クモバチ	アケボノクモバチ	8			DD				
347		キオビクモバチ	8,10							B
348		スギハラクモバチ	8,9,10			DD			調	B
349		フタモンクモバチ	8,9,10			NT			調	A
350		アオスジクモバチ	8			DD				
351	アリバチ	セヅノアリバチ	10							調
352	ツチバチ	シロオビハラナガツチバチ	8,10							調
353	セナガアナバチ	サトセナガアナバチ	8,9,10						C	B
354	ギングチバチ	シロスジギングチ	8,10							調
355		サクラトゲアナバチ	10							調
356		ニッポントゲアナバチ	10							調
357		アカアシハヤバチ	10							調
358	ドロバチモドキ	ヤマトスナハキバチ本土亜種	10			DD				調
359		ニッポンハナダカバチ	8,9			VU		C	調	
360		キアシハナダカバチモドキ	8			VU				
361	アリマキバチ	カラトイスカバチ	8,9,10			DD			調	調
362	アナバチ	フジジガバチ	8			NT				
363		ヤマトルリジガバチ	8,10							調
364		キゴシジガバチ	6,8,9,10					調	C	A
365		フクイアナバチ	6,8,9,10			NT		C	C	B
366	ミツバチ	シロスジフトハナバチ	10							B
367		クロマルハナバチ	8			NT				
368		ウスルリモンハナバチ	6,10					C		A
369		ナミルリモンハナバチ	8,9,10			DD			調	調
370	ハキリバチ	トモンハナバチ	8,9						調	
371		ヒロバトガリハナバチ	8,10							調
372		ヤマトハキリバチ	10							調
373		キヌゲハキリバチ	7,8,9						調	

注1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和2年度生物リスト）」（令和2年11月、国土交通省）に準じた。

注2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（昆虫類）報告書 日本の重要な昆虫類 近畿版」（昭和55年、環境庁）

2「自然環境調査 Web-GIS 第2回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

3「自然環境調査 Web-GIS 第4回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

4「自然環境調査 Web-GIS 第5回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

5「兵庫県版レッドリスト2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

6「兵庫県版レッドリスト2012（昆虫類）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

7「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和3年4月現在）

8「神戸市で確認された動植物一覧」（2020年度）

9「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ2020」（令和3年3月、神戸市）

10「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成31年3月、明石市）

表 4.1-44(11) 文献により確認された重要な動物（クモ類・昆虫類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
374	ハキリバチ	クズハキリバチ	10			DD				調
375		キバラハキリバチ	10			NT				調
376		マイマイツツハナバチ	8,9			DD			調	
合計 133 科 376 種				0 種	4 種	154 種	0 種	202 種	202 種	81 種

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

- 出典：1「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（昆虫類）報告書 日本の重要な昆虫類 近畿版」（昭和 55 年、環境庁）
- 2「自然環境調査 Web-GIS 第 2 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）
- 3「自然環境調査 Web-GIS 第 4 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）
- 4「自然環境調査 Web-GIS 第 5 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）
- 5「兵庫県版レッドリスト 2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）
- 6「兵庫県版レッドリスト 2012（昆虫類）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）
- 7「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）
- 8「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）
- 9「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）
- 10「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-45(1) 文献により確認された重要な動物（底生動物）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	ウメボシイソギンチャク	ニンジンイソギンチャク	3					A		
2	ヒラタウズムシ	ミヤマウズムシ	3					調		
3	ユキノカサガイ	ツボミガイ	3,5,6			NT			A	
4		ヒメコザラガイ	4,5					C		
5	ニシキウズガイ	イボキサゴ	3			NT		C		
6	アマオブネガイ	ヒロクチカノコガイ	3			NT		B		
7	ユキスズメガイ	ミヤコドリガイ	3,5,6			NT		A	C	
8		ヒナユキスズメガイ	3			NT		A		
9	タニシ	マルタニシ	1,2,3,5,6			VU		C	B	
10		オオタニシ	1,2,5			NT				
11	オニノツノガイ	コゲツノブエガイ	3			VU		A		
12	ウミニナ	ホソウミニナ	5,6						B	
13		ウミニナ	5,6			NT			A	
14	トゲカワニナ	タケノコカワニナ	3			VU		A		
15	カワニナ	クロダカワニナ	1,2,3,5,6			NT		C	C	
16	キバウミニナ	ヘナタリガイ	3			NT		A		
17		カワアイガイ	3			VU		A		
18	ホソスジチョウジガイ	ゴマツボ	5			VU		A		
19	ワカウラツボ	カワグチツボ	3			NT		C		
20		ワカウラツボ	3			VU		A		
21	カワザンショウガイ	クリイロカワザンショウガイ	1,2,3,5,6			NT		C	B	
22		サツマクリイロカワザンショウガイ	3					C		
23		ツブカワザンショウガイ	3,5,6			NT		B	A	
24		ヒラダカワザンショウガイ	3,4					B		
25		ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ	3			NT		B		
26		ヨシダカワザンショウガイ	3			NT		B		
27		カハタレカワザンショウガイ	5			VU		A		
28	エゾマメタニシ	イナバマメタニシ	1,2,3,5,6			VU		B	B	
29		ヒメマルマメタニシ	3,5,6			VU		C	C	
30		マメタニシ	1,2			CR		A		
31	ミズゴマツボ	ウミゴマツボ	3			NT		C		
32	イソコハクガイ	シラギクガイ	3			NT		A		
33	ハナゴウナ	ヒモイカリナマコツマミガイ	3,5,6			VU		A	C	
34	タマガイ	アダムスタマガイ	5			NT				
35	イトカケガイ	イナザワハベガイ	5					B		
36	ムシロガイ	アラムシロガイ	5,6						C	
37		ムシロガイ	3,5,6			NT		B	C	
38	クダタマガイ	コメツブツラガイ	4			VU				
39		コヤスツラガイ	3			NT		B		
40	ヘコミツラガイ	マツシマコメツブ	3					B		
41	トウガタガイ	カキウラクチキレモドキ	3,4,5,6					C	C	
42	オカミミガイ	オカミミガイ	3			VU		A		
43		ウスコミミガイ	3			NT		A		
44		ナギサノシタタリガイ	5,6					B	C	

注1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和2年度生物リスト）」（令和2年11月、国土交通省）に準じた。

注2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「自然環境調査 Web-GIS 第4回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

2「自然環境調査 Web-GIS 第5回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

3「兵庫県版レッドリスト2014（貝類及びその他無脊椎動物）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

4「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和3年4月現在）

5「神戸市で確認された動植物一覧」（2020年度）

6「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ2020」（令和3年3月、神戸市）

表 4.1-45(2) 文献により確認された重要な動物（底生動物）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
45	モノアラガイ	モノアラガイ	5			NT				
46	ヒラマキガイ	カワネジガイ	3			CR		A		
47		ヒラマキミズマイマイ	1,2,5			DD				
48		ミズコハクガイ	3			VU		A		
49		クルマヒラマキガイ	3,5,6			VU		B	B	
50		ヒラマキガイモドキ	5			NT				
51	カワコザラガイ	カワコザラガイ	5			CR				
52	フネガイ	サルボウガイ	4,5,6						B	
53	イタボガキ	コケゴロモ	5					注		
54		イタボガキ	5			CR+EN				
56	ハボウキガイ	タイラギ	3,5			NT		C		
55		ハボウキガイ	5,6			NT		A	C	
57	イシガイ	フネドブガイ	3					A		
58		ニセマツカサガイ	3			VU		A		
59		トンガリササノハガイ	3			NT		A		
60		イシガイ	3,4,5,6					C	B	
61		カタハガイ	1,2,3			VU		A		
62		マツカサガイ	1,2,3			NT		B		
63		タガイ	5,6						C	
64	ウロコガイ	ニッポンマメアゲマキガイ	3			NT		A		
65	チリハギガイ	コハクノツユガイ	5					A		
66		マツモトウロコガイ	5			NT		A		
67	ブンブクヤドリガイ	スジホシムシヤドリガイ	3,5			NT		A		
68	キヌマトイガイ	ナミガイ	5					C		
69	フナガタガイ	ウネナシトマヤガイ	5,6			NT			C	
70	シジミ	ヤマトシジミ	3,5			NT		C		
71		マシジミ	1,2,3,5,6			VU		注	C	
72	ドブシジミ	ドブシジミ	3,5,6					C	B	
73	マルスダレガイ	ハマグリ	3			VU		A		
74		カガミガイ	5,6						A	
75		メオニアサリ	5,6						C	
76	ハナグモリ	ハナグモリガイ	3			VU		A		
77	ニッコウガイ	ヒメシラトリガイ	4,5,6						A	
78	シオサザナミ	オチバガイ	3			NT		A		
79		ムラサキガイ	3			VU		A		
80	キヌタアゲマキ	キヌタアゲマキ	3			NT		B		
81	マテガイ	マテガイ	3					注		
82	バカガイ	シオフキガイ	3					A		
83		ミルクイガイ	5,6			VU		A	A	
84	チドリマスオ	クチバガイ	5			NT				
85	オキナガイ	オキナガイ	3,5,6					B	A	
86	オオノガイ	オオノガイ	3			NT		B		
87	チロリ	マキントシチロリ	3					C		
88		チロリ	3					C		

注1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和2年度生物リスト）」（令和2年11月、国土交通省）に準じた。

注2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「自然環境調査 Web-GIS 第4回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

2「自然環境調査 Web-GIS 第5回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

3「兵庫県版レッドリスト2014（貝類及びその他無脊椎動物）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

4「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和3年4月現在）

5「神戸市で確認された動植物一覧」（2020年度）

6「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ2020」（令和3年3月、神戸市）

表 4.1-45(3) 文献により確認された重要な動物（底生動物）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
89	ゴカイ	コケゴカイ	3,4					C		
90		スナイツゴカイ	3,4					調		
91	ナナテイスノメ	スゴカイイソメ	3					C		
92	ギボシイソメ	コアシギボシイソメ	3					C		
93	ツバサゴカイ	ムギワラムシ	3				NT	A		
94		スナタバムシ	3					B		
95	タマシキゴカイ	タマシキゴカイ	3					C		
96	スジホシムシ	スジホシムシモドキ	3				NT	B		
97		スジホシムシ	3				NT	調		
98	フジツボ	シロスジフジツボ	4,5,6						調	
99	クルマエビ	クルマエビ	3,4					C		
100	ヌマエビ	ヤマトヌマエビ	5,6					B	調	
101		ミヅレヌマエビ	3,4,5					B		
102	テナガエビ	ミナミテナガエビ	3,5,6					C	C	
103		ヒラテテナガエビ	3,5,6					A	B	
104		シラタエビ	3,4					B		
105	テッポウエビ	テッポウエビ	3,4					C		
106	ホンヤドカリ	ヨモギホンヤドカリ	5,6				NT		C	
107	ハサミシャコエビ	ハサミシャコエビ	3					C		
108	スナモグリ	ニホンスナモグリ	3,4					C		
109	アナジャコ	アナジャコ	3					B		
110		ヨコヤアナジャコ	3,4					C		
111	カニダマシ	ヤドリカニダマシ	3				NT	A		
112	コブシガニ	マメコブシガニ	3,4					B		
113	ケブカガニ	マキトラノオガニ	3,4					B		
114	ベンケイガニ	クロベンケイガニ	3,4,5,6					C	C	
115		アカテガニ	3,4,5,6					B	B	
116		ウモレベンケイガニ	3				VU	A		
117		フタバカクガニ	3,5,6					B	B	
118		クシテガニ	3				NT	A		
119		ユビアカベンケイガニ	3				NT	C		
120		ベンケイガニ	3,5,6				NT	B	A	
121	モクズガニ	トリウミアカイソモドキ	3				NT	B		
122		ハマガニ	3,5,6				NT	B	A	
123		ヒメアシハラガニ	3				NT	B		
124		アシハラガニ	3,4,5,6					C	B	
125		スネナガイソガニ	3					C		
126		ヒメケフサイソガニ	3				NT	B		
127		ウモレマメガニ	3				VU	A		
128		タイワンヒライソモドキ	3				NT	B		
129	ムツハアリアケガニ	アリアケモドキ	3					A		
130	コメツキガニ	チゴガニ	3,4					C		

注1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和2年度生物リスト）」（令和2年11月、国土交通省）に準じた。

注2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「自然環境調査 Web-GIS 第4回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

2「自然環境調査 Web-GIS 第5回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

3「兵庫県版レッドリスト2014（貝類及びその他無脊椎動物）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

4「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和3年4月現在）

5「神戸市で確認された動植物一覧」（2020年度）

6「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ2020」（令和3年3月、神戸市）

表 4.1-45(4) 文献により確認された重要な動物（底生動物）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
131	コメツキガニ	コメツキガニ	3,4					C		
132	オサガニ	オサガニ	3				NT	A		
133		ヒメヤマトオサガニ	3				NT	B		
134		ヤマトオサガニ	3,4					C		
135	スナガニ	ハクセンシオマネキ	3			VU		C		
136		スナガニ	3,4,5,6					B	B	
137	ヒメテンコケムシ	カンテンコケムシ	3					B		
138	イカリナマコ	ヒモイカリナマコ	3					B		
139	ヨウミヤクカシパン	ハスノハカシパン	3					B		
140	ナメクジウオ	ヒガシナメクジウオ	3				VU	B		
合計 80 科 140 種				0 種	0 種	62 種	18 種	119 種	40 種	0 種

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「自然環境調査 Web-GIS 第 4 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「自然環境調査 Web-GIS 第 5 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「兵庫県版レッドリスト 2014（貝類及びその他無脊椎動物）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

6「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

表 4.1-46 文献により確認された重要な動物（陸産貝類）

番号	科名	種名	出典	選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	ゴマオカタニシ	ゴマオカタニシ	1,2,4,5			NT			C	
2	ヤマキサゴ	ヤマキサゴ	4,5						C	
3	ヤマタニシ	サドヤマトガイ	3,4,5			NT		注目	B	
4	ムシオイガイ	ミヤコムシオイガイ	4					C		
5		ハリマムシオイガイ	1,2,3,4,5					A	A	
6		ミヤムムシオイ	3					A		
7	ゴマガイ	オオウエゴマガイ	1,2,4,5						C	
8	ケシガイ	スジケシガイ	4,5						C	
9	オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ	1,2,4,5			NT			C	
10	キバサナギガイ	ナガナタネガイ	4			LP		B		
11		キバサナギガイ	4,5			CR+EN		A	今	
12	マキゾメガイ	マルナタネガイ	3					B		
13		ヒラドマルナタネ	4					B		
14	キセルガイモドキ	キセルガイモドキ	3,4,5					C	B	
15	キセルガイ	ヒメコギセル	4,5						C	
16		オオギセル	4			NT				
17		コンボウギセル	3					A		
18		シリオレットノサマギセル	1,2,4,5			NT			C	
19		ハゲギセル	4,5						C	
20		ホソヒメギセル	1,2,4			VU				
21	ホソアシヒダナメクジ	イボイボナメクジ	3,4,5			NT		A	A	
22	オオコウラナメクジ	オオコウラナメクジ	3,4,5			NT		B	C	
23	ベッコウマイマイ	ヒラベッコウガイ	1,2,4			DD				
24		ハクサンベッコウ	4			DD				
25		キヌツヤベッコウ	4			DD				
26		レンズガイ	3			VU		A		
27		ヒメハリマキビ	4			NT				
28		ウメムラシタラガイ	4,5			NT			C	
29		オオウエキビ	4,5			DD			C	
30		ヒメカサキビ	4			NT				
31	ニッポンマイマイ (ナンバンマイマイ)	ケハダビロウドマイマイ	1,2,3,4,5			NT		B	B	
32		ビロウドマイマイ	3,4,5			DD		B	B	
33		ヤマタカマイマイ	4,5			NT			C	
34	オナジマイマイ	クチマガリマイマイ	3,4,5			NT		B	B	
35		マヤサンマイマイ	3,4,5			VU		A	A	
36		ヌノビキケマイマイ	3,4,5			VU		A	A	
37		コオオベソマイマイ	1,2,4,5						C	
38		イセノナミマイマイ	3,4					注目		
39		ギューリキマイマイ	1,2,3,4,5					注目	B	
40		ヒメコウロマイマイ	3					C		
41		カタマメマイマイ	3,4,5			VU		EX	A	
合計 16 科 41 種				0 種	0 種	29 種	0 種	22 種	14 種	0 種

注 1) 種名及び分類は、原則として「種の多様性調査（動物分布調査）対象種一覧 陸産貝類」（平成 14 年、環境省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：1「自然環境調査 Web-GIS 第 4 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「自然環境調査 Web-GIS 第 5 回」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「兵庫県版レッドリスト 2014（貝類及びその他無脊椎動物）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

5「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

表 4.1-47 確認位置が特定できた重要な動物種

番号	分類	種名	選定基準							備考
			I	II	III	IV	V	VI	VII	
1	両生	ダルマガエル ^{注2)}			EN		A	A	A	
2	昆虫	ハルゼミ					注		B	文献の記録は「少ない」
3	両生	オオサンショウウオ	特別		VU		B	調		
4	両生	ダルマガエル ^{注2)} ※			EN		A	A	A	
—	昆虫	オオヒョウタンゴミムシ			NT		A			文献の記録は「いなくなった」 ^{注5)}
5	昆虫	ベッコウトンボ※		国内	CR		A	今	今	文献の記録は「まれ」
6	両生	ダルマガエル ^{注2)} ※			EN		A	A	A	
7	昆虫	ハネビロエゾトンボ			VU		B	B		文献の記録は「まれ」
8	両生	ダルマガエル ^{注2)} ※			EN		A	A	A	
—	昆虫	オオヒョウタンゴミムシ			NT		A			文献の記録は「いなくなった」 ^{注5)}
9	昆虫	ベッコウトンボ※		国内	CR		A	今	今	文献の記録は「まれ」
10	昆虫	ハネビロエゾトンボ※			VU		B	B		文献の記録は「まれ」
11	両生	ダルマガエル ^{注2)}			EN		A	A	A	
12	昆虫	ハルゼミ					注		B	文献の記録は「少ない」
13	昆虫	ハネビロエゾトンボ※			VU		B	B		文献の記録は「まれ」
14	両生	カスミサンショウウオ ^{注3)}			VU		B	B	A	
15	昆虫	ハネビロエゾトンボ			VU		B	B		文献の記録は「まれ」
16	両生	カスミサンショウウオ ^{注3)}			VU		B	B	A	
17	両生	カスミサンショウウオ ^{注3)}			VU		B	B	A	
18	昆虫	クロツバメシジミ※			NT		B	B		文献の記録は「まれ」
19	両生	カスミサンショウウオ ^{注3)}			VU		B	B	A	
20	昆虫	クロツバメシジミ※			NT		B	B		文献の記録は「比較的普通に見られる」
21	両生	カスミサンショウウオ ^{注3)} ※			VU		B	B	A	
22	昆虫	ハルゼミ					注		B	文献の記録は「少ない」

注 1) 表中の番号は図 4.1-16 に対応

注 2) 文献ではダルマガエルと記載されているが、平成 14 年にナゴヤダルマガエルに種名変更されたため、ナゴヤダルマガエルとして抽出した。

注 3) 文献ではカスミサンショウウオと記載されているが、令和元年にセトウチサンショウウオに種名変更されたため、セトウチサンショウウオとして抽出した。

注 4) ※の記録は、「日本の重要な両生類・は虫類 近畿版」、「日本の重要な昆虫類 近畿版」を精査し「兵庫県動植物分布図」で確認された位置から変更している。

注 5) 文献に「いなくなった」と記録されていた 2 箇所は、図 4.1-16 に図示していない。

注 6) 表中の選定基準は表 4.1-38 に対応

出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査 兵庫県動植物分布図」（昭和 56 年、環境庁）

「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（両生類・は虫類）報告書 日本の重要な両生類・は虫類 近畿版」（昭和 57 年、環境庁）

「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査（昆虫類）報告書 日本の重要な昆虫類 近畿版」（昭和 55 年、環境庁）

表 4.1-48 注目すべき生息地

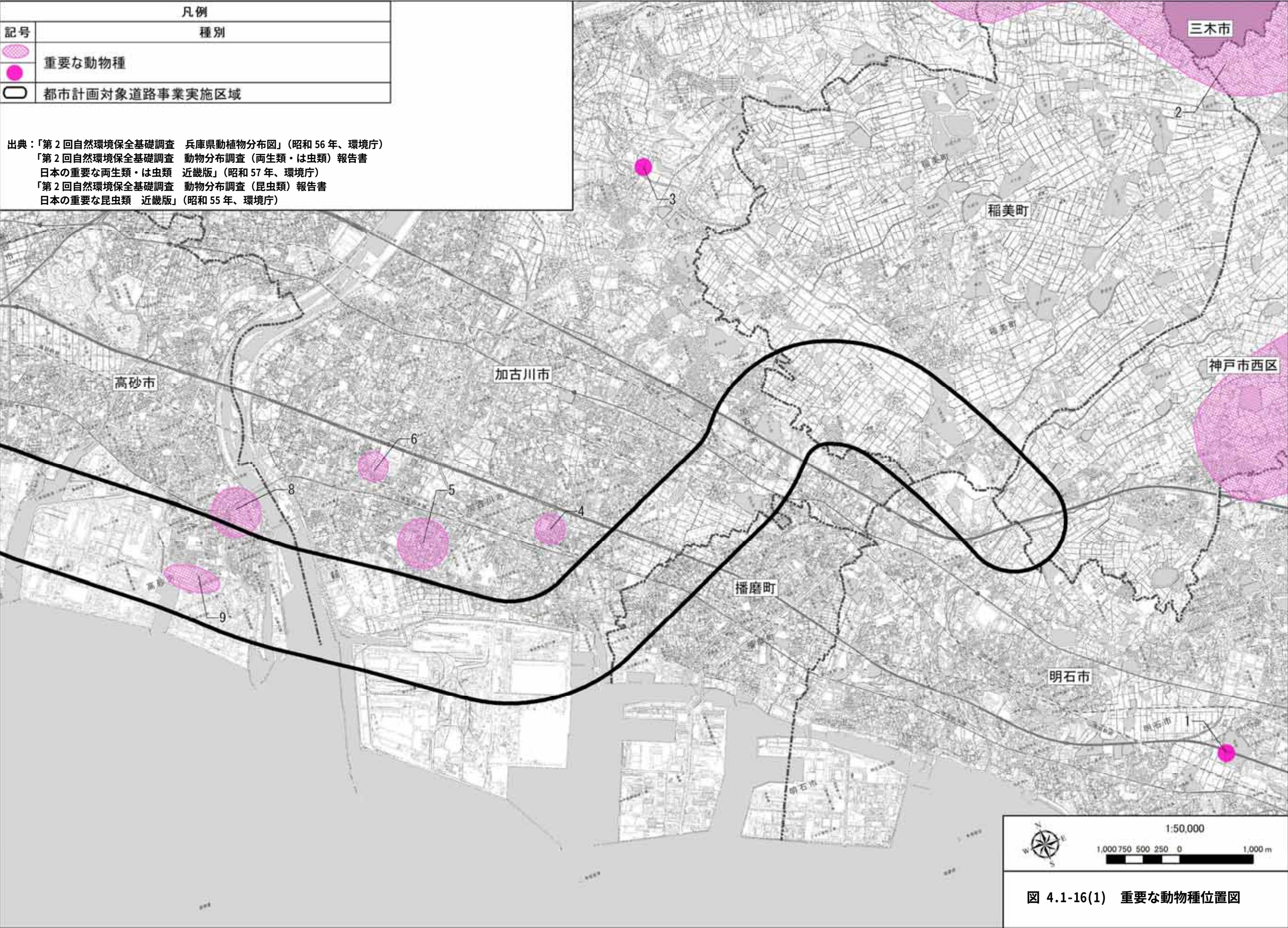
番号	生息域	分類	選定理由	出典
1	夢前川右岸の水 路	昆虫類	貴重な昆虫類（トゲナベブタムシ）の生 息地	1
2	加古川河口	底生動物	ヨシ原がよく保存されており、ハクセ ンシオマネキ、ウモレベンケイガニ、ア リアケモドキ、カワアイ、ヘナタリ、ワ カウラツボ、ヒロクチカノコといった 希少種が生息する。	1
3	加古川河口周辺	鳥類、魚類、昆虫類、甲殻類等、 貝類、その他無脊椎動物 ^{注)}	絶滅危惧種又は減少しつつある種の生 育・生息地	2
4	いなみの台地の ため池群	鳥類、魚類、昆虫類（水生昆虫）	人々との関わりのなかで、地域独特の 景観を形成し、多様な生物を育んでい る。	3

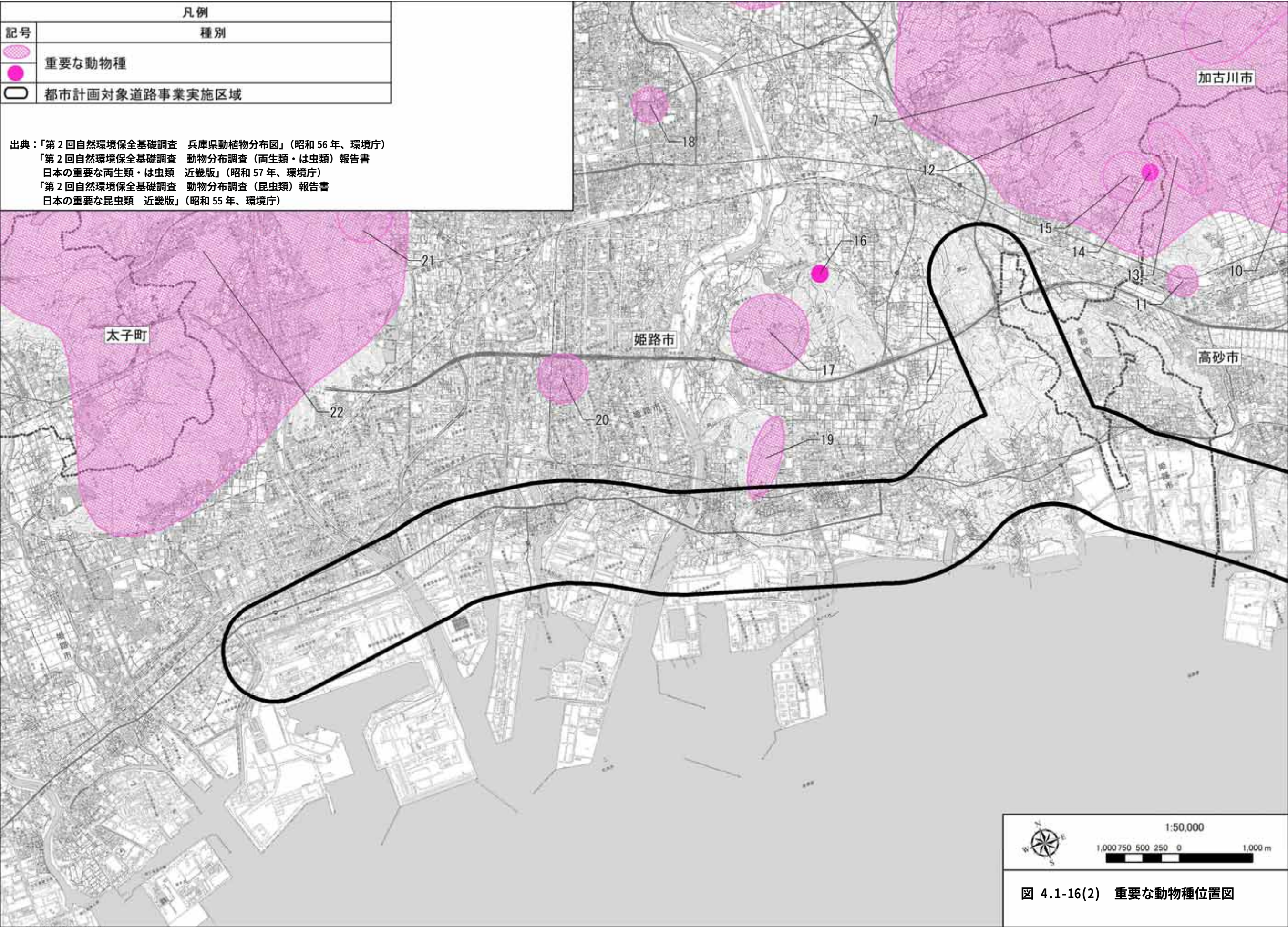
注) 文献では、生物情報の例に「その種の分布情報あり」として記載されている。

出典：1「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」環境省ホームページ（令和3年4月現在）

2「生物多様性の観点から重要度の高い海域」環境省ホームページ（令和3年4月現在）

3「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（令和3年4月現在、ひょうごの環
境ホームページ）





2) 植物の生育の状況、重要な種及び群落の状況

(1) 植生の状況

調査区域の現存植生図を図 4.1-17 に、植生自然度図を図 4.1-18 に示します。

調査区域は、海岸や河川に沿って低地が分布しており、これらの大部分は市街地や、緑の多い住宅地、水田、畑地等によって占められています。特に海岸沿いは工場地帯となっており、改変の度合いが大きな地域となっています。

低地の後背地は、標高 150～200m 程度の山地・丘陵地となっており、常緑針葉樹林のアカマツ・モチツツジ群集や落葉広葉樹林のコナラ群落といった二次林が分布し、尾根沿いの一部にはスギ・ヒノキ植林等の植林地も見られます。

水域としては、加古川、市川、夢前川、揖保川といった主要な河川が調査区域を南流しており、これら河川沿いにはヨシクラスの水生植物群落が見られます。

この他、調査区域を特徴づける環境として多くのため池が存在しており、これらのため池は調査区域東部の神戸市西区、稲美町、加古川市周辺に多く分布しています。これらため池には、ウキクサ・ヒルムシロクラスの浮葉植物の群落が見られます。

(2) 植物相の状況

調査区域において生育記録のある種として 187 科 2,359 種が挙げられます。

この中には、アカマツ・モチツツジ群集、コナラ群落の主要構成樹種であるアカマツ、コナラ、人工林に見られるスギ、ヒノキ等が確認されており、河川沿いではヨシ、アイアシ、フクド、マルバヤナギ、ジャヤナギ等が確認されています。海岸の砂浜ではオカヒジキ、ハマヒルガオ、コウボウシバ、ハマボウフウ、ハマゴウなどが確認されています。

また、調査区域に特徴的な水辺環境では、オニバス、トリゲモ、アサザ、ミクリ、ヒルムシロ等の水生植物が確認されています。

(3) 重要な植物種及び群落の状況

重要な種・群落の選定にあたっては表 4.1-49 に示す法律及び文献を使用しました。調査区域の重要な種・群落の状況を表 4.1-50～表 4.1-58 に示します。

調査区域における重要な植物種としては、サンショウモ、オニバス、フクド、タコノアシ、コヤスノキ、ノジギク等の維管束植物 129 科 669 種等が挙げられます。都市計画対象道路事業実施区域には、植物群落として稲美町六分一・天満大池のアサザ群落、姫路市大塩町・姫路シーサイドゴルフ場南の海岸の海浜植物群落、的形のノジギク群落、姫路市大塩町・的形町・木場の海岸植生、姫路市飾磨区中島・市川河口の塩沼地植物群落、巨樹巨木として姫路市白浜町（松原八幡神社）のイチョウ、保存種・保護樹木として明石市魚住町のクスノキ、フジ、高砂市高砂町のイブキ、カヤ、エノキ、クロマツ、ソテツ、姫路市八家のビャクシン、姫路市白浜町のクスノキ、イチョウ、姫路市飾磨区のクロガネモチ、天満社の森が分布しています。

なお、調査区域に兵庫県環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）に基づく指定地域（郷土記念物及び環境緑地保全地域）はありません。

調査区域における重要な植物種及び植物群落の分布記録位置は図 4.1-19～図 4.1-22 に示すとおりです。図示していないものについては、調査区域周辺での記録はあるが詳細な位置が特定できなかったものです。

調査区域には多くのため池が存在しており、オニバス等の重要な水生植物の確認記録地点があります。

表 4.1-49(1) 重要な種・群落の選定基準

分類	法律及び文献	選定基準及びランク
天然記念物	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	特別：国指定特別天然記念物 国：国指定天然記念物 県：県指定天然記念物 市：市指定天然記念物 町：町指定天然記念物
植物群落	「第 2 回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」(昭和 56 年、環境庁) 「第 3 回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」(昭和 63 年、環境庁) 「第 5 回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」(平成 12 年、環境庁)	特定植物群落
	「兵庫県版レッドデータブック 2020(植物・植物群落)」ひょうごの環境ホームページ(令和 3 年 4 月現在)	A : A ランク B : B ランク C : C ランク 注：要注目
巨樹・巨木林	「第 6 回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林調査)」(平成 13 年、環境庁)	巨樹・巨木林
保存樹・保護樹木	「明石市の保護樹木・樹林一覧」(令和 3 年 4 月ヒアリング情報) 「指定文化財」稲美町ホームページ(令和 3 年 4 月ヒアリング情報) 「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ(令和 3 年 4 月現在ヒアリング情報) 「高砂市指定保存樹一覧」(令和 3 年 4 月ヒアリング情報、高砂市) 「姫路市指定の保存樹・保護地区」(令和 2 年 3 月、姫路市公園緑地課) 「太子町の文化財一覧」太子町ホームページ(令和 3 年 4 月ヒアリング情報)	保存樹・保護樹木
郷土記念物 環境緑地 保全地域	「環境の保全と創造に関する条例」(平成 7 年兵庫県条例第 28 号)	郷土記念物、環境緑地保全地域

表 4.1-49(2) 重要な種・群落の選定基準

分類	法律及び文献	選定基準及びランク
植物種	I 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	特別: 国指定特別天然記念物 国: 国指定天然記念物 県: 県指定天然記念物 市: 市指定天然記念物 町: 町指定天然記念物
	II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	国内: 国内希少野生動植物種
	III 「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月、環境省)	EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR: 絶滅危惧 IA 類 EN: 絶滅危惧 IB 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
	IV 「兵庫県版レッドデータブック 2020 (植物・植物群落)」ひょうごの環境ホームページ (令和 3 年 4 月現在)	EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 A: A ランク B: B ランク C: C ランク 注: 要注目種 地: 地域限定貴重種 調: 要調査種
	V 「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」(令和 3 年 3 月、神戸市)	今: 今見られない A: A ランク B: B ランク C: C ランク 調: 要調査
	VI 「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」(平成 31 年 3 月、明石市)	今: 今見られない A: A ランク B: B ランク 調: 要調査

表 4.1-50 重要な種・群落の状況（天然記念物）

番号	区分	名称	出典	備考
1	県指定	浜西のヒメコマツ（ゴヨウマツ）	1,2	
2	明石市指定	瑞応寺のそてつ	2	保存樹 No.4 と同個体
3	稲美町指定	カイツカイブキ	3	保存樹 No.6 と同個体
4	播磨町指定	二子住吉神社クスノキ 1本	4	巨樹 No.1 と同個体 保存樹 No.7 と同個体
5		播磨小学校クスノキ 1本	4	巨樹 No.2 と同個体 保存樹 No.8 と同個体

注 1) 表中の番号は図 4.1-19 に対応

注 2) 備考欄は、巨樹・保存樹との整合を示す。

出典：1「県指定文化財一覧（平成 31 年 3 月 12 日現在）」兵庫県教育委員会ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「市内の指定・登録文化財」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「指定文化財」稲美町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-51 重要な種・群落の状況（植物群落）

番号	場所	植生の種類	ランク	出典
1	明石市大久保町大窪高丘5丁目・主池	湿地植物群落	A	1（単 328）
2	明石市魚住町金ヶ崎・金ヶ崎公園	コナラアベマキ群落	C	1（単 254）
3	—	西島大池・皿池・新池のオニバス群落	—	3
4	明石市大久保町西島・上池	オニバス群落	C	1（単 450）
5	明石市大久保町西島・皿池	オニバス群落	C	1（単 451）
6	—	西島大池・皿池・新池のオニバス群落	—	3
7				
8	稲美町六分一・天満大池	アサザ群落	A	1（単 459）
9	加古川市米田町船頭・加古川橋上流右岸	フジバカマ個体群	C	1（単 502）
10	加古川市、高砂市加古川市尾上町養田、加古川町稲屋、高砂市米田町古新、荒井町小松原、高砂町朝日町、栄町、藍屋町・加古川河口	塩沼地植物群落	A	1（単 408）
11	高砂市阿弥陀町阿弥陀西坂	オニバス群落	注	1（単 458）
12	姫路市別所町北宿野田・瀬戸池	オニバス群落	B	1（単 476）
13	姫路市大塩町池ノ上・大池	オニバス群落	注	1（単 475）
14	—	姫路市別所町の禿げ山植生	—	3
15	姫路市別所町佐土新・—	ススキウンヌケ群落	B	1（単 294）
16	姫路市大塩町・姫路シーサイドゴルフ場南の海岸	海浜植物群落	C	1（単 411）
17	—	的形のノジギク群落	—	2
18	姫路市大塩町、的形町、木場	大塩・的形の海岸植生	B	1（複合 04）
19	姫路市日出町・市川山陽新幹線付近右岸	河辺植物群落	C	1（単 366）
20	姫路市阿保・市川阿保橋下流右岸	河辺植物群落	C	1（単 363）
21	姫路市飾磨区中島・市川河口	塩沼地植物群落	A	1（単 410）
22	姫路市、たつの市姫路市網干区興浜、浜田、飾磨区須加、たつの市御津町荻屋・揖保川分流（中川、元川）	塩沼地植物群落	A	1（単 412）

注1) ランクは、「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）による。

A：規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。

B：A ランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの。

C：B ランクに準ずるもので、市町村の価値に相当するもの。

注：要注目 人間生活との関わりを密接に示すもの、地元の人に愛されているものなど、貴重なものに準ずるものとして保全に配慮すべきもの。

注2) 表中の番号は図 4.1-20 に対応

注3) 出典の（ ）内の番号は、ひょうごの環境ホームページの箇所リストの番号を示す。

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

2「第2回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（昭和56年、環境庁）

3「第5回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（平成12年、環境庁）

表 4.1-52 重要な種・群落の状況（巨樹・巨木林）

番号	樹種	樹高 (m)	樹幹 (cm)	出典元 No	備考
1	クスノキ	16	500	44880	天然記念物 No.4 と同個体
2	クスノキ	12	290	44879	天然記念物 No.5 と同個体
3	イチヨウ※	17	410	44666	保存樹 No.8 と同個体
4	ケヤキ※	13	395	44665	
5	クスノキ※	18	430	44435	
6	クスノキ※	14	330	44434	
7	イチヨウ※	30	330	44443	保存樹 No.33 と同個体
8	エノキ※	13	310	44436	保存樹 No.35 と同個体
9	イチヨウ	18	410	44406	保存樹 No.42 と同個体
10	ムクノキ	18	360	44448	保存樹 No.50 と同個体
11	ムクノキ	20	400	44449	保存樹 No.52 と同個体
12	ムクノキ	14	300	44444	保存樹 No.51 と同個体
13	ケヤキ	14	310	44445	
14	クロガネモチ※	11	300	44430	
15	クスノキ	17	330	44415	保存樹 No.57 と同個体
16	カヤ	17	330	44414	保存樹 No.59 と同個体
17	エノキ※	15	340	44431	伐採済（保存樹木除却）
18	クスノキ	12	400	44432	伐採済（保存樹木除却）
19	ムクノキ	16	384	45079	
20	ムクノキ	10	384	45090	

注 1) 表中の番号は図 4.1-21 に対応

注 2) ※の記録は、現地踏査や航空写真の精査、保存樹・天然記念物との整合により「第 6 回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」GIS の位置から変更している。

注 3) 備考欄は、保存樹・天然記念物との整合や、木の存続状況を整理した結果を示す。

注 4) 表中網掛け表示している No.17 のエノキと、No.18 のクスノキは、平成 28 年度に実施した現地踏査にて「伐採済（保存樹木除却）」と判断した。

出典：「第 6 回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（平成 13 年、環境省）

表 4.1-53(1) 重要な種・群落の状況（保存樹・保護樹木）

番号	樹種	本数	所在地	出典	備考
1	クスノキ	20	明石市魚住町清水 2744	1	
2	フジ	1	明石市魚住町清水 2744	1	
3	フジ	1	明石市魚住町中尾社山 1030	1	
4	ソテツ	11	明石市二見町東二見 1910	1	天然記念物 No.2 と同個体
5	ケヤキ	1	明石市二見町西二見 899	1	
6	カイツカイブキ	-	加古郡稲美町中村 14（円光寺）	2	天然記念物 No.3 と同個体
7	クスノキ	1	播磨町二子 1（二子住吉神社）	3	天然記念物 No.4 と同個体
8	クスノキ	1	播磨町宮北 1-3-10	3	天然記念物 No.5 と同個体
9	ケヤキ	1	高砂市米田町米田	4	
10	ケヤキ	1	高砂市米田町米田	4	
11	モチノキ	1	高砂市米田町米田 503	4	
12	イチョウ	1	高砂市美保里 48-1	4	指定解除 巨樹 No.3 と同個体
13	イチョウ	1	高砂市美保里 48-1	4	指定解除
14	イブキ	1	高砂市高砂町東宮町 190	4	
15	カヤ	1	高砂市高砂町東宮町 190	4	
16	エノキ	1	高砂市高砂町東宮町 190	4	
17	イヌマキ	1	高砂市神爪 5 丁目 16-22	4	
18	クロマツ	1	高砂市高砂町横町 1074-2	4	
19	ソテツ	1	高砂市高砂町横町 1074-2	4	
20	モチノキ	1	高砂市今市 1 丁目 11-4	4	
21	ケヤキ	1	高砂市今市 1 丁目 11-4	4	
22	オガタマ	1	高砂市今市 1 丁目 8-13	4	
23	カヤ	1	高砂市今市 1 丁目 8-13	4	
24	ヤマモモ	1	高砂市阿弥陀町地徳 279-1	4	
25	オガタマ	1	高砂市曾根町 493	4	
26	クロマツ	1	高砂市曾根町 2054	4	
27	サルスベリ	1	高砂市曾根町 2054	4	
28	ビャクシン	-	姫路市大塩町（妙経寺）	5	
29	クスノキ	-	姫路市別所町別所（水野貢宅）	5	
30	クスノキ	-	姫路市別所町別所（安養寺）	5	
31	ビャクシン	-	姫路市別所町佐土（福乗寺）	5	
32	イチョウ	-	姫路市別所町佐土（福乗寺）	5	
33	イチョウ	-	姫路市の形町の形（磯山の山麓）	5	巨樹 No.7 と同個体
34	クスノキ	-	姫路市御国野町御着（大歳神社）	5	
35	エノキ	-	姫路市御国野町御着（先祖橋北詰）	5	巨樹 No.8 と同個体
36	タブノキ	-	姫路市の形町福泊（八幡宮）	5	
37	ビャクシン	-	姫路市八家（西念寺）	5	
38	ムクノキ	-	姫路市花田町小川（門前地藏）	5	
39	クスノキ	-	姫路市野里（大歳神社）	5	
40	クスノキ	-	姫路市白浜町（白浜小学校）	5	
41	クスノキ	-	姫路市白浜町（白浜小学校）	5	
42	イチョウ	-	姫路市白浜町（松原八幡神社）	5	巨樹 No.9 と同個体

注 1) 表中の番号は図 4.1-22 に対応

注 2) 備考欄は、巨樹・天然記念物との整合や、木の存続状況を整理した結果を示す。

出典：1「明石市の保護樹木・樹林一覧」（令和 3 年 4 月ヒアリング情報、明石市）

2「指定文化財」稲美町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「高砂市指定保存樹一覧」（令和 3 年 4 月ヒアリング情報、高砂市）

5「姫路市指定の保存樹・保護地区」（令和 2 年 3 月、姫路市公園緑地課）

6「太子町の文化財一覧」太子町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-53(2) 重要な種・群落の状況（保存樹・保護樹木）

番号	樹種	本数	所在地	出典	備考
43	エノキ	-	姫路市白浜町（白浜支所南市道敷）	5	
44	エノキ	-	姫路市坊主町 3-1（野里小学校）	5	
45	エノキ	-	姫路市城陽小学校	5	
46	アキニレ	-	姫路市本町（市美術館）	5	
47	エノキ	-	姫路市本町（市美術館）	5	
48	クスノキ並木	-	姫路市本町（姫路公園）	5	
49	エノキ	-	姫路市本町（動物園）	5	
50	ムクノキ	-	姫路市本町（姫路城内濠横）	5	巨樹 No.10 と同個体
51	ムクノキ	-	姫路市本町（姫路城中壕土塁）	5	巨樹 No.12 と同個体
52	ムクノキ	-	姫路市本町（姫路城内濠横）	5	巨樹 No.11 と同個体
53	エノキ	-	姫路市本町（姫路城内濠横）	5	
54	アラカシ	-	姫路市飾磨区阿成（早川神社）	5	
55	早川神社の森	-	姫路市飾磨区阿成	5	
56	クロガネモチ	-	姫路市飾磨区（恵美酒宮天満神社）	5	
57	クスノキ	-	姫路市土山（八幡神社）	5	巨樹 No.15 と同個体
58	天満社の森	-	姫路市飾磨区須加	5	
59	カヤ	-	姫路市井ノ口（法輪寺）	5	巨樹 No.16 と同個体
60	英賀神社の森	-	姫路市飾磨区英賀宮町	5	
61	クスノキ	-	姫路市広畑区西蒲田（天満宮）	5	
62	クロガネモチ	-	姫路市広畑区北野町（広畑天満宮）	5	
63	天満神社の森	-	姫路市広畑区北野町	5	
64	エノキ	-	姫路市大津区西土井（西土井墓地北）	5	
65	イチョウ	-	姫路市大津区吉美（松田久子宅）	5	
66	クスノキ	-	姫路市大津区吉美（松田久子宅）	5	
67	ユーカリ	-	姫路市網干区新在家（ダイセル化学）	5	
68	魚吹八幡神社の森	-	姫路市網干区宮内	5	
69	オガタマノキ	-	姫路市網干区宮内（魚吹八幡神社）	5	
70	ムクノキ	-	姫路市網干区新在家（網干川公園）	5	
71	ケヤキ	-	姫路市網干区余子浜（船渡八幡神社）	5	
72	フタエカスミザクラ	-	姫路市西延末 440 番地（手柄山中央公園）	5	
73	エノキ	-	姫路市五軒邸二丁目 159 番地 160 （北五軒邸公園）	5	
74	クスノキ	-	姫路市勝原区山戸 297 番地 （山戸春日神社）	5	
75	エノキ	-	姫路市網干区新在家 355 番地（網干公園）	5	
76	サザンカ	-	太子町鵜字斑鳩寺 709 （斑鳩寺）	6	

注 1) 表中の番号は図 4.1-22 に対応

注 2) 備考欄は、巨樹・天然記念物との整合や、木の存続状況を整理した結果を示す。

出典：1「明石市の保護樹木・樹林一覧」（令和 3 年 4 月ヒアリング情報、明石市）

2「指定文化財」稲美町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「高砂市指定保存樹一覧」（令和 3 年 4 月ヒアリング情報、高砂市）

5「姫路市指定の保存樹・保護地区」（令和 2 年 3 月、姫路市公園緑地課）

6「太子町の文化財一覧」太子町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-54(1) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
1	シダ植物	ヒカゲノカズラ	ミズスギ	1,3,4,5				C	B	B
2			ヤチスギラン	1,3,4				EX	今	
3			マンネンスギ	1,3,4				B	今	
4		イワヒバ	イヌカタヒバ	3			VU			
5			タチクラマゴケ	1				B		
6		ミズニラ	ミズニラ	1,3,4			NT	C	A	
7		ハナヤスリ	アカハナワラビ	1,3,4				B	A	
8			ナツノハナワラビ	3,4					B	
9			コヒロハハナヤスリ	3,4,5					C	A
10			コハナヤスリ	3,4					B	
11			ハマハナヤスリ	1,5				B		今
12			ヒロハハナヤスリ	1,3,4				B	A	
13		マツバラン	マツバラン	1,3,4			NT	B	A	
14		ゼンマイ	ヤシャゼンマイ	1,3,4				B	A	
15			ヤマドリゼンマイ	1,3,4				C	B	
16		コケシノブ	アオホラゴケ	3,4					B	
17			ヒメコケシノブ	3,4				A	A	
18			コハイホラゴケ	3,4					B	
19		デンジソウ	デンジソウ	1,3,4,5			VU	A	A	A
20		サンショウモ	サンショウモ	1,3,4,5			VU	A	A	A
21		コバノイシカグマ	オウレンシダ	1,3,4				B	C	
22			イシカグマ	1,3,4				C	B	
23		イノモトソウ	ハコネシダ	3,4					C	
24			ヒメミズワラビ	1,3,4,5				C	C	B
25			シシラン	3,4					A	
26			アマクサシダ	3,4					B	
27			ナチシダ	1				B		
28		ナヨシダ	エビラシダ	3,4				A	A	
29		チャセンシダ	カミガモシダ	3,4					A	
30			オクタマシダ	3,4			VU	A	A	
31			コウザキシダ	1,3,4				C	A	
32			クモノスシダ	1				B		
33			コタニワタリ	3,4					B	
34			イワトラノオ	3,4					C	
35			イヌチャセンシダ	1,3,4				C	B	
36			クルマシダ	3,4				A	A	
37			ホウビシダ	3,4					A	
38		ヒメシダ	イワハリガネワラビ	3,4,5					C	調
39		イワデンダ	フクロシダ	1,3,4				C	A	
40		シシガシラ	オサシダ	3,4					C	
41		メシダ	ウラボシノコギリシダ	3,4					A	
42			ハコネシケチシダ	1,3,4				C	C	
43			ミヤコイヌワラビ	1				C		
44			ルリデライヌワラビ	1,3				B		
45			ムクゲシケシダ	3,4					B	
46			ナチシケシダ	3,4,5					C	調
47			ミヤマシケシダ（狭義）	3,4					B	

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-54(2) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
48	シダ植物	メシダ	ヒカゲワラビ	1,3,4				B	A	
49			ウスバミヤマノコギリシダ	1				B		
50			シロヤマシダ	1				C		
51			ミヤマノコギリシダ	3,4					A	
52			ノコギリシダ	3,4					C	
53		オシダ	オオカナワラビ	3,4					A	
54			ヒロハヤブソテツ	1				B		
55			ミヤコヤブソテツ	1,3,4				C	C	
56			イワヘゴ	3,4					B	
57			ツクシイワヘゴ	3,4					調	
58			オシダ	3,4					A	
59			ギフベニシダ	3,4					B	
60			アツギノスカイタチシダマガイ	3,4				A	A	
61			ミヤマクマワラビ	1,3,4				C	B	
62			イワイタチシダ	3,4					B	
63			ナガバノイタチシダ	1,3,4				B	B	
64			タニヘゴ	3,4					今	
65			チャボイノデ	3,4				A	A	
66			カタイノデ	3,4					B	
67			ネッコイノデ	1,3,4				調	今	
68		タマシダ	タマシダ	3				B		
69		シノブ	シノブ	3,4					C	
70		ウラボシ	タカノハウラボシ	3,4				A	A	
71			アオネカズラ	1,3,4				C	今	
72			ヌカボシクリハラン	3				A		
73			ミヤマノキシノブ	1,3,4				C	今	
74			イワヤナギシダ	1				C		
75			クリハラン	1,3,4				C	B	
76			カラクサシダ	3,4					B	
77			ビロードシダ	3,4					B	
78			オオクボシダ	3,4				A	A	
79										
79	裸子植物	マツ	ゴヨウマツ	1				C		
80	基部被子植物群	ジュンサイ	ジュンサイ	3,5						今
81		スイレン	オニバス	1,3,4,5			VU	B	A	A
82			コウホネ	1,3				A		
83			サイコクヒメコウホネ	1,3,4				C	B	
84			ヒツジグサ	3,4,5					C	今
85		センリョウ	キビヒトリシズカ	1			VU	B		
86			ヒトリシズカ	3,4					C	
87			センリョウ	1,3				C		
88		ドクダミ	ハンゲショウ	1,3,4,5				C	B	B
89		コショウ	フウトウカズラ	3,4					今	
90		ウマノスズクサ	ウマノスズクサ	1,3,4,5				C	C	B
91			フタバアオイ	1,3,4				B	A	
92			ヒメカンアオイ	3,4					C	
93			ウスバサイシン	1,3				A		
94		モクレン	オガタマノキ	1,3,4				B	A	

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-54(3) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
95	単子葉類	サトイモ	ホソバテンナンショウ	1,3,4				C	C	
96			キシダマムシグサ	1,3,4				C	C	
97			ハリマムシグサ	1,3,4			VU	B	B	
98			アオオニテンナンショウ	3,4					調	
99			ムサシアブミ	1,3,4				B	B	
100			セッピーコテンナンショウ	1		国内	CR	A		
101			ユキモチソウ	3,4			VU	A	A	
102			オオハンゲ	1				C		
103		チシマゼキショウ	ハナゼキショウ	1				C		
104		オモダカ	ホソバヘラオモダカ	1,3,4			CR	A	A	
105			マルバオモダカ	1,3,4,5			VU	A	A	今
106			アギナシ	1,3,4			NT	A	A	
107			ウリカワ	3,5						B
108		トチカガミ	マルミスブタ	1,3,4			VU	B	A	
109			スブタ	1,3,4			VU	C	A	
110			ヤナギスブタ	1,3,4				C	C	
111			クロモ	1,3				C		
112			トチカガミ	1,3,4,5			NT	EX	今	今
113			ムサシモ	1,3,4			EN	A	今	
114			ヒロハトリゲモ	1,3,4			VU	B	B	
115			イトトリゲモ	1,3,4			NT	C	C	
116			ホッスモ	3,5						B
117			イバラモ	1,3,4				A	A	
118			トリゲモ	3,4			VU	A	調	
119			オオトリゲモ	3,4					C	
120			ミズオオバコ	1,3,4,5			VU	C	C	A
121			セキショウモ	1,3,4				B	B	
122		ヒルムシロ	イトモ	1,3,4			NT	B	B	
123			コバノヒルムシロ	1,3,4			VU	B	B	
124			ヒルムシロ	3,5						B
125			オオミズヒキモ	1				A		
126			オヒルムシロ	1				A		
127			ヒロハノエビモ	1				A		
128			ツツイトモ	3			VU			
129			ササバモ	1,3,4				B	調	
130		カワツルモ	カワツルモ	1			NT	A		
131		ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ	1,3,4				B	A	
132			コウベタヌキノショクダイ	1,3,4				EX	今	
133		ホンゴウソウ	ホンゴウソウ	1,3,4			VU	B	A	
134			ウエマツソウ	3,4			VU	A	A	
135		シュロソウ	ホソバシュロソウ	1,3,4				B	今	
136		サルトリイバラ	ヤマカシュウ	3,4					B	
137		ユリ	カタクリ	1,3,4				C	今	
138			ミノコバイモ	3,4			VU	A	今	
139			キバナノアマナ	1				B		
140			ヒメユリ	1,3,4			EN	EX	今	
141			コオニユリ	3,4					B	

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-54(4) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
142	単子葉類	ユリ ラン	アマナ	3,4					B	
143			ヒナラン	1,3,4			EN	B	A	
144			シラン	1,3			NT	調		
145			マメヅタラン	1,3,4			NT	C	A	
146			ムギラン	3,4			NT		C	
147			エビネ	1,3,4			NT	C	C	
148			ナツエビネ	1,3,4			VU	B	A	
149			ギンラン	1,3,4,5				C	C	B
150			キンラン	1,3,4,5			VU	C	B	A
151			ササバギンラン	1,3,4				B	A	
152			クゲヌマラン	1,3,4			VU	調	調	
153			トケンラン	3,4			VU	A	A	
154			サイハイラン	3,4					C	
155			シュンラン	3,5						B
156			マヤラン	1,3,4			VU	A	A	
157			クマガイソウ	1			VU	B		
158			セッコク	1,3,4				A	A	
159			カキラン	1,3,4,5				C	C	B
160			タシロラン	1,3,4			NT	B	調	
161			オニノヤガラ	1,3,4				C	B	
162			シロテンマ	3,4			CR		調	
163			クロヤツシロラン	1,3,4				A	A	
164			アケボノシュスラン	3,4					B	
165			ミズトンボ	1,3,4,5			VU	C	B	A
166			ムカゴソウ	1,3,4			EN	B	今	
167			ムヨウラン	1,3,4				B	C	
168			エンシュウムヨウラン	1,5				A		A
169			ウスキムヨウラン	3,4			NT	A	A	
170			ジガバチソウ	3,4					B	
171			コ克蘭	3,5						B
172			フウラン	1,3,4,5			VU	A	A	A
173			コフタバラン	3				A		
174			アオフタバラン	1,3,4				B	A	
175			ヨウラクラン	3,4				A	A	
176			サギソウ	1,3,4,5			NT	B	B	A
177			ジンバイソウ	3,4				A	調	
178			ヤマサギソウ	1,3,4				C	B	
179			コバノトンボソウ	1,3,4,5				C	B	A
180			オオヤマサギソウ	3,4				A	調	
181			トキソウ	1,3,4,5			NT	C	B	A
182			ヤマトキソウ	1,3,4				C	B	
183			ウチョウラン	1,3,4			VU	A	A	
184			クモラン	1,3,4				B	A	
185			カヤラン	1,3,4				C	A	
186			ヒトツボクロ	1,3,4				B	B	
187		アヤメ	ノハナショウブ	1,3,4				C	B	
188			カキツバタ	1,3,4			NT	B	調	

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-54(5) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
189	単子葉類	アヤメ	アヤメ	1,3,4				調	調	
190		ススキノキ	ユウスゲ	1,3,4				C	B	
191			ノカンゾウ	1,3,4,5				B	B	A
192		ヒガンバナ	ヤマラッキョウ	3,5						B
193		クサスギカズラ	キジカクシ	3,4					B	
194			カンザシギボウシ	1,3,4				C	C	
195			キヨスミギボウシ	1,3,4				C	B	
196			コバギボウシ	3,4					C	
197			コヤブラン	1,3,4,5				C	B	調
198			ユキザサ	3,4					B	
199			ノシラン	1,3,4,5				B	B	B
200		ツククサ	ヤブミョウガ	3,5						B
201		ミズアオイ	ミズアオイ	1,5			NT	A		今
202		ガマ	ミクリ	1,3,4			NT	C	A	
203			ヤマトミクリ	1,3,4			NT	B	A	
204			ナガエミクリ	1,3,4			NT	C	B	
205			ヒメミクリ	1,3,4			V	A	A	
206			コガマ	1,3,4				B	B	
207		ホシクサ	ヒロハノイヌノヒゲ	3,4					B	
208			オオホシクサ	3,4					B	
209			ホシクサ	1,3,4,5				C	B	今
210			ヤマトホシクサ	1			V	C		
211			ツクシクロイヌノヒゲ	3,4			V		C	
212			クロホシクサ	1			V	A		
213		イグサ	ヒメコウガイゼキショウ	1,3				C		
214			タマコウガイゼキショウ	1,3,4				B	B	
215			ドロイ	1				B		
216		カヤツリグサ	タチコウガイゼキショウ	1,3,4				A	A	
217			ウキヤガラ	2,3,4					C	
218			コウキヤガラ	1				B		
219			イトテンツキ	1,3,4			NT	A	A	
220			ベニイトスゲ	1,3,4				C	C	
221			クロカワズスゲ	2,3,5						B
222			オオナキリスゲ	1,3,4				C	C	
223			ヤマジスゲ	1,3,4				B	B	
224			コゴメスゲ	3,4					B	
225			ハリガネスゲ	1				調		
226			オニスゲ	3,4					C	
227			オオタマツリスゲ	1,3,4				B	B	
228			ウマスゲ	1,3,4				A	今	
229			コウボウムギ	2,3,4,5					B	B
230			ヒメミコシガヤ	1,3,4			CR	A	A	
231			ヤガミスゲ	1				A		
232			イソアオスゲ	3,4					B	
233			フサスゲ	1,3,4				B	B	
234			アワボスゲ	1,3,4				A	B	
235			ウキミガヤツリ	1				調		

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-54(6) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
236	単子葉類	カヤツリグサ	キンキカサスゲ	3,4					C	
237			タカネマスクサ	1,3,4				C	C	
238			マメスゲ	1,3,4				B	A	
239			サトヤマハリスゲ	1,3,4				C	B	
240			ジングウスゲ	1			NT	A		
241			アブラシバ	3,4					C	
242			シオクグ	2,5						調
243			センダイスゲ	1,5				B		A
244			ツルミヤマカンスゲ	3,4				B	B	
245			フサナキリスゲ	3,4					B	
246			ホソバカンスゲ	1				B		
247			ヒトモトススキ	3,4					B	
248			ヒメアオガヤツリ	1,3				C		
249			ヌマガヤツリ	1,3,4,5				A	A	A
250			オオシロガヤツリ	3,4					C	
251			シロガヤツリ	3,4				C	B	
252			ミスミイ	1			EN	A		
253			セイタカハリイ	3,4					C	
254			ヤリハリイ	1,3,4				C	C	
255			イヌクログワイ	1				B		
256			オオヌマハリイ	1				C		
257			アオテンツキ	1,3				C		
258			ナガボテンツキ	1,2				EW		
259			イソヤマテンツキ	1,2,3,4				C	B	
260			アゼテンツキ	1				A		
261			クロタマガヤツリ	1				A		
262			ネビキグサ	1,3,4,5				B	今	A
263			ミカヅキグサ	1,3,4,5				C	C	B
264			トラノハナヒゲ	1,3,4				B	A	
265			オオイヌノハナヒゲ	3,4					C	
266			ヒメカンガレイ	3,4			VU	A	A	
267			タイワンヤマイ	1,3,4				C	C	
268			オオフトイ	3,4					A	
269			シズイ	1,3,4				B	A	
270			フトイ	1,3,4,5				調	A	B
271			サンカクイ	3,4					調	
272			ノグサ	1,3,4,5				C	C	B
273			エゾアブラガヤ	3,4					C	
274			コマツカサススキ	3,5						B
275			マツカサススキ	1,3,4				B	B	
276			カガシラ	1,3,4,5			VU	B	今	A
277			ミカワシンジュガヤ	1,3,4			VU	B	B	
278			コシンジュガヤ	3,4					C	
279			ケシンジュガヤ	1,3,4,5				C	C	B
280			マネキシシンジュガヤ	1,3,4,5				C	C	B
281		イネ	ヒロハノハネガヤ	1				C		
282			ヒメコヌカグサ	3			NT			

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-54(7) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
283	単子葉類	イネ	ヒロハノコヌカグサ	1,3,4				C	調	
284			コウボウ	3,4				A	今	
285			ダンチク	3,4					B	
286			コウヤザサ	3,4					C	
287			ホガエリガヤ	3,4					B	
288			ホッスガヤ	1,3,4				C	B	
289			ヒメアブラスキ	3,4					B	
290			チョウセンガリヤス	3,5						B
291			ヒナザサ	3,4,5			NT		B	調
292			ミズタカモジグサ	1			VU	A		
293			ヌマカゼクサ	3,4,5					B	B
294			イトスズメガヤ	1,3				調		
295			コゴメカゼクサ	1				調		
296			ナルコビエ	1,3,4,5				C	B	B
297			ウンヌケ	1			VU	B		
298			ウンヌケモドキ	1,3,4			NT	C	A	
299			ムツオレグサ	1,3				C		
300			ヒロハノドジョウツナギ	3,4				A	A	
301			イワタケソウ	1				B		
302			アズマガヤ	3,4					C	
303			カモノハシ	2,3,4					C	
304			テンキグサ	1				C		
305			ミチシバ	1,3,4				調	調	
306			ハチジョウススキ	5						調
307			ヌマガヤ	3,4					C	
308			ミヤマネズミガヤ	3,4					調	
309			タチネズミガヤ	1,3,4				C	C	
310			スズメノコビエ	1,3,4				B	B	
311			タキキビ	1,3,4				C	今	
312			ムカゴツヅリ	1				B		
313			ウキシバ	1,3,4,5				C	C	B
314			アリマコスズ	3,4					調	
315			ウシクサ	3,4					C	
316			モロコシガヤ	1,3,4,5				B	B	A
317			ヒゲシバ	3,4				A	今	
318			オニシバ	1				C		
319			ナガミノオニシバ	1				C		
320	真正双子葉類	ケシ	ジロボウエンゴサク	3,4					A	
321			キケマン	3,4,5					B	B
322			ナガミノツルケマン	3			NT	C		
323		ツツラフジ	ツツラフジ	3,4					C	
324		メギ	サイコクイカリソウ	1			VU	A		
325			トキワイカリソウ	3,4					B	
326		キンポウゲ	イブキトリカブト	1,3,4				B	今	
327			タンナトリカブト	3,4				B	今	
328			ユキワリイチゲ	3,4					A	
329			イチリンソウ	3,4					A	

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-54(8) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
330	真正双子葉類	キンポウゲ	イヌショウマ	3,4					A	
331			オオバショウマ	1				C		
332			カザグルマ	1,3,4			NT	B	A	
333			キクバオウレン	3,4					C	
334			セツブンソウ	1			NT	C		
335			ミスミソウ	1			NT	B		
336			ケスハマソウ	3,4				B	A	
337			スハマソウ	1				B		
338			オキナグサ	1,3,4			VU	A	A	
339			ヒキノカサ	1,3,4			VU	A	今	
340			オトコゼリ	1,3,4				B	今	
341			シギンカラマツ	1,3,4				B	A	
342		ヤマグルマ	ヤマグルマ	3,4					C	
343		ツゲ	フッキソウ	1,3,4				B	B	
344		ボタン	ベニバナヤマシャクヤク	1			VU	B		
345			ケナシヤマシャクヤク	3,4					A	
346		マンサク	コウヤミズキ	1,3,4				B	A	
347			イスノキ	3,5						調
348		ユキノシタ	コガネコノメソウ	1				C		
349			タチネコノメソウ	3,4					B	
350			チャルメルソウ	3,4					B	
351		ベンケイソウ	アオベンケイ	1,3,4				調	調	
352			ツメレンゲ	1,3,4			NT	C	C	
353			イワレンゲ	1,5			VU	A		A
354			メノマンネングサ	1,5				C		B
355			タイトゴメ	1,5				C		B
356			マルバマンネングサ	3,4,5					B	B
357			ウンゼンマンネングサ	3,4			VU	A	A	
358			ヒメレンゲ	3,4					B	
359		タコノアシ	タコノアシ	1,3,4,5			NT	C	C	B
360		アリノトウグサ	ハリマノフサモ	3,4					A	
361			オグラノフサモ	1			VU	A		
362			タチモ	3,4,5			NT		C	B
363			フサモ	1,3,4				B	A	
364		ハマビシ	ハマビシ	1,3,4,5			EN	EW	今	今
365		マメ	ハマナタマメ	1				B		
366			フジキ	3,4					C	
367			タヌキマメ	3,4,5					B	B
368			ミヤマトベラ	3,4				A	A	
369			サイカチ	1				調		
370			ニワフジ	3,4					調	
371			ハマエンドウ	2,3,4,5					C	B
372			イヌハギ	1,3,4,5			VU	C	A	A
373			マキエハギ	1,3,4,5				B	A	B
374			ミソナオシ	1,3,4,5				A	今	今
375			ツルフジバカマ	3,4				A	A	
376			ヨツバハギ	1,3,4				A	A	

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-54(9) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
377	真正双子葉類	マメ	オオバクサフジ	1,3,4				B	B	
378		ヒメハギ	カキノハグサ	1,3,4				B	B	
379			ヒナノカンザシ	1,3,4,5				C	B	B
380		グミ	アリマグミ	1,3,4				C	B	
381			ナツアサドリ	1				C		
382		クロウメモドキ	オオクマヤナギ	1,3				C		
383			ヨコグラノキ	1				B		
384			ハマナツメ	1			VU	調		
385			クロウメモドキ	3,4					C	
386		アサ	コバノチョウセンエノキ	3,4					C	
387			エゾエノキ	3,4					A	
388		クワ	オオイタビ	1,5				調		今
389			ヒメイタビ	3,4					C	
390		バラ	エドヒガン	1				C		
391			クサボケ	1,3,4				C	A	
392			バクチノキ	1				C		
393			ヒメヘビイチゴ	3				A		
394			カワラサイコ	1,3,4				B	調	
395			イワキンバイ	1,3,4				B	A	
396			ツチグリ	1,3,4			VU	A	A	
397			テリハキンバイ	1,3,4				B	B	
398			ツルキンバイ	3,4				A	A	
399			シロヤマブキ	1			EN	調		
400			モリイバラ	1,3,4				C	B	
401			ヤブイバラ	1				B		
402			オオバライチゴ	1				B		
403			マヤクサイチゴ	3,4					B	
404			バライチゴ	3,4					B	
405			オオフユイチゴ	3,4					調	
406			コジキイチゴ	1,3,4				C	C	
407			ナガボノワレモコウ	1,3,4,5				B	A	A
408		ブナ	ブナ	3,4					A	
409			ナラガシワ	3,4					C	
410			カシワ	3,4					調	
411			イチイガシ	1,5				C		B
412		クルミ	サワグルミ	3,4					A	
413		カバノキ	サクラバハハンノキ	3,4,5			NT		B	A
414			ミズメ	3,4					C	
415		ウリ	ゴキヅル	1,2,3,4,5				C	B	B
416		ニシキギ	ウメバチソウ	3,4					B	
417		カタバミ	エゾタチカタバミ	3,4					C	
418		トウダイグサ	ノウルシ	3,4			NT	B	今	
419			ニシキソウ	1,3,4				C	C	
420			イワタイゲキ	1				B		
421			タカトウダイ	1,3,4				B	A	
422			ヒゴスミレ	3,4					C	
423		スミレ	エイザンスミレ	3,4					C	

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-54(10) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
424	真正双子葉類	スミレ	ホコバスマレ	3,4					B	
425			コミヤマスマレ	1				C		
426			ホソバシロスマレ	3,4			VU	A	調	
427			アカネスマレ	3,4					B	
428			シコクスマレ	1				A		
429		オトギリソウ	トモエソウ	3,4					B	
430			アゼオトギリ	1,3,4,5			EN	B	A	A
431			トサオトギリ	1			CR	A		
432			ミズオトギリ	3,4					B	
433		ミソハギ	ヒメミソハギ	3,4,5					B	B
434			エゾミソハギ	3				A		
435			ミズスギナ	1,5			CR	EX		今
436			ミズマツバ	1,3,4			VU	C	B	
437			ヒメビシ	1			VU	A		
438		アカバナ	ミズユキノシタ	3,5						B
439		ミツバウツギ	ミツバウツギ	3,4					C	
440		ムクロジ	カジカエデ	1,3,4				C	A	
441			ヒナウチワカエデ	1,3,4				C	C	
442			ムクロジ	1,3,4				C	B	
443		アオイ	カラスノゴマ	3,5						B
444			ヘラノキ	3,4				A	A	
445		アブラナ	タチスズシロソウ	1			EN	EX	今	
446			タチスズシロソウ	3,4			EN	EX	今	
447			オオマルバコンロンソウ	1			EN	B		
448			ミズタガラシ	1,3,4				B	B	
449			イヌナズナ	3,4					C	
450			コイヌガラシ	1,3,4,5			NT	C	C	B
451			ミチバタガラシ	1,3,4				C	B	
452			ハタザオ	3,4					B	
453		ビャクダン	ヤドリギ	3,4					C	
454		オオバヤドリギ	マツグミ	3,5						調
455		イソマツ	ハマサジ	1			NT	C		
456		タデ	サイコクヌカボ	3,4,5			VU		A	今
457			ナガバノウナギツカミ	1,3,4			NT	B	今	
458			サデクサ	1,3,4,5				C	B	A
459			ヌカボタデ	1			VU	B		
460			ニオイタデ	1				B		
461			コギシギシ	1,3,4			VU	調	調	
462		モウセンゴケ	イシモチソウ	1,3,4,5			NT	C	B	B
463			モウセンゴケ	3,4					C	
464			コモウセンゴケ	1,3,4				C	A	
465			トウカイコモウセンゴケ	3,4,5					C	B
466		ナデシコ	カワラナデシコ	2,3,4,5					C	B
467			ワチガイソウ	1				B		
468			オオヤマハコベ	3,4					B	
469		ヒユ	ホソバハマアカザ	1,2				C		
470			イソホウキギ	1				EX		

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-54(11) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
471	真正双子葉類	ヒユ	イワアカザ	1			CR	調		
472			オカヒジキ	2,3,4					C	
473			ハママツナ	1				B		
474		ハマミズナ	ツルナ	2,3,4					C	
475		ヤマゴボウ	マルミノヤマゴボウ	3,4					B	
476		ミズキ	ウリノキ	3,4					C	
477		アジサイ	マルバウツギ	3,4					B	
478		カキノキ	リュウキュウマメガキ	5						調
479			トキワガキ	1,3,4				B	A	
480		サクラソウ	クサレダマ	1,3,4				B	調	
481			イズセンリョウ	3,4					B	
482			タイミンタチバナ	1,3,4				C	B	
483		ツバキ	ナツツバキ	3,4					C	
484		ハイノキ	クロミノニシゴリ	1				A		
485		エゴノキ	ハクウンボク	3,4					A	
486		マタタビ	サルナシ	3,4					調	
487		ツツジ	ウメガサソウ	1,3,4				B	A	
488			サラサドウダン	1,3,4				B	調	
489			イワナシ	3,4					今	
490			シャクジョウソウ	1,3,4				C	B	
491			マルバノイチヤクソウ	1,3,4				A	今	
492			サツキ	1,3,4				A	A	
493			ホンシャクナゲ	1,3,4				C	A	
494			ヒカゲツツジ	1,3,4				C	B	
495			ダイセンミツバツツジ	1,3,4				C	調	
496			ユキグニミツバツツジ	1,3,4				C	C	
497			アカヤシオ	1				B		
498			シロヤシオ	1,3,4				B	B	
499		アカネ	ホソバオオアリドオシ	3,4					A	
500			オオアリドオシ	3,4					A	
501			ジュズネノキ	1				C		
502			キヌタソウ	1,3,4				B	A	
503			オオヤマムグラ	3,4					C	
504			サツマイナモリ	1,3,4				B	調	
505			イナモリソウ	3,4					B	
506			シロバナイナモリソウ	1,3,4				EX	今	
507			カギカズラ	1,3,4				B	A	
508		リンドウ	リンドウ	3,5						B
509			ホソバリンドウ	3,5						B
510			ムラサキセンブリ	1,3,4			NT	B	A	
511			イヌセンブリ	1,3,4,5			VU	C	A	A
512		マチン	チトセカズラ	1			VU	C		
513			ホウライカズラ	1,3,4				C	B	
514			ヒメナエ	1			VU	A		
515			アイナエ	1,3,4				C	A	
516		キョウチクトウ	キジョラン	3,4					A	
517			ケテイカカズラ	1,3				調		

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-54(12) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
518	真正双子葉類	キョウチクトウ	フナバラソウ	1,3,4			VU	A	A	
519			コカモメヅル	1,3,4				C	B	
520			タチカモメヅル	3,4					B	
521			クサナギオゴケ	3,4			VU	A	A	
522			スズサイコ	3,4,5			NT		C	A
523		ヒルガオ	アオイゴケ	1,3,4				B	調	
524		ナス	ヤマホオズキ	1,3,4			EN	A	A	
525			イガホオズキ	3,4					C	
526			ヤマホロシ	1,3,4				C	C	
527		ムラサキ	オニルリソウ	3,4					B	
528			ムラサキ	3,4			EN	A	A	
529		モクセイ	セツツイボタ	1,3				調		
530		オオバコ	アブノメ	1,3,4				C	B	
531			キクガラクサ	1			NT	B		
532			オオアブノメ	1			VU	A		
533			シソクサ	1,3,4				C	B	
534			コキクモ	1			VU	A		
535			キクモ	3,4					C	
536			ウンラン	3,4,5				A	今	今
537			ヒヨクソウ	1				A		
538			クワガタソウ	1				B		
539			イヌノフグリ	1,3,4,5			VU	C	C	B
540			カワデシャ	1,3,4,5			NT	C	B	調
541		ゴマノハグサ	フジウツギ	1,3,4				C	B	
542			ゴマノハグサ	1,3,4			VU	EX	今	
543			オオヒナノウスツボ	1				B		
544		シソ	カワミドリ	3,4					B	
545			ジュウニヒトエ	3,4					C	
546			タニジャコウソウ	1,3,4			NT	EX	今	
547			ジャコウソウ	3,4					B	
548			キセワタ	1,3,4			VU	A	今	
549			マネキグサ	3,4			NT	A	A	
550			シロネ	2,3,5						B
551			ホソバヤマジソ	1			VU	A		
552			シラゲヒメジソ	3,4					調	
553			ヤマジソ	1,3,4			NT	C	B	
554			レモンエゴマ	3,4					B	
555			トラノオジソ	3,4					B	
556			セトエゴマ	3,4					B	
557			ミズネコノオ	1			NT	A		
558			キバナアキギリ	3,4					A	
559			ミゾコウジュ	1			NT	B		
560			ヒメナミキ	1				A		
561			シソバタツナミ	1,3,4				C	C	
562			ヤマタツナミソウ	3,4					B	
563			ミヤマナミキ	1,3,4				B	B	
564			ナミキソウ	1				B		

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-54(13) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
565	真正双子葉類	シソ	カリガネソウ	1,3,4				B	A	
566			ハマゴウ	3,4,5					C	B
567		ハマウツボ	オオナンバンギセル	1,3,4				B	B	
568			ゴマクサ	1,3,4,5			VU	B	A	A
569			キュウシュウコゴメグサ	1				A		
570			クチナシグサ	1,3,4				C	C	
571			ハマウツボ	3,4			VU	A	今	
572			シオガマギク	1,3,4				B	今	
573			キヨスミウツボ	1,3,4				B	B	
574			ヒキヨモギ	3,4					C	
575			オオヒキヨモギ	3			VU			
576		タヌキモ	ノタヌキモ	1,3,4,5			VU	C	A	A
577			イヌタヌキモ	3			NT			
578			ホザキノミミカキグサ	3,5						B
579			フサタヌキモ	1,5			EN	EX		今
580			ミカワタヌキモ	1,3,4,5			VU	A	A	A
581			ヒメタヌキモ	3,4			NT	B	A	
582			ムラサキミミカキグサ	1,3,4,5			NT	C	B	A
583		キツネノマゴ	オギノツメ	1,3,4,5				B	B	B
584			ハグロソウ	3,4					B	
585			スズムシバナ	1				B		
586		クマツヅラ	クマツヅラ	3,5						B
587		モチノキ	フウリンウメモドキ	3,4					B	
588			タマミズキ	1,3,4				C	C	
589			クロソヨゴ	3,4					C	
590		キキョウ	サワギキョウ	3,4					C	
591			キキョウ	3,4,5			VU		B	B
592		ミツガシワ	ヒメシロアサザ	3,4			VU	A	今	
593			ガガブタ	3,4			NT		B	
594			アサザ	1,3,4			NT	B	今	
595		キク	ヌマダイコン	1,3,4				C	A	
596			テイショウソウ	1,3,4				C	C	
597			ホソバノヤマハハコ	1,3,4				A	今	
598			カワラハハコ	1				B		
599			フクド	1			NT	B		
600			ヒメヨモギ	1,2,3,4				B	B	
601			ヒメシオン	1,3,4				A	A	
602			ヤマジノギク	1,3,4				C	A	
603			サワシロギク	3,5						B
604			オケラ	1,3,4				C	C	
605			タウコギ	3,4				C	今	
606			ミヤマコウモリソウ	3,4			EN	A	A	
607			コバナガンクビソウ	1,3,4			VU	C		
608			ヒメガンクビソウ	3,4					C	
609			シマカンギク	3,4					C	
610			ノジギク	1,3,4				C	A	
611			モリアザミ	1,3,4				B	今	

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-54(14) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
612	真正双子葉類	キク	キセルアザミ	3,5						B
613			フジバカマ	1			NT	A		
614			サケバヒヨドリ	1,3,4				調	調	
615			ヒヨドリバナ（ヒヨドリバナ二倍体）	3,4					C	
616			スイラン	3,5						B
617			オグルマ	1,3,4,5				C	B	A
618			カセンソウ	1,3,4				B	B	
619			ホソバニガナ	1,3,4			EN	A	A	
620			タカサゴソウ	1,3,4			VU	EX	A	
621			ノニガナ	1,2,3,4				C	C	
622			ハマニガナ	1				C		
623			オタカラコウ	3,4					B	
624			ハンカイソウ	1,3,4				C	B	
625			フクオウソウ	1,3,4				B	B	
626			モミジガサ	3,4					B	
627			ウスゲタマブキ	3,4					C	
628			ニシノヤマタイミンガサ	1				A		
629			ナガバノコウヤボウキ	3,4					C	
630			カシワバハグマ	1,3,4				B	B	
631			アキノハハコグサ	1,3,4			EN	EX	今	
632			ホクチアザミ	3,4				B	今	
633			ミヤコアザミ	1,3,4				A	今	
634			ヒメヒゴタイ	1			VU	A		
635			キクアザミ	1,3,4				A	A	
636			タムラソウ	3,4					B	
637			ツクシメナモミ	3,4					調	
638			アオヤギバナ	3,4				A	A	
639			ヤブレガサモドキ	1,3,4			EN	A	A	
640			ハバヤマボクチ	1,3,4				A	A	
641			クシバタンポポ	1				C		
642			コウリンカ	3,4			VU	A	今	
643			オカオグルマ	3,4					B	
644			サワオグルマ	3,4					B	
645			ウラギク	1			NT	A		
646			オナモミ	1,3,4			VU	EX	今	
647		トベラ	コヤスノキ	1			NT	C		
648		ウコギ	ウラゲウコギ	3,4					C	
649		セリ	ヒメノダケ	1				A		
650			ノダケ	3,4					A	
651			ハマウド	3,4,5					B	調
652			ミシマサイコ	1,3,4			VU	A	A	
653			ドクゼリ	1,3,4,5				EX	今	今
654			ハマボウフウ	2,3,4,5					B	B
655			イブキボウフウ	3,4					B	
656			ボタンボウフウ	1				B		
657			カワラボウフウ	3,4					B	
658			ムカゴニンジン	3,4					C	

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-54(15) 重要な種・群落の状況（植物種・維管束植物）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
659	真正双子葉類	セリ	ヌマゼリ	1			VU	A		
660			カノツメソウ	3,4				A	A	
661		ガマズミ	ゴマキ	3,4					C	
662			ヤマシグレ	3,4					B	
663		スイカズラ	オオツクバネウツギ	1,3,4				C	B	
664			ナベナ	1				B		
665			ヤマヒョウタンボク	3,4				A	A	
666			キンキヒョウタンボ	3,4			EN	A	A	
667			オミナエシ	3,5						B
668			マツムシソウ	1,3,4				A	A	
669			ニシキウツギ	1				C		
合計 4 分類 129 科 669 種					0 種	1 種	160 種	450 種	498 種	116 種

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 2 年度生物リスト）」（令和 2 年 11 月、国土交通省）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」国土交通省水情報国土データ管理センターホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「神戸市で確認された動植物一覧」（2020 年度）

4「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年 3 月、神戸市）

5「明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッドリスト」（平成 31 年 3 月、明石市）

表 4.1-55 重要な種・群落の状況（植物種・淡水藻類）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
1	淡水藻類	オオイシソウ	オオイシソウ	1			VU	A		
2		カワモズク	チャイロカワモズク	1			NT	C		
3			イシカワモズク	1			CR+EN	A		
4			アオカワモズク	1			NT	C		
5			ホソカワモズク	1			VU	A		
6			ユタカカワモズク	1			CR+EN	LE		
7			シャジクモ	シャジクモ	1			VU	C	
8		イトシャジクモ類		1			CR+EN, DD	B		
9		チャボフラスコモ		1			CR+EN	B		
10		ミルフラスコモ		1			CR+EN	B		
11		ヒメフラスコモ		1			CR+EN	A		
12		キヌフラスコモ		1			CR+EN	B		
13		ニッポンフラスコモ		1			CR+EN	A		
14		ハデフラスコモ		1			CR+EN	A		
15		オウシャジクモ		1			CR+EN	A		
合計 3 科 15 種					0 種	0 種	15 種	15 種	0 種	0 種

注 1) 種名及び分類などは、原則として「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

注 3) イトシャジクモ類は 3 種を含み、それぞれの選定基準Ⅲにおけるランクは以下のとおりである。

ケナガシャジクモ：CR+EN、イトシャジクモ：CR+EN、エリナガシャジクモ：DD

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-56 重要な種・群落の状況（植物種・海藻類）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
1	海藻類	コノハノリ	ホソアヤギヌ	1			NT	B		
合計 1 科 1 種					0 種	0 種	1 種	1 種	0 種	0 種

注 1) 種名及び分類などは、原則として「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-57 重要な種・群落の状況（植物種・蘚苔類）

番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
1	蘚類	スギゴケ	スギゴケ	1				A		
2		キンシゴケ	アオゴケ	1				EX		
3		カタシロゴケ	ヒメイサワゴケ	1				B		
4		イクビゴケ	クマノゴケ	1				C		
5		タチヒダゴケ	ナガミノゴケ	1				B		
6		ツルゴケ	ツルゴケ	1				B		
7		ハイヒモゴケ	ヒロハシノブイトゴケ	1			NT	C		
8		ヒラゴケ	セイナンヒラゴケ	1				C		
9	苔類	ツボミゴケ	キブリツボミゴケ	1				B		
10		ヒシャクゴケ	トゲハヒシャクゴケ	1				C		
11		ケビラゴケ	エゾノケビラゴケ	1				C		
12		クサリゴケ	シロクサリゴケ	1				A		
13		ウキゴケ	ウキウキゴケ	1				C		
合計 13 科 13 種					0 種	0 種	1 種	13 種	0 種	0 種

注 1) 種名及び分類などは、原則として「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-58 重要な種・群落の状況（植物種・菌類）

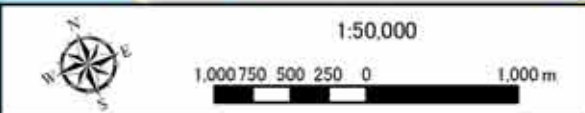
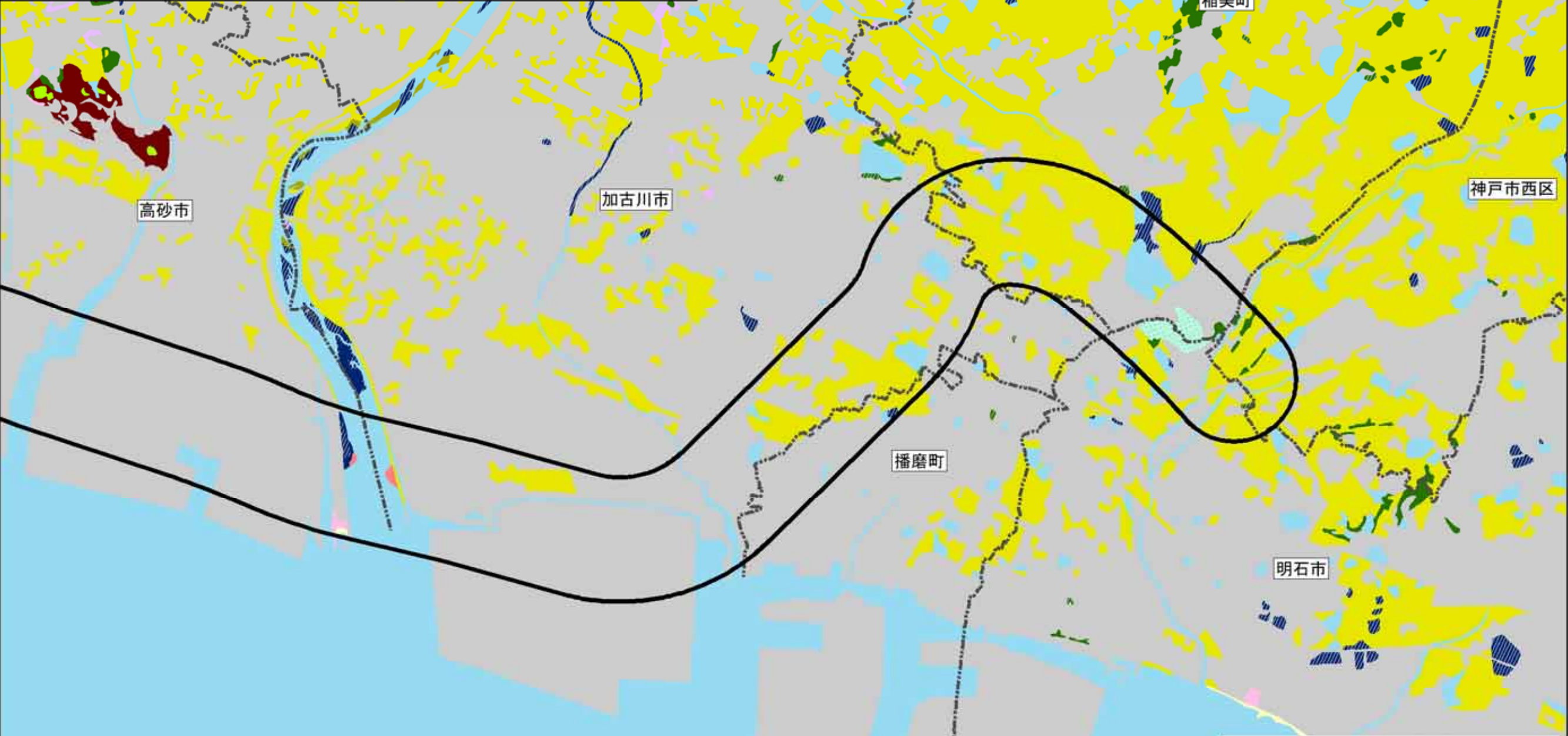
番号	分類群	科名	種名	出典	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
1	菌類	ヌメリガサ	アケボノタケ	1				注		
2		キシメジ	ホンシメジ	1				注		
3			ドクササコ	1				調		
4			ハエトリシメジ	1				注		
5			バカマツタケ	1			NT	注		
6			マツタケモドキ	1			NT	注		
7			オオモミタケ	モミタケ	1				注	
8		フウセンタケ	ナガエノスギタケ	1				注		
9		イッポンシメジ	ワカクサウラベニタケ	1			DD	B		
10		クリイロイグチ	アイゾメイグチ	1				B		
11		イグチ	タマノリイグチ	1				A		
12			アカエノキンチャヤマイグチ	1				調		
13		ラッパタケ	オオムラサキアンズタケ	1				注		
14		イボタケ	カラストケ	1				A		
15		マツバハリタケ	マツバハリタケ	1			DD	B		
16		ニンギョウタケモドキ	ヌメリアイタケ	1			VU	B		
17		ホコリタケ	シロクモノコタケ	1				調		
18		キンカクキン	キツネノワン	1				注		
19			カンムリタケ	1				注		
20			キツネノヤリタケ	1				注		
21		クロチャワンタケ	キツネノサカズキ	1			VU	A		
22		ベニチャワンタケ	ミミズサタケ	1				注		
23		フクロシトネタケ	シャグマアミガサタケ	1				注		
24			クルミタケ	1				調		
25		セイヨウショウロタケ	イボセイヨウショウロ	1				調		
26			ホンセイヨウショウロ	1				調		
27		バッククキン	アブラゼミタケ	1				B		
28		オフィオコルディセプス	ウメムラセミタケ	1				調		
29			シロネハナヤスリタケ	1				B		
30			ミヤマタンポタケ	1				調		
31		ボリニア	ヘタタケ	1			VU	調		
合計 20 科 31 種					0 種	0 種	7 種	31 種	0 種	0 種

注 1) 種名及び分類などは、原則として「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）に準じた。

注 2) 表中の選定基準は表 4.1-49(2)に対応

出典：1「兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

凡例					
記号	種別	記号	種別	記号	種別
	落葉広葉樹林		竹林		砂丘植生
	常緑広葉樹林		タケ・ササ群落		耕作地
	常緑針葉樹林		二次草原		牧草地・ゴルフ場・芝地
	岩角地・海岸断崖地針葉樹林		伐採跡地群落		自然裸地
	低木群落		湿原・河川・池沼植生		市街地他
	沼沢林・川辺林		塩沼地植生		開放水面
	植林地		海岸断崖地植生		
	都市計画対象道路事業実施区域				



出典：「自然環境調査 Web-GIS 植生図」環境省自然環境局生物多様性センターホームページ（令和3年4月現在）

図 4.1-17(1) 現存植生図

凡例					
記号	種別	記号	種別	記号	種別
	落葉広葉樹林		竹林		砂丘植生
	常緑広葉樹林		タケ・ササ群落		耕作地
	常緑針葉樹林		二次草原		牧草地・ゴルフ場・芝地
	岩角地・海岸断崖地針葉樹林		伐採跡地群落		自然裸地
	低木群落		湿原・河川・池沼植生		市街地他
	沼沢林・川辺林		塩沼地植生		開放水面
	植林地		海岸断崖地植生		
	都市計画対象道路事業実施区域				

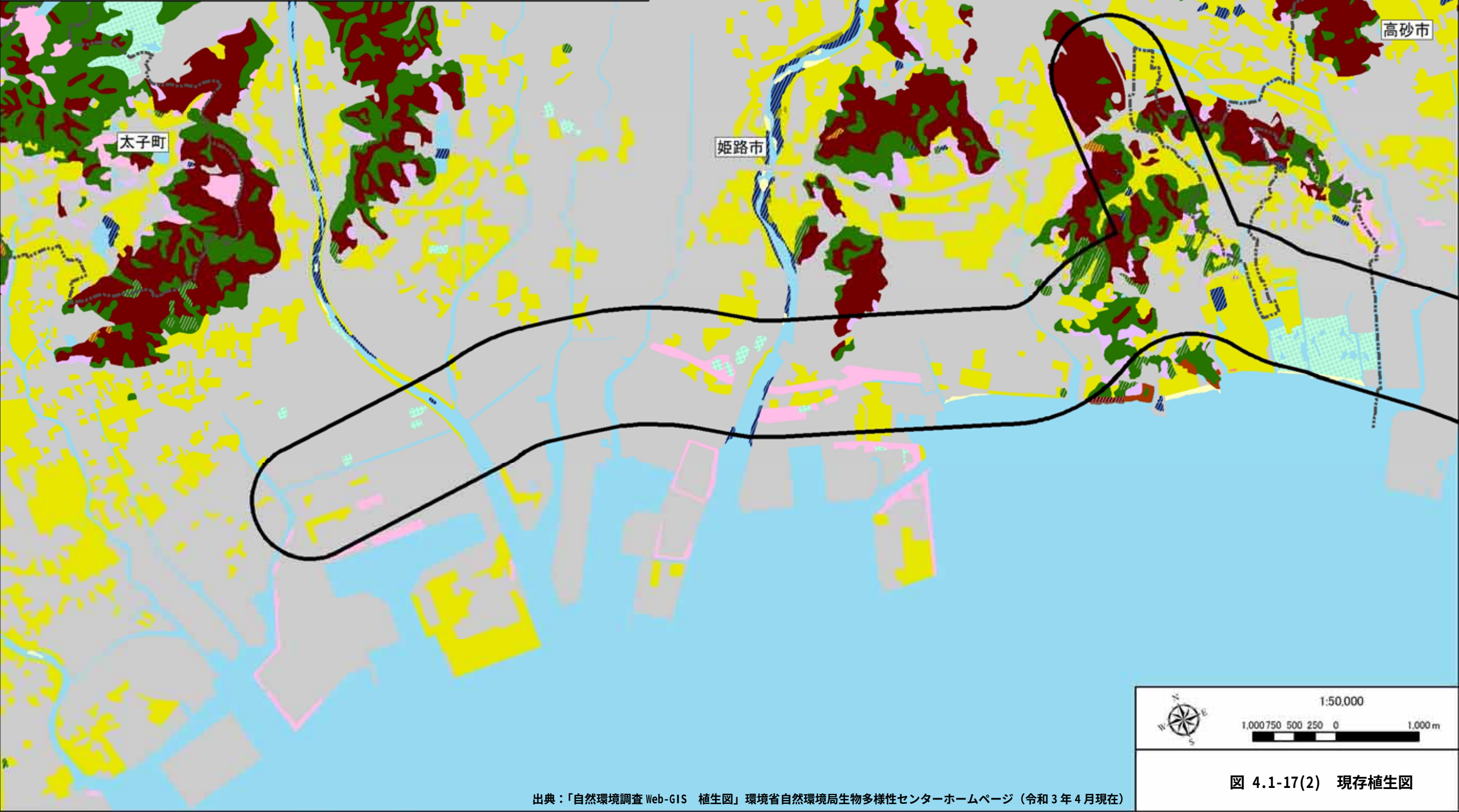


図 4.1-17(2) 現存植生図

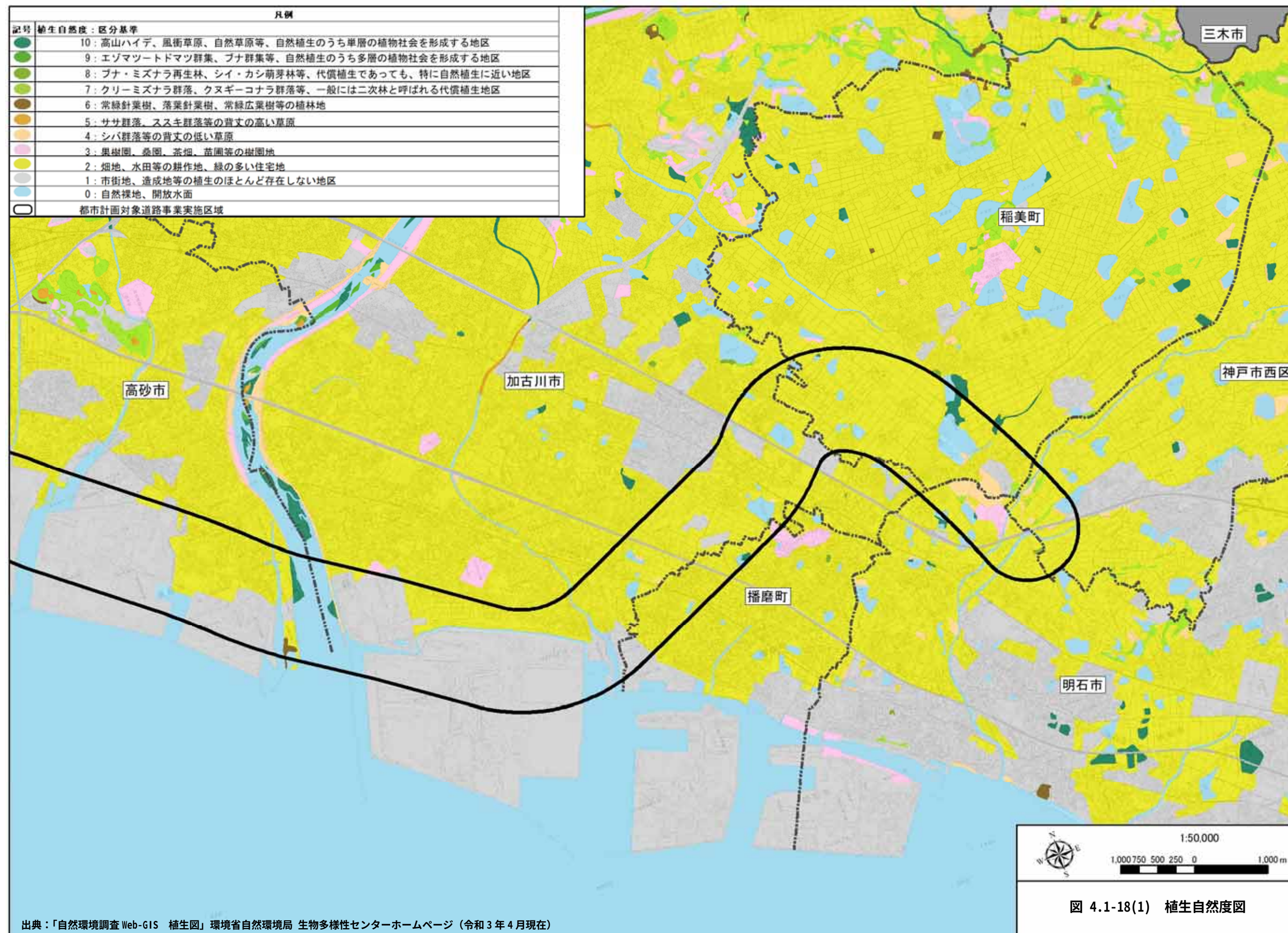
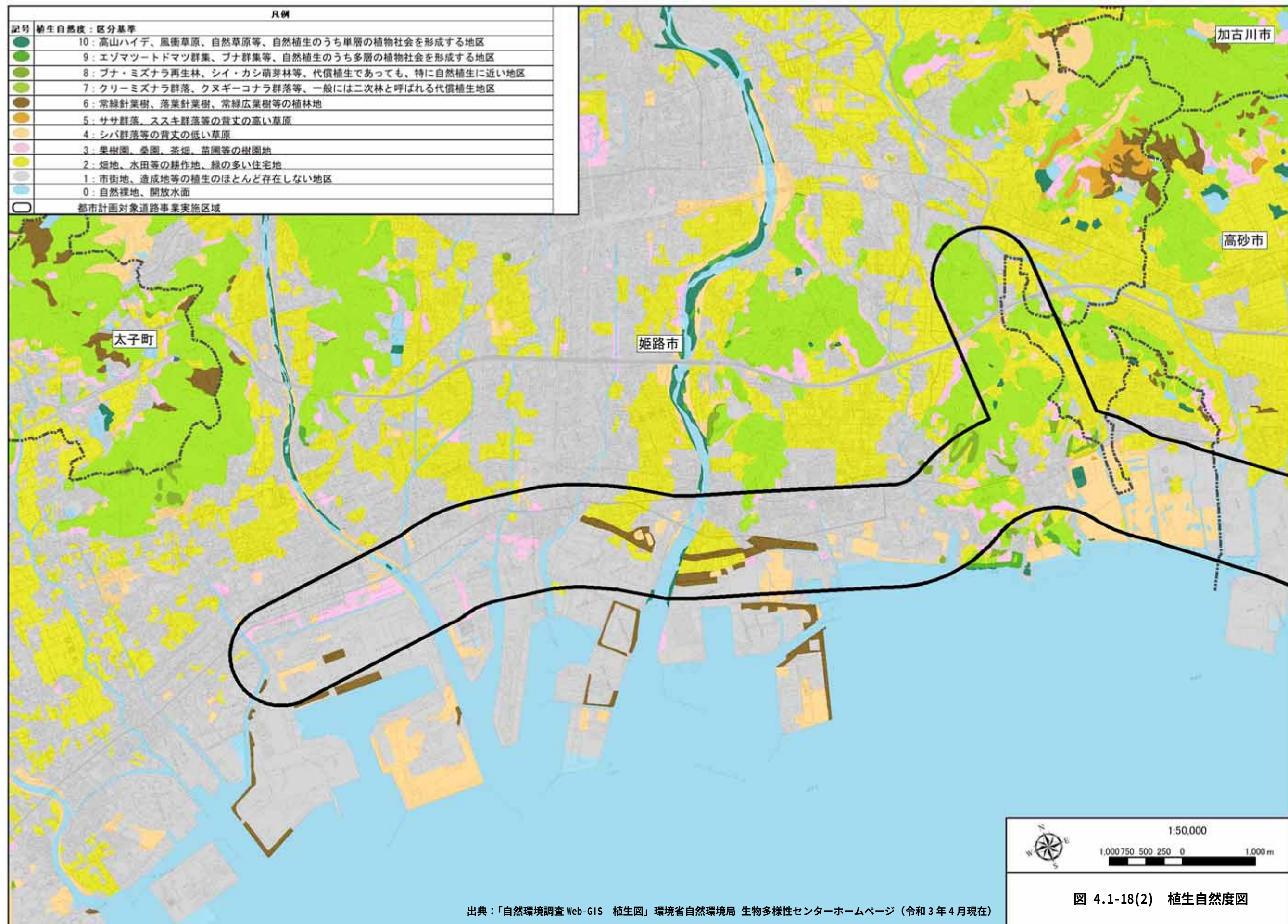
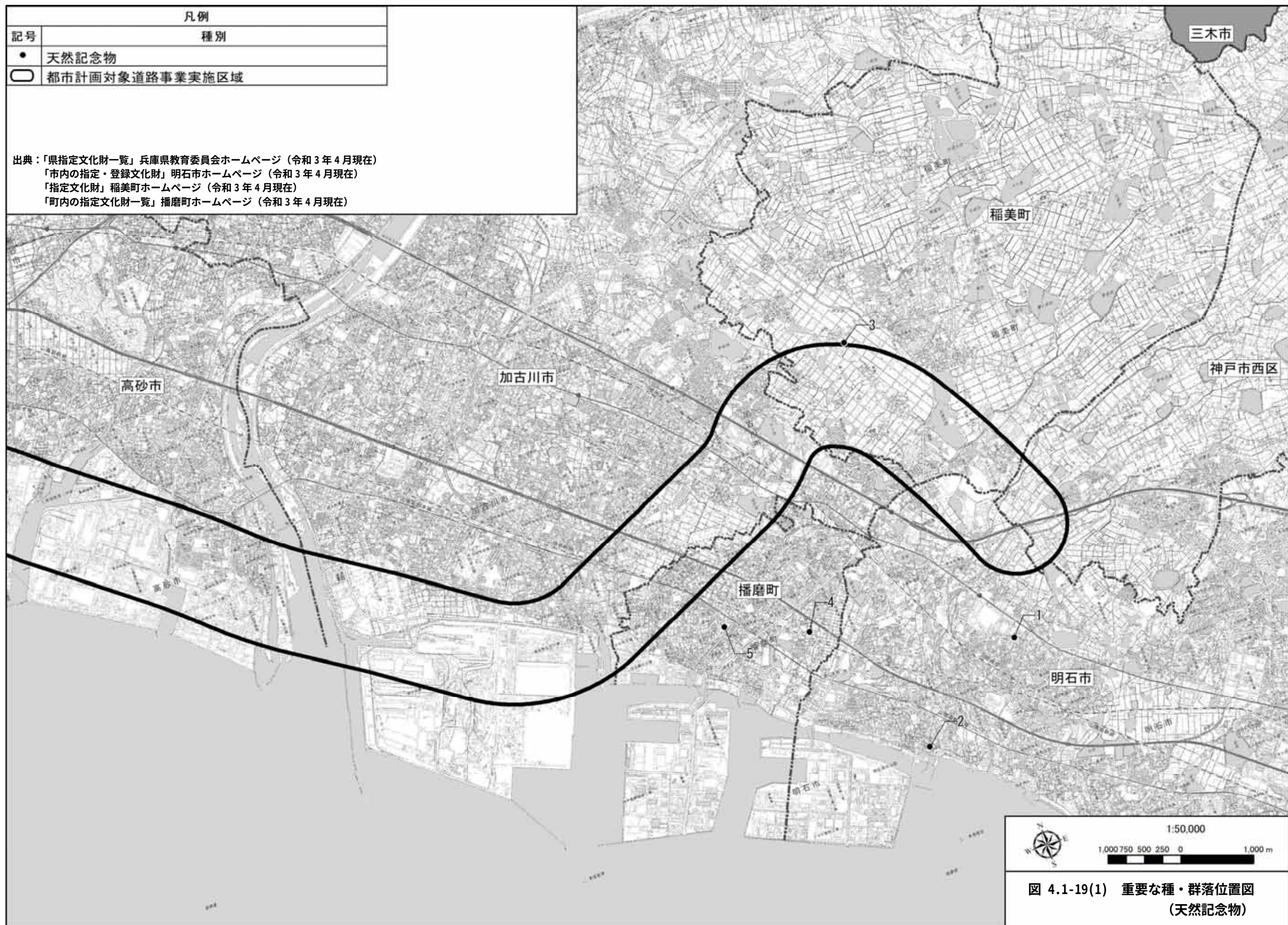
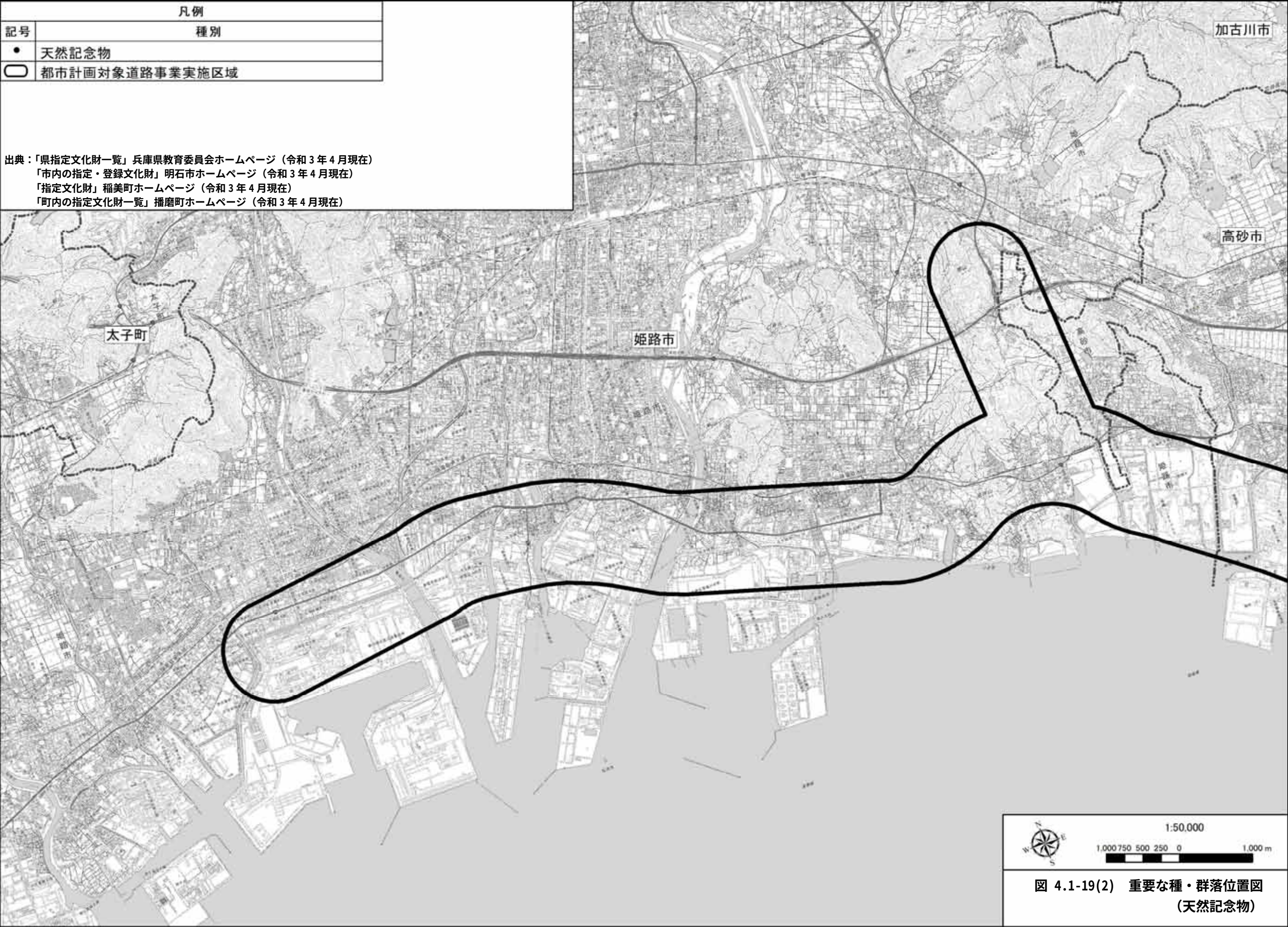
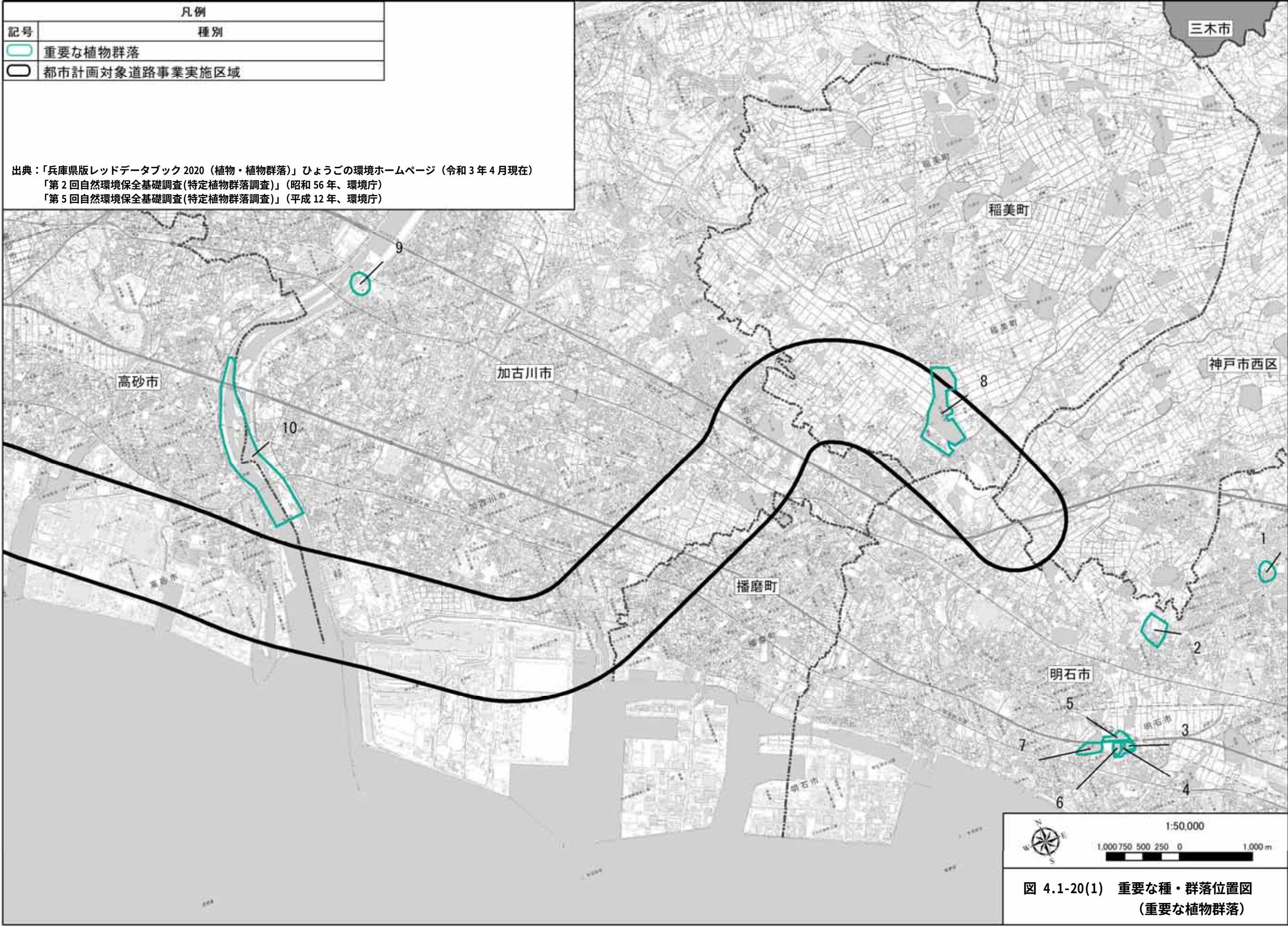


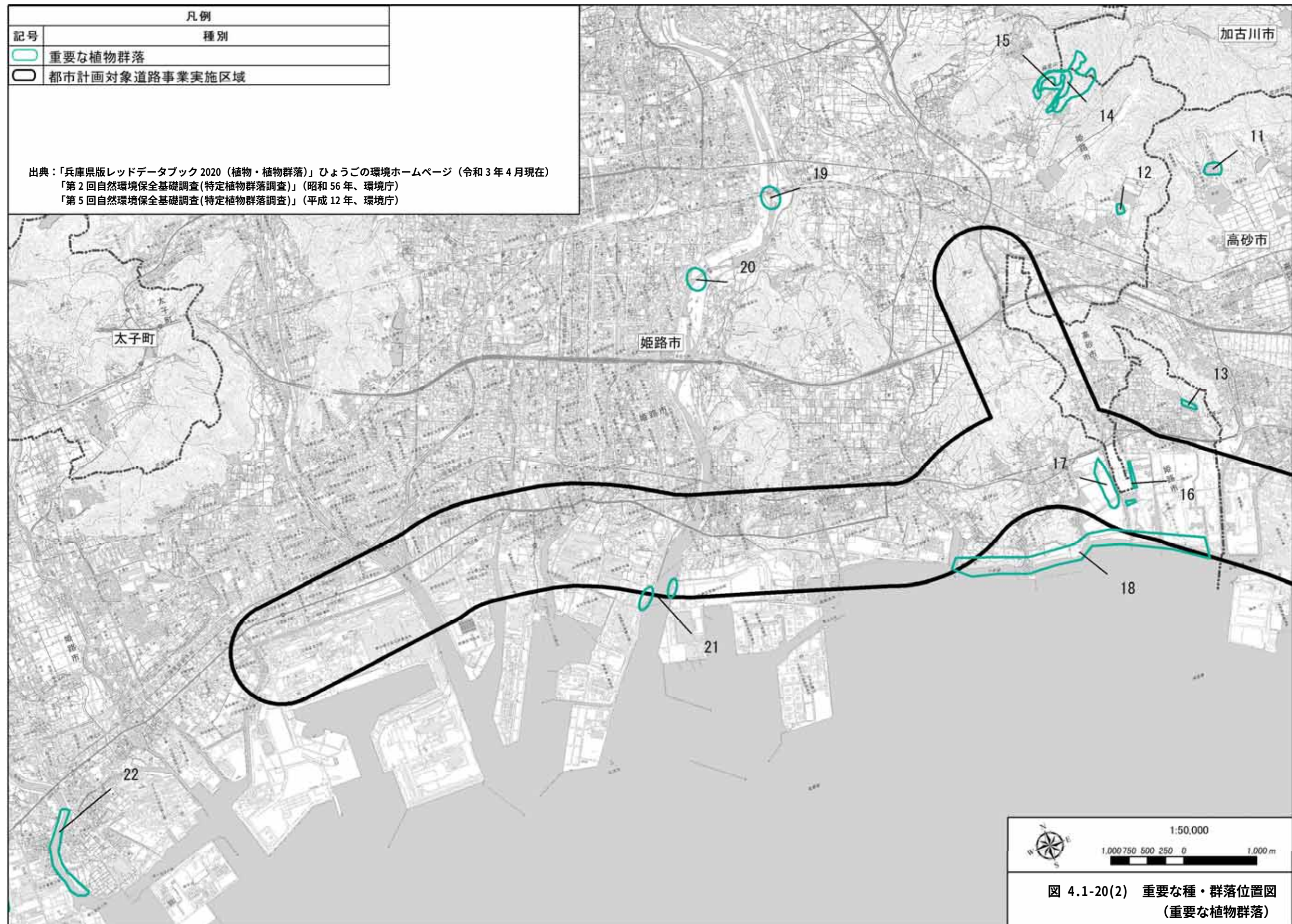
図 4.1-18(1) 植生自然度図

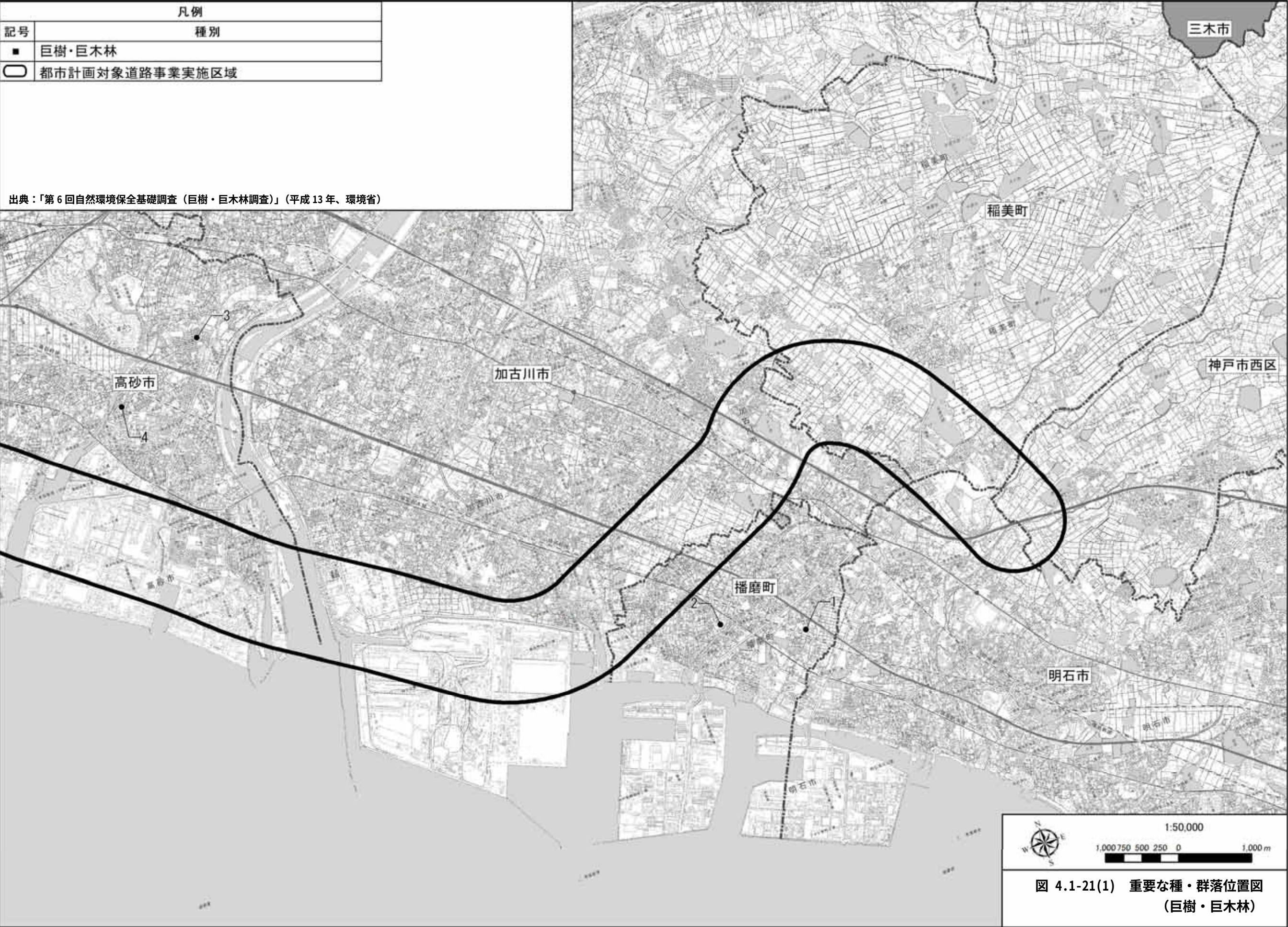


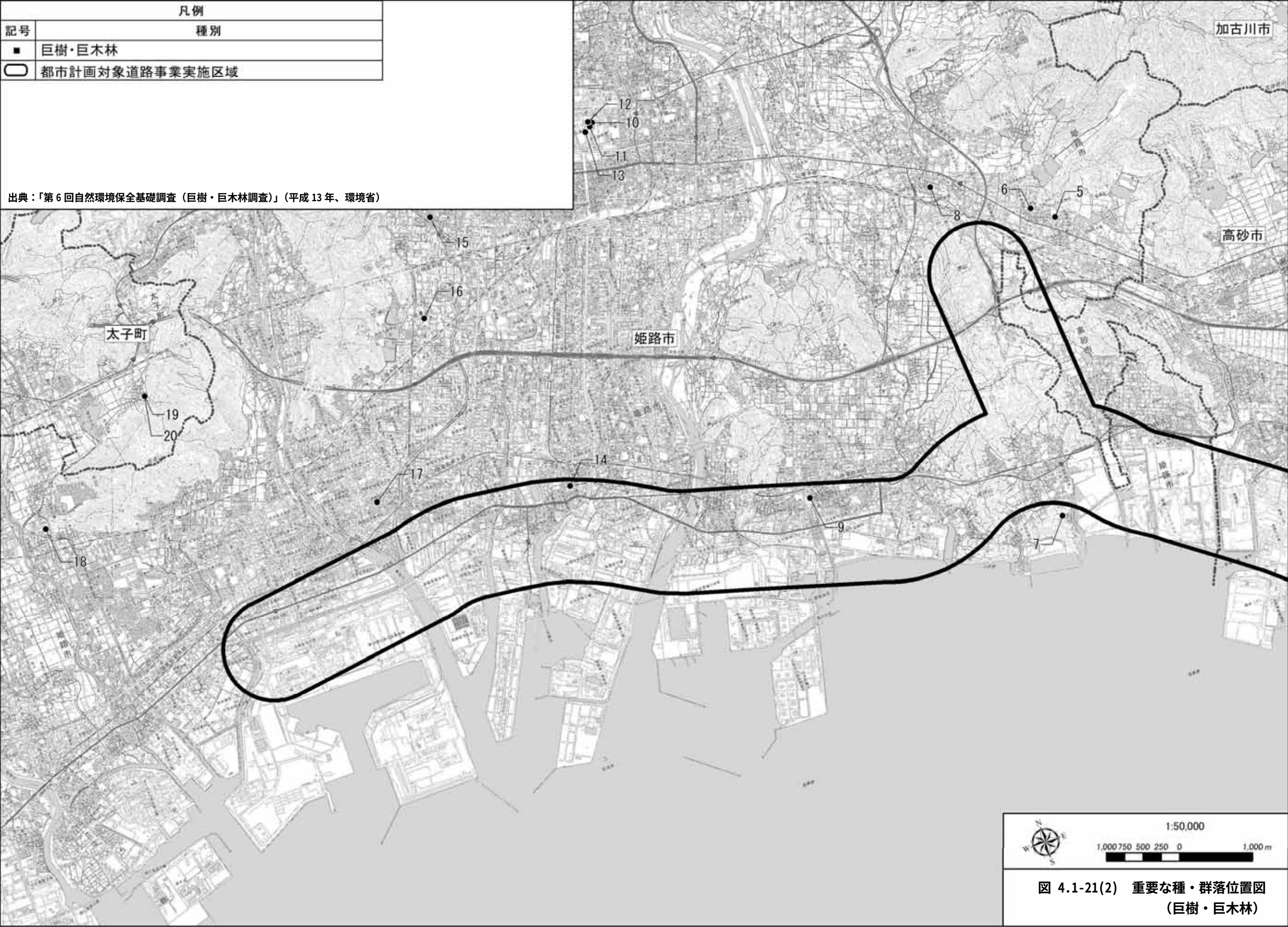


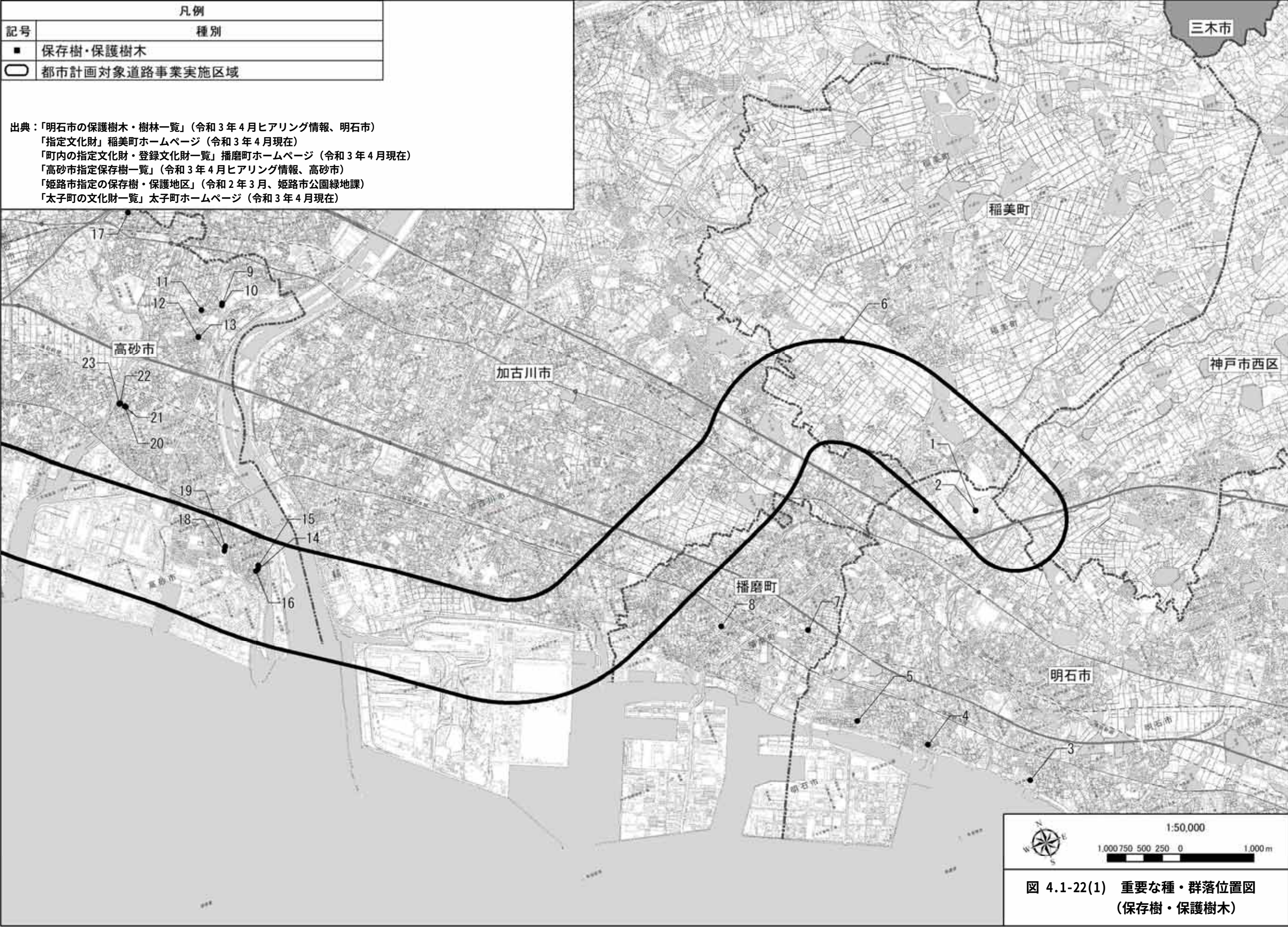


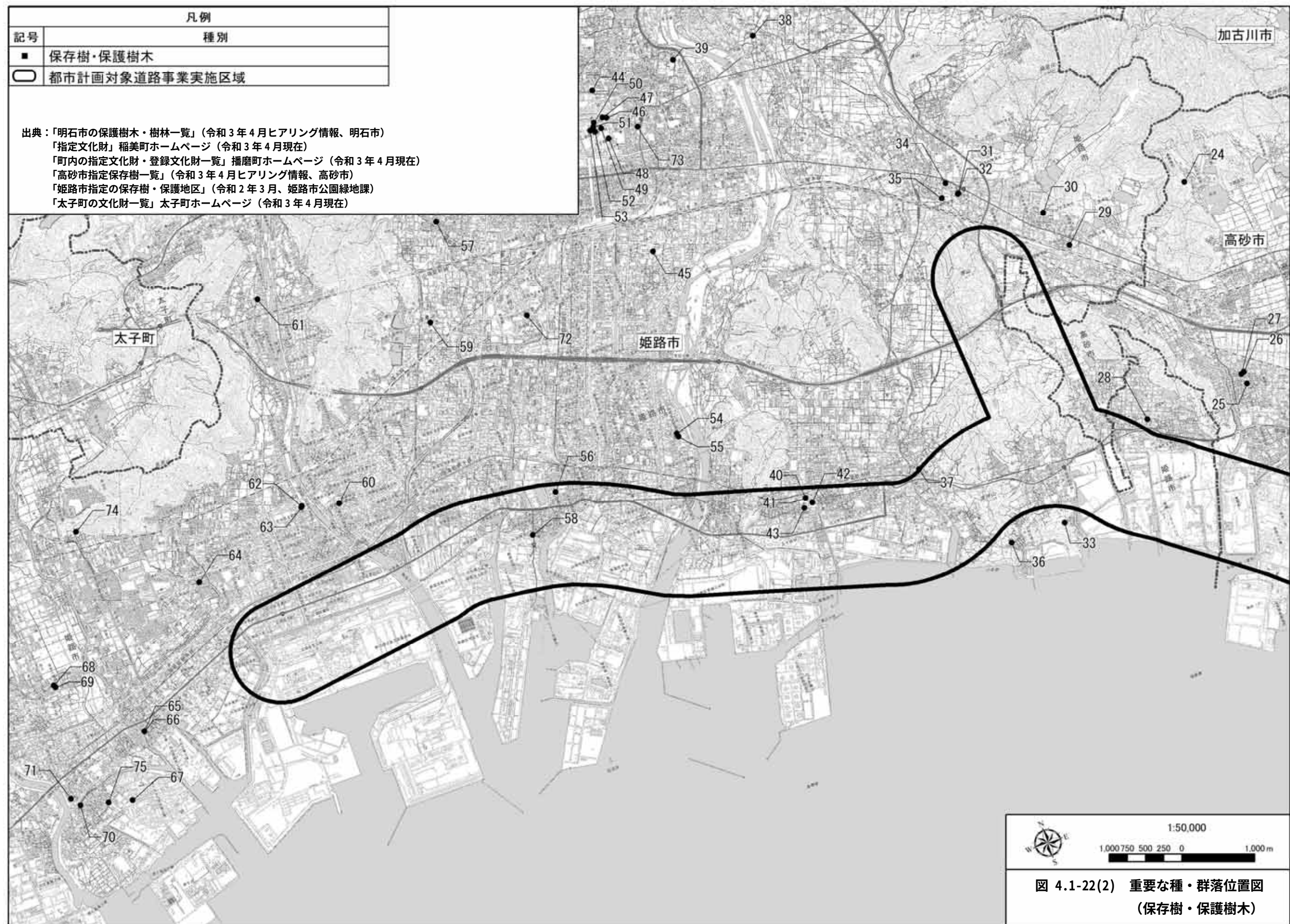












3) 生態系の状況

(1) 自然環境類型区分

調査区域の生態系の概況について、地形、水象、植生等の観点から、自然環境の類型化を行いました。

地形及び水象の特徴としては、調査区域には、海沿いや加古川、揖保川に代表される河川周辺を中心に「低地・台地」が広く分布し、調査区域の北から西側に「山地・丘陵地」が分布しています。水域としては、加古川、揖保川、市川、夢前川といった比較的規模の大きな河川が調査区域を南流しており、これら河川の支川など小規模の河川も数多く存在しています。この他、調査区域東部の神戸市、明石市、稲美町、加古川市にかけての地域では多数のため池が見られます。

現存植生については、調査区域の大部分は市街地・工業地帯となっており、水田及び水田雑草群落等の耕作地とあわせ低地や台地の大部分を占めています。また、低地や台地に散在するため池にはヒルムシロクラスの水生植物群落が見られます。山地・丘陵地は、代償植生（二次林）であるアカマツ・モチツツジ群集やコナラ群落が大部分を占めており、山腹の一部にスギ・ヒノキ植林や竹林といった植林が分布しています。

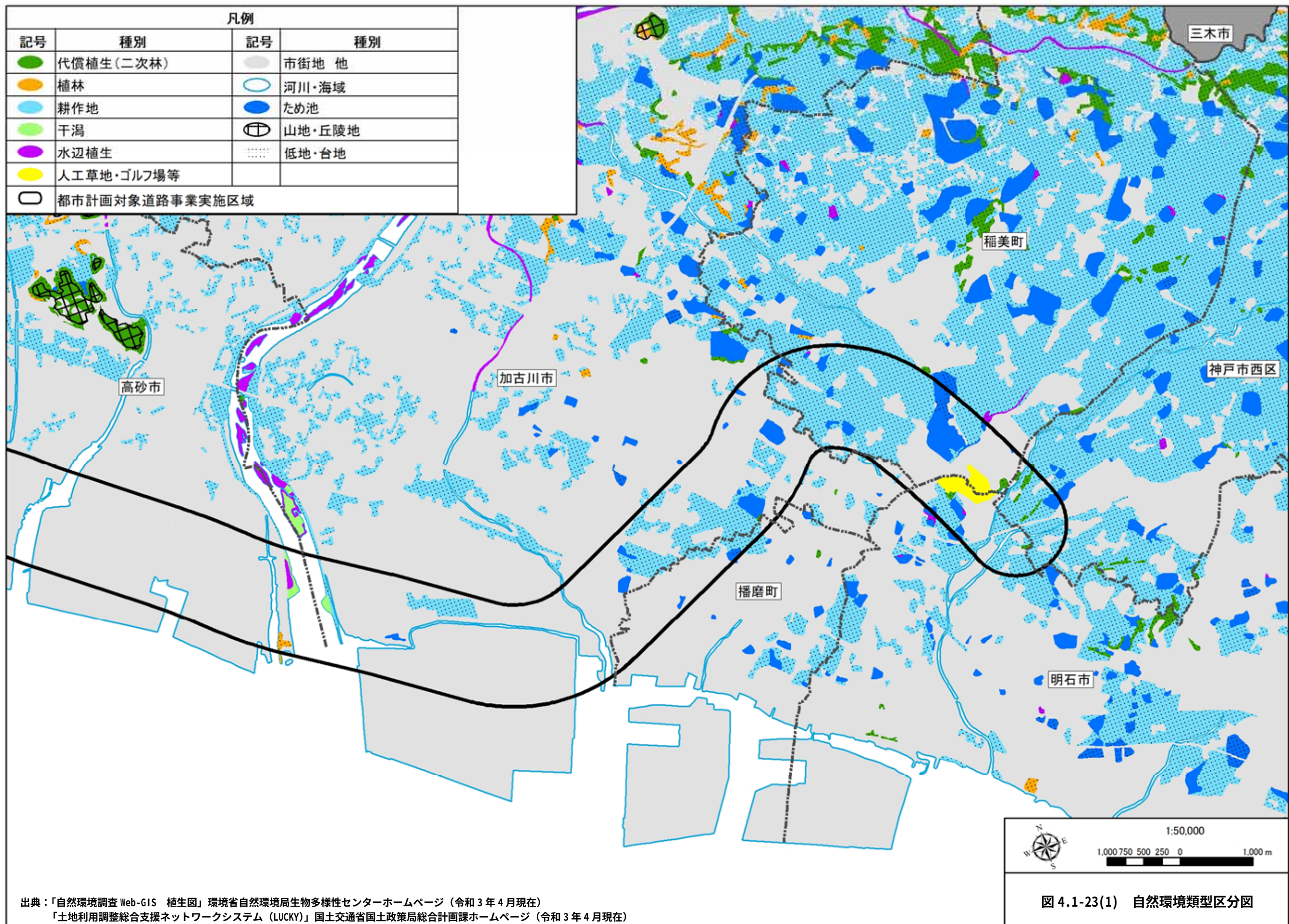
このほか開放水域では、河川沿いにヨシクラスの自然草地在、河口部の干潟に塩沼地植生や砂丘植生が分布しています。

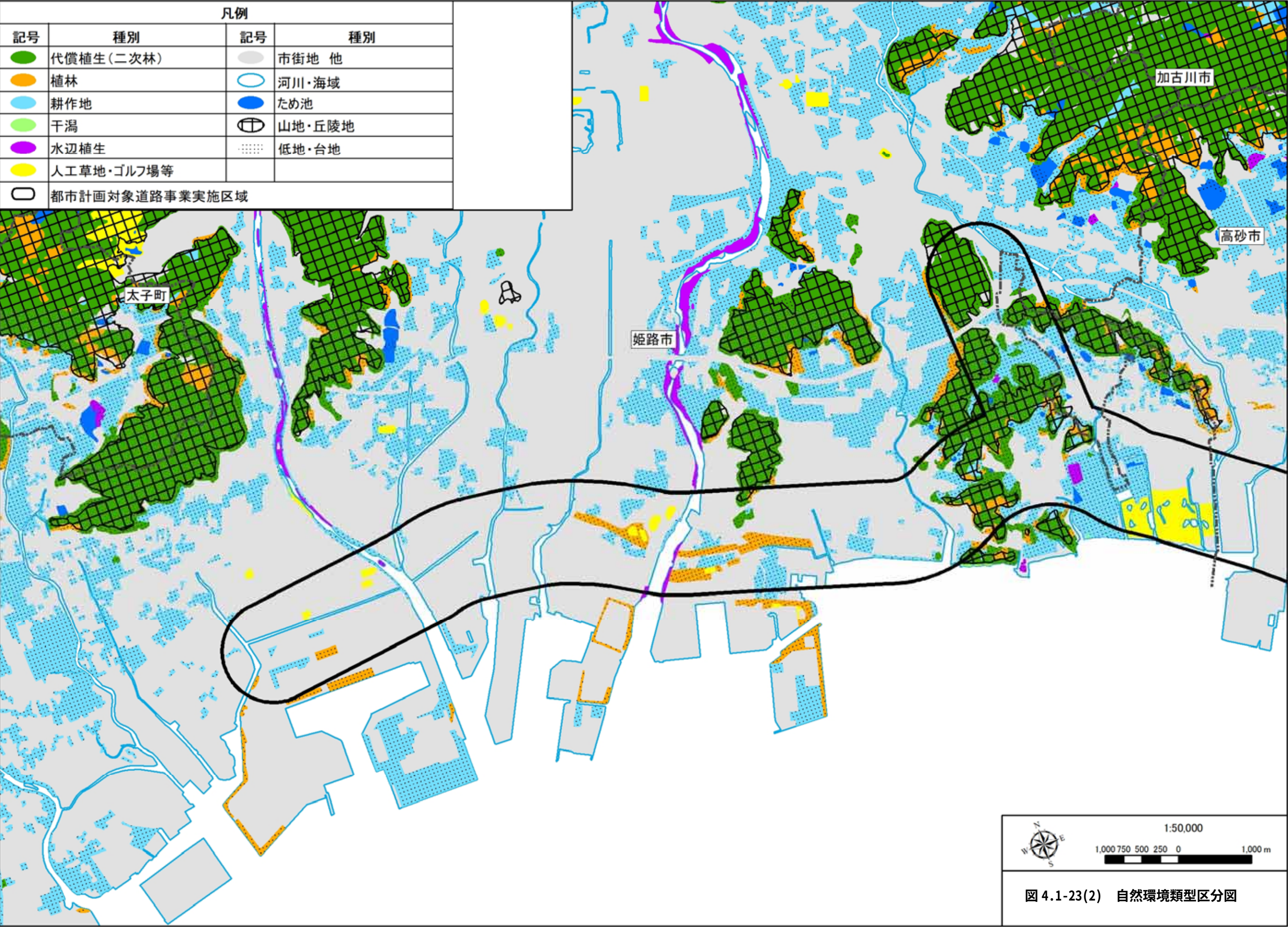
これらの情報を重ね合わせて行った調査区域における自然環境類型区分は図 4.1-23 に、概要は表 4.1-59 に示すとおりです。

調査区域における自然環境類型区分は、山地・丘陵地（2 区分）、低地・台地（3 区分）、河川・河口域（3 区分）、市街地（2 区分）で構成されています。

表 4.1-59 調査区域における自然環境類型区分の概要

自然環境類型区分		概要
地形区分	植生区分	
山地・丘陵地	代償植生（二次林）	山腹斜面にアカマツ・モチツツジ群集、コナラ群落等の二次林が分布。
	植林	尾根沿いや山腹斜面にスギ・ヒノキ植林や竹林が分布。
低地・台地	代償植生（二次林）	耕作地周辺にコナラ群落やアカメガシワ群落が点在。
	植林	海岸沿いに防風林としてクロマツ植林等が伸びる。耕作地及びため池周辺には竹林が点在。
	耕作地・ため池	水田雑草群落・水田が広範囲に分布し、一部に畑地も見られる。対象範囲東部を中心に多数存在するため池の一部には、ヒルムシロクラスの水生植物群落が見られる。
河川・河口域	干潟	河口部に塩沼地植生や砂丘植生等の干潟が存在。
	水辺植生	主に河川沿いにヨシクラスがまとまって分布。
	河川	加古川、揖保川、市川、夢前川等の大きな河川とその支川が存在。
市街地	市街地・その他	山地の山裾や低地、台地に住宅地が広く分布。海沿いを中心に工業地帯が広く分布。一部にゴルフ場等の人工草地や造成地も見られる。





(2) 自然環境類型区分における主要な動植物相の状況

既存資料による動植物相の確認状況から、調査区域において生息・生育が確認された動植物について、その生態的特性を考慮し、当該地域の代表的な自然環境類型区分に生息・生育する可能性のある主な動植物の整理を行いました。

それぞれの区分における主要な動植物種・群集は表 4.1-60 に示すとおりです。

表 4.1-60 代表的な自然環境類型区分における主要な動植物

自然環境類型区分		主要な動植物
山地・丘陵地	代償植生 (二次林)	哺乳類：キツネ、イノシシ、アカネズミ 鳥類：オオタカ、サシバ、キジバト、ヒヨドリ、メジロ 爬虫類：カナヘビ、シマヘビ 両生類：ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル 昆虫類：ゴマダラチョウ、カブトムシ、カナブン、オオスズメバチ 植物：アカマツ、コナラ、アラカシ、アベマキ、ヒサカキ、モチツツジ、ネザサ
	植林	哺乳類：モグラ属 鳥類：アオゲラ、ヒヨドリ、カケス 爬虫類：ー 両生類：ヤマアカガエル 昆虫類：ツクツクボウシ、ベニカミキリ 植物：スギ、ヒノキ、モウソウチク、ベニシダ、ヤブコウジ
低地・台地	耕作地・ため池	哺乳類：タヌキ、モグラ属 鳥類：アオサギ、ケリ、ツバメ、カワラヒワ、スズメ 爬虫類：シマヘビ、カナヘビ 両生類：アマガエル、ヌマガエル、トノサマガエル、ウシガエル、セトウチサンショウウオ 昆虫類：アキアカネ、ノシメトンボ、ギンヤンマ、ヨコバイ類 魚類：ナマズ、ドジョウ、ミナミメダカ 底生動物：ギンヤンマ、タイコウチ、ガムシ、ヒメタニシ、スクミリンゴガイ 植物：オモダカ、ウリカワ、セリ、ヒルムシロ、ヒシ、オニバス、ガガブタ、アサザ
河川・河口域	干潟	鳥類：コチドリ、ハマシギ、クサシギ 魚類：トビハゼ 昆虫類：ヨドシロヘリハンミョウ 底生動物：チゴガニ、コメツキガニ、ハクセンシオマネキ、ゴカイ類
	水辺植生	哺乳類：イタチ属、カヤネズミ 鳥類：セッカ、ヒバリ、カワラヒワ、オオヨシキリ 爬虫類：カナヘビ 両生類：アマガエル、ヌマガエル 昆虫類：アジアイトトンボ、ヒシバッタ、イチモンジセセリ 植物：ヨシ、オギ、チガヤ
	河川	哺乳類：ヌートリア 鳥類：ダイサギ、コサギ、カルガモ、カイツブリ、ミサゴ、カワセミ 爬虫類：スッポン、イシガメ、クサガメ 両生類：ツチガエル 魚類：オイカワ、カワムツ、カマツカ、アユ、マハゼ、スズキ 昆虫類：オジロサナエ、ヤマサナエ、キイロカワカゲロウ、コガタシマトビケラ 底生動物：ミナミヌマエビ、モクズガニ、モノアラガイ、カワニナ 植物：オオカナダモ、クロモ、フサモ
市街地	市街地・その他	哺乳類：イタチ属、ハツカネズミ 鳥類：スズメ、ムクドリ、ハシブトガラス 爬虫類：ヤモリ 昆虫類：クマゼミ、アブラゼミ、ヤマトシジミ

(3) 地域を特徴づける生態系の抽出

調査区域に見られる自然環境類型区分をもとに、事業特性を考慮し、地域を特徴づける生態系を抽出しました。

その結果、調査区域においては、表 4.1-61 に示すように「山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系」、「低地・台地の耕作地・ため池を中心とする生態系」、「河川・河口域（干潟、水辺植生、河川）を中心とする生態系」の 3 つの生態系を設定しました。

表 4.1-61 地域を特徴づける生態系

自然環境類型区分	地域を特徴づける生態系
山地・丘陵地－代償植生（二次林）	山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系
山地・丘陵地－植林	
低地・台地－耕作地・ため池	低地・台地の耕作地・ため池を中心とする生態系
河川・河口域－干潟	河川・河口域を中心とする生態系
河川・河口域－水辺植生	
河川・河口域－河川	

(4) 地域を特徴づける生態系の状況

地域を特徴づける生態系において、それぞれの生態系に生息・生育する可能性が考えられる主要な動植物について、既存資料や知見を基に作成した断面模式図を図 4.1-24、食物連鎖模式図を図 4.1-25 に示します。

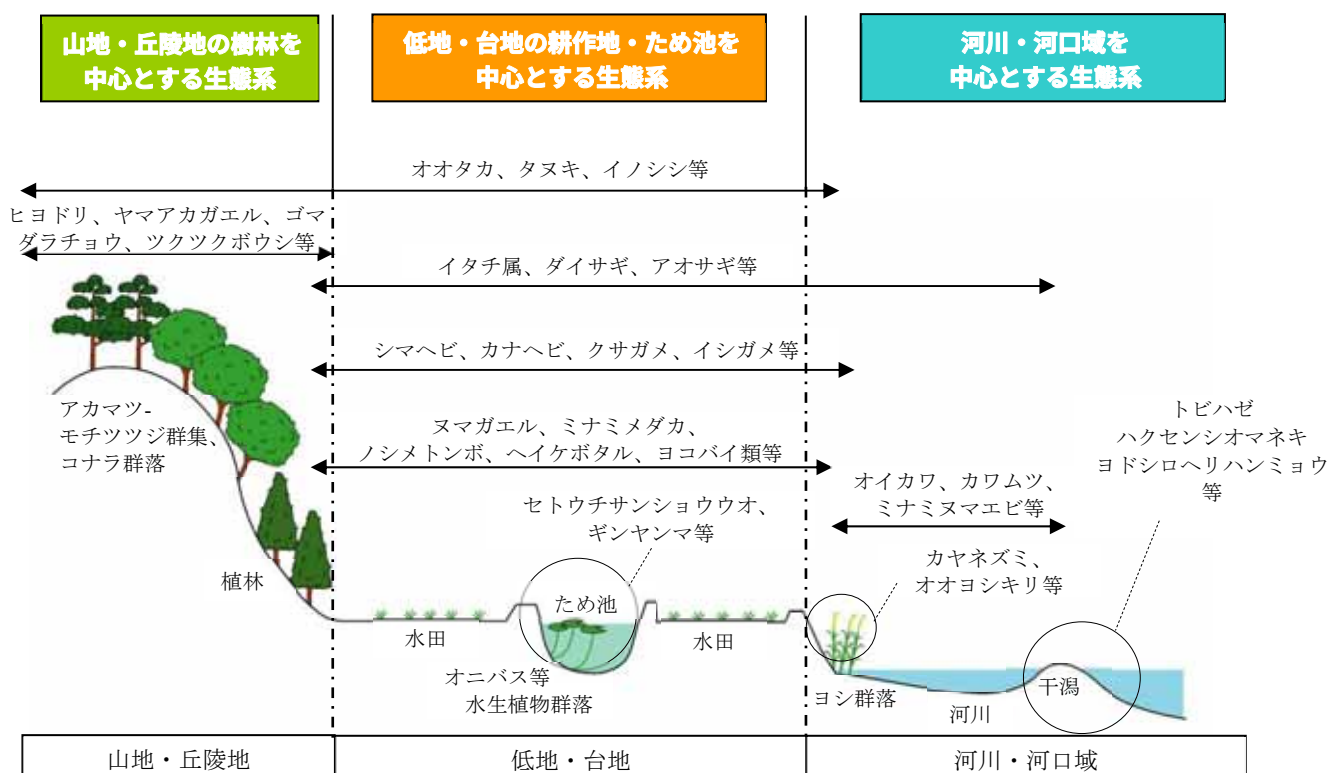


図 4.1-24 動植物の生息・生育基盤と生物群集の分布模式図

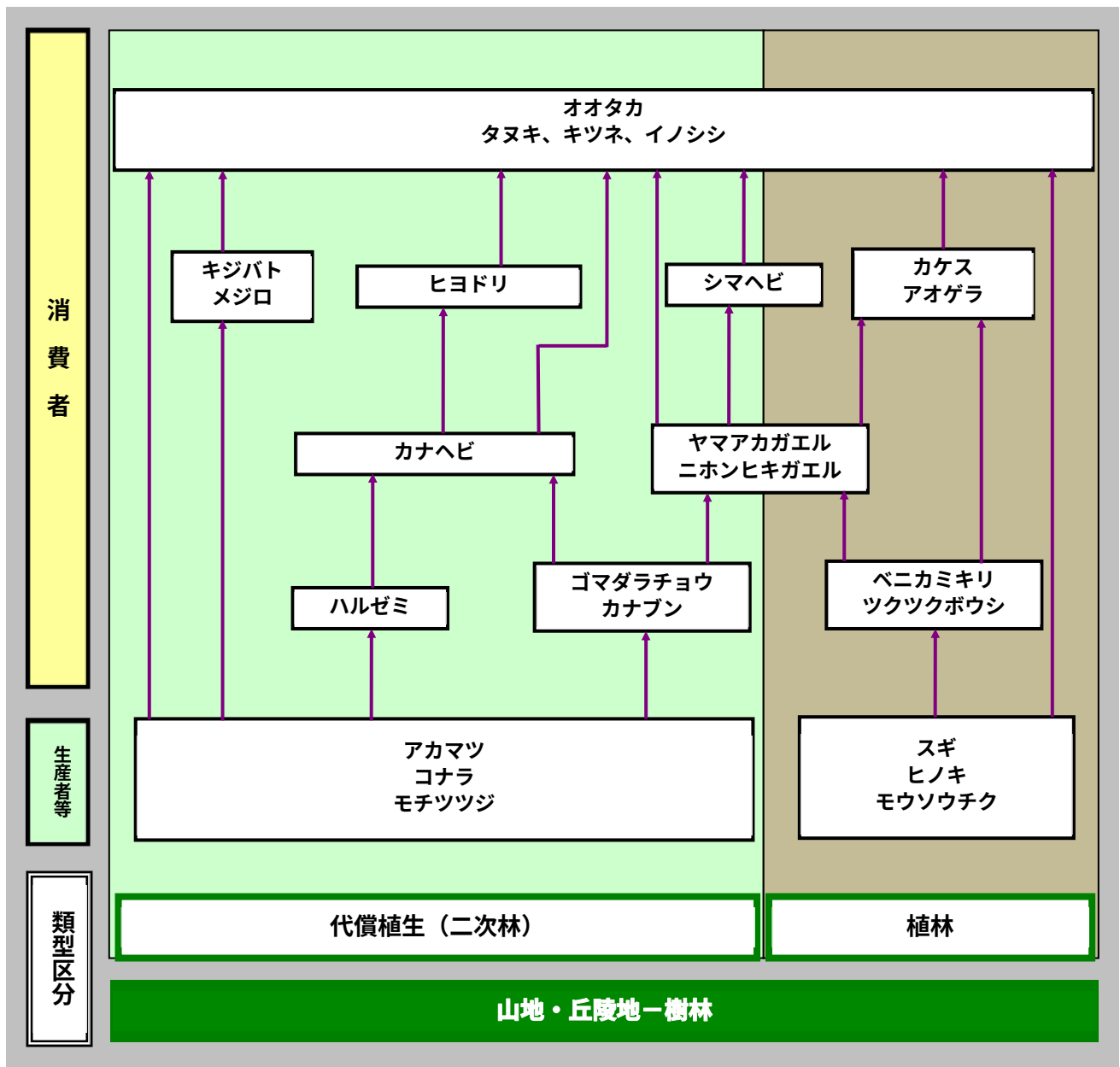


図 4.1-25(1) 山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系食物連鎖模式図

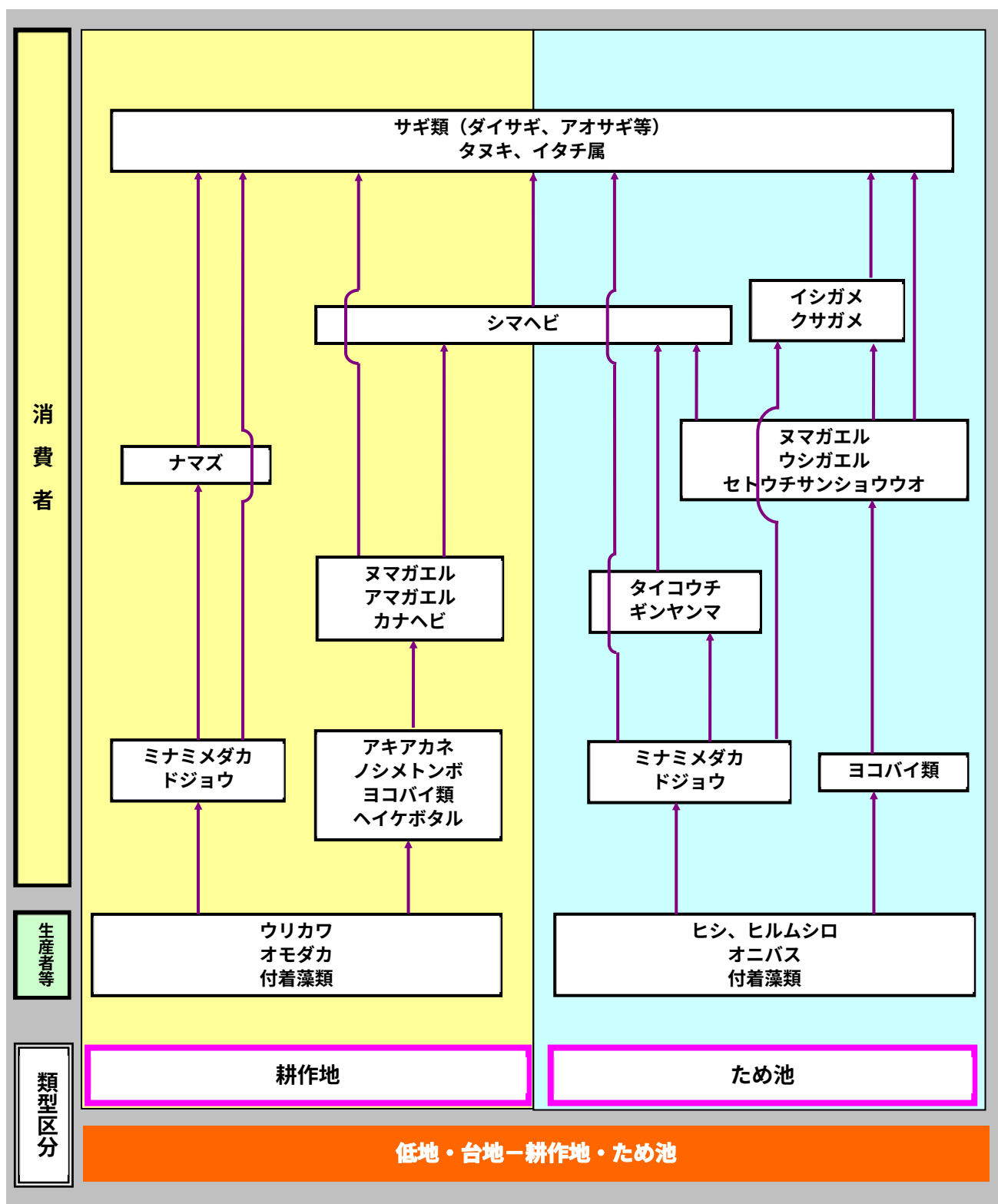


図 4.1-25(2) 低地・台地の耕作地・ため池を中心とする生態系食物連鎖模式図

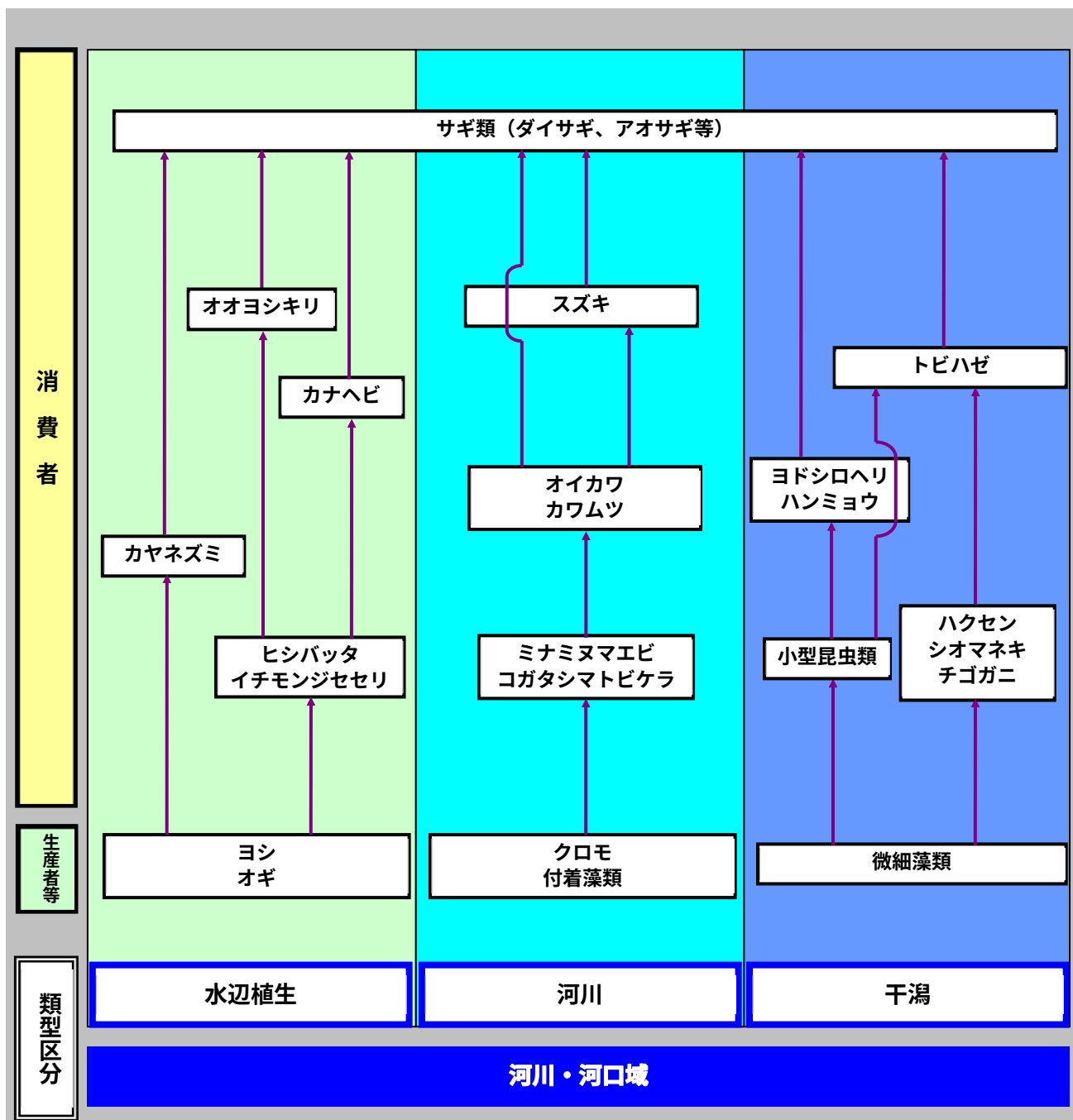


図 4.1-25(3) 河川・河口域を中心とする生態系の食物連鎖模式図

(5) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集

前述した地域を特徴づける生態系の指標として、表 4.1-62 に示す「上位性」、「典型性」、「特殊性」の視点から、注目される動植物の種または生物群集を抽出しました。

抽出した結果は表 4.1-63 に示すとおりです。

表 4.1-62 上位性・典型性・特殊性の視点

視点	抽出の考え方
上位性	生態系を形成する生物群集において栄養段階の上位に位置する種で、生態系の攪乱や環境変動などの影響を受けやすい種・群集。
典型性	調査区域の生態系の中で生物間の相互作用や生態系の機能に重要な役割を担うような種・群集（個体数が多い種や個体重が大きい種など）、生物群集の多様性や生態遷移を特徴づける種・群集。
特殊性	小規模な湿地、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域などの特殊な環境や、調査区域において占有面積が比較的小規模で周囲に見られない環境に注目し、そこに生息する種・群集。特殊な環境要素や特異な場の存在に生息が強く規定される種・群集。

出典：「自然環境のアセスメント技術（Ⅰ）」（平成 11 年 9 月、環境庁企画調整局）

表 4.1-63 上位性・典型性・特殊性の視点から抽出される注目種・群集

地域を特徴づける生態系	視点	注目種・群集		抽出理由
山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系	上位性	オオタカ	鳥類	山林を中心に生息しており、主に中型の鳥類を捕食します。行動範囲も広く、調査区域では栄養段階の上位に位置します。
	典型性	ゴマダラチョウ	昆虫類	里山二次林を代表するチョウです。幼虫はエノキを食樹とし、成虫はコナラやクスギの樹液に集まります。調査区域ではアカマツ—モチツツジ群集やコナラ群落を指標します。
		アカマツ—モチツツジ群集	植物	山地・丘陵地の大部分を占め、アカマツ、コナラ等からなる二次林です。里山二次林的な様相を呈しており、調査区域における樹林性の動植物にとっての重要な生息・生育場所です。
低地・台地の耕作地・ため池を中心とする生態系	上位性	タヌキ	哺乳類	水田を含む低地・台地一帯を主な生息域とする哺乳類の代表種で、低地・台地一帯の栄養段階の上位に位置しています。
	典型性	ヌマガエル	両生類	低地から低山の水田等に広く生息しています。生息個体数が多く、鳥類やヘビ類などの餌となります。
		ミナミメダカ	魚類	水田を代表する魚類で、水田とその周辺の水路等に生息します。灌漑期の水田等で繁殖します。
		ギンヤンマ	昆虫類	水生植物が繁茂するため池、水田、用水路などに生息しています。止水域を代表するトンボ類です。
		ヒシ	植物	浮葉植物で、湖沼、ため池等に分布します。調査区域に多数存在するため池を代表する種ですが、水生植物が繁茂する良好なため池環境は減少傾向にあります。
河川・河口域を中心とする生態系	上位性	サギ類	鳥類	ダイサギ、アオサギ、コサギ等複数の種が生息しています。河川周辺で魚類、甲殻類、カエル類、トカゲ類、ヘビ類、小型哺乳類や鳥類の卵等を餌としています。河川周辺においては栄養段階の上位に位置します。
	典型性	カヤネズミ	哺乳類	ヨシ等のイネ科草本群落に生息し、このような環境を代表する哺乳類です。主に昆虫や植物の種子を餌とし、哺乳類や鳥類等の上位捕食者の餌となっています。
		オイカワ	魚類	河川中下流域に広く生息しています。生息個体数は多く、流下昆虫、藻類等を餌としています。サギ類等肉食性鳥類の餌となります。
		トビハゼ	魚類	汽水域の干潟に生息しています。小型の甲殻類やゴカイ等を餌とし、鳥類の餌となります。干潟環境を代表する種ですが、本種が生息する干潟環境は、減少傾向にあります。
		ヨシ群落	植物	河川を中心とした水辺に分布します。カヤネズミの他、魚類、鳥類、底生動物等、多くの動物の生息場所や産卵場所となっており、水質浄化の機能もあります。
	特殊性	ヨドシロヘリ ハンミョウ	昆虫類	河口域のヨシ群落に隣接する干潟に生息するコウチュウ類です。小型の昆虫類を餌とし、鳥類等の餌となります。干潟の埋め立て等により、減少しているとされています。
		ハクセンシオ マネキ	底生動物	河口域の干潟に生息する小型の甲殻類です。珪藻類やバクテリアを餌とし、鳥類等の餌となります。本種が生息する干潟環境は、減少傾向にあります。

4.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1) 景観

調査区域では、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項により定められた良好な景観の形成に関する計画として、姫路市・神戸市で景観計画が策定されており、姫路市全域が景観計画区域とされています。また、兵庫県では、表 4.1-64 に示すとおり地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）が作成され、調査区域においては、太子町が西播磨地域 地域景観マスタープランの地域に含まれています。

以下に示す主要な眺望点及び景観資源については、表 4.1-65 に示す出典資料を参考として抽出しました。

表 4.1-64 地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）

地域景観マスタープランの目的	地域景観形成の方向性を共有する
	広域的な視点からの計画的な施策展開を図る
	参画と協働による継続的な地域景観づくりを図る
地域景観マスタープランの構成	地域景観の目標
	『地域景観の約束』
	拠点からの地域景観づくり
	地域景観づくりの進め方
策定地域	西播磨地域 地域景観マスタープラン （相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町）
	丹波地域 地域景観マスタープラン （丹波篠山市、丹波市）

出典：「地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）」兵庫県ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-65 主要な眺望点及び景観資源の把握に用いた文献等

番号	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
1	せとうち風景30選	平成8年12月	環境庁
2	第3回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図	平成元年	環境庁
3	ため池百選一覧	(令和3年4月)	農林水産省
4	国指定文化財等データベース	(令和3年4月)	文化庁
5	兵庫県版レッドリスト2011(地形・地質・自然景観・生態系)	(令和3年4月)	ひょうごの環境
6	景観条例に基づく指定制度	(令和3年4月)	兵庫県
7	兵庫県立考古博物館	(令和3年4月)	兵庫県立考古博物館
8	わがまちあかし景観50選	(令和3年4月)	明石市
9	明石の主な公園紹介	(令和3年4月)	明石市
10	東播磨ため池歳時記	令和2年3月	兵庫県
11	都市景観形成地区の紹介	(令和3年4月)	明石市
12	都市景観形成重要建築物の紹介	(令和3年4月)	明石市
13	観光マップ「いなみ紀行」	平成28年3月	稲美町
14	いなみ野フットパス	(令和3年4月)	稲美町
15	観光情報	(令和3年4月)	播磨町
16	喜瀬川緑道	(令和3年4月)	東播磨ツーリズム振興協議会
17	観光スポット案内	(令和3年4月)	加古川観光協会
18	鶴林寺周辺地区景観形成地区	(令和3年4月)	加古川市
19	観光情報	(令和3年4月)	一般社団法人高砂市観光交流ビューロー
20	高砂ぐるり東西南北 高砂観光ガイド	平成22年2月	高砂市観光協会、高砂市
21	市内名所	(令和3年4月)	高砂市
22	公園施設	(令和3年4月)	公益財団法人高砂市施設利用振興財団
23	姫路ツーリストガイド&マップ	令和元年10月	姫路市
24	姫路観光ナビひめのみち	(令和3年4月)	公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
25	木場ヨットハーバー	(令和3年4月)	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
26	姫路市地域夢プラン大全集 夢つづく未来への路ガイド	平成25年3月	姫路市
27	姫路市都市計画マスタープラン	平成27年3月	姫路市
28	公園めぐり	(令和3年4月)	姫路市
29	都市景観重要建築物等	(令和3年4月)	姫路市
30	景観遺産	平成30年11月	姫路市
31	姫路市景観計画	平成24年4月	姫路市
32	太子町ぶらりまち歩き	—	太子町観光協会
33	太子町都市計画マスタープラン	令和2年3月	太子町
34	ひょうごの景観ビューポイント150選	令和2年3月	兵庫県
35	兵庫県公式観光サイトHYOGO!ナビ	(令和3年4月)	公益社団法人ひょうご観光本部

(1) 主要な眺望点

調査区域に分布する主要な眺望点を表 4.1-66 及び図 4.1-26 に示します。

調査区域には、主要な眺望点として高御位山（播磨富士）等 121 箇所が存在しています。

都市計画対象道路事業実施区域には、主要な眺望点が 26 箇所存在しています。

表 4.1-66(1) 主要な眺望点

番号	市町	名称	出典
1	明石市	いなみ野ため池ミュージアム（皿池）	3,10
2	明石市	金ヶ崎公園	8,9
3	明石市	いなみ野ため池ミュージアム（亥ノ池）	3,10
4	明石市	いなみ野ため池ミュージアム（大池）	3,10
5	明石市	いなみ野ため池ミュージアム（新池）	3,10
6	明石市	いなみ野ため池ミュージアム（十七号池）	3,10
7	明石市	中尾親水公園	8,9
8	明石市	住吉神社の森・住吉公園	5,8
9	明石市	二見港とその周辺	8
10	明石市	明石海浜公園	9
11	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（葡萄園池）	3,10,14
12	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（掌中橋）	3,10,14
13	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（宮池）	3,10,14
14	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（内ヶ池）	3,10,14
15	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（広谷池）	3,10,14
16	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（辰巳池）	3,10,14
17	稲美町	草谷天神社	13
18	稲美町	加古大池の遊歩道	3,10,13,14,34
19	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（入ヶ池）	3,5,10,14
20	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（千波池）	3,5,10,14
21	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（琴池）	3,10,14
22	稲美町	天満大池・天満大池公園	3,10,13,14,35
23	稲美町	曇川緑道	現地踏査により確認
24	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（竜ヶ池）	3,10,14
25	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（梶ヶ池）	3,10,14
26	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（和田新池）	3,10,14
27	播磨町	緑道「であいのみち」	15
28	播磨町	愛宕塚古墳	15
29	播磨町	いなみ野ため池ミュージアム（北池）	3,10
30	播磨町	いなみ野ため池ミュージアム（大池）	3,10
31	播磨町	喜瀬川緑道	16
32	播磨町	兵庫県立考古博物館展望塔	7
33	播磨町	大中遺跡	15,34
34	播磨町	山之上遺跡	現地踏査により確認
35	播磨町	播磨大橋	現地踏査により確認
36	播磨町	阿閑神社本殿	15

注1) 表中の番号は図 4.1-26 に対応

注2) 表中の出典欄の番号は表 4.1-65 に対応

表 4.1-66(2) 主要な眺望点

番号	市町	名称	出典
37	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（潰目池）	3,10
38	加古川市	寺田池・明神の森	3,10,17
39	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（皿池）	3,10
40	加古川市	宮山農村公園	17
41	加古川市	西条の城山	17
42	加古川市	西条古墳群・西条廃寺	17
43	加古川市	横蔵寺	17
44	加古川市	加古川海洋文化センター・別府みなと緑地	17
45	加古川市	多木浜洋館（あかがね御殿）・別府港	6,17
46	加古川市	手枕の松（住吉神社）	17
47	加古川市	松風こみち	17
48	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（白助池）	3,10
49	加古川市	五社宮（野口神社）	17
50	加古川市	教信寺	17
51	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（峠池）	3,10
52	加古川市	平木橋、いなみ野ため池ミュージアム（前ノ池）	3,10,17
53	加古川市	新井緑道	17
54	加古川市	加古川市役所新館展望ロビー	現地踏査により確認
55	加古川市	鶴林寺仁王門前	34
56	加古川市	浜の宮公園・浜宮天神社	17
57	加古川市	白旗観音寺	17
58	加古川市	尾上神社・尾上の松	17
59	加古川市	河川敷公園（河原地区）	17
60	加古川市	光念寺	17
61	加古川市	金剛寺浦公園界わい	17
62	加古川市	称名寺（加古川城跡）	17,35
63	加古川市	春日神社・ニッケ社宅倶楽部	17
64	加古川市	加古川下流・池尻橋－相生橋（加古川橋）	5
65	加古川市	泊神社	17
66	加古川市	加古川河口	17
67	加古川市	加古川下流・池尻橋－相生橋（相生橋）	5
68	加古川市、高砂市	高御位山（播磨富士）	2,5,17,19,20,21,34,35
69	高砂市	加古川右岸自転車道	17
70	高砂市	高砂海浜公園・向島公園	19,20,21,22
71	高砂市	高砂大橋	現地踏査により確認
72	高砂市	高砂神社	19,20,21,35
73	高砂市	工楽松右衛門旧宅前	34
74	高砂市	梅ヶ枝湯前	21,34
75	高砂市	十輪寺	19,20,21
76	高砂市	米田天神社	19,20,21
77	高砂市	観瀈処	20,21
78	高砂市	石の宝殿（生石神社とその裏山）	5,19,20,21,34,35
79	高砂市	鹿島川	20,21
80	高砂市	荒井神社	19,20,21
81	高砂市	あらい浜風公園	19,20,21,22
82	高砂市	いなみ野ため池ミュージアム（阿弥陀新池）	3,10
83	高砂市	いなみ野ため池ミュージアム（惣毛池）	3,10

注 1) 表中の番号は図 4.1-26 に対応

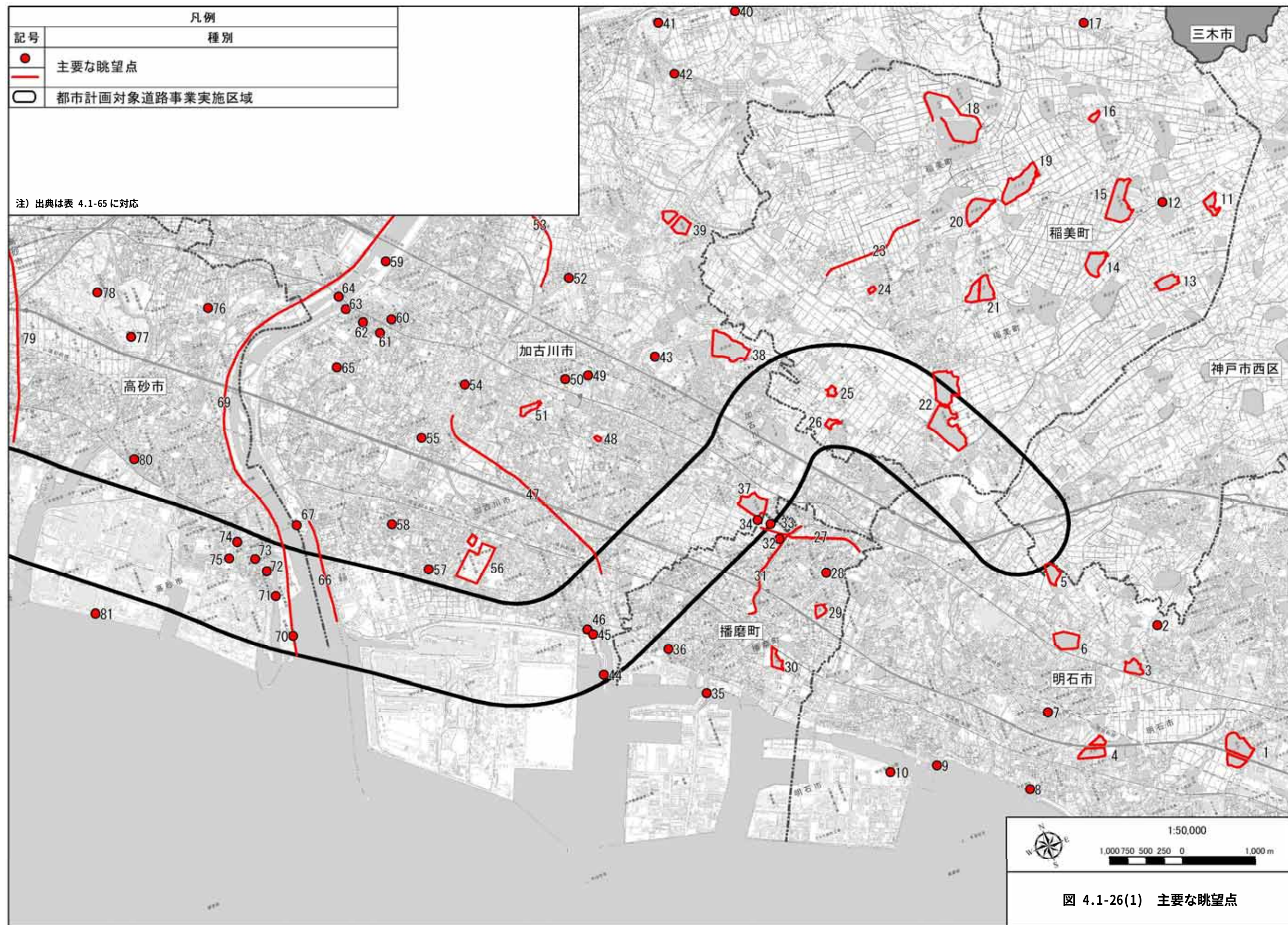
注 2) 表中の出典欄の番号は表 4.1-65 に対応

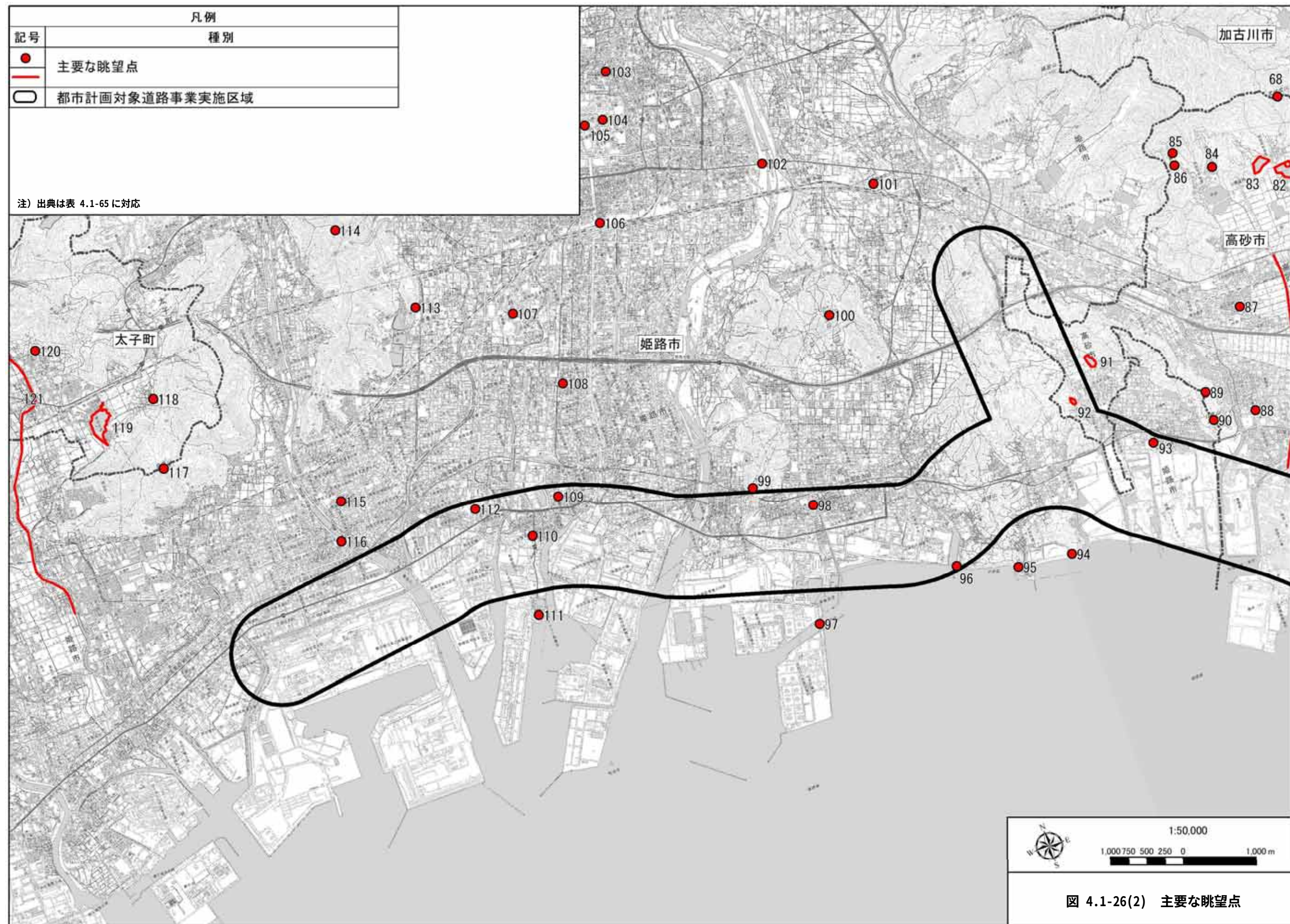
表 4.1-66(3) 主要な眺望点

番号	市町	名称	出典
84	高砂市	市ノ池公園	19,20,21,22
85	高砂市	鹿島・扇平自然公園	20,21,35
86	高砂市	鹿嶋神社	19,20,21
87	高砂市	時光寺	20,21
88	高砂市	曾根天満宮	19,20,21
89	高砂市	のじぎく植生地	20,21
90	高砂市	日笠山	5,19,20,21
91	高砂市	いなみ野ため池ミュージアム（北脇新池）	3,10
92	高砂市	いなみ野ため池ミュージアム（堂池）	3,10
93	姫路市	大塩天満宮	26
94	姫路市	青少年キャンプ場・マリンベルト（福泊マリンベルト）	26
95	姫路市	小赤壁（小赤壁公園）	1,2,5,26
96	姫路市	木場ヨットハーバー	25
97	姫路市	灘浜大橋	現地踏査により確認
98	姫路市	松原八幡神社	23,26,35
99	姫路市	白浜西山公園	現地踏査により確認
100	姫路市	麻生山（小富士山）	2
101	姫路市	播磨国分寺	26
102	姫路市	市川橋	26
103	姫路市	国登録文化財「芥田家住宅」前	34
104	姫路市	姫路市立美術館	23,24,30,34,35
105	姫路市	姫路城、姫山	4,5,23,24,26,27,30,34,35
106	姫路市	JR 姫路駅前の展望台キャッスルビュー	34
107	姫路市	手柄山中央公園	28,35
108	姫路市	亀山御坊本徳寺	24,26,35
109	姫路市	恵美酒宮天満神社	26
110	姫路市	浜の宮天満宮	26
111	姫路市	姫路港・姫路みなとミュージアム	24,35
112	姫路市	津田天満神社	26
113	姫路市	荒川神社	26
114	姫路市	鬢櫛山	26
115	姫路市	英賀神社	23,26
116	姫路市	夢前川の桜並木	26
117	姫路市	京見山	26
118	太子町	原大歳神社	32
119	太子町	福井大池	32,33
120	太子町	黒岡神社・古墳	32
121	太子町	大津茂川	33

注 1) 表中の番号は図 4.1-26 に対応

注 2) 表中の出典欄の番号は表 4.1-65 に対応





(2) 景観資源

調査区域に分布する景観資源を表 4.1-67 及び図 4.1-27 に示します。

調査区域には、景観資源として姫路城等 160 箇所が存在しています。

都市計画対象道路事業実施区域には、景観資源が 28 箇所存在しています。

表 4.1-67(1) 景観資源

番号	市町	名称	出典
1	明石市	大久保駅南地区都市景観形成地区	11
2	明石市	いなみ野ため池ミュージアム（皿池）	3,10
3	明石市	太陽酒造	6,8
4	明石市	金ヶ崎公園	8,9
5	明石市	いなみ野ため池ミュージアム（大池）	3,10
6	明石市	中尾親水公園	8,9
7	明石市	安達邸（平成 8 年指定）	12
8	明石市	いなみ野ため池ミュージアム（十七号池）	3,10
9	明石市	住吉神社の森・住吉公園	5,8
10	明石市	茨木酒造	6,8
11	明石市	原邸（平成 9 年指定）	12
12	明石市	明石市東二見地区における都市景観形成重要建築物群－1（丸尾邸（平成 11 年指定）、藤井邸（平成 16 年指定））	12
13	明石市	明石市東二見地区における都市景観形成重要建築物群－2（尾上邸（平成 17 年指定）、増本邸（平成 13 年指定）、尾上邸（平成 9 年指定））	12
14	明石市	二見港とその周辺	8
15	明石市	明石海浜公園	9
16	明石市	白沙荘（平成 11 年指定）	12
17	明石市	いなみ野ため池ミュージアム（稗沢池）	3,10
18	明石市	いなみ野ため池ミュージアム（大沢池）	3,10
19	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（葡萄園池）	3,10,14
20	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（宮池）	3,10,14
21	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（内ヶ池）	3,10,14
22	稲美町	井澤本家	6
23	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（広谷池）	3,10,14
24	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（辰巳池）	3,10,14
25	稲美町	さくらの森公園	13
26	稲美町	草谷天神社	13
27	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（野村池）	3,10,14
28	稲美町	加古大池	3,10,13,14,34
29	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（入ヶ池）	3,5,10,14
30	稲美町	播磨南部のため池群（千波池）	5,10,14
31	稲美町	万葉の森	13,35
32	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（琴池）	3,10,14
33	稲美町	天満大池・天満大池公園	3,10,13,14,35
34	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（梶ヶ池）	3,10,14
35	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（和田新池）	3,10,14

注 1) 表中の番号は図 4.1-27 に対応

注 2) 表中の出典欄の番号は表 4.1-65 に対応

表 4.1-67(2) 景観資源

番号	市町	名称	出典
36	播磨町	緑道「であいのみち」	15
37	播磨町	野添北公園	15
38	播磨町	愛宕塚古墳	15
39	播磨町	いなみ野ため池ミュージアム（北池）	3,10
40	播磨町	いなみ野ため池ミュージアム（大池）	3,10
41	播磨町	喜瀬川緑道	16
42	播磨町	大中遺跡	15,34
43	播磨町	山之上遺跡	現地踏査により確認
44	播磨町	阿閑神社本殿	15
45	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（潰目池）	3,10
46	加古川市	寺田池・明神の森	3,10,17
47	加古川市	横蔵寺	17
48	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（皿池）	3,10
49	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（西田池）	3,10
50	加古川市	宮山農村公園	17
51	加古川市	西条の城山	17
52	加古川市	西条古墳群・西条廃寺	17
53	加古川市	平木橋、いなみ野ため池ミュージアム（前ノ池）	3,10,17
54	加古川市	新井緑道	17
55	加古川市	五社宮（野口神社）	17
56	加古川市	教信寺	17
57	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（白助池）	3,10
58	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（峠池）	3,10
59	加古川市	松風こみち	17
60	加古川市	加古川海洋文化センター・別府みなと緑地	17
61	加古川市	多木浜洋館（あかがね御殿）・別府港	6,17
62	加古川市	手枕の松（住吉神社）	17
63	加古川市	宝蔵寺	17
64	加古川市	浜の宮公園・浜宮天神社	17
65	加古川市	白旗観音寺	17
66	加古川市	尾上神社・尾上の松	17
67	加古川市	鶴林寺周辺地区景観形成地区	18
68	加古川市	鶴林寺	17,35
69	加古川市	鹿児の庭	17
70	加古川市	光念寺	17
71	加古川市	金剛寺浦公園界わい	17
72	加古川市	称名寺（加古川城跡）	17,35
73	加古川市	春日神社・ニック社宅倶楽部	17
74	加古川市	泊神社	17
75	加古川市	河川敷公園（河原地区）	17
76	加古川市	加古川下流・池尻橋－相生橋	5
77	加古川市	加古川河口	17
78	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（入住池）	3,10
79	加古川市、 高砂市	高御位山（播磨富士）	2,5,17,19,20,21,34,35

注 1) 表中の番号は図 4.1-27 に対応

注 2) 表中の出典欄の番号は表 4.1-65 に対応

表 4.1-67(3) 景観資源

番号	市町	名称	出典
80	高砂市	高砂地区景観形成地区	6
81	高砂市	高砂海浜公園・向島公園	19,20,21,22
82	高砂市	高砂神社	19,20,21,35
83	高砂市	十輪寺	19,20,21
84	高砂市	小松原三社大神社	20
85	高砂市	荒井神社	19,20,21
86	高砂市	米田天神社	19,20,21
87	高砂市	石の宝殿（生石神社とその裏山）	5,19,20,21,34,35
88	高砂市	いなみ野ため池ミュージアム（南池新池）	3,10
89	高砂市	鹿島川	20,21
90	高砂市	いなみ野ため池ミュージアム（阿弥陀新池）	3,10
91	高砂市	いなみ野ため池ミュージアム（惣毛池）	3,10
92	高砂市	鹿島・扇平自然公園	20,21,35
93	高砂市	鹿嶋神社	19,20,21
94	高砂市	時光寺	20,21
95	高砂市	曾根天満宮	19,20,21
96	高砂市	日笠山	5,19,20,21
97	高砂市	のじぎく植生地	20,21
98	高砂市	いなみ野ため池ミュージアム（北脇新池）	3,10
99	高砂市	いなみ野ため池ミュージアム（堂池）	3,10
100	姫路市	大塩のじぎくの里公園	28
101	姫路市	馬坂峠	26
102	姫路市	大塩天満宮	26
103	姫路市	的形の海浜植物自生地	5
104	姫路市	小赤壁	1,2,5,26
105	姫路市	的形川	30
106	姫路市	中村家住宅	29
107	姫路市	岡本家住宅	29
108	姫路市	清水家住宅	29
109	姫路市	麻生山（小富士山）	2
110	姫路市	松原八幡神社	23,26,35
111	姫路市	御旅山広畠と段々畑	30
112	姫路市	播磨国分寺	26
113	姫路市	市川橋	26
114	姫路市	西国街道（旧山陽道）	26
115	姫路市	市川堤防の桜	26
116	姫路市	町家（魚橋呉服店、大野家住宅など）	26
117	姫路市	野里街道地区	31,34
118	姫路市	姫路公園	35
119	姫路市	ノコギリ型町並み（福本町、八木町）	26
120	姫路市	寺町すじ	26
121	姫路市	歴史の道	26,34
122	姫路市	シロトピア記念公園	30
123	姫路市	姫路市立美術館	23,24,30,34,35
124	姫路市	姫路城	4,23,24,27,30,34,35
125	姫路市	姫山	5,26
126	姫路市	大手前通り地区	31,34
127	姫路市	姫路駅北駅前広場地区	31

注 1) 表中の番号は図 4.1-27 に対応

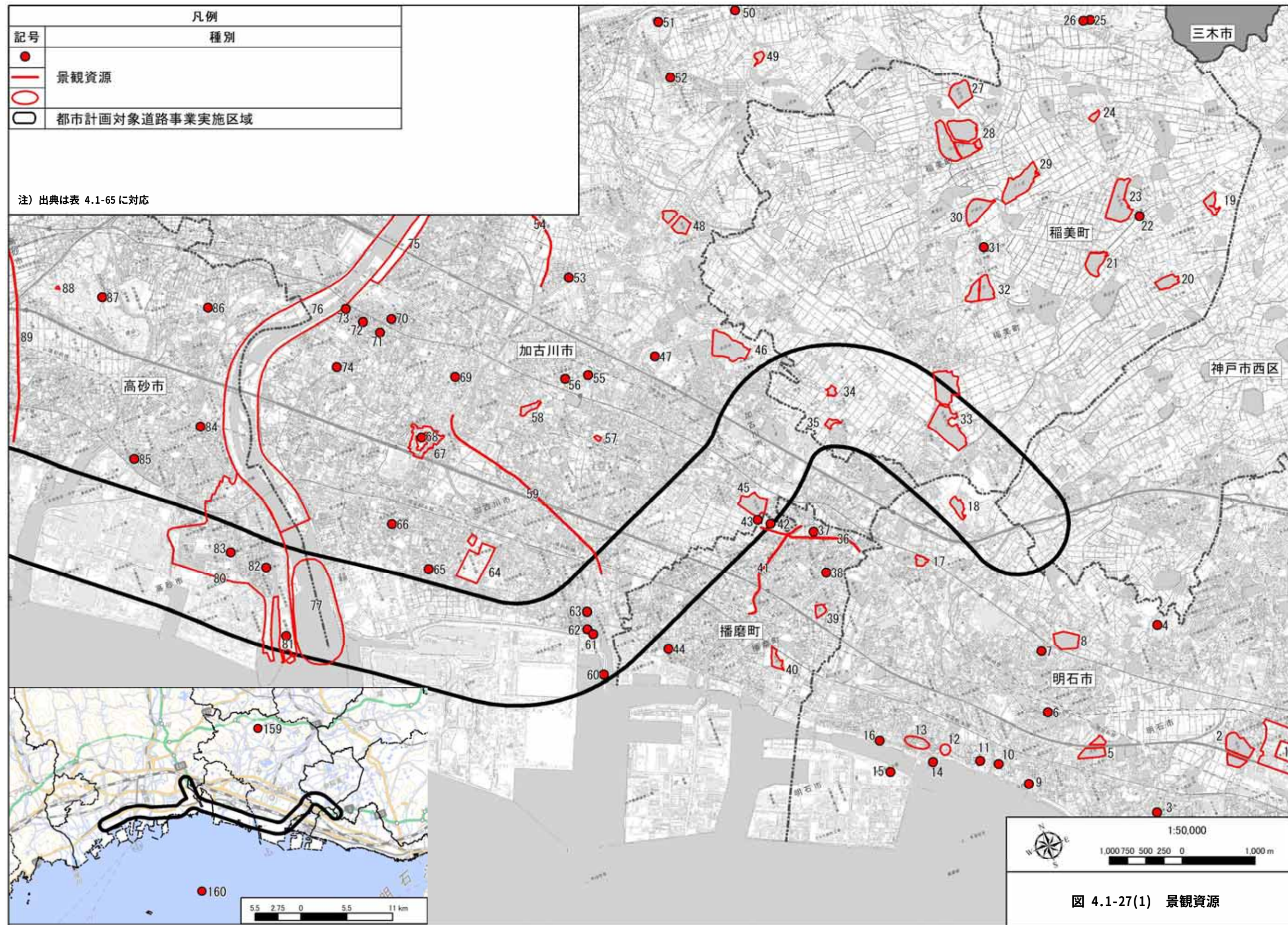
注 2) 表中の出典欄の番号は表 4.1-65 に対応

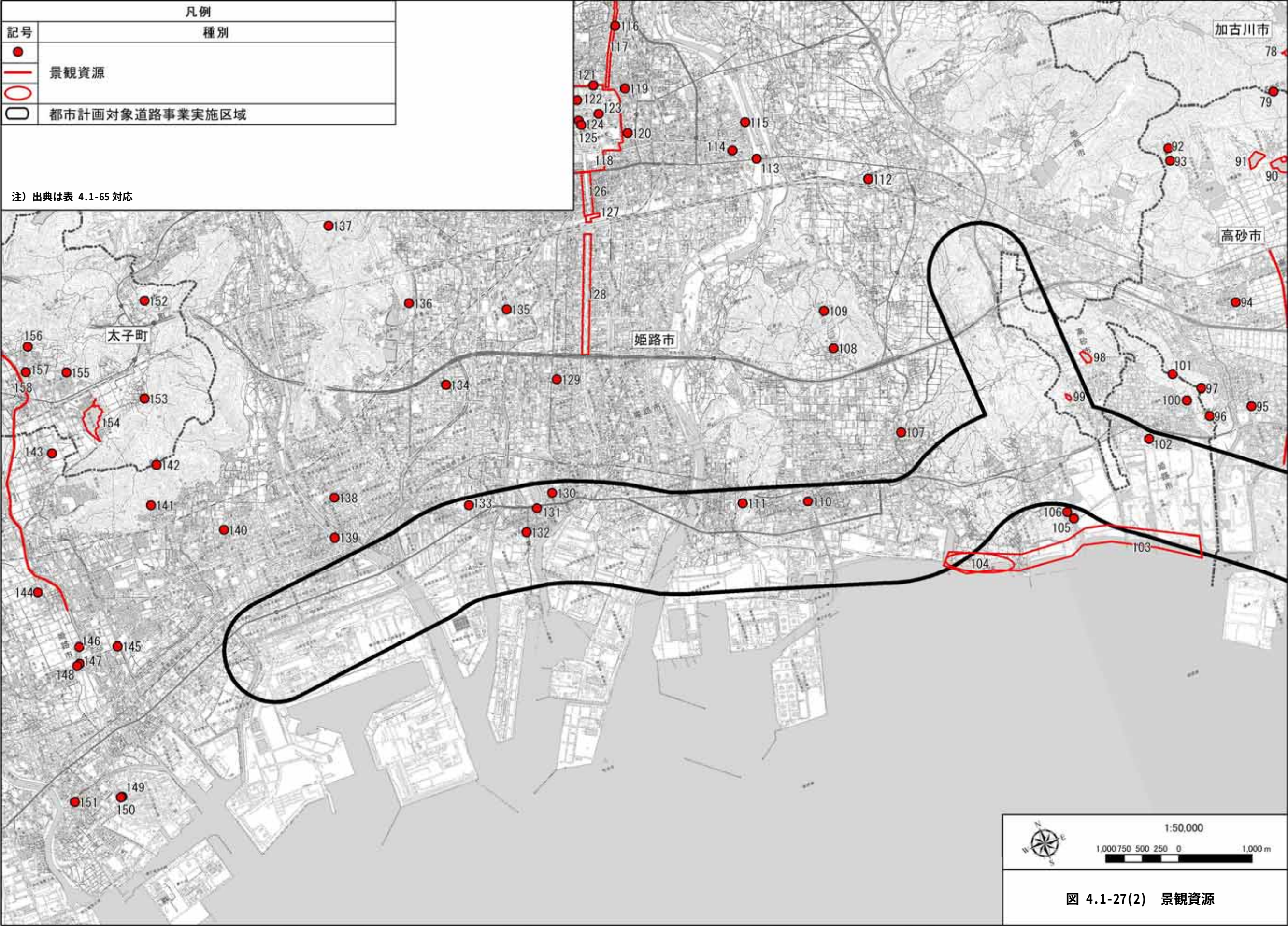
表 4.1-67(4) 景観資源

番号	市町	名称	出典
128	姫路市	駅南大路地区	31
129	姫路市	亀山御坊本徳寺	24,26,35
130	姫路市	恵美酒宮天満神社	26
131	姫路市	宮堀川緑道	26
132	姫路市	浜の宮天満宮	26
133	姫路市	津田天満神社	26
134	姫路市	玉手の湧水広場	30
135	姫路市	手柄山中央公園	28,35
136	姫路市	荒川神社	26
137	姫路市	鬢櫛山	26
138	姫路市	英賀神社	23,26
139	姫路市	夢前川の桜並木	26
140	姫路市	室津道	26
141	姫路市	京見会館	26,29
142	姫路市	京見山	26
143	姫路市	下太田廃寺跡	30
144	姫路市	宮田西川	26
145	姫路市	室津道（室街道）	26
146	姫路市	大津茂川田井潮止め水門	26
147	姫路市	大津茂川横堰（よこせん）	26
148	姫路市	大津、網干の蓮池	30
149	姫路市	外国人技師住宅（クラブハウス）－ダイセル異人館－	26,29
150	姫路市	外国人技師住宅（旧図書館）－ダイセル異人館－	26,29
151	姫路市	網干川	26
152	太子町	山陽道・山田峠付近（山田遺跡）	32
153	太子町	原大歳神社	32
154	太子町	福井大池	32,33
155	太子町	桜井の清水	32
156	太子町	黒岡神社・古墳	32
157	太子町	太田地蔵尊	32
158	太子町	大津茂川	33
159	加古川市	城山（中道子山）	2
160	姫路市	ほうらく島（上島）	34

注 1) 表中の番号は図 4.1-27 に対応

注 2) 表中の出典欄の番号は表 4.1-65 に対応





(3) 主要な眺望景観

主要な眺望景観として、主要な眺望点からの景観資源及び都市計画対象道路事業実施区域の視認状況を整理しました。主要な眺望景観の状況を表 4.1-68 に示します。調査区域には、都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる箇所が複数存在しています。

表 4.1-68(1) 主要な眺望景観の整理結果

番号	眺望点名称	都市計画対象道路事業実施区域及び 景観資源の視認状況	視認できると 考えられる景観資源
1	いなみ野ため池ミュージアム(皿池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
2	金ヶ崎公園	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
3	いなみ野ため池ミュージアム(亥ノ池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
4	いなみ野ため池ミュージアム(大池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
5	いなみ野ため池ミュージアム(新池)	遠景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源の視認の可能性がある。	いなみ野ため池ミュージアム(新池)
6	いなみ野ため池ミュージアム(十七号池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
7	中尾親水公園	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
8	住吉神社の森・住吉公園	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
9	二見港とその周辺	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
10	明石海浜公園	遠景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源の視認の可能性がある。	明石海浜公園
11	いなみ野ため池ミュージアム(葡萄園池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
12	いなみ野ため池ミュージアム(掌中橋)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
13	いなみ野ため池ミュージアム(宮池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
14	いなみ野ため池ミュージアム(内ヶ池)	中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源の視認の可能性がある。	いなみ野ため池ミュージアム(内ヶ池)
15	いなみ野ため池ミュージアム(広谷池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
16	いなみ野ため池ミュージアム(辰巳池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
17	草谷天神社	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
18	加古大池の遊歩道	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
19	いなみ野ため池ミュージアム(入ヶ池)	中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源の視認の可能性がある。	いなみ野ため池ミュージアム(入ヶ池)
20	いなみ野ため池ミュージアム(千波池)	中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源の視認の可能性がある。	いなみ野ため池ミュージアム(千波池)
21	いなみ野ため池ミュージアム(琴池)	中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源の視認の可能性がある。	いなみ野ため池ミュージアム(琴池)

表 4.1-68(2) 主要な眺望景観の整理結果

番号	眺望点名称	都市計画対象道路事業実施区域及び 景観資源の視認状況	視認できると 考えられる景観資源
22	天満大池・天満大池公園	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	天満大池・天満大池公園
23	曇川緑道	中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	曇川緑道
24	いなみ野ため池ミュージアム(竜ヶ池)	中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	いなみ野ため池ミュージアム(竜ヶ池)
25	いなみ野ため池ミュージアム(梶ヶ池)	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	いなみ野ため池ミュージアム(梶ヶ池)
26	いなみ野ため池ミュージアム(和田新池)	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	いなみ野ため池ミュージアム(和田新池)
27	緑道「であいのみち」	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	大中遺跡公園
28	愛宕塚古墳	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
29	いなみ野ため池ミュージアム(北池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
30	いなみ野ため池ミュージアム(大池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
31	喜瀬川緑道	近景に都市計画対象道路事業実施区域を視認でき、景観資源も眺望できる可能性がある。	大中遺跡公園
32	兵庫県立考古博物館展望塔	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	大中遺跡公園、いなみ野ため池ミュージアム(潰目池)
33	大中遺跡公園	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	大中遺跡公園
34	山之上遺跡	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	山之上遺跡、いなみ野ため池ミュージアム(潰目池)
35	播磨大橋	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	加古川海洋文化センター・別府みなと緑地
36	阿閩神社本殿	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
37	いなみ野ため池ミュージアム(潰目池)	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	いなみ野ため池ミュージアム(潰目池)
38	寺田池・明神の森	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	寺田池・明神の森
39	いなみ野ため池ミュージアム(皿池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
40	宮山農村公園	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
41	西条の城山	遠景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	加古川下流・池尻橋一相生橋
42	西条古墳群・西条廃寺	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
43	横蔵寺	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
44	加古川海洋文化センター・別府みなと緑地	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	加古川河口、多木浜洋館(あかがね御殿)・別府港

表 4.1-68(3) 主要な眺望景観の整理結果

番号	眺望点名称	都市計画対象道路事業実施区域及び 景観資源の視認状況	視認できると 考えられる景観資源
45	多木浜洋館(あかがね御殿)・別府港	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	多木浜洋館(あかがね御殿)・別府港
46	手枕の松(住吉神社)	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	手枕の松(住吉神社)
47	松風こみち	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	松風こみち
48	いなみ野ため池ミュージアム(白助池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
49	五社宮(野口神社)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
50	教信寺	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
51	いなみ野ため池ミュージアム(峠池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
52	平木橋、いなみ野ため池ミュージアム(前ノ池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
53	新井緑道	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
54	加古川市役所新館展望ロビー	遠景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	鶴林寺、加古川下流・池尻橋－相生橋、加古川河口
55	鶴林寺仁王門前	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
56	浜の宮公園・浜宮天神社	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	浜の宮公園・浜宮天神社
57	白旗観音寺	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
58	尾上神社・尾上の松	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
59	河川敷公園(河原地区)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
60	光念寺	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
61	金剛寺浦公園界わい	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
62	称名寺(加古川城跡)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
63	春日神社・ニッケ社宅倶楽部	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
64	加古川下流・池尻橋－相生橋(加古川橋)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
65	泊神社	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
66	加古川河口	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	加古川河口、高砂海浜公園・向島公園
67	加古川下流・池尻橋－相生橋(相生橋)	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	加古川河口、高砂海浜公園・向島公園

表 4.1-68(4) 主要な眺望景観の整理結果

番号	眺望点名称	都市計画対象道路事業実施区域及び 景観資源の視認状況	視認できると 考えられる景観資源
68	高御位山(播磨富士)	遠景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	阿弥陀新池、ほうらく島(上島)
69	加古川右岸自転車道	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	加古川河口、高砂海浜公園・向島公園
70	高砂海浜公園・向島公園	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	加古川河口、高砂海浜公園・向島公園
71	高砂大橋	近景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	加古川河口、高砂海浜公園・向島公園
72	高砂神社	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	高砂地区景観形成地区
73	工楽松右衛門旧宅前	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	高砂地区景観形成地区
74	梅ヶ枝湯前	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	高砂地区景観形成地区
75	十輪寺	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	十輪寺、高砂地区景観形成地区
76	米田天神社	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
77	観瀾処	遠景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	日笠山、ほうらく島(上島)
78	石の宝殿(生石神社とその裏山)	遠景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	加古川河口、ほうらく島(上島)
79	鹿島川	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	鹿島川
80	荒井神社	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域を視認できるが、眺望できる景観資源が存在しない。	
81	あらい浜風公園	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域を視認できるが、眺望できる景観資源が存在しない。	
82	いなみ野ため池ミュージアム(阿弥陀新池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
83	いなみ野ため池ミュージアム(惣毛池)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
84	市ノ池公園	遠景に都市計画対象道路事業実施区域を視認できるが、眺望できる景観資源が存在しない。	
85	鹿島・扇平自然公園	遠景に都市計画対象道路事業実施区域を視認できるが、眺望できる景観資源が存在しない。	
86	鹿嶋神社	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
87	時光寺	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
88	曾根天満宮	中景に都市計画対象道路事業実施区域の視認の可能性はあるが、眺望できる景観資源が存在しない。	
89	のじぎく植生地	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
90	日笠山	遠景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	日笠山、ほうらく島(上島)

表 4.1-68(5) 主要な眺望景観の整理結果

番号	眺望点名称	都市計画対象道路事業実施区域及び 景観資源の視認状況	視認できると 考えられる景観資源
91	いなみ野ため池ミュージアム（北脇新池）	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	いなみ野ため池ミュージアム（北脇新池）
92	いなみ野ため池ミュージアム（堂池）	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	いなみ野ため池ミュージアム（堂池）
93	大塩天満宮	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	大塩天満宮
94	青少年キャンプ場・マリンベルト(福泊マリーナベルト)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
95	小赤壁(小赤壁公園)	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
96	木場ヨットハーバー	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域を視認できるが、眺望できる景観資源が存在しない。	
97	灘浜大橋	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	小赤壁
98	松原八幡神社	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域を視認できるが、眺望できる景観資源が存在しない。	
99	白浜西山公園	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	御旅山広畠と段々畑
100	麻生山(小富士山)	遠景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	仁寿山
101	播磨国分寺	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
102	市川橋	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
103	国登録文化財「芥田家住宅」前	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
104	姫路市立美術館	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
105	姫路城、姫山	遠景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	千姫ぼたん園
106	JR 姫路駅前の展望台 キャッスルビュー	都市計画対象道路事業実施区域の視認の可能性はあるが、眺望できる景観資源が存在しない。	
107	手柄山中央公園	遠景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	手柄山中央公園
108	亀山御坊本徳寺	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
109	恵美酒宮天満神社	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域の視認の可能性はあるが、眺望できる景観資源が存在しない。	
110	浜の宮天満宮	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	浜の宮天満宮
111	姫路港・姫路みなとミュージアム	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域の視認の可能性はあるが、眺望できる景観資源が存在しない。	
112	津田天満神社	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	津田天満神社

表 4.1-68(6) 主要な眺望景観の整理結果

番号	眺望点名称	都市計画対象道路事業実施区域及び 景観資源の視認状況	視認できると 考えられる景観資源
113	荒川神社	遠景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	手柄山中央公園、荒川神社
114	鬢櫛山	遠景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	ほうらく島(上島)
115	英賀神社	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
116	夢前川の桜並木	近景～中景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	夢前川の桜並木
117	京見山	遠景に都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる可能性がある。	京見会館、ほうらく島(上島)
118	原大歳神社	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
119	福井大池	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
120	黒岡神社・古墳	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	
121	大津茂川	都市計画対象道路事業実施区域を視認することはできないと考えられる。	

2) 人と自然との触れ合いの活動の場

調査区域に分布する主要な人と自然との触れ合いの活動の場（以下、「触れ合い活動の場」という。）を表 4.1-70 及び図 4.1-28 に示します。なお、主要な触れ合い活動の場については、表 4.1-69 に示す出典資料を参考として抽出しました。

調査区域には、主要な触れ合い活動の場が 84 箇所存在しています。

都市計画対象道路事業実施区域には、高砂海浜公園・向島公園、白浜海水浴場などの主要な触れ合い活動の場が 21 箇所存在しています。

表 4.1-69 主要な触れ合い活動の場の把握に用いた文献等

番号	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
1	第3回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図	平成元年	環境庁
2	ため池百選一覧	(令和3年4月)	農林水産省
3	兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）	(令和3年4月)	ひょうごの環境
4	ひょうごの生物多様性保全プロジェクト	(令和3年4月)	ひょうごの環境
5	生物多様性ひょうご戦略	平成31年2月	兵庫県
6	ひょうごのいきもの・ふるさとを見守るなかま	平成22年9月	兵庫県立人と自然の博物館
7	明石の主な公園紹介	(令和3年4月)	明石市
8	一般社団法人明石市観光協会ホームページ	(令和3年4月)	一般社団法人明石市観光協会
9	観光マップ「いなみ紀行」	平成28年3月	稲美町
10	いなみ野フットパス	(令和3年4月)	稲美町
11	喜瀬川ふるさとの川整備事業パンフレット	—	加古川土木事務所
12	ふれあいはりまガイドマップ	令和2年9月	播磨町
13	野添北公園	平成27年1月	播磨町
14	野添であい公園	平成25年4月	播磨町
15	石ヶ池公園パンフレット	—	播磨町
16	喜瀬川緑道	(令和3年4月)	東播磨ツーリズム振興協議会
17	観光スポット案内	(令和3年4月)	加古川観光協会
18	観光モデルコース	(令和3年4月)	加古川観光協会
19	第3次加古川市環境基本計画	令和3年3月	加古川市
20	観光情報	(令和3年4月)	一般社団法人高砂市観光交流ビューロー
21	高砂ぐるり東西南北 高砂観光ガイド	平成22年2月	高砂市観光協会、高砂市
22	市内名所	(令和3年4月)	高砂市
23	姫路観光ナビひめのみち	(令和3年4月)	公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
24	手柄山中央公園について	(令和3年4月)	姫路市
25	姫路城「さくらの大回廊」ルートマップ	令和3年2月	姫路市
26	姫路公園のご案内	(令和3年4月)	姫路市
27	お花の名所一覧	(令和3年4月)	姫路市
28	姫路市都市計画マスタープラン	平成27年3月	姫路市
29	生物多様性ひめじ戦略	平成28年3月	姫路市
30	市民活動ネットひめじ	(令和3年4月)	姫路市市民活動・ボランティアサポートセンターひめじおん
31	「市川野鳥観察所」でバードウォッチング	(令和3年4月)	姫路市
32	姫路市地域夢プラン大全集 夢つづく未来への路ガイド	平成25年3月	姫路市
33	太子町都市計画マスタープラン	令和2年3月	太子町
34	東播磨ため池歳時記	令和2年3月	兵庫県

表 4.1-70(1) 主要な触れ合い活動の場

番号	市町	名称	概要	出典
1	明石市	いなみ野ため池ミュージアム（皿池）	明石市内で最大のため池で、渡り鳥が飛来。野鳥観察会のほか、堤頂道路は散歩やジョギングの場となっている。	2,34
2	明石市	金ヶ崎公園	市内でも少ない自然が残された公園で、遊歩道、せせらぎがあり、自然に身近にふれあい、親しめる。	4,6,7
3	明石市	いなみ野ため池ミュージアム（大池）	生態環境が良く、オニバス鑑賞会やバードウォッチングを行うことができる。	2,34
4	明石市	中尾親水公園	水遊び池、親水護岸、多目的広場等があり、貴重な水生植物のガガブタ等も見られる。	7
5	明石市	明石海浜公園	海に囲まれた総合公園で、プール、テニスコート、自由広場、ジョギングコース等がある。	7,8
6	明石市	いなみ野ため池ミュージアム（稗沢池）	国道 2 号線沿いのため池で、オニバス等が生息し、遠くから花を見に来る人もいる。	2,34
7	稲美町	いなみ野フットパス ため池と流のみち	ため池を中心とした水利用のすばらしさを自然や文化を通して感じることでできる散策ルート。	10
8	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（葡萄園池）	淡水クラゲが生息。神出天王山等の景色を見渡せ、天気の良い日は明石海峡大橋が見える。ウォーキング等も実施。	2,10,34
9	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（掌中橋）	平成 19 年度ため池ミュージアム事業で、掌中橋の保全を目的として、周辺に公園施設が造られた。公園には掌中橋より導いた水を利用したビオトープがあり、多様な植生を見ることができる。	2,10,34
10	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（宮池）	池の周囲には、遊歩道ができ、多くの人がウォーキングを楽しむ。	2,10,34
11	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（内ヶ池）	改修工事に伴い、遊歩道が整備され、地域の方々の散歩や憩いの場として利用されている。	2,10,34
12	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（広谷池）	隣接する広沢池とあわせ、遊歩道が整備され、総周回延長は約 2,000m となっている。	2,10,34
13	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（辰巳池）	池の周辺に地域住民が桜を植樹、珍しい野鳥が飛来する等、歴史や自然に育まれる景観。周囲の遊歩道では、多くの人がウォーキングを楽しんでいる。	2,10,34
14	稲美町	さくらの森公園	約 700 本の桜の木が植えられ、遊具や散策道があり、春には「まちづくり桜ウォーキング」の会場になる。	9
15	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（加古大池）	加古大池の自然ゾーンの一角を水生植物園として整備し、保護、保全を行っている。ウインドサーフィン、釣り、ジョギング、ウォーキング等を楽しめる。	2,9,10,34
16	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（入ヶ池）	堤に遊歩道が整備され、朝・夕には近隣の人々が景色や水鳥等を見ながら散歩している。	2,10,34

注）表中の番号は図 4.1-28 に対応

表 4.1-70(2) 主要な触れ合い活動の場

番号	市町	名称	概要	出典
17	稲美町	万葉の森	万葉集に詠まれた「いなみ野」と瀬戸内海を形造った日本庭園で、約 120 種類の万葉植物等がある。	9
18	稲美町	稲美中央公園	スポーツ施設、グラウンドゴルフ場、野外活動センター、遊具等がありそれぞれの楽しみ方で休日を過ごすことができる。	9
19	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（琴池）	西側堤体には四阿が整備され、池面にそよぐ風を気持ちよく感じることができる。周遊できる遊歩道も整備された。	2,10,34
20	稲美町	いなみ野水辺の里公園	水辺や緑に囲まれた豊かな環境の中で、自然を学びながら遊び、憩える公園である。	4,9
21	稲美町	天満大池・天満大池公園	県内最古のため池、県下第2位の面積。アサザの自生池で、保全活動が行われている。天満大池公園では、バーベキューサイトやバードウッチング、散歩を楽しめる。	2,9,10,34
22	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（和田新池）・和田新池公園	改修工事に伴い、遊歩道、公園が整備され、多くの人がウォーキングを楽しむ。	2,10,34
23	稲美町	いなみ野ため池ミュージアム（梶ヶ池）	水辺学習の場として近隣小学校児童による水質浄化の試みを実施。遊歩道等整備のほか、周辺の減反水田を利用して稲美町花のコスモスを植え、コスモス迷路を開放している。	2,10,34
24	稲美町	大沢池スポーツ公園	様々なトリム器具、多目的グラウンド、ジョギングコース等があり、楽しみながら運動ができる公園。	9
25	播磨町	緑道「であいのみち」	別府鉄道の軌道跡地を緑道として整備したもので、120 種類、25,000 本の花木が植えられている。	12
26	播磨町	野添北公園	総面積 1.5ha の公園で、園内には 100 種類以上の樹木や草花、アスレチック遊具、人工池、広場、ビオトープ等がある。	12,13
27	播磨町	野添であい公園	広い芝生を有する地域の人々の憩いの場で、バーベキュー施設、児童遊具、噴水等が整備されている。	12,14
28	播磨町	播磨大中古代の村（大中遺跡公園）	国の史跡に指定された大中遺跡の広大な敷地に、弥生時代後期の竪穴住居が復元され、憩いの場、歴史学習の場として利用されている。	12
29	播磨町	喜瀬川・喜瀬川緑道	ふるさとの川・喜瀬川として、多くの人々に利用され、水生生物や植物の観察会などが開催されている。緑道は、治水事業と同時に、親水空間として整備された。桜並木、ベンチ、トイレ、親水ゾーンが各所にあり、周辺の人々の憩いの場として親しまれている。	11,16
30	播磨町	いなみ野ため池ミュージアム（北池）	魚のつかみ取り大会、バードウォッチング、水質調査等を実施。周辺の遊歩道ではジョギング等、住民の健康広場として活用されている。	2,34

注）表中の番号は図 4.1-28 に対応

表 4.1-70(3) 主要な触れ合い活動の場

番号	市町	名称	概要	出典
31	播磨町	いなみ野ため池ミュージアム（大池）	池の一部を埋め立て、新井大池広場として整備したほか、堤には遊歩道を整備している。	2,34
32	播磨町	石ヶ池公園	パークセンター・芝生広場・遊具が設置された公園、ボードウォーク、植物園などの施設が整い、地域住民の憩いの場、交流拠点となっている。	12,15
33	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（漬目池）	田んぼより一段高い位置にある池の土手は、播磨町大中遺跡公園へ朝・夕散歩コースとして利用されている。	2,34
34	加古川市	寺田池	市内最大のため池で、冬は渡り鳥の休息場になっており、遊歩道や展望デッキが設けられ、自然とふれあえる憩いの場となっている。	2,17,19,34
35	加古川市	横蔵寺	門前に見事な日本庭園があり、四季の移ろいを映し出し、訪れる人々を和ませている。	17
36	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（皿池）	池の周囲を遊歩道としている。冬の池干しの時にはレンコンを採ることができる。	2,34
37	加古川市	曇川	入ヶ池からの水が流れており、川沿いの道は桜、彼岸花、コスモス等が季節毎に彩りを添える。	10,19
38	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（西田池）	10 月下旬には中西条地区と共同で西田池祭りを行っている。	2,34
39	加古川市	宮山農村公園	公園内に宮山遺跡がある。隠れた桜の名所で、広場もあり、子供たちの遊び場になっている。	17
40	加古川市	新井緑道・新井用水	新井緑道は新井用水沿いに整備された散策道で、四季の自然を感じながら散歩することができる。	17
41	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（前ノ池）	平成 21 年に平木橋を移設、加古川市 50 選に選ばれた。2～3 年に一度、3 つのため池（前ノ池、山ノ神池、狩ヶ池）を巡るウォーキング大会を開催。	2,34
42	加古川市	観光モデルコース（西国街道浪漫コース）	加古川市南部の西国街道を通る散策コースで、街道沿いには多くの寺社等が残る。	18
43	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（白助池）	地域住民の多くが散歩、憩いの場として利用。池内の東部には、ヨシ、キシウブ、ショウブ、北西部ではハスが生息。	2,34
44	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（峠池）	加古川市の中でも古い歴史を誇る。遊歩道は、近隣中学校のクラブ活動のランニング、近隣の方のウォーキングに利用されている。	2,34
45	加古川市	鹿兒の庭	昭和 48 年に造られた純日本庭園。四季折々の花を觀賞できる。	17
46	加古川市	松風こみち	別府鉄道の跡地で黒松とつつじで彩られた歩行者、自転車道路である。	17

注）表中の番号は図 4.1-28 に対応

表 4.1-70(4) 主要な触れ合い活動の場

番号	市町	名称	概要	出典
47	加古川市	観光モデルコース（播州松めぐりコース）	昔の人々の大きな娯楽であった播州松巡りを再現した加古川市南部のウォーキングコース。	18
48	加古川市	浜の宮公園・浜宮天神社	市の木「黒松」が群生する公園で、グラウンド、市民プール、自由広場等があり、レクリエーションの場となっている。公園の西北端には、浜宮天神社があり、境内には加古の浜松がある。	17,19
49	加古川市	観光モデルコース（ノスタルジックコース）	加古川市中央部の戦前の雰囲気に残る風景の中を散策するコースである。	18
50	加古川市	河川敷公園（河原地区）	加古川の堤防下にあり、レクリエーションの場として利用できる設備が整っている。	17
51	加古川市	加古川右岸自転車道	高砂海浜公園から加古川右岸沿いに北へ、権現ダムを経て志方東公園まで走れるサイクリングコースである。	17
52	加古川市	いなみ野ため池ミュージアム（大池）	堤防の上から志方南部の眺望を楽しめ、春には日吉神社周辺に咲く桜が人々を楽しませてくれる。	2,34
53	加古川市、高砂市	高御位山（播磨富士）	標高 360m の山で、頂上まで登山することができる。頂上は、高砂・加古川市街、播磨灘等 360 度の眺めが楽しめることで知られる。	1,3,17,20,21,22
54	高砂市	高砂海浜公園・向島公園	水遊び、釣り、散歩の絶好の場所として四季を通して人気がある。高砂海浜公園は、「日本の白砂青松 100 選」に選定されている。	20,21,22
55	高砂市	あらい浜風公園	播磨灘を一望できる展望施設、散歩道、帆船型の複合遊具などがあり、訪れた人の憩いの場となっている。	20,21,22
56	高砂市	鹿島川・鹿島川河口	高御位山から瀬戸内海に流れ込む川で、春には両岸の桜並木が咲き乱れる。	21,22
57	高砂市	播磨アルプス全山縦走コース	高御位山を中心とした播磨アルプス全山を縦走する登山コース。登山口が多く、様々なバリエーションを組める。	20
58	高砂市	鹿島・扇平自然公園	広大な園内に、鹿嶋神社、展望台、児童遊園などがあり、高御位山を背景とした自然露出岩の見事な眺望やハイキング等を楽しめる。	21,22
59	高砂市	いなみ野ため池ミュージアム（阿弥陀新池）	堤防上遊歩道では、無風時に高御位山が逆さに水面に映し出され、散歩を楽しむ人も増加している。	2,34
60	高砂市	いなみ野ため池ミュージアム（惣毛池）	周辺に遊歩道が設けられ、風が穏やかな日には水面に播磨アルプスが逆さに映ることもあり、散策する人も増えている。	2,34

注）表中の番号は図 4.1-28 に対応

表 4.1-70(5) 主要な触れ合い活動の場

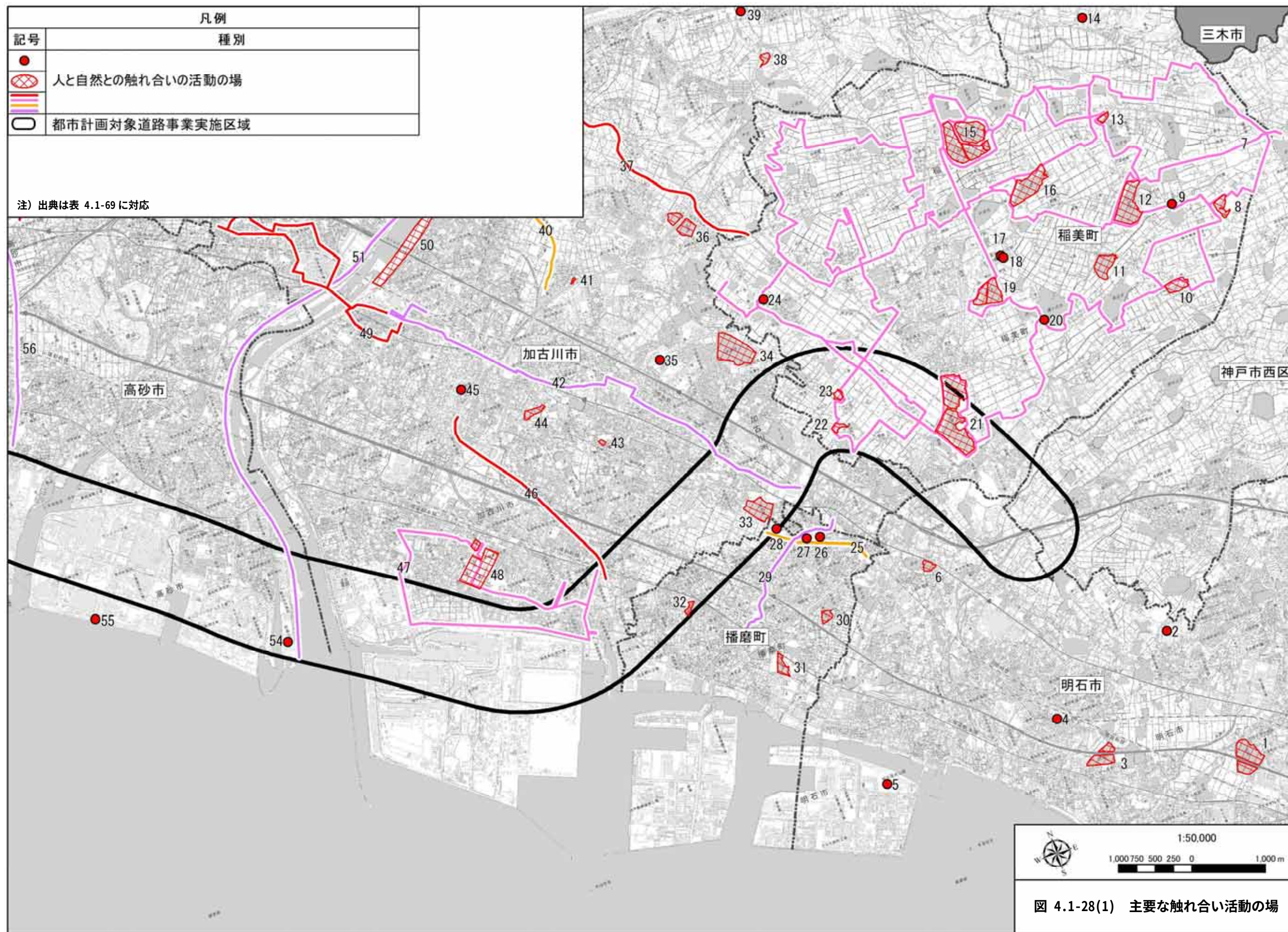
番号	市町村	名称	概要	出典
61	高砂市	市ノ池公園	テントサイトやバーベキューサイト等、キャンプ施設を完備。芝生広場には、ロープスライダーや複合遊具等も備え、休日には大勢の家族連れでにぎわう。	20,21,22
62	高砂市	のじぎく植生地	のじぎくは県花であり、日笠山～牛谷のハイキングコースにある馬坂峠付近で見ることができる。	21,22
63	高砂市	日笠山	ハイキングコースにも選ばれる自然豊かな環境にあり、ボタン桜の名所としても知られている。	3,20,21,22,30
64	高砂市	いなみ野ため池ミュージアム（北脇新池）	池の北にある自治会館、多目的広場、池の堤は町民の憩いの場・散歩道になっており、多数の人々が楽しんでいる。	2,34
65	高砂市	いなみ野ため池ミュージアム（堂池）	地域住民が集えるコミュニティ施設や広場が整備された。近隣小学校で体験型「ため池学習」に取り組んでいる	2,34
66	姫路市	のじぎく群生地	のじぎく保全育成を主とした里山環境整備が実施され、里道・回遊路、休憩所・ベンチ等設備が整備されている。	4,30
67	姫路市	的形海水浴場	白砂の海岸が続く美しいビーチの潮干狩り・海水浴スポットである。	23
68	姫路市	的形ふるさと里山回廊	姫路市の南部に位置し、登山道や休憩施設等の施設があり、登山、自然観察等が可能である。	30
69	姫路市	青少年キャンプ場・マリンベルト（福泊マリンベルト）	白浜と並ぶ海水浴場であり、夏は海水浴場として市民に広く利用されている。	4,32
70	姫路市	遊漁センター	姫路市の南部に位置しており、海釣り等が可能である。	32
71	姫路市	木場ヨットハーバー	八家川の河口に開設され、瀬戸内海のクルージングを楽しむシーマンたちの母港として親しまれている。	23
72	姫路市	白浜海水浴場	姫路市内に 2 箇所ある潮干狩り・海水浴場の一つである。休憩所も多く、レンタル用品も充実している。	4,5
73	姫路市	市川	姫路市の東部を流れる河川であり、桜並木、河川公園等が整備されており、桜を楽しむことができる。	6,25
74	姫路市	浜手緑地（市川野鳥観察所）	市川右岸に位置する浜手緑地内に市川野鳥観察小屋等の施設があり、約 30 種類の野鳥が観察できる。	29,31
75	姫路市	姫路城さくらの大回廊	姫路城内外の桜を巡る 5 つの散策ルート及びループバスのルートである。	25
76	姫路市	シロトピア記念公園	「'89 姫路シロトピア博」跡地に整備された公園で、芝生広場、花の丘、野外ステージ等の附属施設がある。	25,26

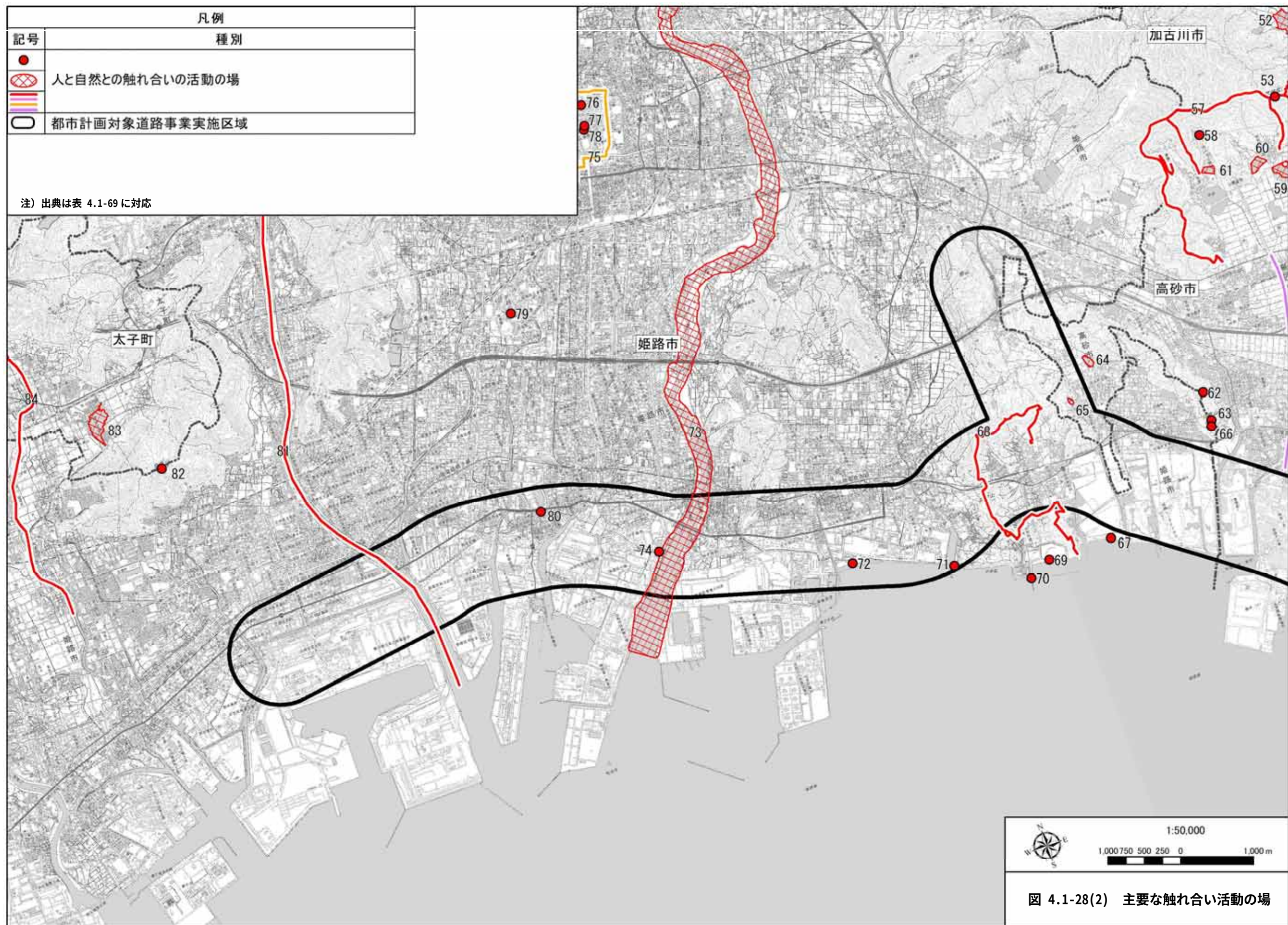
注) 表中の番号は図 4.1-28 に対応

表 4.1-70(6) 主要な触れ合い活動の場

番号	市町村	名称	概要	出典
77	姫路市	姫路城	世界文化遺産に登録されている姫路城は、日本さくら名所 100 選にも選ばれており、市民や観光客に広く親しまれている。	6,23,25,27,28
78	姫路市	姫山	姫路城の防備となっている原始林があり、約 150 種類の植物が見られる。	3,32
79	姫路市	手柄山中央公園	温室植物園や平和資料館、緑の相談所などがあり、親子で遊べる手柄山遊園地もある。	24,25,27
80	姫路市	宮堀川緑道	宮堀川沿いに整備された遊歩道。水と戯れながらの散歩に最適である。	32
81	姫路市	夢前川	姫路市中央を流れる二級河川であり、川沿いには上流から下流まで桜の名所が多く存在する。	5,25,30
82	姫路市	京見山	尾根道が整い、自然を観察しながら才や太子町原方面まで縦走することができる。	32
83	太子町	福井大池（公園）	太子町南部に位置し、スポーツ・レクリエーション拠点として保全・活用されている。	33
84	太子町	大津茂川	太子町中央を流れる河川であり、沿岸にサイクリングロードが整備されている。	29,33

注) 表中の番号は図 4.1-28 に対応





4.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

空間放射線量（対象とする空間の単位時間あたりの放射線量）の状況については、平成 23 年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所事故以降、全国においてモニタリングポストが増設され、継続的にモニタリングされています。これらのモニタリングポストにおける空間放射線量の測定結果は原子力規制委員会のホームページのほか、兵庫県内の測定局については、兵庫県のホームページで公開されています。

調査区域における空間放射線量率のモニタリングポストの位置は、図 4.1-29 に示すとおり、姫路市において測定されています。

「放射線モニタリング情報 放射線量測定データダウンロード」（令和 3 年 4 月現在、原子力規制委員会ホームページ）によると、調査区域における令和 2 年度の放射線量は 10 分値あたり $0.078 \sim 0.116 \mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト）程度とされており、自然放射線のレベルとなっています。

また、環境省が示している汚染状況重点調査地域の指定要件や除染実施計画を策定する地域の要件である 1 時間あたり $0.23 \mu\text{Sv}$ 以上の数値に該当している地点はありません。

表 4.1-71 調査区域における空間放射線量率の測定結果

番号	設置場所	所在地	空間放射線量率 年平均値（ $\mu\text{Sv/h}$ ）
1	姫路市（姫路総合庁舎）	兵庫県姫路市北条一丁目	0.084

注）令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日の 10 分値の平均値を示す。

出典：「放射線モニタリング情報 放射線量測定データダウンロード」原子力規制委員会ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

凡例	
記号	種別
■	空間放射線量率測定地点
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「放射線モニタリング情報 放射線量測定データダウンロード」原子力規制委員会ホームページ（令和3年4月現在）

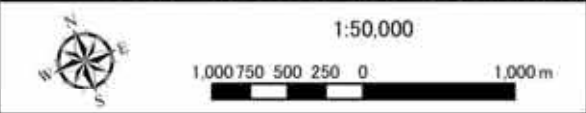
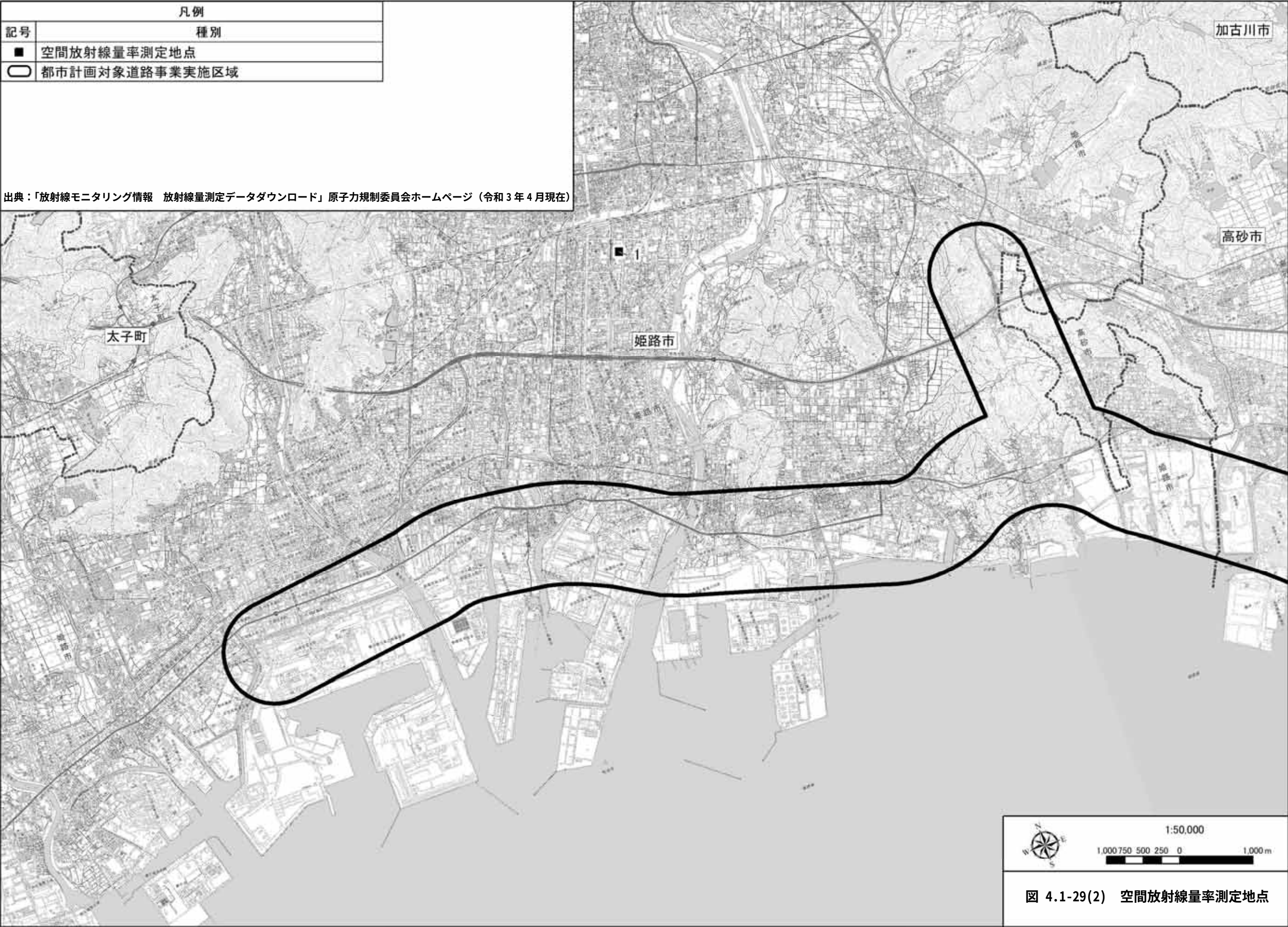


図 4.1-29(1) 空間放射線量率測定地点



4.2 社会的状況

調査区域における主な社会的状況を把握した結果を表 4.2-1 に示します。また、社会的状況の把握に用いた文献・資料を表 4.2-2 に、各項目の詳細について「4.2.1 人口及び産業の状況」以降に示します。

表 4.2-1(1) 社会的状況

項目	調査区域の概況
人口及び産業の状況	<p>1.人口 平成 27 年時点の人口は、兵庫県全体、調査区域の合計ともに、平成 7 年と比べると増加しているが、平成 17 年以降は兵庫県全体ではやや減少傾向、対象市町の合計では横ばい傾向にある。</p> <p>2.産業 調査区域では第 3 次産業の占める割合が約 65%と最も高く、次いで第 2 次産業が約 30%程度、第 1 次産業は約 1%程度となっている。</p>
土地利用の状況	<p>調査区域は、瀬戸内海に属する播磨灘に面した播磨平野が広がり、海岸沿いに工業地、その北側に商業、住宅地が存在する。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域には、都市地域、農業地域、森林地域が存在しており、集落・市街地及び人口集中地区（DID 地区）も存在している。</p>
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	<p>1.利用状況 調査区域における河川では、高水敷でのスポーツ、サイクリングや散策等の利用があり、加古川、揖保川では、内水面漁業権が設定されている。都市計画対象道路事業実施区域には一級河川の加古川、二級河川の瀬戸川、喜瀬川、泊川、法華山谷川、天川、西浜川、八家川、市川、野田川、船場川、夢前川、汐入川があるが、内水面漁業権が設定された区域はない。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域の面する沿岸のほぼ全域に第 1 種、第 2 種、第 3 種の共同漁業権及び養殖業を対象とした区画漁業権が設定されている。都市計画対象道路事業実施区域には、加古川の河口付近に共第 20 号、共第 21 号及び区第 14 号、市川の河口に共第 57 号、姫路市沿岸に共第 51 号、共第 53 号、共第 55 号、共第 56 号及び区第 54 号、区第 57 号、区第 527 号、区第 528 号が設定されている区域がある。</p> <p>2.利水状況 調査区域で上水道に利用される原水の種別年間取水割合は、明石市、稲美町、播磨町、高砂市及び太子町では浅・深井戸が最も多く、加古川市及び姫路市では表流水が多い。また、神戸市では浄水受水が多くなっている。</p> <p>工業用水量のうち井戸水割合が最も高いのは稲美町で、次いで太子町となっている。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域にも、取水井などがある。</p>
交通の状況	<p>1.陸上交通 調査区域の主な道路として、東西方向には一般国道 2 号、一般国道 250 号、一般国道 2 号バイパス及び一般国道 2 号（第二神明道路）がある。南北方向には一般国道 312 号線（播但連絡道路）、主要地方道 18 号加古川小野線及び主要地方道 43 号高砂北条線がある。</p> <p>鉄道は山陽新幹線、JR 山陽本線、JR 姫新線及び私鉄の山陽電鉄がある。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域には、主な道路として一般国道 2 号、一般国道 250 号、一般国道 2 号バイパス及び一般国道 312 号（播但連絡道路）等がある。また、都市計画対象道路事業実施区域には、鉄道駅として、山陽電鉄の別府駅、大塩駅、的形駅、八家駅、白浜の宮駅、夢前川駅がある。</p> <p>2.海上交通 調査区域の海域には、国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である東播磨港、地方港湾である江井ヶ島港がある。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域には、姫路港、東播磨港の港湾区域がある。</p>

表 4.2-1(2) 社会的状況

項目	調査区域の概況
学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	<p>調査区域には、小学校が 79 箇所、中学校が 42 箇所、高等学校、各種学校、専修学校、高等専門学校、定時制高校、特別支援学校、短期大学、大学が 53 箇所、病院が 47 箇所、幼稚園が 58 箇所、保育所が 210 箇所、認定こども園が 107 箇所、その他児童福祉施設が 149 箇所、高齢者福祉施設が 223 箇所、障害者福祉施設が 258 箇所、図書館が 15 箇所分布している。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域には、小学校が 12 箇所、中学校が 4 箇所、高等学校、各種学校、専修学校、高等専門学校、定時制高校、特別支援学校、短期大学、大学が 3 箇所、病院が 5 箇所、幼稚園が 9 箇所、保育所が 11 箇所、認定こども園が 13 箇所、その他児童福祉施設が 14 箇所、高齢者福祉施設が 30 箇所、障害者福祉施設が 22 箇所、図書館が 2 箇所分布している。</p> <p>また、調査区域の集落・市街地は、低地から丘陵地にかけて広く分布している。</p>
上水道の整備の状況	上水道普及率は、稲美町、播磨町、加古川市及び高砂市で 100%となっており、その他の神戸市、明石市、姫路市及び太子町でも 99%以上となっている。
下水道の整備の状況	下水道普及率は、稲美町では 80%程度となっており、その他の市町では 90%以上、明石市及び太子町では 99%以上となっている。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>1.大気汚染防止法第 5 条の 2 第 1 項に規定する指定地域 調査区域は硫黄酸化物の総量規制地域に指定されているが、窒素酸化物の総量規制地域の指定はない。</p> <p>2.自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 6 条第 1 項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第 8 条第 1 項に規定する粒子状物質対策地域 調査区域では、稲美町及び姫路市のうち旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町を除く地域が対策地域に指定されている。</p> <p>3.幹線道路の沿道の整備に関する法律第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路 調査区域には、指定された沿道整備道路はない。</p> <p>4.自然公園法第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園、同条第 2 項の規定により指定された国定公園又は同法第 72 条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域 調査区域には、指定された自然公園の区域はない。</p> <p>5.自然環境保全法第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法 45 条第 1 項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域 調査区域には、指定された自然環境保全地域の指定はない。</p> <p>6.世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域 調査区域には、世界遺産のうち自然遺産の区域はない。</p> <p>7.近畿圏の保全区域の整備に関する法律第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域 調査区域には、近郊緑地保全区域の指定はない。</p> <p>8.都市緑地法第 5 条第 1 項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域 調査区域には、緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はない。</p> <p>9.絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域 調査区域には、生息地等保護区の指定はない。</p> <p>10.鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項の規定により設定された鳥獣保護区の区域 調査区域には、鳥獣保護区が 7 箇所ある。都市計画対象道路事業実施区域には、天満大池鳥獣保護区及び仁寿山鳥獣保護区がある。</p>

表 4.2-1(3) 社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>11.特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域 調査区域には、重要な湿地の指定はない。</p> <p>12.文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により指定された名勝又は天然記念物 調査区域には、文化財保護法の規定により指定された名勝はないが、国により登録された名勝、国・県・市町により指定された史跡及び天然記念物がある。 都市計画対象道路事業実施区域には、天然記念物及び登録記念物（名勝）はないが、記念物（史跡）として、国指定の「大中遺跡」、県指定の「高砂堀川湊及び工楽松右衛門旧宅」、播磨町指定の「ジョセフ・ヒコによる両親と家族の墓（通称「横文字の墓」）」、高砂市指定の「藤の井」がある。 また、調査区域には、文化財保護法又は各市町条例に基づく有形文化財、「高砂市ふるさと文化財登録制度」における建造物、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が存在する。 都市計画対象道路事業実施区域には、国宝に指定される建造物はないが、有形文化財（建造物）として、県指定の「十輪寺本堂」、稲美町指定の「鳥居」、高砂市指定の「延命寺織部灯籠」、「十輪寺山門」、「庫裏・大玄関・小玄関」及び「申義堂」、姫路市指定の「松原八幡神社楼門」、国登録の「多木浜洋館（主屋、記念碑、石造門、煉瓦塀）」、「花井家住宅主屋」、「松宗蔵」、「大崎家住宅主屋」、「旧高砂銀行本店（高砂商工会議所会館）」、「旧高砂通運本社屋」及び「旧高砂消防会館・南本町巡查派出所」があり、周知の埋蔵文化財包蔵地も存在する。</p> <p>13.都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域 調査区域には、風致地区の指定はない。</p> <p>14.環境基本法第 16 条第 1 項の規定により定められた環境基準 (1)騒音に係る環境基準 騒音に係る環境基準については、加古川市の一部で AA 類型に指定されているほかは、主に住居専用地域は A 類型及び B 類型、商業、工業地域は C 類型に指定されている。 (2)水質汚濁に係る環境基準 水質汚濁に係る環境基準については、夢前川の上流域で A 類型、加古川、市川、夢前川及び揖保川の下流域で B 類型、船場川の下流域及び別府川で C 類型、喜瀬川で D 類型に指定されている。なお海域では沿岸部で概ね B 類型及び C 類型、全室素・全りんについてはⅡ類型及びⅢ類型に指定されている。 人の健康の保護に関する環境基準については、すべての公共用水域に一律に適用されている。また、ダイオキシン類の汚染に係る環境基準については、公共用水域及び地下水について適用されている。 (3)その他 大気汚染に係る環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準、水底の底質に係る環境基準、土壌の汚染に係る環境基準は、物質ごとに全国一律に指定されている。</p> <p>15.環境基本法第 17 条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況 都市計画対象道路事業実施区域の対象市町では、公害防止計画の策定地域として神戸市及び加古川市が対象とされている。</p> <p>16.騒音規制法第 3 条第 1 項及び第 17 条第 1 項に規定する指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 自動車騒音の限度について、主に、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域は a 区域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域は b 区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（臨港地区・空港は除く）は c 区域に定められている。</p>

表 4.2-1(4) 社会的状況

項目	調査区域の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>17.騒音規制法第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制について、兵庫県では主に、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、その他用途地域の指定をうけていない地域に加え、工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね 80m の区域については第 1 号区域、また、工業地域、工業専用地域のうち第 1 号区域を除く区域（一部地域を除く）が第 2 号区域に定められている。</p> <p>18.振動規制法第 16 条第 1 項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 道路交通振動の限度について、主に、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域は第 1 種区域に、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域は第 2 種区域に定められている。</p> <p>19.振動規制法第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 特定建設作業に伴って発生する振動の規制について、兵庫県では主に、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、その他用途地域の指定をうけていない地域に加え、工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね 80m の区域については第 1 号区域、また、工業地域、工業専用地域のうち第 1 号区域を除く区域（一部地域を除く）が第 2 号区域に定められている。</p> <p>20.水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定により排水基準が定められた区域 調査区域は、瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域が適用を受ける区域とされている。</p> <p>21.水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域 都市計画対象道路事業実施区域の対象市町は、総量削減基本方針に係る規制の指定地域に指定されている。</p> <p>22.瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域 都市計画対象道路事業実施区域の対象市町は、全域が瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域に指定されている。</p> <p>23.瀬戸内海環境保全特別措置法第 12 条の 7 の規定により指定された自然海浜保全地区 調査区域には、自然海浜保全地区はない。</p> <p>24.湖沼水質保全特別措置法第 3 条第 2 項の規定により指定された指定地域 調査区域には、指定地域はない。</p> <p>25.排水基準を定める省令別表第 2 の備考 6 に規定する湖沼及び海域 調査区域には、窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域がある。 都市計画対象道路事業実施区域には、湖沼の天満大池及び海域の瀬戸内海がある。</p> <p>26.排水基準を定める省令別表第 2 の備考 7 に規定する湖沼及び海域 調査区域には、りん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域がある。 都市計画対象道路事業実施区域には、湖沼の天満大池及び海域の瀬戸内海がある。</p> <p>27.土壌汚染対策法第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定により指定された指定区域 調査区域には、指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域がある。</p>

表 4.2-1(5) 社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>28.ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域 調査区域には、ダイオキシン類土壤汚染対策地域はない。</p> <p>29.廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域 調査区域には、指定区域が 78 箇所ある。</p> <p>30.農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域 調査区域には、農用地土壤汚染対策地域はない。</p> <p>31.森林法第 25 条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林 調査区域には、保安林がある。</p> <p>32.都市緑地法第 4 条第 1 項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、神戸市、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、太子町で基本計画が策定されている。</p> <p>33.景観法第 8 条第 1 項により定められた良好な景観の形式に関する計画（景観計画） 調査区域では良好な景観の形式に関する計画として、神戸市、姫路市で景観計画が策定されており、姫路市全域が景観計画区域とされている。</p> <p>34.都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域 調査区域には、用途地域が定められている。</p> <p>35.その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況</p> <p>(1)港湾法第 2 条第 3 項の規定に基づく港湾区域 調査区域には、港湾区域が存在する。 都市計画対象道路事業実施区域には、姫路港、東播磨港の港湾区域が存在する。</p> <p>(2)河川法第 54 条第 1 項の規定に基づく河川保全区域 調査区域には、河川保全区域が存在する。 都市計画対象道路事業実施区域には、一級河川の加古川、二級河川の瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、八家川、市川、船場川及び夢前川が存在する。</p> <p>(3)海岸法第 3 条第 1 項の規定に基づく海岸保全区域 調査区域には、海岸保全区域が存在する。 都市計画対象道路事業実施区域にも海岸保全区域が存在する。</p> <p>(4)地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 1 項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画） 調査区域には、歴史的風致維持向上計画は策定されていない。</p> <p>(5)地すべり等防止法第 3 条第 1 項の規定に基づく地すべり防止区域 調査区域には、地すべり防止区域はない。</p> <p>(6)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域 調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域が 35 箇所存在する。 都市計画対象道路事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域が 17 箇所存在する。</p> <p>(7)砂防法第 2 条の規定に基づく砂防指定地 調査区域には、砂防指定地が 1 箇所存在する。 都市計画対象道路事業実施区域には、砂防指定地はない。</p>

表 4.2-1(6) 社会的状況

項目	調査区域の概況
その他の事項	<p>1.廃棄物等に係る関係法令等の状況</p> <p>建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正処理を行うこととされている。原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「建設副産物適正処理推進要綱」等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されている。</p> <p>廃棄物に関する条例としては、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」、「兵庫県建設リサイクルガイドライン」等が定められている。</p> <p>2.廃棄物等の処理施設等の立地状況</p> <p>調査区域には、産業廃棄物に係る中間処理の許可施設 104 箇所（内 15 箇所は特別管理産業廃棄物を対象としたもの）が分布する。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域には、43 箇所（内 6 箇所は特別管理産業廃棄物を対象としたもの）の産業廃棄物に係る中間処理の許可施設が分布する。</p>

表 4.2-2(1) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目		No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
産業の状況 人口及び	1.人口	01	市区町別主要統計指標令和3年版	(令和3年4月)	兵庫県
		02	市区町別主要統計指標平成28年版	(令和3年4月)	兵庫県
	2.産業	再掲	市区町別主要統計指標令和3年版	(令和3年4月)	兵庫県
		01	兵庫県統計書 令和元年 (2019)	令和3年3月	兵庫県
		02	平成30～令和元年近畿農林水産統計年報 近畿農政局統計部	令和2年6月	農林水産省
2 土地利用の状況		再掲	兵庫県統計書 令和元年 (2019)	令和3年3月	兵庫県
		01	地理院地図 (電子国土Web) 20万分1土地利用図	(令和3年4月)	国土交通省 (国土地理院)
		02	国土数値情報ダウンロード 用途地域データ	(令和3年4月)	国土交通省
		03	自然環境調査Web-GIS 植生図 (緑の多い住宅地)	(令和3年4月)	環境省自然環境局 生物多様性センター
		04	神戸市情報マップ	(令和3年4月)	神戸市
		05	新・とけいなび	(令和3年4月)	明石市
		06	用途地域図	平成28年6月	稲美町
		07	都市計画情報提供サービス	(令和3年4月)	播磨町
		08	加古川市電子地図サービス「かこナビ」	(令和3年4月)	加古川市
		09	高砂市都市計画総括図	(令和3年4月)	高砂市
		10	姫路市Webマップ	(令和3年4月)	姫路市
		11	兵庫県中播都市計画 (太子町) 総括図	平成28年11月	太子町
		12	土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)	(令和3年4月)	国土交通省
		13	国勢調査 人口集中地区境界図 (平成27年)	(令和3年4月)	総務省統計局
3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1. 利用状況	再掲	兵庫県統計書 令和元年 (2019)	令和3年3月	兵庫県
		01	兵庫県下における河川整備基本方針・河川整備計画の策定状況について	(令和3年4月)	兵庫県
		02	加古川水系河川整備計画 (国管理区間)	平成23年12月	近畿地方整備局
		03	揖保川水系河川整備計画 (国管理区間)	平成25年7月	近畿地方整備局
		04	瀬戸川水系河川整備基本方針	平成17年4月	兵庫県
		05	喜瀬川水系河川整備基本方針	平成16年7月	兵庫県
		06	法華山谷川水系河川整備計画	平成25年2月	兵庫県
		07	市川水系河川整備計画	平成22年3月	兵庫県
		08	野田川水系河川整備計画	平成17年6月	兵庫県
		09	船場川水系河川整備計画	平成22年2月	兵庫県
		10	夢前川水系河川整備計画	平成26年10月	兵庫県
		11	大津茂川水系河川整備基本方針	平成27年3月	兵庫県
		12	兵庫県の内水面漁業	(令和3年4月)	兵庫県
		13	兵庫県公報	平成25年9月	兵庫県
		14	兵庫の海釣り：漁業権について	(令和3年4月)	兵庫県
	2. 利水状況	01	令和元年度水道施設現況調査	(令和3年4月)	兵庫県
		02	2019年工業統計調査結果	(令和3年4月)	兵庫県
		03	2020年度明石市水道局水質検査計画 改訂版	(令和3年4月)	明石市
		04	稲美町水道ビジョン	令和3年3月	稲美町
		05	取水井位置図	令和3年4月 ヒアリング情報	播磨町
		06	加古川市上下水道局施設紹介	(令和3年4月)	加古川市
		07	加古川市水道ビジョン2028	平成31年3月	加古川市
		08	令和元年度 (2019年度) 姫路市水道事業年報	令和3年3月	姫路市
		09	姫路市水道事業第6期拡張事業一般平面図 (専用水道について)	令和3年4月 ヒアリング情報	姫路市

表 4.2-2(2) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目		No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
4 交通の状況	1.陸上交通	01	平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表	(令和3年4月)	国土交通省近畿地方整備局
		02	平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査交通量図	(令和3年4月)	国土交通省近畿地方整備局
		03	明石市統計書 令和元年版 (2019年)	令和2年3月	明石市
		04	播磨町統計書 2020年版 (令和2年)	令和2年7月	播磨町
		05	加古川市統計書 令和2年度版 (2020年度)	令和3年3月	加古川市
		06	高砂市統計書 (令和2年度)	(令和3年4月)	高砂市
		07	姫路市統計要覧－令和元年 (2019年) 版－	(令和3年4月)	姫路市
	2.海上交通	01	令和元年 (2019年) 兵庫県港湾統計年報	令和3年1月	兵庫県
		02	国土数値情報ダウンロード 港湾データ	(令和3年4月)	国土交通省
5 学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況		01	神戸市西区内 校区一覧	(令和3年4月)	神戸市
		02	学校園一覧	(令和3年4月)	明石市教育委員会
		03	稲美町立幼稚園・小学校・中学校一覧	(令和3年4月)	稲美町
		04	小学校・中学校・幼稚園の一覧	(令和3年4月)	播磨町
		05	学校・幼稚園	(令和3年4月)	加古川市
		06	高砂市教育ネットワーク	(令和3年4月)	高砂市教育委員会
		07	学校施設一覧 (市立学校・幼稚園) について	(令和3年4月)	姫路市
		08	兵庫県内の私立学校	(令和3年4月)	兵庫県
		09	県立学校	(令和3年4月)	兵庫県教育委員会
		10	国立明石工業高等専門学校ホームページ	(令和3年4月)	国立明石工業高等専門学校
		11	兵庫県の大学	(令和3年4月)	スクールナビ
		12	兵庫県病院名簿 (令和2年4月1日現在)	(令和3年4月)	兵庫県
		13	県民局管内施設一覧 (令和2年12月現在)	(令和3年4月)	兵庫県
		14	兵庫県所管認定こども園一覧 (令和3年4月1日現在)	(令和3年4月)	兵庫県
		15	神戸市立の学校・幼稚園	(令和3年4月)	神戸市教育委員会
		16	施設一覧 (令和3年4月1日版)	(令和3年4月)	神戸市
		17	認可外保育施設一覧	(令和3年4月)	神戸市
		18	明石市認可保育施設 (保育所・認定こども園・小規模保育事業所) 一覧表 (2021年4月現在)	(令和3年4月)	明石市
		19	明石市内の認可外保育施設一覧 (令和3年2月15日現在)	(令和3年4月)	明石市
		20	保育所利用案内	(令和3年4月)	稲美町
		21	播磨町内の保育施設	(令和3年4月)	播磨町
		22	保育施設について	(令和3年4月)	加古川市
		23	教育・保育施設一覧 (各園のご案内)	(令和3年4月)	高砂市
		24	令和3年度 姫路市教育保育施設一覧	(令和3年4月)	姫路市
		25	姫路市内の認可外保育施設一覧	(令和3年4月)	姫路市
		26	市政の概要 令和2年版	令和2年9月	姫路市議会事務局
		27	保育所・認定こども園への入所 (令和3年度)	(令和3年4月)	太子町
		28	令和2年度分 自己評価結果を公表している事業所一覧 (令和3年2月8日16時時点)	(令和3年4月)	兵庫県
		29	障害福祉サービス等情報検索 (WAMNET)	(令和3年4月)	独立行政法人福祉医療機構
		30	施設紹介	(令和3年4月)	一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会

表 4.2-2(3) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
5 学校、病院その他の環境の保全及び住宅の配置の概況	31	児童施設一覧	(令和3年4月)	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団
	32	2020年度 障害福祉サービス等事業者・障害者福祉施設等一覧 (令和2年4月1日現在)	(令和3年4月)	神戸市
	33	療育・就労支援ガイドブック (2020年度版)	令和2年8月	明石市
	34	指定障害福祉サービス事業所・指定児童通所支援事業所・指定地域生活支援事業所一覧 (令和3年4月1日現在)	(令和3年4月)	姫路市
	35	高齢者施設一覧 (令和2年4月1日現在)	(令和3年4月)	兵庫県
	36	介護サービス施設一覧	(令和3年4月)	神戸市
	37	明石市内事業所一覧	(令和3年4月)	明石市
	38	高齢者福祉施設 (令和2年4月1日現在)	(令和3年4月)	明石市
	39	介護保険指定事業者名簿 (令和2年3月3日現在)	(令和3年4月)	姫路市
	40	有料老人ホーム一覧表 (令和3年4月1日現在)	(令和3年4月)	姫路市
	41	兵庫県内公共図書館	(令和3年4月)	兵庫県立図書館
6 上水道の整備の状況	01	令和元年度水道施設現況調書	(令和3年4月)	兵庫県
7 下水道の整備の状況	01	各市町の下水道普及率と生活排水処理率 (平成30年度末)	(令和3年4月)	兵庫県

表 4.2-2(4) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	1.大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する指定地域	01 大気汚染防止法等について	(令和3年4月)	ひょうごの環境
	2.自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域	—	—	—
	3.幹線道路の沿道の整備に関する法律第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路	—	—	—
	4.自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は同法第72条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域	—	—	—
	5.自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第45条第1項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域	—	—	—
	6.世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域	—	—	—
	7.近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域	—	—	—
	8.都市緑地法第5条第1項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域	—	—	—
	9.絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域	—	—	—
	10.鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により設定された鳥獣保護区の区域	01 兵庫県鳥獣保護区等位置図(令和2年度)	(令和3年4月)	兵庫県
	11.特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域	—	—	—
	12.文化財保護法第109条第1項の規定により指定された名勝又は天然記念物	01 国指定文化財等データベース	(令和3年4月)	文化庁
		02 梶原氏(西梶原)庭園	(令和3年4月)	姫路市
		03 文化財課	(令和3年4月)	兵庫県教育委員会
		04 神戸市内の指定文化財	(令和3年4月)	神戸市
		05 明石の指定・登録文化財(令和3年度)	(令和3年4月)	明石市
		06 稲美町指定文化財	(令和3年4月)	稲美町
		07 町内の指定文化財・登録文化財一覧	(令和3年4月)	播磨町
		08 指定・登録文化財一覧(令和3年4月1日現在)	(令和3年4月)	加古川市
		09 市内の文化財	(令和3年4月)	高砂市
		10 姫路市内の指定文化財一覧	(令和3年4月)	姫路市
		11 太子町の文化財一覧	(令和3年4月)	太子町
		12 兵庫県遺跡地図	(令和3年4月)	兵庫県立考古博物館

表 4.2-2(5) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	13.都市計画法第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域	—	—	—
	14.環境基本法第16条第1項の規定により定められた環境基準	01 兵庫県及び各市町告示等(騒音環境基準)	(令和3年4月)	各自治体より
		02 大気・水質等常時監視結果(令和元年度)	令和2年7月	兵庫県
	15.環境基本法第17条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況	01 公害防止計画	(令和3年4月)	環境省
	16.騒音規制法第3条第1項及び第17条第1項に規定する指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	01 兵庫県及び各市町告示等(自動車騒音)	(令和3年4月)	各自治体より
	17.騒音規制法第3条第1項及び第15条第1項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	01 兵庫県及び各市町告示等(建設作業騒音)	(令和3年4月)	各自治体より
	18.振動規制法第16条第1項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	01 兵庫県及び各市町告示等(道路交通振動)	(令和3年4月)	各自治体より
	19.振動規制法第3条第1項及び第15条第1項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	01 兵庫県及び各市町告示等(建設作業振動)	(令和3年4月)	各自治体より
	20.水質汚濁防止法第3条第3項の規定により排水基準が定められた区域	—	—	—
	21.水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域	—	—	—
	22.瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する関係府県の区域	—	—	—
	23.瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の7の規定により指定された自然海岸保全地区	—	—	—
	24.湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定により指定された指定地域	—	—	—
	25.排水基準を定める省令別表第2の備考6に規定する湖沼及び海域	—	—	—
	26.排水基準を定める省令別表第2の備考7に規定する湖沼及び海域	—	—	—
	27.土壌汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定により指定された指定区域	—	—	—
	28.ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域	—	—	—
	29.廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定により指定された指定区域	—	—	—
	30.農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域	—	—	—
	31.森林法第25条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林	01 土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)	(令和3年4月)	国土交通省

表 4.2-2(6) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目		No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の状況	32.都市緑地法第4条第1項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画	—	—	—	—
	33.景観法第8条第1項により定められた良好な景観の形式に関する計画（景観計画）	01	神戸市景観計画	平成27年12月	神戸市
		02	姫路市景観計画	令和3年4月	姫路市
	34.都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域	再掲	兵庫県統計書 令和元年（2019）	令和3年3月	兵庫県
		再掲	神戸市情報マップ	（令和3年4月）	神戸市
		再掲	新・とけいなび	（令和3年4月）	明石市
		再掲	用途地域図	平成28年6月	稲美町
		再掲	都市計画情報提供サービス	（令和3年4月）	播磨町
		再掲	加古川市電子地図サービス「かこナビ」	（令和3年4月）	加古川市
		再掲	高砂市都市計画総括図	（令和3年4月）	高砂市
		再掲	姫路市Webマップ	（令和3年4月）	姫路市
		再掲	兵庫県中播都市計画（太子町）総括図	平成28年11月	太子町
	35.その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況	01	ひょうごのみなと	（令和3年4月）	兵庫県
		再掲	兵庫県統計書 令和元年（2019）	令和3年3月	兵庫県
		02	姫路港港湾計画図	令和元年7月	兵庫県
		03	東播磨港港湾計画図	平成26年3月	兵庫県
		04	播磨沿岸海岸保全基本計画（変更）参考資料編	平成28年4月	兵庫県
		05	兵庫県公報及び各市町台帳等（急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地）	令和2年1月 ヒアリング情報	各自自治体より
9 その他の事項	1.廃棄物等に係る関係法令等の状況	01	建設リサイクル推進計画2020	令和2年9月	国土交通省
		02	近畿地方における建設リサイクル推進計画2015	平成27年6月	建設副産物対策近畿地方連絡協議会
		03	兵庫県建設リサイクルガイドライン	平成30年4月	兵庫県県土整備部
	2.廃棄物等の処理施設等の立地状況	01	産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）	（令和3年4月）	ひょうごの環境
		02	神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧	（令和3年4月）	神戸市
		03	産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）	（令和3年4月）	明石市
		04	産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）	（令和3年4月）	姫路市
		05	特別管理産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）	（令和3年4月）	ひょうごの環境
		06	特別管理産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）	（令和3年4月）	明石市
		07	産業廃棄物処理業者簡易名簿（特別管理産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）	（令和3年4月）	姫路市
	3.建設廃棄物等の再生利用・処理技術の現況	01	よくわかる建設リサイクル 2014-15	平成26年11月	建設副産物リサイクル広報推進会議

4.2.1 人口及び産業の状況

1) 人口

調査区域における人口の状況を、表 4.2-3 に示します。

平成 27 年時点の人口は、兵庫県全体、調査区域の合計ともに、平成 7 年と比べると増加していますが、平成 17 年以降は兵庫県全体ではやや減少傾向、対象市町の合計では横ばい傾向にあります。

表 4.2-3 調査区域と兵庫県の人口の状況

市町名	人 口 (人)					人口密度等 (H27)	
	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
神戸市西区	222,163	235,758	243,637	249,298	245,782	138.01	1780.9
明石市	287,606	293,117	291,027	290,959	293,409	49.42	5,937.0
稲美町	31,377	32,054	31,944	31,026	31,020	34.92	888.3
播磨町	33,583	33,766	33,545	33,183	33,739	9.13	3,695.4
加古川市	260,567	266,170	267,100	266,937	267,435	138.48	1,931.2
高砂市	97,632	96,020	94,813	93,901	91,030	34.38	2,647.8
姫路市	527,854	534,969	536,232	536,270	535,664	534.47	1,002.2
太子町	31,634	31,960	32,555	33,438	33,690	22.61	1,490.0
対象市町計	1,492,416	1,523,814	1,530,853	1,535,012	1,531,769	961.42	-
兵庫県	5,401,877	5,550,574	5,590,601	5,588,133	5,534,800	8,400.96	-

注) 人口については各年とも 10 月 1 日現在、面積については平成 27 年 10 月 1 日現在の数値を示す。

出典：「市区町別主要統計指標令和 3 年版」兵庫県ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「市区町別主要統計指標平成 28 年版」兵庫県ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2) 産業

調査区域の産業人口とその構成比を、表 4.2-4 に示します。

調査区域では第3次産業の占める割合が約65%と最も高く、次いで第2次産業が約30%程度、第1次産業は約1%程度となっています。

表 4.2-4 調査区域の産業人口（平成27年10月1日時点）

項目 市町名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		就業者数 (人)
	就業者 (人)	就業者の 割合	就業者 (人)	就業者の 割合	就業者 (人)	就業者の 割合	
神戸市西区	2,521	2.4%	24,846	23.5%	73,801	69.7%	105,923
明石市	1,374	1.1%	32,756	25.6%	87,453	68.4%	127,816
稲美町	663	4.6%	5,005	34.8%	8,346	58.1%	14,364
播磨町	91	0.6%	5,029	33.0%	9,809	64.3%	15,251
加古川市	998	0.8%	39,169	32.6%	75,856	63.2%	119,992
高砂市	242	0.6%	14,857	36.4%	25,017	61.2%	40,860
姫路市	2,473	1.0%	76,327	31.1%	157,202	64.0%	245,558
太子町	211	1.4%	5,409	36.0%	9,292	61.8%	15,026
対象市町計	8,573	1.3%	203,398	29.7%	446,776	65.2%	684,790
兵庫県	48,098	2.0%	609,949	25.0%	1,685,535	69.0%	2,443,786

注）総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

出典：「市区町別主要統計指標令和3年版」兵庫県ホームページ（令和3年4月現在）

(1) 農業

調査区域の農家数を表 4.2-5 に、主要な農業産出額を表 4.2-6 に示します。対象市町の総農家数は 19,536 戸で兵庫県全体の約 24%を占めています。

主要な農業産出額については市町別の統計値はなく、兵庫県全体では 1,544 億円となっており、畜産、加工農産物を除いて米が 479 億円、次いで野菜が 355 億円となっています。

表 4.2-5 調査区域の農家数（平成 27 年 2 月 1 日時点）

[単位：戸]

区分 市町名	総農家数	販売農家			自給的農家
		専業農家	兼業農家		
			第 1 種兼業農家 農家数	第 2 種兼業農家 農家数	
神戸市	4,537	834	393	2,049	1,261
明石市	1,044	160	27	312	545
稲美町	1,729	254	38	705	732
播磨町	159	X	X	X	137
加古川市	3,352	350	64	856	2,082
高砂市	760	50	-	126	584
姫路市	7,144	435	154	1,925	4,630
太子町	811	76	13	175	547
対象市町計	19,536	2,159	689	6,148	10,518
兵庫県	81,416	11,069	4,087	31,675	34,585

注) 表中「X」は数値が秘匿されているもの

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和 3 年 3 月、兵庫県）

表 4.2-6 主要な農業産出額（平成 30 年）

[単位：億円]

区分	合計	耕種										畜産	加工農産物
		小計	米	麦類	雑穀・豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他		
兵庫県	1,544	940	479	1	18	6	355	32	41	1	6	604	0

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和 3 年 3 月、兵庫県）

(2) 林業

調査区域の林野面積を、表 4.2-7 に示します。

対象市町の林野面積の合計は 57,479ha で、兵庫県全体の約 10%を占めています。

表 4.2-7 調査区域の市町別林野面積（令和 2 年 3 月末日時点）

[単位：ha]

区分 市町名	総計	民有林	国有林
神戸市	21,986	21,155	830
明石市	70	70	-
稲美町	140	140	-
播磨町	-	-	-
加古川市	3,606	2,972	634
高砂市	427	356	72
姫路市	30,565	28,862	1,704
太子町	685	639	46
対象市町計	57,479	54,194	3,286
兵庫県	560,054	529,971	30,083

注) 小数点以下で四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和 3 年 3 月、兵庫県）

(3) 水産業

調査区域における海面漁業経営体の状況を表 4.2-8 に、漁業種別漁獲量を表 4.2-9 に、主な魚種別漁獲量を表 4.2-10 に、内水面漁業の状況を表 4.2-11 に示します。

対象市町の海面漁業経営体数は兵庫県全体の約 41%、漁業種別漁獲量は兵庫県全体の約 39%を占めています。

主な魚種別漁獲量は、いわし類が最も多く、次いであじ類となっています。

内水面漁業ではあゆが最も多く、次いでふなとなっています。

表 4.2-8 調査区域の海面漁業経営体の状況（平成 30 年 11 月 1 日時点）

区分 市町名	総数	個人 経営体	団体漁業経営体				
			会社	漁業協同 組合	漁業生産 組合	共同経営	その他
神戸市	129	93	-	-	-	36	-
明石市	380	268	2	-	-	110	-
播磨町	19	X	X	X	X	X	X
加古川市	47	45	2	-	-	-	-
高砂市	78	73	-	-	-	5	-
姫路市	467	394	-	-	-	73	-
対象市町計	1,120	873	4	-	-	224	-
兵庫県	2,712	2,247	67	-	1	397	-

区分 市町名	総数	漁船非 使用	無動力 のみ 漁船	船外機 付 漁船	動力漁船							定置網	海面養殖
					1t 未満	1～3t	3～5t	5～ 10t	10～ 30t	30～ 100t	100t 以上		
神戸市	129	9	-	2	1	12	51	13	12	10	1	-	18
明石市	380	2	-	8	2	32	206	25	23	2	-	-	80
播磨町	19	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
加古川市	47	-	-	1	-	28	15	-	-	-	-	-	3
高砂市	78	-	-	4	6	31	30	1	4	-	-	-	2
姫路市	467	-	-	42	6	66	194	23	57	7	2	7	63
対象市町計	1,120	11	-	57	15	169	496	62	96	19	3	7	166
兵庫県	2,712	61	-	207	45	453	1,044	157	223	86	10	38	388

注) 表中「X」は数値が秘匿されているもの

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和 3 年 3 月、兵庫県）

表 4.2-9 調査区域における漁業種別漁獲量（平成 30 年）

[単位：t]

漁業種 市町名	計	沖合 底びき網 1 そうびき	小型 底びき網	船びき網	中・小型 まき網	その他の 刺網	大型 定置網	小型 定置網	その他の 網漁業
神戸市	2,691	-	391	1,577	-	331	-	-	X
明石市	2,118	-	711	1,061	-	19	-	-	-
播磨町	X	-	X	X	-	X	-	-	-
加古川市	21	-	X	-	-	X	-	-	-
高砂市	247	-	85	134	-	5	-	-	-
姫路市	10,589	-	1,685	2,004	6,317	291	-	113	-
対象市町計	15,666	-	2,872	4,776	6,317	646	-	113	X
兵庫県	40,096	8,333	6,735	11,582	6,351	1,122	X	674	X

漁業種 市町名	近海 まぐろ はえ縄	沿岸 まぐろ はえ縄	その他の はえ縄	沿岸 かつお 一本釣	近海 いか釣	沿岸 いか釣	ひき縄釣
神戸市	-	X	-	-	-	-	37
明石市	-	-	X	-	-	-	158
播磨町	-	-	X	-	-	-	X
加古川市	-	-	-	-	-	-	0
高砂市	-	-	0	-	-	-	1
姫路市	-	-	X	-	-	-	X
対象市町計	-	X	X	-	-	-	196
兵庫県	-	X	115	-	X	449	378

漁業種 市町名	その他の 釣	採貝・ 採藻	その他の 漁業
神戸市	20	X	168
明石市	47	X	118
播磨町	X	X	X
加古川市	14	1	1
高砂市	20	0	1
姫路市	25	24	130
対象市町計	126	25	418
兵庫県	328	669	2688

注) 表中「X」は数値が秘匿されているもの

出典：「平成 30～令和元年近畿農林水産統計年報 近畿農政局統計部」（令和 2 年 6 月、農林水産省）

表 4.2-10 調査区域における主な魚種別漁獲量（平成 30 年）

[単位：t]

市町名 魚種		神戸市	明石市	播磨町	加古川市	高砂市	姫路市	対象 市町	兵庫県
魚 類	まぐろ類	X	-	-	-	-	-	0	11
	かじき類	X	-	-	-	-	-	0	1
	かつお類	-	-	-	-	-	-	0	0
	さめ類	-	1	X	-	0	-	1	9
	このしろ	31	-	-	-	0	3	34	39
	いわし類	1,478	694	-	-	110	5,540	7,822	13,760
	あじ類	21	3	X	X	3	1,743	1,770	2,240
	さば類	6	7	X	0	0	91	104	280
	ぶり類	32	49	X	1	4	X	86	258
	ひらめ・かれい類	132	108	X	1	15	444	700	2,593
	はたはた	-	-	-	-	-	-	0	1,181
	にぎす類	-	-	-	-	-	-	0	212
	あなご類	40	5	-	-	0	X	45	147
	たちうお	20	27	-	0	0	1	48	301
	たい類	267	365	X	1	10	126	769	1,672
	いさき	0	0	-	-	0	-	0	6
	さわら類	18	63	X	1	1	57	140	353
	すずき類	107	26	X	0	11	142	286	501
	いかなご	143	66	-	-	25	670	904	1,715
えび類		12	44	-	X	3	325	384	1,336
かに類		5	1	X	0	3	34	43	3,204
貝類		6	20	X	X	1	38	65	300
いか類		21	104	X	0	7	147	279	4,316
たこ類		84	360	X	14	12	83	553	1,061
うに類		-	-	-	-	-	-	0	X
海産ほ乳類		-	-	-	-	-	-	0	X
その他水産動物類		X	10	X	-	1	X	11	219
海藻類		X	2	X	1	-	X	3	575
計		2,691	2,118	X	21	247	10,589	15,666	40,096

注) 表中「X」は数値が秘匿されているもの

出典：「平成 30～令和元年近畿農林水産統計年報 近畿農政局統計部」（令和 2 年 6 月、農林水産省）

表 4.2-11 調査区域における内水面漁業
水系別魚種別漁獲量（令和元年）

[単位：kg]

区分		河川名	加古川	夢前川 ^{注)}	揖保川	市川 ^{注)}
魚類	あゆ		1,600	1,000	69,000	1,200
	こい		-	-	-	-
	ふな		2,100	-	-	200
	うなぎ		540	-	120	50
	にじます		450	-	130	100
	さくらます		-	-	-	-
	やまめ		-	-	-	-
	さつきます		-	-	100	-
	あまご		260	-	500	70
	いわな		-	-	50	-
	さけ		-	-	-	-
	その他のさけ・ます		-	-	-	-
	もろこ		22	-	-	-
	はぜ類		-	-	-	-
	ぼら		-	-	-	-
	わかさぎ		960	-	-	-
	おいかわ		10	-	150	-
	うぐい		2	-	-	-
	どじょう類		1	-	50	-
	その他の魚類		35	-	-	-
水産動物類	えび類		14	-	250	-
	かに類		200	-	1,000	-
	食用カエル		-	-	-	-
	上記以外の水産動物		5	-	-	-
貝類	しじみ		15	-	-	-
	あさり		-	-	-	-
	はまぐり		-	-	-	-
	その他の貝		-	-	-	-
計			6,214	1,000	71,350	1,620

注) 夢前川、市川については調査区域に漁業権は設定されていない。

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和3年3月、兵庫県）

(4) 商業

調査区域の商業事業所数、従業者数及び年間商品販売額を、表 4.2-12 に示します。

対象市町の年間商品販売額の合計は 387,703,668 万円で、兵庫県全体の約 27%を占めています。

表 4.2-12 商業事業所数、従業者数及び年間商品販売額（平成 28 年）

区分 市町名	商業事業所数 (所)	商業従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
神戸市西区	1,206	13,550	52,617,245
明石市	1,788	15,423	62,417,129
稲美町	190	2,022	29,462,282
播磨町	147	1,056	2,206,030
加古川市	1,589	15,023	52,626,835
高砂市	579	4,779	10,933,995
姫路市	5,044	40,830	168,235,783
太子町	246	2,150	9,204,369
対象市町計	10,789	94,833	387,703,668
兵庫県	42,050	352,423	1,437,938,318

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和 3 年 3 月、兵庫県）

(5) 工業

調査区域の製造業事業所数、従業者数及び製造品出荷額を、表 4.2-13 に示します。

対象市町の製造品出荷額の合計は 753,335,051 万円で、兵庫県全体の約 46%を占めています。

表 4.2-13 製造業事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（平成 30 年）

区分 市町名	製造業事業所数 (所)	製造業従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
神戸市西区	444	21,935	127,585,097
明石市	295	24,511	131,899,419
稲美町	154	5,796	18,200,959
播磨町	64	4,705	23,517,778
加古川市	297	15,827	102,452,960
高砂市	143	14,132	85,959,886
姫路市	963	48,075	248,695,117
太子町	47	2,549	15,023,835
対象市町計	2,407	137,530	753,335,051
兵庫県	7,798	361,956	1,650,673,635

注）従業者 4 人以上の事業所

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和 3 年 3 月、兵庫県）

4.2.2 土地利用の状況

調査区域は、瀬戸内海に属する播磨灘に面した播磨平野が広がり、海岸沿いに工業地、その北側に商業、住宅地が存在します。

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町の土地利用区分別面積は、表 4.2-14 のとおりです。

土地利用現況図を図 4.2-1 に、集落・市街地の状況を図 4.2-2 に、土地利用基本計画図を図 4.2-3 に、人口集中地区（DID 地区）を図 4.2-4 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、都市地域、農業地域、森林地域が存在しており、集落・市街地及び人口集中地区（DID 地区）も存在しています。

表 4.2-14 土地利用区分別面積（令和 2 年）

[単位：km²]

地目 市町名	総面積	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場 原野	雑種地	その他
神戸市	(557.01)	47.79	6.63	121.27	0.00	0.31	138.56	6.45	151.93	84.08
明石市	49.42	4.83	0.91	23.46	-	-	1.16	0.17	5.11	13.78
稲美町	34.92	15.27	0.86	6.27	-	-	1.03	0.01	2.07	9.40
播磨町	9.13	0.50	0.03	5.54	-	0.06	-	0.00	0.38	2.69
加古川市	138.48	22.96	2.47	34.73	-	0.27	17.16	0.46	6.45	53.97
高砂市	34.38	2.32	0.80	15.45	-	0.00	1.51	0.00	3.01	11.27
姫路市	534.48	43.65	7.11	79.21	0.00	0.28	180.76	1.90	20.93	200.64
太子町	(22.61)	4.60	0.90	4.71	-	0.19	4.25	0.05	1.26	4.48
兵庫県	8,400.94	711.60	127.41	638.56	0.00	14.99	2,813.60	63.79	402.89	3,088.05

注 1) 地目別面積は 1 月 1 日現在、総面積は前年 10 月 1 日現在の数値である。

注 2) 総面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。なお、() の面積は、一部境界未定のため総務省自治行政局発行「平成 28 年全国市町村要覧」の数値を参考値として記載したものである。

注 3) 地目別面積は固定資産課税台帳記載面積の積み上げのため、その合計は国土地理院による総面積とは必ずしも一致しない。

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和 3 年 3 月、兵庫県）

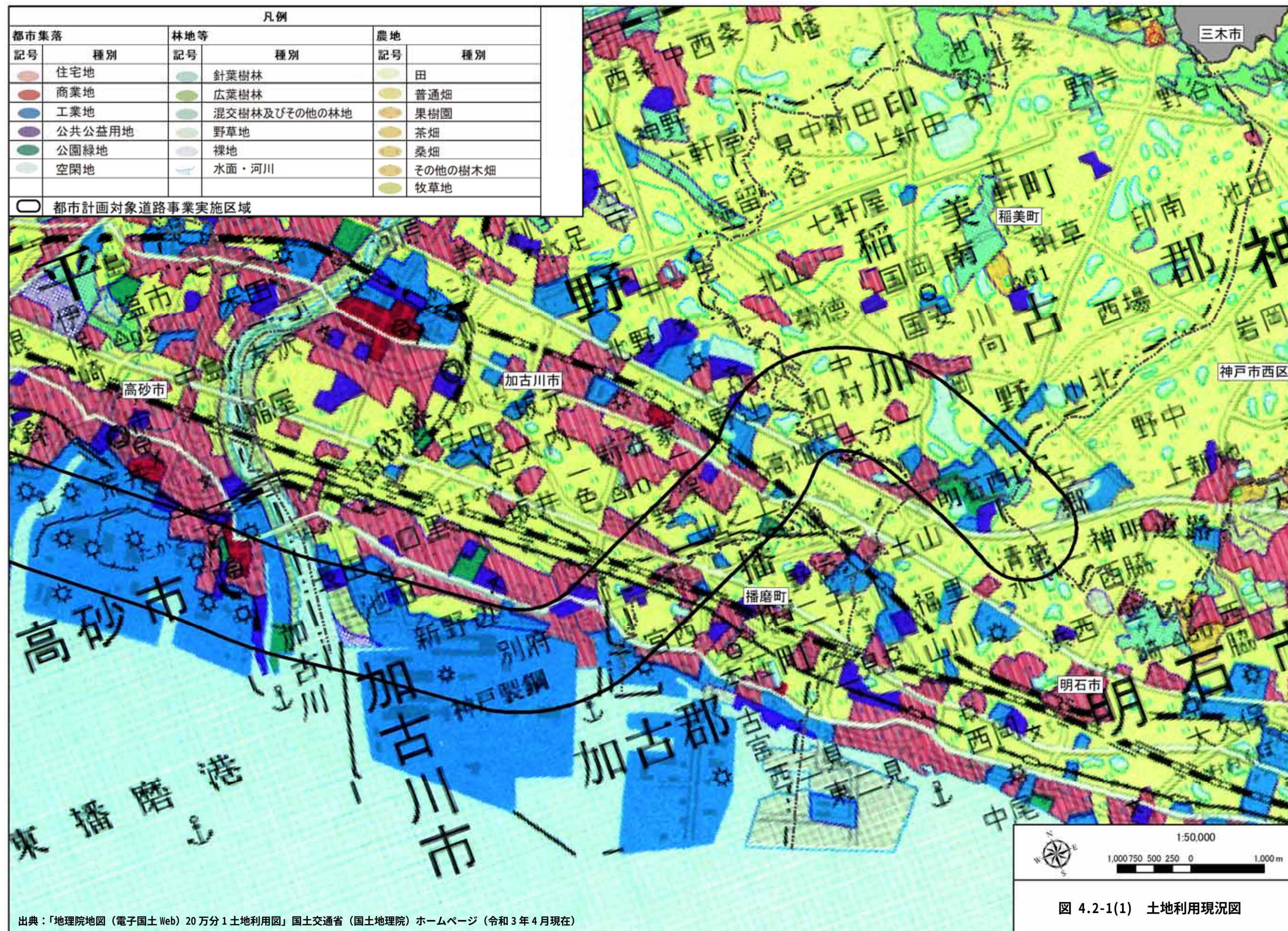
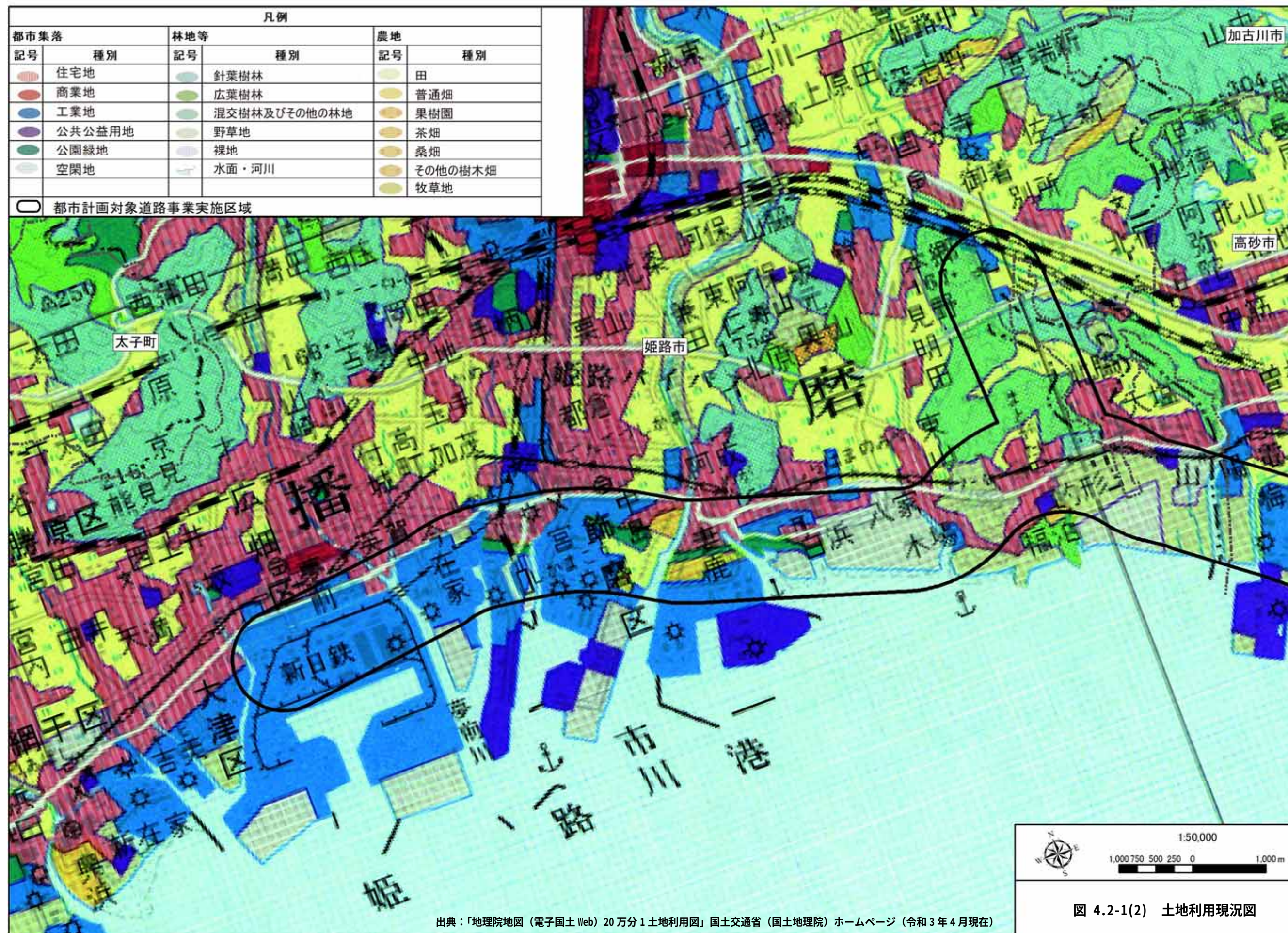
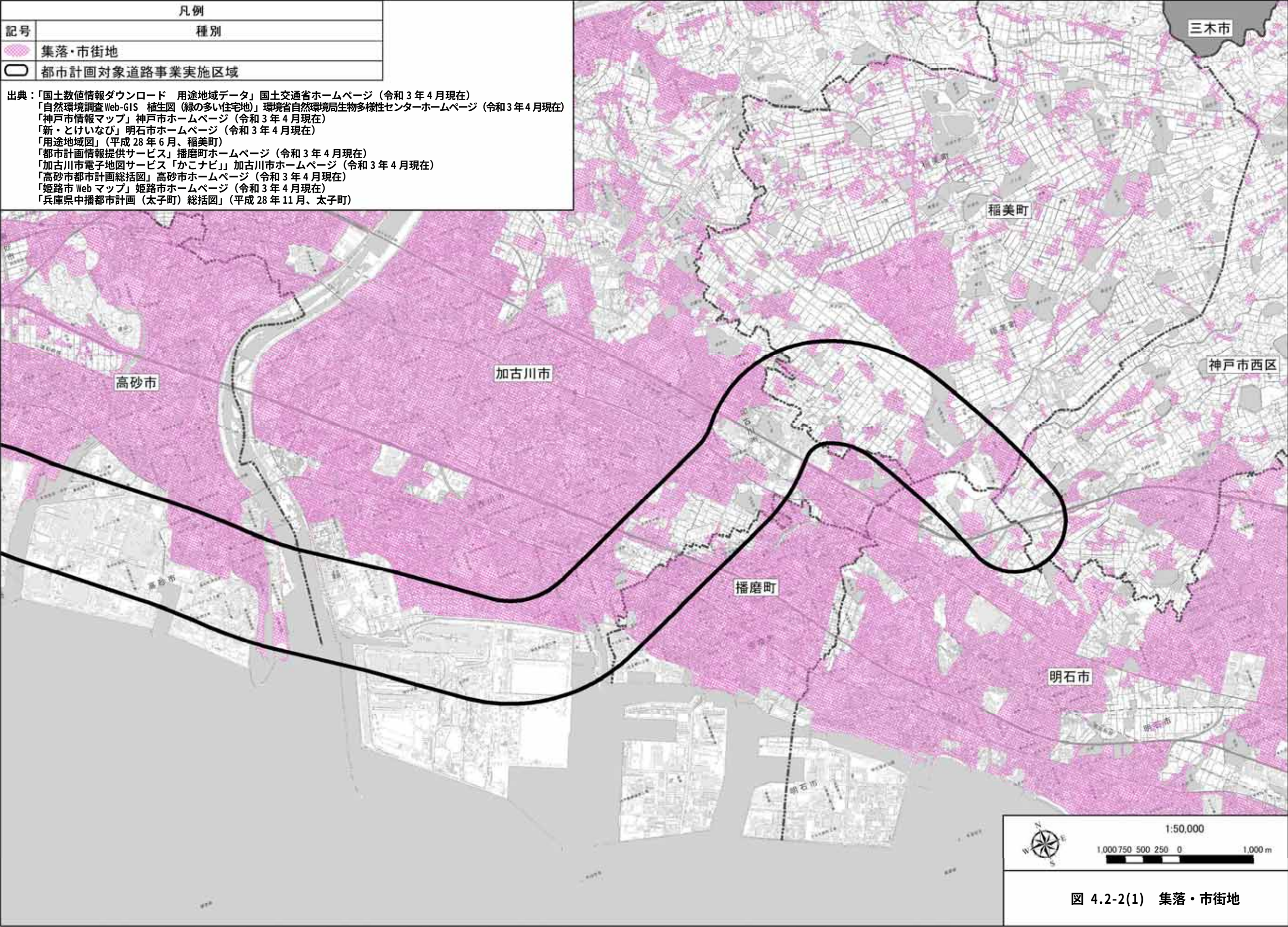
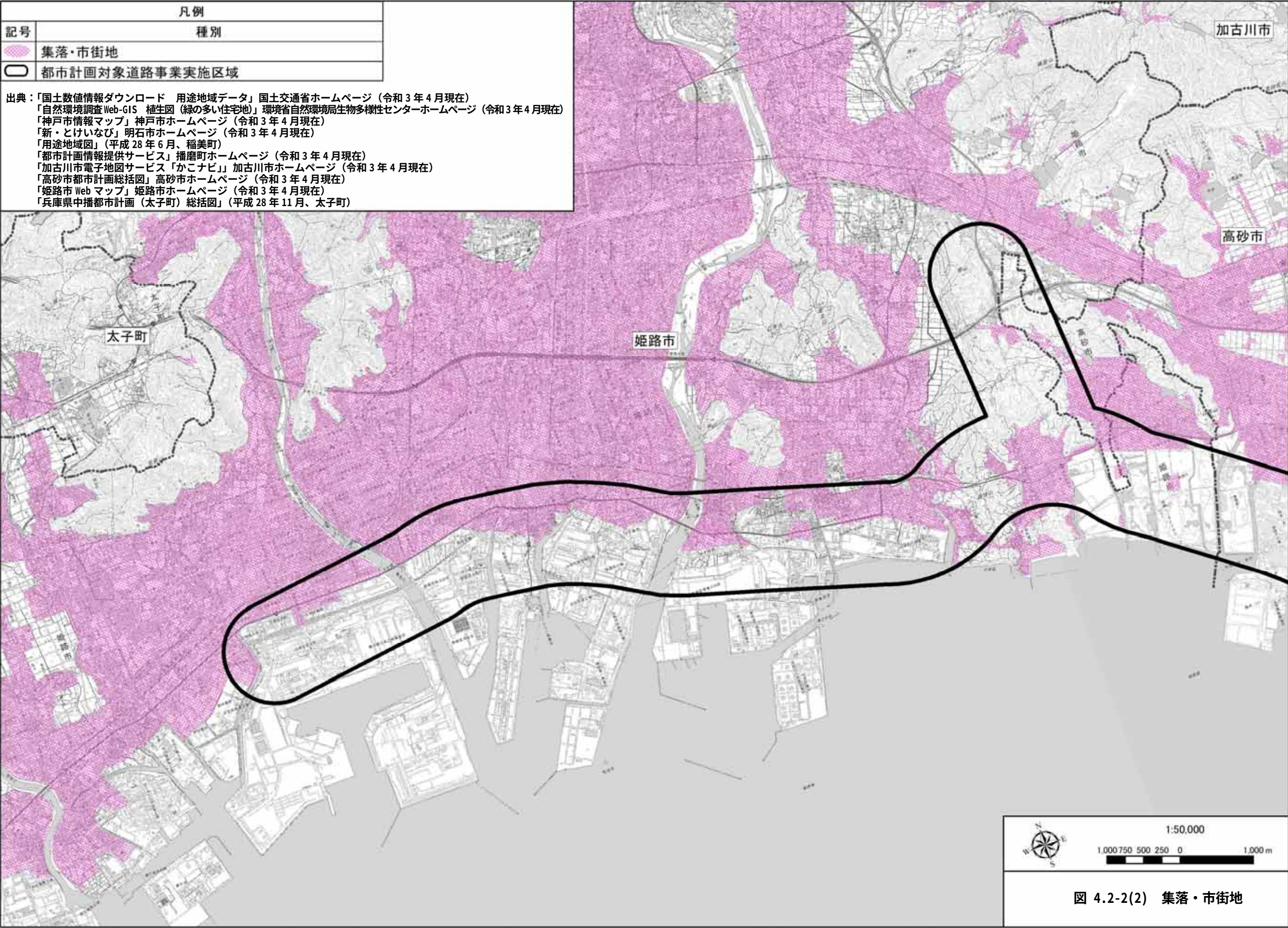


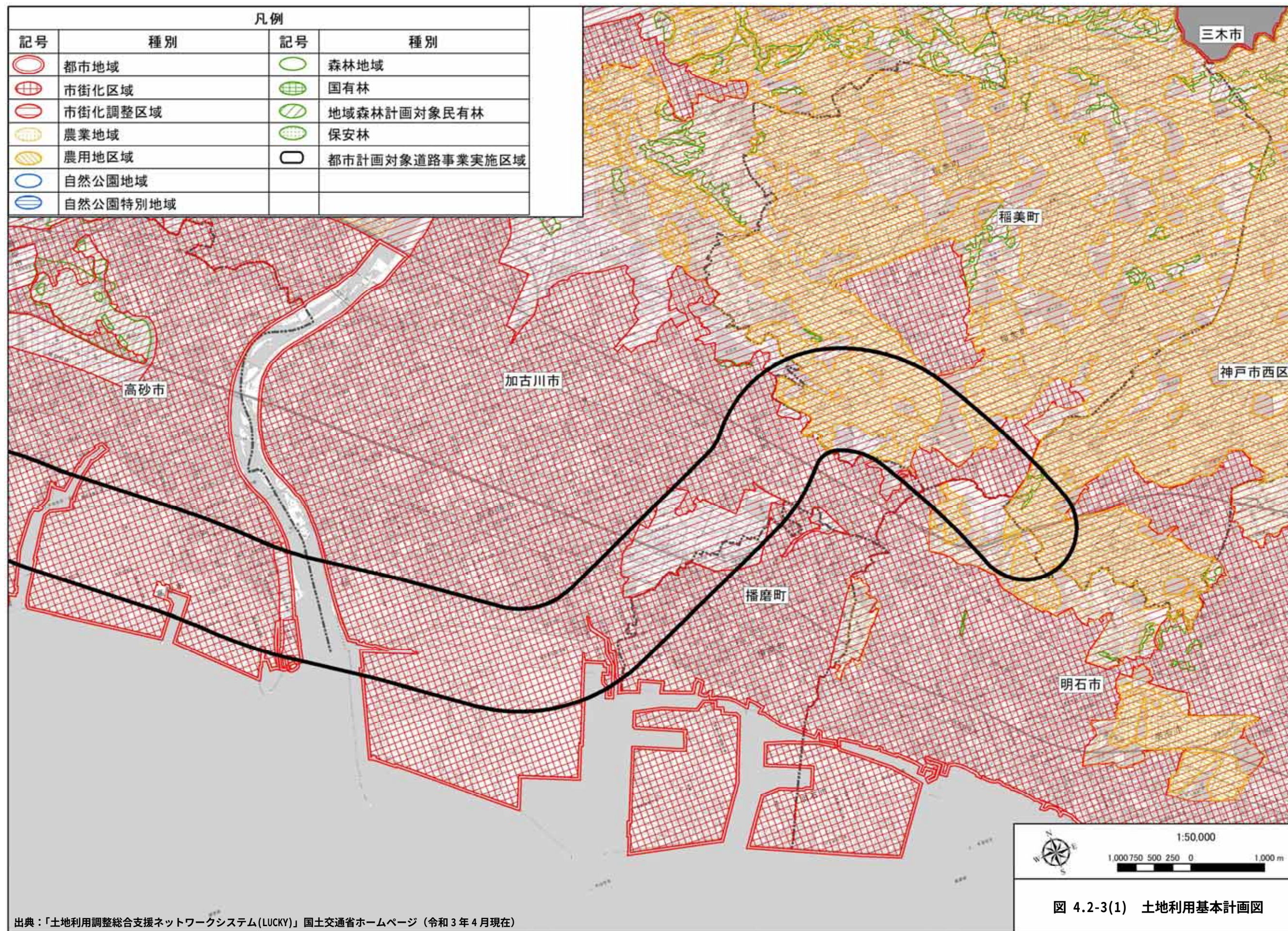
図 4.2-1(1) 土地利用現況図

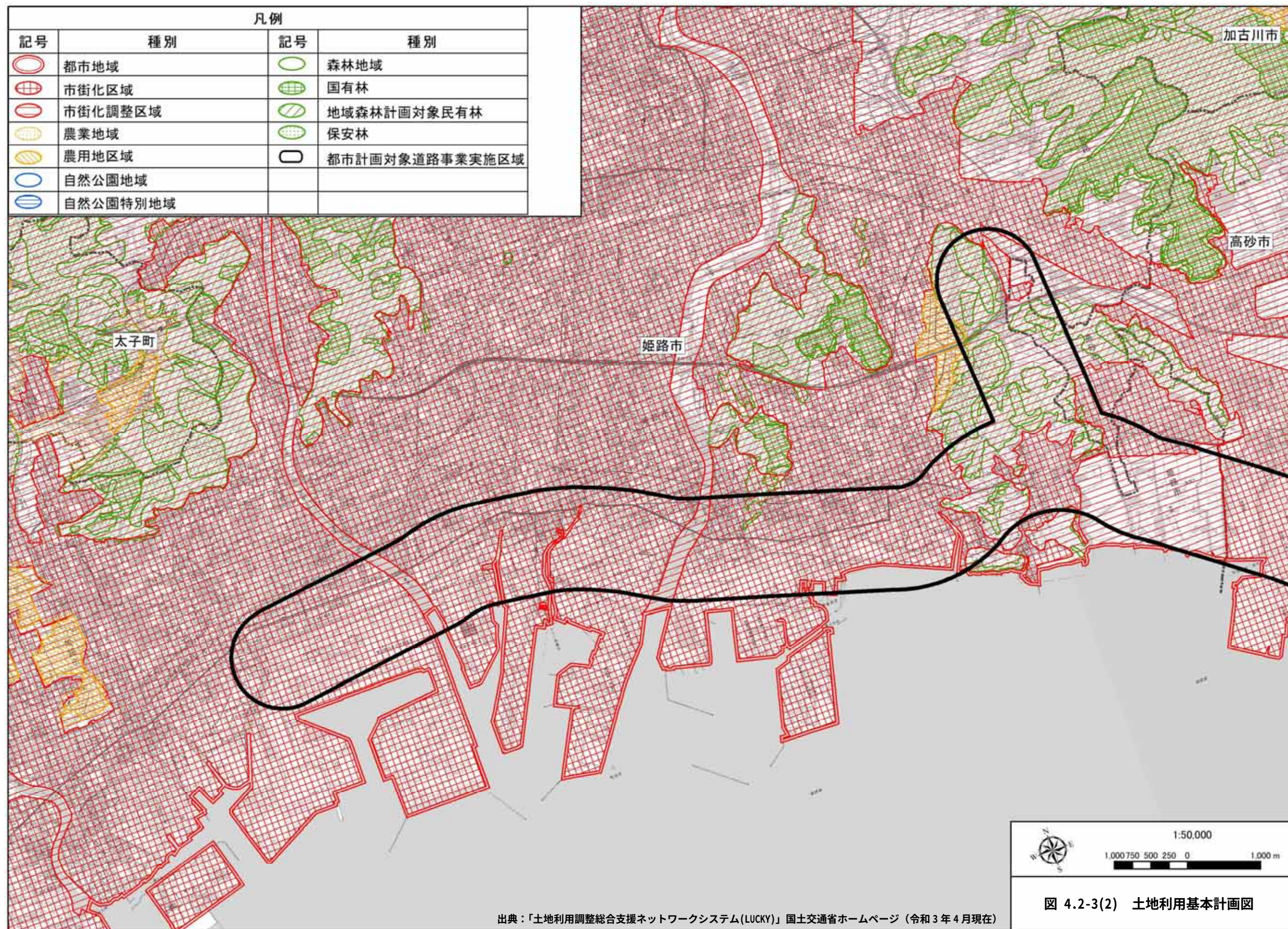
出典：「地理院地図（電子国土 Web）20 万分 1 土地利用図」国土交通省（国土地理院）ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

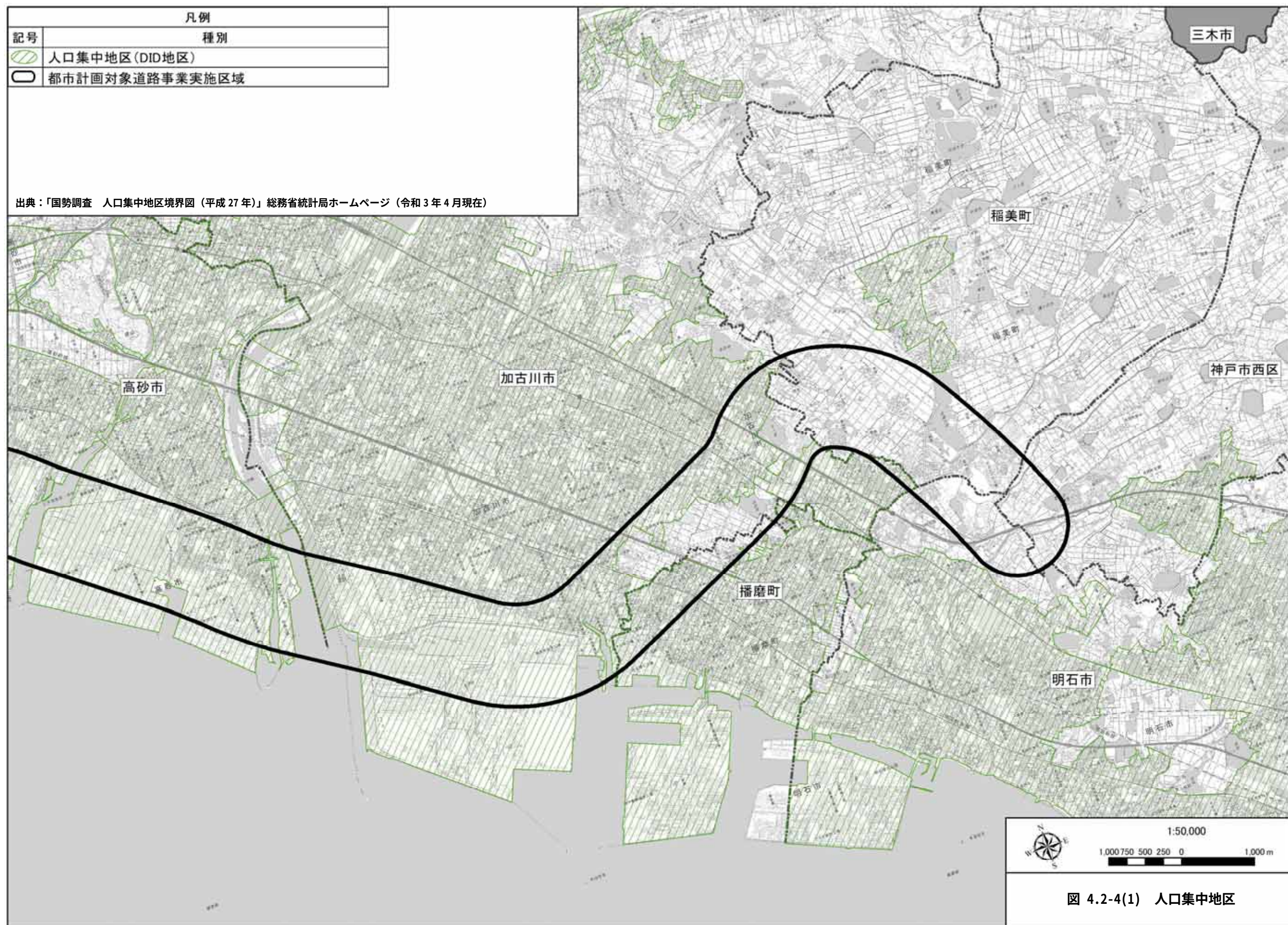


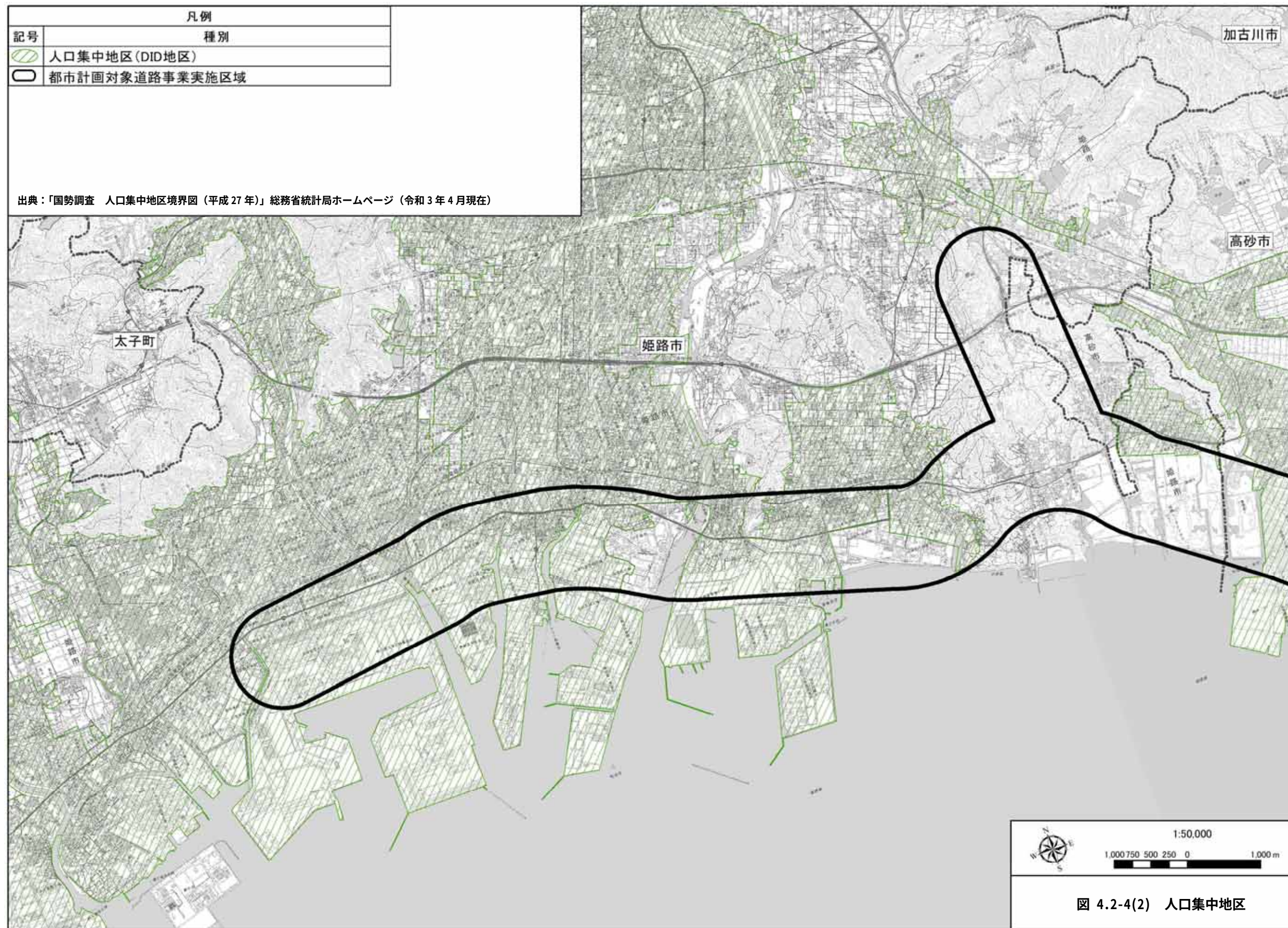












4.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1) 利用状況

(1) 河川

調査区域における河川では、高水敷でのスポーツ、サイクリングや散策等の利用があり、加古川、揖保川では、内水面漁業権が設定されています。

主な河川の空間利用状況を表 4.2-15 に、内水面漁業権の設定状況を表 4.2-16 に、漁場を図 4.2-5 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には一級河川の加古川、二級河川の瀬戸川、喜瀬川、泊川、法華山谷川、天川、西浜川、八家川、市川、野田川、船場川、夢前川及び汐入川がありますが、内水面漁業権が設定された区域はありません。

表 4.2-15 主な河川の空間利用状況

区分	河川名	延長 (m)	空間利用状況
一級河川	加古川*	778,119	散策、スポーツ、水遊び、釣り
	揖保川*	290,810	散策、スポーツ、釣り、水遊び
二級河川	赤根川	4,305	—
	瀬戸川*	5,710	散策、釣り
	喜瀬川*	8,380	散策、ジョギング
	泊川	1,485	—
	法華山谷川*	17,247	水遊び、散策、釣り
	天川*	21,953	—
	西浜川	1,941	—
	八家川*	4,480	—
	市川*	218,032	釣り、水遊び、レクリエーション
	野田川	6,298	イベント、散策
	船場川*	15,520	サイクリング、散策、水遊び、釣り
	夢前川*	95,415	サイクリング、散策、水遊び、釣り、花見
	汐入川	3,380	—
	大津茂川*	25,615	サイクリング、散策、花見、釣り

注) *は河川保全区域のある河川

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和3年3月、兵庫県）

「兵庫県下における河川整備基本方針・河川整備計画の策定状況について」兵庫県ホームページ（令和3年4月現在）

「加古川水系河川整備計画（国管理区間）」（平成23年12月、近畿地方整備局）

「揖保川水系河川整備計画（国管理区間）」（平成25年7月、近畿地方整備局）

「瀬戸川水系河川整備基本方針」（平成17年4月、兵庫県）

「喜瀬川水系河川整備基本方針」（平成16年7月、兵庫県）

「法華山谷川水系河川整備計画」（平成25年2月、兵庫県）

「市川水系河川整備計画」（平成22年3月、兵庫県）

「野田川水系河川整備計画」（平成17年6月、兵庫県）

「船場川水系河川整備計画」（平成22年2月、兵庫県）

「夢前川水系河川整備計画」（平成26年10月、兵庫県）

「大津茂川水系河川整備基本方針」（平成27年3月、兵庫県）

表 4.2-16 内水面漁業権の設定状況

河川名	免許番号	対象水産動物	遊漁期間
加古川	内共第4号	あゆ	6/1～12/31 ※斗竜灘においては 5/1～12/31
		あまご	3/1～9/30
		もくずがに	9/20～翌年2月末日
		その他の魚類	1/1～12/31
揖保川	内共第7号	あゆ	5/26～10/31 までの期間内で組合が 定めて公表する期間内
		こい、ふな、うなぎ、おいかわ、うぐい、わかさぎ、えび類、すっぽん、よしのぼり	1/1～12/31
		渓流魚 あまご、にじます、いわな	3/1～9/30
		もくずがに	餌付けかご 10/1～3/31 ※別途定める区域においては 11/1～3/31

出典：「兵庫県の内水面漁業」兵庫県ホームページ（令和3年4月現在）
「兵庫県公報」（平成25年9月、兵庫県）

(2) 海面

都市計画対象道路事業実施区域の面する沿岸のほぼ全域に第 1 種、第 2 種、第 3 種の共同漁業権及び養殖業を対象とした区画漁業権が設定されています。共同漁業権の設定状況を表 4.2-17 に、区画漁業権の設定状況を表 4.2-18 に、これらの位置を図 4.2-5 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、加古川の河口付近に共同漁業権（共第 20 号、共第 21 号）及び区画漁業権（区第 14 号）、市川の河口に共同漁業権（共第 57 号）、姫路市沿岸に共同漁業権（共第 51 号、共第 53 号、共第 55 号、共第 56 号）及び区画漁業権（区第 54 号、区第 57 号、区第 527 号、区第 528 号）が設定されています。

表 4.2-17(1) 共同漁業権の設定状況

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業権者
共第 11 号	第 1 種	かき、まてがい	1/1～12/31	林崎漁協 江井ヶ島漁協
共第 12 号	第 1 種	もずく	1/1～7/31	林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協
		わかめ	2/1～6/30	
		あおさ	10/1～4/30	
		あおのり	11/1～5/31	
		てんぐさ	3/1～10/31	
		ふのり、ほんだわら、いがい、あさり、さざえ、うちむらさき、ばかがい、あかがい、たいらぎ、みるくい、にし、はまぐり、とりがい、うに、なまこ、たこ、いせえび、えむし	1/1～12/31	
	第 2 種	いそ刺網	1/1～12/31	
共第 19 号	第 1 種	わかめ	2/1～6/30	高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協
		あおのり	11/1～5/31	
		かき、あさり、うちむらさき、ばかがい、あかがい、まてがい、たいらぎ、みるくい、さるぼう、つめたがい、にし、はまぐり、あわび、とこぶし、さざえ、とりがい、うに、なまこ、たこ、いせえび、しゃこ	1/1～12/31	
	第 2 種	いそ刺網	1/1～12/31	
共第 20 号	第 1 種	わかめ	2/1～6/30	高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協
		あおのり	11/1～5/31	
		かき、あさり、うちむらさき、ばかがい、あかがい、まてがい、たいらぎ、みるくい、さるぼう、つめたがい、にし、はまぐり、あわび、とこぶし、さざえ、とりがい、うに、なまこ、たこ、いせえび、しゃこ、えむし	1/1～12/31	
	第 2 種	いそ刺網	1/1～12/31	
共第 21 号	第 2 種	ます網	1/1～12/31	高砂漁協 東播磨漁協
共第 22 号	第 2 種	ます網	1/1～12/31	高砂漁協 東播磨漁協
共第 23 号	第 1 種	あかがい、さるぼう、あさり、ばかがい、なまこ、たこ	1/1～12/31	伊保漁協 姫路市漁協
	第 2 種	ます網、いそ刺網、雑魚かご網	1/1～12/31	
共第 41 号	第 3 種	つきいそ	1/1～12/31	高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協
共第 51 号	第 2 種	いそ刺網、ます網、雑魚かご網	1/1～12/31	姫路市漁協 伊保漁協

注) 漁業権の存続期間は平成 25 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

出典:「兵庫の海釣り: 漁業権について」兵庫県ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

表 4.2-17(2) 共同漁業権の設定状況

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業権者
共第 52 号	第 2 種	いそ刺網、ます網	1/1～12/31	姫路市漁協
共第 53 号	第 1 種	あおのり	11/1～5/31	姫路市漁協 伊保漁協
		てんぐさ、おごのり、かき、あさり、ばかがい、あかがい、さるぼう、とりがい、はまぐり、あわび、とこぶし、さざえ、なまこ、たこ、えむし	1/1～12/31	
	第 3 種	地びき網	1/1～12/31	
共第 55 号	第 1 種	あまのり	11/1～5/31	姫路市漁協
		あおさ	10/1～4/30	
		わかめ	2/1～6/30	
		おごのり、あさり、ばかがい、あかがい、さるぼう、とりがい、たこ、なまこ、えむし、あわび、とこぶし、さざえ、かき	1/1～12/31	
	第 2 種	いそ刺網、ます網	1/1～12/31	
共第 56 号	第 1 種	あまのり、あおのり	11/1～5/31	姫路市漁協
		あおさ	10/1～4/30	
		てんぐさ、おごのり、かき、あさり、ばかがい、あかがい、さるぼう、おおのがい、つめたがい、はまぐり、まてがい、とりがい、あわび、とこぶし、さざえ、なまこ、たこ、えむし	1/1～12/31	
	第 2 種	いそ刺網、ます網	1/1～12/31	
	第 3 種	地びき網	1/1～12/31	
共第 57 号	第 1 種	あまのり、あおのり	11/1～5/31	姫路市漁協
		あおさ	10/1～4/30	
		てんぐさ、おごのり、かき、あさり、ばかがい、あかがい、さるぼう、おおのがい、つめたがい、はまぐり、まてがい、とりがい、あわび、とこぶし、さざえ、なまこ、たこ、えむし	1/1～12/31	
	第 2 種	いそ刺網、ます網	1/1～12/31	
共第 58 号	第 2 種	いそ刺網、雑魚かご網	1/1～12/31	姫路市漁協
共第 59 号	第 1 種	あさり、はまぐり、あかがい、さるぼう、かき、あわび、とこぶし、さざえ、なまこ、たこ	1/1～12/31	姫路市漁協
	第 2 種	いそ刺網、ます網	1/1～12/31	
共第 60 号	第 1 種	あまのり、あおのり	11/1～5/31	姫路市漁協
		あおさ	10/1～4/30	
		てんぐさ、わかめ、かき、あさり、ばかがい、あかがい、さるぼう、まてがい、おおのがい、はまぐり、とりがい、たいらぎ、つめたがい、あわび、とこぶし、さざえ、なまこ、たこ、えむし	1/1～12/31	
	第 2 種	いそ刺網、ます網、雑魚かご網	1/1～12/31	
共第 303 号	第 3 種	つきいそ	1/1～12/31	東二見漁協 西二見漁協
共第 304 号	第 3 種	つきいそ	1/1～12/31	高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協
共第 308 号	第 3 種	つきいそ	1/1～12/31	姫路市漁協 伊保漁協
共第 309 号	第 3 種	つきいそ	1/1～12/31	姫路市漁協

注) 漁業権の存続期間は平成 25 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

出典:「兵庫の海釣り:漁業権について」兵庫県ホームページ(令和 3 年 4 月現在)

表 4.2-18 区画漁業権の設定状況

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業権者
区第 9 号	第 1 種	のり養殖	9/10～5/15	林崎漁協、明石浦漁協 江井ヶ島漁協
区第 10 号	第 1 種	のり養殖	9/10～6/30	林崎漁協、明石浦漁協 江井ヶ島漁協
		わかめ養殖、こんぶ養殖、 ひじき養殖	10/1～6/30	
区第 11 号	第 1 種	わかめ養殖	10/1～6/30	高砂漁協、東二見漁協、 西二見漁協、播磨町漁 協、東播磨漁協
		こんぶ養殖	12/1～7/15	
区第 12 号	第 1 種	のり養殖	9/10～5/15	高砂漁協、東二見漁協、 西二見漁協、播磨町漁 協、東播磨漁協
		わかめ養殖	10/1～6/30	
区第 13 号	第 1 種	のり養殖	9/10～5/15	高砂漁協、東二見漁協、 西二見漁協、播磨町漁 協、東播磨漁協
		わかめ養殖	10/1～6/30	
区第 14 号	第 1 種	わかめ養殖	10/1～6/30	高砂漁協
区第 15 号	第 1 種	のり養殖	9/10～5/15	高砂漁協、東二見漁協、 西二見漁協、播磨町漁 協、東播磨漁協
		わかめ養殖	10/1～6/30	
区第 16 号	第 1 種	のり養殖	9/10～5/15	高砂漁協、東二見漁協、 西二見漁協、播磨町漁 協、東播磨漁協
		わかめ養殖	10/1～6/30	
区第 50 号	第 1 種	のり養殖	9/10～5/10	伊保漁協、姫路市漁協
		わかめ養殖	10/1～5/10	
区第 51 号	第 1 種	のり養殖	9/10～5/10	姫路市漁協
区第 54 号	第 1 種	わかめ養殖	10/1～6/30	姫路市漁協、伊保漁協
区第 55 号	第 1 種	わかめ養殖	10/1～6/30	姫路市漁協、伊保漁協
区第 56 号	第 1 種	わかめ養殖	10/1～6/30	姫路市漁協
区第 57 号	第 1 種	のり養殖	9/10～5/10	姫路市漁協
区第 169 号	第 1 種	のり養殖	9/10～6/30	姫路市漁協
区第 502 号	第 1 種	垂下式貝類養殖業	1/1～12/31	姫路市漁協
区第 503 号	第 1 種	垂下式貝類養殖業	1/1～12/31	姫路市漁協
区第 527 号	第 1 種	垂下式貝類養殖業	1/1～12/31	姫路市漁協、伊保漁協
区第 528 号	第 1 種	垂下式貝類養殖業	1/1～12/31	姫路市漁協

注) 漁業権の存続期間は平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

出典:「兵庫の海釣り:漁業権について」兵庫県ホームページ(令和 3 年 4 月現在)

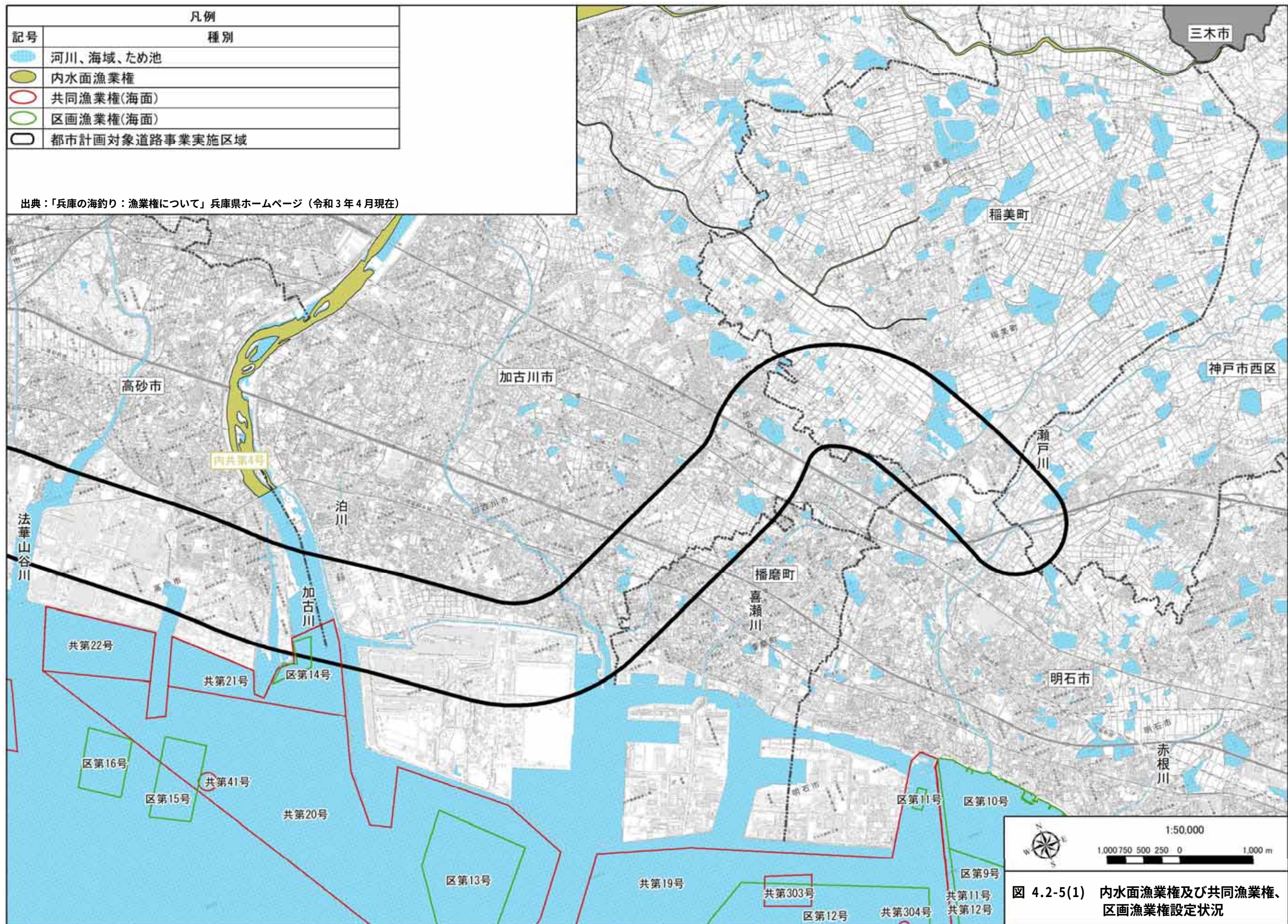
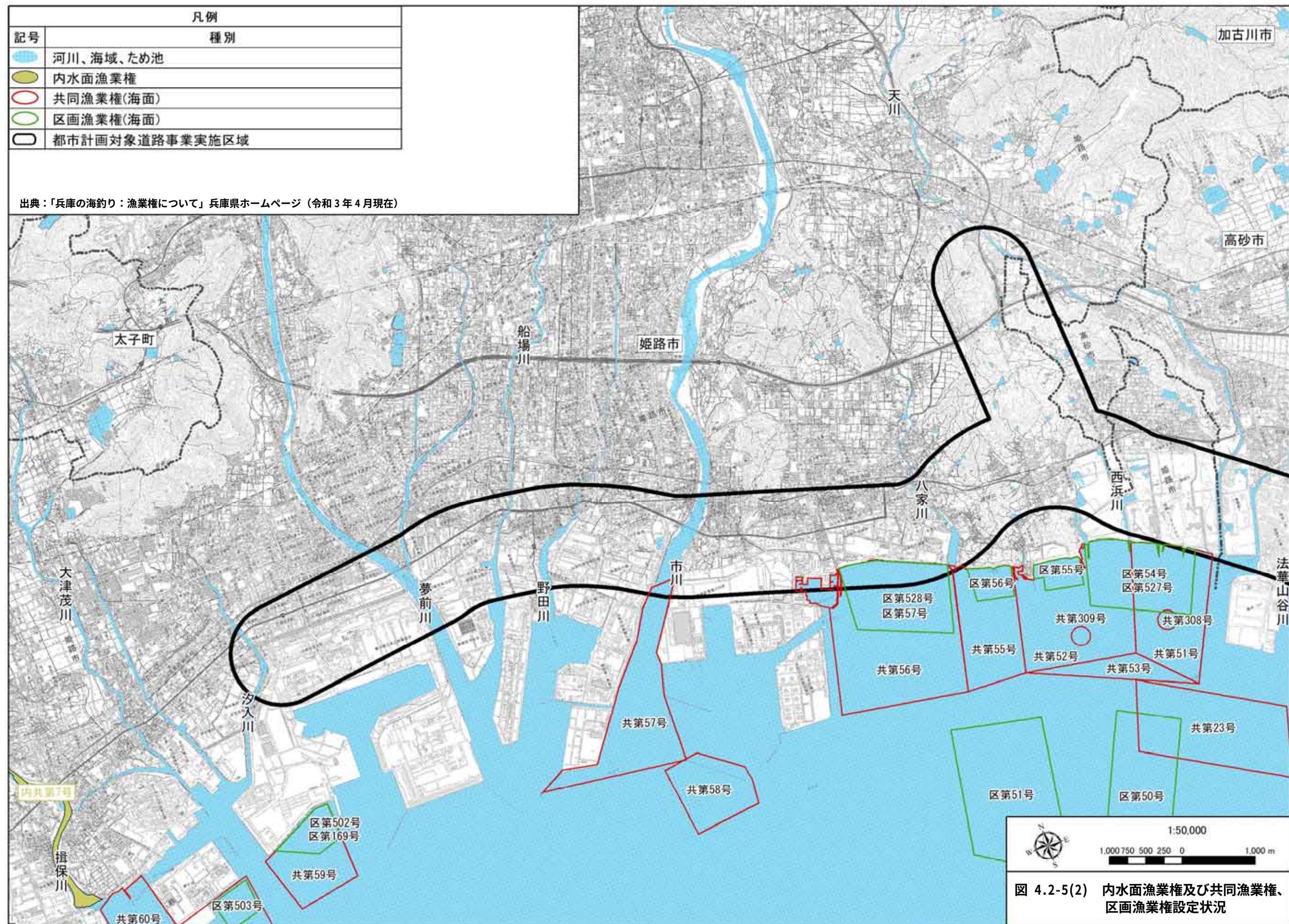


図 4.2-5(1) 内水面漁業権及び共同漁業権、区画漁業権設定状況



2) 利水状況

調査区域で上水道に利用される原水の種別年間取水量を、表 4.2-19 に示します。

明石市、稲美町、播磨町、高砂市及び太子町では浅・深井戸利用が最も多く、加古川市及び姫路市では表流水が多くなっています。また、神戸市では浄水受水が多くなっています。

また、調査区域における工業用水量（30 人以上の事業所）を、表 4.2-20 に示します。

工業用水量のうち井戸水割合が最も高いのは稲美町で、次いで太子町となっています。

表 4.2-19 原水の種別年間取水量（令和元年度）

[単位：千 m³]

区分 市町名	実績年間 取水量	地下水 表流水等	地下水 伏流水	地下水 浅・深井戸	その他 (湧水)	浄水受水
神戸市	188,145	17,018 (9%)	-	-	373 (0%)	170,754 (91%)
明石市	32,359	10,045 (31%)	-	13,161 (41%)	-	9,153 (28%)
稲美町	3,421	-	-	3,088 (90%)	-	333 (10%)
播磨町	3,745	-	-	3,284 (88%)	-	461 (12%)
加古川市	29,048	11,817 (41%)	-	6,061 (21%)	-	11,170 (38%)
高砂市	12,386	3,403 (27%)	3,045 (25%)	4,657 (38%)	-	1,281 (10%)
姫路市	62,892	24,151 (38%)	8,993 (14%)	8,268 (13%)	-	21,480 (34%)
太子町	3,734	-	-	3,222 (86%)	-	512 (14%)

出典：「令和元年度水道施設現況調書」兵庫県ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

**表 4.2-20 工業用水量（令和元年）
（30 人以上の事業所）**

[単位：m³/日]

区分 市町名	事業 所数	総用水量	工業用 水道	上水道	井戸水	その他淡水
神戸市	362	72,094	39,921	19,269	7,288 (10.1%)	5,616
明石市	101	24,183	8,298	6,211	9,674 (40.0%)	-
稲美町	34	4,238	-	346	3,879 (91.5%)	13
播磨町	35	15,663	10,656	1,075	3,932 (25.1%)	-
加古川市	91	125,722	100,349	3,834	21,382 (17.0%)	157
高砂市	51	107,378	95,781	7,566	4,030 (3.8%)	1
姫路市	233	349,184	294,640	6,569	29,866 (8.6%)	18,109
太子町	14	5,550	44	769	4,737 (85.4%)	-

出典：「2019 年工業統計調査結果」兵庫県ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

調査区域における地下水及び井戸等の利用状況を、表 4.2-21 に示します。

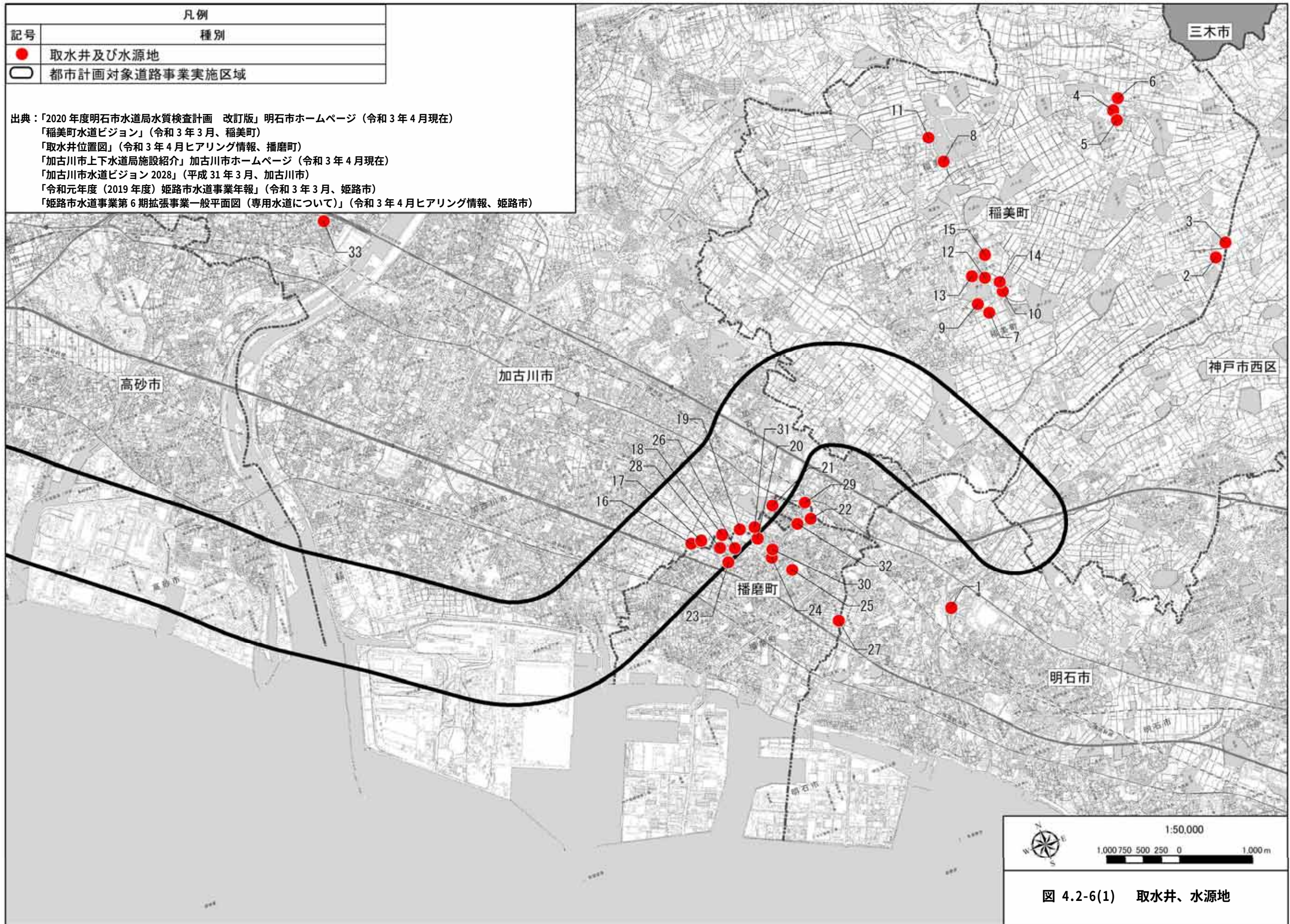
令和 3 年 4 月に実施した自治体ヒアリングにおいて得られた、対象市町で把握している取水井、水源地図 4.2-6 に示します。

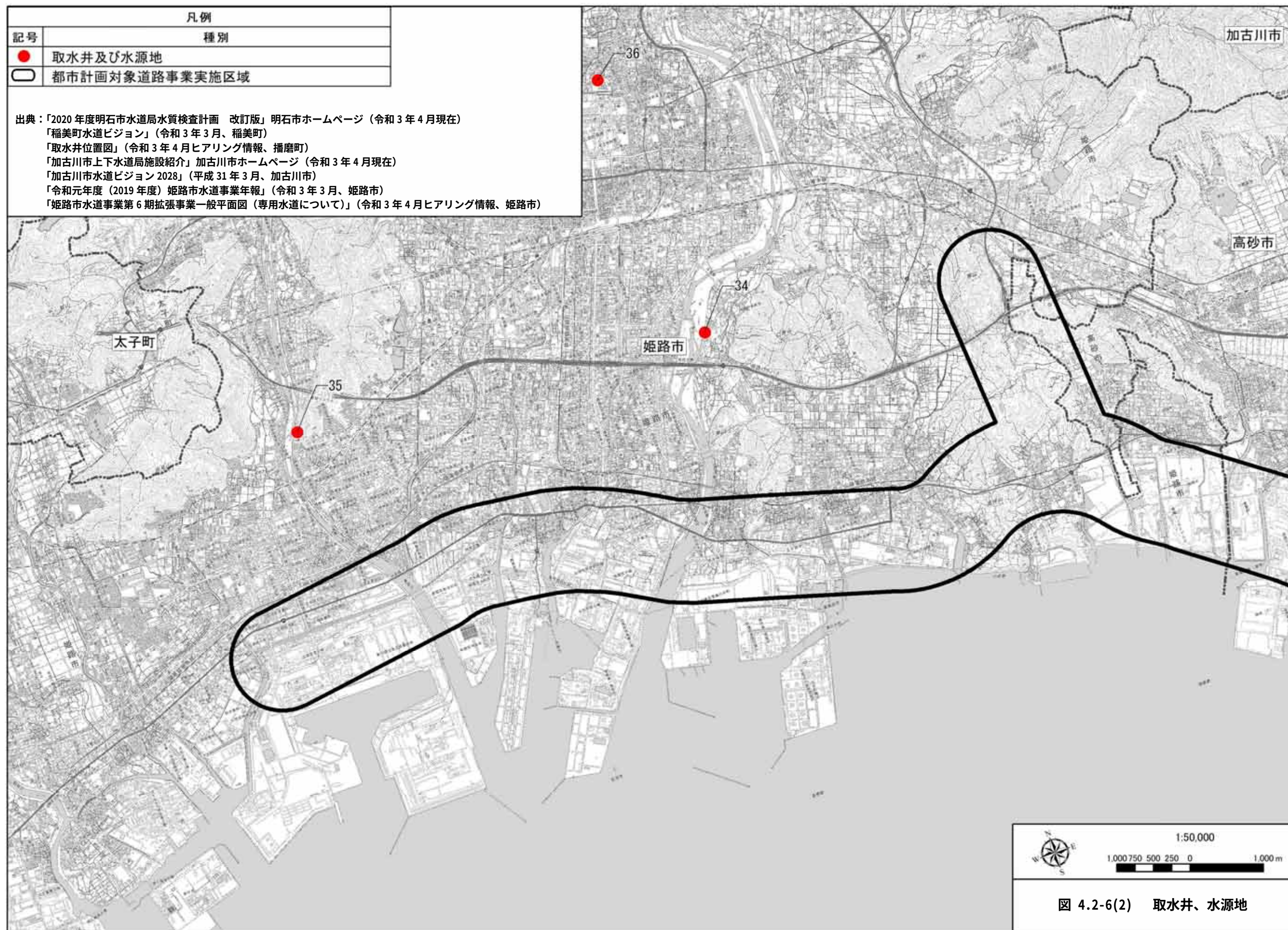
都市計画対象道路事業実施区域には、取水井などが存在します。

表 4.2-21 地下水及び井戸等の利用状況

番号	市町名	区分	名称
1	明石市	地下水	魚住浄水場
2	稲美町	取水井	南部 1 号取水井
3		取水井	南部 2 号取水井
4		取水井	東部 1 号取水井
5		取水井	東部 2 号取水井
6		取水井	東部 3 号取水井
7		取水井	西部 2 号取水井
8		取水井	西部 3 号取水井
9		取水井	西部 4 号取水井
10		取水井	西部 5 号取水井
11		取水井	西部 6 号取水井
12		取水井	西部 7 号取水井
13		取水井	西部 8 号取水井
14		取水井	西部 9 号取水井
15		取水井	西部 10 号取水井
16	播磨町	地下水（深井戸）	1 号井
17		地下水（深井戸）	2 号井
18		地下水（深井戸）	3 号井
19		地下水（深井戸）	4 号井
20		地下水（深井戸）	5 号井
21		地下水（深井戸）	6 号井
22		地下水（深井戸）	7 号井
23		地下水（深井戸）	8 号井
24		地下水（深井戸）	9 号井
25		地下水（深井戸）	10 号井
26		地下水（深井戸）	11 号井
27		地下水（深井戸）	22 号井
28		地下水（深井戸）	30 号井
29		地下水（深井戸）	31 号井
30		地下水（深井戸）	32 号井
31		地下水（深井戸）	33 号井
32		地下水（深井戸）	34 号井
33	加古川市	地下水（浅井戸）	西部水源地
34	姫路市	伏流水・地下水	兼田浄水場
35		伏流水・地下水	山崎浄水場
36		表流水・地下水	町裏浄水場

出典：「2020 年度明石市水道局水質検査計画 改訂版」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）
「稲美町水道ビジョン」（令和 3 年 3 月、稲美町）
「取水井位置図」（令和 3 年 4 月ヒアリング情報、播磨町）
「加古川市上下水道局施設紹介」加古川市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）
「加古川市水道ビジョン 2028」（平成 31 年 3 月、加古川市）
「令和元年度（2019 年度）姫路市水道事業年報」（令和 3 年 3 月、姫路市）
「姫路市水道事業第 6 期拡張事業一般平面図（専用水道について）」（令和 3 年 4 月ヒアリング情報、姫路市）





4.2.4 交通の状況

1) 陸上交通

調査区域の主な道路として、東西方向には一般国道 2 号、一般国道 250 号、一般国道 2 号バイパス及び一般国道 2 号（第二神明道路）があります。南北方向には一般国道 312 号線（播但連絡道路）、主要地方道 18 号加古川小野線及び主要地方道 43 号高砂北条線があります。

鉄道は山陽新幹線、JR 山陽本線、JR 姫新線及び私鉄の山陽電鉄等があります。

都市計画対象道路事業実施区域には、主な道路として一般国道 2 号、一般国道 250 号、一般国道 2 号バイパス及び一般国道 312 号（播但連絡道路）等があります。また、都市計画対象道路事業実施区域には、鉄道駅として、山陽電鉄の別府駅、大塩駅、的形駅、八家駅、白浜の宮駅及び夢前川駅があります。

調査区域の主要な交通網を図 4.2-7 に、道路交通量の調査結果を表 4.2-22 に、調査位置を図 4.2-8 に示します。また、各駅の年間乗車人員数を表 4.2-23 に示します。

表 4.2-22(1) 主要な道路の交通量（平成 27 年度道路交通センサス）

番号	路線名	観測地点	12 時間 合計(台)	24 時間 合計(台)	昼夜率
10080	一般国道 2 号	明石市魚住町金ヶ崎	14,543	19,633	1.35
10100	一般国道 2 号	加古川市野口町野口	12,445	17,672	1.42
10110	一般国道 2 号	加古川市加古川町本町	7,378	9,665	1.31
10120	一般国道 2 号	加古川市米田町東平津	8,781	11,503	1.31
10130	一般国道 2 号	高砂市米田町島	8,487	11,033	1.30
10140	一般国道 2 号	高砂市阿弥陀町阿弥陀	10,758	14,416	1.34
10150	一般国道 2 号	姫路市別所町北宿	11,700	15,145	1.29
10160	一般国道 2 号	姫路市御国野町御着	12,721	17,283	1.36
10170	一般国道 2 号	姫路市神屋町 2 丁目	13,503	17,959	1.33
10180	一般国道 2 号	姫路市本町	17,050	23,188	1.36
10200	一般国道 2 号	姫路市青山西 1 丁目	15,219	20,015	1.32
10210	一般国道 2 号（第二神明道路）	一般国道 2 号（第二神明道路）～一般国道 2 号（第二神明道路）	57,052	82,492	1.45
10212	一般国道 2 号（第二神明道路）	一般国道 2 号（第二神明道路）～一般国道 2 号	57,052	82,492	1.45
10220	一般国道 2 号（加古川バイパス）		57,057	83,303	1.46
10230	一般国道 2 号（加古川バイパス）	加古川市加古川町溝ノ口	57,057	84,011	1.47
10231	一般国道 2 号（加古川バイパス）		64,689	94,446	1.46
10250	一般国道 2 号（加古川バイパス）		54,851	80,631	1.47
10260	一般国道 2 号（姫路バイパス）		80,910	116,510	1.44
10270	一般国道 2 号（姫路バイパス）		84,325	117,212	1.39
10280	一般国道 2 号（姫路バイパス）	姫路市広畑区西蒲田	55,089	79,491	1.44
10290	一般国道 2 号（太子竜野バイパス・姫路バイパス）		46,725	67,751	1.45
10400	一般国道 2 号		6,060	7,817	1.29
10410	一般国道 2 号		6,060	7,817	1.29
10420	一般国道 2 号		6,060	7,817	1.29
10430	一般国道 2 号		8,169	10,211	1.25
10440	一般国道 2 号		4,901	6,322	1.29
11560	一般国道 250 号	明石市魚住町住吉 4 丁目	27,257	36,432	1.34
11570	一般国道 250 号	加古川市別府町別府	30,083	42,116	1.40
11580	一般国道 250 号	加古川市野口町坂井	36,800	49,680	1.35
11590	一般国道 250 号	加古川市加古川町友沢	39,893	53,313	1.34
11600	一般国道 250 号	高砂市伊保町竜山	27,263	38,168	1.40

注 1) 表中の番号は図 4.2-8 に対応

注 2) 斜体の調査地点の交通量は推定値

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」国土交通省近畿地方整備局ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-22(2) 主要な道路の交通量（平成 27 年度道路交通センサス）

番号	路線名	観測地点	12 時間 合計（台）	24 時間 合計（台）	昼夜率
11610	一般国道 250 号	高砂市曾根町曾根	6,470	8,411	1.30
11620	一般国道 250 号	姫路市大塩町	8,827	11,219	1.27
11640	一般国道 250 号、妻鹿花田線		9,267	12,140	1.31
11650	一般国道 250 号	姫路市飾磨区御幸	24,320	33,562	1.38
11660	一般国道 250 号	姫路市飾磨区構	11,591	15,532	1.34
11670	一般国道 250 号	姫路市広畑区長町	15,309	20,055	1.31
11680	一般国道 250 号	姫路市網干区浜田	12,600	16,884	1.34
11770	一般国道 250 号	姫路市白浜町宇佐崎中 3 丁目	15,161	20,467	1.35
11780	一般国道 250 号	姫路市飾磨区妻鹿	15,376	20,758	1.35
11781	一般国道 250 号	姫路市飾磨区中島	12,570	16,718	1.33
11980	一般国道 312 号	姫路市城東町	18,316	24,910	1.36
11990	一般国道 312 号	姫路市四郷町見野	11,108	14,774	1.33
12080	一般国道 312 号（播但連絡道路）	姫路市別所町佐土	20,184	27,248	1.35
12250	一般国道 372 号	姫路市花田町小川	14,501	18,912	1.30
12260	一般国道 372 号	姫路市 5 軒邸 2 丁目	10,883	14,366	1.32
12770	一般国道 436 号	姫路市飾磨区細江	1,997	2,496	1.25
40950	主要地方道 18 号加古川小野線	加古川市加古川町河原	16,248	21,935	1.35
40960	主要地方道 18 号加古川小野線	加古川市神野町神野	7,335	9,756	1.33
41010	主要地方道 18 号加古川小野線	加古川市野口町坂元	15,588	21,044	1.35
41020	主要地方道 18 号加古川小野線	加古川市神野町福留（市道福留 15 号線跨道橋）	22,967	31,694	1.38
41021	主要地方道 18 号加古川小野線	加古川市神野町西条（CCTV カメラ）	11,993	15,951	1.33
41023	主要地方道 18 号加古川小野線	加古川市野口町水足（CCTV カメラ）	17,126	21,838	1.28
41030	主要地方道 19 号加古川高砂線	加古川市加古川町備後	12,942	17,213	1.33
41980	主要地方道 43 号高砂北条線	高砂市米田町米田新	13,600	18,224	1.34
41990	主要地方道 43 号高砂北条線	加古川市東神吉町西井ノ口	20,848	27,138	1.30
42440	主要地方道 61 号加古川停車場線	加古川市加古川町寺前町	4,554	5,875	1.29
42450	主要地方道 62 号姫路港線	姫路市延末	14,885	18,944	1.27
42510	主要地方道 65 号神戸加古川姫路線		5,663	7,305	1.29
42520	主要地方道 65 号神戸加古川姫路線	加古川市八幡町上西条	6,743	8,766	1.30
42560	主要地方道 65 号神戸加古川姫路線	姫路市飾東町唐端新	4,337	5,417	1.25
43130	主要地方道 79 号高砂加古川加西線	高砂市米田町古新	7,898	10,267	1.30
43451	主要地方道 84 号宗佐土山線	加古川市八幡町野村	9,175	12,111	1.32
43460	主要地方道 84 号宗佐土山線	加古郡稲美町国安	7,624	10,052	1.32
60020	一般県道 148 号大久保稲美加古川線	神戸市西区竜が岡 1 丁目	12,145	16,274	1.34
60030	一般県道 148 号大久保稲美加古川線	神戸市西区岩岡町岩岡	9,068	11,788	1.30
60040	一般県道 148 号大久保稲美加古川線		13,474	18,055	1.34
60160	一般県道 377 号野村明石線	神戸市西区神出町池田	6,064	7,823	1.29
60200	一般県道 118 号小野志方線		1,743	2,161	1.24
60220	一般県道 379 号岩岡魚住線	神戸市西区上新池 2 丁目	5,534	7,194	1.30
60230	一般県道 379 号岩岡魚住線	神戸市西区岩岡町古郷	6,629	8,618	1.30
60240	一般県道 384 号平荘大久保線	神戸市西区福吉台 1 丁目	12,501	16,626	1.33
60410	一般県道 129 号別府港加古川停車場線	加古川市加古川町栗津	6,543	8,506	1.30
60890	一般県道 148 号大久保稲美加古川線	明石市大久保町大窪	11,613	15,445	1.33
60900	一般県道 148 号大久保稲美加古川線		13,585	18,204	1.34
60910	一般県道 148 号大久保稲美加古川線	加古郡稲美町加古	7,183	9,338	1.30
60920	一般県道 148 号大久保稲美加古川線	加古川市野口町水足	1,539	2,016	1.31
61420	一般県道 208 号二見港土山線	明石市二見町西二見	15,342	20,712	1.35
61430	一般県道 208 号二見港土山線	明石市二見町西二見	19,059	25,920	1.36
61440	一般県道 209 号鶴林寺線		3,428	4,354	1.27
61450	一般県道 210 号高砂港線	高砂市高砂町宮前町	747	904	1.21
61460	一般県道 212 号曾根停車場線		520	629	1.21
61540	一般県道 219 号姫路停車場線	姫路市南駅前町	12,167	16,060	1.32

注 1) 表中の番号は図 4.2-8 に対応

注 2) 斜体の調査地点の交通量は推定値

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」国土交通省近畿地方整備局ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-22(3) 主要な道路の交通量（平成 27 年度道路交通センサス）

番号	路線名	観測地点	12 時間 合計（台）	24 時間 合計（台）	昼夜率
61550	一般県道 219 号姫路停車場線	姫路市北条	15,334	20,394	1.33
61560	一般県道 219 号姫路停車場線	姫路市北条口	12,962	17,239	1.33
61580	一般県道 222 号網干港線	姫路市網干区新在家	4,649	5,997	1.29
63750	一般県道 377 号野村明石線	加古郡稲美町下草谷	3,881	4,968	1.28
63760	一般県道 377 号野村明石線	加古郡稲美町草谷	7,761	10,089	1.30
63770	一般県道 377 号野村明石線		5,422	6,994	1.29
63780	一般県道 378 号六分一神出線		1,267	1,533	1.21
63790	一般県道 379 号岩岡魚住線		7,301	9,491	1.30
63800	一般県道 379 号岩岡魚住線	明石市魚住町中尾	4,067	5,165	1.27
63810	一般県道 380 号江井ヶ島大久保停車場線	明石市大久保町福田	3,611	4,405	1.22
63820	一般県道 381 号野谷平岡線		4,213	5,393	1.28
63830	一般県道 381 号野谷平岡線	加古郡稲美町幸竹	9,954	12,811	1.29
63840	一般県道 382 号本荘平岡線	加古郡播磨町東本荘 1 丁目	11,656	15,619	1.34
63850	一般県道 382 号本荘平岡線	加古川市平岡町山之上一	7,636	9,927	1.30
63860	一般県道 383 号八幡別府線	加古川市神野町石守	7,483	9,803	1.31
63880	一般県道 383 号八幡別府線	加古川市野口町北野	9,744	12,862	1.32
63890	一般県道 383 号八幡別府線	加古川市平岡町一色	13,703	18,254	1.33
63900	一般県道 384 号平荘大久保線	加古川市神野町神野	8,411	11,018	1.31
63920	一般県道 384 号平荘大久保線	加古川市神野町石守	9,085	10,894	1.20
63930	一般県道 384 号平荘大久保線	加古郡稲美町中村	12,159	16,293	1.34
63940	一般県道 384 号平荘大久保線		11,941	15,882	1.33
63970	一般県道 386 号野口尾上線	加古川市野口町長砂	14,121	18,922	1.34
64100	一般県道 391 号伊保宝殿停車場線		12,759	17,097	1.34
64110	一般県道 391 号伊保宝殿停車場線	高砂市米田町塩市	8,814	11,546	1.31
64120	一般県道 392 号伊保阿弥陀線		1,083	1,386	1.28
64130	一般県道 393 号生石宝殿停車場線		3,412	4,333	1.27
64140	一般県道 395 号曾根魚橋線	高砂市阿弥陀町南池	6,026	7,774	1.29
64160	一般県道 396 号豊富御国野線	姫路市御国野町深志野	4,147	5,308	1.28
64180	一般県道 397 号花田御着停車場線	姫路市御国野町深志野	11,816	15,880	1.34
64190	一般県道 398 号花田野里線	姫路市花田町高木	9,390	12,301	1.31
64200	一般県道 399 号大塩別所線	高砂市北浜町西浜	6,429	8,092	1.26
64210	一般県道 401 号中島姫路停車場線	姫路市飾磨区阿成	15,422	20,665	1.34
64220	一般県道 401 号中島姫路停車場線	姫路市南条	15,120	20,412	1.35
64230	一般県道 401 号中島姫路停車場線		3,268	4,150	1.27
64250	一般県道 402 号白浜姫路停車場線	姫路市兼田	7,117	9,509	1.34
64580	一般県道 414 号田寺今在家線	姫路市岡田	11,838	15,863	1.34
64590	一般県道 415 号和久今宿線	姫路市勝原区朝日谷	6,334	8,171	1.29
64600	一般県道 415 号和久今宿線	姫路市広畑区小坂	11,966	16,034	1.34
64610	一般県道 415 号和久今宿線	姫路市中地	14,741	19,649	1.33
64620	一般県道 417 号広畑青山線	姫路市広畑区西蒲田	14,907	19,528	1.31
64630	一般県道 418 号付城細江線	姫路市玉手 1 丁目	3,724	4,729	1.27
64640	一般県道 419 号才広畑線	姫路市広畑区早瀬町 2 丁目	6,343	8,246	1.30
64670	一般県道 421 号大江島太子線	姫路市網干区田井	8,304	10,878	1.31
65580	一般県道 502 号英賀保停車場線	姫路市飾磨区英賀東町	13,639	17,731	1.30
65590	一般県道 503 号姫路木材港線	姫路市網干区浜田	6,435	8,366	1.30
65810	一般県道 514 号志染土山線	加古郡稲美町六分一	9,562	12,526	1.31
65850	一般県道 516 号姫路環状線		3,242	4,117	1.27
65870	一般県道 516 号姫路環状線	姫路市市之郷	12,812	16,912	1.32
65880	一般県道 516 号姫路環状線	姫路市飾磨区今在家 4 丁目	5,685	7,334	1.29
65890	一般県道 517 号妻鹿花田線		6,384	8,299	1.30
65900	一般県道 518 号砥堀本町線	姫路市河間町	12,364	16,568	1.34
66340	一般県道 539 号東播磨港線	加古郡播磨町本荘	11,204	15,462	1.38

注 1) 表中の番号は図 4.2-8 に対応

注 2) 斜体の調査地点の交通量は推定値

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」国土交通省近畿地方整備局ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-22(4) 主要な道路の交通量（平成 27 年度道路交通センサス）

番号	路線名	観測地点	12 時間 合計(台)	24 時間 合計(台)	昼夜率
66350	一般県道 540 号飾磨港線		3,412	4,333	1.27
66510	一般県道 551 号国分寺白浜線	姫路市継	14,161	19,117	1.35
66520	一般県道 552 号北原八家線		1,663	2,045	1.23
66530	一般県道 553 号別府平岡線		9,798	12,933	1.32
66540	一般県道 555 号曾根阿弥陀線		3,738	4,747	1.27
66550	一般県道 555 号曾根阿弥陀線	高砂市中筋 1 丁目	8,397	11,000	1.31
67220	一般県道 718 号明石高砂線	加古郡播磨町古宮	7,849	10,361	1.32
67230	一般県道 718 号明石高砂線	加古川市尾上町口里	10,847	14,427	1.33
67240	一般県道 718 号明石高砂線	高砂市荒井町中新町	10,494	13,957	1.33
67250	一般県道 718 号明石高砂線	高砂市伊保町伊保	12,009	16,092	1.34
80540	市道 29 号神戸二見線	神戸市西区岩岡町岩岡	8,865	11,525	1.30
80550	市道 30 号上新地南古線		6,054	7,810	1.29
80560	市道 31 号上村二見線	神戸市西区岩岡町野中	7,585	9,785	1.29

注 1) 表中の番号は図 4.2-8 に対応

注 2) 斜体の調査地点の交通量は推定値

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」国土交通省近畿地方整備局ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-23 鉄道駅及び乗車人員数（平成 30 年度）

[単位：千人]

市町	事業者	駅名	乗車人員
明石市	JR 西日本	大久保	7,289
		魚住	4,212
	山陽電鉄	江井ヶ島	886
		西江井ヶ島	627
		山陽魚住	490
		東二見	1,632
		西二見	1,071
播磨町	JR 西日本	土山	5,230
	山陽電鉄	播磨町	947
加古川市	JR 西日本	神野	391
		東加古川	5,098
		加古川	8,758
	山陽電鉄	尾上の松	791
		浜の宮	927
		別府	1,746
高砂市	JR 西日本	宝殿	3,571
		曾根	1,500
	山陽電鉄	高砂	1,183
		荒井	2,408
		伊保	538
		山陽曾根	673
姫路市	JR 西日本	姫路	18,908
		東姫路	458
		御着	1,056
		ひめじ別所	699
		英賀保	1,686
		はりま勝原	1,952
		京口	—
	山陽電鉄 ^{注2)}	山陽姫路	5,456
		手柄	382
		亀山	466
		飾磨	1,749
		妻鹿	499
		白浜の宮	1,173
		八家	546
		的形	379
		大塩	959
		西飾磨	469
		夢前川	387
		広畑	382
		山陽天満	434
		平松	261
		山陽網干	872

注 1) 新幹線の駅と在来線の駅が併合している駅（姫路）については、新幹線駅分も在来線駅分に含む。

注 2) 姫路市 山陽電鉄の値は、出典では人単位の記載であるが、他出典に合わせて千人単位で四捨五入して表示した。

出典：「明石市統計書令和元年版（2019 年）」（令和 2 年 3 月、明石市）

「播磨町統計書 2020 年（令和 2 年）」（令和 2 年 7 月、播磨町）

「加古川市統計書令和 2 年度版（2020 年度）」（令和 3 年 3 月、加古川市）

「高砂市統計書（令和 2 年度）」高砂市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「姫路市統計要覧－令和元年（2019 年）版－」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2) 海上交通

調査区域の海域には、「港湾法」（昭和 25 年法律第 218 号）に定める国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である東播磨港、地方港湾である江井ヶ島港があり、それぞれの入港船舶数を表 4.2-24、港湾区域を図 4.2-7 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、姫路港、東播磨港の港湾区域があります。

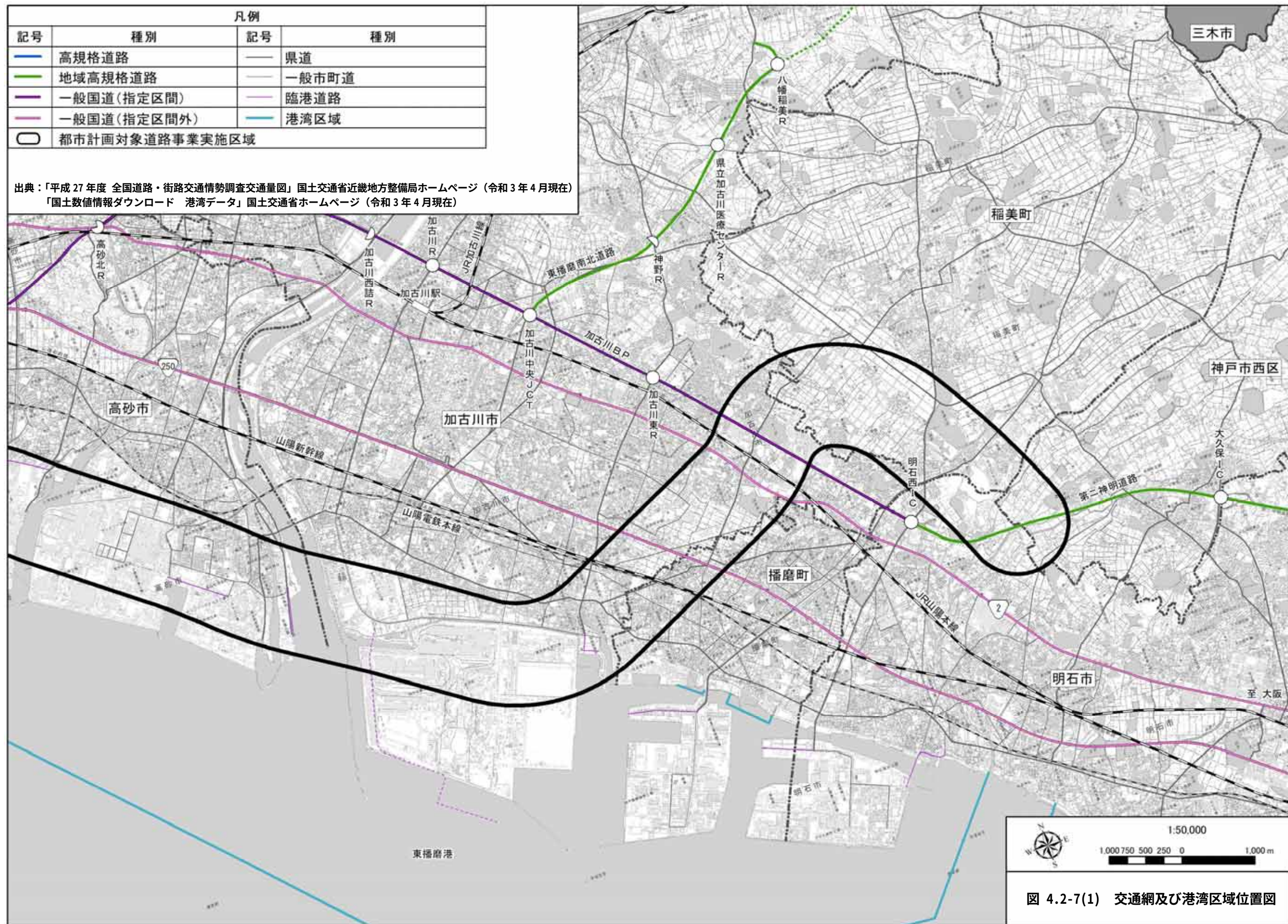
表 4.2-24 入港船舶総数（令和元年）

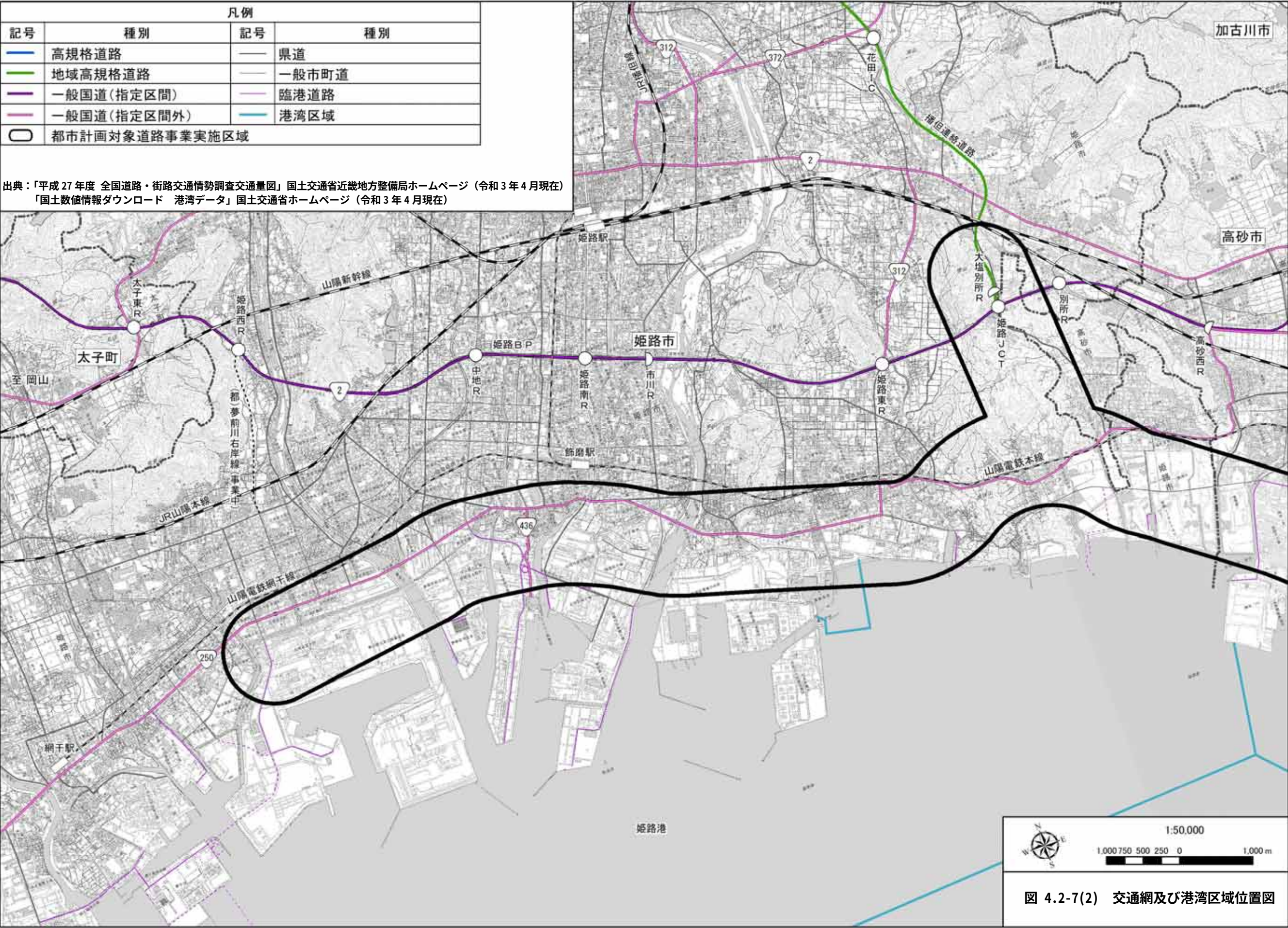
[単位：隻、トン]

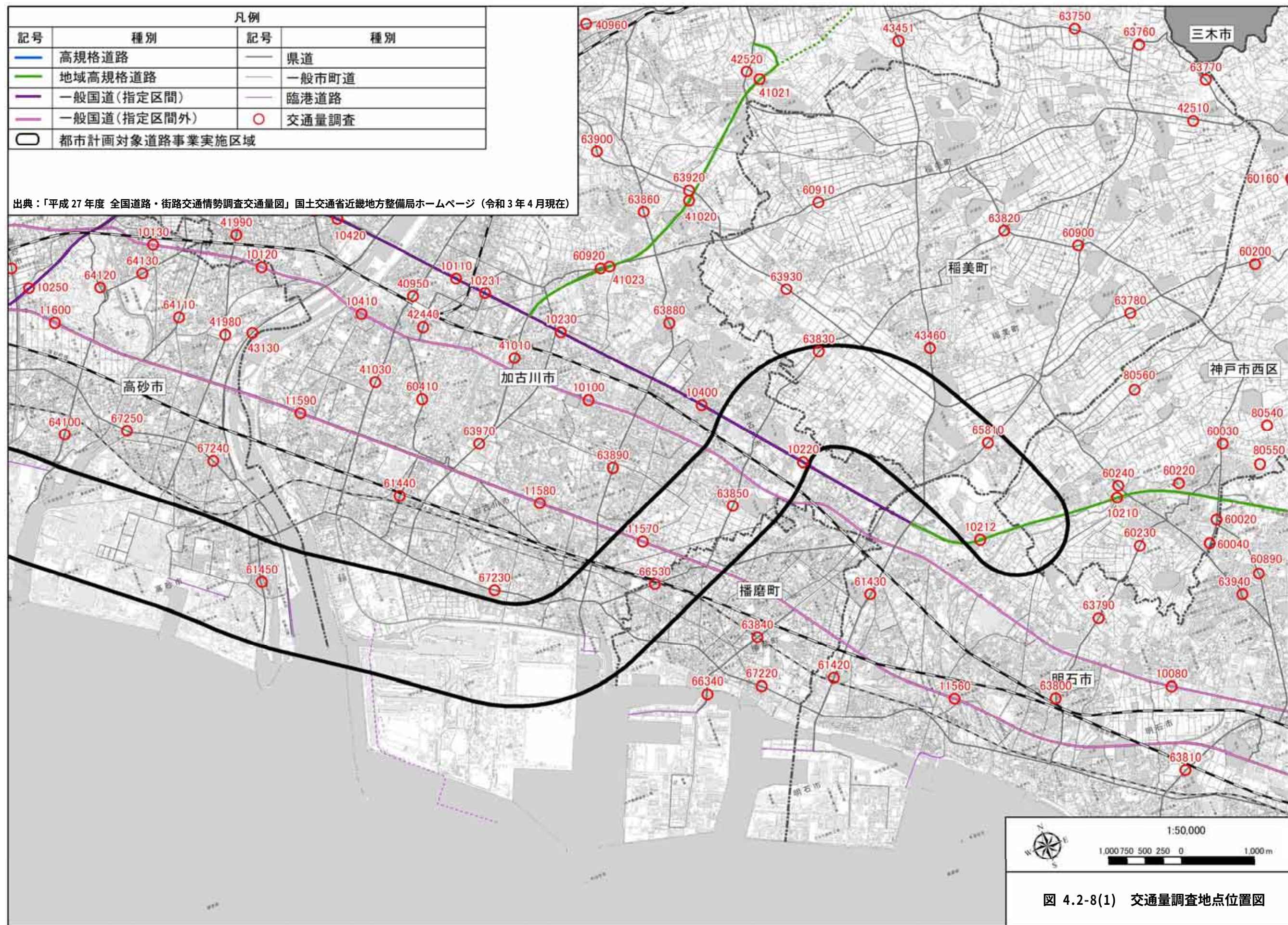
種別 港名	区分	総数	外航商船	内航商船	自動車 航送船	漁船 その他
姫路港	隻数	27,050	637	22,939	2,561	913
	総トン数	26,548,715	16,600,420	6,443,473	3,322,464	182,358
東播磨港	隻数	13,750	977	12,344	—	429
	総トン数	31,433,622	22,203,070	9,107,775	—	122,777
江井ヶ島港	隻数	8	—	—	—	8
	総トン数	76	—	—	—	76

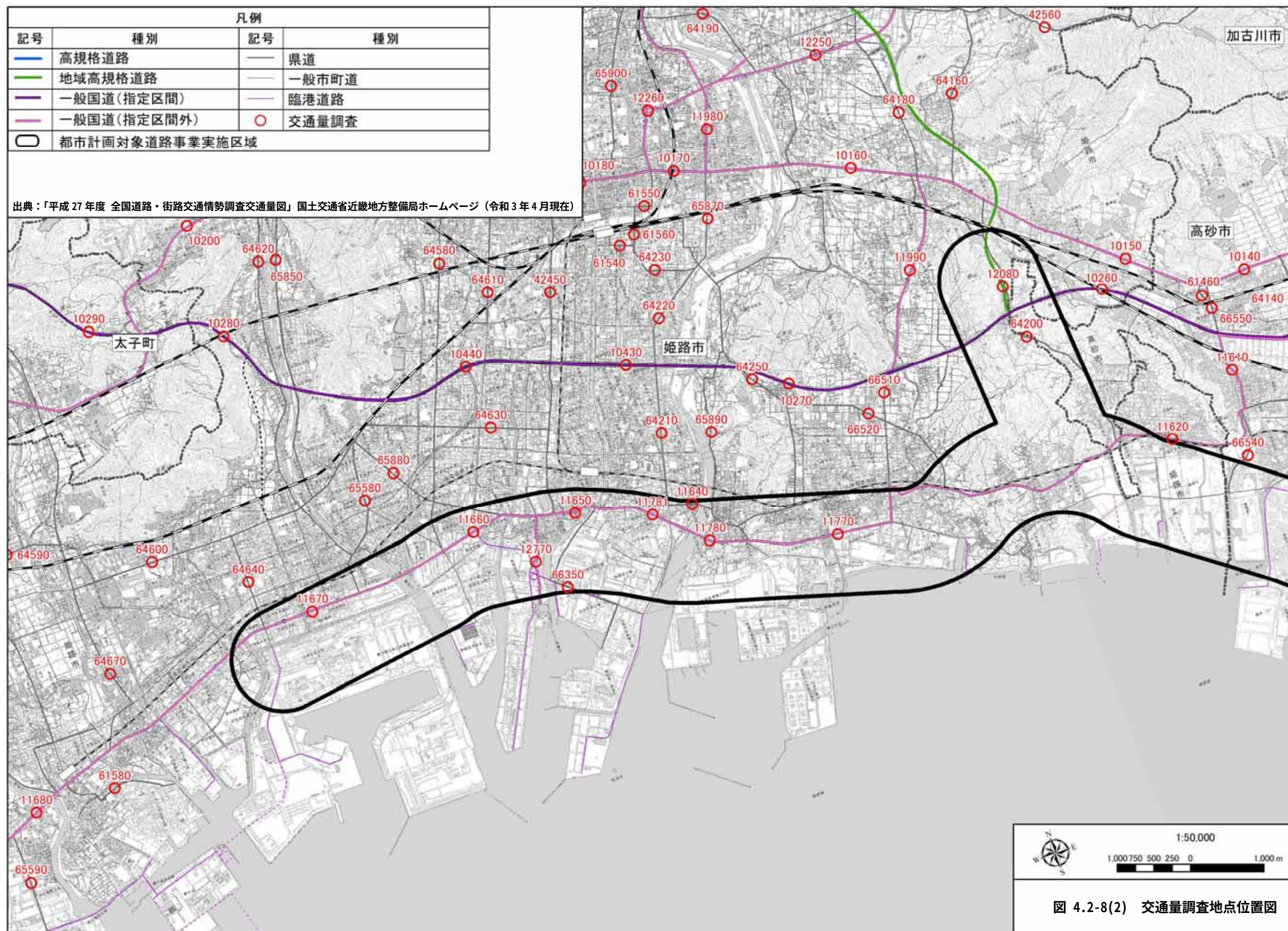
注）隻数及び総トン数は 5 総トン以上 500 総トン未満と 500 総トン以上を合計した。

出典：「令和元年（2019 年）兵庫県港湾統計年報」（令和 3 年 1 月、兵庫県）









4.2.5 学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下、「環境配慮施設」という。）の配置の状況については、表 4.2-25 の文献資料を参考として抽出しました。

調査区域における環境配慮施設を表 4.2-26～表 4.2-36 に、それらの施設の配置状況を図 4.2-9～4.2-17 に示します。

調査区域には、小学校が 79 箇所、中学校が 42 箇所、高等学校、各種学校、専修学校、高等専門学校、定時制高校、特別支援学校、短期大学、大学が 53 箇所、病院が 47 箇所、幼稚園が 58 箇所、保育所が 210 箇所、認定こども園が 107 箇所、その他児童福祉施設が 149 箇所、高齢者福祉施設が 223 箇所、障害者福祉施設が 258 箇所、図書館が 15 箇所分布しています。

都市計画対象道路事業実施区域には、小学校が 12 箇所、中学校が 4 箇所、高等学校、各種学校、専修学校、高等専門学校、定時制高校、特別支援学校、短期大学、大学が 3 箇所、病院が 5 箇所、幼稚園が 9 箇所、保育所が 11 箇所、認定こども園が 13 箇所、その他児童福祉施設が 14 箇所、高齢者福祉施設が 30 箇所、障害者福祉施設が 22 箇所、図書館が 2 箇所分布しています。

なお、住宅の状況については、図 4.2-2 に示すとおり、集落・市街地の分布を把握しました。

調査区域の集落・市街地は、低地から丘陵地にかけて広く分布しています。

表 4.2-25 環境配慮施設の把握に用いた文献・資料

No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
1	神戸市西区内 校区一覧	(令和3年4月)	神戸市
2	学校園一覧	(令和3年4月)	明石市教育委員会
3	稲美町立幼稚園・小学校・中学校一覧	(令和3年4月)	稲美町
4	小学校・中学校・幼稚園の一覧	(令和3年4月)	播磨町
5	学校・幼稚園	(令和3年4月)	加古川市
6	高砂市教育ネットワーク	(令和3年4月)	高砂市教育委員会
7	学校施設一覧（市立学校・幼稚園）について	(令和3年4月)	姫路市
8	兵庫県内の私立学校	(令和3年4月)	兵庫県
9	県立学校	(令和3年4月)	兵庫県教育委員会
10	国立明石工業高等専門学校ホームページ	(令和3年4月)	国立明石工業高等専門学校
11	兵庫県の大学	(令和3年4月)	スクールナビ
12	兵庫県病院名簿（令和2年4月1日現在）	(令和3年4月)	兵庫県
13	県民局管内施設一覧（令和2年12月現在）	(令和3年4月)	兵庫県
14	兵庫県所管認定こども園一覧（令和3年4月1日現在）	(令和3年4月)	兵庫県
15	神戸市立の学校・幼稚園	(令和3年4月)	神戸市教育委員会
16	施設一覧（令和3年4月1日版）	(令和3年4月)	神戸市
17	認可外保育施設一覧	(令和3年4月)	神戸市
18	明石市認可保育施設（保育所・認定こども園・小規模保育事業所）一覧表（2021年4月現在）	(令和3年4月)	明石市
19	明石市内の認可外保育施設一覧（令和3年2月15日現在）	(令和3年4月)	明石市
20	保育所利用案内	(令和3年4月)	稲美町
21	播磨町内の保育施設	(令和3年4月)	播磨町
22	保育施設について	(令和3年4月)	加古川市
23	教育・保育施設一覧（各園のご案内）	(令和3年4月)	高砂市
24	令和3年度 姫路市教育保育施設一覧	(令和3年4月)	姫路市
25	姫路市内の認可外保育施設一覧	(令和3年4月)	姫路市
26	市政の概要 令和2年版	令和2年9月	姫路市議会事務局
27	保育所・認定こども園への入所（令和3年度）	(令和3年4月)	太子町
28	令和2年度分 自己評価結果を公表している事業所一覧（令和3年2月8日16時時点）	(令和3年4月)	兵庫県
29	障害福祉サービス等情報検索（WAMNET）	(令和3年4月)	独立行政法人福祉医療機構
30	施設紹介	(令和3年4月)	一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会
31	児童施設一覧	(令和3年4月)	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団
32	2020年度 障害福祉サービス等事業者・障害者福祉施設等一覧（令和2年4月1日現在）	(令和3年4月)	神戸市
33	療育・就労支援ガイドブック（2020年度版）	令和2年8月	明石市
34	指定障害福祉サービス事業所・指定児童通所支援事業所・指定地域生活支援事業所一覧（令和3年4月1日現在）	(令和3年4月)	姫路市
35	高齢者施設一覧（令和2年4月1日現在）	(令和3年4月)	兵庫県
36	介護サービス施設一覧	(令和3年4月)	神戸市
37	明石市内事業所一覧	(令和3年4月)	明石市
38	高齢者福祉施設（令和2年4月1日現在）	(令和3年4月)	明石市
39	介護保険指定事業者名簿（令和2年3月3日現在）	(令和3年4月)	姫路市
40	有料老人ホーム一覧表（令和3年4月1日現在）	(令和3年4月)	姫路市
41	兵庫県内公共図書館	(令和3年4月)	兵庫県立図書館

表 4.2-26(1) 環境配慮施設（小学校）

番号	市町	名称	住所	出典
1	神戸市	岩岡小学校	神戸市西区岩岡町古郷 267	1, 15
2	明石市	高丘西小学校	明石市大久保町高丘 7 丁目 23	2
3	明石市	山手小学校	明石市大久保町大窪 1600	2
4	明石市	大久保南小学校	明石市大久保町ゆりのき通 3 丁目 1	2
5	明石市	江井島小学校	明石市大久保町西島 252	2
6	明石市	魚住小学校	明石市魚住町清水 570	2
7	明石市	錦が丘小学校	明石市魚住町錦が丘 1 丁目 17-5	2
8	明石市	清水小学校	明石市魚住町清水 1752-2	2
9	明石市	錦浦小学校	明石市魚住町西岡 1349	2
10	明石市	二見北小学校	明石市二見町福里 274	2
11	明石市	二見小学校	明石市二見町東二見 454	2
12	明石市	二見西小学校	明石市二見町西二見 383-34	2
13	稲美町	母里小学校	加古郡稲美町野寺 88-1	3
14	稲美町	天満東小学校	加古郡稲美町岡 1500	3
15	稲美町	加古小学校	加古郡稲美町加古 2316	3
16	稲美町	天満小学校	加古郡稲美町国岡 538	3
17	稲美町	天満南小学校	加古郡稲美町森安 81	3
18	播磨町	蓮池小学校	加古郡播磨町西野添 4 丁目 3 番 1 号	4
19	播磨町	播磨南小学校	加古郡播磨町古宮 5 丁目 11 番 10 号	4
20	播磨町	播磨小学校	加古郡播磨町宮北 1 丁目 3 番 10 号	4
21	播磨町	播磨西小学校	加古郡播磨町北本荘 4 丁目 5 番 1 号	4
22	加古川市	平岡東小学校	加古川市平岡町土山 109	5
23	加古川市	神野小学校	加古川市神野町石守 1043	5
24	加古川市	平岡小学校	加古川市平岡町高畑 164-1	5
25	加古川市	平岡北小学校	加古川市平岡町新在家 1327-1	5
26	加古川市	野口北小学校	加古川市野口町北野 1110 番地	5
27	加古川市	平岡南小学校	加古川市平岡町二俣 180	5
28	加古川市	野口小学校	加古川市野口町野口 493	5
29	加古川市	野口南小学校	加古川市野口町古大内 245-3	5
30	加古川市	氷丘小学校	加古川市加古川町中津 886 番地の 1	5
31	加古川市	氷丘南小学校	加古川市加古川町溝之口 246 番地	5
32	加古川市	別府小学校	加古川市別府町西町 1 番地	5
33	加古川市	別府西小学校	加古川市別府町新野辺 574-175	5
34	加古川市	浜の宮小学校	加古川市尾上町口里 770-37	5
35	加古川市	加古川小学校	加古川市加古川町木村 222 番地の 3 号	5
36	加古川市	尾上小学校	加古川市尾上町長田 519	5
37	加古川市	川西小学校	加古川市米田町平津 108 番地	5
38	加古川市	鳩里小学校	加古川市加古川町稲屋 81	5
39	加古川市	若宮小学校	加古川市尾上町養田 218 番地	5
40	高砂市	米田小学校	高砂市米田町米田 451 番地	6
41	高砂市	米田西小学校	高砂市米田町塩市 17-1	6
42	高砂市	高砂小学校	高砂市高砂町大工町 810-1	6
43	高砂市	荒井小学校	高砂市荒井町東本町 10 番 1 号	6
44	高砂市	伊保小学校	高砂市伊保東 1 丁目 18 番 1 号	6
45	高砂市	阿弥陀小学校	高砂市阿弥陀町阿弥陀 1153-1	6
46	高砂市	伊保南小学校	高砂市梅井 2 丁目 4 番 1 号	6
47	高砂市	中筋小学校	高砂市中筋 1 丁目 2 番 1 号	6
48	高砂市	曾根小学校	高砂市曾根町 2500 番地	6
49	高砂市	北浜小学校	高砂市北浜町北脇 34 番地の 5	6

注) 表中の番号は図 4.2-9 に対応

表 4.2-26(2) 環境配慮施設（小学校）

番号	市町	名称	住所	出典
50	姫路市	別所小学校	姫路市別所町別所 673 番地	7
51	姫路市	大塩小学校	姫路市大塩町汐咲 2 丁目 19 番地	7
52	姫路市	御国野小学校	姫路市御国野町御着 1049 番地 3	7
53	姫路市	的形小学校	姫路市の形町の形 1619 番地	7
54	姫路市	八木小学校	姫路市八家 24 番地 2	7
55	姫路市	花田小学校	姫路市花田町勅旨 264 番地 2	7
56	姫路市	四郷学院	姫路市四郷町坂元 345 番地 2	7
57	姫路市	糸引小学校	姫路市東山 114 番地 1	7
58	姫路市	東小学校	姫路市市之郷町 2 丁目 34 番地	7
59	姫路市	白浜小学校	姫路市白浜町甲 458 番地	7
60	姫路市	城東小学校	姫路市城東町竹之門 1 番地	7
61	姫路市	城陽小学校	姫路市北条 923 番地 1	7
62	姫路市	野里小学校	姫路市坊主町 3 番地 1	7
63	姫路市	妻鹿小学校	姫路市飾磨区妻鹿 786 番地 3	7
64	姫路市	高浜小学校	姫路市飾磨区阿成鹿古 250 番地	7
65	姫路市	手柄小学校	姫路市延末 148 番地 2	7
66	姫路市	飾磨小学校	姫路市飾磨区恵美酒 22 番地	7
67	姫路市	荒川小学校	姫路市井ノ口 49 番地 1	7
68	姫路市	津田小学校	姫路市飾磨区今在家 3 丁目 233 番地	7
69	姫路市	英賀保小学校	姫路市飾磨区英賀清水町 2 丁目 76 番地	7
70	姫路市	八幡小学校	姫路市広畑区西蒲田 1400 番地 24	7
71	姫路市	広畑小学校	姫路市広畑区清水町 1 丁目 47 番地	7
72	姫路市	広畑第二小学校	姫路市広畑区高浜町 3 丁目 35 番地	7
73	姫路市	南大津小学校	姫路市大津区真砂町 40 番地 2	7
74	姫路市	大津小学校	姫路市大津区天満 1001 番地 4	7
75	姫路市	大津茂小学校	姫路市網干区田井 22 番地	7
76	姫路市	勝原小学校	姫路市勝原区丁 735 番地 3	7
77	姫路市	網干小学校	姫路市網干区新在家 897 番地 1	7
78	姫路市	旭陽小学校	姫路市網干区坂上 425 番地 1	7
79	姫路市	網干西小学校	姫路市網干区浜田 24 番地	7

注) 表中の番号は図 4.2-9 に対応

表 4.2-27 環境配慮施設（中学校）

番号	市町	名称	住所	出典
1	神戸市	岩岡中学校	神戸市西区岩岡町古郷 249-1	1, 15
2	明石市	高丘中学校	明石市大久保町高丘 5 丁目 14	2
3	明石市	魚住東中学校	明石市魚住町金ヶ崎 1687-14	2
4	明石市	江井島中学校	明石市大久保町西島 680-5	2
5	明石市	魚住中学校	明石市魚住町清水 364	2
6	明石市	二見中学校	明石市二見町西二見 594	2
7	稲美町	稲美中学校	加古郡稲美町岡 2075-1	3
8	稲美町	稲美北中学校	加古郡稲美町加古 4269	3
9	播磨町	播磨南中学校	加古郡播磨町古宮 5 丁目 10 番 1 号	4
10	播磨町	播磨中学校	加古郡播磨町南大中 1 丁目 6 番 50 号	4
11	加古川市	山手中学校	加古川市山手 1-9-1	5
12	加古川市	平岡中学校	加古川市平岡町新在家 1801	5
13	加古川市	平岡南中学校	加古川市平岡町二俣 285-4	5
14	加古川市	陵南中学校	加古川市野口町水足 333-333	5
15	加古川市	氷丘中学校	加古川市加古川町大野 845	5
16	加古川市	中部中学校	加古川市野口町良野 890-1	5
17	加古川市	別府中学校	加古川市別府町新野辺北町 8 丁目 9	5
18	加古川市	浜の宮中学校	加古川市別府町新野辺 574 番地	5
19	加古川市	加古川中学校	加古川市加古川町備後 203	5
20	高砂市	宝殿中学校	高砂市米田町米田 1174 番地の 1	6
21	高砂市	高砂中学校	高砂市高砂町大工町 638 番地	6
22	高砂市	荒井中学校	高砂市荒井町千鳥 3-1-1	6
23	高砂市	竜山中学校	高砂市松陽 3 丁目 1 番地	6
24	高砂市	松陽中学校	高砂市松陽 1 丁目 11 番地 1 号	6
25	高砂市	鹿島中学校	高砂市阿弥陀町阿弥陀 1979-3	6
26	高砂市	白陵中学校	高砂市阿弥陀町阿弥陀 2260	8
27	姫路市	東中学校	姫路市別所町別所 5 丁目 30 番地 2	7
28	姫路市	大の中学校	姫路市大塩町 2213 番地 2	7
29	姫路市	四郷学院	姫路市四郷町坂元 345 番地 2	7
30	姫路市	灘中学校	姫路市白浜町神田 1 丁目 33 番地	7
31	姫路市	東光中学校	姫路市国府寺町 80 番地	7
32	姫路市	淳心学院中学校	姫路市本町 68	8
33	姫路市	賢明女子学院中学校	姫路市本町 68	8
34	姫路市	飾磨東中学校	姫路市飾磨区三和町 26 番地	7
35	姫路市	山陽中学校	姫路市延末 103 番地 1	7
36	姫路市	飾磨中部中学校	姫路市飾磨区細江 206 番地	7
37	姫路市	飾磨西中学校	姫路市飾磨区構 2 丁目 93 番地	7
38	姫路市	夢前中学校	姫路市広畑区才 226 番地 1	7
39	姫路市	広畑中学校	姫路市広畑区小松町 3 丁目 83 番地	7
40	姫路市	大津中学校	姫路市大津区長松 229 番地	7
41	姫路市	網干中学校	姫路市網干区新在家 1320 番地 4	7
42	姫路市	朝日中学校	姫路市網干区坂出 1 番地 1	7

注) 表中の番号は図 4.2-9 に対応

**表 4.2-28(1) 環境配慮施設（高等学校、各種学校、専修学校、高等専門学校、
定時制高校、特別支援学校、短期大学、大学）**

番号	市町	細目	名称	住所	出典
1	明石市	高等学校	明石商業高等学校	明石市魚住町長坂寺 1250	2
2	明石市	高等学校	県立明石清水高等学校	明石市魚住町清水 630-1	9
3	明石市	専修学校	はくほう会医療専門学校明石校	明石市魚住町錦が丘 4-12-11	8
4	明石市	高等専門学校	国立明石工業高等専門学校	明石市魚住町西岡 679 番の 3	10
5	明石市	高等学校	県立明石西高等学校	明石市二見町西二見 1642-1	9
6	稲美町	特別支援学校	県立いなみ野特別支援学校	加古郡稲美町国安 1284-1	9, 33
7	稲美町	高等学校	県立東播磨高等学校	加古郡稲美町中一色 594-2	9
8	播磨町	高等学校	県立播磨南高等学校	加古郡播磨町古宮 4-3-1	9
9	播磨町	特別支援学校	県立東はりま特別支援学校	加古郡播磨町北古田 1-17-17	9
10	加古川市	大学	兵庫大学	加古川市平岡町新在家 2301	11
11	加古川市	短期大学	兵庫大学短期大学部	加古川市平岡町新在家 2301	11
12	加古川市	高等学校 定時制高等学校	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家 902-4	9
13	加古川市	高等学校	県立加古川北高等学校	加古川市野口町水足 867-1	9
14	加古川市	高等学校	県立加古川東高等学校	加古川市加古川町栗津 232-2	9
15	加古川市	高等学校	県立加古川西高等学校	加古川市加古川町本町 118	9
16	加古川市	高等学校	県立加古川南高等学校	加古川市加古川町友沢 65-1	9
17	高砂市	高等学校	県立高砂高等学校	高砂市高砂町朝日町 2-5-1	9
18	高砂市	高等学校	県立高砂南高等学校	高砂市高砂町西畑 2-1-12	9
19	高砂市	高等学校 定時制高等学校	県立松陽高等学校	高砂市曾根町 2794-1	9
20	高砂市	高等学校	白陵高等学校	高砂市阿弥陀町阿弥陀 2260	8
21	姫路市	高等学校	県立姫路別所高等学校	姫路市別所町北宿 303-1	9
22	姫路市	大学	姫路大学	姫路市大塩町 2042-2	11
23	姫路市	特別支援学校	県立姫路特別支援学校	姫路市四郷町東阿保字下戸明 476-1	9
24	姫路市	特別支援学校	県立姫路聴覚特別支援学校	姫路市本町 68	9
25	姫路市	専修学校	姫路経営医療専門学校	姫路市阿保甲 499-4	8
26	姫路市	専修学校	姫路歯科衛生専門学校	姫路市阿保甲 499-4	8
27	姫路市	専修学校	独立行政法人国立病院機構姫路医療センター附属看護学校	姫路市本町 68	8
28	姫路市	定時制高等学校	県立姫路北高等学校	姫路市本町 68-70	9
29	姫路市	高等学校	県立姫路東高等学校	姫路市本町 68-70	9
30	姫路市	高等学校	淳心学院高等学校	姫路市本町 68	8
31	姫路市	高等学校	県立姫路工業高等学校	姫路市伊伝居 600-1	9
32	姫路市	高等学校	賢明女子学院高等学校	姫路市本町 68	8
33	姫路市	専修学校	専門学校日本工科大学校	姫路市兼田 383-22	8
34	姫路市	専修学校	姫路医療専門学校	姫路市駅前町 27-2	8
35	姫路市	専修学校	アルファジャパン美容専門学校	姫路市綿町 148	8
36	姫路市	専修学校	姫路理容美容専門学校	姫路市南駅前町 13	8
37	姫路市	専修学校	専修学校クラーク高等学院姫路校	姫路市東駅前町 97	8
38	姫路市	専修学校	姫路ハーベスト医療福祉専門学校	姫路市南駅前町 91-6	8
39	姫路市	専修学校	大原簿記情報法律専門学校姫路校	姫路市白銀町 61	8
40	姫路市	専修学校	大原医療福祉&スポーツ保育専門学校姫路校	姫路市白銀町 61	8
41	姫路市	高等学校	姫路女学院高等学校	姫路市豊沢町 83	8
42	姫路市	専修学校	日本栄養専門学校	姫路市東延末 2-165	8
43	姫路市	専修学校	日本調理製菓専門学校	姫路市安田 1-2	8
44	姫路市	専修学校	姫路情報システム専門学校	姫路市東延末 2-25	8
45	姫路市	専修学校	姫路福祉保育専門学校	姫路市手柄 1-22	8

注) 表中の番号は図 4.2-9 に対応

**表 4.2-28(2) 環境配慮施設（高等学校、各種学校、専修学校、高等専門学校、
定時制高校、特別支援学校、短期大学、大学）**

番号	市町	細目	名称	住所	出典
46	姫路市	高等学校	飾磨高等学校	姫路市飾磨区妻鹿 672 番地	7
47	姫路市	高等学校 定時制高等学校	県立飾磨工業高等学校	姫路市飾磨区細江 319	9
48	姫路市	各種学校	西播朝鮮初中級学校	姫路市苫編 60	8
49	姫路市	高等学校	琴丘高等学校	姫路市今宿 668 番地	7
50	姫路市	高等学校	県立姫路商業高等学校	姫路市井ノ口 468	9
51	姫路市	特別支援学校	県立姫路しらさぎ特別支援学校	姫路市苫編 688-58	9
52	姫路市	高等学校	県立姫路南高等学校	姫路市大津区天満 191-5	9
53	姫路市	高等学校 通信制高等学校	県立網干高等学校	姫路市網干区新在家 259-1	9

注) 表中の番号は図 4.2-9 に対応

表 4.2-29 環境配慮施設（病院）

番号	市町	名称	住所	出典
1	神戸市	関西青少年サナトリウム	神戸市西区岩岡町西脇 838 番地	12
2	明石市	大西脳神経外科病院	明石市大久保町江井島 1661 番地 1	12
3	明石市	野木病院	明石市魚住町長坂寺字ツエ池 1003 番地の 1	12
4	明石市	医療法人 双葉会 西江井島病院	明石市大久保町西島 653 番地	12
5	明石市	明石土山病院	明石市魚住町清水 2744 番地の 30	12
6	明石市	明石仁十病院	明石市魚住町清水字帝釈山 1871 番地の 3	12
7	明石市	明石回生病院	明石市二見町東二見 549 番地の 1	12
8	明石市	医療法人 久仁会 明石同仁病院	明石市魚住町清水 2183 番地	12
9	明石市	医療法人 伯鳳会 明石リハビリテーション病院	明石市二見町西二見 685 番地の 3	12
10	稲美町	私立稲美中央病院	加古郡稲美町国安字運上林 1286-23	12
11	稲美町	医療法人社団 友愛会 播磨サナトリウム	加古郡稲美町北山 1264 番地	12
12	播磨町	医療法人社団 仙齡会 はりま病院	加古郡播磨町北野添 2 丁目 1 番 15 号	12
13	加古川市	医療法人社団 仙齡会 いなみ野病院	加古川市平岡町土山字川池 423 番地の 2	12
14	加古川市	公益財団法人 甲南会 甲南加古川病院	加古川市神野町西条 1545 番地の 1	12
15	加古川市	社会医療法人社団 順心会 順心リハビリテーション病院	加古川市神野町石守 1632 番地の 1	12
16	加古川市	兵庫県立加古川医療センター	加古川市神野町神野 203 番地	12
17	加古川市	東加古川病院	加古川市平岡町新在家 1197 番地の 3	12
18	加古川市	中谷整形外科病院	加古川市平岡町新在家 105 番地	12
19	加古川市	社会医療法人社団 順心会 順心病院	加古川市別府町別府 865 番地 1	12
20	加古川市	医療法人社団 松本会 松本病院	加古川市加古川町栗津 232 番地の 1	12
21	加古川市	医療法人社団 せいわ会 たずみ病院	加古川市尾上町口里 790 番地の 66	12
22	加古川市	加古川中央市民病院	加古川市加古川町本町 439 番地	12
23	加古川市	共立会病院	加古川市米田町平津 596 番地	12
24	加古川市	フェニックス加古川記念病院	加古川市米田町平津字沖田 384-1	12
25	高砂市	高砂市民病院	高砂市荒井町紙町 33 番 1 号	12
26	高砂市	医療法人 沖縄徳洲会 高砂西部病院	高砂市中筋 1 丁目 10 番 41 号	12
27	姫路市	医療法人 山伍会 播磨大塩病院	姫路市大塩町 1096 番地	12
28	姫路市	井野病院	姫路市大塩町汐咲 1 丁目 27 番地	12
29	姫路市	医療法人 仁寿会 石川病院	姫路市別所町別所 2 丁目 150 番地	12
30	姫路市	医療法人 松浦会 姫路第一病院	姫路市御国野町国分寺 143 番地	12
31	姫路市	姫路医療生活協同組合 共立病院	姫路市市川台 3 丁目 12 番地	12
32	姫路市	医療法人 全人会 仁恵病院	姫路市野里 275 番地	12
33	姫路市	医療法人 松浦会 松浦病院	姫路市城東町京口台 1 番地	12
34	姫路市	城陽江尻病院	姫路市北条 1 丁目 279 番地	12
35	姫路市	独立行政法人 国立病院機構 姫路医療センター	姫路市本町 68 番地	12
36	姫路市	産科婦人科 小国病院	姫路市南条 2 丁目 23 番地	12
37	姫路市	医療法人 公仁会 姫路中央病院	姫路市飾磨区三宅 2 丁目 36 番地	12
38	姫路市	神野病院	姫路市飾磨区下野田 2 丁目 533 番地 3	12
39	姫路市	医療法人 芙蓉会 姫路愛和病院	姫路市飯田 3 丁目 219 番地の 1	12
40	姫路市	中谷病院	姫路市飾磨区細江 2501 番地	12
41	姫路市	兵庫県立姫路循環器病センター	姫路市西庄甲 520 番地	12
42	姫路市	医療法人 松藤会 入江病院	姫路市飾磨区英賀春日町 2 丁目 25 番地	12
43	姫路市	製鉄記念広畑病院	姫路市広畑区夢前町 3 丁目 1 番地	12
44	姫路市	石橋内科 広畑センチュリー病院	姫路市広畑区正門通 4 丁目 2 番地の 1	12
45	姫路市	医療法人社団 光風会 長久病院	姫路市広畑区小松町 2 丁目 66 番地 1	12
46	姫路市	社会医療法人 三栄会 ツカザキ病院	姫路市網干区和久 68 番 1	12
47	姫路市	山田病院	姫路市網干区興浜 39 番地	12

注) 表中の番号は図 4.2-10 に対応

表 4.2-30(1) 環境配慮施設（幼稚園）

番号	市町	名称	住所	出典
1	神戸市	岩岡幼稚園	神戸市西区岩岡町古郷 294	15, 16
2	明石市	高丘西幼稚園	明石市大久保町高丘 7 丁目 23	2
3	明石市	山手幼稚園	明石市大久保町大窪 1600	2
4	明石市	大久保南幼稚園	明石市大久保町ゆりのき通 3 丁目 1	2
5	明石市	江井島幼稚園	明石市大久保町西島 252	2
6	明石市	魚住幼稚園	明石市魚住町清水 570	2
7	明石市	錦が丘幼稚園	明石市魚住町錦が丘 1 丁目 17-5	2
8	明石市	清水幼稚園	明石市魚住町清水 1752-2	2
9	明石市	錦浦幼稚園	明石市魚住町西岡 1349	2
10	明石市	二見北幼稚園	明石市二見町福里 274	2
11	明石市	二見西幼稚園	明石市二見町西二見 383-34	2
12	稲美町	母里幼稚園	加古郡稲美町野寺 114-5	3
13	稲美町	天満東幼稚園	加古郡稲美町岡 1498-1	3
14	稲美町	加古幼稚園	加古郡稲美町加古 7900	3
15	稲美町	天満南幼稚園	加古郡稲美町六分一 632-1	3
16	稲美町	天満幼稚園	加古郡稲美町中村 470	3
17	播磨町	蓮池幼稚園	加古郡播磨町西野添 2 丁目 10 番 35 号	4
18	播磨町	播磨幼稚園	加古郡播磨町宮北 1 丁目 7 番 7 号	4
19	播磨町	播磨西幼稚園	加古郡播磨町北本荘 4 丁目 5 番 25 号	4
20	加古川市	平岡東幼稚園	加古川市平岡町土山 109	5
21	加古川市	兵庫大学附属加古川幼稚園	加古川市平岡町新在家 2301	8
22	加古川市	やまて幼稚園	加古川市神野町石守 1489	5
23	加古川市	平岡幼稚園	加古川市平岡町高畑 193	5
24	加古川市	平岡北幼稚園	加古川市平岡町新在家 1407-1	5
25	加古川市	野口北幼稚園	加古川市野口町北野 1110	5
26	加古川市	平岡南幼稚園	加古川市平岡町二俣 150	5
27	加古川市	野口幼稚園	加古川市野口町野口 532-1	5
28	加古川市	野口南幼稚園	加古川市野口町古大内 245 番地の 5	5
29	加古川市	氷丘幼稚園	加古川市加古川町中津 866	5
30	加古川市	別府町幼稚園	加古川市別府町宮田町 37	5
31	加古川市	氷丘南幼稚園	加古川市加古川町河原 227-1	5
32	加古川市	別府幼稚園	加古川市別府町新野辺 1201	8
33	加古川市	加古川幼稚園	加古川市加古川町木村 35-3	5
34	加古川市	浜の宮幼稚園	加古川市尾上町口里 790-60	5
35	加古川市	尾上幼稚園	加古川市尾上町長田 517-70	5
36	加古川市	鳩里幼稚園	加古川市加古川町備後 170 番地	5
37	高砂市	荒井幼稚園	高砂市荒井町東本町 10-1	6, 23
38	姫路市	別所幼稚園	姫路市別所町別所 1721 番地	7, 24
39	姫路市	大塩幼稚園	姫路市大塩町汐咲 2 丁目 20 番地 2	7, 24
40	姫路市	御国野幼稚園	姫路市御国野町御着 1049 番地 3	7, 24
41	姫路市	花田幼稚園	姫路市花田町加納原田 956 番地	7, 24
42	姫路市	四郷幼稚園	姫路市四郷町坂元 251 番地	7, 24
43	姫路市	糸引幼稚園	姫路市東山 91 番地 18	7, 24
44	姫路市	城東幼稚園	姫路市城東町野田 1 番地 2	7, 24
45	姫路市	白浜幼稚園	姫路市白浜町甲 842 番地 2	7, 24
46	姫路市	城陽幼稚園	姫路市北条 1064 番地	7, 24
47	姫路市	高浜幼稚園	姫路市飾磨区阿成鹿古 307 番地	7, 24

注) 表中の番号は図 4.2-11 に対応

表 4.2-30(2) 環境配慮施設（幼稚園）

番号	市町	名称	住所	出典
48	姫路市	手柄幼稚園	姫路市延末 148 番地 2	7, 24
49	姫路市	飾磨幼稚園	姫路市飾磨区恵美酒 22 番地	7, 24
50	姫路市	津田幼稚園	姫路市飾磨区加茂 347 番地	7, 24
51	姫路市	荒川幼稚園	姫路市町坪 127 番地	7, 24
52	姫路市	英賀保幼稚園	姫路市飾磨区英賀清水町 2 丁目 73 番地	7, 24
53	姫路市	八幡幼稚園	姫路市広畑区城山町 1400 番地 1	7, 24
54	姫路市	広畑第二幼稚園	姫路市広畑区高浜町 3 丁目 35 番地	7, 24
55	姫路市	大津幼稚園	姫路市大津区天満 1606 番地	7, 24
56	姫路市	勝原幼稚園	姫路市勝原区丁 715 番地 1	7, 24
57	姫路市	旭陽幼稚園	姫路市網干区坂上 430 番地 3	7, 24
58	姫路市	網干幼稚園	姫路市網干区興浜 16 番地	7, 24

注) 表中の番号は図 4.2-11 に対応

表 4.2-31(1) 環境配慮施設（保育所）

番号	市町	名称	住所	出典
1	神戸市	さくらキンダーガーデン	神戸市西区岩岡町野中 1067-2	17
2	明石市	いろはの森	明石市大久保町大窪 2603-208	19
3	明石市	星鈴ピエニ大久保園	明石市大久保町大窪 1575-1	19
4	明石市	大久保保育園	明石市大久保町大窪 1865-7	18
5	明石市	大久保保育園分園	明石市大久保町大窪 1858-2	18
6	明石市	はなまる保育園	明石市大久保町大窪 1925-1 昌栄ビル 1 階	19
7	明石市	ニチイキッズおおくぼきた保育園 ニチイキッズおおくぼきたⅡ保育園	明石市大久保町駅前 2 丁目 7-4 Myu ステージ 大久保駅前 1 階、2 階	18
8	明石市	リトルワールドおおくぼ園	明石市大久保町駅前 2 丁目 8-1	18
9	明石市	星鈴プティ大久保園	明石市大久保町駅前 2 丁目 6-3	18
10	明石市	JSE International Labo	明石市大久保町大窪 220-1	19
11	明石市	りぼん i 保育園	明石市大久保町駅前 2 丁目 9-9 CSCA ビル 1 階	19
12	明石市	ニチイキッズ大久保駅前保育園	明石市ゆりのき通 1 丁目 4-1 チャーム明石大 久保駅前 1 階	18
13	明石市	保育ルームゆりのきちいさな COCORO	明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目 2-3-4-106	18
14	明石市	フルーツバスケットおおくぼみなみ保 育園	明石市大久保町ゆりのき通 3-1	18
15	明石市	ヤクルトキッズスクール大久保 ひま わり保育園	明石市大久保町ゆりのき通 2 丁目 2-4 INUI ゆり のき BLD201 号	19
16	明石市	クレージュゆりのきえん	明石市大久保町ゆりのき通 2-2-6 SHUNDO ビ ル 5 階	18
17	明石市	こぐまキッズルーム	明石市大久保町福田 2-5-3 アリストコート明 石大久保 101	19
18	明石市	たち 2	明石市大久保町茜 3 丁目 15-4	19
19	明石市	フルーツバスケット保育園	明石市大久保町西脇 356-1	18
20	明石市	福田保育園	明石市大久保町江井島 1340	18
21	明石市	金ヶ崎北保育園	明石市魚住町金ヶ崎 1554-4	18
22	明石市	えいの里保育園	明石市大久保町江井島 960-1	18
23	明石市	家庭保育ルームビスケット	明石市大久保町西島 184-1-906	19
24	明石市	魚住保育園魚住駅前分園	明石市魚住町錦が丘 1 丁目 12-16	18
25	明石市	魚住保育園	明石市魚住町西岡 370-1	18
26	明石市	西江井島病院 ふたば保育園	明石市大久保町西島 728-1	19
27	明石市	野木病院めぐみ保育園	明石市魚住町清水 562-1	19
28	明石市	明石土山病院託児所	明石市魚住町清水 2744-30	19
29	明石市	中尾保育所	明石市魚住町中尾 600-5	18
30	明石市	ブリリアントストーンナーサリー	明石市魚住町清水 417-1 キャタピラージャパン 社員プラザ 1F	19
31	明石市	ふれいずの保育園	明石市魚住町西岡 274-1	19
32	明石市	きらりん保育園	明石市魚住町住吉 4 丁目 6-5	18
33	明石市	魚住保育園第二分園ナーサリー	明石市魚住町西岡 458-2 LaLa Kamoike 102	18
34	明石市	錦が丘小規模園	明石市魚住町錦が丘 4 丁目 3-1 魚住モール 2 階	18
35	明石市	おおぞら保育園 魚住園	明石市魚住町錦が丘 3 丁目 9-5 HMY ビル 3 階	18
36	明石市	保育所フレンドリー魚住園	明石市魚住町住吉 1 丁目 4-6	19
37	明石市	第 2 なすみ保育所	明石市魚住町住吉 1 丁目 7-25	18
38	明石市	明石恵泉保育園	明石市魚住町清水 142	18
39	明石市	福田保育園分園	明石市魚住町清水 1600-1	18
40	明石市	明石仁十病院 すみれ園	明石市魚住町清水 1871-3	19
41	明石市	第二恵泉保育園	明石市魚住町西岡 2292-3	18
42	明石市	なすみ保育所	明石市魚住町清水 353	18
43	明石市	土山保育所	明石市魚住町清水 2281	18
44	明石市	明石同仁病院こはる保育園	明石市魚住町清水 2183	19

注) 表中の番号は図 4.2-12 に対応

表 4.2-31(2) 環境配慮施設（保育所）

番号	市町	名称	住所	出典
45	明石市	福里保育園	明石市二見町福里 283-6	18
46	明石市	スターキュービット保育園	明石市二見町東二見 799 番地 5	18
47	明石市	西二見小規模保育園	明石市二見町西二見 89-7 兵庫二見ビル 101	18
48	明石市	明石回生病院たんぼぼ保育園	明石市二見町東二見 561-6	19
49	明石市	ペーパームーン保育園	明石市二見町西二見 1601-1 特別養護老人ホームペーパームーン内	19
50	明石市	ハンプティダンプティ保育園	明石市二見町西二見 1604-1	18
51	明石市	明石の西ちいさな保育園	明石市二見町西二見 1540-1	18
52	明石市	ちっちゃなお家	明石市二見町東二見 1379-3	19
53	明石市	フェアリー保育園	明石市二見町西二見 1234-12	19
54	明石市	みらい保育園	明石市二見町西二見駅前 2 丁目 121	18
55	明石市	明石リハビリテーション病院院内保育園	明石市二見町西二見 685-3	19
56	明石市	ノーリツキッズパーク「わくわくすまいる保育園」	明石市二見町南二見 4 (株)ノーリツ本社工場内	19
57	稲美町	母里保育園	加古郡稲美町野寺 95 番地の 5	20
58	稲美町	いなみ虹保育園	加古郡稲美町国安 1256 番地	20
59	稲美町	バンビ第二保育園	加古郡稲美町岡 916 番地の 1	20
60	稲美町	加古保育園	加古郡稲美町加古 2314 番地の 3	20
61	稲美町	NPO 法人ころあい自然楽校	加古郡稲美町加古 2933-4	13
62	稲美町	播磨サナトリウム院内保育園	加古郡稲美町北山 1264	13
63	稲美町	オレンジキッズ	加古郡稲美町国北 1-26	13
64	稲美町	バンビ第一保育園	加古郡稲美町森安 29 番地	20
65	播磨町	託児所「幼児安心ルーム」	加古郡播磨町南野添 1-23-7	13
66	播磨町	パレット保育園	加古郡播磨町東本荘 1 丁目 13 番 28 号	21
67	播磨町	播磨保育園	加古郡播磨町東本荘 1 丁目 13 番 7 号	21
68	加古川市	ライフガーデンキッズ	加古川市八幡町上西条 1355	13
69	加古川市	社会福祉法人太子福祉会ひなたぼっこ	加古川市平岡町土山字川池 423-3	13, 22
70	加古川市	すみれキンダガーデン	加古川市西条山手 2-4-20	13
71	加古川市	社会医療法人社団順心会ひまわり保育園	加古川市神野町神野 186-10	13
72	加古川市	兵庫県立加古川医療センター院内保育室	加古川市神野町神野 203	13
73	加古川市	孔雀ちっちゃな保育園	加古川市野口町北野 1154-17	22
74	加古川市	ルホソルキッズ	加古川市野口町北野 1154-17	22
75	加古川市	つつじ野保育園	加古川市平岡町つつじ野 3-1	22
76	加古川市	つくし保育園	加古川市平岡町つつじ野 2 東加古川つつじ野アベニュー17 番	22
77	加古川市	タノシキッズ加古川園インターナショナルプリスクール	加古川市平岡町高畑 207-1 エクセル東加古川式番館 101	13
78	加古川市	野口保育園	加古川市野口町水足 2020-155	22
79	加古川市	チャイルドハート保育サロン東加古川園	加古川市平岡町新在家 2-264-18 3 階	22
80	加古川市	ぬくもりのおうち保育 東加古川園	加古川市平岡町新在家 2 丁目 270-11 ラ・ブローテ東加古川 101 号	22
81	加古川市	たんぼぼ保育園	加古川市平岡町新在家 55	22
82	加古川市	星鈴東加古川保育園	加古川市平岡町新在家 2-273-6 グレースアカマツ 104	22
83	加古川市	つみき保育園	加古川市野口町北野 850-8	22
84	加古川市	ヤクルトキッズスクール東加古川	加古川市平岡町二俣 757-3	22
85	加古川市	青心保育園	加古川市平岡町二俣 762-10 大西ビル 101	13
86	加古川市	東加古川保育園	加古川市平岡町新在家 184-1	22
87	加古川市	あいあい保育園	加古川市野口町北野 41-1	22
88	加古川市	コスモチャイルド保育園東加古川園	加古川市平岡町二俣 642-1 昭和ハイム南芳 1 階	22

注) 表中の番号は図 4.2-12 に対応

表 4.2-31(3) 環境配慮施設（保育所）

番号	市町	名称	住所	出典
89	加古川市	平岡南保育園	加古川市平岡町一色東 2 丁目 57	22
90	加古川市	ニチイキッズ加古川野口保育園	加古川市野口町二屋 1-1	13
91	加古川市	りとるきっず保育園	加古川市平岡町一色西 2-114-1	13
92	加古川市	日岡保育園	加古川市加古川町大野 443-3	22
93	加古川市	平岡保育園	加古川市別府町別府 641	22
94	加古川市	社会医療法人社団順心会たんぼぼ保育園	加古川市別府町別府 830-1	13
95	加古川市	のぞみ保育園	加古川市加古川町中津 610-2	22
96	加古川市	私立キッズガーデンのぞみ保育園	加古川市加古川町中津 602-44	13
97	加古川市	うさぎ保育園	加古川市野口町長砂 49-8	13
98	加古川市	加古川エンゼル保育園	加古川市野口町長砂 245-1	22
99	加古川市	第 2 かくりん保育園	加古川市野口町良野 841-1	22
100	加古川市	ポポラー加古川別府園	加古川市別府町本町 1 丁目 16	22
101	加古川市	チャイルドハート保育サロン加古川園	加古川市加古川町溝之口 73-9	22
102	加古川市	いるか保育園	加古川市加古川町平野 84-2	13
103	加古川市	虹のそら保育園	加古川町平野 24-1 A-1-101	22
104	加古川市	プリスクールべふ保育園	加古川市別府町新野辺北町 7 丁目 98	22
105	加古川市	ヤクルトキッズスクール加古川つばめ保育園	加古川市野口町長砂 627-1	22
106	加古川市	かるがも保育園	加古川市野口町良野 1631 イヌイビル 1F	13
107	加古川市	加古川しらさぎ保育園	加古川市加古川町河原 240-1	22
108	加古川市	みどりのどんぐり保育園	加古川市加古川町篠原町 103-5 クレストコート加古川 103	22
109	加古川市	願成寺保育園	加古川市加古川町河原 430-1	22
110	加古川市	第 5 かくりん保育園	加古川市別府町新野辺北町 5 丁目 95	22
111	加古川市	加古川ひまわり保育園	加古川市加古川町溝之口 754	22
112	加古川市	ありす保育園野口園	加古川市野口町長砂 997-3	22
113	加古川市	医療法人社団松本会ひまわり保育園	加古川市加古川町栗津 237-7 セラサス加古川 1 階	13, 22
114	加古川市	第 1 かくりん保育園	加古川市尾上町安田 872	22
115	加古川市	たずみ病院院内保育所まつぼくり	加古川市別府町新野辺 1429-120	13
116	加古川市	加古川中央市民病院院内保育園	加古川市加古川町本町 439	13
117	加古川市	えみか保育園	加古川市尾上町口里 445-5	22
118	加古川市	浜の宮保育園	加古川市尾上町池田 89-1	22
119	加古川市	ありす保育園栗津園	加古川市加古川町栗津 810-6	22
120	加古川市	ぼっかぼっかにつけ保育園	加古川市加古川町本町 239-1	22
121	加古川市	第 2 はとのさと保育園	加古川市加古川町南備後 317	22
122	加古川市	はとのさと保育園	加古川市加古川町南備後 319	22
123	加古川市	くみあい保育園	加古川市尾上町長田 201-4	13
124	加古川市	加古川キリスト教会聖愛こひつじ園	加古川市加古川町木村 1 番 5 号	13
125	加古川市	鳩里保育園	加古川市加古川町木村 511	22
126	加古川市	宝殿保育園	加古川市東神吉町西井ノ口 794-4	22
127	加古川市	フェニックス加古川保育園	加古川市米田町平津 384-16	13
128	加古川市	尾上保育園	加古川市尾上町池田 830-46	13
129	加古川市	ひふみ保育園	加古川市尾上町旭 2 丁目 71-2	13
130	加古川市	あおい保育園	加古川市尾上町養田 648-1	22
131	加古川市	託児所あつぷるちゃん加古川	加古川市尾上町養田 160-1	13
132	高砂市	ちびっこランド高砂園	高砂市米田町米田新 8-13	13

注) 表中の番号は図 4.2-12 に対応

表 4.2-31(4) 環境配慮施設（保育所）

番号	市町	名称	住所	出典
133	高砂市	米田西保育園	高砂市米田町米田 190	23
134	高砂市	ちびっこランド高砂北園	高砂市米田町島 74-1 TS ビル 2F	13
135	高砂市	荒井保育園	高砂市荒井町紙町 2 番 1 号	23
136	高砂市	インターナショナルプリスクールメリーゴーランド	高砂市阿弥陀町生石 46-1	13
137	高砂市	高砂市民病院院内保育園ひまわり	高砂市荒井町紙町 33-1	13
138	高砂市	わくわくキッズはんぎ	高砂市荒井町扇町 9-3-3	13
139	高砂市	高砂西部病院 ひまわり保育園	高砂市中筋 1-10-41	13
140	姫路市	若草保育所	姫路市別所町別所 1769-2	24, 26
141	姫路市	大塩保育所	姫路市大塩町 2077-5	24, 26
142	姫路市	かのん福祉園	姫路市別所町佐土 3 丁目 58	25
143	姫路市	ごちやく・にじいろ保育園	姫路市御国野町御着 1048-6	24, 26
144	姫路市	延命保育園	姫路市御国野町御着 954-2	24, 26
145	姫路市	御着保育所	姫路市御国野町御着 328	24, 26
146	姫路市	（仮称）ごちやく・にじいろ保育園分園	姫路市御国野町御着 251-1	24
147	姫路市	四郷和光保育所	姫路市四郷町見野 880-1	24, 26
148	姫路市	東山保育園	姫路市四郷町明田 858-1	24, 26
149	姫路市	糸引保育園	姫路市継 145-1	24, 26
150	姫路市	花田保育所	姫路市花田町小川 1243-15-1	24, 26
151	姫路市	保育園つぼみ東山	姫路市東山 243-4	25
152	姫路市	市川台保育所	姫路市市川台 3 丁目 11	24, 26
153	姫路市	保育園つぼみ	姫路市白浜町乙 24-3	25
154	姫路市	ハッピーキッズひがし	姫路市四郷町東阿保 50	25
155	姫路市	（仮称）松風保育園	姫路市阿保字前尾甲 104 番地 1	24
156	姫路市	城東保育所	姫路市城東町 65-1	24, 26
157	姫路市	さくらひがし保育園	姫路市城東町竹之門 17-2	25
158	姫路市	アイランド保育園	姫路市北原 313-13	25
159	姫路市	白浜保育園	姫路市白浜町甲 855-4	24, 26
160	姫路市	保育所ちびっこランド糸引園	姫路市白浜町丙 16-14	25
161	姫路市	保育所ちびっこランド阿保園	姫路市阿保甲 75	25
162	姫路市	白浜保育園分園	姫路市白浜町甲 797-4	24, 26
163	姫路市	もく保育園プラス	姫路市北条梅原町 1299-3	25
164	姫路市	リコルス保育園	姫路市駅前町 27-1	25
165	姫路市	わたまちキラット保育園	姫路市綿町 83	25
166	姫路市	城陽保育所	姫路市北条宮の町 93	24, 26
167	姫路市	クララ保育園	姫路市南駅前町 32 姫路駅前町ビル 1 階	25
168	姫路市	南駅前フレッサ保育園	姫路市南駅前町 32 姫路駅前町ビル 2 階	25
169	姫路市	アトリエ moku こども舎	姫路市南条 2-99	25
170	姫路市	Rainbow International Preschool	姫路市南条 500 番地	25
171	姫路市	保育所ちびっこランド姫路南園	姫路市飾磨区阿成植木 852	25
172	姫路市	姫路駅前保育園ニコパらんど	姫路市西駅前町 73 姫路ターミナルスクエア 3 階	25
173	姫路市	保育所ちびっこランド姫路駅南こもれび園	姫路市東延末 3 丁目 56 番地 2 階	25
174	姫路市	飾磨フレッサ保育園上野田	姫路市飾磨区上野田 6 丁目 43	25
175	姫路市	青山保育園市役所北分園	姫路市三左衛門堀西の町 33	24, 26
176	姫路市	高浜保育所	姫路市飾磨区上野田 4 丁目 219	24, 26
177	姫路市	しらさぎ保育園	姫路市延末 435-3 イオンタウン姫路 1 階	25

注) 表中の番号は図 4.2-12 に対応

表 4.2-31(5) 環境配慮施設（保育所）

番号	市町	名称	住所	出典
178	姫路市	インターナショナルキッズハウス飾磨校	姫路市飾磨区上野田 1 丁目 22	25
179	姫路市	保育園 FamilyFamily きらきら	姫路市千代田町 817	25
180	姫路市	ぶちっ子ハウス	姫路市飾磨区都倉 3 丁目 11 大西マンション 1F	25
181	姫路市	めぐみ保育所	姫路市飾磨区恵美酒 364-2	24, 26
182	姫路市	飾磨保育所	姫路市飾磨区中島 1130-6	24, 26
183	姫路市	手柄保育所	姫路市手柄 91	24, 26
184	姫路市	姫路中央こども園	姫路市飯田 522-4	25
185	姫路市	姫路中央保育園	姫路市飯田 799	25
186	姫路市	姫路フレッサ保育園	姫路市中地 367-1	25
187	姫路市	姫路若葉保育園岡田分園	姫路市岡田 254-1	24, 26
188	姫路市	姫路若葉保育園	姫路市西庄甲 367-1	24, 26
189	姫路市	うたごえ保育園	姫路市井ノ口 184-1	25
190	姫路市	キッズランド西しかま	姫路市飾磨区構 2 丁目 77-2 Lee ハイツ 1 階	25
191	姫路市	煌保育園	姫路市飾磨区今在家 7 丁目 74 番地	25
192	姫路市	飾磨西保育所	姫路市飾磨区細江 699-6	24, 26
193	姫路市	姫路若葉保育園玉手分園	姫路市玉手 631	24, 26
194	姫路市	タノシキッズ姫路園インターナショナルプリスクール	姫路市飾磨区今在家 4-23	25
195	姫路市	タノシワールド	姫路市飾磨区今在家 4-23	25
196	姫路市	やぐら保育園	姫路市飾磨区英賀保駅前町 82-6	24, 26
197	姫路市	やぐら保育園英賀保駅前分園	姫路市飾磨区英賀保駅前町 74-1	24, 26
198	姫路市	保育所ちびっこランドあがほ園	姫路市飾磨区山崎 174-1	25
199	姫路市	はいしゃさんの保育園	姫路市飾磨区英賀清水町 1 丁目 31 番 2	25
200	姫路市	アルバあがほ保育園	姫路市飾磨区英賀清水町 2 丁目 7 番地	25
201	姫路市	広英保育園	姫路市飾磨区英賀西町 2 丁目 33	24, 26
202	姫路市	広畑保育園	姫路市広畑区北野町 2 丁目 59	25
203	姫路市	白鳥保育園八幡分園	姫路市広畑区西蒲田 91-1	24, 26
204	姫路市	広畑めばえ保育園	姫路市広畑区才 660-7	24, 26
205	姫路市	広西保育所	姫路市広畑区吾妻町 2 丁目 9-1	24, 26
206	姫路市	かしの木保育園	姫路市広畑区高浜町 2 丁目 41	25
207	姫路市	小ハトキンダガアデン	姫路市大津区長松 92-11	25
208	姫路市	広畑めばえ保育園網干分園	姫路市網干区垣内北町 1740-4	24, 26
209	姫路市	ひよこのうち あおやま園	姫路市青山西 4 丁目 2 番 1 号	25
210	姫路市	青山保育園	姫路市青山西 5 丁目 8-52	24, 26

注) 表中の番号は図 4.2-12 に対応

表 4.2-32(1) 環境配慮施設（認定こども園）

番号	市町	名称	住所	出典
1	神戸市	岩岡こども園 竜が岡分園	神戸市西区竜が岡 3-7-7	16
2	神戸市	岩岡こども園 分園	神戸市西区岩岡町岩岡 1141-5	16
3	神戸市	岩岡こども園	神戸市西区岩岡町岩岡 1144-9	16
4	明石市	明石あすのこども園	明石市大久保町ゆりのき通 2 丁目 50-3	18
5	明石市	ゆりのき COCORO	明石市大久保町ゆりのき通 2 丁目 50-2	18
6	明石市	わかばこども園	明石市大久保町福田 3 丁目 5-26	18
7	明石市	まどかこども園	明石市大久保町大窪 347-1	18
8	明石市	フェニックス大久保こども園	明石市大久保町大窪 451	18
9	明石市	大久保てっぺんこども園	明石市大久保町西脇 627 番 2	18
10	明石市	スイートキューピット保育園	明石市大久保町茜 1 丁目 5-16	18
11	明石市	山手台こども園	明石市大久保町山手台 3 丁目 5	18
12	明石市	すみよしこども園	明石市魚住町住吉 2 丁目 5-6	18
13	明石市	ドリームキューピット保育園	明石市二見町東二見 146-1	18
14	明石市	二見こども園	明石市二見町東二見 448	2, 18
15	明石市	リトルキューピット保育園	明石市二見町東二見 539-2	18
16	明石市	野の花こども園	明石市二見町西二見 216	18
17	播磨町	幼保連携型認定こども園 蓮池こども園	加古郡播磨町西野添 2-10-33	14
18	播磨町	播磨中央こども園	加古郡播磨町南大中 1 丁目 5 番 13 号	14, 21
19	播磨町	キューピットこども園	加古郡播磨町北本荘 6 丁目 9 番 11 号	14, 21
20	加古川市	エミールこども園	加古川市平岡町土山 472-1	14, 22
21	加古川市	あかり保育園	加古川市山手 1 丁目 19-5	14, 22
22	加古川市	せきれい保育園	加古川市平岡町土山 1163	14, 22
23	加古川市	せきれい保育園（分園）	加古川市平岡町土山 1200-1	14, 22
24	加古川市	トベラこども園	加古川市平岡町高畑 621-3	14, 22
25	加古川市	加古のみやこども園	加古川市神野町西条 481	14, 22
26	加古川市	ピュアキューピットこども園	加古川市平岡町山之上 32	14, 22
27	加古川市	ピュアキッズこども園	加古川市平岡町山之上 115-1	14, 22
28	加古川市	孔雀こども園	加古川市野口町北野 161	14, 22
29	加古川市	子供のお里	加古川市平岡町山之上 283-1	14, 22
30	加古川市	ちいろば保育園	加古川市加古川町大野 862	14, 22
31	加古川市	みのりヶ丘保育園	加古川市加古川町美乃利 164-4	14, 22
32	加古川市	加古のうみこども園	加古川市別府町中島町 7	14, 22
33	加古川市	おりーぶ保育園	加古川市別府町新野辺 1238	14, 22
34	加古川市	あおば保育園	加古川市加古川町河原 228-1	14, 22
35	加古川市	駅前あかり保育園（分園）	加古川市加古川町溝之口 555-3	22
36	加古川市	加古川こども園	加古川市加古川町木村 196-3	14, 22
37	加古川市	川西こども園	加古川市米田町平津 108	5, 14, 22
38	加古川市	ルナキューピットこども園	加古川市加古川町南備後 67-1	14, 22
39	加古川市	光（きらり）認定こども園	加古川市尾上町池田 830-201	14, 22
40	高砂市	米田こども園	高砂市米田町米田 451	6, 14, 23
41	高砂市	美保里こども園	高砂市美保里 13 番 1 号	14, 23
42	高砂市	みどり丘こども園	高砂市緑丘 1 丁目 1 番 14 号	14, 23
43	高砂市	認定こども園真浄寺きくなみ保育園	高砂市高砂町松波町 440 番地の 4	14, 23
44	高砂市	高砂こども園	高砂市西畑 1 丁目 2 番 8 号	6, 14, 23
45	高砂市	聖パウロこども園	高砂市阿弥陀町魚橋 686 番地	14, 23
46	高砂市	正蓮寺こども園	高砂市阿弥陀町魚橋 1674 番地	14, 23
47	高砂市	認定こども園白兎愛育園	高砂市荒井町千鳥 2 丁目 23 番 12 号	14, 23
48	高砂市	認定こども園真浄寺保育園	高砂市伊保 3 丁目 15 番 17 号	14, 23

注）表中の番号は図 4.2-13 に対応

表 4.2-32(2) 環境配慮施設（認定こども園）

番号	市町	名称	住所	出典
49	高砂市	認定こども園さいしゅうじこども園	高砂市伊保崎 5 丁目 7 番 1 号	14, 23
50	高砂市	伊保こども園	高砂市梅井 4 丁目 3 番 6 号	6, 14, 23
51	高砂市	阿弥陀こども園	高砂市阿弥陀町阿弥陀 1178 番地の 1	6, 14, 23
52	高砂市	曽根こども園	高砂市曽根町 2404 番地の 2	6, 14, 23
53	高砂市	認定こども園中筋保育園	高砂市中筋 2 丁目 1 番 7 号	14, 23
54	高砂市	中筋こども園	高砂市中筋 1 丁目 2 番 35 号	6, 14, 23
55	高砂市	認定こども園子供の園保育園	高砂市曽根町 788 番地の 1	14, 23
56	高砂市	北浜こども園	高砂市北浜町北脇 252 番地の 1	6, 14, 23
57	姫路市	チョコハウスあおぞら保育園	姫路市別所町北宿 1308	24, 26
58	姫路市	どんぐり保育園	姫路市大塩町汐咲 2 丁目 1	24, 26
59	姫路市	別所まるやまこども園	姫路市別所町佐土 2 丁目 77	24, 26
60	姫路市	的形こども園	姫路市の形町的形 1540-1	24, 26
61	姫路市	あかつき保育園	姫路市花田町小川 524-7	24, 26
62	姫路市	姫路東こども園	姫路市東山 49-1	24, 26
63	姫路市	八木保育園	姫路市木場前中町 46 番地	24, 26
64	姫路市	うさぎ分園	姫路市白浜町丙 468-11	24, 26
65	姫路市	うさぎ	姫路市白浜町丙 327-6	24, 26
66	姫路市	八木保育園分園	姫路市白浜町甲 337-8	24, 26
67	姫路市	野里こども園	姫路市威徳寺町 33	24, 26
68	姫路市	姫路保育園	姫路市野里堀留町 10-18	24, 26
69	姫路市	ペイカ	姫路市五軒邸 3 丁目 62-2	24, 26
70	姫路市	姫路保育園イーグレ分園	姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 1F	24, 26
71	姫路市	もく保育園	姫路市北条梅原町 275 番地	24, 26
72	姫路市	もく保育園分園	姫路市北条梅原町 136 番地	24
73	姫路市	妻鹿みどりこども園	姫路市飾磨区妻鹿 312 番地 1	24, 26
74	姫路市	こじかこども園	姫路市飾磨区中野田 4 丁目 123	24, 26
75	姫路市	津田このみ学園三宅分園	姫路市飾磨区三宅 1 丁目 52	24, 26
76	姫路市	（仮称）荒川ひまわり保育園手柄分園	姫路市手柄 95	24
77	姫路市	フタバ幼稚園	姫路市飾磨区恵美酒 55	24, 26
78	姫路市	慈恵保育園	姫路市飾磨区細江 2102	24, 26
79	姫路市	しげる幼稚園	姫路市町坪 125	24, 26
80	姫路市	荒川ひまわり保育園	姫路市玉手 3 丁目 510 番地	24, 26
81	姫路市	（仮称）みどりヶ丘幼児園かまえ分園	姫路市飾磨区構 3 丁目 62	24
82	姫路市	専徳寺ひろはた保育園とまみ分園	姫路市苫編 401 番地 1	24, 26
83	姫路市	津田このみ学園	姫路市飾磨区今在家 6 丁目 133	24, 26
84	姫路市	真教寺宝国幼稚園	姫路市飾磨区今在家北 1 丁目 1 番地	24, 26
85	姫路市	ほうこく保育園	姫路市飾磨区今在家 941	24, 26
86	姫路市	チョコハウス山びここども園	姫路市広畑区蒲田 383-4	24, 26
87	姫路市	チョコハウス山びここども園分園	姫路市広畑区東新町 3 丁目 146-10	24, 26
88	姫路市	広畑保育園	姫路市広畑区北野町 2 丁目 59	24, 26
89	姫路市	ゆめさき保育園	姫路市広畑区才 93	24, 26
90	姫路市	KEI こどもえん	姫路市広畑区正門通 2 丁目 2-6	24, 26
91	姫路市	播磨灘こども園	姫路市広畑区才 850-1	24, 26
92	姫路市	専徳寺ひろはた保育園	姫路市広畑区小松町 3 丁目 71 番地	24, 26
93	姫路市	聖ミカエル広畑幼稚園	姫路市広畑区小松町 4 丁目 36 番地	24, 26
94	姫路市	みのり保育園	姫路市大津区天満 1136	24, 26

注) 表中の番号は図 4.2-13 に対応

表 4.2-32(3) 環境配慮施設（認定こども園）

番号	市町	名称	住所	出典
95	姫路市	専徳寺保育園	姫路市大津区勘兵衛町 2 丁目 29	24, 26
96	姫路市	専徳寺保育園勝原駅前分園	姫路市勝原区熊見 96-14	24, 26
97	姫路市	やながせ保育園大津みやび野分園	姫路市大津区大津町 1 丁目 31-111	24, 26
98	姫路市	のぎ保育園	姫路市勝原区丁 133-564	24, 26
99	姫路市	勝原保育園分園	姫路市勝原区山戸 113-6	24, 26
100	姫路市	勝原保育園	姫路市勝原区宮田 143-3	24, 26
101	姫路市	やながせ保育園	姫路市勝原区下太田 571	24, 26
102	姫路市	瑠璃こども園	姫路市網干区大江島寺前町 120-2	24, 26
103	姫路市	網干保育園	姫路市網干区新在家 662	24, 26
104	姫路市	瑠璃よこはまこども園	姫路市網干区余子浜 2001 番地	24, 26
105	太子町	二葉にじいろこども園	揖保郡太子町原 551-1	14, 27
106	太子町	カレナ認定こども園	揖保郡太子町太田 669-1	14, 27
107	太子町	二葉保育園	揖保郡太子町太田 2052	14, 27

注) 表中の番号は図 4.2-13 に対応

表 4.2-33(1) 環境配慮施設（その他児童福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
1	神戸市	放課後等デイサービス	大久保発達放課後センター	神戸市西区大沢 1 丁目 3-1	29, 32
2	明石市	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスいろえんぴつ山手	明石市大久保町大窪 1723-4 晶栄ビル 2F	29, 33
3	明石市	児童発達支援	児童発達支援つばみ	明石市大久保町大窪 1521-2 衣笠ビル 2F	29, 33
4	明石市	放課後等デイサービス	なないろの家	明石市大久保町大窪 1497-3	29, 33
5	明石市	児童発達支援	コペルプラス 明石西教室	明石市大久保町駅前 1 丁目 17-9 IJT ビル 4 階	29, 33
6	明石市	放課後等デイサービス	学習支援 わたぼうし そら教室	明石市大久保町駅前 1 丁目 16-6 ヒガビル 2 階	29, 33
7	明石市	児童発達支援 放課後等デイサービス	りぼん step センター	明石市大久保町駅前 1-7-5 Ocean II -209	29, 33
8	明石市	放課後等デイサービス	りぼん i センター	明石市大久保町駅前 2-9-9 CSCA ビル 202	29, 33
9	明石市	児童発達支援	KID ACADEMY 明石大久保校	明石市大久保町大窪 191-7 プラントール大久保 II ビル 1F	33
10	明石市	児童発達支援 放課後等デイサービス	発達支援 feel 大久保	明石市大久保町大窪 1557 番地の 8	29, 33
11	明石市	児童発達支援 放課後等デイサービス	発達支援 フォローアップ	明石市大久保町西脇 573-11 Tisora 大久保 1 階 A 号室	29
12	明石市	児童発達支援 放課後等デイサービス	リハ・リハキッズ Powers III	明石市大久保町茜 3 丁目 15 番 18 号	29
13	明石市	放課後等デイサービス	リハビリ児童デイサービスはっぴークローバー	明石市大久保町山手台 1 丁目 57 番 1 号	29, 33
14	明石市	放課後等デイサービス	リハビリ児童デイサービスはっぴークローバー2	明石市大久保町山手台 1-57-2	29, 33
15	明石市	放課後等デイサービス	児童デイサービス 遊 大久保事業所	明石市大久保町八木字北屋筋 170 番 1 号	29, 33
16	明石市	放課後等デイサービス	ハート・ライフサービス	明石市魚住町金ケ崎 1520-31	29, 33
17	明石市	放課後等デイサービス	デイサービス太陽	明石市魚住町長坂寺 1060 の 1	29, 33
18	明石市	児童発達支援	紙ひこーき	明石市魚住町金ケ崎 1506-31	29, 33
19	明石市	放課後等デイサービス	波の家魚住西放課後等デイサービス	明石市魚住町西岡 370-12-301	29, 33
20	明石市	放課後等デイサービス	波の家魚住北放課後等デイサービス	明石市魚住町西岡 370-12	29, 33
21	明石市	放課後等デイサービス	波の家学院	明石市魚住町錦が丘 1-19-15-1 階	29, 33
22	明石市	児童相談支援	明石波の家相談支援事業所	明石市魚住町錦が丘 1-19-8-202	33
23	明石市	児童発達支援	児童発達支援事業所 カーサ	明石市魚住町西岡 1336-1 D-CUBE 1F	29, 33
24	明石市	放課後等デイサービス	波の家魚住放課後等デイサービス	明石市魚住町鴨池 8 番地の 3 108 号室	29, 33
25	明石市	放課後等デイサービス	波の家地域交流センター	明石市魚住町中尾 690-1-201	29, 33
26	明石市	放課後等デイサービス	波の家こどもカウンセリングセンター	明石市魚住町中尾 690-1-202	29, 33
27	明石市	放課後等デイサービス	波の家魚住南放課後等デイサービス	明石市魚住町住吉 1-1-7-2F	29, 33
28	明石市	児童養護施設	こども発達支援センター	明石市魚住町清水 2744	31, 33
29	明石市	児童養護施設	児童心理治療施設 清水が丘学園	明石市魚住町清水 2744	31
30	明石市	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスいろえんぴつ魚住	明石市魚住町住吉 1 丁目 12-8 住吉田口ビル 2 階	29, 33
31	明石市	児童相談支援	うみのほしウェスト相談支援事業所	明石市魚住町住吉 2-26-4 ベネフィス魚住 I 202 号	33
32	明石市	放課後等デイサービス	第 6 アスぺ	明石市魚住町清水 2375-6	29, 33
33	明石市	児童発達支援	波の家こどもセンター	明石市魚住町住吉 3-745-6 ルナステーツ 1F 西	29, 33
34	明石市	放課後等デイサービス	波の家発達支援センター	明石市魚住町住吉 3-745-6-1 F 東	29, 33
35	明石市	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所 コミュ	明石市魚住町西岡字石塚 2081 番地 8	29, 33
36	明石市	児童発達支援 放課後等デイサービス	いろは児童通所支援	明石市二見町東二見 795-1 サンシャイン寺西 1F	29, 33
37	明石市	児童発達支援	明石市立きらきら	明石市二見町東二見 1836-1-2F ふれあいプラザあかし西	29, 33

注) 表中の番号は図 4.2-14 に対応

表 4.2-33(2) 環境配慮施設（その他児童福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
38	明石市	児童発達支援 児童相談支援	明石市立あおぞら園	明石市二見町東二見 1836-1 ふれあいプラザあかし西 2 階	29, 33
39	明石市	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス color 西二見	明石市二見町西二見 157 番 7 セレストパレス 101	29
40	明石市	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスいろえんびつ	明石市二見町西二見 157 番 127 命連ビル 2 階 201	29, 33
41	明石市	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス color	明石市二見町西二見 1904-3	29, 33
42	明石市	児童発達支援 放課後等デイサービス	二見発達支援センター	明石市二見町西二見駅前 4-18	29, 33
43	明石市	放課後等デイサービス	二見ことば発達支援センター	明石市二見町西二見駅前 4-18 B 号室	29, 33
44	稲美町	放課後等デイサービス	児童デイサービスさくら	加古郡稲美町国岡 530-1	28, 29
45	稲美町	放課後等デイサービス	児童デイサービスさくら稲美	加古郡稲美町国岡 1 丁目 17 番	28, 29
46	稲美町	放課後等デイサービス	放課後倶楽部りらく	加古郡稲美町蛸草 222-2	28, 29
47	稲美町	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスなえどこ	加古郡稲美町国岡 2-4-3 大西メデイカルクリニックデイケア棟 2F	28, 29
48	播磨町	児童発達支援	播磨発達支援センターことばの海	加古郡播磨町東野添 3-3-12-101-B	28, 29
49	播磨町	児童発達支援 放課後等デイサービス	言語聴覚臨床センターわらし	加古郡播磨町東野添 3-3-12-101-A	28, 29
50	播磨町	放課後等デイサービス	第 4 アスぺ	加古郡播磨町東野添 3-3-12-102	28, 29
51	播磨町	児童発達支援 放課後等デイサービス	こども支援センタースマイルはりま	加古郡播磨町西野添 2-6-27	28, 29
52	播磨町	児童発達支援 放課後等デイサービス	療育支援つばさ	加古郡播磨町大中 1-11-23	28, 29
53	播磨町	放課後等デイサービス	りのきっず	加古郡播磨町大中 3 丁目 9-8	28, 29
54	播磨町	放課後等デイサービス	りのきっずセカンド	加古郡播磨町大中 3 丁目 9-8 2 階	28, 29
55	播磨町	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所コッコロ	加古郡播磨町南大中 3 丁目 5-27	29
56	播磨町	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所フレックス	加古郡播磨町南野添 3-8-9	28, 29
57	播磨町	児童発達支援	児童発達支援事業所ホロン	加古郡播磨町南野添 3-10-11-105 セフレ播磨 1-5B	28, 29
58	播磨町	放課後等デイサービス	波の家学院播磨町駅前	加古郡播磨町東本荘 1-5-5	28, 29
59	播磨町	タイムケア	デイサービスセンター和の花	加古郡播磨町古宮 1-1-6	33
60	播磨町	児童発達支援 放課後等デイサービス	療育支援リンクサポート	加古郡播磨町南大中 2-6-40	28, 29
61	加古川市	放課後等デイサービス	こすも児童デイサービスセンター	加古川市平岡町高畑 510-1	29
62	加古川市	放課後等デイサービス	児童デイはばなけあ高畑	加古川市平岡町高畑玉子岡 137-1	29
63	加古川市	児童養護施設	播磨同仁学院	加古川市平岡町山之上 518	30
64	加古川市	児童発達支援 放課後等デイサービス	こどもサポート教室「きらり」東加古川駅前事業所	加古川市平岡町新在家 2 丁目 280-8 グランヴィラモリタ 203 号室	28, 29
65	加古川市	放課後等デイサービス	NPO 法人児童デイハバナケア	加古川市平岡町新在家 2-274-4	28, 29
66	加古川市	放課後等デイサービス	児童デイはばなけあ	加古川市平岡町新在家 109-1	28, 29
67	加古川市	児童発達支援 放課後等デイサービス	きっず TREE	加古川市神野町石守 1-22-1	28, 29
68	加古川市	児童発達支援	アップ↑る TREE	加古川市野口町水足 1186 番地	28, 29
69	加古川市	放課後等デイサービス	ゆずの家	加古川市野口町水足 1182 番地	28, 29
70	加古川市	児童発達支援 放課後等デイサービス	こころ nijj	加古川市加古川町大野 956-1	28, 29
71	加古川市	放課後等デイサービス	ゆずの森	加古川市加古川町大野 526-21	29
72	加古川市	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ビリーヴ	加古川市野口町長砂 95-32 せいりょう園自愛の家さくら 1F-C	28, 29
73	加古川市	放課後等デイサービス	ジュネス	加古川市加古川町中津 246-3	28, 29
74	加古川市	放課後等デイサービス	こどもプラス別府教室	加古川市別府町新野辺北町 6 丁目 100 番地の 1	29
75	加古川市	放課後等デイサービス	こどもプラス加古川教室	加古川市別府町新野辺 149-1	28, 29
76	加古川市	放課後等デイサービス	アスぺ	加古川市別府町本町 1 丁目 67 番 1 階	28, 29

注) 表中の番号は図 4.2-14 に対応

表 4.2-33(3) 環境配慮施設（その他児童福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
77	加古川市	放課後等デイサービス	波の家東加古川放課後等デイサービス	加古川市別府町本町 1-67-2F	28, 29
78	加古川市	放課後等デイサービス	ナインカレッジ	加古川市野口町長砂 1174 番地 1	28, 29
79	加古川市	放課後等デイサービス	波の家加古川放課後等デイサービス	加古川市尾上町長田 517-52	28, 29
80	加古川市	児童発達支援 放課後等デイサービス	HOPE 加古川	加古川市加古川町寺家町 47-6 加古川ベルデモールビル 3A 号室	28, 29
81	加古川市	児童発達支援 放課後等デイサービス	こども支援センタースマイル	加古川市加古川町寺家町 363-3	28, 29
82	加古川市	放課後等デイサービス	ドレミ児童リハビリセンター	加古川市尾上町安田 69-3	28, 29
83	加古川市	放課後等デイサービス	児童デイハバナケア今福	加古川市尾上町今福 540-6 今福ビル 2F	28, 29
84	加古川市	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスかえる	加古川市尾上町池田 387 番地 3 ユニハイツ 103	28, 29
85	加古川市	児童発達支援	ことばの海加古川	加古川市尾上町長田 517-52-1F	28, 29
86	加古川市	放課後等デイサービス	えじそん加古川教室	加古川市加古川町西河原 34 番地 グランプレステージ加古川 E	28, 29
87	加古川市	児童発達支援 放課後等デイサービス	こども支援センター スマイルきむら	加古川市加古川町木村 708	28, 29
88	加古川市	放課後等デイサービス	あいりす児童デイサービス	加古川市加古川町稲屋 291-1	28, 29
89	加古川市	児童発達支援	すずらん	加古川市西神吉町岸 522 番 3	28, 29
90	高砂市	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童・放課後デイ HOPE	高砂市神爪 1 丁目 7 番 10 号 グ レンヴェー北野 202 号	28, 29, 34
91	高砂市	放課後等デイサービス	児童デイサービスアンソレイエ宝殿	高砂市美保里 8-3	28, 29, 34
92	高砂市	放課後等デイサービス	児童デイサービスアンソレイエ高砂	高砂市高砂町鍛冶屋町 1414	28, 34
93	高砂市	児童発達支援 放課後等デイサービス	ゆらんこ	高砂市中島 3 丁目 5-5-2	28, 29, 34
94	高砂市	児童発達支援 放課後等デイサービス	こどもサポート教室「きらり」高砂事業所	高砂市高砂町浜田町 1 丁目 8-26 ジュネス高砂 I 1 階	28, 29, 34
95	高砂市	児童発達支援 放課後等デイサービス	療養通所介護まごころ	高砂市荒井町御旅 1-2-39	28, 29, 34
96	高砂市	放課後等デイサービス	児童デイサービス ドルフィン	高砂市阿弥陀町南池 353 番地	28, 29
97	高砂市	児童発達支援	高砂市立高砂児童学園	高砂市阿弥陀町南池 516	28, 29, 34
98	高砂市	放課後等デイサービス	児童デイサービスすまいる・きつず松陽	高砂市松陽 1-5-20-301	28, 29, 34
99	高砂市	児童養護施設	アムニティーホームルピナス高砂	高砂市阿弥陀町阿弥陀 1163-1	30
100	高砂市	放課後等デイサービス	Dream	高砂市伊保崎 1 丁目 14-13	28, 29, 34
101	高砂市	放課後等デイサービス	児童デイサービスすまいる・きつず曾根	高砂市曾根町 2433-5	28, 29, 34
102	高砂市	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童デイサービスあかりの家	高砂市北浜町北脇 504-1	28, 29, 34
103	姫路市	児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児通所施設	HOPE おおしお	姫路市大塩町 292-22 2 階	26, 29, 34
104	姫路市	児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児通所施設	こすもす	姫路市別所町別所 1-36	26, 29, 34
105	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	オリオンまのがた	姫路市の形町の形 1762-21	26, 29, 34
106	姫路市	児童厚生施設	灘児童センター	姫路市白浜町宇佐崎中 2 丁目 520	26
107	姫路市	児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児通所施設	おひさま園	姫路市白浜町宇佐崎北 3 丁目 217 番地 2	26, 29, 34
108	姫路市	児童厚生施設	東児童センター	姫路市花田町加納原田 813	26
109	姫路市	児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児通所施設	フラープ	姫路市御国野町国分寺 789-3	26, 29, 34
110	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	おひさま CLUB	姫路市白浜町寺家 1-125	26, 29, 34

注）表中の番号は図 4.2-14 に対応

表 4.2-33(4) 環境配慮施設（その他児童福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
111	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	有限会社ボラリス翔野里	姫路市野里 390	26, 29, 34
112	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	もん	姫路市伊伝居 20-4	26, 34
113	姫路市	児童厚生施設	東光児童センター	姫路市幸町 99-1	26
114	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	放課後等デイサービス アンの家	姫路市古二階町 80 番地 3F	26, 29, 34
115	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	運動療育支援教室ほおず き	姫路市南条 2 丁目 143	26, 29, 34
116	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	すまいりい	姫路市南条 1-120	26, 29, 34
117	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	放課後等デイサービス はちのじ	姫路市飾磨区上野田 5 丁目 105	26, 34
118	姫路市	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス かみふうせん	姫路市飾磨区上野田 5 丁目 105 番地 1F	34
119	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	オリオンあなせ	姫路市飾磨区阿成植木 858 番地	26, 29, 34
120	姫路市	児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児通所施設	こどもサポート教室「き らり」姫路校	姫路市北条永良町 22	26, 29, 34
121	姫路市	障害児通所施設	児童デイサービス りぼ ん忍町	姫路市忍町 102	26
122	姫路市	児童発達支援 障害児通所施設	コペルプラス 姫路教室	姫路市久保町 84 番地 STEL LA 1 階	26, 29, 34
123	姫路市	児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児通所施設	Orange	姫路市東延末 2 丁目 158 番地 AMC ビル 2 階	26, 29, 34
124	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	放課後等デイサービスす とつく	姫路市東延末 1 丁目 24 F ビル ハイツ 203	26, 29, 34
125	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設 タイムケア	おひさまきつず姫路栗山 事業所	姫路市栗山町 6 番地	26, 29, 34
126	姫路市	児童発達支援 放課後等デイサービス	Orange 西延末	姫路市西延末 117 番地 21	34
127	姫路市	児童発達支援 障害児通所施設	もものこ	姫路市西庄甲 328-3	26, 29, 34
128	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	こどもプラス姫路教室	姫路市飾磨区清水 2 丁目 103 番 地	26, 29, 34
129	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	ふれんど	姫路市飾磨区都倉 2-78	26, 29, 34
130	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	多機能型事業所手柄ひま わりホーム	姫路市手柄 95	26, 29, 34
131	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	ゆめクラブ	姫路市飾磨区御幸 61 番地	26, 29, 34
132	姫路市	児童厚生施設	飾磨児童センター	姫路市飾磨区細江 2654	26
133	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	晴レル家	姫路市飾磨区英賀乙 68-20	26, 29, 34
134	姫路市	児童養護施設	アメニティホーム広畑学 園	姫路市広畑区蒲田 370-1	26, 30
135	姫路市	児童家庭支援センター	児童家庭支援センターす みれ	姫路市広畑区蒲田 370-1	26
136	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	どんぐりひろば	姫路市広畑区蒲田 3-1	26, 29, 34
137	姫路市	児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児通所施設 タイムケア	どんぐりの里	姫路市広畑区蒲田 1399-1 児童 健全育成事業館	26, 29, 34
138	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	放課後デイサービス Step Kids care Support Step	姫路市飾磨区城南町 2 丁目 36 番地 2	26, 29, 34
139	姫路市	児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児通所施設	プレイジム	姫路市飾磨区英賀宮台 51	26, 29, 34
140	姫路市	児童厚生施設	広畑児童センター	姫路市広畑区正門通 1 丁目 7-3	26
141	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設 タイムケア	おひさまきつず姫路広畑 事業所	姫路市広畑区小松町 2-78-3	26, 29, 34

注) 表中の番号は図 4.2-14 に対応

表 4.2-33(5) 環境配慮施設（その他児童福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
142	姫路市	児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児通所施設	こども発達支援センター ポレボレの木	姫路市大津区天満 191-3	26, 29, 34
143	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	夢門塾ゆうゆう網干	姫路市網干区田井 106-1	26, 29, 34
144	姫路市	放課後等デイサービス 障害児通所施設	放課後等デイサービス絆 宝	姫路市勝原区丁 513 番地 2	26, 29, 34
145	姫路市	児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児通所施設	デイサービスシュシュ	姫路市網干区津市場 780-2	26, 29, 34
146	姫路市	タイムケア	タイムケア シェリ	姫路市網干区津市場 780-2	34
147	姫路市	児童厚生施設	網干児童センター	姫路市網干区垣内中町 120	26
148	姫路市	タイムケア	Passion	姫路市網干区余子浜 2 番地	34
149	太子町	放課後等デイサービス	夢門塾ゆうゆう太子	揖保郡太子町太田 2142-1	28, 29, 34

注) 表中の番号は図 4.2-14 に対応

表 4.2-34(1) 環境配慮施設（高齢者福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
1	神戸市	介護老人保健施設	フェニックス西神戸ケアセンター	神戸市西区岩岡町岩岡 654-7	36
2	神戸市	特別養護老人ホーム	岩岡の郷	神戸市西区岩岡町岩岡字坂ノ下 656-2	36
3	神戸市	有料老人ホーム	ディーフェスタ神戸大沢	神戸市西区大沢 1 丁目 10 番 3	36
4	神戸市	特別養護老人ホーム	西神の里	神戸市西区岩岡町古郷 2888	36
5	明石市	特別養護老人ホーム	清華苑	明石市大久保町大窪 3104 番 1	37, 38
6	明石市	軽費老人ホーム	清華苑シルバーライフ	明石市大久保町大窪 3104-1	38
7	明石市	介護老人保健施設	恵泉	明石市大久保町大窪 3101-1	37, 38
8	明石市	介護老人保健施設	清華苑養力センター	明石市大久保町大窪 3107-5	37, 38
9	明石市	特別養護老人ホーム	恵泉	明石市大久保町大窪 3101-2	37, 38
10	明石市	特別養護老人ホーム	恵泉第 3 特別養護老人ホーム	明石市大久保町大窪 2820	37, 38
11	明石市	特別養護老人ホーム	恵泉第 2 特別養護老人ホーム	明石市大久保町大窪 2813 番地	37, 38
12	明石市	軽費老人ホーム	ケアハウス恵泉	明石市大久保町大窪 2818	38
13	明石市	軽費老人ホーム	第 2 ケアハウス恵泉	明石市大久保町大窪 2818	38
14	明石市	特別養護老人ホーム	彩葉	明石市大久保町大窪 2603-205	37, 38
15	明石市	特別養護老人ホーム	友愛園	明石市大久保町大窪 2603-550	37, 38
16	明石市	養護老人ホーム	高岡園	明石市大久保町大窪 2603-208	38
17	明石市	特別養護老人ホーム （地域密着型）	フィジオ大久保ケアホーム	明石市大久保町大窪 1533-1	37, 38
18	明石市	サービス付き高齢者向け住宅	菜の花	明石市大久保町大窪 1619-1	38
19	明石市	サービス付き高齢者向け住宅	おおくぼの里	明石市大久保町大窪 1976-1	38
20	明石市	サービス付き高齢者向け住宅	チャーム明石大久保駅前	明石市大久保町ゆりのき通 1-4-1	38
21	明石市	サービス付き高齢者向け住宅	リハリビング明石西	明石市大久保町茜 3-15-4	38
22	明石市	サービス付き高齢者向け住宅	エバークリーン	明石市魚住町金ヶ崎 298-1	38
23	明石市	特別養護老人ホーム	うおずみ	明石市魚住町金ヶ崎 1609-9	37, 38
24	明石市	特別養護老人ホーム	プライム江井ヶ島	明石市大久保町江井島 1693-2	37, 38
25	明石市	サービス付き高齢者向け住宅	あけの	明石市魚住町長寺字ツエ池 1003-3	38
26	明石市	養護老人ホーム	明石愛老園	明石市魚住町錦が丘 2 丁目 6-8	38
27	明石市	特別養護老人ホーム （地域密着型）	錦が丘	明石市魚住町錦が丘 2-6-8	37, 38
28	明石市	サービス付き高齢者向け住宅	恵泉さずな	明石市魚住町西岡 370-9	38
29	明石市	特別養護老人ホーム	明石愛老園	明石市魚住町清水 3208 番地	37, 38
30	明石市	特別養護老人ホーム （地域密着型）	パール	明石市魚住町西岡 616-1	37, 38
31	明石市	サービス付き高齢者向け住宅	パール明石	明石市魚住町西岡 842-4	38
32	明石市	サービス付き高齢者向け住宅	プレザンメゾン明石魚住	明石市魚住町西岡 1312-1	38
33	明石市	介護老人保健施設	希望	明石市魚住町清水 2744-30	37, 38
34	明石市	サービス付き高齢者向け住宅	清水の家・仁十	明石市魚住町清水 1628-1	38
35	明石市	介護老人保健施設	エスポアール遥	明石市魚住町清水 2183	37, 38
36	明石市	有料老人ホーム	はるかの郷	明石市魚住町清水 2183	38
37	明石市	サービス付き高齢者向け住宅	WARAiBA 明石	明石市魚住町清水 2151-1	38
38	明石市	サービス付き高齢者向け住宅	ふぁーみんの里明石	明石市二見町東二見 251-1	38
39	明石市	特別養護老人ホーム	明石二見特別養護老人ホームラガール	明石市二見町西二見 685-8	37, 38
40	明石市	サービス付き高齢者向け住宅	藤の家	明石市二見町西二見 653-3	38
41	明石市	特別養護老人ホーム	ペーパームーン	明石市二見町西二見 1601-1	37, 38
42	明石市	サービス付き高齢者向け住宅	二見の家	明石市二見町西二見駅前 2 丁目 56	38
43	稲美町	特別養護老人ホーム	稲美苑	加古郡稲美町国安字新開 1256	35
44	稲美町	軽費老人ホーム	万葉の郷	加古郡稲美町国安字新開 1256	35
45	稲美町	介護老人保健施設	サンライズ	加古郡稲美町国安 1237	35
46	稲美町	有料老人ホーム	有料老人ホームいな穂の郷	加古郡稲美町国岡 2 丁目 8-1	35

注）表中の番号は図 4.2-15 に対応

表 4.2-34(2) 環境配慮施設（高齢者福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
47	稲美町	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 サンホーム国岡	加古郡稲美町国岡 2 丁目 4-1,4-2	35
48	稲美町	有料老人ホーム	ときの家稲美	加古郡稲美町六分一 1178-935	35
49	稲美町	有料老人ホーム	ときの家東稲美	加古郡稲美町六分一 1183-34	35
50	播磨町	特別養護老人ホーム	あえの里	加古郡播磨町北古田 1-17-37	35
51	播磨町	軽費老人ホーム	ウエルビングはりま	加古郡播磨町北古田 1-17-37	35
52	播磨町	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 ひだまり	加古郡播磨町古田 1 丁目 4 番 59 号	35
53	播磨町	サービス付き高齢者向け住宅	CoCo 播磨	加古郡播磨町宮北 1 丁目 6 番 6 号	35
54	播磨町	サービス付き高齢者向け住宅	すずらん	加古郡播磨町宮北 2 丁目 11 番 3 号	35
55	播磨町	特別養護老人ホーム (地域密着型)	あえの里式番館	加古郡播磨町宮北 1 丁目 6 番 15 号	35
56	播磨町	有料老人ホーム	オリーブの家	加古郡播磨町東本荘 2 丁目 7-10	35
57	播磨町	有料老人ホーム	オリーブの家 2 号館	加古郡播磨町東本荘 2 丁目 7-11	35
58	加古川市	特別養護老人ホーム (地域密着型)	陽だまりの家	加古川市平岡町土山 423 番地の 17	35
59	加古川市	特別養護老人ホーム	みどり園	加古川市平岡町土山字川池 423-9	35
60	加古川市	介護医療院	いなみ野病院介護医療院	加古川市平岡町土山字川池 423-2	35
61	加古川市	軽費老人ホーム	あじさい	加古川市平岡町土山字川池 423-6	35
62	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	ぬくもりの家加古川東	加古川市平岡町土山字西ノ川 699 番 7	35
63	加古川市	特別養護老人ホーム (地域密着型)	ないすあかり	加古川市神野町神野 50-4	35
64	加古川市	特別養護老人ホーム	こすもす園	加古川市神野町神野 136-8	35
65	加古川市	介護老人保健施設	白寿苑	加古川市神野町石守 1632	35
66	加古川市	軽費老人ホーム	やすらぎ	加古川市神野町石守 1632-1	35
67	加古川市	特別養護老人ホーム	グランはりま	加古川市平岡町高畑 1-1	35
68	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 フルール	加古川市平岡町高畑 55	35
69	加古川市	有料老人ホーム	つつじの家	加古川市平岡町山之上 398-2	35
70	加古川市	特別養護老人ホーム (地域密着型)	はぎの郷	加古川市平岡町つつじ野 8 番地の 1	35
71	加古川市	有料老人ホーム	パストラール加古川	加古川市平岡町新在家 1224-16	35
72	加古川市	特別養護老人ホーム	泰生	加古川市神野町石守 238-1	35
73	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	サンホーム東加古川駅前	加古川市平岡町新在家 1456 番 1	35
74	加古川市	介護老人保健施設	緑寿苑	加古川市平岡町新在家 1197-3	35
75	加古川市	有料老人ホーム	和心の家やすらぎ	加古川市平岡町新在家 1371-1	35
76	加古川市	有料老人ホーム	ファミリーホーム井戸端 げんき	加古川市野口町北野 1157 番地の 29	35
77	加古川市	特別養護老人ホーム	万亀園	加古川市野口町水足 107-1	35
78	加古川市	特別養護老人ホーム (地域密着型)	千鶴園	加古川市野口町水足 109-1	35
79	加古川市	有料老人ホーム	なかよしの家	加古川市野口町野口 769-1	35
80	加古川市	特別養護老人ホーム (地域密着型) 軽費老人ホーム	せいりょう園	加古川市野口町長砂 95-20	35
81	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付高齢者向住宅 桜李園	加古川市加古川町中津 889 番 1	35
82	加古川市	軽費老人ホーム	すこやか	加古川市野口町坂井字西ノ大町 59-1	35
83	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	せいりょう園リパティか こがわ	加古川市野口町長砂 95-36	35
84	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	せいりょう園 自愛の家 さくら	加古川市野口町長砂 95-32 他	35
85	加古川市	有料老人ホーム	マロンの家	加古川市野口町長砂 968-1	35
86	加古川市	介護老人保健施設	加古川白寿苑	加古川市野口町坂井西ノ大町 58-1	35
87	加古川市	有料老人ホーム	有料老人ホームライフ加 古川	加古川市別府町石町 80	35
88	加古川市	特別養護老人ホーム (地域密着型)	らいふあかり	加古川市加古川町中津 557-1	35

注) 表中の番号は図 4.2-15 に対応

表 4.2-34(3) 環境配慮施設（高齢者福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
89	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	ぬくもりの家 加古川南	加古川市尾上町今福字三ノ坪 346-1 他	35
90	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	パール加古川	加古川市尾上町長田 526-6	35
91	加古川市	特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	浜の宮松竹園	加古川市別府町新野辺 538-9	35
92	加古川市	有料老人ホーム	かえでの家	加古川市別府町新野辺北町 3 丁目 8 番	35
93	加古川市	有料老人ホーム	高齢者向け賃貸住宅メロディ	加古川市別府町新野辺 2086	35
94	加古川市	特別養護老人ホーム (地域密着型)	しのべの里	加古川市別府町新野辺 2528	35
95	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	翔月庵 加古川	加古川市野口町坂元字クラク 138 番 2	35
96	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	チャーム加古川駅前	加古川市加古川町篠原町 300 番地 リトハ加古川 B 棟	35
97	加古川市	特別養護老人ホーム	佰楽苑	加古川市別府町新野辺 1429 番地 の 10	35
98	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	アンジェス加古川	加古川市別府町新野辺 3066	35
99	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	ニッケあすも加古川	加古川市加古川町本町 239-1	35
100	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	ニッケあすも加古川 2 号棟	加古川市加古川町本町 239-1	35
101	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	ひだまりの里	加古川市尾上町池田 1679 番地 の 4	35
102	加古川市	有料老人ホーム	たんぼぼの家	加古川市尾上町安田 547-1	35
103	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	Charm (チャーム) 加古川尾上の松	加古川市尾上町養田 8 番 4	35
104	加古川市	特別養護老人ホーム (地域密着型)	尾上の郷	加古川市尾上町池田 830 番地の 1	35
105	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	ありがとう	加古川市東神吉町西井ノ口 753-1	35
106	加古川市	サービス付き高齢者向け住宅	サンホーム米田	加古川市米田町平津 413 番地 1	35
107	加古川市	特別養護老人ホーム	フェニックス加古川ケアセンター	加古川市米田町平津 384-16	35
108	加古川市	軽費老人ホーム	パラディさつき苑	加古川市西神吉町岸 246-4	35
109	加古川市	有料老人ホーム	おひさまの家宝殿	加古川市米田町平津 625	35
110	加古川市	有料老人ホーム	おひさまの家尾上の松	加古川市米田町養田 726-4	35
111	高砂市	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付高齢者住宅ラポール東高砂	高砂市米田町古新 310 他	35
112	高砂市	介護老人保健施設	ハーモニー園	高砂市高砂町松波町 440-6	35
113	高砂市	特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	サンリットひまわり園	高砂市高砂町松波町 440-5	35
114	高砂市	サービス付き高齢者向け住宅	グループリビングてのひら	高砂市荒井町小松原 1 丁目 17-9	35
115	高砂市	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 ふあ〜みんの里高砂	高砂市阿弥陀町北池 102	35
116	高砂市	有料老人ホーム	なでしこの家	高砂市阿弥陀町南池 409-1	35
117	高砂市	介護老人保健施設	播磨高砂苑	高砂市伊保 1-6-16	35
118	高砂市	有料老人ホーム	はまゆうの家	高砂市伊保崎南 24-7	35
119	高砂市	特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	めぐみ苑	高砂市阿弥陀町阿弥陀 43-1	35
120	高砂市	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 ひなたぼっこ	高砂市阿弥陀町阿弥陀 1882 番地	35
121	高砂市	特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	常寿園	高砂市北浜町牛谷 721-1	35
122	高砂市	特別養護老人ホーム (地域密着型)	地域密着型特別養護老人ホーム 常寿園	高砂市北浜町牛谷 718-53	35
123	高砂市	介護老人保健施設	高砂白寿苑	高砂市北浜町西浜字峠山 773-1	35
124	高砂市	特別養護老人ホーム	のじぎくの里	高砂市北浜町西浜 773-3	35
125	高砂市	養護老人ホーム	高砂荘	高砂市北浜町北脇 544-1	35
126	姫路市	有料老人ホーム	清山荘	姫路市大塩町 1094-7	40

注) 表中の番号は図 4.2-15 に対応

表 4.2-34(4) 環境配慮施設（高齢者福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
127	姫路市	介護老人保健施設	しおさきヴィラ	姫路市大塩町汐咲 1 丁目 25	26, 39
128	姫路市	有料老人ホーム	しおさきケアコート	姫路市大塩町汐咲 1-9	40
129	姫路市	特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	志深の苑	姫路市御国野町深志野 1430	26, 39
130	姫路市	特別養護老人ホーム (地域密着型)	第二志深の苑	姫路市御国野町深志野 1430	26
131	姫路市	介護老人保健施設	カノープス姫路	姫路市別所町別所 960-1	26, 39
132	姫路市	特別養護老人ホーム	星陽	姫路市別所町別所 1131	26, 39
133	姫路市	有料老人ホーム	エデンの家	姫路市別所町別所 1891 番地	40
134	姫路市	有料老人ホーム	ニチイケアセンターひめじ 的形	姫路市の形町的形 216-1	40
135	姫路市	特別養護老人ホーム	清寿園	姫路市飾東町豊国 210	26, 39
136	姫路市	特別養護老人ホーム	汐里	姫路市の形町的形 1768-28	26, 39
137	姫路市	介護老人保健施設	光が丘	姫路市御国野町国分寺 267	26, 39
138	姫路市	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム シヤ ングリラ姫路東	姫路市四郷町見野 813-1	40
139	姫路市	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームあい ぼー	姫路市花田町加納原田 910-1	40
140	姫路市	有料老人ホーム	アガスティア姫路	姫路市四郷町明田 826-1	40
141	姫路市	特別養護老人ホーム (地域密着型)	うさぎ	姫路市東山 577	26, 39
142	姫路市	有料老人ホーム	樹の里	姫路市花田町加納原田 145	40
143	姫路市	特別養護老人ホーム	山彦ホーム	姫路市花田町加納原田 155	26, 39
144	姫路市	特別養護老人ホーム	美郷苑	姫路市四郷町坂元 44-1	26, 39
145	姫路市	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム東姫 路	姫路市花田町一本松 345-1	40
146	姫路市	特別養護老人ホーム	いやさか苑	姫路市白浜町宇佐崎北 1 丁目 29	26, 39
147	姫路市	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム あ さひ八家	姫路市八家 1285-37	40
148	姫路市	有料老人ホーム	エンシア白浜	姫路市白浜町宇佐崎中 1 丁目 82	40
149	姫路市	特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	むれさき苑	姫路市四郷町東阿保 44	26, 39
150	姫路市	有料老人ホーム	楠の家	姫路市楠町 144 番地	40
151	姫路市	有料老人ホーム	ナーシングホーム東姫路駅 前	姫路市日出町 3 丁目 39 番 4、39 番 17、39 番 21、39 番 22、他	40
152	姫路市	特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	あさなぎ	姫路市白浜町乙 836	26, 39
153	姫路市	有料老人ホーム	なぎさの家	姫路市白浜町神田 2 丁目 41 番 地 3	40
154	姫路市	有料老人ホーム	メゾン・セラヴィー野里	姫路市野里 199-1	40
155	姫路市	有料老人ホーム	ライフパートナー市之郷	姫路市市之郷町 1 丁目 9,10	40
156	姫路市	有料老人ホーム	えがおの家	姫路市飯田 2 丁目 13 番地	40
157	姫路市	介護療養型医療施設	医療法人 松浦会 松浦病院	姫路市城東町京口台 1	39
158	姫路市	有料老人ホーム	サービス付高齢者向け住宅 ひだまり	姫路市白浜町甲 402 番地	40
159	姫路市	有料老人ホーム	あつぷる介護付有料老人ホ ーム	姫路市宮西町 3-34	40
160	姫路市	特別養護老人ホーム	ライフサポートひめじ	姫路市城東町竹之門 6	26, 39
161	姫路市	有料老人ホーム	ときの家五軒邸	姫路市五軒邸 2 丁目 1 番地	40
162	姫路市	有料老人ホーム	しらかばの家	姫路市五軒邸 2 丁目 3 番地	40
163	姫路市	有料老人ホーム	らくらく京口	姫路市京口町 70	40
164	姫路市	有料老人ホーム	ベニバナの家	姫路市伊伝居 67 番地 1	40
165	姫路市	有料老人ホーム	アビオしらさぎ	姫路市阿保甲 628	40
166	姫路市	有料老人ホーム	クオリティライフ壺番館姫 路	姫路市北条口 1 丁目 55	40
167	姫路市	有料老人ホーム	オパール姫路別館	姫路市駅前町 27-1	40
168	姫路市	特別養護老人ホーム (地域密着型)	和好苑	姫路市北条宮の町 131	26, 39

注) 表中の番号は図 4.2-15 に対応

表 4.2-34(5) 環境配慮施設（高齢者福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
169	姫路市	有料老人ホーム	ぬくもりの家	姫路市北条梅原町 18 番地 2	40
170	姫路市	有料老人ホーム	しらさぎの家	姫路市三条町 1 丁目 55 番地	40
171	姫路市	有料老人ホーム	やさしい手シニアリビングやさしえ姫路飾磨	姫路市飾磨区阿成渡場	40
172	姫路市	特別養護老人ホーム	しかまの里	姫路市飾磨区阿成植木 960	26, 39
173	姫路市	特別養護老人ホーム (地域密着型)	オレンジ姫路	姫路市飾磨区上野田 6 丁目 38	26, 39
174	姫路市	有料老人ホーム	和心の家南条	姫路市南条 1 丁目 1 番地	40
175	姫路市	有料老人ホーム	シルバーピア久保町	姫路市久保町 166 番地	40
176	姫路市	有料老人ホーム	サンライフさくらひめじ	姫路市福沢町 115	40
177	姫路市	有料老人ホーム	アムール姫路南	姫路市飾磨区中野田 2 丁目 117,118	40
178	姫路市	介護老人保健施設	愛和ケアホーム	姫路市飯田 3 丁目 95-1	26, 39
179	姫路市	有料老人ホーム	すずらんの家	姫路市中地 430 番地 1	40
180	姫路市	有料老人ホーム	サンホーム西延末	姫路市西延末 250	40
181	姫路市	特別養護老人ホーム	サンライフ土山	姫路市土山東の町 9-12	26, 39
182	姫路市	有料老人ホーム	やさしえ姫路土山	姫路市土山 3 丁目 3-8	40
183	姫路市	有料老人ホーム	ふれあいの家	姫路市土山 3 丁目 2 番 20 号	40
184	姫路市	有料老人ホーム	アンジェス姫路	姫路市西延末 225-1,225-6	40
185	姫路市	特別養護老人ホーム (地域密着型)	サンライフ西庄	姫路市西庄甲 87-1	26, 39
186	姫路市	特別養護老人ホーム	ライフビラ姫路	姫路市飯田 3 丁目 44	26, 39
187	姫路市	有料老人ホーム	えがおの家	姫路市飯田 2 丁目 13	40
188	姫路市	有料老人ホーム	ナーシングホーム飾磨・恵美酒	姫路市飾磨区都倉 3 丁目 27. 28. 29. 31	40
189	姫路市	特別養護老人ホーム	サン・ビレッジ姫路	姫路市町坪 468	26, 39
190	姫路市	有料老人ホーム	サンホーム今在家	姫路市飾磨区今在家 6 丁目 234	40
191	姫路市	有料老人ホーム	ケアビレッジ飾磨高町	姫路市飾磨区高町 2 丁目 254	40
192	姫路市	有料老人ホーム	サンホーム英賀保	姫路市苫編南 2 丁目 27	40
193	姫路市	有料老人ホーム	リリーフあがほ	姫路市飾磨区英賀春日町 2 丁目 11 番地	40
194	姫路市	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅 シンシアホーム広畑	姫路市広畑区蒲田 2 丁目 87 番地	40
195	姫路市	介護老人保健施設	ゆめさき	姫路市広畑区西夢前台 6 丁目 56-1	26, 39
196	姫路市	有料老人ホーム	ニチイケアセンターひめじ広畑	姫路市広畑区東新町 2-18-1	40
197	姫路市	有料老人ホーム	社楼夢	姫路市広畑区清水町 1 丁目 31 番地 1	40
198	姫路市	有料老人ホーム	コスモビレッジ北野	姫路市広畑区北野町 2 丁目 59	40
199	姫路市	有料老人ホーム	宝寿の郷	姫路市広畑区北野町 2 丁目 59	40
200	姫路市	有料老人ホーム	エバーグリーンサービス付き 高齢者住宅	姫路市広畑区才 129-1	40
201	姫路市	有料老人ホーム	介護付有料老人ホームジャン グリラ青山姫路	姫路市青山西 2 丁目 17-25	40
202	姫路市	有料老人ホーム	コスモビレッジ広畑	姫路市広畑区吾妻町 1 丁目 14-1	40
203	姫路市	特別養護老人ホーム	こころ広畑	姫路市広畑区小松町 2 丁目 66-28	26, 39
204	姫路市	特別養護老人ホーム	あおやま	姫路市青山西 5 丁目 8-48	26, 39
205	姫路市	特別養護老人ホーム	大津みやび野ホーム	姫路市大津区大津町 1 丁目 31-111	26, 39
206	姫路市	有料老人ホーム	さわやかひめじ館	姫路市大津区勘兵衛町 2 丁目 203 番地 4	40
207	姫路市	有料老人ホーム	ケアホームぬくもり 1 号館	姫路市勝原区山戸 83-1	40
208	姫路市	有料老人ホーム	ふるさとのたより姫路	姫路市大津区長松 68-1	40
209	姫路市	有料老人ホーム	有料老人ホーム かつはら	姫路市勝原区丁 15-1	40
210	姫路市	特別養護老人ホーム (地域密着型)	第二姫路・勝原ホーム	姫路市勝原区下太田 201	26, 39
211	姫路市	有料老人ホーム	桃李園	姫路市網干区田井 78-1	40
212	姫路市	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム あさ ひ大津	姫路市大津区長松 264 番地 4	40

注) 表中の番号は図 4.2-15 に対応

表 4.2-34(6) 環境配慮施設（高齢者福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
213	姫路市	特別養護老人ホーム	なごみの里	姫路市大津区吉美 780	26, 39
214	姫路市	有料老人ホーム	アムール平松	姫路市大津区平松 495-1	40
215	姫路市	有料老人ホーム	ケアホームぬくもり二号館	姫路市勝原区宮田 190-1	40
216	姫路市	有料老人ホーム	知愛の里	姫路市勝原区宮田 61 番地 3	40
217	姫路市	特別養護老人ホーム	姫路・勝原ホーム	姫路市勝原区下太田 573	26, 39
218	姫路市	有料老人ホーム	サンホーム網干	姫路市網干区北新在家 104	40
219	姫路市	有料老人ホーム	やわらぎの家	姫路市網干区新在家 2075-35	40
220	姫路市	有料老人ホーム	なぎさホーム	姫路市網干区新在家 1382 番地 2	40
221	姫路市	有料老人ホーム	ヴィラ陽の葉	姫路市網干区興浜 907-488	40
222	姫路市	特別養護老人ホーム	銀の櫛	姫路市網干区興浜 907-202	26, 39
223	姫路市	有料老人ホーム	あさひ網干	姫路市網干区興浜 1415 番地 7	40

注) 表中の番号は図 4.2-15 に対応

表 4.2-35(1) 環境配慮施設（障害者福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
1	神戸市	共同生活援助	グループホームてぶくろ	神戸市西区岩岡町岩岡 653-30	29
2	神戸市	共同生活援助	グループホームいわおか	神戸市西区岩岡町岩岡字新地 634-2	29
3	神戸市	共同生活援助	ホーム一人ひとり 1	神戸市西区大沢 1 丁目 9-22	29
4	神戸市	共同生活援助	ホーム一人ひとり 2	神戸市西区大沢 1 丁目 9-22	29
5	神戸市	共同生活援助	グリーンハウス	神戸市西区大沢 1 丁目 6-7 シャルマン岩岡 2 階	29
6	神戸市	共同生活援助	フェニックスハウス	神戸市西区岩岡町西脇 834 番地	29
7	神戸市	就労継続支援（A 型）	ひまわり就労支援	神戸市西区岩岡町古郷 1528 番地の 12	29
8	明石市	生活介護	清華苑デイサービスセンター	明石市大久保町大窪 3104-1	29, 33
9	明石市	共同生活援助	あじさいハウス	明石市大久保町大窪字大谷 2684-2	29
10	明石市	障害者小規模通所施設（小規模作業所）	おおくぼ作業所	明石市大久保町駅前 2 丁目 10-4	33
11	明石市	就労継続支援（B 型）	ワークス大久保	明石市大久保町駅前 1 丁目 16-10-2F	29, 33
12	明石市	就労継続支援（A 型）	エンプレオ大久保駅前	明石市大久保町駅前 1 丁目 16 番地の 10 グランシャリオ SATOH205	29, 33
13	明石市	就労継続支援（B 型）	ハッピークラフト	明石市大久保町ゆりのき通 1-5-27	29, 33
14	明石市	共同生活援助	あじさいの家	明石市大久保町山手台 1-41 大久保住宅 16 号棟 107,108	29
15	明石市	共同生活援助	居場所ホーム	明石市大久保町大窪 1651-8	29
16	明石市	生活介護	うみのほし大久保デイサービスセンター	明石市大久保町八木字家ノ北 654-3	29, 33
17	明石市	短期入所	うみのほしショートステイ大久保	明石市大久保町八木字家ノ北 654-3	29
18	明石市	就労継続支援（B 型）	就労継続支援事業所のぞみ	明石市大久保町西脇 726	29, 33
19	明石市	就労移行支援 就労定着支援	就労移行支援事業所こねくと サポートセンター曙 就労定着 支援事業所こねくと	明石市大久保町西脇 726	29, 33
20	明石市	共同生活援助	チューリップハウス	明石市大久保町山手台 2 丁目 126 番地 明石大久保住宅 1 号棟 105 号,205 号	29
21	明石市	生活介護	タチバナさんち	明石市大久保町西脇 594	29, 33
22	明石市	就労継続支援（B 型）	みちくさ本舗	明石市魚住町金ヶ崎 1441-1	29, 33
23	明石市	生活介護	すたじおぼっち	明石市魚住町金ヶ崎 704-6	29, 33
24	明石市	生活介護 短期入所	サポートセンター翔	明石市魚住町長坂寺 740	29, 33
25	明石市	共同生活援助	なのはなハウス	明石市魚住町清水 631 明石守池高層 1 号棟 118 号室	29
26	明石市	共同生活援助	なのはなハウス 2	明石市魚住町清水 631 明石守池高層 1 号棟 105 号室	29
27	明石市	共同生活援助	なのはなハウス 3	明石市魚住町清水 631 明石守池高層 1 号棟 301 号室	29
28	明石市	就労継続支援（B 型）	江井ヶ島作業所	明石市大久保町江井島 638 番地	29, 33
29	明石市	就労継続支援（B 型）	第 4 波の家	明石市魚住町錦が丘 1-19-15-2F-201	29, 33
30	明石市	生活介護 就労継続支援（B 型）	障害福祉サービス事業所に の空	明石市魚住町錦が丘 4-1-10 マンション美苑 102 号・103 号・104 号 明石市魚住町錦が丘 4-1-12 エメラ美苑 1 EF	29, 33
31	明石市	就労継続支援（B 型） 就労移行支援	ステップあつぷ西江井島	明石市大久保町西島 742 番 3 号	29, 33
32	明石市	就労継続支援（B 型）	第 1 波の家	明石市魚住町中尾 690-1-101	29, 33
33	明石市	就労継続支援（B 型）	第 6 波の家	明石市魚住町中尾 690-1-102	29, 33
34	明石市	就労継続支援（B 型）	第 9 波の家	明石市魚住町西岡 505-10	29, 33
35	明石市	就労継続支援（A 型）	四つ葉のクローバーⅡ	明石市魚住町住吉 1-2-25	29, 33
36	明石市	宿泊型自立訓練 自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練事業所「みどり寮」	明石市魚住町清水 2744-30	29
37	明石市	共同生活援助	グループホーム「ノア」	明石市魚住町清水 2744-30	29
38	明石市	共同生活援助	マックナイトホーム	明石市魚住町清水 2702-2	29
39	明石市	就労継続支援（B 型）	第 7 波の家	明石市魚住町西岡 501-4	29, 33

注）表中の番号は図 4.2-16 に対応

表 4.2-35(2) 環境配慮施設（障害者福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
40	明石市	生活介護 就労継続支援（B型）	オーク	明石市魚住町西岡 607-1	29, 33
41	明石市	就労継続支援（B型）	明石錦城の園 スイート工房	明石市魚住町西岡 2281-1 皐月マンション	29, 33
42	明石市	生活介護	明石錦城の園 クラブ工房	明石市魚住町西岡 2281-1 皐月マンション	29, 33
43	明石市	就労継続支援（A型）	たいし	明石市魚住町清水 2241 山榮ビル 2F	29
44	明石市	生活介護	第5波の家	明石市魚住町西岡戊ノ方谷 2176-15	29, 33
45	明石市	就労継続支援（B型）	第11波の家就労Bセンター	明石市魚住町西岡戊ノ方谷 2176-15-2F	29, 33
46	明石市	就労継続支援（B型）	いこい	明石市魚住町西岡 1975	29
47	明石市	共同生活援助	あーちほーむ	明石市魚住町西岡 1585-3	29
48	明石市	共同生活援助	波の家グループホーム	明石市魚住町西岡 1874-2	29
49	明石市	就労継続支援（A型）	栽培屋はなきょう	明石市二見町東二見 359-2	29, 33
50	明石市	就労継続支援（B型）	なかよし作業所	明石市二見町東二見 384-1	29, 33
51	明石市	就労継続支援（A型）	オリリーブ	明石市二見町東二見 399-1	29
52	明石市	就労継続支援（B型）	ステップあつぷ二見	明石市二見町西二見 156-1	33
53	明石市	就労継続支援（B型）	アンデルセン	明石市二見町西二見 89-7 兵庫二見プラザ 105-B-1	29, 33
54	明石市	就労継続支援（A型）	希望の光	明石市二見町東二見 1067 番地 1	29, 33
55	明石市	生活介護	サポートセンター双葉	明石市二見町西二見字今池の下 605-2	29, 33
56	稲美町	生活介護 就労継続支援（B型）	多機能型事業所 こばと園	加古郡稲美町野寺 1050 番地の 56	29
57	稲美町	短期入所	介護老人保健施設サンライズ	加古郡稲美町国安 1237	29
58	稲美町	就労移行支援 就労継続支援（B型）	P&C人財センター	加古郡稲美町国安 1123	29
59	稲美町	就労継続支援（A型）	就労継続支援A型事業所すまいるハーツ	加古郡稲美町国安 1123	29
60	稲美町	短期入所	プレジールいなみ	加古郡稲美町加古字北新田 770 番 1	29
61	稲美町	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型 ほっこり	加古郡稲美町加古 794-2	29
62	稲美町	生活介護	生活介護 ほっこり	加古郡稲美町加古 4369-3	29
63	稲美町	就労継続支援（B型）	ワークルームふれあい	加古郡稲美町加古 4369 番地の 3 障害者ふれあいセンター内	29
64	稲美町	就労移行支援 就労継続支援（B型）	みちしるべ神戸 ワークプロジェクトにし	加古郡稲美町国岡 3 丁目 25-3 (株)マスタッシュ内	29
65	稲美町	共同生活援助	つくしの家	加古郡稲美町加古 3685 番地の 3	29
66	稲美町	就労継続支援（B型）	カヤック	加古郡稲美町中村 1673-3 藤本ビル 1 号室	29
67	稲美町	共同生活援助	ラデュールいなみ	加古郡稲美町中村 1393-79	29
68	播磨町	就労継続支援（B型）	ら・ぱん工房 ひとつむぎ	加古郡播磨町大中 1 丁目 2-14	29
69	播磨町	就労継続支援（B型）	ゆうあい園	加古郡播磨町南野添 1 丁目 23 番 7 号	29
70	播磨町	生活介護	デイサービスセンター和の花	加古郡播磨町古宮 1 丁目 1-6	29
71	播磨町	短期入所 共同生活援助	グループホームみらい	加古郡播磨町宮西 1-23-11	29
72	播磨町	生活介護	播磨町デイサービスセンター	加古郡播磨町南大中 1 丁目 8 番 50 号	29
73	加古川市	短期入所	ライフガーデン加古川	加古川市八幡町上西条 1355	29
74	加古川市	生活介護 施設入所支援	障害者支援施設ライフガーデン加古川	加古川市八幡町上西条 1355	29
75	加古川市	就労移行支援 就労継続支援（B型）	加古川はぐるまの家	加古川市山手 1 丁目 11 番 10 号	29
76	加古川市	生活介護 短期入所 施設入所支援	生活支援センター	加古川市山手 1 丁目 11 番 10 号	29, 33
77	加古川市	生活介護	ゆうかり園	加古川市山手 1 丁目 11 番 25 号	29
78	加古川市	生活介護 短期入所	障がい者ケアセンターかんの	加古川市神野町神野 156-29	29

注) 表中の番号は図 4.2-16 に対応

表 4.2-35(3) 環境配慮施設（障害者福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
79	加古川市	就労継続支援（B型）	障がい者支援センター「てらだ」就労継続支援B型事業所第2工房	加古川市平岡町新在家 2505-7	29
80	加古川市	生活介護 施設入所支援 自立訓練（生活訓練） 就労継続支援（B型） 短期入所 就労定着支援	障害者支援センター「てらだ」	加古川市平岡町新在家 2509-1	29
81	加古川市	共同生活援助	かころは	加古川市野口町北野 1161 番地 10	29
82	加古川市	就労継続支援（B型）	合同会社きらら	加古川市神野町福留 1 丁目 89 番地	29
83	加古川市	共同生活援助	加古川くすのき苑	加古川市野口町水足 105-13	29
84	加古川市	就労継続支援（B型）	ユーアイネットすぎな	加古川市野口町水足 1748-1	29
85	加古川市	生活介護	NPO 法人生活介護ハバナケア	加古川市平岡町新在家 2 丁目 274 番地の 4 サンロードビル 4F	29
86	加古川市	就労継続支援（A型）	キャスト加古川	加古川市平岡町新在家 1362-1 ロワイヤル 森田 1F 東室	29
87	加古川市	共同生活援助 生活介護	はばなけあ高畑	加古川市平岡町高畑字王子岡 137 番地の 1	29
88	加古川市	就労継続支援（A型）	ウイング	加古川市平岡町中野 250-2	29
89	加古川市	就労継続支援（B型）	障害福祉サービス事業所フォレスト	加古川市平岡町新在家 3 丁目 282 番地の 8 グリーンルミナス 101	29
90	加古川市	就労継続支援（B型）	COOKIES すまいる	加古川市平岡町二俣 762-2	29
91	加古川市	生活介護	ひまわり東加古川	加古川市野口町北野 513-2	29
92	加古川市	就労継続支援（A型）	一圭会 加古川事業所	加古川市野口町北野 685-18	29
93	加古川市	就労継続支援（A型）	就労継続支援A型 さくら	加古川市野口町野口 779-1	29
94	加古川市	共同生活援助	ケアホームリノ加古川	加古川市加古川町大野字山ノ下 891	29
95	加古川市	就労継続支援（B型）	ひまわりの郷	加古川市加古川町大野 1009-1	29
96	加古川市	生活介護	こころ kirari	加古川市加古川町大野 956-1	29
97	加古川市	就労継続支援（B型）	福祉小規模作業所 パン工房さくら	加古川市野口町長砂 119-13	29
98	加古川市	就労継続支援（B型）	つつじの家ひおか工房	加古川市加古川町中津 691-4	29
99	加古川市	就労継続支援（A型）	フラップ	加古川市野口町坂元 68-1 上月ビル 302	29
100	加古川市	共同生活援助	つつじの家ケアホーム 中津	加古川市加古川町中津 446	29
101	加古川市	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所 わらびもち	加古川市平岡町一色西 2 丁目 373-3	29
102	加古川市	共同生活援助	Hinode-Waon シェアホーム別府	加古川市別府町別府 961-19	29
103	加古川市	就労継続支援（B型）	心のワークセンター	加古川市別府町本町 1-68	29
104	加古川市	就労継続支援（B型）	NPO 法人はた織り工房 おりひめ	加古川市別府町元町 189 番地	29
105	加古川市	就労継続支援（B型）	もりいぶ	加古川市別府町新野辺北町 2 丁目 62 番	29
106	加古川市	就労継続支援（B型）	自然パン工房 波の家	加古川市尾上町長田 517-52-2F	29
107	加古川市	就労継続支援（B型）	アゼリア	加古川市尾上町池田 643 番地の 4	29
108	加古川市	就労継続支援（B型）	一般社団法人 野に咲く花	加古川市別府町新野辺北町 6-30	29
109	加古川市	就労継続支援（B型）	つみき	加古川市野口町坂井 109-1	29
110	加古川市	生活介護 就労継続支援（B型）	ワークハウス「くれよん」	加古川市別府町新野辺 574-33	29
111	加古川市	共同生活援助	レホナ加古川	加古川市別府町新野辺 522-6	29
112	加古川市	就労継続支援（B型）	IT キャリア加古川	加古川市加古川町北在家 2723 センタービル 6 階	29
113	加古川市	就労継続支援（B型）	ROCO'S	加古川市加古川町北在家 2565	29
114	加古川市	就労継続支援（B型）	ALOHA	加古川市加古川町北在家 2479	29
115	加古川市	就労移行支援	アシストワンかこがわ	加古川市加古川町篠原町 70-3 第一ビル 3 階	29
116	加古川市	就労定着支援	アシストワン・プラス	加古川市加古川町篠原町 70-3 第一ビル 2 階	29
117	加古川市	就労継続支援（B型）	アシストワン. ルクア	加古川市加古川町篠原町 13 スカイシービル 1 階 C 号室	29

注）表中の番号は図 4.2-16 に対応

表 4.2-35(4) 環境配慮施設（障害者福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
118	加古川市	就労継続支援（B型）	サブカルビジネスセンター兵庫	加古川市加古川町寺家町 51 番地 13 リアライズ加古川駅前ビル 1,2 階	29
119	加古川市	生活介護	デイサービスセンターうららか	加古川市別府町新野辺 3033	29
120	加古川市	就労継続支援（B型）	ひかり	加古川市別府町新野辺 3033	29
121	加古川市	就労継続支援（B型）	ふれ愛ランド寺家町	加古川市加古川町寺家町 359 番地の 7	29
122	加古川市	生活介護 就労継続支援（B型）	ドレミ生活介護支援センター	加古川市尾上町安田 69-3	29
123	加古川市	就労継続支援（B型）	軽食・喫茶の木立	加古川市加古川町寺家町 340-1	29
124	加古川市	就労継続支援（B型）	つつじの家浜の宮工房	加古川市尾上町口里 548-6	29
125	加古川市	就労継続支援（B型）	たいようの花	加古川市加古川町粟津 319	29
126	加古川市	就労継続支援（B型）	ひなた	加古川市加古川町北在家 285 番地 1	29
127	加古川市	短期入所	加古川中央市民病院	加古川市加古川町本町 439	29
128	加古川市	共同生活援助	グループホームかけはし	加古川市米田町船頭 655	29
129	加古川市	就労継続支援（B型）	ヘルシー弁当木立惣菜部	加古川市米田町船頭 514 番地 24	29
130	加古川市	就労継続支援（B型） 生活介護	グループ華	加古川市加古川町南備後 51-7	29
131	加古川市	就労継続支援（B型）	スマイルの小鳥たち	加古川市加古川町木村 708	29
132	加古川市	就労継続支援（A型）	Leaf	加古川市東神吉町西井ノ口字富士元 600-1	29
133	加古川市	就労継続支援（B型）	就労継続支援施設あいりす	加古川市東神吉町西井ノ口 603-1 セレクトビル 2 101 号	29
134	加古川市	就労継続支援（B型）	わかば学園	加古川市尾上町養田 351-4	29
135	加古川市	就労継続支援（B型）	菓子工房	加古川市尾上町養田 351-3	29
136	加古川市	共同生活援助	わかばふれ愛ホーム	加古川市尾上町養田 351-4	29
137	加古川市	就労継続支援（B型）	就労継続支援 B 型事業所 アンソレイエ・レーヴ	加古川市米田町平津 495-4 パレ・アンソレイエ	29
138	高砂市	共同生活援助	ふいーど米田新	高砂市米田町米田新 246-5	29
139	高砂市	就労継続支援（B型）	きらめきぱけっと	高砂市神爪 1 丁目 10-5 東山ビル 2F	29
140	高砂市	就労継続支援（A型）	四つ葉のクローバー	高砂市高砂町朝日町 1-3-24 ベル・フィオーレ高砂朝日町	29
141	高砂市	生活介護	ひまわり宝殿	高砂市米田町神爪字才田 108	29
142	高砂市	生活介護	療養通所介護まごころ	高砂市荒井町御旅 1 丁目 2-39	29
143	高砂市	就労継続支援（B型）	クラフト高砂	高砂市阿弥陀町魚橋 1045-1	29
144	高砂市	生活介護	あすなろ学園	高砂市阿弥陀町南池字山 513-1	29
145	高砂市	生活介護	ステップハウス	高砂市松陽 4 丁目 738 番	29
146	高砂市	共同生活援助	和みの家	高砂市伊保崎 1-7-26	29
147	高砂市	就労継続支援（B型）	のじぎく高砂	高砂市伊保港町 2 丁目 7-13	29
148	高砂市	生活介護 就労継続支援（B型）	ワークホーム高砂	高砂市伊保町中筋字稲荷前 1331	29
149	高砂市	就労継続支援（B型）	こころね	高砂市北浜町牛谷 114 番地の 1	29
150	高砂市	就労継続支援（B型）	あしたばの家	高砂市曾根町 2835 番 2	29
151	高砂市	共同生活援助	希望山荘日笠	高砂市曾根町 1704-4	29
152	高砂市	生活介護 短期入所 施設入所支援	あかりの家	高砂市北浜町北脇 504-1	29
153	高砂市	生活介護 短期入所 施設入所支援	自立支援センターむさしの里	高砂市北浜町西浜 751-1	29
154	高砂市	共同生活援助	ウェルネスホーム伍楽園	高砂市北浜町北脇 911	29
155	姫路市	短期入所 共同生活援助	チャレンジ	姫路市大塩町 1977-8 ヌーベルバーグ NADA502 号	26, 29
156	姫路市	共同生活援助	チャレンジ 2	姫路市大塩町 1977-8 ヌーベルバーグ NADA705 号	26

注）表中の番号は図 4.2-16 に対応

表 4.2-35(5) 環境配慮施設（障害者福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
157	姫路市	生活介護 短期入所 施設入所支援	姫路暁乃里	姫路市の形町の形 3558 番地	26, 29
158	姫路市	生活介護 就労継続支援 (B 型)	太陽の郷	姫路市の形町の形 3564 番地	26, 29
159	姫路市	共同生活援助	ふあむの形	姫路市の形町の形 1768-27	26
160	姫路市	就労継続支援 (B 型)	きやの一ら	姫路市継 226 番地 1	26
161	姫路市	就労継続支援 (A 型)	Fromjob 姫路	姫路市御国野町御着 347 番地 5	26, 29
162	姫路市	生活介護 就労継続支援 (B 型)	障害福祉サービス事業所 桜	姫路市御国野町国分寺 555-1	26, 29
163	姫路市	生活介護 就労継続支援 (B 型)	ひびき de ほっと	姫路市飾東町庄 227	26, 29
164	姫路市	共同生活援助	共同生活援助 ひびき de ほ 〜む	姫路市花田町小川 657 県営姫路 花田鉄筋住宅 1 号棟 103 号、104 号	26, 29
165	姫路市	共同生活援助	フレディアメゾン白浜町	姫路市白浜町丙 493-3	26
166	姫路市	共同生活援助	フレディアメゾン白浜町Ⅱ	姫路市白浜町丙 493-3	26
167	姫路市	共同生活援助	フレディアメゾン白浜町Ⅲ	姫路市白浜町丙 493-3	26
168	姫路市	就労継続支援 (A 型)	キャスト	姫路市白浜町宇佐崎中 1 丁目 251 番地	26, 29
169	姫路市	就労継続支援 (B 型)	ミルトスの木	姫路市市川台 3 丁目 14 番地 33	26, 29
170	姫路市	共同生活援助	グループホーム大日寮	姫路市野里 281-2	26, 29
171	姫路市	生活介護 就労継続支援 (B 型)	みんなの家	姫路市丸尾町 100 番地 6 親和ビ ル	26, 29
172	姫路市	就労継続支援 (B 型)	京口共同作業所	姫路市城見町 26 番地 城見プラザ 101	26, 29
173	姫路市	就労継続支援 (A 型)	レザーランド CIAO A TUTTI	姫路市野里 442-1	26
174	姫路市	生活介護	生活介護事業所まろん	姫路市阿保甲 641 番地	26, 29
175	姫路市	共同生活援助	りくりえいと四郷	姫路市四郷町東阿保 1136-4	26
176	姫路市	就労継続支援 (B 型)	なごみ	姫路市野里上野町 1 丁目 1-6 中津 ビル 302	26
177	姫路市	就労移行支援	就労移行支援事業所 マイ ドリーム	姫路市野里上野町 1 丁目 1 番 6 号 中津ビル 202 号	26, 29
178	姫路市	生活介護 就労継続支援 (B 型)	ハッピーベル福祉作業所	姫路市野里東同心町 1-13	26, 29
179	姫路市	就労継続支援 (B 型)	レザーランド	姫路市野里 449 番地	26, 29
180	姫路市	就労継続支援 (A 型)	ワークスペース リーベ	姫路市国府寺町 18 番地 HaTBLD	26, 29
181	姫路市	生活介護 就労継続支援 (B 型)	障がい者支援センター出愛 いの里	姫路市伊伝居 76-14	26, 29
182	姫路市	就労継続支援 (B 型)	青年サポート「道助」	姫路市五郎右衛門邸 63 番地	26, 29
183	姫路市	生活介護	生活介護 支援ネット姫路	姫路市下寺町 107 番地 シャトー 司	26, 29
184	姫路市	共同生活援助	ハイツノバ伊伝居イースト	姫路市伊伝居 318-1	26
185	姫路市	共同生活援助	ハイツノバ伊伝居	姫路市伊伝居 318-1	26
186	姫路市	共同生活援助	ウェルフェアホーム スー ル	姫路市大野町 60	26
187	姫路市	就労継続支援 (B 型)	ウェルフェアサポート ユ ニ	姫路市大野町 60 番地	26, 29
188	姫路市	就労継続支援 (B 型)	のじぎく工房	姫路市大黒壱丁町 3 番地 有川ビ ル 3-C	26, 29
189	姫路市	生活介護 就労継続支援 (B 型)	ラーフ・ウッド	姫路市八代 710	26, 29
190	姫路市	就労継続支援 (B 型)	ラーフ・ファイト	姫路市河間町 24	26, 29
191	姫路市	就労継続支援 (A 型)	アースクルーズ	姫路市白浜町甲 740 番地	26
192	姫路市	就労継続支援 (B 型)	サンキャッチャー	姫路市白浜町甲 740 番地 203	26, 29
193	姫路市	共同生活援助	ミネットホームさつきヶ丘	姫路市兼田 813 番地 127	26, 29
194	姫路市	就労継続支援 (B 型)	IT ワークス姫路	姫路市古二階町 166 富士コンピ ュータビル	26, 29
195	姫路市	就労継続支援 (A 型)	虹色	姫路市北条永良町 139 番地	29

注) 表中の番号は図 4.2-16 に対応

表 4.2-35(6) 環境配慮施設（障害者福祉施設）

番号	市町	細目	名称	住所	出典
196	姫路市	就労移行支援 就労定着支援	キャリアサポートセンター 姫路	姫路市南駅前町 82 番地 南極ビル 2 階	26, 29
197	姫路市	就労継続支援（B 型）	作業所はりまっ子	姫路市本町 68 番地 家老屋敷便益施設 A-2	26, 29
198	姫路市	就労継続支援（B 型）	ゆめ	姫路市二階町 79 番地 レウルーラ 姫路二階町 1 階	26, 29
199	姫路市	就労移行支援 就労定着支援	LITALICO ワークス姫路	姫路市南駅前町 96-1 サウスワンビル 2F	26, 29
200	姫路市	就労継続支援（B 型）	さぎ草会共同作業所	姫路市千代田町字八木 712-1	26, 29
201	姫路市	就労継続支援（B 型）	さをり工房ゆう	姫路市北条宮の町 109-2	26, 29
202	姫路市	就労移行支援	ハンズ姫路	姫路市西駅前町 88 番地 キャスパビル 203 号	26, 29
203	姫路市	生活介護	CIL ひめじ つばさ工房	姫路市西駅前町 88 番地 キャスパビル 1 階 125	26, 29
204	姫路市	生活介護	デイサービス ゆのみ	姫路市飾磨区阿成渡場 264 番地 1	26, 29
205	姫路市	就労移行支援 就労定着支援	ウェルビー姫路駅前センタ ー	姫路市南畝町 1 丁目 3 番地 サンケ ンビル 1 階	26, 29
206	姫路市	生活介護	障がい者デイサービスオレ ンジ三左衛門堀	姫路市三左衛門堀西の町 18 番地	26, 29
207	姫路市	共同生活援助	オレンジホーム姫路	姫路市三条町 2 丁目 35	26, 29
208	姫路市	共同生活援助	オレンジホーム姫路Ⅱ	姫路市三条町 2 丁目 35	26
209	姫路市	共同生活援助	オレンジホーム姫路Ⅲ	姫路市三条町 2 丁目 35	26
210	姫路市	自立訓練（生活訓練）	自立訓練 Step	姫路市白銀町 41 番地 福光ビル 5F	26, 29
211	姫路市	就労継続支援（A 型） 就労移行支援	就労移行支援 Change	姫路市白銀町 41 番地 福光ビル 5F	26, 29
212	姫路市	就労継続支援（B 型）	プリウス HIMEJI	姫路市久保町 102	26
213	姫路市	就労継続支援（B 型）	福祉作業所ハーモニー	姫路市東延末 2 丁目 107 番地	26, 29
214	姫路市	就労継続支援（B 型）	なのはな	姫路市東延末 1 丁目 30	26, 29
215	姫路市	就労継続支援（B 型）	はりまふくろうの家	姫路市東延末 2 丁目 51 番地 中川ビ ル 1 階	26, 29
216	姫路市	就労継続支援（B 型）	ワークスペース 恵	姫路市東延末 5 丁目 13 番地	26, 29
217	姫路市	生活介護	生活介護 コパン	姫路市手柄 1 丁目 81 番地 7	26, 29
218	姫路市	就労継続支援（B 型）	あろは	姫路市延末 1 番地	26, 29
219	姫路市	生活介護	生活介護あろは	姫路市西延末 403-8	26
220	姫路市	就労継続支援（B 型）	障害福祉サービス事業所く るみ	姫路市飾磨区清水 3 丁目 34 番地 松 岡ハイツ 1 階 1 号室	26, 29
221	姫路市	就労継続支援（A 型）	光輝会姫路事業所	姫路市飾磨区中島 601-1-2	26
222	姫路市	生活介護 就労継続支援（B 型）	ぬかちゃん手柄作業所	姫路市手柄 195	26, 29
223	姫路市	就労継続支援（B 型）	就労継続支援 B 型事業所 いくせいの里	姫路市亀山 305 番地	26, 29
224	姫路市	就労継続支援（B 型）	就労継続支援 B 型事業所 クリエイティブ・クルー	姫路市西延末 400-11	26, 29
225	姫路市	生活介護	多機能型事業所 手柄ひま わりホーム	姫路市手柄 95 番地	26, 29
226	姫路市	生活介護	生活介護事業所 REN	姫路市土山 4 丁目 4 番 26 号	26, 29
227	姫路市	就労継続支援（B 型）	就労継続支援 B 型事業所も ものね	姫路市土山 4 丁目 4 番 6 号	26, 29
228	姫路市	生活介護 就労継続支援（B 型）	若葉福祉作業所	姫路市玉手 426 番地の 2	26, 29
229	姫路市	共同生活援助	第二あすなろの家	姫路市広畑区蒲田 460	26
230	姫路市	就労継続支援（B 型）	緑の基地	姫路市広畑区蒲田 228	26
231	姫路市	共同生活援助	あすなろの家	姫路市広畑区蒲田 383-2	26
232	姫路市	共同生活援助	グループホームあい	姫路市飾磨区西浜町 1 丁目 23-6	26
233	姫路市	共同生活援助	グループホームあい今在家	姫路市飾磨区今在家 3 丁目 248	26
234	姫路市	共同生活援助	GH サンライズ	姫路市飾磨区英賀西町 1 丁目 60 番地 2	26, 29
235	姫路市	就労継続支援（B 型）	障害福祉サービス事業所や まびこ	姫路市青山 4 丁目 11 番 14 号	26, 29
236	姫路市	生活介護	姫路市立広畑障害者デイサ ービスセンター	姫路市広畑区正門通 3 丁目 2 番地 2	26, 29

注）表中の番号は図 4.2-16 に対応

表 4.2-35(7) 環境配慮施設（障害者福祉施設）

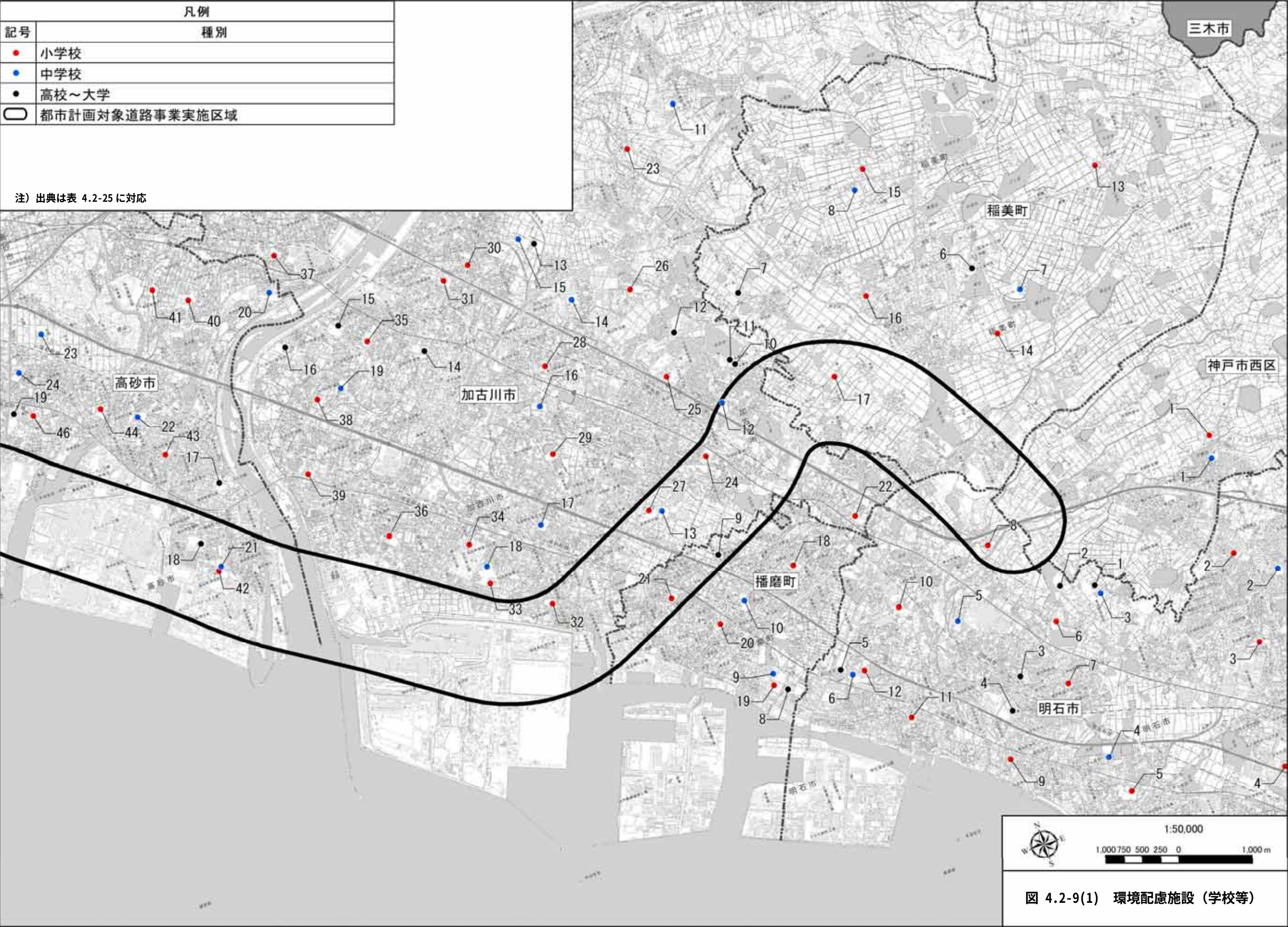
番号	市町	細目	名称	住所	出典
237	姫路市	短期入所 共同生活援助	ケアホーム広畑の家	姫路市広畑区正門通 4 丁目 1 番地 6	29
238	姫路市	共同生活援助	ケアホーム広畑の家 1	姫路市広畑区正門通 4 丁目 1-6	26
239	姫路市	共同生活援助	ケアホーム広畑の家 2	姫路市広畑区正門通 4 丁目 1-6	26
240	姫路市	就労継続支援（B 型） 生活介護	ばすてる	姫路市広畑区西夢前台 7 丁目 49	26
241	姫路市	就労継続支援（A 型）	さんご	姫路市広畑区才 15 番地 12	26, 29
242	姫路市	就労継続支援（B 型）	大津ひかり作業所	姫路市大津区天満 674-3	26, 29
243	姫路市	生活介護 就労継続支援（B 型）	真砂園	姫路市大津区真砂町 28 番地	26, 29
244	姫路市	就労継続支援（B 型）	就労継続支援 B 型グリー ン	姫路市大津区天満 984-1	26
245	姫路市	共同生活援助	いねいぶる	姫路市大津区新町 1 丁目 55 パティ オ酒木 201 号、203 号	26
246	姫路市	共同生活援助	リノハウス平松	姫路市大津区新町 2 丁目 46-5	26
247	姫路市	共同生活援助	ふぁみーゆ	姫路市大津区吉美 771 番地 6	26, 29
248	姫路市	生活介護 就労移行支援 就労継続支援（B 型） 就労定着支援	障害福祉サービス事業 所きらら	姫路市大津区平松 511	26, 29
249	姫路市	就労継続支援（A 型）	あぼしリサイクル事業 所	姫路市網干区網干浜 4 番地 1 エコ パークあぼし 再資源化施設 2 階	26, 29
250	姫路市	生活介護 就労継続支援（B 型）	ぬかちゃん福祉作業所	姫路市網干区興浜 907-186	26, 29
251	姫路市	生活介護	朝日ノ里	姫路市勝原区朝日谷 46 番地 1	26, 29
252	姫路市	就労継続支援（B 型）	ひまわりサロン網干	姫路市網干区垣内中町 31 番地	26, 29
253	姫路市	共同生活援助	ネストプラス網干	姫路市網干区新在家 1422 番地 11-1F	29
254	姫路市	共同生活援助	ケアホームきらめ樹・か がや樹	姫路市網干区興浜 907 番地 142	26, 29
255	太子町	生活介護	生活介護事業所 あす か	揖保郡太子町太田茶ノ木 1735 番地 1	29
256	太子町	就労継続支援（B 型）	就労継続支援 B 型事業 所あすか	揖保郡太子町太田 1751 番地 1	29
257	太子町	短期入所 生活介護 施設入所支援	あすかの家	揖保郡太子町太田 2330 番地	29
258	太子町	共同生活援助	ちやのきのいえ	揖保郡太子町太田茶ノ木 1751 番地 7	29

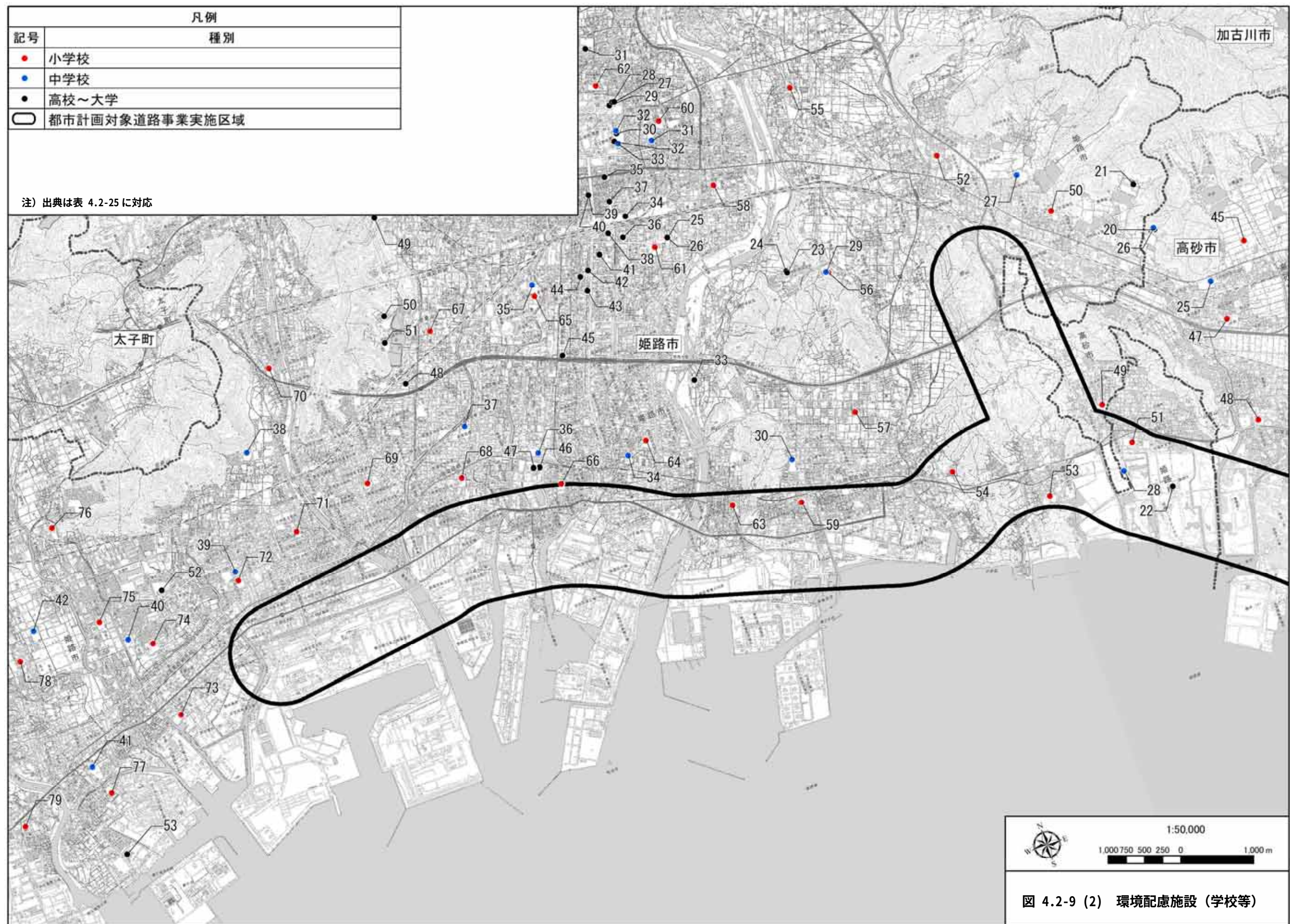
注) 表中の番号は図 4.2-16 に対応

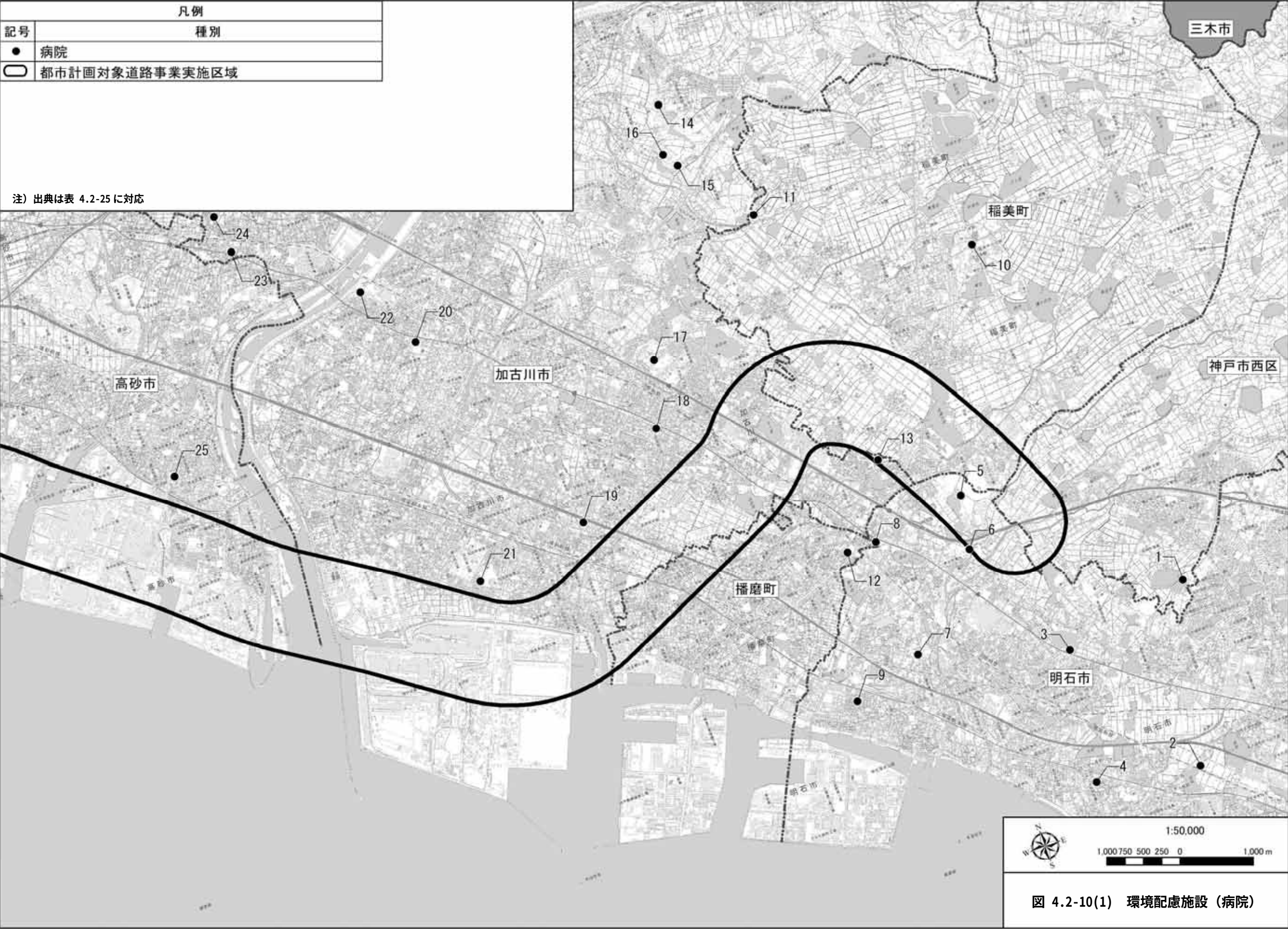
表 4.2-36 環境配慮施設（図書館）

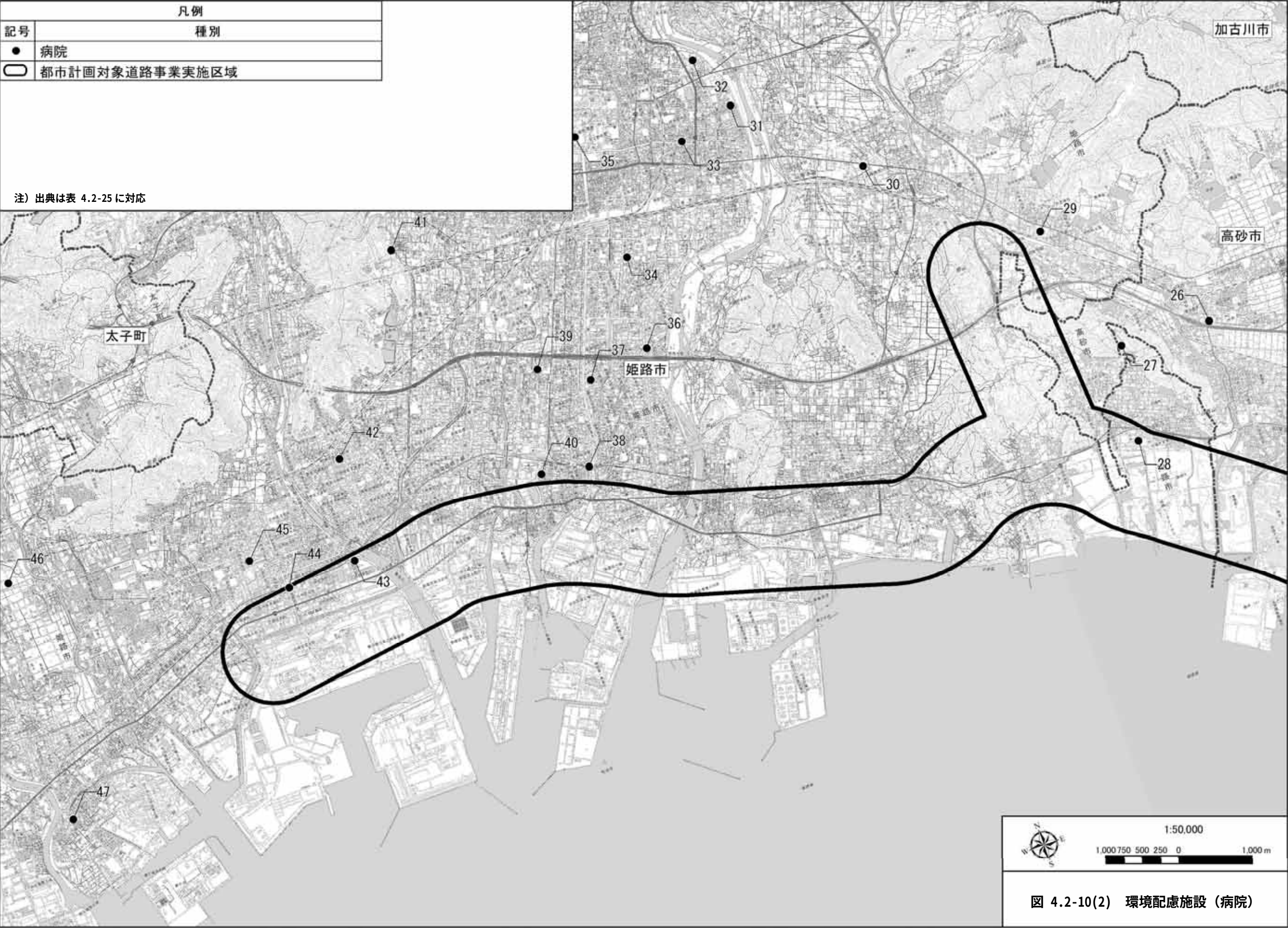
番号	市町	名称	住所	出典
1	明石市	明石市立図書館西部図書館	明石市魚住町中尾 702-3	41
2	稲美町	稲美町立図書館	加古郡稲美町国安 1286-1	41
3	播磨町	播磨町立図書館	加古郡播磨町東本荘 1-5-55	41
4	加古川市	加古川市立中央図書館	加古川市平岡町新在家 1224-7	41
5	加古川市	加古川海洋文化センター図書室	加古川市別府町港町 16	41
6	加古川市	加古川市立加古川図書館	加古川市加古川町木村 226-1	41
7	高砂市	高砂市立図書館	高砂市米田町米田 927-21	41
8	姫路市	姫路市立図書館東分館	姫路市御国野町御着 283-15	41
9	姫路市	姫路市立図書館白浜分館	姫路市白浜町甲 396-8	41
10	姫路市	姫路市立図書館東光分館	姫路市幸町 94	41
11	姫路市	姫路市立城内図書館	姫路市本町 68-258	41
12	姫路市	姫路市立図書館手柄分館	姫路市延末 149-1	41
13	姫路市	姫路市立図書館飾磨分館	姫路市飾磨区下野田 1-1	41
14	姫路市	姫路市立図書館広畑分館	姫路市広畑区正門通 3-7	41
15	姫路市	姫路市立図書館網干分館	姫路市網干区垣内南町 1429-6	41

注) 表中の番号は図 4.2-17 に対応









凡例	
記号	種別
●	幼稚園
○	都市計画対象道路事業実施区域

注) 出典は表 4.2-25 に対応

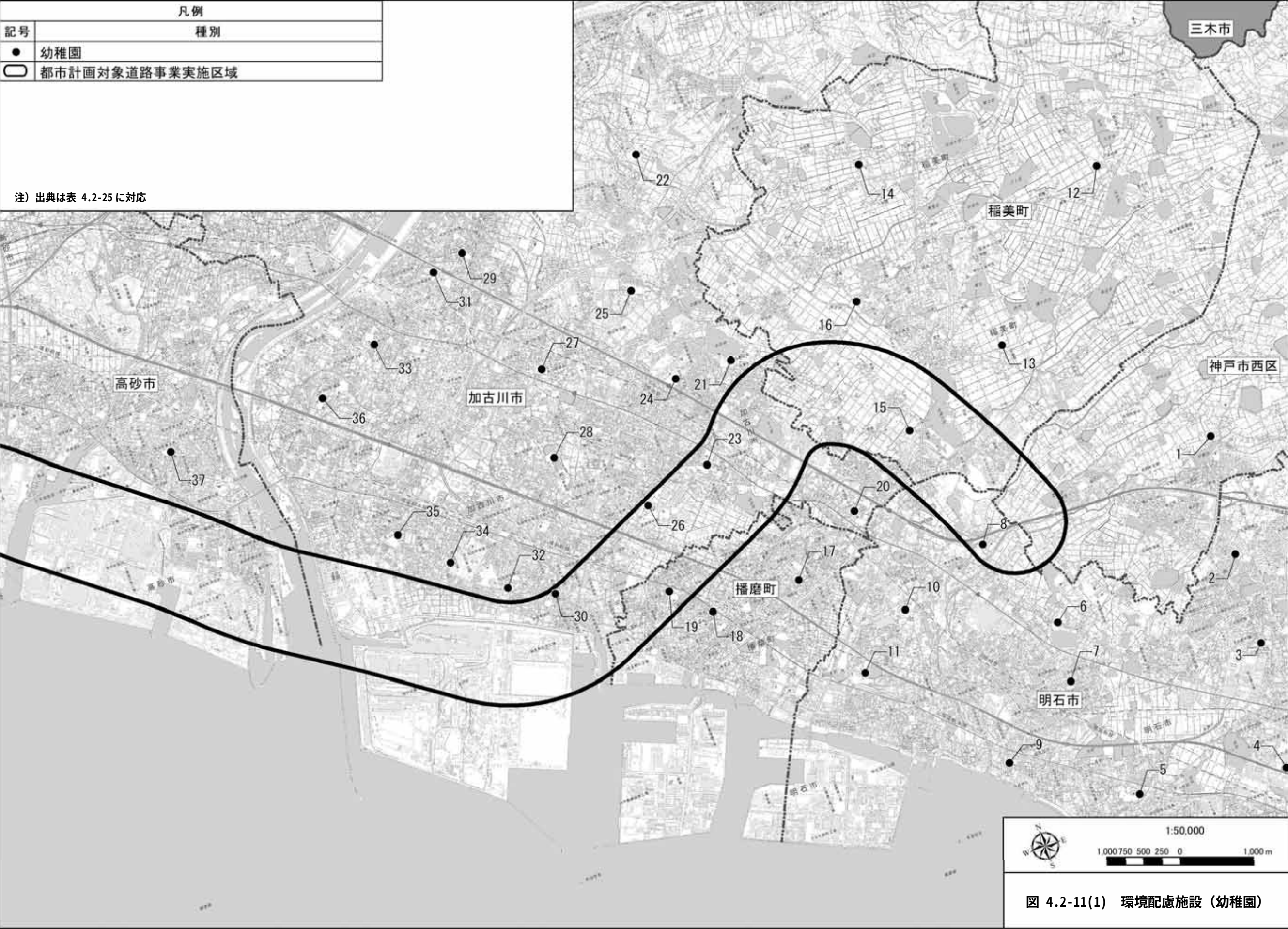
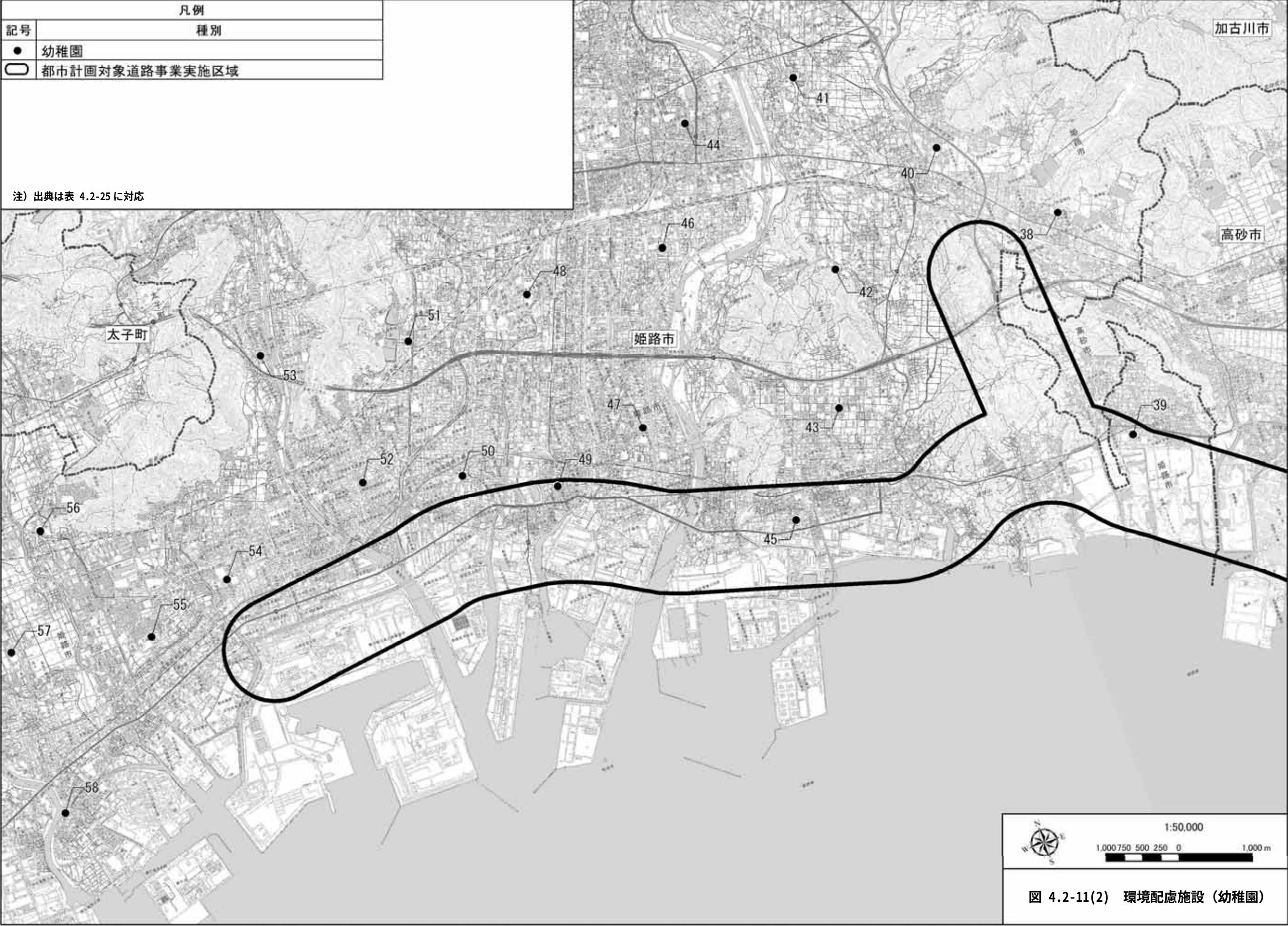
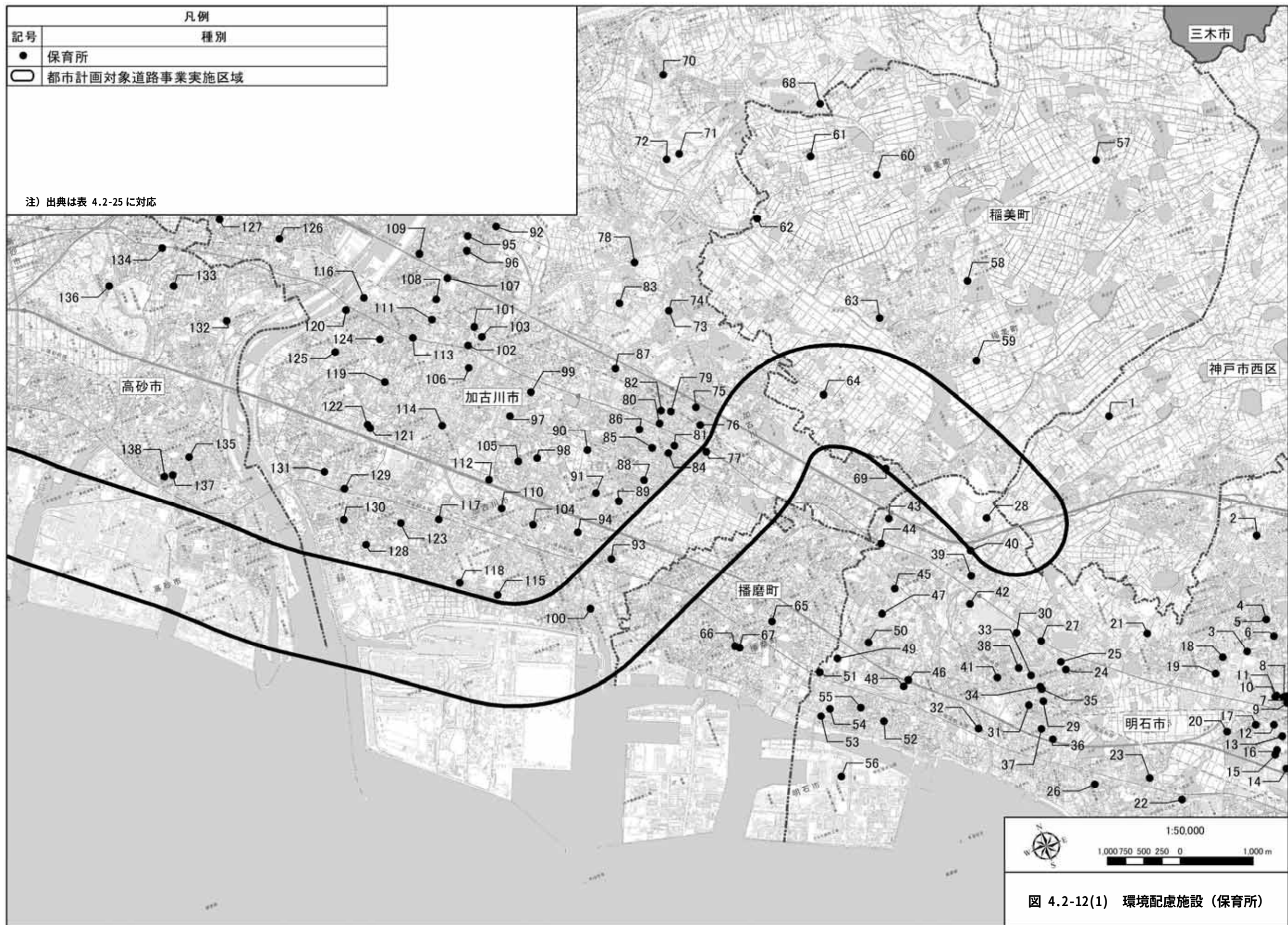
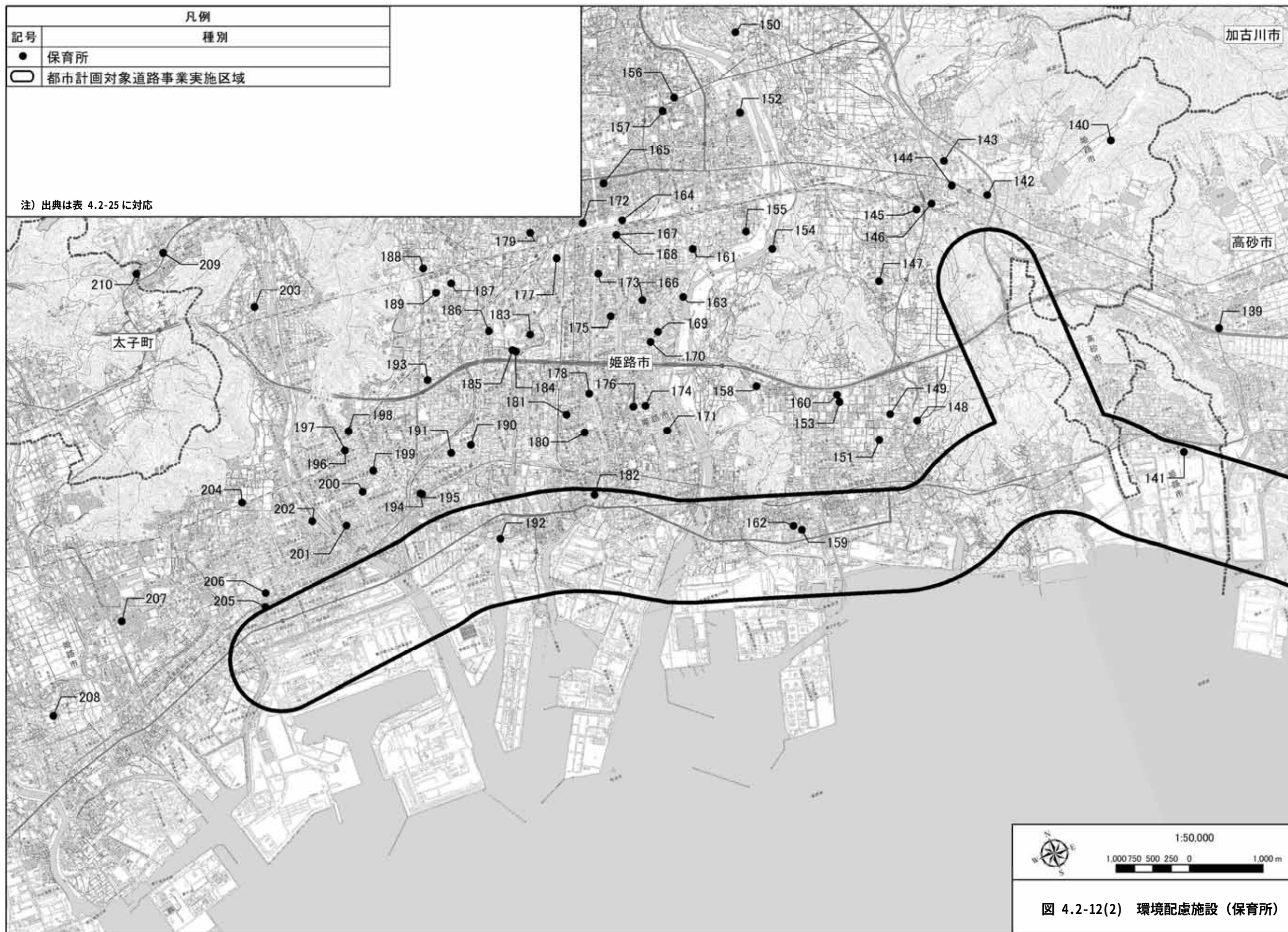
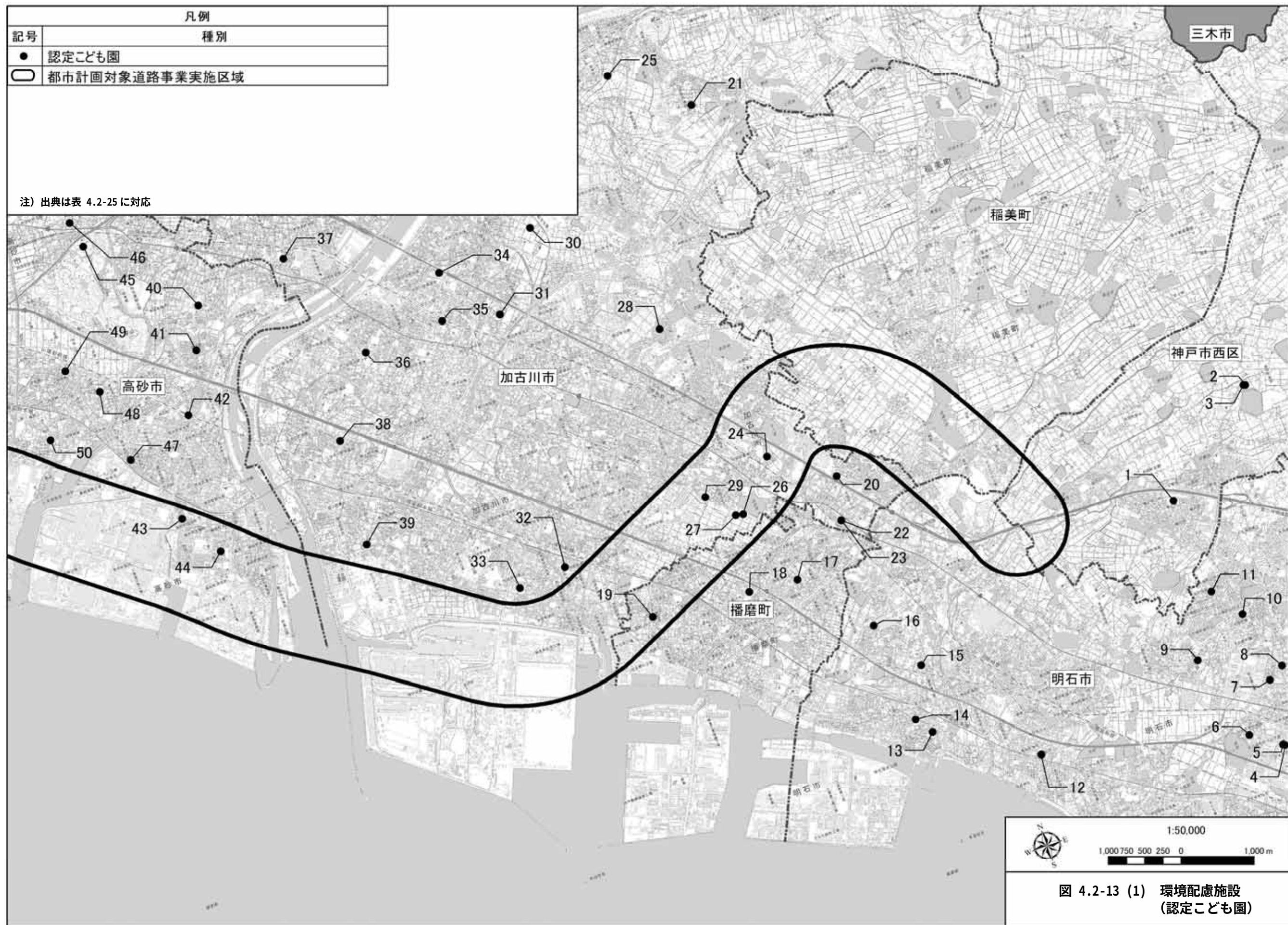


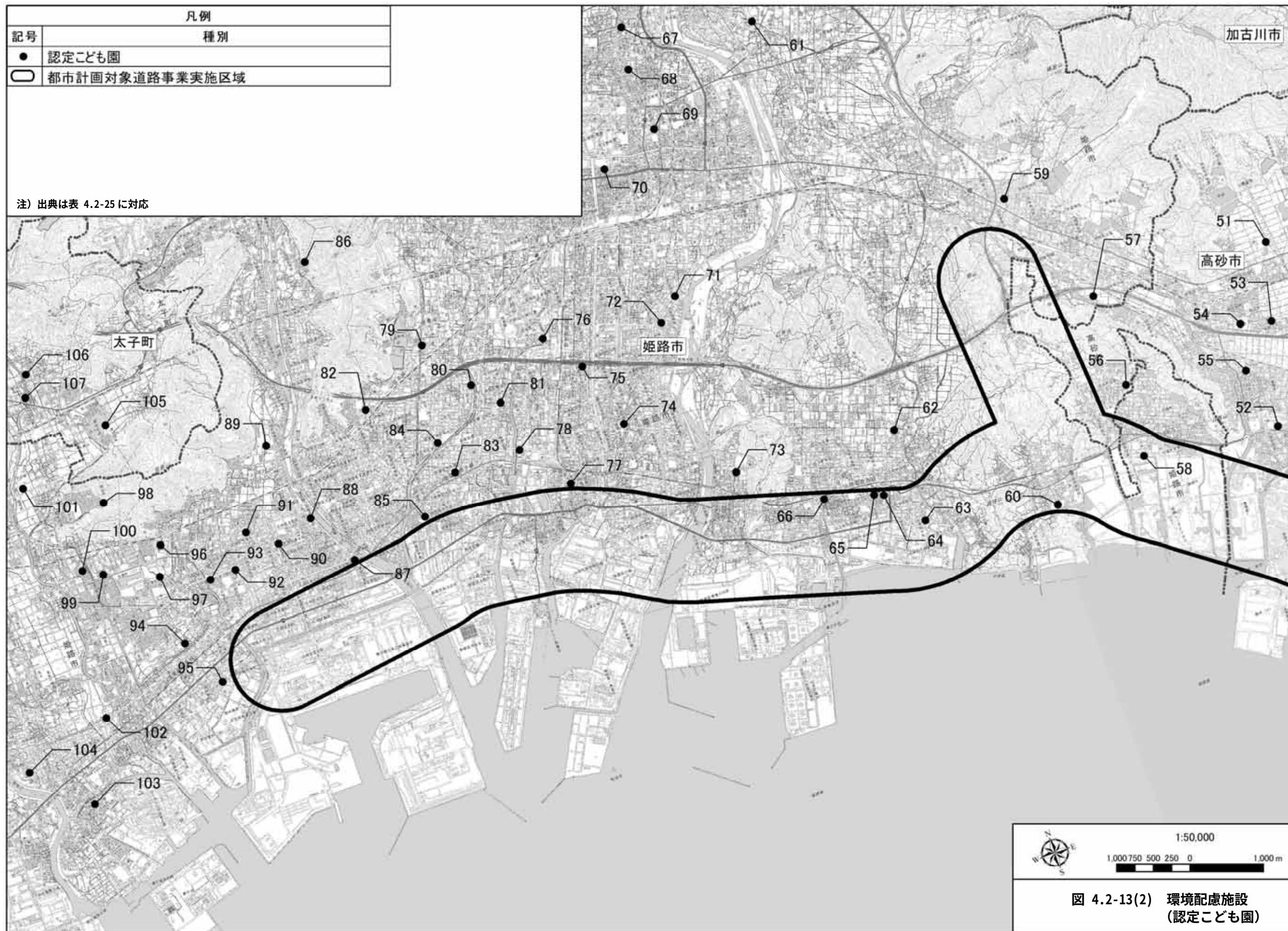
図 4.2-11(1) 環境配慮施設 (幼稚園)

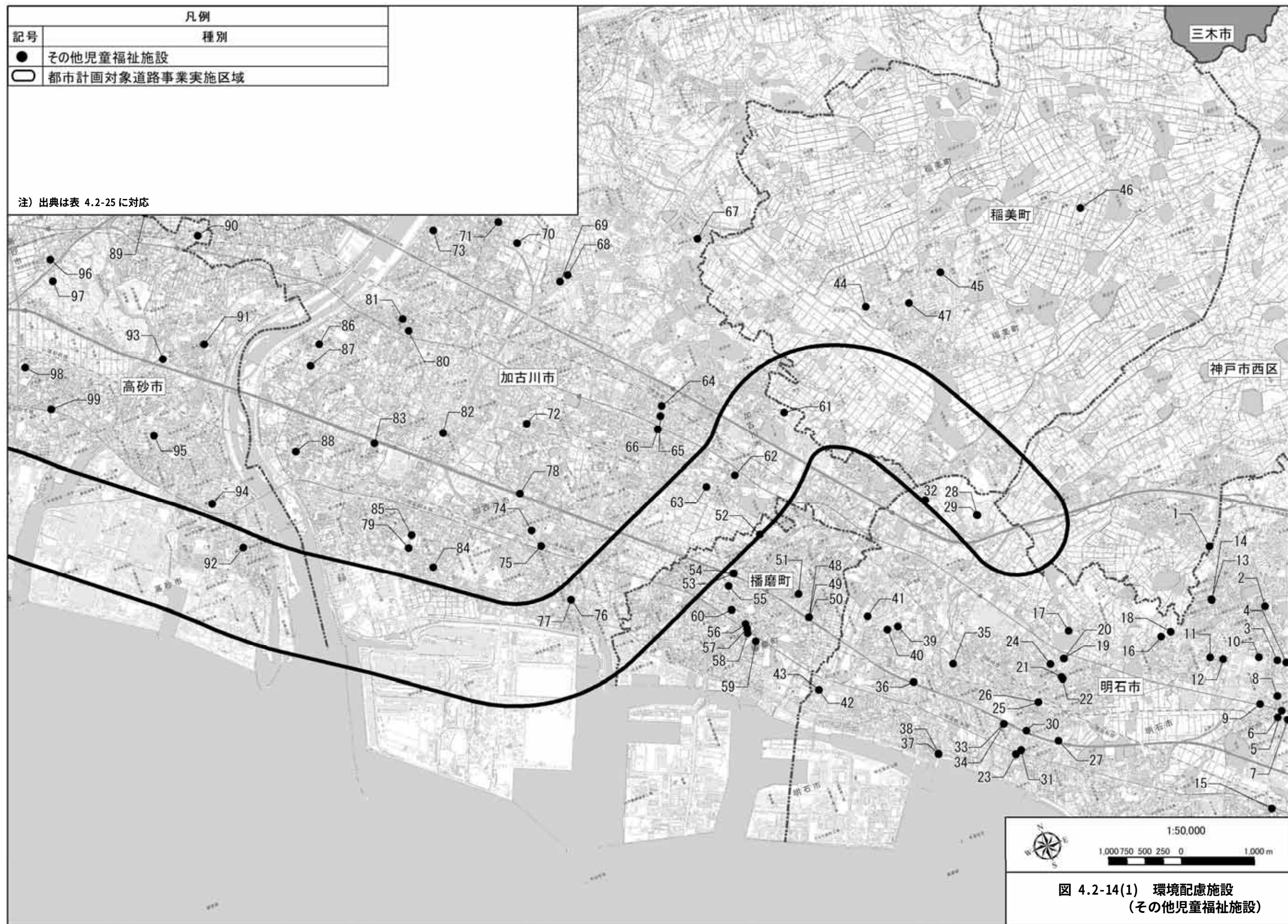


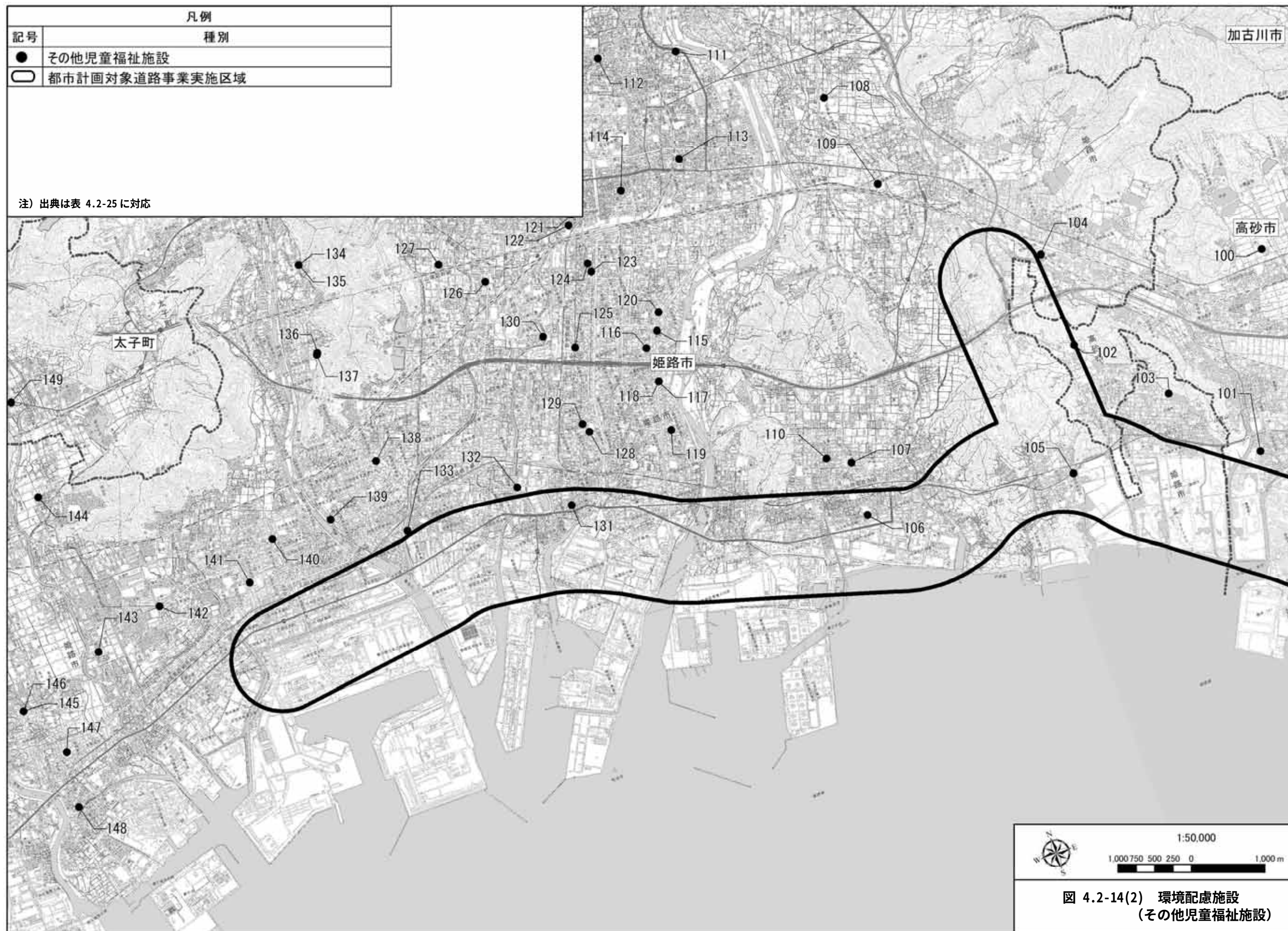


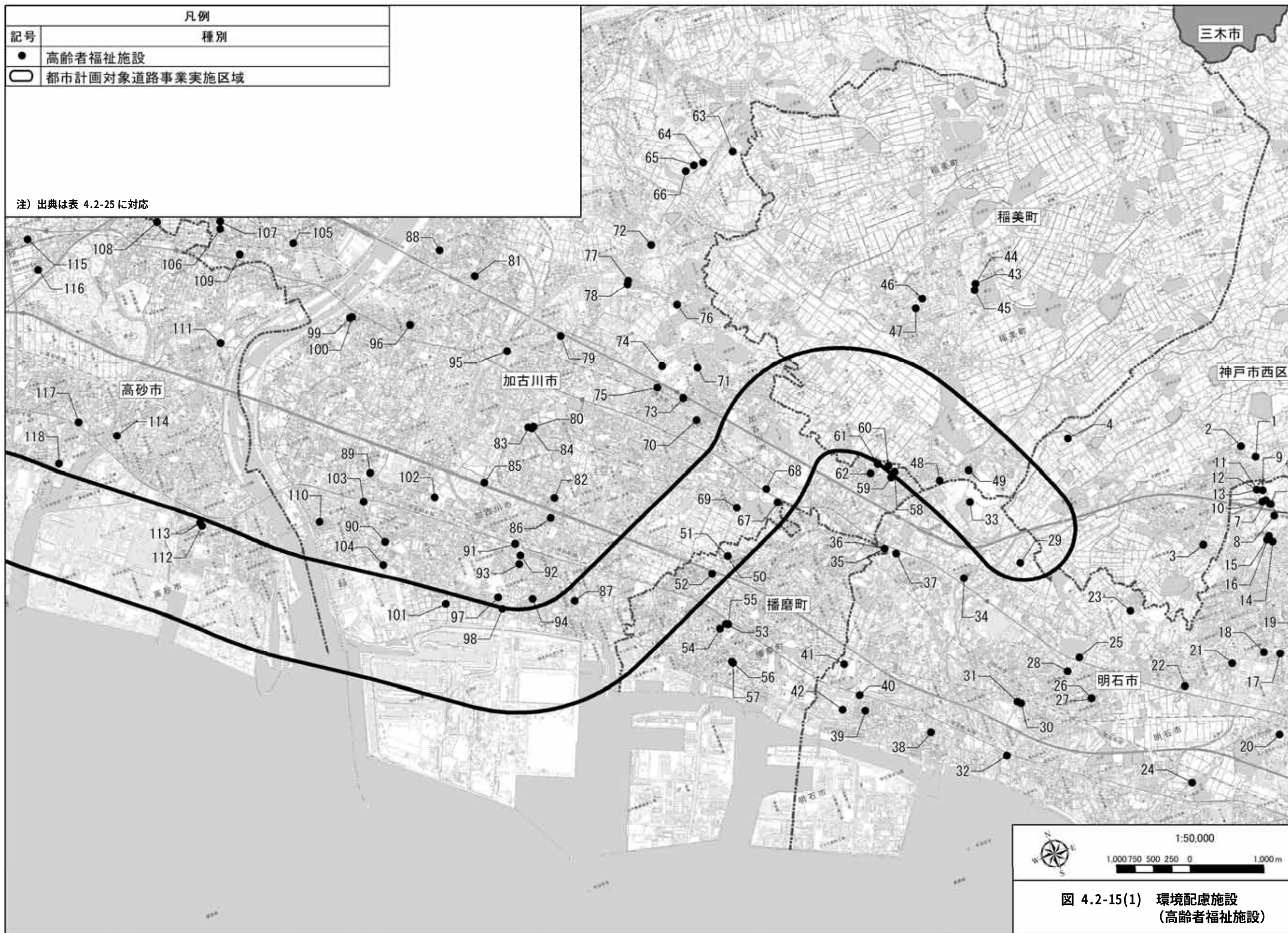


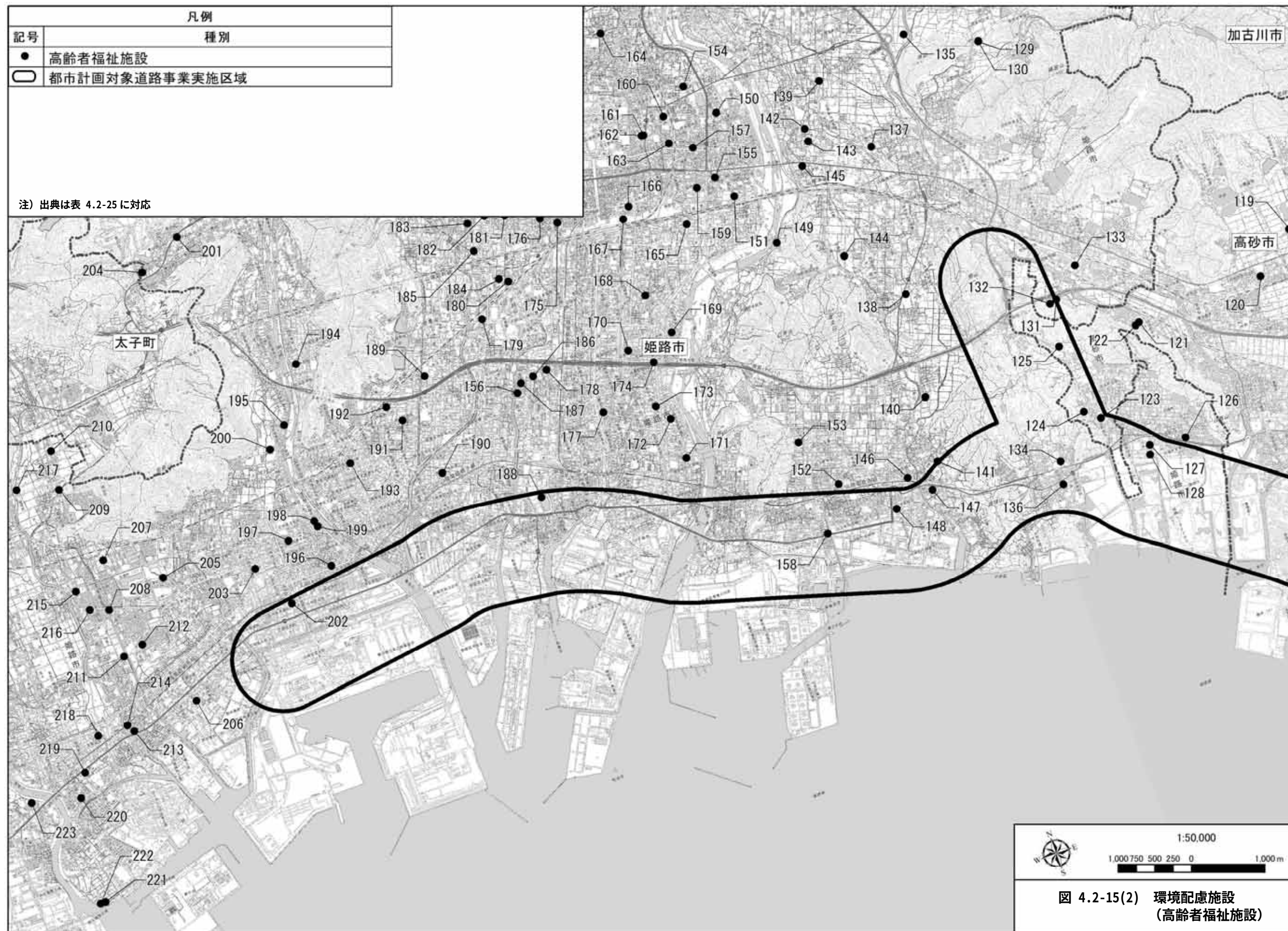


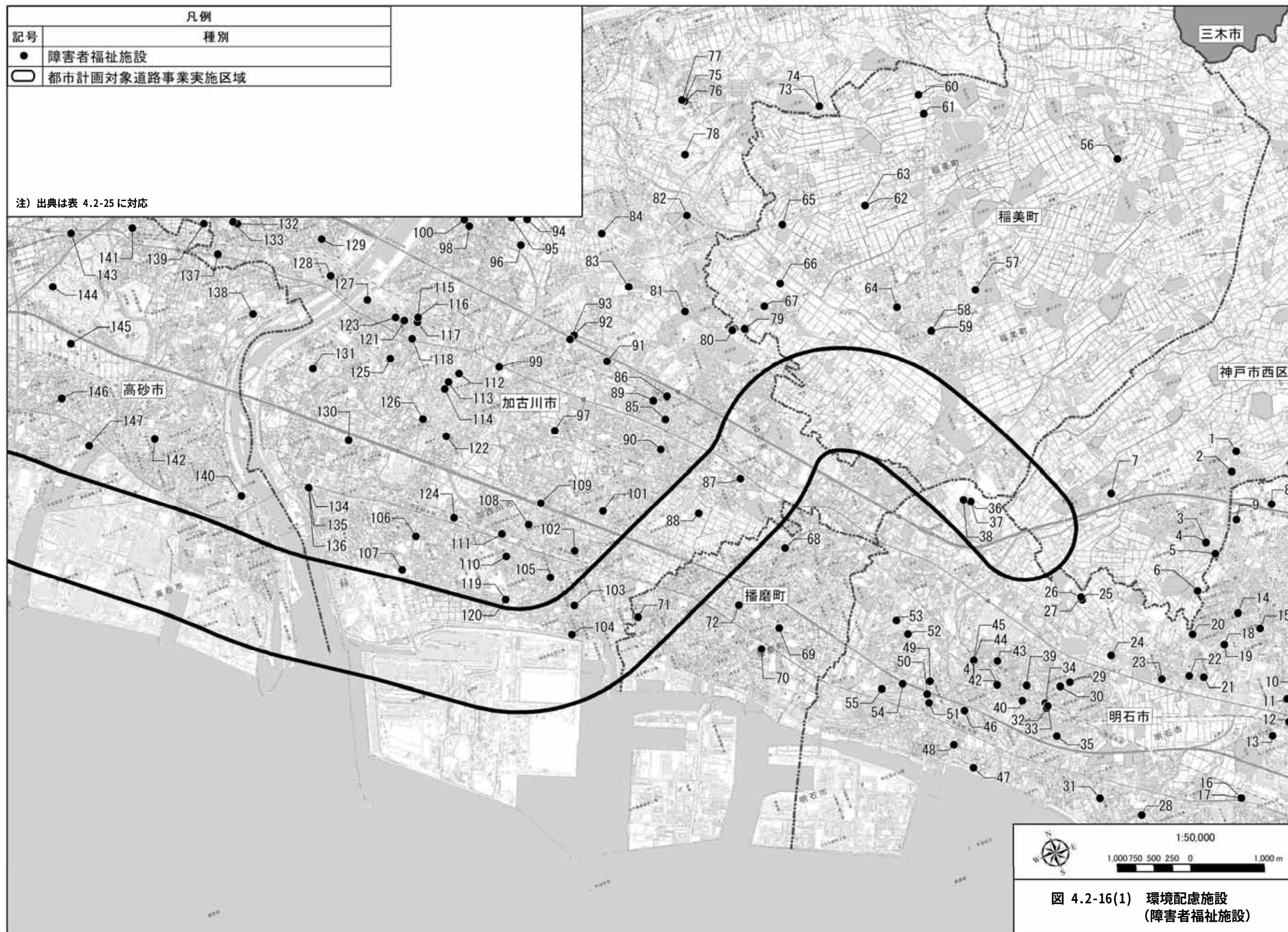


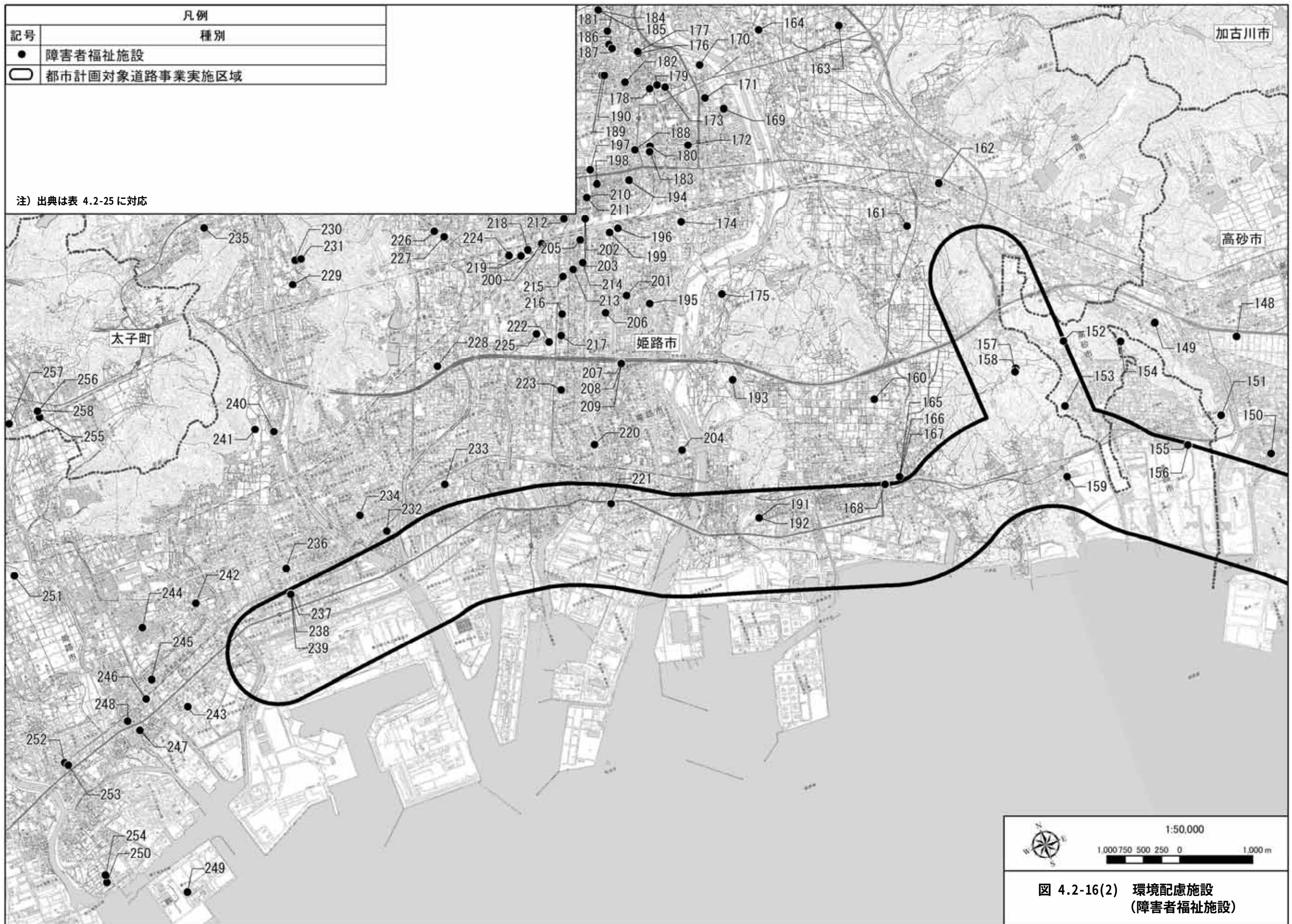


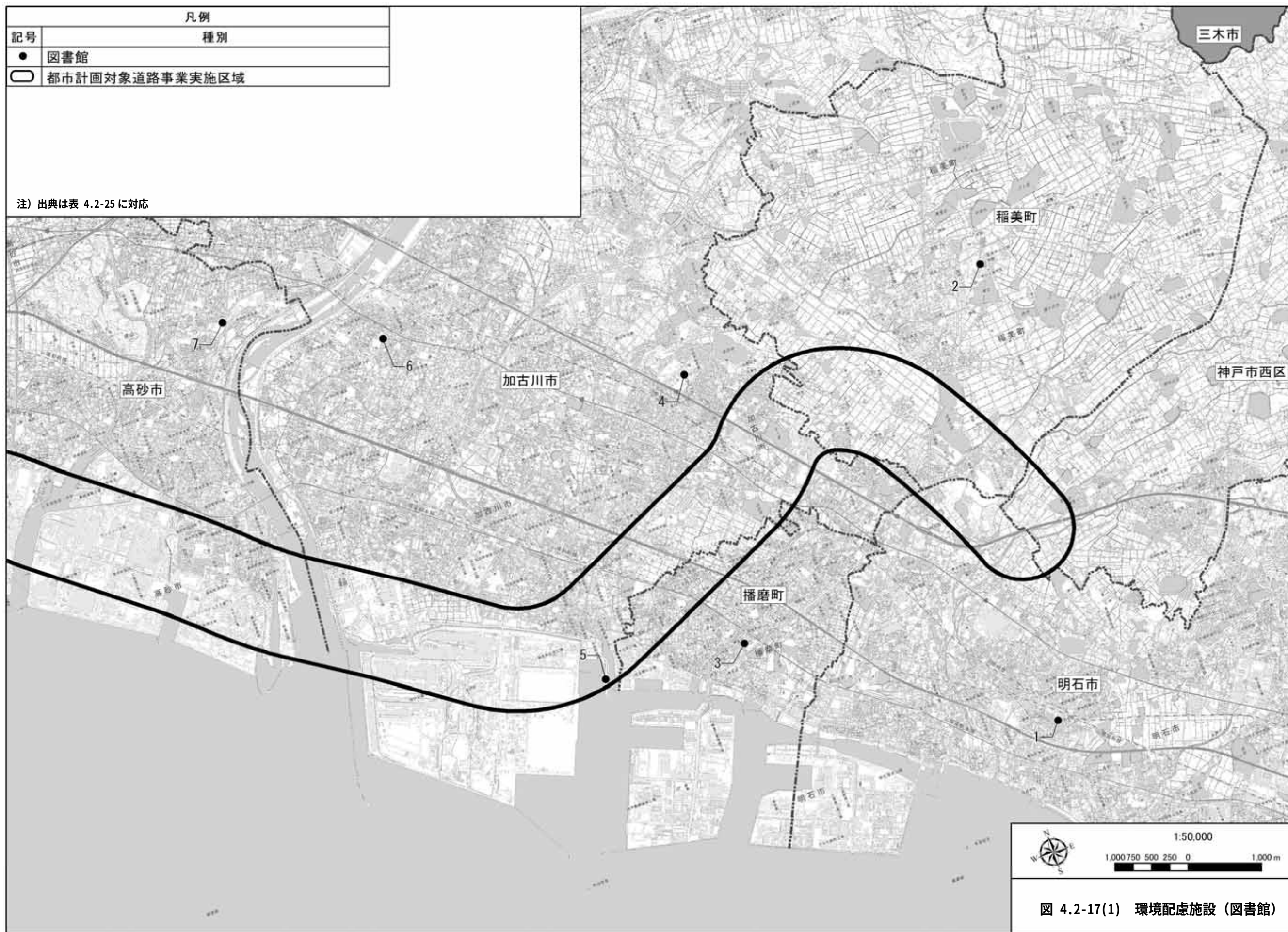


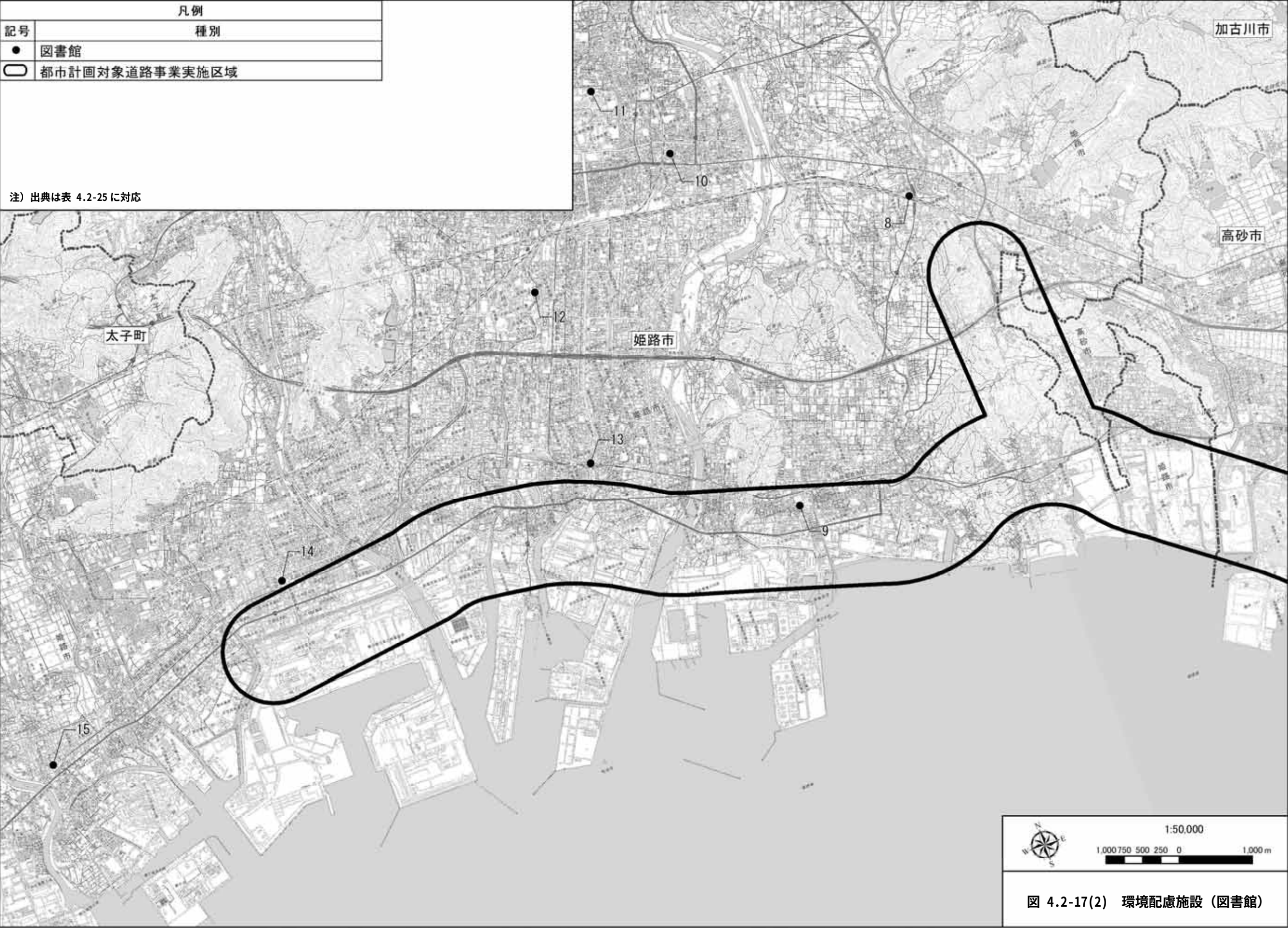












4.2.6 上水道の整備の状況

調査区域における水道普及率の状況を、表 4.2-37 に示します。

水道普及率は、稲美町、播磨町、加古川市及び高砂市で 100%となっており、その他の神戸市、明石市、姫路市及び太子町でも 99%以上となっています。

表 4.2-37 市町別水道普及率（令和元年度）

市町名	給水人口（人）				管内人口 (B)（人）	普及率	区域外 給水人口 (C)（人）
	上水道	簡易水道	専用水道	計 (A)		$((A)+(C)) \div (B) \times 100$	
神戸市	1,532,764	1,931	1,004	1,535,699	1,535,886	99.99	
明石市	292,534	—	—	292,534	292,550	99.99	
稲美町	31,115	—	—	31,115	31,115	100.00	
播磨町	33,429	—	—	33,429	33,429	100.00	
加古川市	258,626	4,758	530	263,914	268,642	100.00	4,728
高砂市	98,615	—	—	98,615	93,887	100.00	-4,728
姫路市	533,228	—	173	533,401	535,843	99.54	
太子町	33,247	—	—	33,247	33,379	99.60	

出典：「令和元年度水道施設現況調書」兵庫県ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4.2.7 下水道の整備の状況

調査区域における下水道普及率及び生活排水処理率の状況を、表 4.2-38 に示します。

下水道普及率は、稲美町では 80%程度となっており、その他の市町では 90%以上、明石市及び太子町では 99%以上となっています。

表 4.2-38 下水道普及率と生活排水処理率（平成 30 年度末現在）

市町名	下水道普及率 (%)	生活排水処理率 (%)
神戸市	98.8	99.8
明石市	99.6	99.8
稲美町	81.3	98.2
播磨町	97.9	98.1
加古川市	91.3	94.9
高砂市	96.3	98.6
姫路市	92.2	98.4
太子町	99.9	100.0

出典：「各市町の下水道普及率と生活排水処理率（平成 30 年度末）」兵庫県ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する指定地域

調査区域では、表 4.2-39 に示すとおり、全域が「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する指定地域に指定されています。

調査区域は、硫黄酸化物の総量規制地域に指定されていますが、窒素酸化物の総量規制地域の指定はありません。

硫黄酸化物の総量規制基準の基本式は、使用する原燃料が増大するに応じて、排出の許容量が低減するような規制式で表されます。（原燃料使用量方式）

$$Q = a \cdot W^b$$

Q : 排出許容量（単位；温度零度・圧力 1 気圧の状態に換算した m³/h）

W : 特定工場等における全ばい煙発生施設の使用原燃料の量（重油換算、kL/h）

a : 削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める定数

b : 0.80 以上 1.0 未満で、都道府県知事が定める定数

新設された特定工場等及び増設のあった特定工場等に対しては、一般の総量規制基準より厳しい特別の総量規制基準が適用できます。

$$Q = a \cdot W^b + r \cdot a \{(W + W_i)^b - W^b\}$$

W_i : 都道府県知事が定める日以後に特定工場等にて新設又は増設される全ばい煙発生施設において使用される原燃料の量

r : 0.3 以上 0.7 以下の範囲内で定める定数

さらに、総量規制基準の対象外となる小規模な工場等については、燃料使用基準（工場単位の基準）が定められており、重油その他の石油系燃料について、硫黄分を都道府県知事が定めます。

表 4.2-39 総量規制基準・燃料使用基準（硫黄酸化物）

適用地域	規制値
神戸市	① $Q = 3.49W^{0.85}$ ② $Q = 3.49W^{0.85} + 0.3 \times 3.49\{(W + W_i)^{0.85} - W^{0.85}\}$ ③ 0.66%以下
姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町を除く。）、太子町	① $Q = 3.51W^{0.85}$ ② $Q = 3.51W^{0.85} + 0.3 \times 3.51\{(W + W_i)^{0.85} - W^{0.85}\}$ ③ 0.67%以下
明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	① $Q = 3.69W^{0.85}$ ② $Q = 3.69W^{0.85} + 0.3 \times 3.69\{(W + W_i)^{0.85} - W^{0.85}\}$ ③ 0.70%以下

注1) ①：総量規制基準、②：特別総量規制基準、③燃料使用基準

注2) ①及び②は、設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において、定格で使用する原料及び燃料の量を重油に換算した量が1時間あたり0.3kL以上のものについて適用される。

③は、上記の合計量が1時間あたり0.3kL未満の工場等について適用される。

出典：「大気汚染防止法等について」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 6 条第 1 項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第 8 条第 1 項に規定する粒子状物質対策地域

調査区域では、稲美町及び姫路市のうち旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町を除く地域が、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第 8 条第 1 項に規定する粒子状物質対策地域に指定されています。

3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路

調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和 55 年法律第 34 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路はありません。

4) 自然公園法第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園、同条第 2 項の規定により指定された国定公園又は同法第 72 条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

調査区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園、同条第 2 項の規定により指定された国定公園又は同法第 72 条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域はありません。

5) 自然環境保全法第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第 45 条第 1 項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域

調査区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第 45 条第 1 項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域の指定はありません。

6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）第 11 条 2 に基づく世界遺産のうち、自然遺産の区域はありません。

7) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域

調査区域には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和 42 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項の規定による近郊緑地保全区域の指定はありません。

8) 都市緑地法第 5 条第 1 項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条第 1 項の規定による緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定による特別緑地保全地区の指定はありません。

9) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域

調査区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定による生息地等保護区の指定はありません。

10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

調査区域には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定による鳥獣保護区が 7 箇所あります。

都市計画対象道路事業実施区域には、天満大池鳥獣保護区及び仁寿山鳥獣保護区があります。

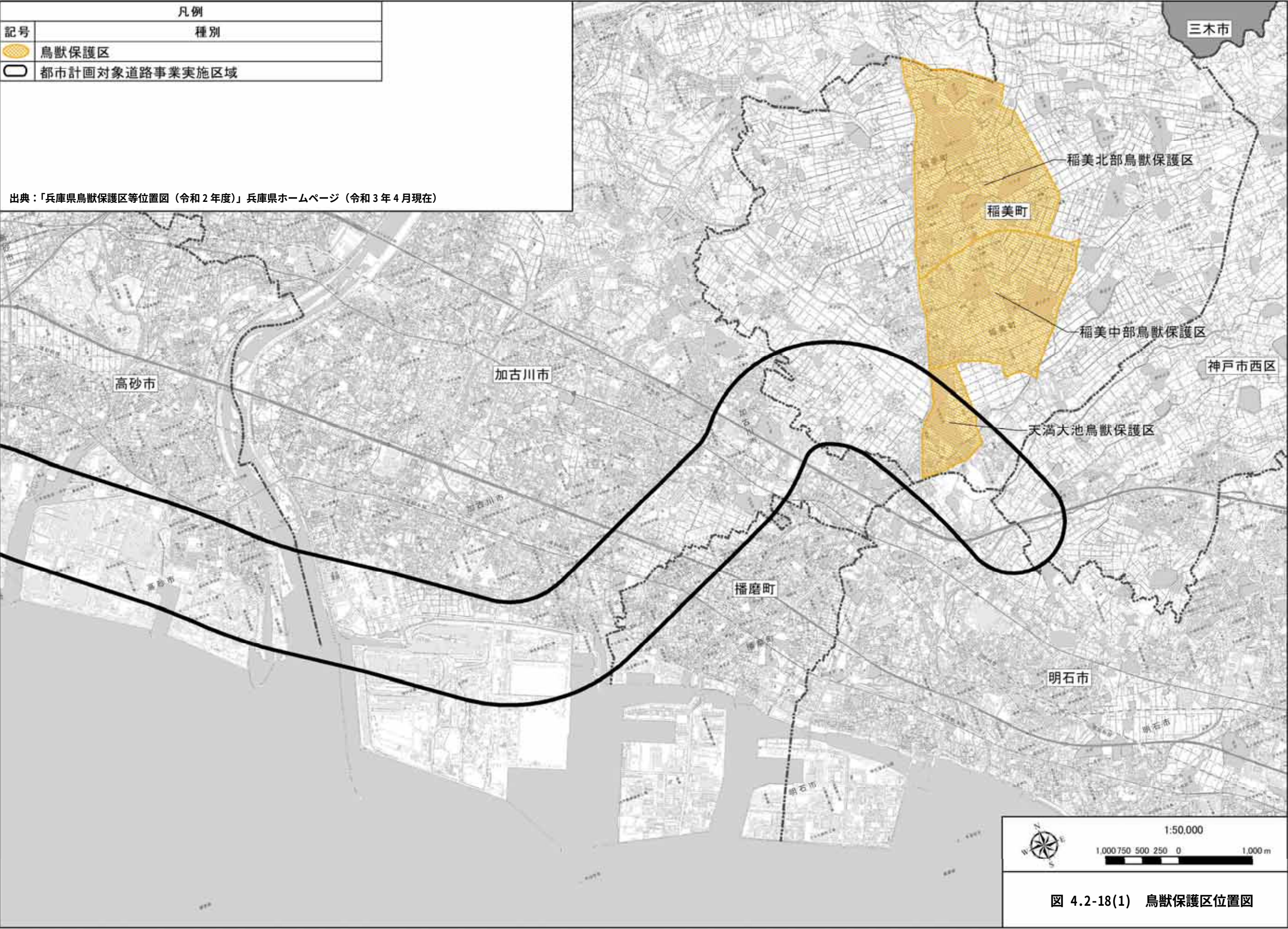
指定状況を表 4.2-40 に、位置を図 4.2-18 に示します。

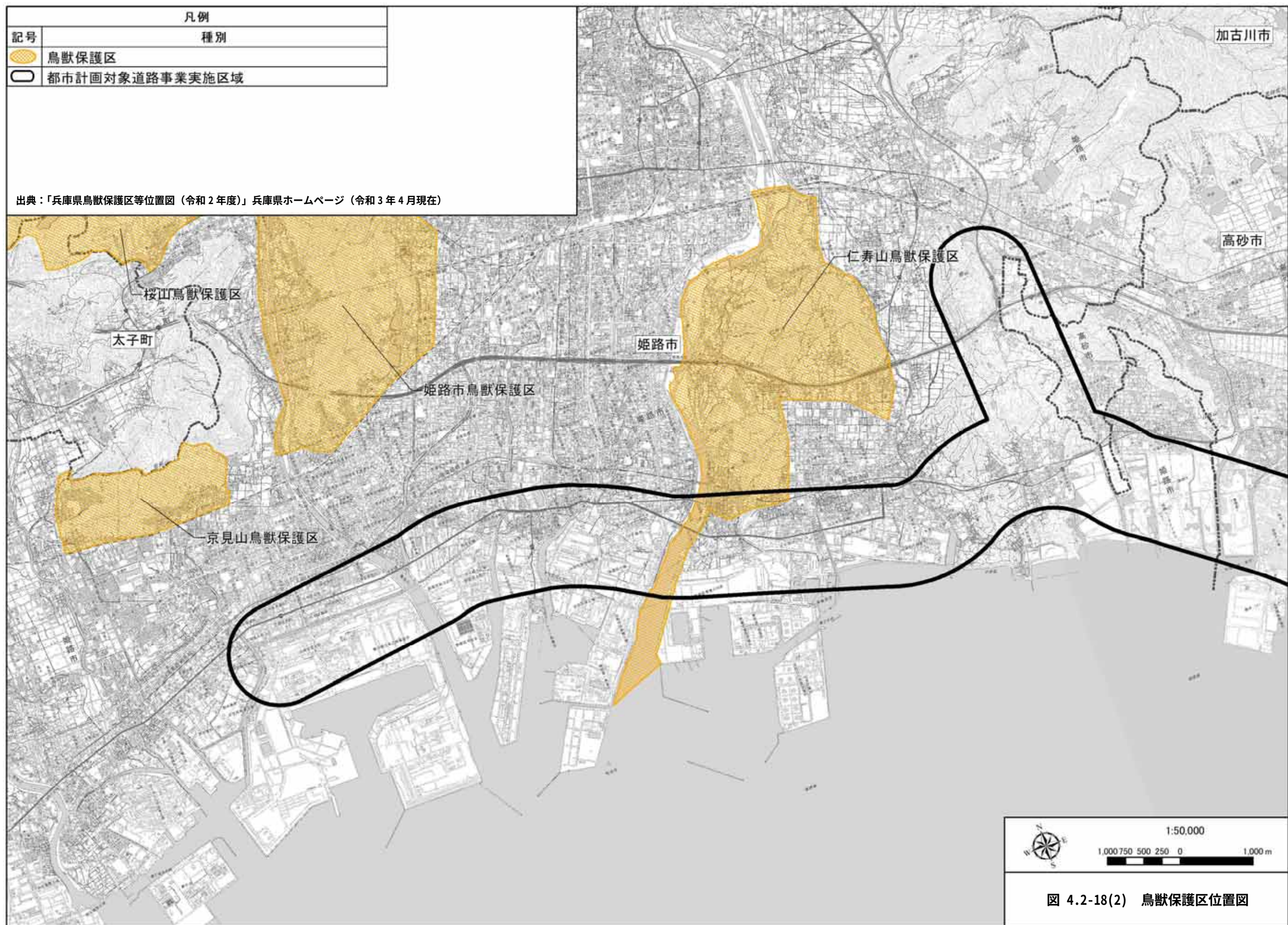
表 4.2-40 鳥獣保護区

番号	名称	所在地	区域内/外 ^{注)}
1	稲美北部鳥獣保護区	稲美町	外
2	稲美中部鳥獣保護区	稲美町	外
3	天満大池鳥獣保護区	稲美町	内
4	仁寿山鳥獣保護区	姫路市	内
5	姫路市鳥獣保護区	姫路市	外
6	桜山鳥獣保護区	姫路市、太子町	外
7	京見山鳥獣保護区	姫路市	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「兵庫県鳥獣保護区等位置図（令和 2 年度）」兵庫県ホームページ
（令和 3 年 4 月現在）





11) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域

調査区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年条約第 28 号) 第 2 条 1 の規定による重要な湿地の指定はありません。

12) 文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)

調査区域には、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 第 109 条第 1 項の規定により指定された名勝はありませんが、国により登録された名勝、国・県・市町により指定又は登録された史跡及び天然記念物があります。名勝の指定・登録状況は表 4.2-41 及び図 4.2-19 に、史跡の指定・登録状況及び「高砂市ふるさと文化財登録制度」における史跡を表 4.2-42 及び図 4.2-20 に、天然記念物の指定状況は「4.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」の表 4.1-50 及び図 4.1-19 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、天然記念物及び登録記念物(名勝)はありませんが、記念物(史跡)として国指定の「大中遺跡」、兵庫県指定の「高砂堀川湊及び工楽松右衛門旧宅」、播磨町指定の「ジョセフ・ヒコによる両親と家族の墓(通称「横文字の墓」)」、高砂市指定の「藤の井」があります。

また、調査区域における「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 第 27 条第 2 項に基づき国宝に指定される建造物は表 4.2-43 及び図 4.2-21 に、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 第 27 条第 1 項又は各市町条例に基づく有形文化財及び「高砂市ふるさと文化財登録制度」における建造物は表 4.2-44 及び図 4.2-22 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、国宝に指定される建造物はありませんが、有形文化財(建造物)として、県指定の「十輪寺本堂」、稲美町指定の「鳥居」、高砂市指定の「延命寺織部灯籠」、「十輪寺山門」、「庫裏・大玄関・小玄関」及び「申義堂」、姫路市指定の「松原八幡神社楼門」、国登録の「多木浜洋館(主屋、記念碑、石造門、煉瓦塀)」、「花井家住宅主屋」、「松宗蔵」、「大崎家住宅主屋」、「旧高砂銀行本店(高砂商工会議所会館)」、「旧高砂通運本社屋」及び「旧高砂消防会館・南本町巡查派出所」があります。

さらに、調査区域における「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 第 93 条第 1 項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況は、表 4.2-45 及び図 4.2-23 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地があります。

表 4.2-41 登録記念物(名勝)の状況

番号	区分	名称	住所	区域内/外 ^{注2)}
1	国登録	梶原氏(西梶原)庭園	姫路市大塩町 457	外

注 1) 表中の番号は図 4.2-19 に対応

注 2) 区域内/外: 都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示す。

出典: 「国指定文化財等データベース」文化庁ホームページ(令和 3 年 4 月現在)

「梶原氏(西梶原)庭園」姫路市ホームページ(令和 3 年 4 月現在)

表 4.2-42 記念物（史跡）及び高砂市ふるさと文化財（史跡）の状況

番号	区分	名称	住所	出典	区域内/ 外 ^{注2)}
1	国指定特別	姫路城跡	姫路市本町 68 他	1,8	外
2	国指定	播州葡萄園跡	加古郡稲美町印南字中場	1,4	外
3	〃	大中遺跡	加古郡播磨町大中 1 丁目	1,5	内
4	〃	西条古墳群（尼塚、行者塚、人塚）	加古川市山手 2 丁目	1,6	外
5	〃	石の宝殿及び竜山石採石遺跡	高砂市阿弥陀町生石、竜山 1 丁目	1,7	外
6	〃	壇場山古墳 第 1・2・3 古墳	姫路市御国野町国分寺	1,8	外
7	〃	播磨国分寺跡	姫路市御国野町国分寺	1,8	外
8	〃	瓢塚古墳	姫路市勝原区丁	1,8	外
9	県指定	愛宕塚古墳	加古郡播磨町北野添 2 丁目 1	1,5	外
10	〃	西条廃寺跡	加古川市西条山手 2 丁目 28	1,6	外
11	〃	高砂堀川湊及び工楽松右衛門旧宅	高砂市高砂町今津町 532	1,7	内
12	〃	下太田廃寺塔跡	姫路市勝原区下太田 93	1,8	外
13	〃	宮山古墳	姫路市四郷町坂元 406	1,8	外
14	〃	見野長塚古墳	姫路市四郷町 281 他	1,8	外
15	〃	見野古墳群	姫路市四郷町見野	1	外
16	〃	黒岡神社古墳	揖保郡太子町太田 917	1,9	外
17	市町指定	横河重陳墓	明石市二見町東二見 1643	3	外
18	〃	幣塚古墳	明石市清水字上野 1275-1	3	外
19	〃	葡萄園池	加古郡稲美町印南 449-2	4	外
20	〃	ジョセフ・ヒコによる両親と家族の墓（通称「横文字の墓」）	加古郡播磨町北本荘 7 丁目 1-33	5	内
21	〃	宮山遺跡	加古川市八幡町上西条 1158-2	6	外
22	〃	教信寺境内	加古川市野口町野口 384、465	6	外
23	〃	藤の井	高砂市北浜町西浜	7	内
24	〃	黒田家廟所	姫路市御国野町御着字城ノ内	8	外
25	〃	見野古墳群	姫路市四郷町見野	8	外
26	〃	黒田職隆廟所	姫路市飾磨区妻鹿字元宮 372 番 1	8	外
27	市認定	野中の清水	神戸市西区岩岡町野中字神出町道下 1517-1	2	外
28	高砂市ふるさと文化財	経政神社	高砂市阿弥陀町	7	外
29	〃	竜ヶ鼻	高砂市伊保東	7	外
30	〃	金時井顕彰碑	高砂市伊保東	7	外
31	〃	渚の井	高砂市伊保	7	外
32	〃	日笠山貝塚	高砂市曾根町	7	外

注 1) 表中の番号は図 4.2-20 に対応

注 2) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：1「文化財課」兵庫県教育委員会ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「神戸市内の指定文化財」神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「明石の指定・登録文化財（令和 3 年度）」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「稲美町指定文化財」稲美町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

6「指定・登録文化財一覧（令和 3 年 4 月 1 日現在）」加古川市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

7「市内の文化財」高砂市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

8「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

9「太子町の文化財一覧」太子町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-43 有形文化財（国宝）の状況

番号	区分	名称	住所	出典	区域内/外 ^{注2)}
1	国宝	鶴林寺（本堂・太子堂）	加古川市加古川町北在家 424	1,2	外
2	〃	姫路城（西小天守・乾小天守・東小天守・大天守・イ、ロ、ハ、ニの渡櫓）	姫路市本町 68	1,3	外

注 1) 表中の番号は図 4.2-21 に対応

注 2) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：1「文化財課」兵庫県教育委員会ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「指定・登録文化財一覧（令和 3 年 4 月 1 日現在）」加古川市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-44(1) 有形文化財(建造物)及び高砂市ふるさと文化財（建造物）の状況

番号	区分	名称	住所	出典	区域内/外 ^{注2)}
1	国指定	鶴林寺（鐘楼・常行堂・護摩堂・行者堂）	加古川市加古川町北在家 424	1,5	外
2	〃	姫路城（国宝除く）	姫路市本町 68	1,7	外
3	県指定	住吉神社石造燈籠	明石市魚住町中尾 1031	1,2	外
4	〃	石造五輪塔（西福寺）	明石市魚住町清水 1151	1,2	外
5	〃	阿閼神社本殿	加古郡播磨町本庄 4 丁目 11-21	1,4	外
6	〃	鶴林寺三重塔	加古川市加古川町北在家 424	1,5	外
7	〃	石造宝篋印塔	加古川市加古川町北在家 424	1,5	外
8	〃	鶴林寺仁王門	加古川市加古川町北在家 424	1,5	外
9	〃	石造十一重塔（福田寺）	加古川市加古川町稲屋 607	1,5	外
10	〃	石造宝篋印塔（土山若宮五社大神社）	加古川市平岡町土山 357	1,5	外
11	〃	石造宝篋印塔（安養寺）	加古川市平岡町一色 24	1,5	外
12	〃	石造宝篋印塔（坂元）	加古川市野口町坂元 508-2	1,5	外
13	〃	石造宝篋印塔（良野観音堂）	加古川市野口町良野 1027	1,5	外
14	〃	石造五輪塔（教信寺）	加古川市野口町野口 465	1,5	外
15	〃	石造五輪塔（阿弥陀共同墓地内）	高砂市阿弥陀町共同墓地	1,6	外
16	〃	十輪寺本堂	高砂市高砂町横町 1074	1,6	内
17	〃	石造宝篋印塔（時光寺）	高砂市時光寺町 12-18	1,6	外
18	〃	旧入江家住宅	高砂市曾根町 493	1,6	外
19	〃	石造五輪塔（仏心寺）	姫路市別所町小林 279	1,7	外
20	〃	石造宝篋印塔（国分寺）	姫路市御国野町国分寺 121	1,7	外
21	〃	石造鳥居（射楯兵主神社）	姫路市総社本町 190	1,7	外
22	〃	本徳寺大広間	姫路市亀山 324	1,7	外
23	〃	本徳寺経堂	姫路市亀山 324	1,7	外
24	〃	本徳寺本堂	姫路市亀山 324	1,7	外
25	〃	本徳寺庫裏	姫路市亀山 324	1,7	外
26	〃	本徳寺大門 附棟札	姫路市亀山 324	1,7	外

注 1) 表中の番号は図 4.2-22 に対応

注 2) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：1「文化財課」兵庫県教育委員会ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「明石の指定・登録文化財（令和 3 年度）」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「稲美町指定文化財」稲美町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「指定・登録文化財一覧（令和 3 年 4 月 1 日現在）」加古川市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

6「市内の文化財」高砂市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

7「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-44(2) 有形文化財（建造物）及び高砂市ふるさと文化財（建造物）の状況

番号	区分	名称	住所	出典	区域内/外 ^{注2)}
27	県指定	魚吹八幡神社摂社敷島神社本殿	姫路市網干区宮内 193	1,7	外
28	〃	魚吹八幡神社楼門 附修理棟札	姫路市網干区宮内 193	1,7	外
29	市町指定	住吉神社楼門	明石市魚住町中尾 1031	2	外
30	〃	五輪塔（中村）	加古郡稲美町中村 13	3	外
31	〃	五輪塔（国安）	加古郡稲美町国安 328	3	外
32	〃	宝篋印塔	加古郡稲美町国安 328	3	外
33	〃	鳥居	加古郡稲美町六分一 348	3	内
34	〃	石造宝篋印塔	加古郡播磨町大中 2 丁目 6-12	4	外
35	〃	三界萬霊地藏尊	加古郡播磨町西野添 3 丁目 8-16	4	外
36	〃	魚介類供養塔	加古郡播磨町本荘 2 丁目 16-18	4	外
37	〃	平木橋	加古川市野口町水足前ノ池	5	外
38	〃	陣屋	加古川市加古川町寺家町 315 番地	5	外
39	〃	延命寺織部灯籠	高砂市高砂町横町	6	内
40	〃	十輪寺山門	高砂市高砂町横町	6	内
41	〃	庫裏・大玄関・小玄関	高砂市高砂町横町	6	内
42	〃	申義堂	高砂市高砂町横町	6	内
43	〃	石造十三層塔（大福寺境内）	高砂市荒井町小松原	6	外
44	〃	美雄弥神社	高砂市荒井町千鳥	6	外
45	〃	石灯籠	高砂市米田町米田	6	外
46	〃	石造五輪塔（大日寺境内）	高砂市阿弥陀町阿弥陀	6	外
47	〃	時光寺山門	高砂市時光寺町	6	外
48	〃	石造九層塔（時光寺境内）	高砂市時光寺町	6	外
49	〃	旧入江家織部灯籠	高砂市曾根町	6	外
50	〃	旧岸本家織部灯籠	高砂市高砂町横町	6	外
51	〃	曾根天満宮石橋	高砂市曾根町	6	外
52	〃	曾根天満宮随神門	高砂市曾根町	6	外
53	〃	黒岩十三仏（磨崖仏）	高砂市曾根町	6	外
54	〃	福泊神社本殿	姫路市の形町福泊 402	7	外
55	〃	松原八幡神社楼門	姫路市白浜町甲 396	7	内
56	〃	亀山本徳寺	姫路市亀山 324	7	外
57	〃	魚吹八幡神社本殿	姫路市網干区宮内 193	7	外
58	〃	誠塾	姫路市網干区新在家 1396	7	外
59	〃	大覚寺境内建造物	姫路市網干区興浜 151	7	外
60	〃	龍門寺伽藍内建築 附龍門寺上 祠堂明和三年棟札	姫路市網干区浜田 812	7	外

注 1) 表中の番号は図 4.2-22 に対応

注 2) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：1「文化財課」兵庫県教育委員会ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「明石の指定・登録文化財（令和 3 年度）」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「稲美町指定文化財」稲美町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「指定・登録文化財一覧（令和 3 年 4 月 1 日現在）」加古川市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

6「市内の文化財」高砂市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

7「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-44 (3) 有形文化財(建造物)及び高砂市ふるさと文化財(建造物)の状況

番号	区分	名称	住所	出典	区域内/外 ^{注2)}
61	国登録	梅谷家住宅（主屋、離れ、北塀及び西塀）	加古郡播磨町宮北1丁目408-5	1,4	外
62	〃	多木浜洋館（主屋、記念碑、石造門、煉瓦塀）	加古川市別府町東町174	1,5	内
63	〃	大歳家住宅（主屋、東什器蔵、西什器蔵、離屋、隠居部屋、長屋・長屋門、茶室、米蔵、穀物蔵）	加古川市別府町新野辺881	1,5	外
64	〃	尾上神社（本殿、拝殿、幣殿、隋身門）	加古川市尾上町長田518番地	1,5	外
65	〃	泊神社（本殿、末社住吉神社本殿、末社種子神社本殿、末社熊野神社本殿、幣殿、太鼓蔵、能舞台、神楽殿）	加古川市加古川町木村658	1,5	外
66	〃	神田家住宅洋館	加古川市加古川町本町字北側444-3	1,5	外
67	〃	旧朝日町浄水場配水塔	高砂市高砂町朝日町1-2-1	1,6	外
68	〃	花井家住宅主屋	高砂市高砂町字高瀬町1511	1,6	外
69	〃	松宗蔵	高砂市高砂町字東浜町1252他	1,6	外
70	〃	大崎家住宅主屋	高砂市高砂町字藍屋町1667	1,6	外
71	〃	旧高砂銀行本店（高砂商工会議所会館）	高砂市高砂町北本町1104	1,6	内
72	〃	旧高砂通運本社屋	高砂市高砂町字鍛冶屋町1396	1,6	内
73	〃	旧高砂消防会館・南本町巡查派出所	高砂市高砂町南本町914	1,6	内
74	〃	土田家住宅（旧魚橋郵便局舎、離れ、門及び塀）	高砂市阿弥陀町魚橋1667	1,6	外
75	〃	梶原家住宅（主屋、土蔵）	姫路市大塩町117-2	1,7	外
76	〃	梶原家住宅（主屋、北離座敷、茶室、下腹雪隠、祠、南離座敷、茶室しづの舎、内腰掛待合、中門、内大蔵、現像室、内蔵、古書倉、米蔵、隅蔵、大工倉、納屋、外便所、管理人部屋、表門）	姫路市大塩町字宮之本457	1,7	外
77	〃	本徳寺中宗堂	姫路市亀山324	1,7	外
78	〃	姫路市立美術館（旧第十師団兵器庫）	姫路市本町68-25	1,7	外
79	〃	芥田家住宅（主屋、土蔵、離れ座敷兼土蔵）	姫路市野里寺町24番地	1,7	外
80	〃	上月家住宅（主屋、北離座敷、西離座敷、茶室、待合、土蔵、表門）	姫路市坊主町37-7	1,7	外

注1) 表中の番号は図 4.2-22 に対応

注2) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：1「文化財課」兵庫県教育委員会ホームページ（令和3年4月現在）

2「明石の指定・登録文化財（令和3年度）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）

3「稲美町指定文化財」稲美町ホームページ（令和3年4月現在）

4「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ（令和3年4月現在）

5「指定・登録文化財一覧（令和3年4月1日現在）」加古川市ホームページ（令和3年4月現在）

6「市内の文化財」高砂市ホームページ（令和3年4月現在）

7「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-44 (4) 有形文化財(建造物)及び高砂市ふるさと文化財(建造物)の状況

番号	区分	名称	住所	出典	区域内/外 ^{注2)}
81	〃	魚橋呉服店（店舗兼主屋、南主屋、北土蔵、南土蔵）	姫路市威徳寺町 51 番地 1、50 番地	1,7	外
82	〃	魚橋家住宅（内蔵、外蔵）	姫路市威徳寺町 88 番地、81 番地 2	1,7	外
83	〃	魚橋家住宅（主屋、離れ座敷）	姫路市威徳寺町 24 番地、23 番地 2	1,7	外
84	国登録	加藤家住宅（主屋、離れ座敷、内蔵、濱座敷、鎮守社、長屋門、湯殿及び雪隠、西塀）	姫路市網干区余子浜字船渡 53-1	1,7	外
85	県登録	茨木酒造	明石市魚住町西岡 1377	1,2	外
86	高砂市ふるさと文化財	石造地藏菩薩坐像（川地藏）	高砂市高砂町藍屋町	6	外
87	〃	観月碑・弥兵衛塔	高砂市米田町米田	6	外
88	〃	網堂の石棺仏	高砂市伊保東	6	外

注 1) 表中の番号は図 4.2-22 に対応

注 2) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：1「文化財課」兵庫県教育委員会ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「明石の指定・登録文化財（令和 3 年度）」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「稲美町指定文化財」稲美町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

4「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

5「指定・登録文化財一覧（令和 3 年 4 月 1 日現在）」加古川市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

6「市内の文化財」高砂市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

7「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-45(1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
19001	印籠池遺跡	外	20377	蒲田遺跡	外
19004	神出古窯址群	外	20378	山所群集墳1号墳	外
19235	広谷遺跡	外	20379	山所群集墳2号墳	外
19247	大久保古窯址群	内	20380	山所群集墳3号墳	外
20106	青山2号窯跡	外	20381	山所群集墳4号墳	外
20107	青山3号窯跡	外	20382	山所群集墳5号墳	外
20108	青山4号窯跡	外	20383	山所群集墳6号墳	外
20109	青山5号窯跡	外	20384	山所群集墳7号墳	外
20110	青山6号窯跡	外	20385	山所群集墳8号墳	外
20111	青山7号窯跡	外	20386	山所遺跡	外
20112	青山8号窯跡	外	20387	山所廃寺	外
20113	出屋敷遺跡	外	20388	山所南遺跡	外
20169	姫路城城下町跡	外	20389	山崎城跡	外
20171	富士才遺跡	外	20390	稚児ヶ淵1号墳	外
20172	野里門下層遺跡	外	20391	稚児ヶ淵2号墳	外
20262	上原田遺跡	外	20392	付城山群集墳1号墳	外
20263	上原田廃寺	外	20393	付城山群集墳2号墳	外
20264	長谷遺跡	外	20394	付城山群集墳3号墳	外
20265	小川廃寺	外	20395	付城山群集墳4号墳	外
20322	檀特山遺跡	外	20396	付城山遺跡	外
20324	下太田遺跡	外	20397	辻垣内遺跡	外
20325	下太田廃寺	外	20398	歌野橋遺跡	外
20326	ツクワ遺跡	外	20399	英賀城跡	内
20327	丁、柳ヶ瀬遺跡	外	20400	城田付城構跡	外
20338	和久遺跡	外	20401	栗木遺跡	外
20339	坂出遺跡	外	20402	加茂遺跡	外
20340	茶屋遺跡	外	20403	石ヤ田遺跡	外
20341	山戸遺跡	外	20404	構石田遺跡	外
20342	南山戸遺跡	外	20405	今在家平塚遺跡	外
20343	魚吹津構跡	外	20406	タテノ遺跡	外
20344	古網干遺跡	外	20407	坂川遺跡	外
20345	辺作遺跡	外	20408	南雲遺跡	外
20346	山戸4号墳	外	20409	構遺跡	外
20347	山戸1号墳	外	20410	真福寺遺跡	外
20348	薬司古墳	外	20411	大塚遺跡	外
20349	丁古墳群1号墳	外	20412	大町遺跡	外
20350	丁古墳群2号墳	外	20413	東久保遺跡	外
20351	丁山頂古墳	外	20414	長越遺跡	外
20352	丁古墳群3号墳	外	20415	邸東遺跡	外
20353	丁古墳群4号墳	外	20416	西久保遺跡	外
20354	丁古墳群5号墳	外	20417	中地天神遺跡	外
20355	勝山町古墳群1号墳	外	20418	権現遺跡	外
20356	勝山町古墳群2号墳	外	20419	中ノ町遺跡	外
20357	勝山町古墳群3号墳	外	20420	大石橋遺跡	外
20358	勝山町古墳群4号墳	外	20421	辻堂遺跡	外
20359	勝山町古墳群5号墳	外	20422	鹿谷道遺跡	外
20360	則直1号墳	外	20423	出手遺跡	外
20361	則直2号墳	外	20424	横枕遺跡	外
20362	京見山才1号墳	外	20425	東川遺跡	外
20364	京見山才3号墳	外	20426	石田遺跡	外
20365	京見山才4号墳	外	20427	カスカエ遺跡	外
20366	京見山才5号墳	外	20428	飯田カスカエ遺跡	外
20367	下野1号墳	外	20429	大島遺跡	外
20368	京見山才山頂第1列石群	外	20430	笹山田遺跡	外
20369	京見山才山頂第2列石群	外	20431	善慶田遺跡	外
20370	京見山才山頂第1号墳	外	20432	畑田遺跡	外
20371	京見山才山頂第2号墳	外	20433	石ヶ坪遺跡	外
20372	京見山才山頂箱式棺群	外	20434	三宅遺跡	外
20373	才村古墳	外	20435	竹の前遺跡	外
20374	才構跡	外	20436	浜田遺跡	外
20375	才村遺跡	外	20437	古屋敷遺跡	外
20376	蒲田城跡	外	20438	生矢神社裏遺跡	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-45(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

c	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
20439	小山遺跡	外	20504	オギ古墳	外
20440	黒表遺跡	外	20505	見野群集墳1号墳	外
20441	橘詰遺跡	外	20506	阿保百穴群集墳1号墳	外
20442	手柄山北丘群集墳2号墳	外	20507	小富士山遺跡	外
20443	手柄山北丘頂上古墳	外	20508	仁寿山1号墳	外
20444	山崎遺跡	外	20509	仁寿山山頂遺跡	外
20445	堂田遺跡	外	20510	河合寸翁墓所	外
20446	八反長遺跡	外	20511	梅ヶ枝墓地前古墳	外
20447	丁田遺跡	外	20512	打越山古墳	外
20448	法輪寺山遺跡	外	20513	仁寿山校跡	外
20449	村前遺跡	外	20514	奥山大塚古墳	外
20450	四ッ池遺跡	外	20515	兼田丸山古墳	外
20451	町田遺跡	外	20516	兼田6号墳	外
20452	土山遺跡	外	20517	才田遺跡	外
20453	千代田遺跡	外	20518	国府山城跡、甲山遺跡	外
20454	村淵遺跡	外	20519	ヒジ倉遺跡	外
20455	君田遺跡	外	20520	西通り遺跡	内
20456	南畝町遺跡	外	20521	甲山経塚跡	外
20457	豊沢遺跡	外	20522	御旅山1号墳	外
20458	北条遺跡	外	20523	御旅山2号墳	外
20459	豆腐町遺跡	外	20524	御旅山3号墳	外
20460	朝日町遺跡	外	20525	御旅山4号墳	外
20461	神屋町遺跡	外	20526	御旅山5号墳	外
20462	市之郷遺跡	外	20527	御旅山6号墳	外
20463	市之郷廃寺	外	20528	御旅山7号墳	外
20464	駅前町遺跡	外	20529	御旅山8号墳	外
20465	本町遺跡	外	20530	御旅山9号墳	外
20466	阿保構跡	外	20531	御旅山12号墳	外
20467	八重鉢山構跡	外	20532	御旅山13号墳	外
20468	坂元山1号墳	外	20533	冬木遺跡	外
20469	坂元山2号墳	外	20534	継遺跡	外
20470	坂元山3号墳	外	20535	東山焼窯跡	外
20471	坂元山4号墳	外	20536	的形大鳥遺跡	内
20472	坂元山5号墳	外	20537	北山河遺跡	内
20473	坂元山7号墳	外	20538	的形城跡	内
20474	坂元山8号墳	外	20539	赤坂城跡	内
20475	坂元山9号墳	外	20540	丸山古墳	外
20476	坂元山10号墳	外	20541	八家遺跡	内
20477	宮山古墳	外	20542	南山田遺跡	内
20478	坂元山南麓遺跡	外	20543	えびす島遺跡	内
20479	坂元山遺跡	外	20544	木場山群集墳1号墳	外
20480	上鈴山古墳	外	20545	木場山群集墳2号墳	外
20481	中鈴山古墳	外	20546	木場山群集墳3号墳	外
20482	播磨国分寺跡	外	20547	木場山群集墳4号墳	外
20483	播磨国分尼寺跡	外	20548	福泊城跡	外
20484	播磨国分尼寺周辺遺跡	外	20555	志吹池窯跡	外
20488	山之越古墳（第3古墳）	外	20559	新池遺跡	外
20489	国分寺台地遺跡	外	20560	東芝崎遺跡	外
20490	国分寺構跡	外	20561	別所村前遺跡	外
20491	御着城跡	外	20562	志ノ坪遺跡	外
20492	妙見神社遺跡	外	20563	東壇遺跡	外
20493	真福寺西方遺跡	外	20564	別所構跡	外
20494	前東代遺跡	外	20565	別所山1号墳	外
20495	大村千軒遺跡	外	20566	別所山2号墳	外
20496	桶山陣跡	内	20567	別所裏山古墳	外
20497	火山群集墳1号墳	内	20568	北宿遺跡	外
20498	本郷遺跡	外	20569	大塩遺跡	外
20499	見野遺跡	外	20570	高木遺跡	外
20500	長塚古墳	外	20571	阿保遺跡第1地点	外
20501	見野廃寺	外	20573	阿保遺跡第2地点	外
20502	東土居遺跡	外	20574	村東遺跡	外
20503	大鳥古墳	外	20575	大淨口遺跡	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-45(3) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
20576	豆田遺跡	外	20801	仁寿山4号墳	外
20577	南通り遺跡	内	20802	仁寿山5号墳	外
20578	池ノ下遺跡	外	20803	仁寿山6号墳	外
20579	阿保下長、永河原遺跡	外	20804	仁寿山7号墳	外
20580	市之郷長堤遺跡	外	20805	仁寿山8号墳	外
20581	山戸2号墳	外	20806	仁寿山9号墳	外
20582	山戸3号墳	外	20807	仁寿山10号墳	外
20583	山戸5号墳	外	20808	仁寿山11号墳	外
20584	山戸6号墳	外	20809	仁寿山12号墳	外
20585	山戸7号墳	外	20810	仁寿山13号墳	外
20586	山戸8号墳	外	20811	仁寿山14号墳	外
20587	山戸9号墳	外	20812	仁寿山15号墳	外
20588	山戸10号墳	外	20813	仁寿山16号墳	外
20589	山戸11号墳	外	20852	青山群集墳1号墳	外
20590	山戸12号墳	外	20853	青山群集墳2号墳	外
20591	山戸13号墳	外	20854	青山群集墳3号墳	外
20592	山戸14号墳	外	20855	青山群集墳4号墳	外
20593	山戸15号墳	外	20856	青山群集墳5号墳	外
20594	山戸16号墳	外	20857	青山群集墳6号墳	外
20595	山戸17号墳	外	20858	青山群集墳7号墳	外
20596	山戸18号墳	外	20872	手柄山北丘遺跡	外
20760	下野2号墳	外	20873	手柄山北丘群集墳1号墳	外
20761	下野3号墳	外	20874	手柄山北丘群集墳3号墳	外
20762	下野4号墳	外	20875	手柄山北丘群集墳4号墳	外
20763	下野5号墳	外	20876	手柄山北丘群集墳5号墳	外
20764	下野6号墳	外	20877	手柄山北丘群集墳6号墳	外
20765	付城山群集墳5号墳	外	20878	手柄山北丘群集墳7号墳	外
20766	付城山群集墳6号墳	外	20879	手柄山北丘群集墳8号墳	外
20767	付城山群集墳7号墳	外	20880	手柄山北丘群集墳9号墳	外
20768	付城山群集墳8号墳	外	20881	手柄山北丘群集墳10号墳	外
20769	火山群集墳2号墳	内	20882	手柄山北丘群集墳11号墳	外
20770	火山群集墳3号墳	内	20883	手柄山北丘群集墳12号墳	外
20771	火山群集墳4号墳	内	20884	手柄山南丘遺跡	外
20772	火山群集墳5号墳	内	20885	手柄山南丘群集墳1号墳	外
20773	火山群集墳6号墳	内	20886	手柄山南丘群集墳2号墳	外
20774	火山群集墳7号墳	内	20887	手柄山南丘群集墳3号墳	外
20775	火山群集墳8号墳	内	20888	手柄山南丘群集墳4号墳	外
20776	火山群集墳9号墳	内	20889	兼田遺跡	外
20777	火山群集墳10号墳	外	20890	兼田1号墳	外
20778	見野群集墳2号墳	外	20891	兼田2号墳	外
20779	見野群集墳3号墳	外	20892	兼田3号墳	外
20780	見野群集墳4号墳	外	20893	兼田4号墳	外
20781	見野群集墳5号墳	外	20894	兼田5号墳	外
20782	見野群集墳6号墳	外	20895	奥山2号墳	外
20783	見野群集墳7号墳	外	20896	大島2号墳	外
20784	阿保百穴群集墳2号墳	外	20897	飾磨高等学校周辺遺跡	外
20785	阿保百穴群集墳3号墳	外	20898	御旅山14号墳	外
20786	阿保百穴群集墳4号墳	外	20899	大塩古墳	外
20787	阿保百穴群集墳5号墳	外	20907	青山1号竈跡	外
20788	阿保百穴群集墳6号墳	外	20910	川島遺跡	外
20789	阿保百穴群集墳7号墳	外	20911	北春日遺跡	内
20790	阿保百穴群集墳8号墳	外	20912	西山遺跡	外
20791	阿保百穴群集墳9号墳	外	20913	峠山遺跡	内
20792	阿保百穴群集墳10号墳	外	20914	西浜遺跡	内
20793	阿保百穴群集墳11号墳	外	20915	北山遺跡A地点	外
20794	阿保百穴群集墳12号墳	外	20916	日の上遺跡	外
20795	阿保百穴群集墳13号墳	外	20917	日笠山1号墳	外
20796	阿保百穴群集墳14号墳	外	20918	日笠山遺跡A地点	外
20797	阿保百穴群集墳15号墳	外	20919	仏心寺境内石棺所在地	外
20798	阿保百穴群集墳16号墳	外	20920	地藏堂石棺所在地	外
20799	仁寿山2号墳	外	20921	御旅山八幡神社御旅所前石棺所在地	外
20800	仁寿山3号墳	外	20922	荒神社境内石棺所在地	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-45(4) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
20923	美土呂公園内石棺所在地	外	40054	金輪寺畑散布地	外
20924	新羅神社前石棺所在地	外	40056	浜散布地	外
20926	光明寺跡	内	40058	魚住古窯中尾川支群1号窯	外
20930	西段遺跡	外	40059	高見散布地	外
20932	家中遺跡	外	40060	皿池遺跡	外
20936	小婦方遺跡	外	40061	出張遺跡	外
20937	宮ノ浦遺跡	外	40062	西島遺跡	外
20940	湯田遺跡	外	40063	赤根川遺跡	外
20943	恵美穂遺跡	外	40067	東原散布地	外
20949	郷着遺跡	外	40068	東原第2散布地	外
40001	池之下散布地	外	40069	皿池ノ下散布地	外
40002	稗沢池古墳	外	40070	嶋道散布地	外
40003	石圃散布地	外	40071	嶋道第2散布地	外
40004	上ノ川散布地	外	40072	嶋道第3散布地	外
40005	岡ノ下散布地	外	40073	嶋道第4散布地	外
40006	高野散布地	外	40074	金ヶ崎粘土採取地	外
40007	源太塚	外	40075	赤根川・金ヶ崎遺跡	外
40008	東山の上古墳	外	40076	赤根川・金ヶ崎窯	外
40009	向之川散布地	外	40077	奈良松散布地	外
40010	佛道散布地	外	40078	奈良松第2散布地	外
40011	池ノ下1号墳	外	40079	奈良松第3散布地	外
40012	池ノ下2号墳	外	40080	大池下散布地	外
40013	荒内散布地	外	40081	大池東散布地	外
40014	今池ノ脇散布地	外	40082	大池東第2散布地	外
40015	今池ノ脇散布地	外	40083	大池東第3散布地	外
40016	東山ノ口散布地	外	40084	西大池散布地	外
40017	山口ノ西散布地	外	40085	片山散布地	外
40018	中ノ池ノ内散布地	外	40086	金ヶ崎遺跡	外
40019	イ子井遺跡	外	40087	文五郎塚古墳	外
40020	イ子井散布地	外	40088	金ヶ崎古墳	外
40021	上村北散布地	外	40089	西脇遺跡	外
40022	村東散布地	外	40090	鳥ヶ谷遺跡	外
40023	東相々散布地	外	40091	宮ノ前散布地	外
40024	瀬戸田散布地	外	40092	報恩寺跡	外
40025	鳥喰西散布地	外	40093	細長散布地	外
40026	鳥喰西第2散布地	外	40094	山ノ下遺跡	外
40027	小池散布地	外	40095	八十島ノ内散布地	外
40028	宮ノ前散布地	外	40096	西脇散布地	外
40029	西宿散布地	外	40097	主池遺跡	外
40030	向井散布地	外	40098	喰ヶ池遺跡	外
40031	上北代散布地	外	40126	江井島散布地	外
40032	清水新田窯跡	内	40127	西八木遺跡	外
40033	幣塚古墳	外	40210	村ノ北遺跡	外
40034	奥辻ヶ内散布地	外	40211	鴨谷池古窯跡群2号窯	外
40035	新池ノ内散布地	外	40212	鴨谷池古窯跡群3号窯	外
40036	北浦池古墳	外	40213	鴨谷池古窯跡群4号窯	外
40037	宮東散布地	外	40214	鴨谷池古窯跡群5号窯	外
40038	長坂寺遺跡	外	40215	鴨谷池古窯跡群6号窯	外
40039	鴨谷池古窯跡群1号窯	外	40216	鴨谷池古窯跡群7号窯	外
40040	中尾新田古墳	外	40217	鴨谷池古窯跡群8号窯	外
40041	錦が丘古墳	外	40218	鴨谷池古窯跡群9号窯	外
40042	錦が丘散布地	外	40219	鴨谷池古窯跡群10号窯	外
40043	錦が丘第2散布地	外	40220	鴨谷池古窯跡群11号窯	外
40044	寺山遺跡	外	40236	魚住古窯中尾川支群2号窯	外
40045	寺山古墳	外	40237	魚住古窯中尾川支群3号窯	外
40046	龍池ノ下散布地	外	40238	魚住古窯中尾川支群4号窯	外
40047	龍池ノ下第2散布地	外	40239	魚住古窯中尾川支群5号窯	外
40048	五反田散布地	外	40240	魚住古窯中尾川支群6号窯	外
40049	五反田第2散布地	外	40241	魚住古窯中尾川支群7号窯	外
40050	西見里散布地	外	40242	魚住古窯中尾川支群8号窯	外
40051	栗林散布地	外	40243	魚住古窯中尾川支群9号窯	外
40052	大溝ノ上散布地	外	40244	魚住古窯中尾川支群10号窯	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-45(5) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
40245	魚住古窯中尾川支群11号窯	外	110055	宮山1号墳	外
40246	魚住古窯中尾川支群12号窯	外	110056	宮山2号墳	外
40247	魚住古窯中尾川支群13号窯	外	110057	宮山3号墳	外
40248	魚住古窯中尾川支群14号窯	外	110058	宮山4号墳	外
40249	魚住古窯中尾川支群15号窯	外	110059	宮山5号墳	外
40250	魚住古窯中尾川支群16号窯	外	110060	宮山6号墳	外
40251	魚住古窯中尾川支群17号窯	外	110062	西条1号墳	外
40252	魚住古窯中尾川支群18号窯	外	110063	西条2号墳	外
40253	魚住古窯中尾川支群19号窯	外	110064	西条3号墳	外
40254	魚住古窯中尾川支群20号窯	外	110065	西条4号墳	外
40255	魚住古窯中尾川支群21号窯	外	110066	西条6号墳	外
40256	魚住古窯中尾川支群22号窯	外	110067	西条7号墳	外
40257	魚住古窯中尾川支群23号窯	外	110068	西条9号墳	外
40258	魚住古窯中尾川支群24号窯	外	110069	西条10号墳	外
40259	魚住古窯中尾川支群25号窯	外	110070	西条12号墳	外
40260	魚住古窯中尾川支群26号窯	外	110071	西条13号墳	外
40261	魚住古窯中尾川支群27号窯	外	110072	西条14号墳	外
40262	魚住古窯中尾川支群28号窯	外	110073	西条21号墳	外
40263	魚住古窯中尾川支群29号窯	外	110074	西条21 - 2号墳	外
40264	魚住古窯中尾川支群30号窯	外	110075	西条23号墳	外
40265	魚住古窯中尾川支群31号窯	外	110076	西条24、26、27、28、30号墳	外
40266	魚住古窯中尾川支群32号窯	外	110077	西条25号墳	外
40267	魚住古窯中尾川支群33号窯	外	110078	西条29号墳	外
40268	魚住古窯中尾川支群34号窯	外	110079	西条31号墳	外
40269	魚住古窯中尾川支群35号窯	外	110080	西条32号墳	外
40270	魚住古窯中尾川支群36号窯	外	110081	西条34号墳	外
40301	久保窯	外	110082	西条35号墳	外
40302	西岡遺跡	外	110083	西条36号墳	外
40305	古代山陽道辻ケ内地点	外	110084	西条37号墳	外
40306	古代山陽道清水地点	外	110085	西条38号墳	外
40307	古代山陽道清水第2地点	外	110086	西条39号墳	外
40314	錦が丘散布地	外	110087	西条40号墳	外
40315	大谷遺跡	外	110088	西条51号墳	外
40325	池ノ上遺跡	外	110089	西条52号墳	外
40326	古代山陽道北澤地点	外	110090	西条53号墳	外
40328	注連郷遺跡	外	110091	西条58号墳	外
40329	北ノ前遺跡	外	110092	西条59号墳	外
40336	塚之脇遺跡	外	110093	西条61号墳	外
40342	魚住清水遺跡	外	110094	西条61 - 2号墳	外
40344	魚住住吉遺跡	外	110118	石守1号墳	外
40345	森田遺跡	外	110119	水足1号墳	外
40348	八木遺跡第2地点	外	110212	尾上遺跡	外
40354	高落遺跡	外	110213	浜の宮遺跡	外
110001	山之上遺跡	内	110214	野新村古窯跡1号窯	外
110002	神野城山遺跡	外	110215	野新村古窯跡1号窯	外
110005	宮山遺跡	外	110216	野新村古窯跡2号窯	外
110008	東神吉遺跡	外	110218	美乃利遺跡	外
110010	溝之口遺跡	外	110220	古大内遺跡	外
110012	望塚（盆塚）	外	110223	野口廃寺	外
110016	今福遺跡	外	110224	溝之口廃寺	外
110017	長砂遺跡	外	110225	石守廃寺	外
110018	樋之口遺跡	外	110226	西条廃寺	外
110019	大日山遺跡	外	110227	古堂廃寺	外
110020	播磨堂遺跡	外	110228	中西廃寺	外
110023	聖陵山古墳	外	110229	西条蔵骨器群	外
110034	宮山大塚古墳	外	110230	西条土壙墓	外
110049	池ノ尻古墳	外	110233	野新村古墳	外
110050	成福寺1号墳	外	110235	野新村1号墳	外
110051	成福寺2号墳	外	110238	下村古墳	外
110052	西田池1号墳	外	110241	古大内城跡	外
110053	西田池2号墳	外	110242	西条城跡	外
110054	西田池3号墳	外	110243	石弾城跡	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。
 出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-45(6) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
110245	横倉城跡	外	110646	広沢山遺跡	外
110246	安田構居跡	外	170001	西坂遺跡A地点	外
110247	稲屋構居跡	外	170002	西坂遺跡B地点	外
110248	石守構居跡	外	170003	西坂遺跡C地点	外
110249	手末構居跡	外	170004	西坂遺跡D地点	外
110250	高田構居跡	外	170005	西坂遺跡E地点	外
110257	砂部構居跡	外	170006	寺尾1号窯	外
110258	一色構居跡	外	170007	寺尾2号窯	外
110259	野口城跡	外	170008	北春日遺跡	内
110260	長砂構居跡	外	170009	中山田・池ノ内遺跡	内
110261	細田構居跡	外	170010	菜切遺跡	外
110262	尾上構居跡	外	170011	北脇1号墳	外
110263	加古川城跡	外	170012	北脇2号墳	外
110276	平津構居跡	外	170013	北脇3号墳	外
110282	水足2号墳	外	170014	天神山古墳	外
110287	成福寺3号墳	外	170015	牛谷2号墳	外
110288	成福寺4号墳	外	170016	香呂山遺跡	外
110289	下村遺跡	外	170017	皿池ノ上遺跡	外
110292	北在家遺跡	外	170018	経塚山古墳	外
110294	粟津遺跡	外	170019	阿弥陀2号墳	外
110305	具平塚古墳	外	170022	阿弥陀5号墳	外
110312	山中遺跡	外	170023	阿弥陀6号墳	外
110316	松ノ木谷遺跡	外	170024	阿弥陀7号墳	外
110318	牛谷池遺跡	外	170025	阿弥陀8号墳	外
110325	入住池遺跡	外	170026	阿弥陀9号墳	外
110357	平野遺跡	外	170027	阿弥陀10号墳	外
110480	石守2号墳	外	170028	阿弥陀11号墳	外
110481	石守3号墳	外	170029	阿弥陀12号墳	外
110485	神野遺跡	外	170030	阿弥陀13号墳	外
110488	古代山陽道	外	170031	阿弥陀14号墳	外
110490	上村池遺跡	外	170032	阿弥陀15号墳	外
110508	石守古墳群4号墳	外	170033	阿弥陀16号墳	外
110509	石守古墳群5号墳	外	170034	阿弥陀17号墳	外
110512	野村古窯跡1号窯	外	170035	阿弥陀18号墳	外
110513	野村古窯跡2号窯	外	170036	谷ノ口遺跡	外
110528	松岡青羅墓	外	170037	大日山古墳	外
110550	野村古窯跡3号窯	外	170038	一本松・北原遺跡	外
110551	野村古窯跡4号窯	外	170042	時光寺遺跡	外
110555	長畑遺跡	内	170043	時光寺古墳	外
110611	天神前遺跡	外	170046	神爪遺跡A地点	外
110614	鶴林寺	外	170047	神爪遺跡B地点	外
110615	猫池遺跡	外	170048	峠山遺跡	内
110617	良野遺跡	外	170049	西浜遺跡	内
110618	天王山遺跡	外	170050	北脇遺跡	外
110621	教信寺	外	170051	北浜遺跡	内
110622	粟津大年遺跡	外	170052	西山遺跡	外
110623	天王山1号窯	外	170053	天川遺跡	外
110624	天王山2号窯	外	170054	北山遺跡A地点	外
110625	天王山1号墳	外	170055	目の上遺跡	外
110626	天王山2号墳	外	170056	日笠山1号墳	外
110627	天王山3号墳	外	170057	日笠山群集墳	外
110628	東沢2号墳	外	170058	日笠山遺跡A地点	外
110629	東沢中遺跡	外	170059	日笠山遺跡B地点	外
110630	東沢1号墳	外	170060	日笠山貝塚	外
110631	神野大林古窯跡1号窯	外	170061	中筋遺跡A地点	外
110632	神野大林古窯跡2号窯	外	170062	中筋遺跡B地点	外
110633	神野大林古窯跡3号窯	外	170063	魚橋遺跡A地点	外
110634	坂元遺跡	外	170064	魚橋遺跡B地点	外
110635	神野北山遺跡	外	170065	魚橋遺跡C地点	外
110636	大野遺跡	外	170066	伊保山遺跡A地点	外
110637	大塚遺跡	外	170067	伊保山遺跡B地点	外
110641	前谷遺跡	外	170068	伊保遺跡	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-45(7) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
170069	北山遺跡B地点	外	340005	大中散布地	外
170070	塩田遺跡	外	340006	大中遺跡	内
170071	伊保山古窯跡	外	340007	野添1号散布地	内
170072	竜山1号墳	外	340008	愛宕塚古墳	外
170073	竜山2号墳	外	340009	野添2号散布地	外
170074	竜山3号墳	外	340010	野添3号散布地	外
170075	竜山4号墳	外	340011	野添4号散布地	外
170076	天磐船旧所在地	外	340012	二子1号散布地	外
170077	曽根遺跡	外	340013	二子2号散布地	外
170078	魚橋古窯跡	外	340014	二子3号散布地	外
170079	石の宝殿	外	340015	二子4号散布地	外
170081	竜山5号墳	外	340017	本庄蓮花寺構居跡	外
170082	竜山6号墳	外	340019	宮西構居跡	外
170083	竜山遺跡	外	340020	古宮大池東散布地	外
170084	魚崎遺跡	外	340021	古宮大池西散布地	外
170085	米田遺跡	外	340022	本庄宮ノ北遺跡地	外
170086	小松原遺跡A地点	外	450056	上太田1号墳	外
170087	小松原遺跡B地点	外	450057	上太田2号墳	外
170088	小松原貝塚	外	450058	上太田3号墳	外
170089	蓮池遺跡	外	450059	裏ノ谷遺跡	外
170090	朝日町遺跡	外	450091	大津茂川床遺跡	外
170091	幸田遺跡	外	450092	川島遺跡	外
170092	高砂城跡	内	450093	黒岡1号墳	外
170093	東宮町遺跡	内	450094	黒岡2号墳	外
170094	高砂町遺跡	内	450095	黒岡3号墳	外
170095	竜山採石遺跡	外	450096	黒岡4号墳	外
170096	竜山7号墳	外	450097	黒岡5号墳	外
330001	風呂ノ谷池遺跡	外	450098	黒岡6号墳	外
330002	琴池遺跡	外	450099	黒岡7号墳	外
330004	西場遺跡	外	450100	黒岡8号墳	外
330005	百丁場遺跡	外	450101	黒岡9号墳	外
330006	溝ヶ沢池遺跡	外	450102	黒岡10号墳	外
330007	千波池遺跡	外	450103	黒岡11号墳	外
330008	相ノ山遺跡	内	450104	黒岡神社古墳	外
330009	印南古墳	外	450105	黒岡山墳丘墓	外
330010	四ツ塚池群集墳1号墳	外	450106	黒岡山古墳	外
330011	四ツ塚池群集墳2号墳	外	450107	田中遺跡	外
330012	四ツ塚池群集墳3号墳	外	450108	原坂遺跡	外
330013	四ツ塚池群集墳4号墳	外	450109	楯岩城跡	外
330014	幸竹池遺跡	外	450111	城山2号墳	外
330015	南場遺跡	外	450112	城山3号墳	外
330016	六分一遺跡	内	450113	城山4号墳	外
330017	広ヶ沢遺跡	内	450114	城山5号墳	外
330018	国安遺跡	外	450115	天神山1号墳	外
330019	川北遺跡	外	450116	天神山2号墳	外
330020	平見遺跡	内	450117	天神山3号墳	外
330021	本田遺跡	外	450118	天神山4号墳	外
330022	下条遺跡	外	450119	天神山5号墳	外
330023	下条第1遺跡	外	450120	天神山6号墳	外
330026	相野第2遺跡	外	450121	天神山7号墳	外
330028	風呂ノ谷池遺跡	外	450122	天神山8号墳	外
330029	野寺遺跡	外	450123	鷺山1号墳	外
330030	六分一第2遺跡	外	450124	鷺山2号墳	外
330031	野畑池遺跡	外	450125	鷺山3号墳	外
330034	草谷埋納銭出土地	外	450126	鷺山4号墳	外
330036	母里遺跡	外	450127	鷺山5号墳	外
330037	葡萄園池東側遺跡	外	450128	鷺山6号墳	外
330038	中村窯跡	外	450129	鷺山7号墳	外
340001	本荘散布地	内	450130	鷺山8号墳	外
340002	古田1号散布地	内	450131	鷺山9号墳	外
340003	古田2号散布地	内	450138	北山1号墳	外
340004	古田3号散布地	内	450139	北山2号墳	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-45(8) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
450140	北山3号墳	外	450174	白毛2号墳	外
450141	北山4号墳	外	450175	白毛3号墳	外
450142	北山5号墳	外	450176	白毛4号墳	外
450143	北山6号墳	外	450177	白毛5号墳	外
450144	山田大山1号墳	外	450178	白毛6号墳	外
450145	山田大山2号墳	外	450179	白毛7号墳	外
450146	山田大山3号墳	外	450180	白毛8号墳	外
450147	山田大山4号墳	外	450181	白毛9号墳	外
450148	山田大山5号墳	外	450182	白毛10号墳	外
450149	山田大山6号墳	外	450183	白毛11号墳	外
450150	山田大山7号墳	外	450184	白毛12号墳	外
450151	山田大山8号墳	外	450185	白毛13号墳	外
450152	山田1号墳	外	450186	原沼遺跡	外
450153	山田2号墳	外	450187	原北町古墳	外
450154	山田3号墳	外	450188	塚村1号墳	外
450155	山田4号墳	外	450189	塚村2号墳	外
450156	山田5号墳	外	450190	塚村3号墳	外
450157	山田6号墳	外	450191	塚村4号墳	外
450158	山田7号墳	外	450192	塚村5号墳	外
450159	山田8号墳	外	450193	塚村6号墳	外
450160	山田9号墳	外	450241	黒岡12号墳	外
450161	山田10号墳	外	450242	黒岡13号墳	外
450162	山田11号墳	外	450243	天神山9号墳	外
450163	山田12号墳	外	450247	山田大山9号墳	外
450167	山田遺跡	外	450248	山田大山10号墳	外
450168	山田小丸山遺跡	外	450249	山田大山11号墳	外
450169	山田桃山遺跡	外	450250	山田大山12号墳	外
450170	山田雁谷山遺跡	外	450251	山田大山13号墳	外
450171	山田畑田山遺跡	外	450252	茶ノ木遺跡	外
450173	白毛1号墳	外			

注) 区域内/外:都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示す。

出典:「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ(令和3年4月現在)

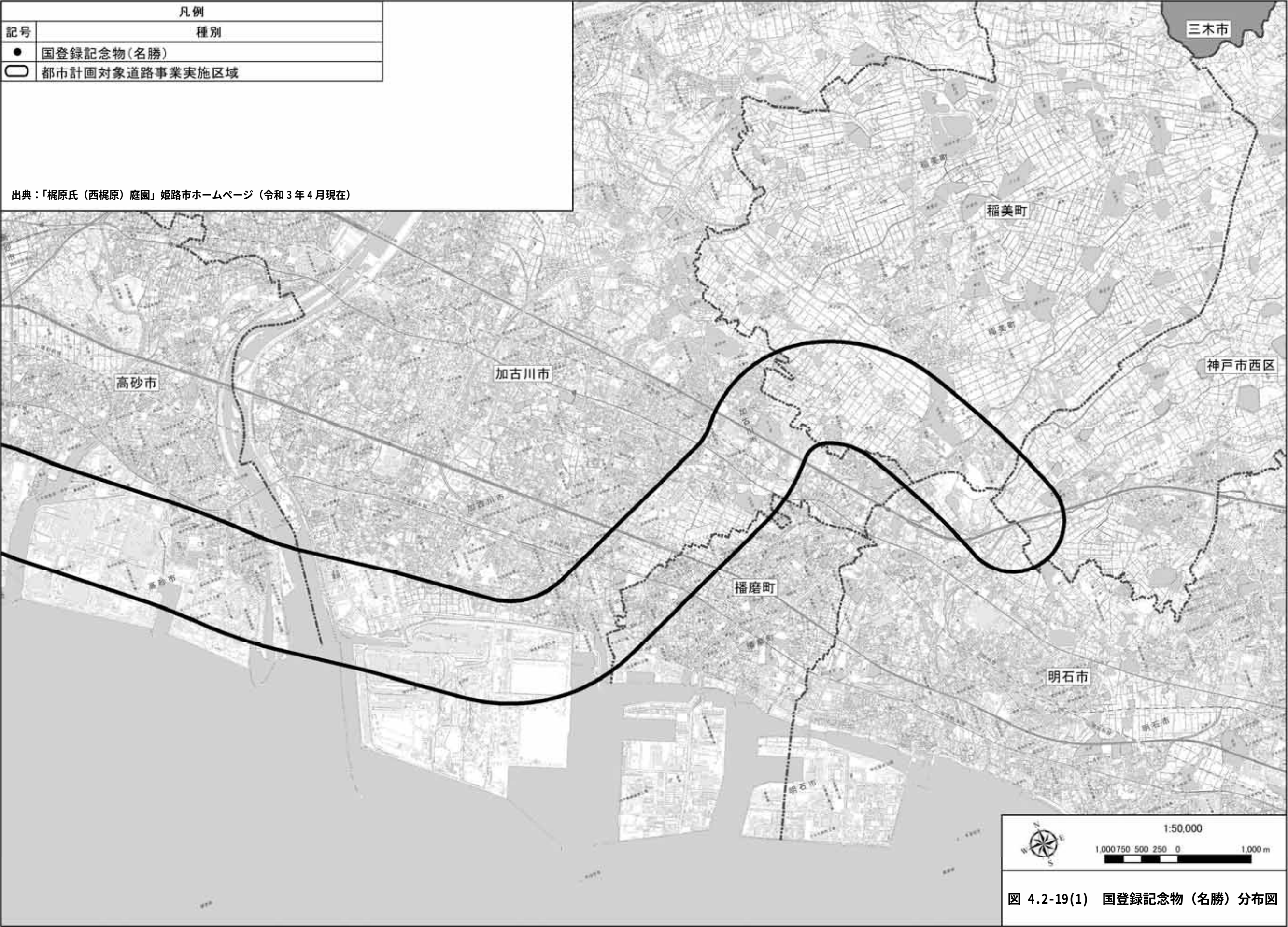
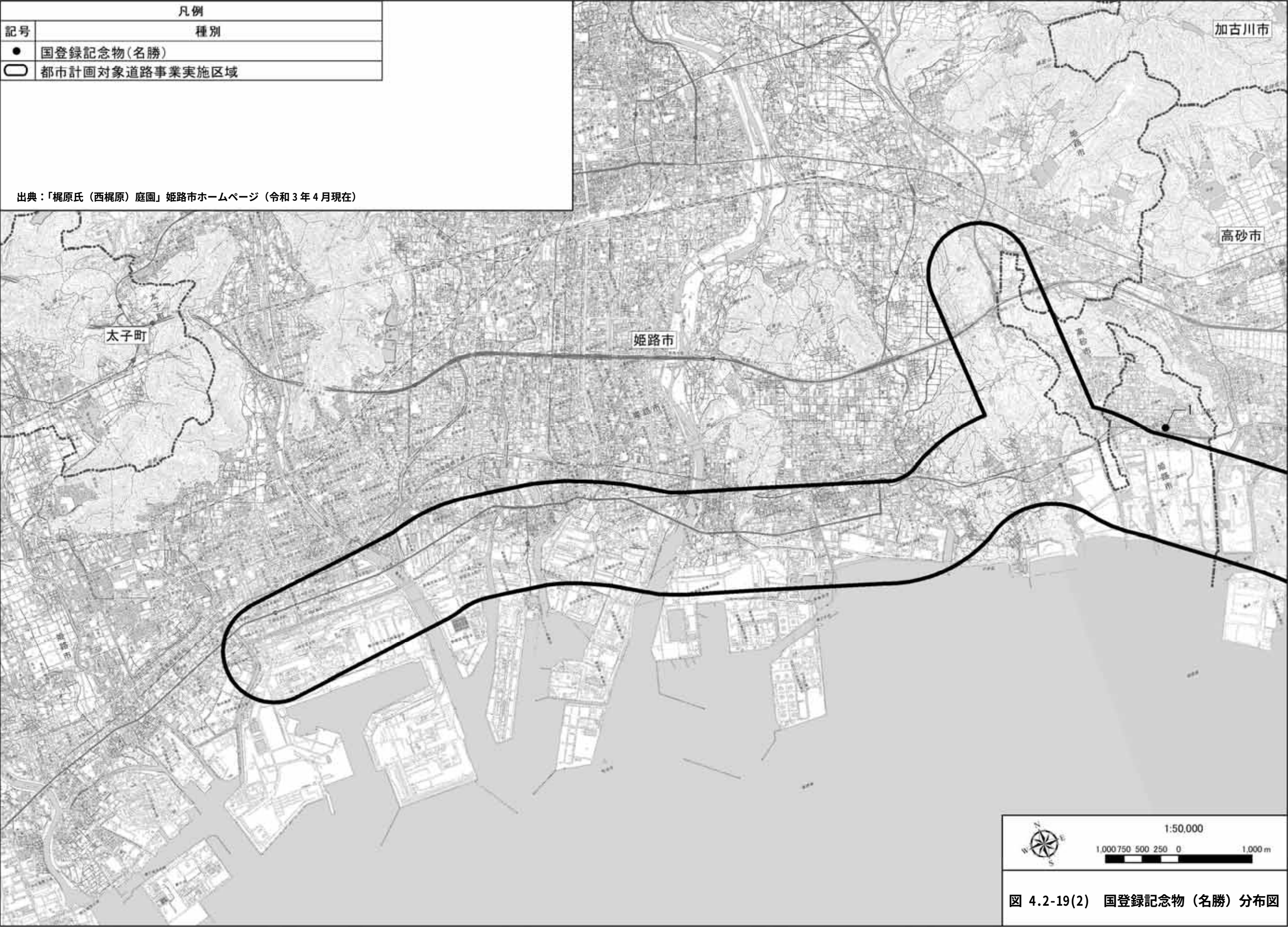
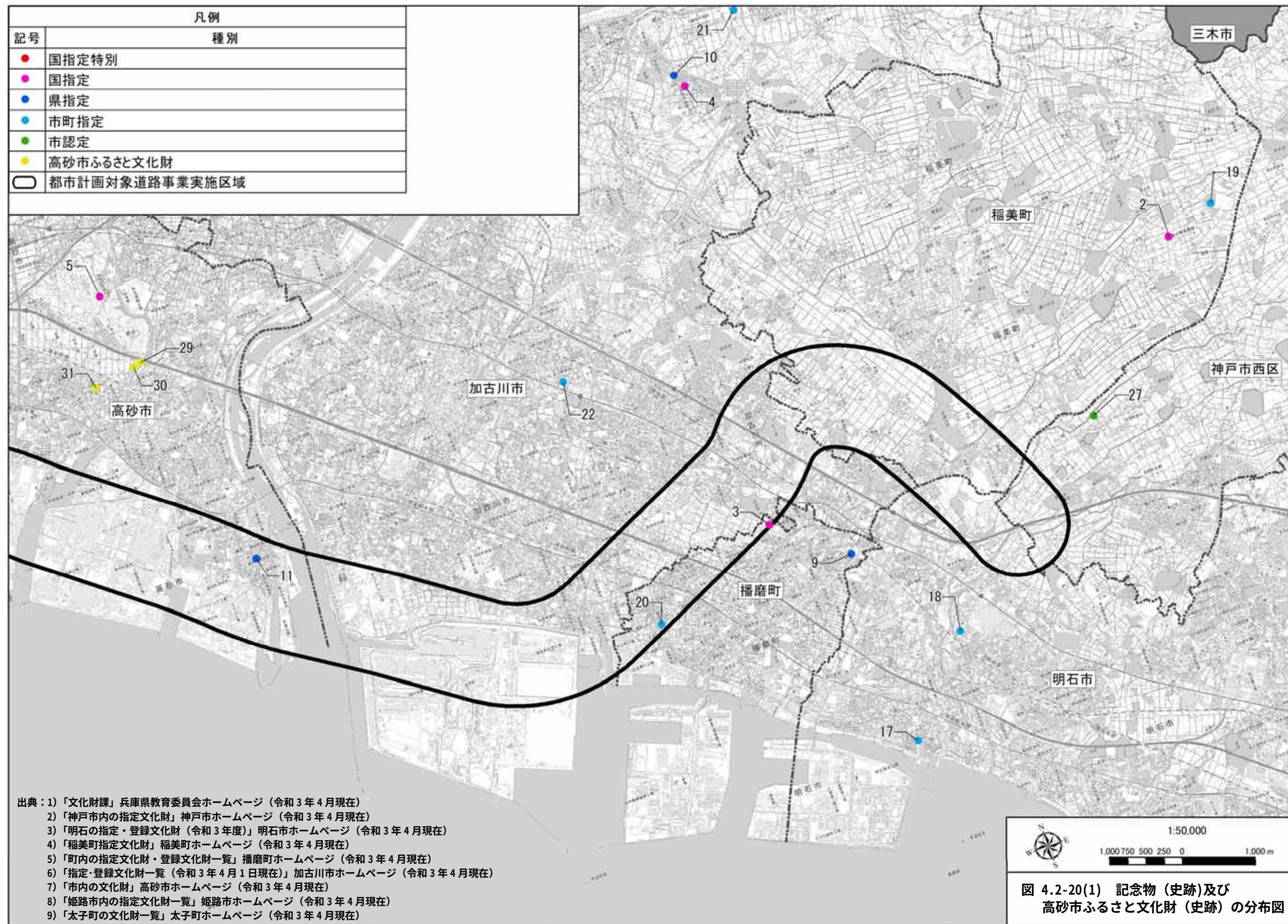
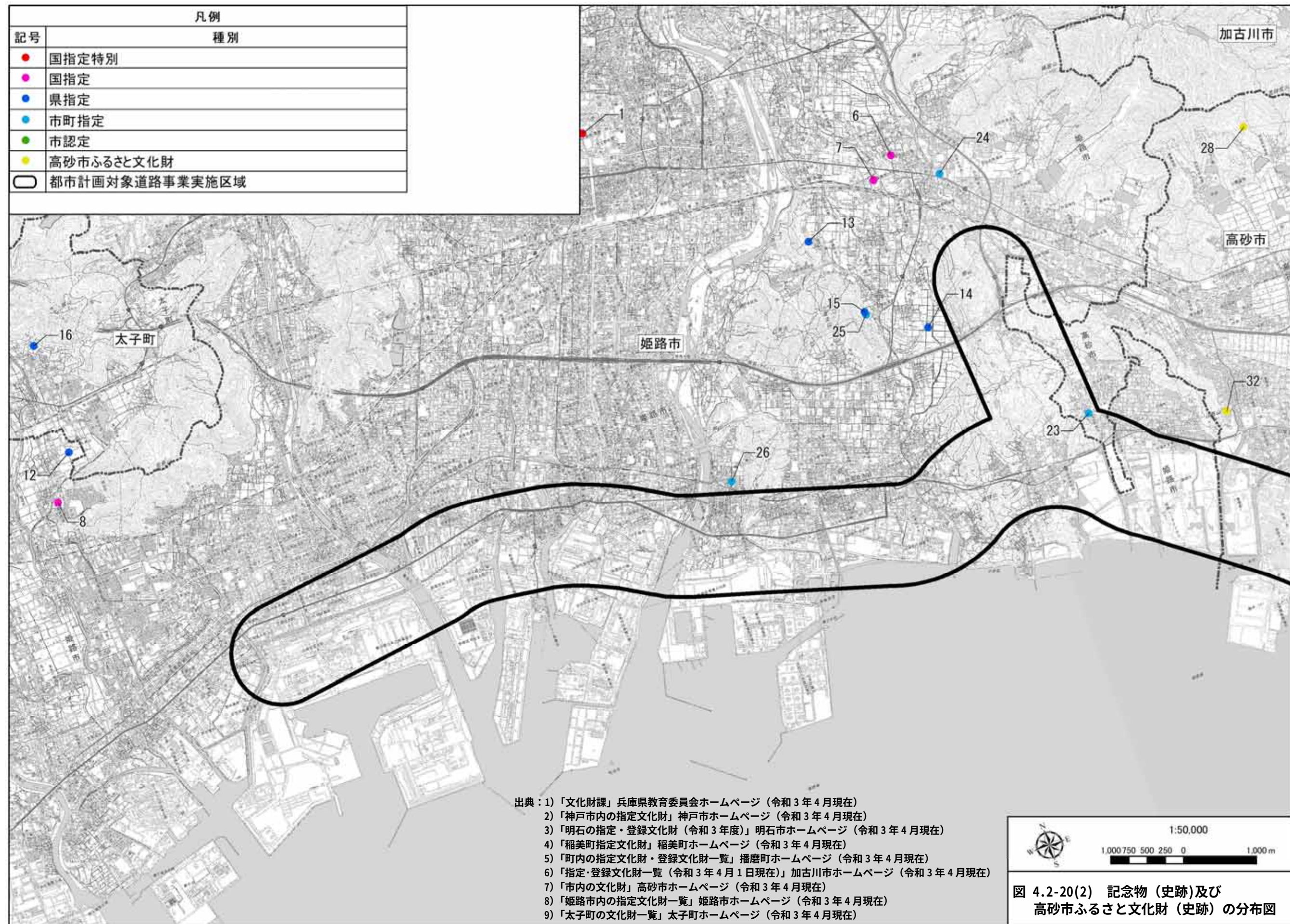


図 4.2-19(1) 国登録記念物（名勝）分布図







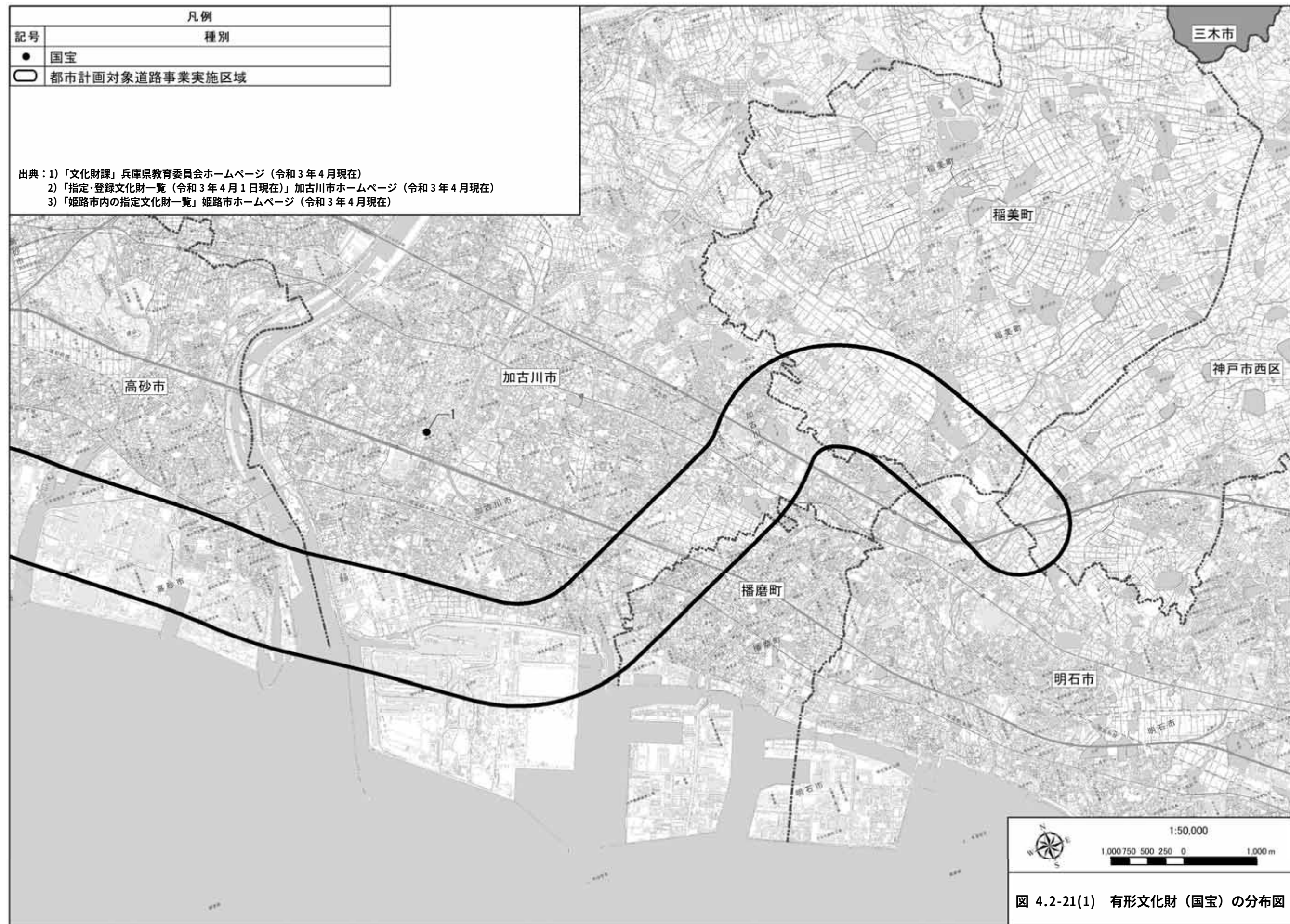
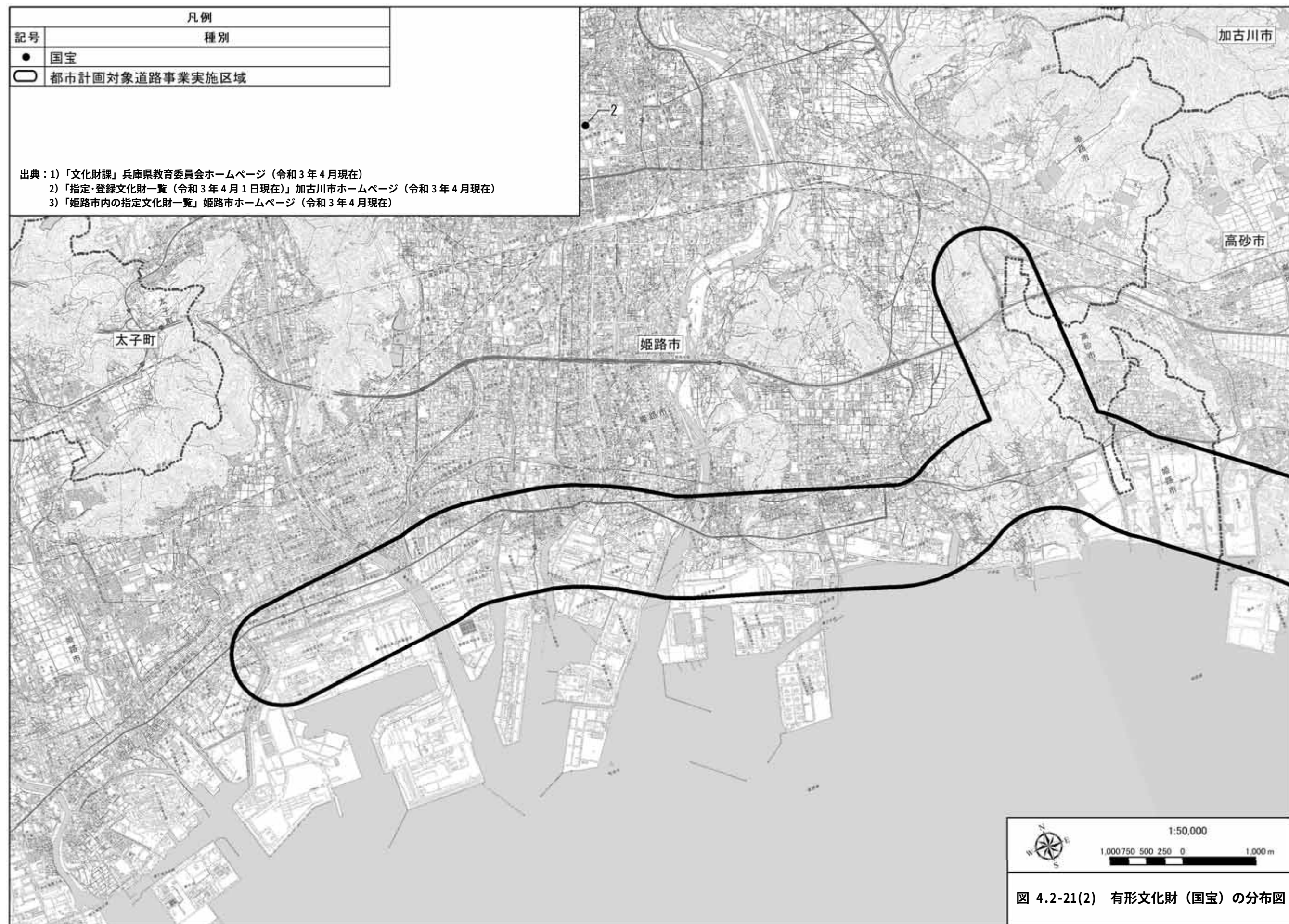
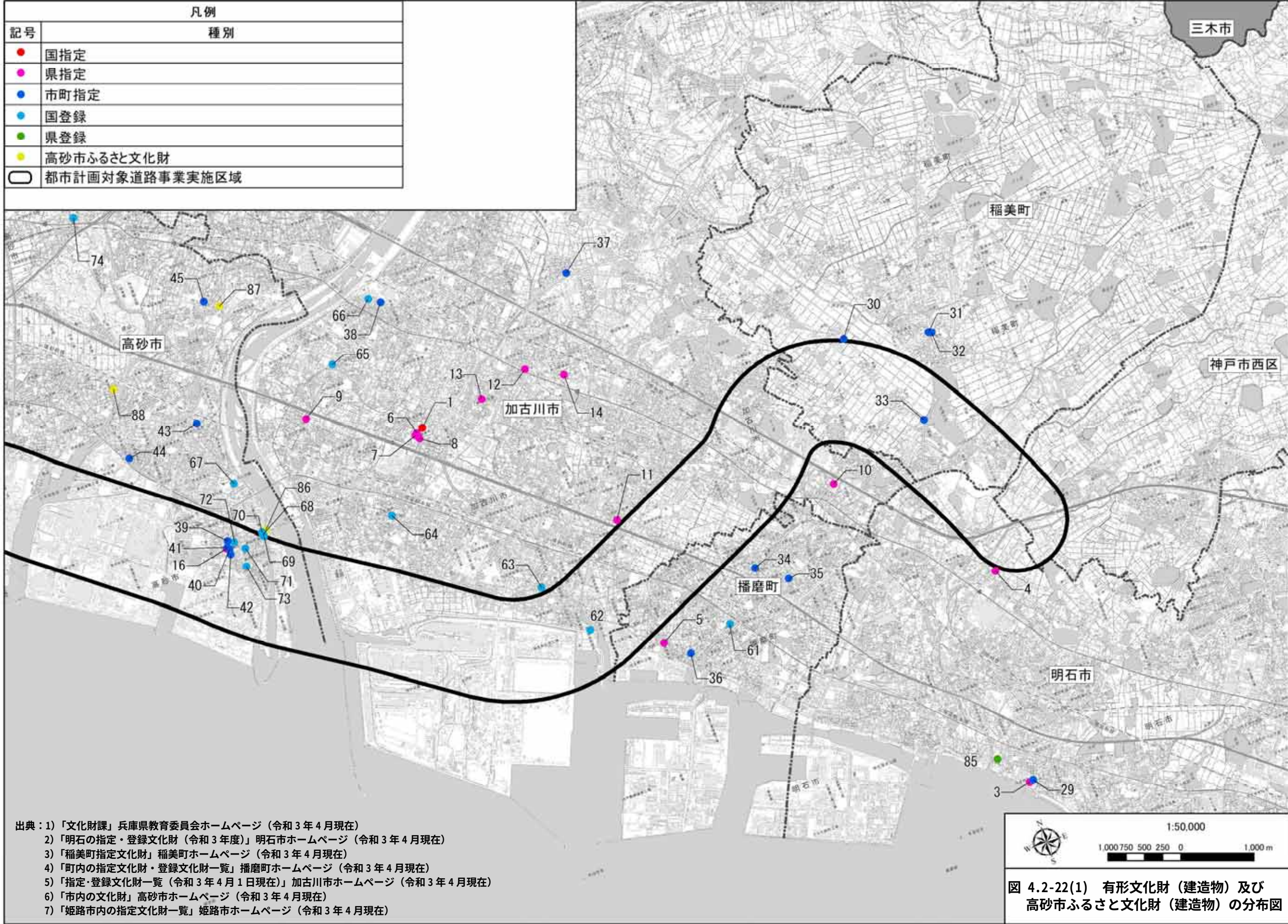
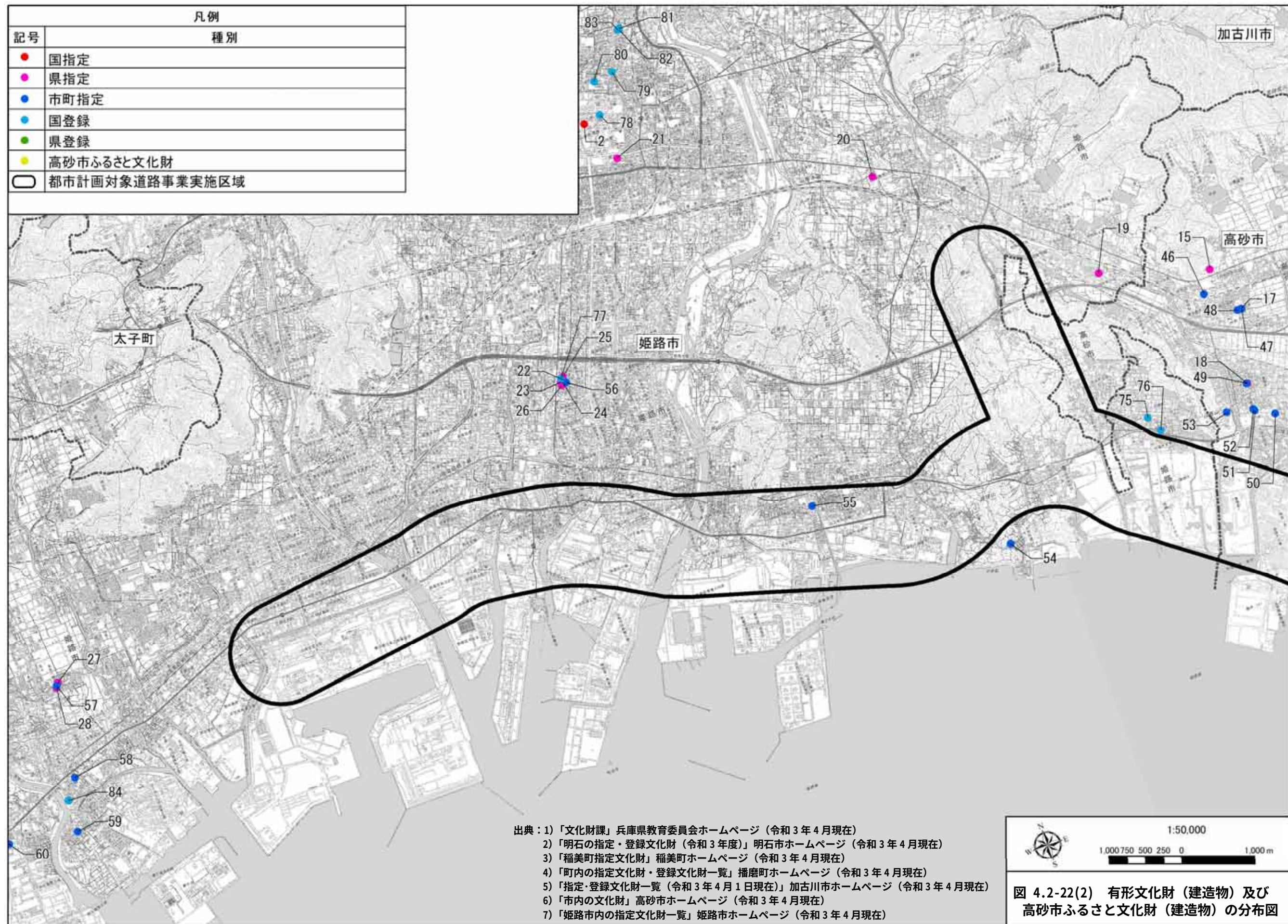
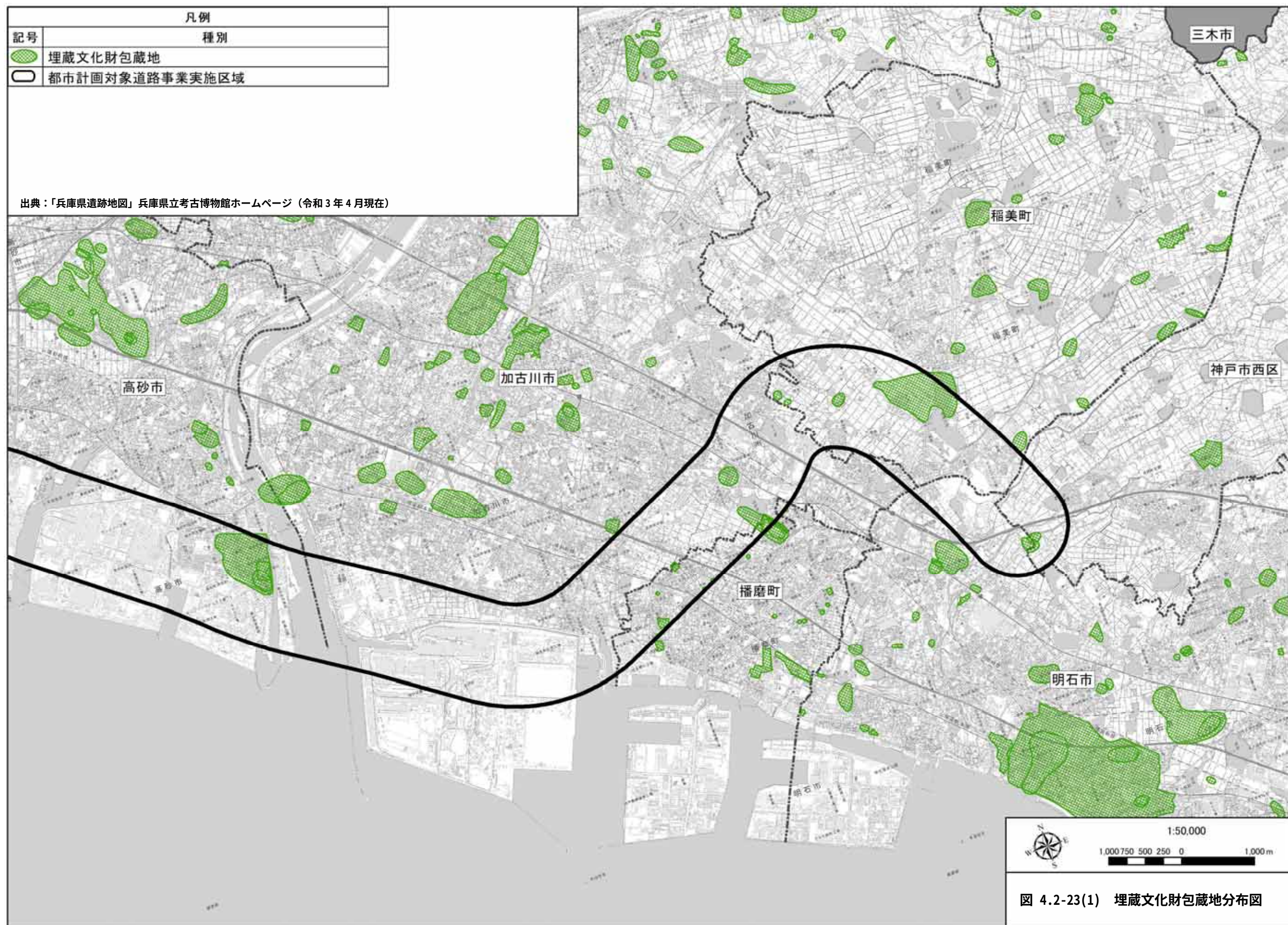


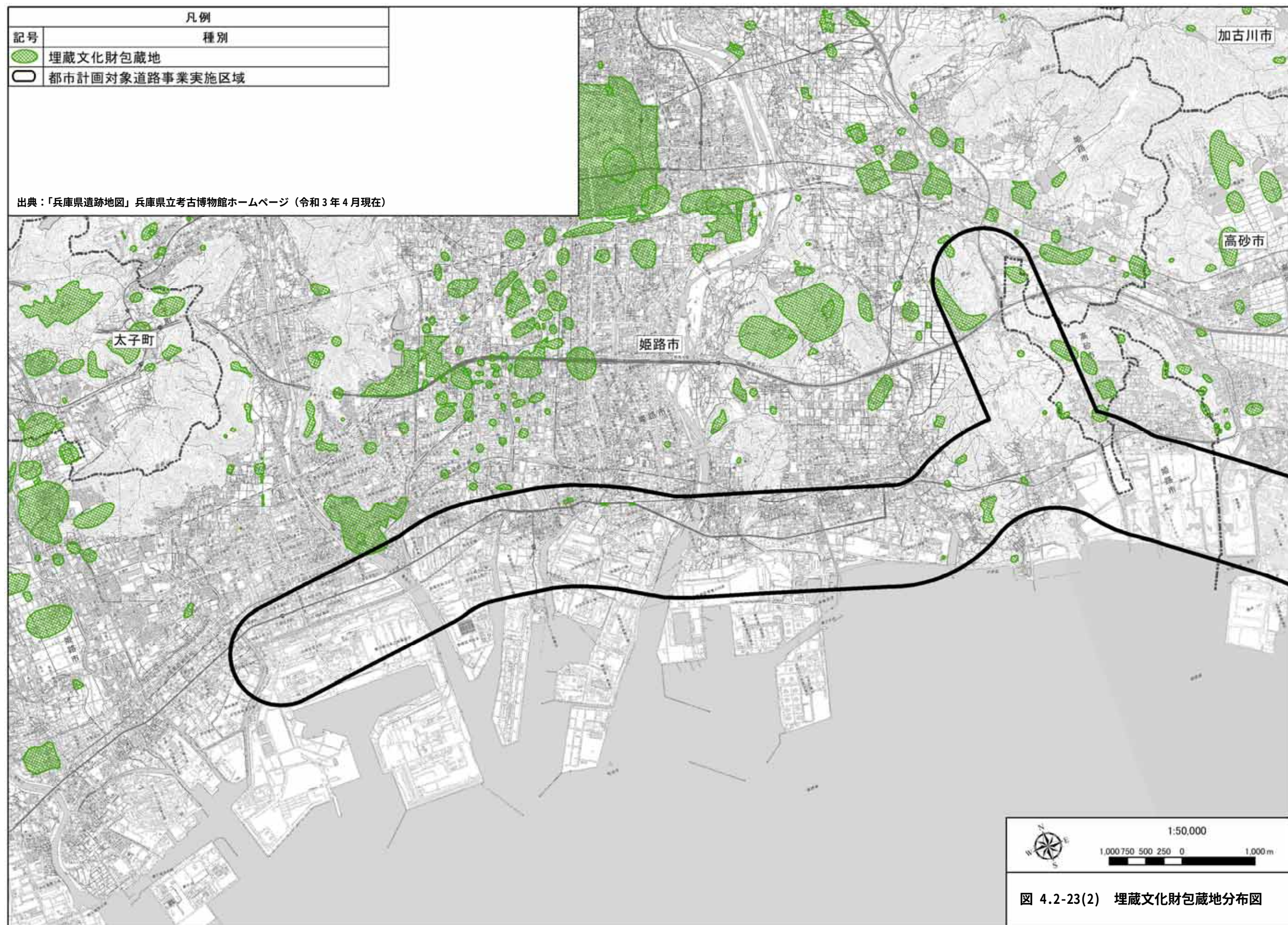
図 4.2-21(1) 有形文化財（国宝）の分布図











13) 都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定による風致地区の指定はありません。

14) 環境基本法第 16 条第 1 項の規定により定められた環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定により定められた、大気汚染に係る環境基準を、表 4.2-46 に示します。

表 4.2-46 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化イオウ	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 3 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

注）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）

(2) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた、騒音に係る環境基準を表4.2-47に、調査区域における地域の類型の指定状況を図4.2-24に示します。

騒音に係る環境基準については、加古川市の一部でAA類型に指定されているほかは、主に住居専用地域はA類型及びB類型、商業、工業地域はC類型に指定されています。

表 4.2-47 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注2) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

注5) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

ただし、表4.2-48に掲げる地域に該当する地域(以下、「道路に面する地域」という。)については、表4.2-47によらず表4.2-48の基準値の欄に掲げるとおりとします。

表 4.2-48 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下
備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

注) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表4.2-48にかかわらず、特例として表4.2-49の基準値の欄に掲げるとおりとします。

表 4.2-49 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

(1) 「道路法」(昭和 27 年法律第 180 号) 第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）

(2) (1) に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって「都市計画法施行規則」(昭和 40 年建設省令第 49 号) 第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

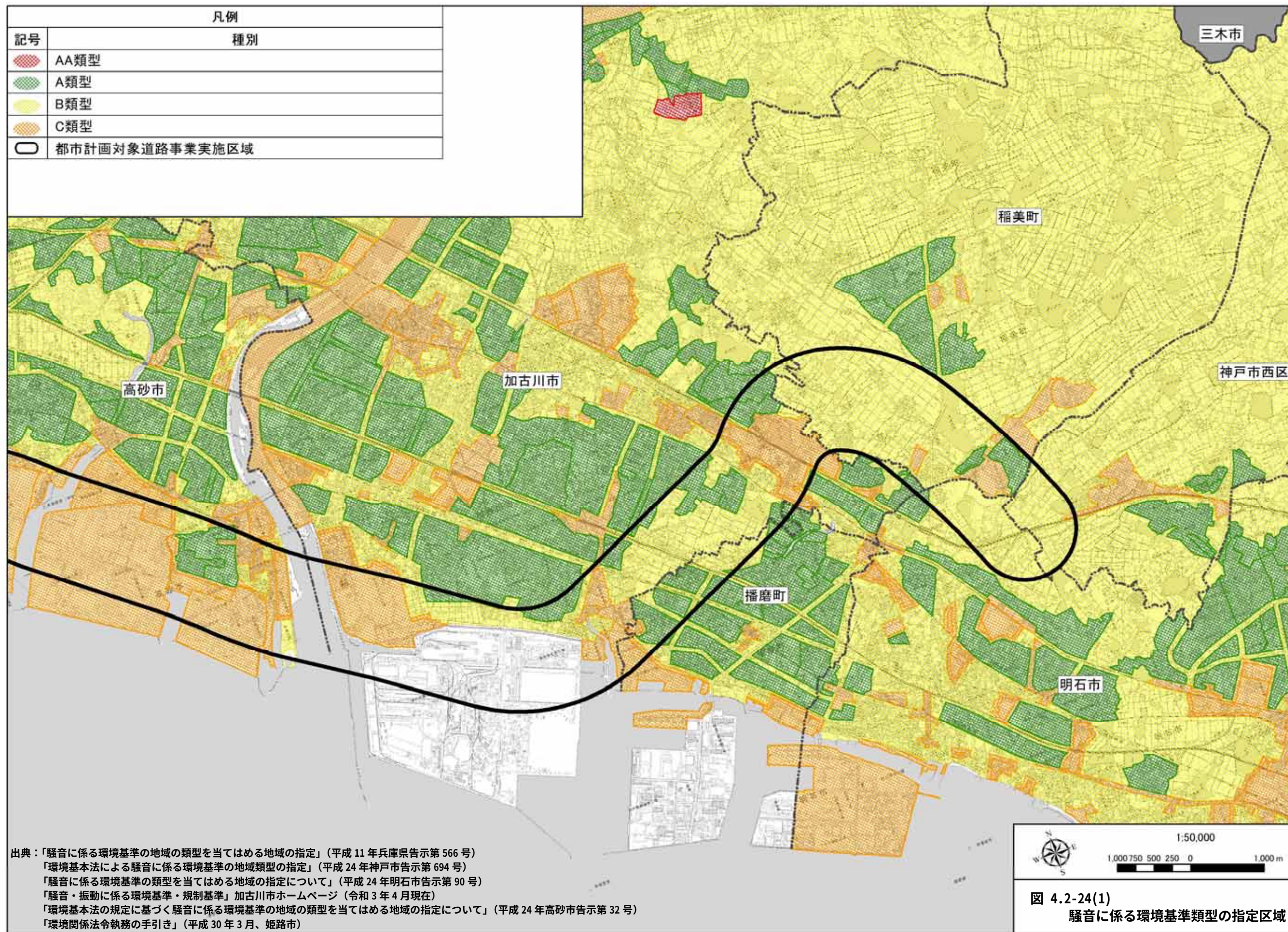
(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15 メートル

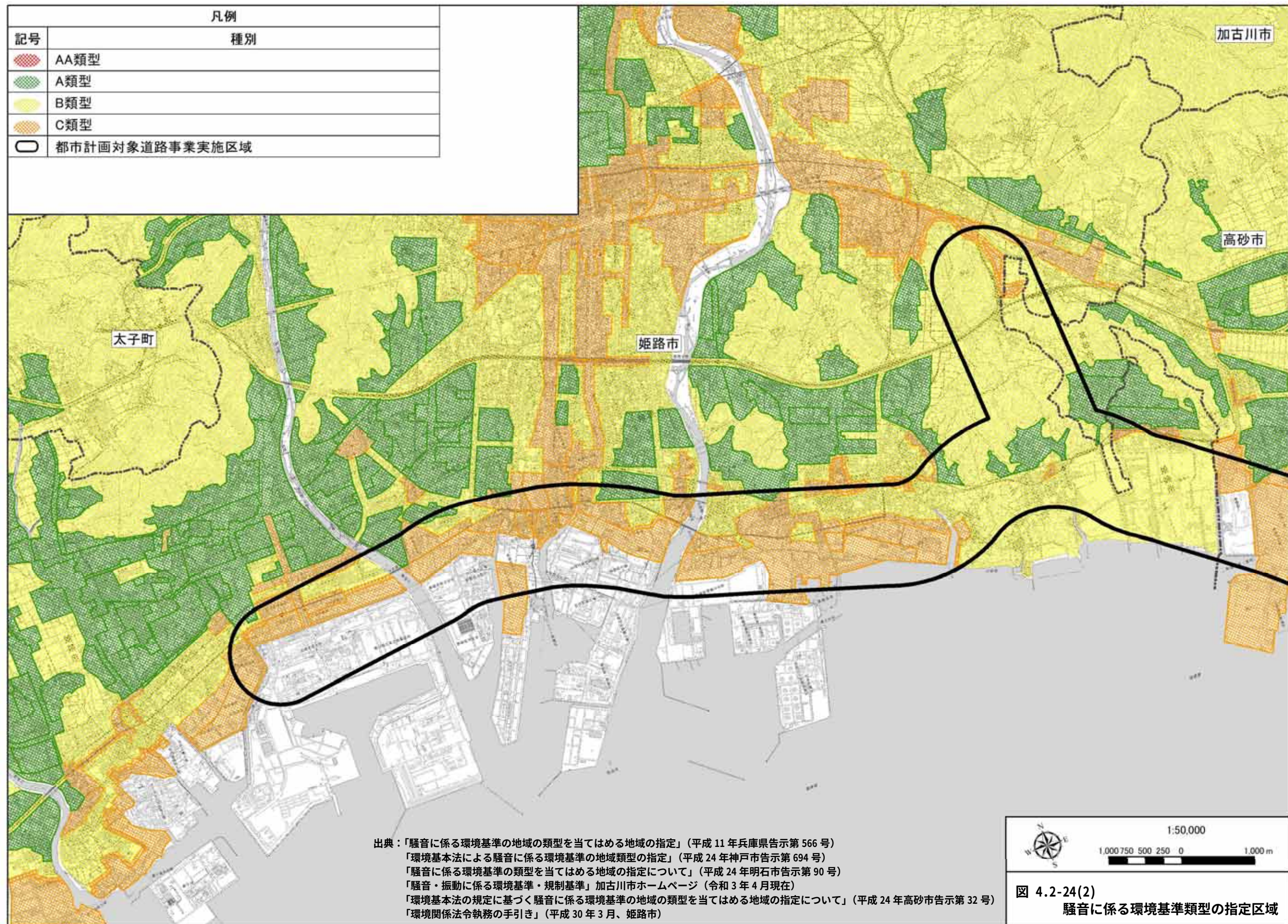
(2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20 メートル

注 3) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年環大企第 257 号)





(3) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた、水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準を表4.2-50に、生活環境の保全に関する環境基準を表4.2-51及び表4.2-52に示します。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年総理府令第67号)第7条の規定に基づくダイオキシン類の汚染に係る環境基準を表4.2-53に示します。

水質に係る環境基準の指定状況について、生活環境の保全に関する環境基準については、調査区域における河川及び海域の類型指定状況を表4.2-54～表4.2-55及び図4.2-25に示します。夢前川の上流域でA類型、加古川、市川、夢前川及び揖保川の下流域でB類型、船場川の下流域及び別府川でC類型、喜瀬川でD類型に指定されています。海域では沿岸部で概ねB類型及びC類型、全室素・全りんについてはII類型及びIII類型に指定されています。人の健康の保護に関する環境基準については、すべての公共用水域に一律に適用されています。また、ダイオキシン類の汚染に係る環境基準については、公共用水域及び地下水について適用されています。

表 4.2-50 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格(以下、「規格」という。)K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 4.2-51(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 4.2-51(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 4.2-52(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲 げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注 3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 4.2-52(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について 行うものとする。			

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

注 3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 4.2-53 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準

媒体	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 基準値は、年間平均値とする。	

注）水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

表 4.2-54 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況（河川）

水域の名称		該当水域	類型	達成期間
喜瀬川		本流全域	D	ハ
別府川		本流全域	C	ハ
加古川	下流	篠山川合流点より下流	B	ロ
市川	下流	仁豊野橋より潮止えん堤まで	B	ロ
船場川	下流	保城橋から下流	C	イ
夢前川	上流	蒲田橋より上流	A	イ
	下流	蒲田橋より潮止えん堤まで	B	イ
揖保川	下流	林田川合流点より下流	B	ハ

注 1）環境基準の類型及び基準値等は表 4.2-51 に示す。

注 2）水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとする。なお、「ハ」は遅くとも概ね 10 年以内に達成することを目途とする。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5 年以内で可及的速やかに達成

ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和元年度）」（令和 2 年 7 月、兵庫県）

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取り扱いについて」（環水管 126 号）

表 4.2-55(1) 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況（海域）

水系	水域の名称	類型	達成期間
播磨灘	播磨海域（1）、（2）	C	イ
	播磨海域（3）、（4）	C	ロ
	播磨海域（5）～（9）	C	イ
	播磨海域（11）	B	ロ
	播磨海域（13）	A	イ

注 1) 環境基準の類型及び基準値等は表 4.2-52 に示す。

注 2) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとする。なお、「ハ」は遅くとも概ね 10 年以内に達成することを目途とする。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5 年以内で可及的速やかに達成

ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和元年度）」（令和 2 年 7 月、兵庫県）

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取り扱いについて」（環水管 126 号）

表 4.2-55(2) 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況（海域）

水系	水域の名称	類型	達成期間
播磨灘	播磨灘（ロ）	III	イ
	播磨灘（ハ）	III	イ
	播磨灘（ニ）	II	イ

注 1) 環境基準の類型及び基準値等は表 4.2-52 に示す。

注 2) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとする。なお、「ハ」は遅くとも概ね 10 年以内に達成することを目途とする。

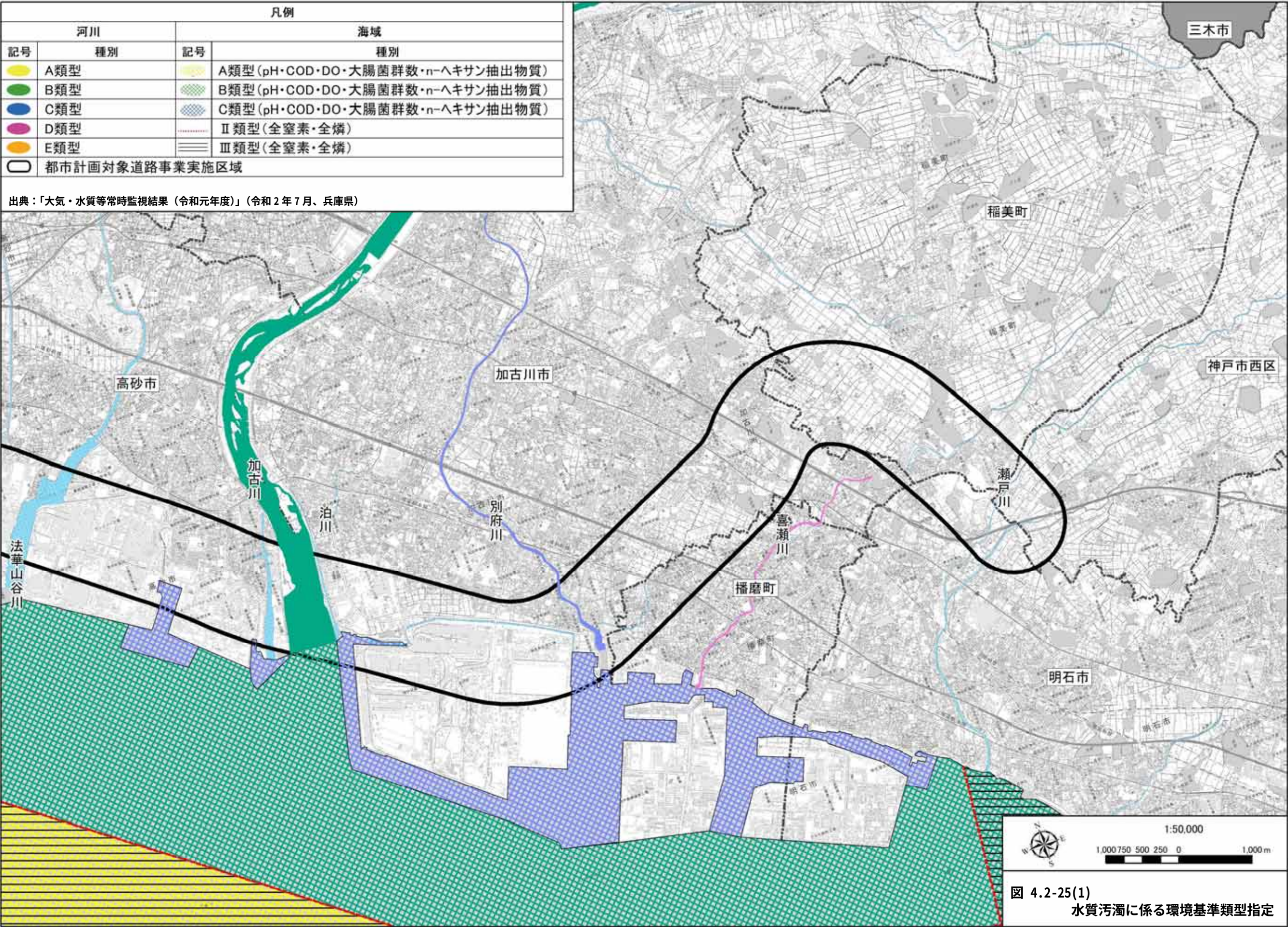
達成期間の分類

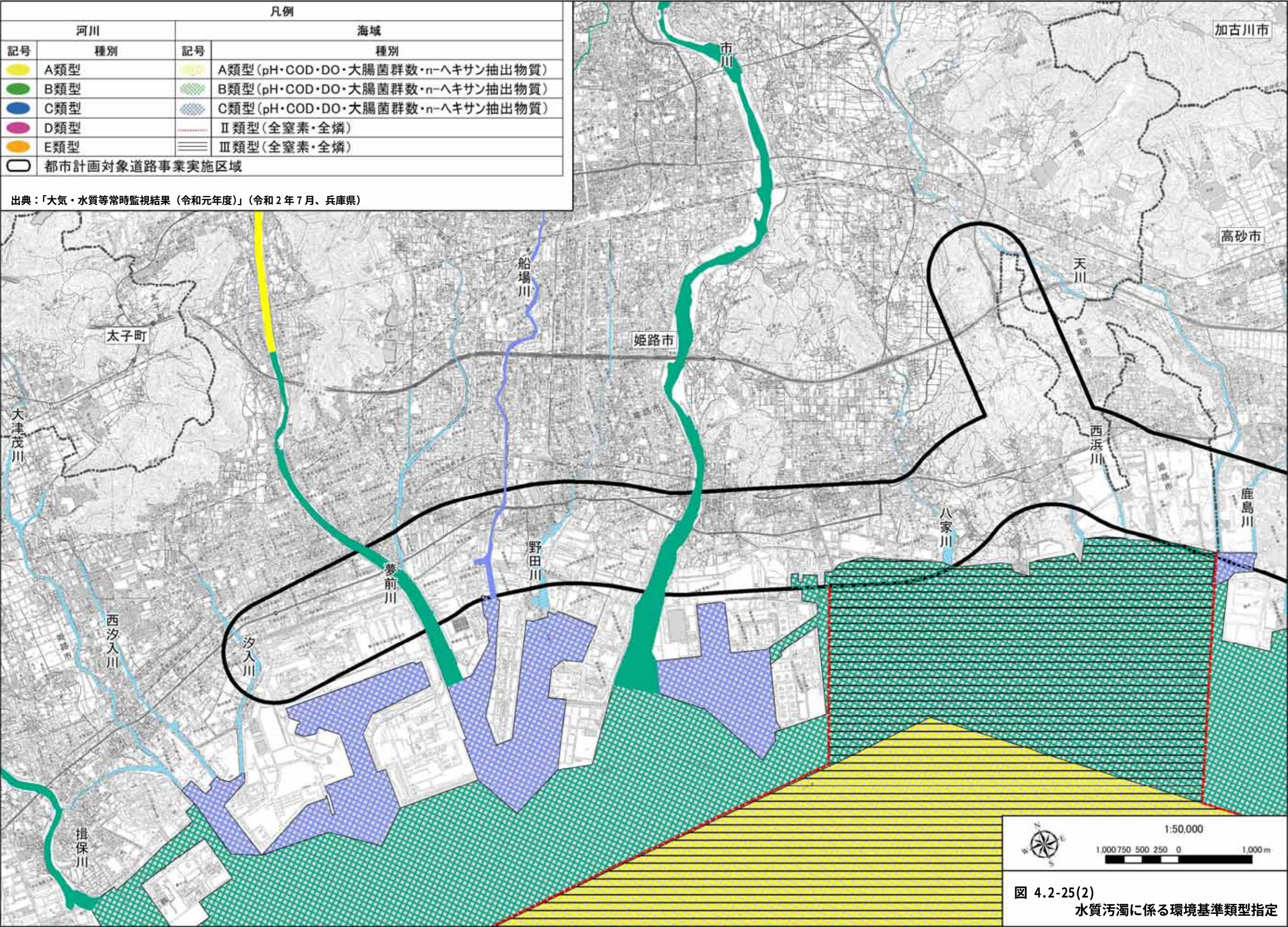
イ：直ちに達成 ロ：5 年以内で可及的速やかに達成

ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和元年度）」（令和 2 年 7 月、兵庫県）

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取り扱いについて」（環水管 126 号）





(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 4.2-56 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年総理府令第67号)第7条の規定に基づくダイオキシン類の汚染に係る環境基準を表 4.2-53 に示します。

表 4.2-56 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)

(5) 水底の底質に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年総理府令第67号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準を表 4.2-57 に示します。

表 4.2-57 ダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準

媒体	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下
備考 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

注) 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)

(6) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表4.2-58に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年総理府令第67号)第7条の規定に基づくダイオキシン類の汚染に係る環境基準を表4.2-59に示します。

表 4.2-58 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。	
5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌環境基準」(平成3年環境庁告示第46号)

表 4.2-59 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

15) 環境基本法第 17 条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町では、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 17 条の規定に基づく公害防止計画の策定地域として、表 4.2-60 に示すとおり、神戸市及び加古川市が対象とされています。

表 4.2-60 現在公害防止対策事業計画を有している地域の同計画の策定地域等

地域名	公害防止対策事業計画の対象とする地域	公害防止対策事業等			
		下水道	しゅんせつ等	農用地客土等	ダイオキシン類対策
兵庫地域 (兵庫県)	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、 加古川市、宝塚市、川西市	○	—	—	—

出典：「公害防止計画」環境省ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

16) 騒音規制法第 3 条第 1 項及び第 17 条第 1 項に規定する指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) 第 3 条第 1 項及び第 17 条第 1 項に規定する自動車騒音の限度を表 4.2-61 に、調査区域における自動車騒音の規制区域を図 4.2-26 に示します。

自動車騒音の限度について、主に、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域は a 区域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域は b 区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(臨港地区・空港は除く)は c 区域に定められています。

表 4.2-61 自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ以下に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注 2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号)

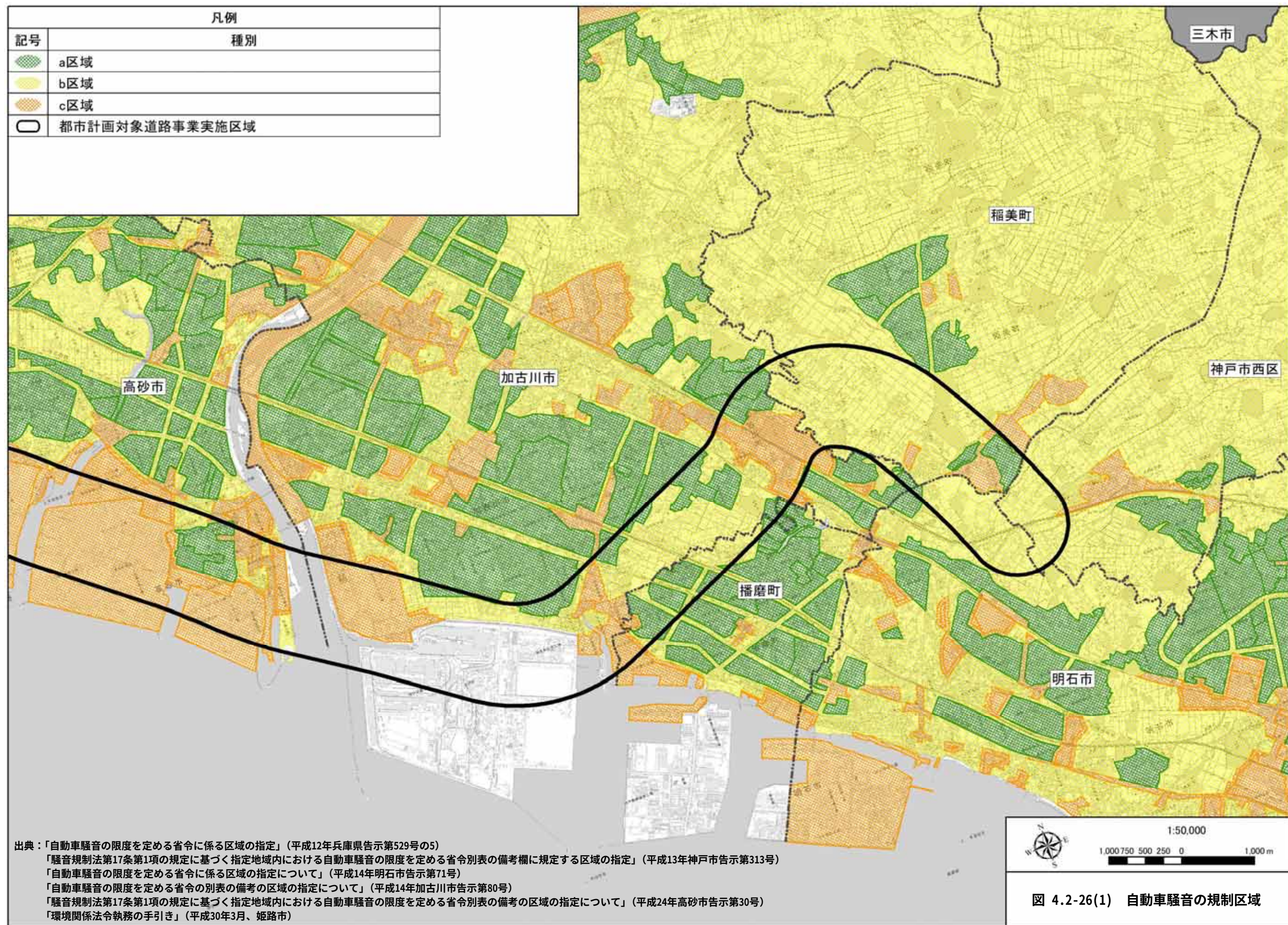
表 4.2-61 に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲までをいう。)に係る限度は、表 4.2-61 にかかわらず、表 4.2-62 に掲げるとおりとします。

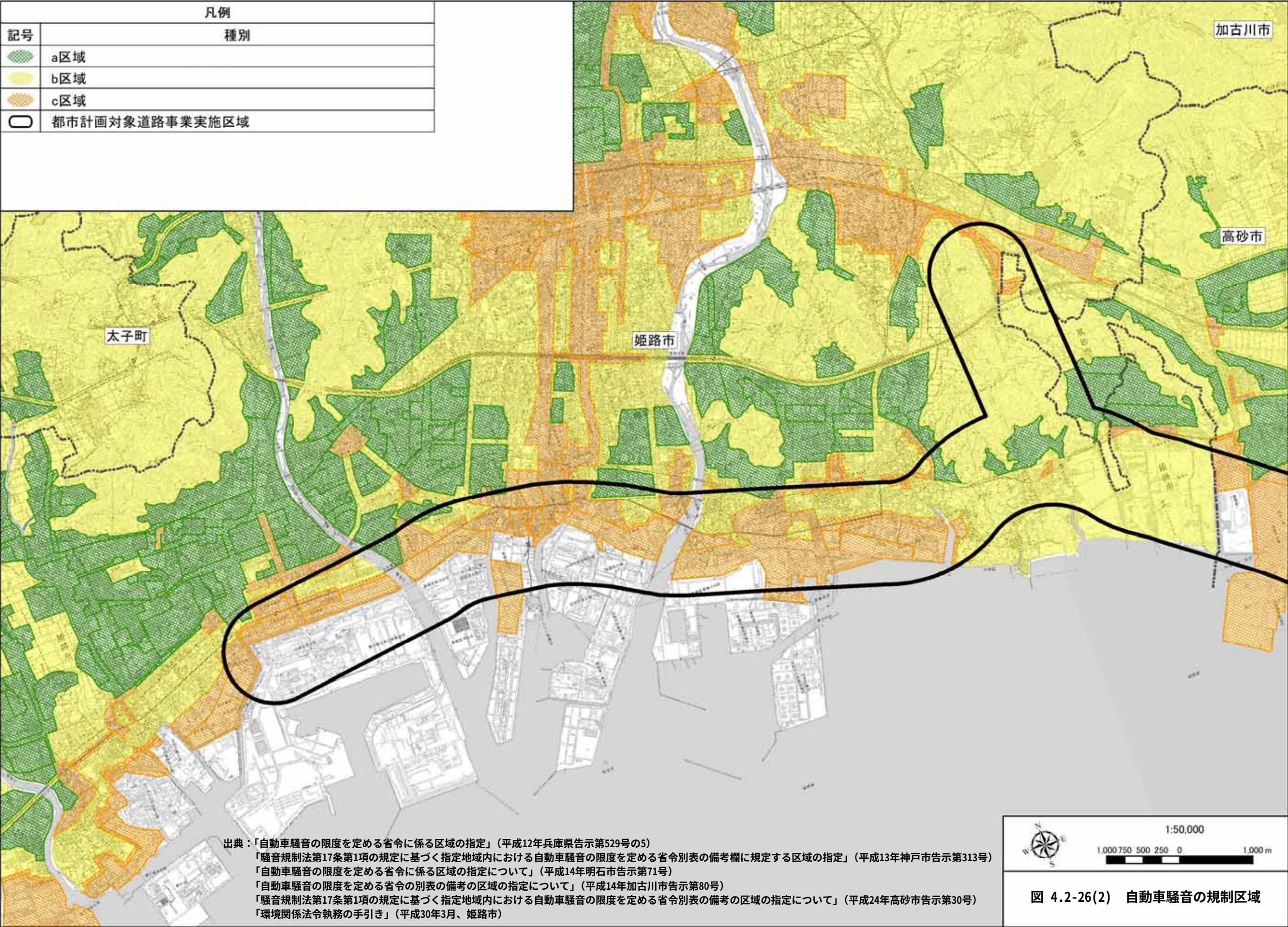
表 4.2-62 自動車騒音の限度(幹線交通を担う道路に近接する区域)

基準値	
昼 間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
75 デシベル	70 デシベル

注) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号)





17) 騒音規制法第3条第1項及び第15条第1項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）第3条第1項及び第15条第1項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表4.2-63、特定建設作業を表4.2-64に、調査区域における特定建設作業の規制区域を図4.2-27に示します。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制について、兵庫県では主に、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、その他用途地域の指定を受けていない地域に加え、工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね80mの区域については第1号区域として指定されています。また、工業地域、工業専用地域のうち第1号区域を除く区域（一部地域を除く）が第2号区域に定められています。

また、兵庫県では、法に基づく特定建設作業に加えて、「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年兵庫県条例第28号）に基づく騒音に係る特定建設作業を表4.2-65に示すとおり定めています。

高砂市では、法及び県条例に基づく特定建設作業に加えて、「高砂市環境保全条例」（平成11年高砂市条例第1号）に基づく騒音、振動に係る特定建設作業及び設備基準を表4.2-66に示すとおり定めています。

姫路市では、法及び県条例に基づく特定建設作業に加えて、「姫路市公害防止条例」（昭和48年姫路市条例第1号）に基づく騒音に係る特定建設工事を表4.2-67に示すとおり定めています。

表 4.2-63 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

項目		騒音の基準	適用除外
騒音の大きさ	基準値	85 デシベル	—
	測定位置	敷地境界	
作業時間帯	第1号区域	午後7時～翌日午前7時の時間内にないこと	A B C D
	第2号区域	午後10時～翌日午前6時の時間内にないこと	
1日当たりの作業時間	第1号区域	10時間/日を超えないこと	A B
	第2号区域	14時間/日を超えないこと	
作業期間		連続6日を超えないこと	A B
作業日		日曜日その他の休日ではないこと	A B C E F

注) 適用除外は以下に示すとおりである。

- A 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合
- D 「道路法」（昭和27年法律第180号）による占用許可（協議）または「道路交通安全法」（昭和35年法律第105号）による使用許可（協議）により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合
- E 「道路法」（昭和27年法律第180号）による占用許可（協議）または「道路交通安全法」（昭和35年法律第105号）による使用許可（協議）により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
- F 「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）

表 4.2-64 騒音規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年政令第 324 号）

表 4.2-65 環境の保全と創造に関する条例に基づく特定建設作業

1	くい打機又はくい抜機を使用する作業（もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用するものを除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えないものに限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用するものを除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）を設けて行う作業又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタル製造作業を除く。）
6	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業
7	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業

出典：「環境の保全と創造に関する条例施行規則」（平成 8 年兵庫県規則第 1 号）

表 4.2-66 高砂市環境保全条例に基づく特定建設作業及び設備基準

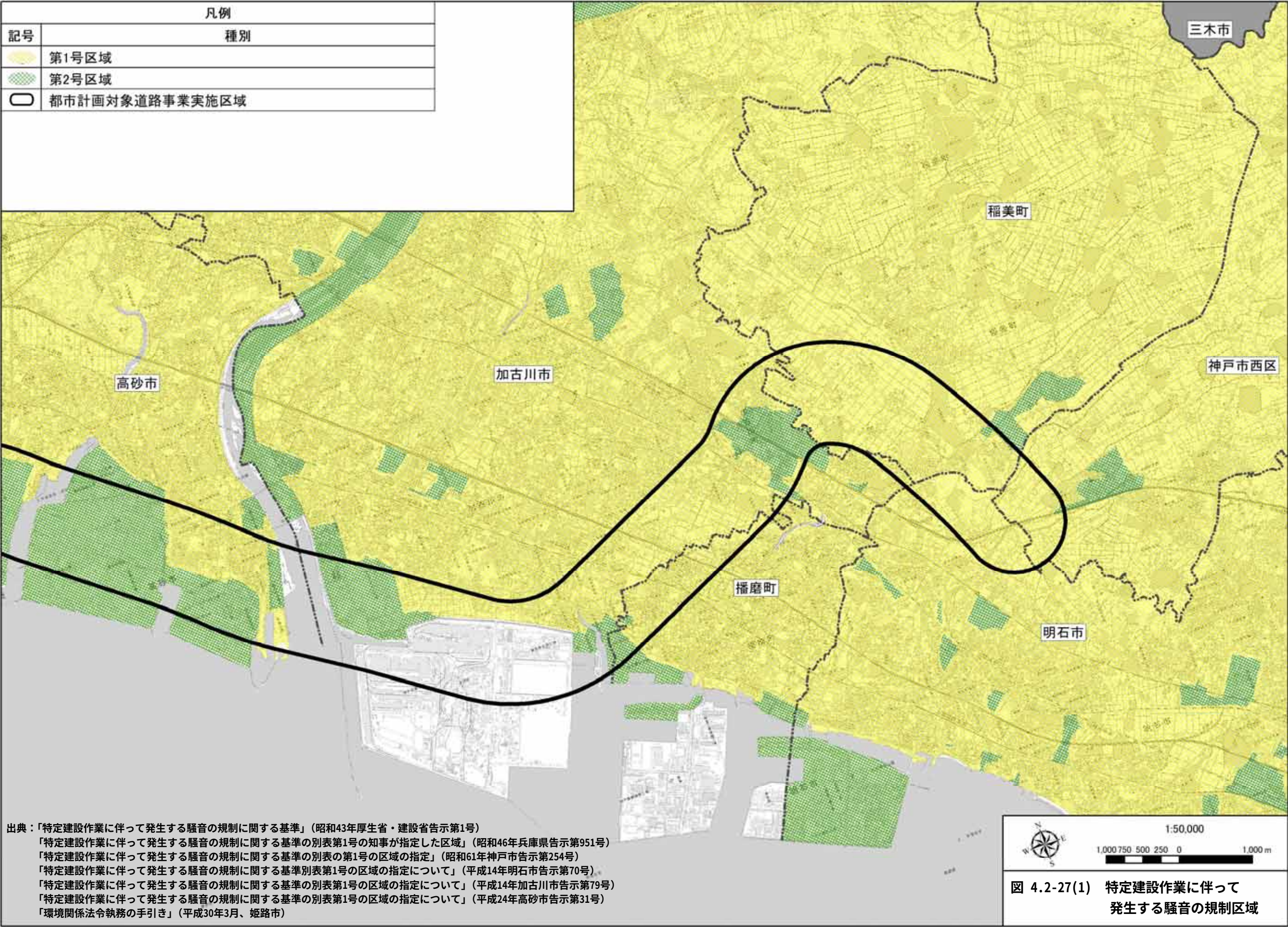
	作業の種類	設備基準
1	くい打機又はくい抜機を使用する作業（もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用するものを除く。）	くい打作業は、アースオーガー併用工法又はこれと同等以上の防音もしくは防振効果を有する工法により、施工すること。
2	びょう打機を使用する作業	固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 びょう打機を使用する作業は、可能な限り地上部で行うこと。 作業時には、金属性資材等を防音材で被覆すること。
3	削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えないものに限る。）	作業地の住宅に面する境界線上に作業現場の高さより 1m 以上高い防音、防じん設備を設置すること（建物内での作業を除く。）。 原動機には、防音設備を設置し、又は低騒音機器を用いること。
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用するものを除く。）	塗料又はモルタル吹付作業を行う場合は、塗料等の飛散防止カバーを設置すること。 原動機には、防音設備を設置し、又は低騒音機器を用いること。
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）を設けて行う作業又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタル製造作業を除く。）	全工程密閉構造のプラントを設置すること。 アスファルトプラントの煙突高は、15m 以上とすること。 骨材の掻寄作業は、自動機械設備により行うこと。 作業場内及び進入路に散水設備を設置すること。
6	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	掘削機械は、必要最小規模のものを使用すること。
7	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬もしくは鉄球を使用して行う破壊作業	解体建物の周囲に当該建物の高さより 1m 以上高い防音、防じん設備を設置すること。 固定して使用する動力機器には、防音設備を設置し、又は低騒音機器を用いること。 散水設備を設置すること。
8	すべての特定建設作業	粉じんの発生を防止するため、散水設備を設けること。 粉じんの飛散を防止するため、作業場周囲にネット等の防じん設備を設けること。 使用する機器については、低騒音及び低振動型の機器を使用すること。 発生する廃棄物については、適正に再利用又は処分すること。 発生する残土については、生活環境に支障を及ぼさないよう、再利用又は処分すること。

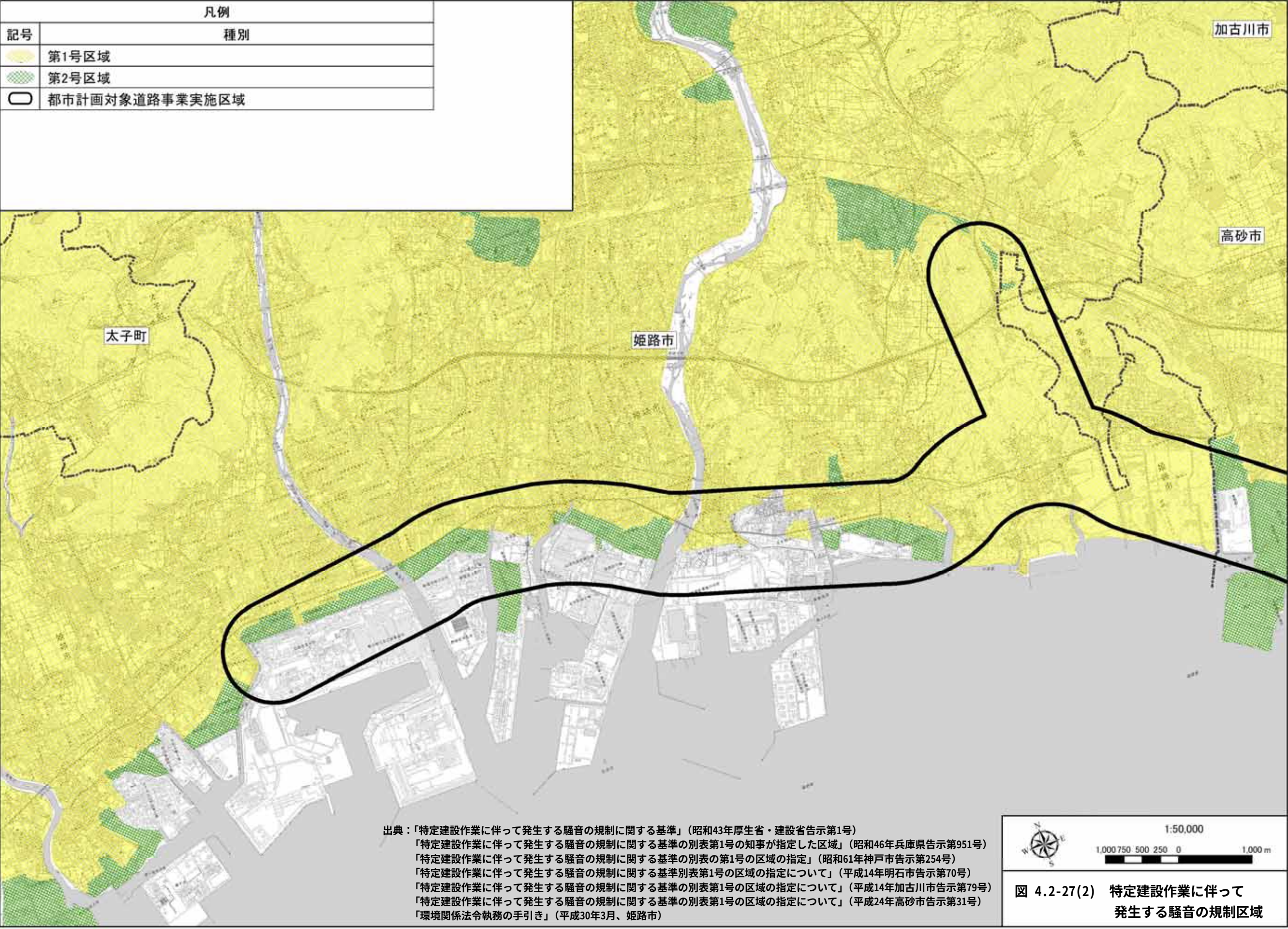
出典：「高砂市環境保全条例施行規則」（平成 11 年高砂市規則第 37 号）

表 4.2-67 姫路市公害防止条例に基づく特定建設工事

1	インパクトレンチ又はこれに類するものを使用する作業を行う工事
2	もんけんを使用する作業を行う工事
3	コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）を行う工事
4	振動ローラー、タイヤローラー又はロードローラーのてん圧機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）を行う工事
5	コンクリートポンプ車を使用する作業を行う工事
6	クレーンを使用する作業を行う工事
7	発破作業を行う工事

出典：「姫路市公害防止条例施行規則」（昭和 49 年姫路市規則第 25 号）





18) 振動規制法第 16 条第 1 項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) 第 16 条第 1 項に規定する道路交通振動の限度(要請限度)と時間の区分を表 4.2-68 に、調査区域における道路交通振動の規制区域を図 4.2-28 に示します。

道路交通振動の要請限度について、主に、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域は第 1 種区域に、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域は第 2 種区域に定められています。

表 4.2-68 道路交通振動の要請限度と時間の区分

区域の区分	時間の区分と要請限度	
	昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 1) 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

(1) 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

(2) 第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注 2) 振動レベルは、5 秒間隔、100 個またはこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)

「振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の区域及び同表備考 2 の時間」(昭和 52 年兵庫県告示第 2265 号の 5)

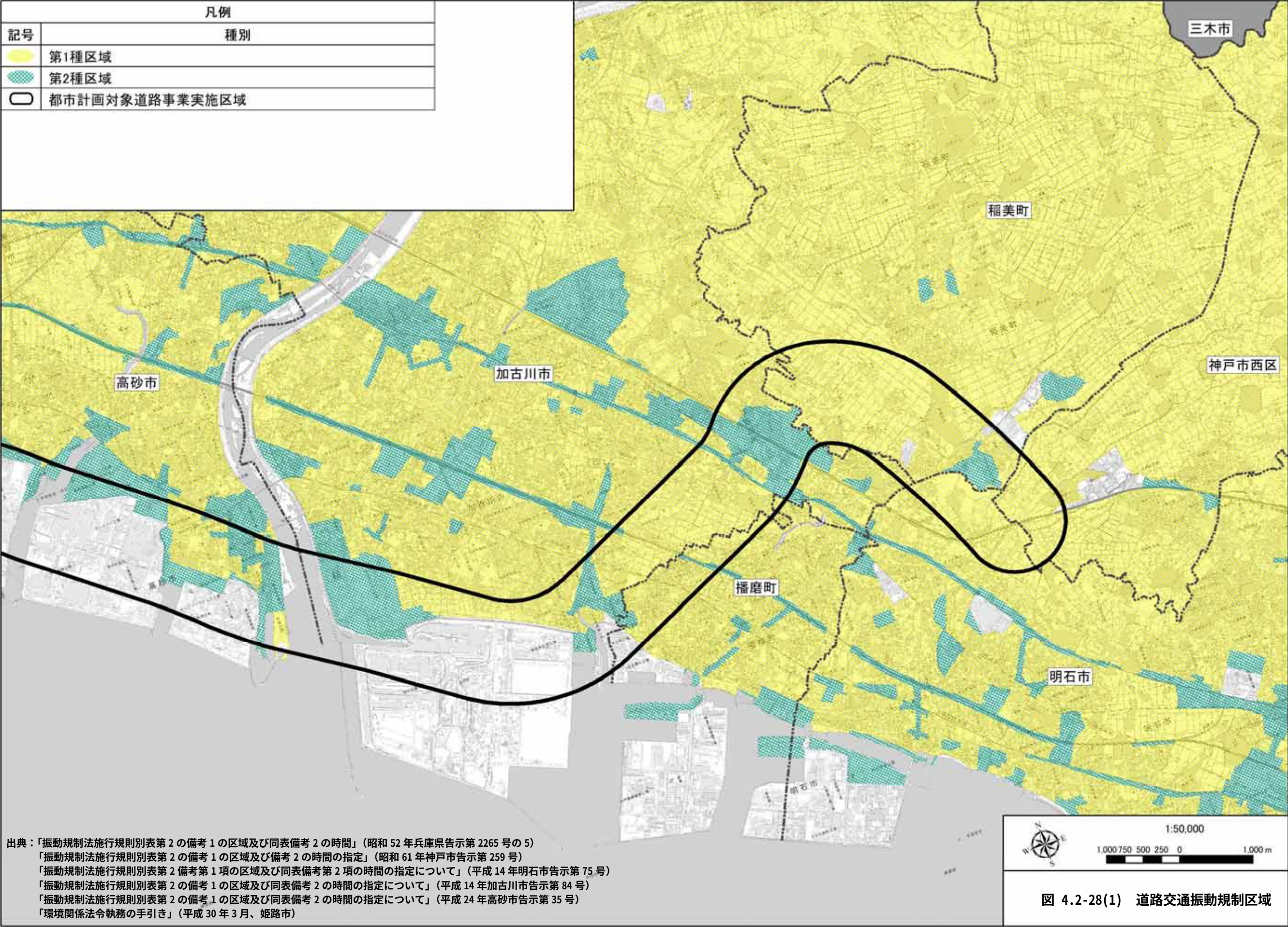
「振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の区域及び備考 2 の時間の指定」(昭和 61 年神戸市告示第 259 号)

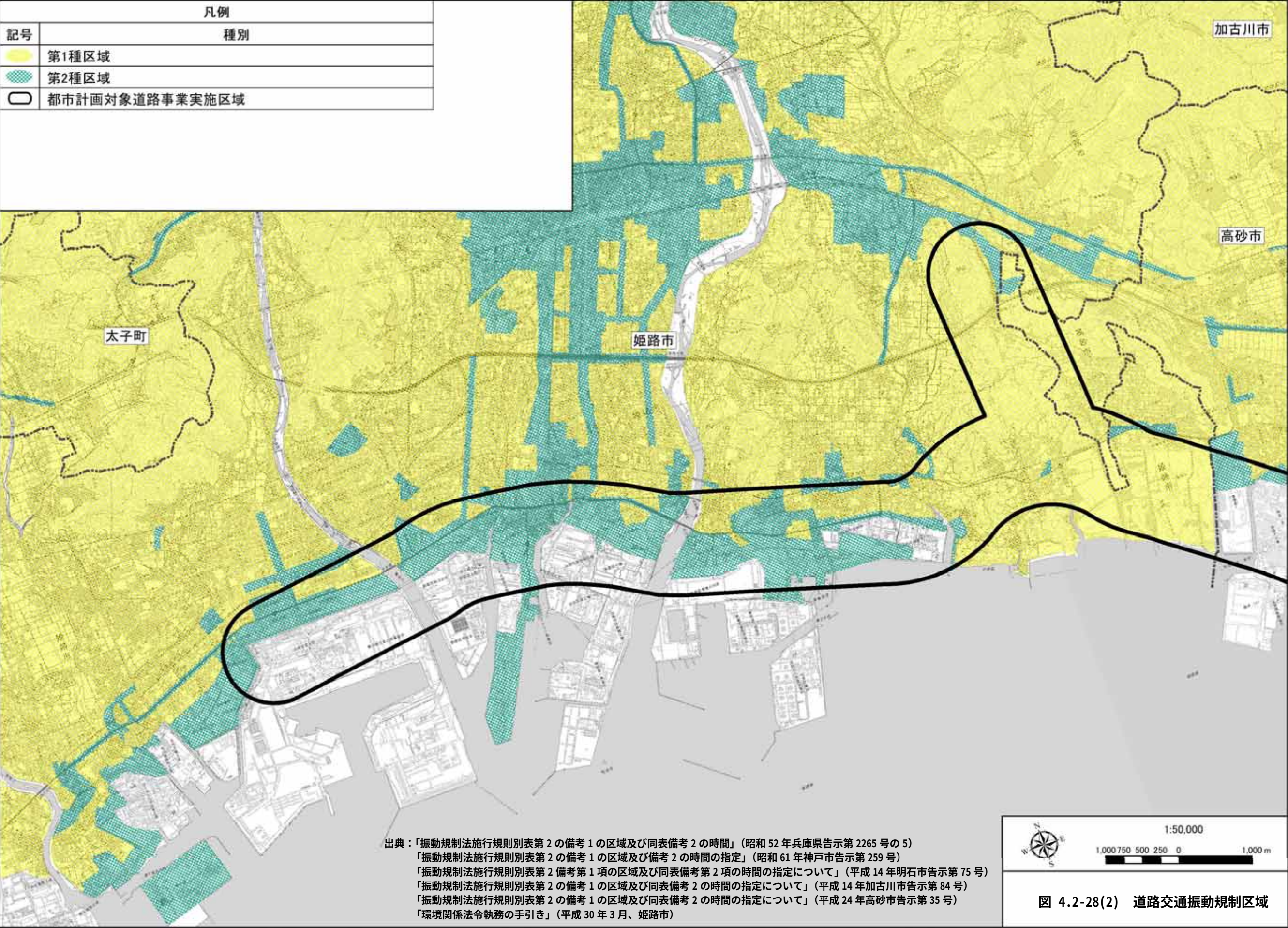
「振動規制法施行規則別表第 2 備考第 1 項の区域及び同表備考第 2 項の時間の指定について」(平成 14 年明石市告示第 75 号)

「振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の区域及び同表備考 2 の時間の指定について」(平成 14 年加古川市告示第 84 号)

「振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の区域及び同表備考 2 の時間の指定について」(平成 24 年高砂市告示第 35 号)

「環境関係法令執務の手引き」(平成 30 年 3 月、姫路市)





19) 振動規制法第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) 第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表 4.2-69 に、特定建設作業を表 4.2-70 に、調査区域における特定建設作業の規制区域を図 4.2-29 に示します。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制について、兵庫県では主に、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、その他用途地域の指定を受けていない地域に加え、工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね 80m の区域については第 1 号区域として指定されています。また、工業地域、工業専用地域のうち第 1 号区域を除く区域（一部地域を除く）が第 2 号区域に定められています。

兵庫県では、法に基づく特定建設作業に加えて、「環境の保全と創造に関する条例」(平成 7 年兵庫県条例第 28 号) に基づく振動に係る特定建設作業を表 4.2-71 に示すとおり定めています。

また、高砂市では、法及び県条例に基づく特定建設作業に加えて、「高砂市環境保全条例」(平成 11 年高砂市条例第 1 号) に基づく騒音、振動に係る特定建設作業及び設備基準を「17) 騒音規制法第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況」に示した表 4.2-66 のとおり定めています。

表 4.2-69 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

項目		振動の基準	適用除外
振動の大きさ	基準値	75 デシベル	—
	測定位置	敷地境界	
作業時間帯	第 1 号区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内にないこと	A B C D
	第 2 号区域	午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内にないこと	
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	10 時間/日を超えないこと	A B
	第 2 号区域	14 時間/日を超えないこと	
作業期間		連続 6 日を超えないこと	A B
作業日		日曜日その他の休日ではないこと	A B C E F

注) 適用除外は以下に示すとおりである。

- A 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合
- D 「道路法」(昭和 27 年法律第 180 号) による占用許可(協議)または「道路交通法」(昭和 35 年法律第 105 号) による使用許可(協議)により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合
- E 「道路法」(昭和 27 年法律第 180 号) による占用許可(協議)または「道路交通法」(昭和 35 年法律第 105 号) による使用許可(協議)により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
- F 「電気事業法施行規則」(平成 7 年通商産業省令第 77 号) による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

出典:「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)

表 4.2-70 振動規制法に基づく特定建設作業

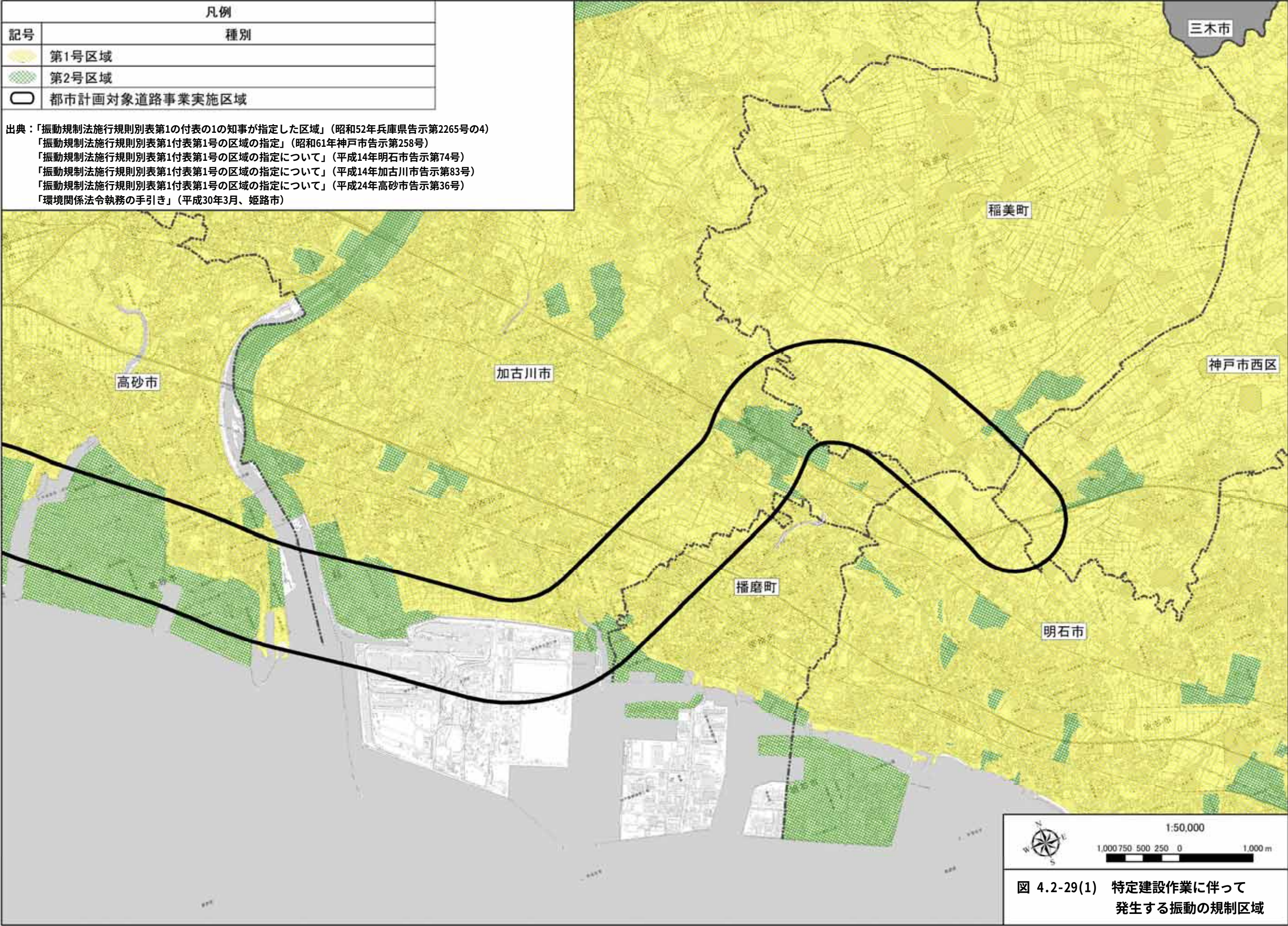
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

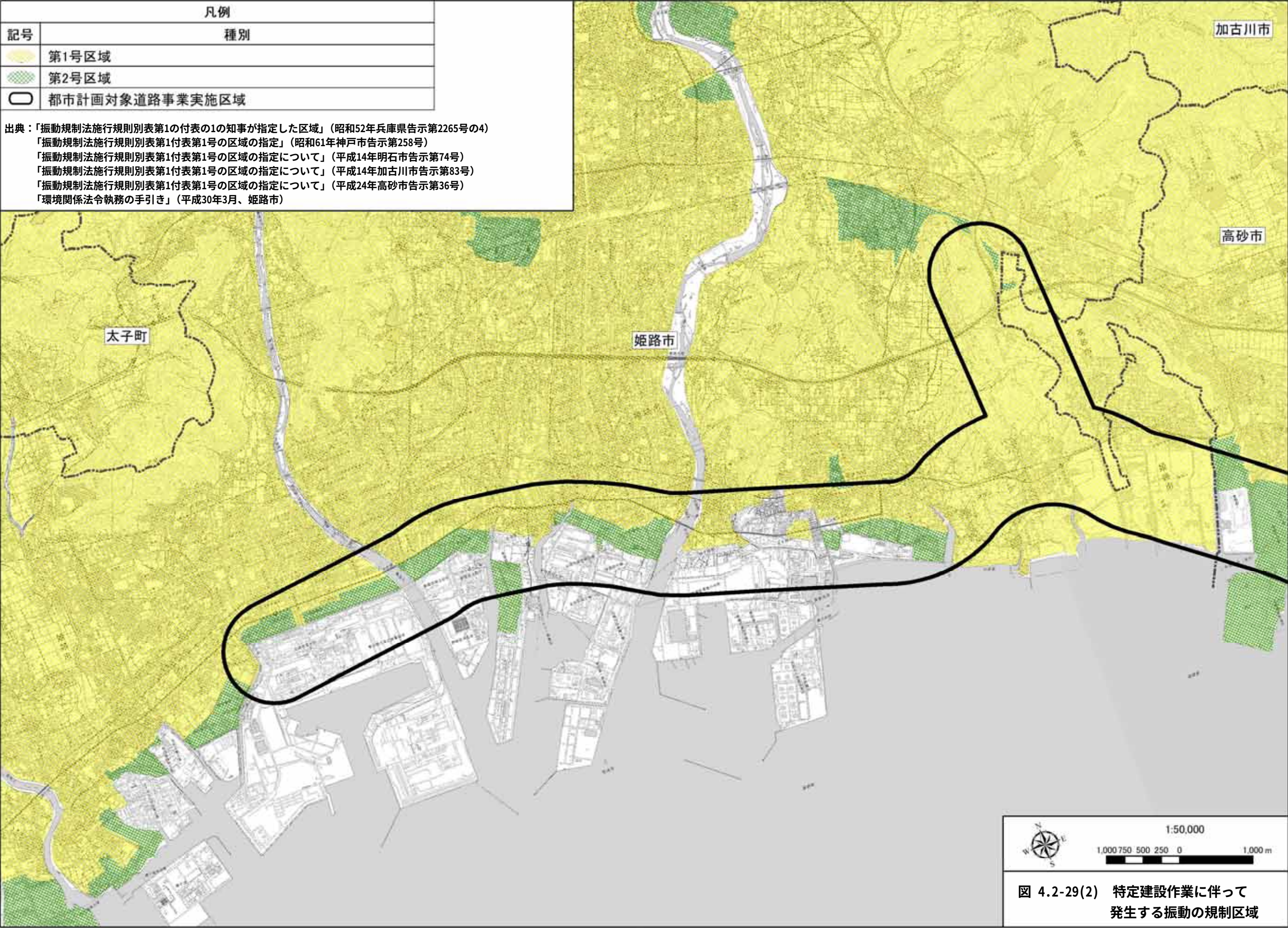
出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号）

表 4.2-71 環境の保全と創造に関する条例に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい抜機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えないものに限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えないものに限る。）

出典：「環境の保全と創造に関する条例施行規則」（平成 8 年兵庫県規則第 1 号）





20) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定により排水基準が定められた区域

(1) 全国一律の排水基準

「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）第3条第3項では有害物質による汚染として28項目、その他の汚染として15項目について全国一律の排水基準を定めています。排水基準を表4.2-72に示します。

表 4.2-72(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質による汚染）

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03mg/L
シアン化合物	シアンとして 1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛として 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素として 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/L 海域に排出されるもの ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考1 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 4.2-72(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の汚染）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
リン含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）

(2) 「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」による上乗せ排水基準

兵庫県では、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」（昭和49年兵庫県条例第18号）により上乗せ基準を定め、規制が行われており、調査区域は、瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域が適用を受ける区域となっています。上乗せ排水基準を表4.2-73に示します。

表 4.2-73 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例による上乗せ排水基準

有害物質の種類	許容限度	
	既設特定事業場	その他の特定事業場
シアン化合物	シアン 0.7 mg/L 以下	シアン 0.3 mg/L 以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.7 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.35 mg/L 以下	六価クロム 0.1 mg/L 以下
砒素及びその化合物	—	砒素 0.05 mg/L 以下
<p>備考1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、県の区域に属する公共用水域の全域とする。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、法第2条第2項に規定する特定施設（以下、「特定施設」という。）及び瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により法第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設（以下「みなし指定地域特定施設」という。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から排出される排水水について適用する。</p> <p>3 砒素及びその化合物についての排水基準は、温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する特定事業場のうち、旅館その他の宿泊所及び医療業に該当するものから排出される排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>4 この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設又はみなし指定地域特定施設（以下、「特定施設等」という。）となった際に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される排水水については、当該施設が特定施設等となった日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。</p> <p>(1) 特定施設 6月間（当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、1年間）</p> <p>(2) みなし指定地域特定施設 1年間（当該施設が法第12条第3項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、3年間）</p> <p>5 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。</p> <p>(1) 昭和49年4月1日において、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「昭和49年改正政令」という。）の規定による改正前の水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場</p> <p>(2) 昭和51年4月1日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場</p> <p>(3) 昭和63年4月1日において、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和51年政令第122号。以下「昭和51年改正政令」という。）、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和54年政令第132号。以下「昭和54年改正政令」という。）、水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下、「昭和56年改正政令」という。）及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。）の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場</p> <p>(4) 平成3年11月1日において、水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。）の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場</p> <p>(5) 備考4に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場</p>		

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」（昭和49年兵庫県条例第18号）

21) 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町には、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）第4条の2第1項に規定する総量削減基本方針に係る規制の指定地域があります。指定状況は、表4.2-74に示すとおりです。

表 4.2-74 総量削減基本方針に係る規制の指定地域

対象物質	対象市町
窒素又はりん含有量	神戸市、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、太子町

出典：「水質汚濁防止法施行令」（昭和46年政令第188号）

22) 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する関係府県の区域

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町は、全域が「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する関係府県の区域に指定されています。

23) 瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の7の規定により指定された自然海浜保全地区

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第110号）第12条の7の規定による自然海浜保全地区はありません。

24) 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定により指定された指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年法律第61号）第3条第2項の規定により指定された指定地域はありません。

25) 排水基準を定める省令別表第2の備考6に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）別表第2の備考6に規定する窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域があります。規定状況を表4.2-75に、位置を図4.2-30に示します。

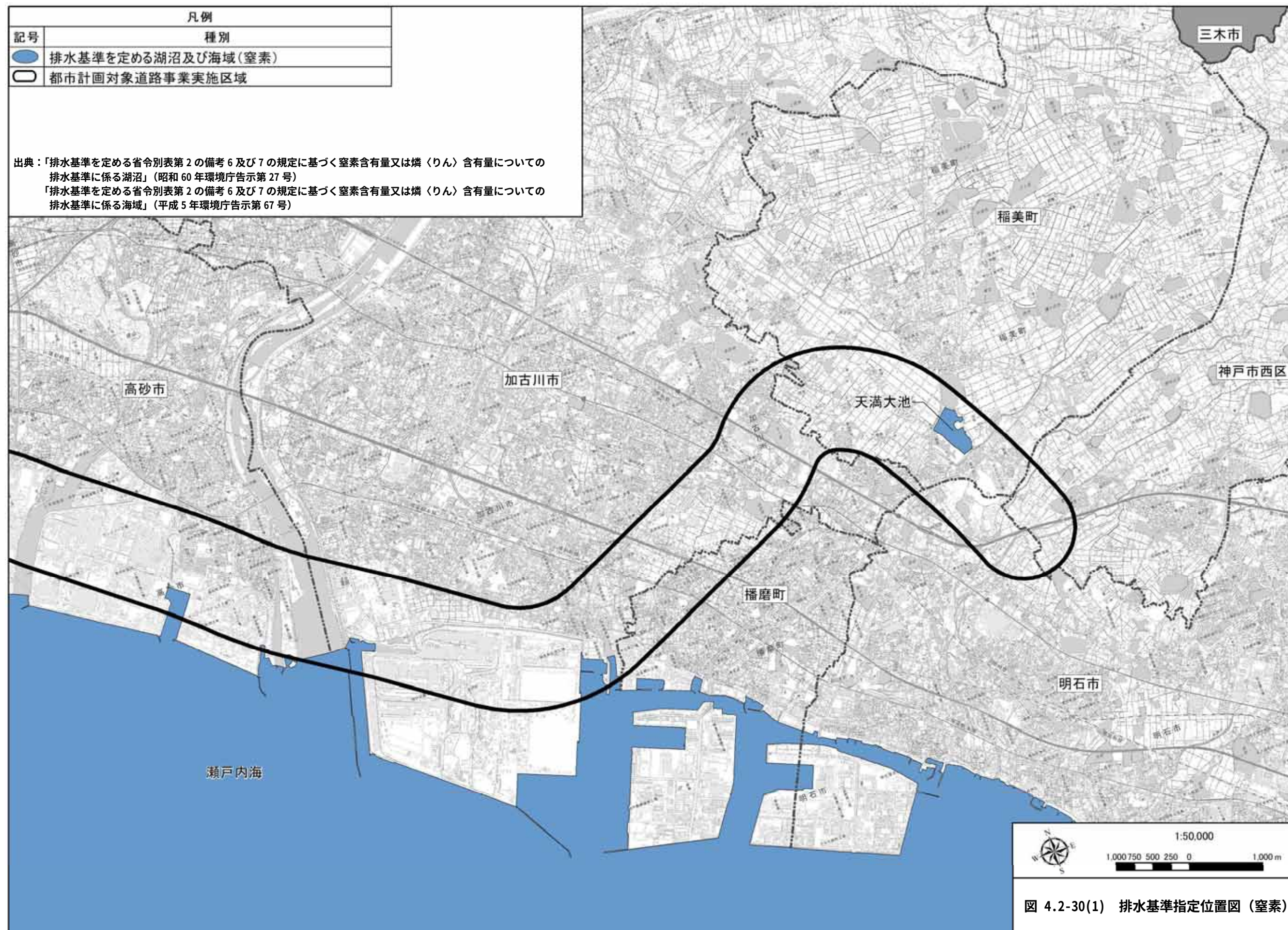
都市計画対象道路事業実施区域には、天満大池及び瀬戸内海があります。

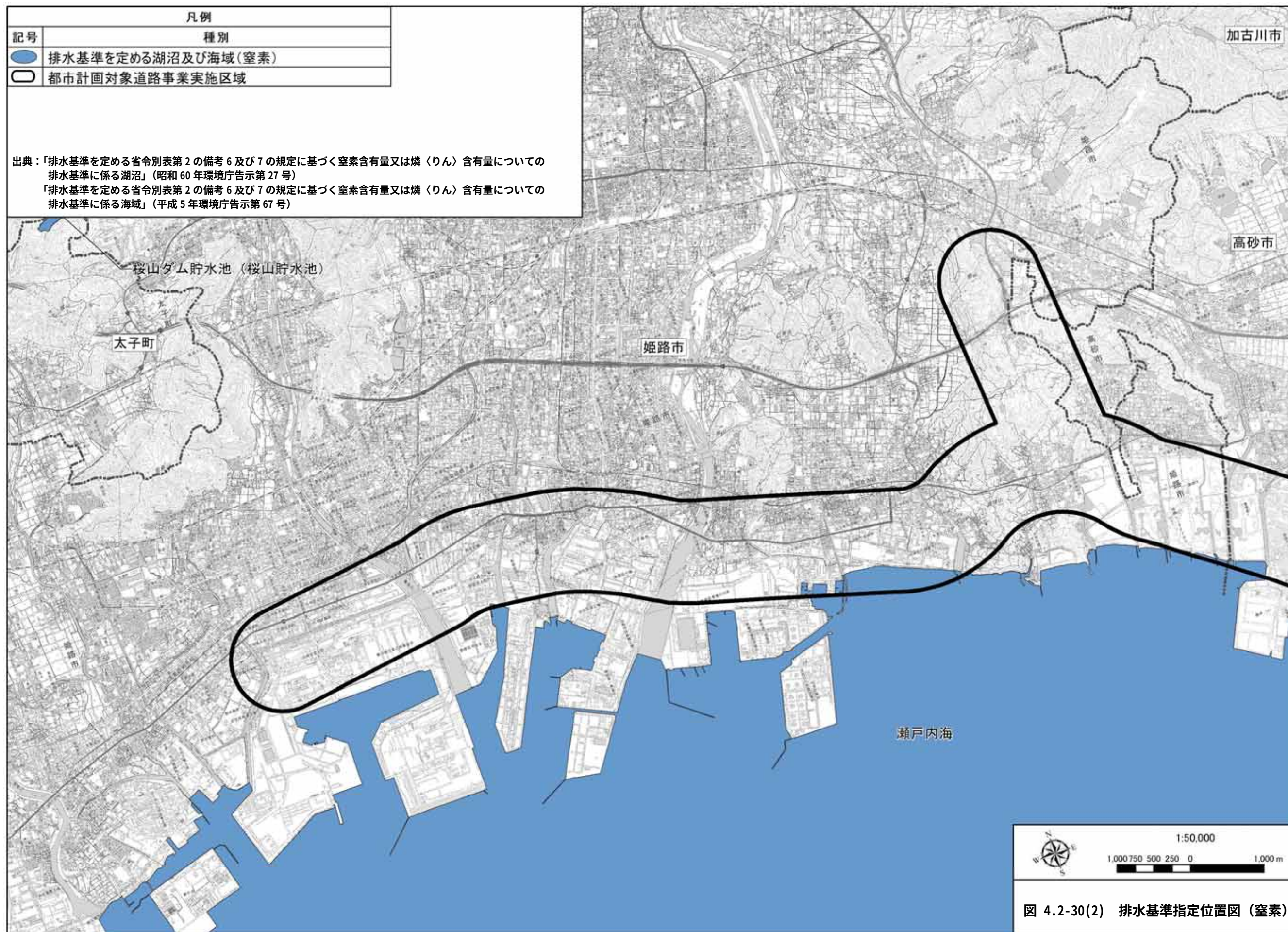
表 4.2-75 窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域

対象	名称	所在地
湖沼	桜山ダム貯水池（桜山貯水池）	姫路市及び太子町
	天満大池	稲美町
海域	瀬戸内海	—

出典：「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又はリン（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年環境庁告示第27号）

「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又はリン（りん）含有量についての排水基準に係る海域」（平成5年環境庁告示第67号）





26) 排水基準を定める省令別表第 2 の備考 7 に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）別表第 2 の備考 7 に規定するりん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域があります。規定状況を表 4.2-76 に、位置を図 4.2-31 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、天満大池及び瀬戸内海があります。

表 4.2-76 りん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域

対象	名称	所在地
湖沼	桜山ダム貯水池（桜山貯水池）	姫路市及び太子町
	加古大池	稲美町
	天満大池	稲美町
	長法池	稲美町
	入ヶ池	稲美町
海域	瀬戸内海	—

出典：「排水基準を定める省令別表第 2 の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和 60 年環境庁告示第 27 号）
「排水基準を定める省令別表第 2 の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る海域」（平成 5 年環境庁告示第 67 号）

27) 土壌汚染対策法第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定により指定された指定区域

調査区域には、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された要措置区域及び同法第 11 条第 1 項の規定により指定された形質変更時要届出区域があります。指定状況を表 4.1-31 に示します。

28) ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域はありません。

29) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域

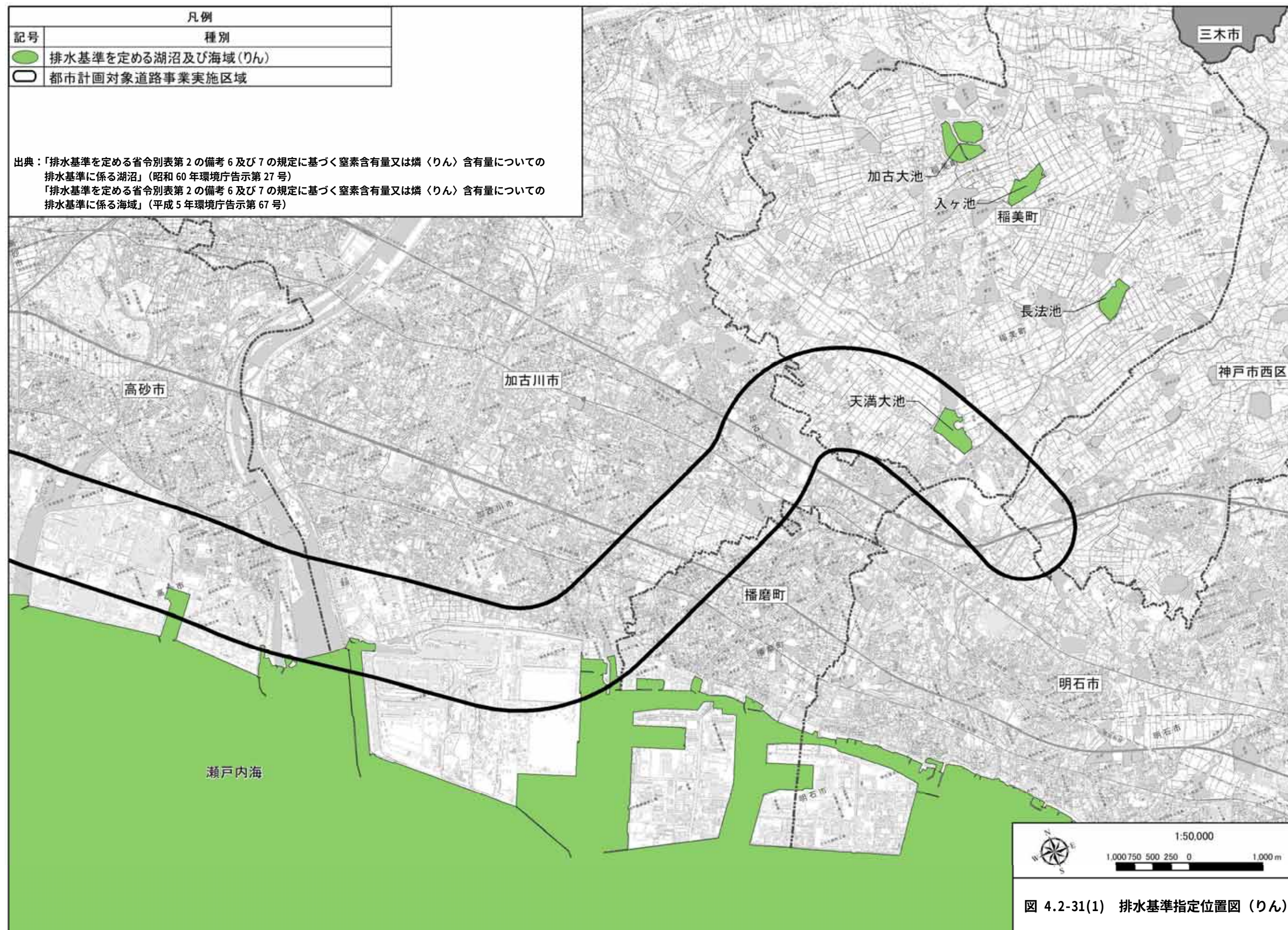
調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域として 78 箇所があります。指定状況を表 4.1-32 に示します。

30) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

31) 森林法第 25 条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

調査区域には、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林があります。保安林の指定状況を図 4.2-32 に示します。



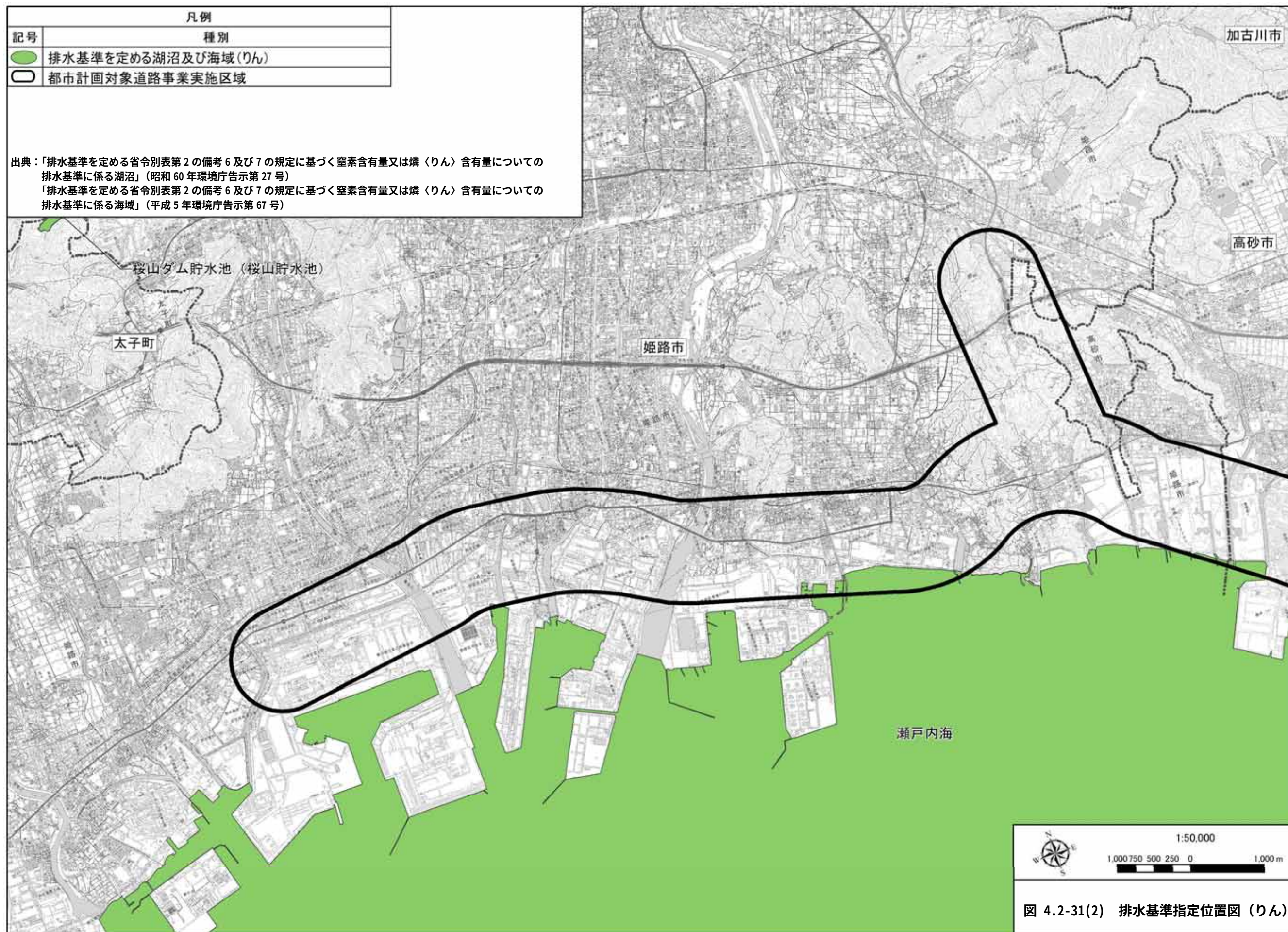
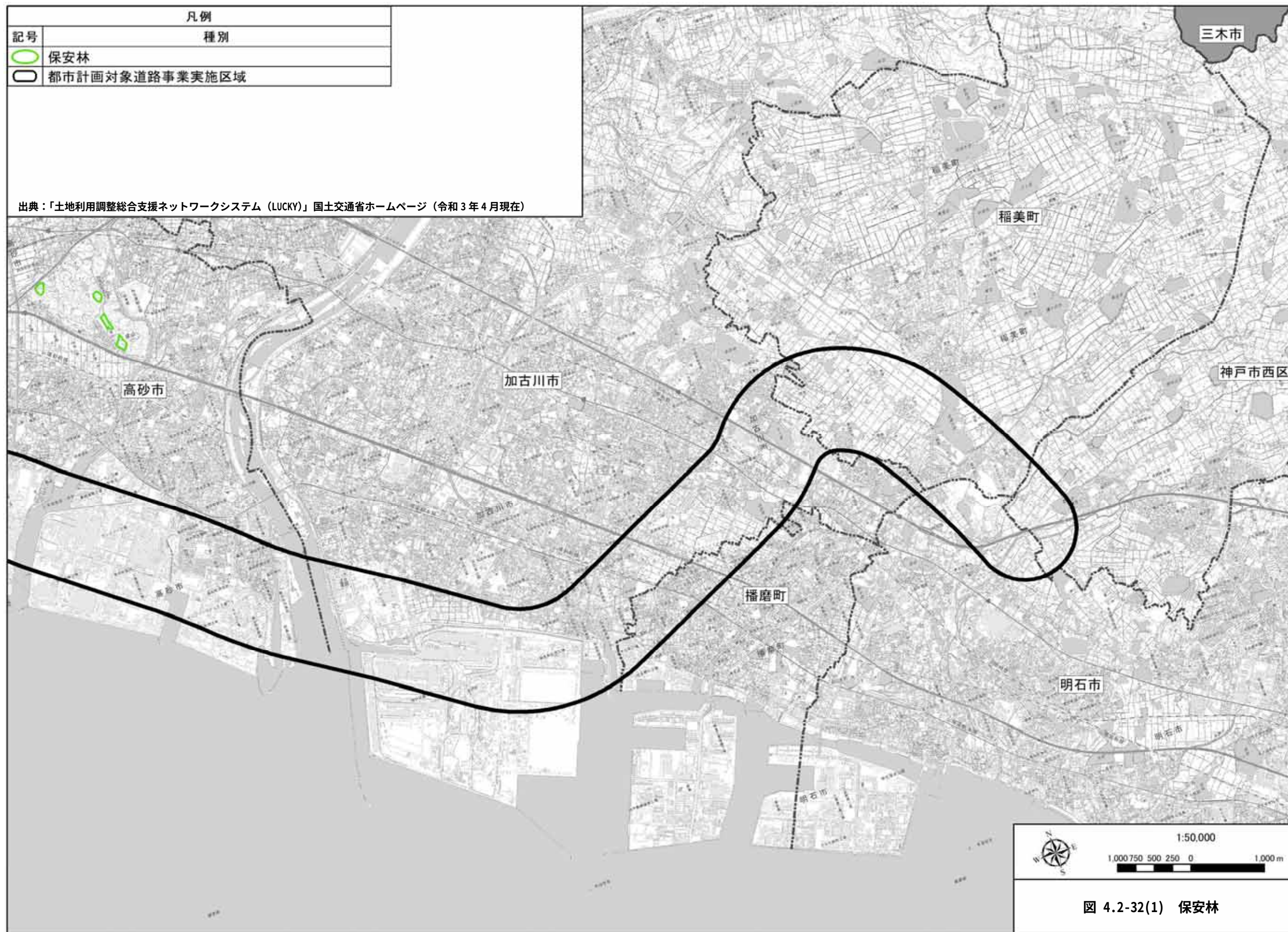
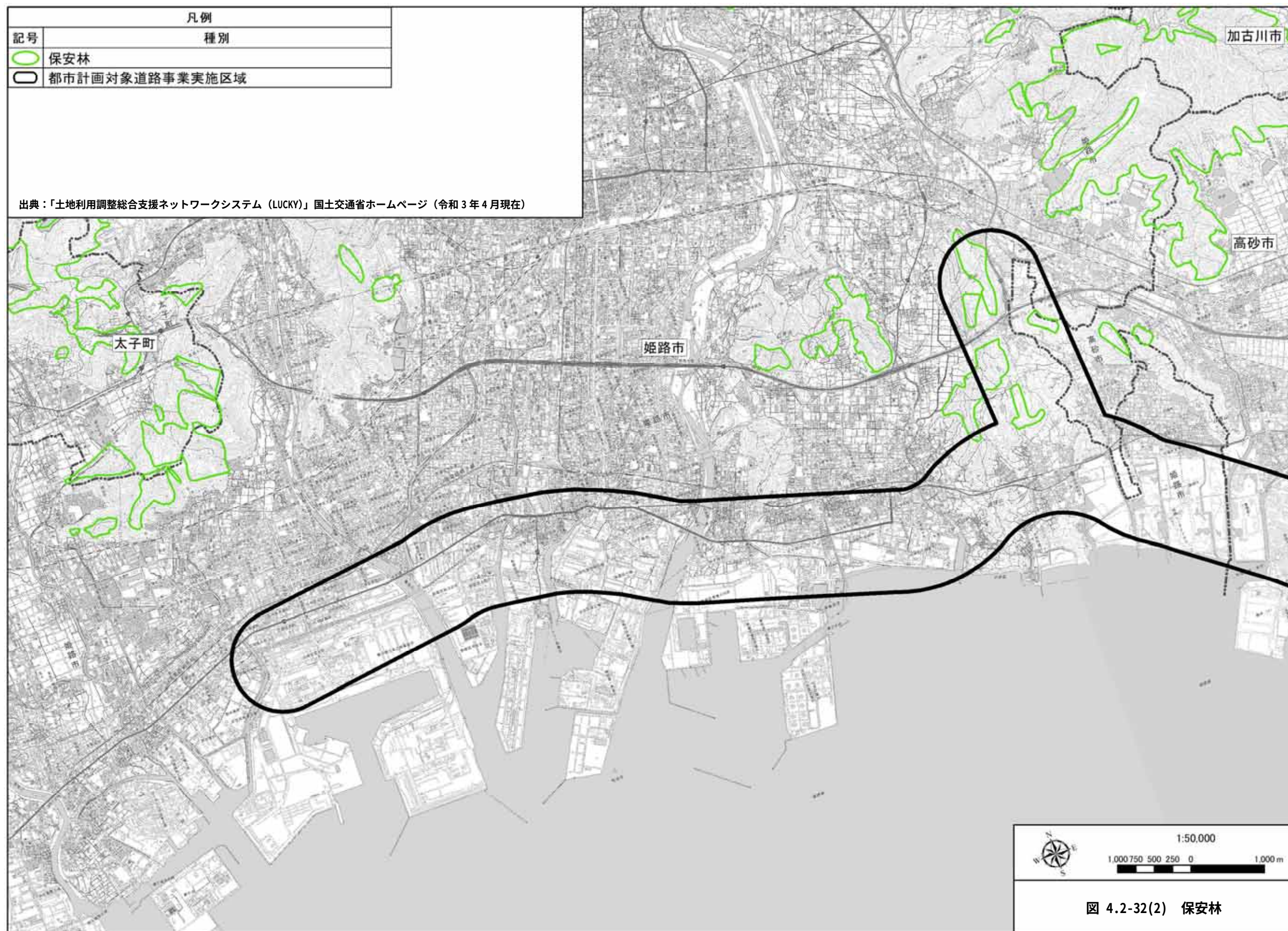


図 4.2-31(2) 排水基準指定位置図(りん)





32) 都市緑地法第4条第1項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

調査区域では、「都市緑地法」（昭和48年法律第72号）第4条第1項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、神戸市、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市及び太子町で基本計画が策定されています。

33) 景観法第8条第1項により定められた良好な景観の形式に関する計画（景観計画）

調査区域では、「景観法」（平成16年法律第110号）第8条第1項により定められた良好な景観の形式に関する計画として、表4.2-77に示すとおり、神戸市、姫路市で景観計画が策定されており、姫路市全域が景観計画区域とされています。

表 4.2-77 景観計画策定状況

県・市町	景観計画	刊行年月
神戸市	「神戸市景観計画」	平成27年12月
姫路市	「姫路市景観計画」	令和3年4月

34) 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域

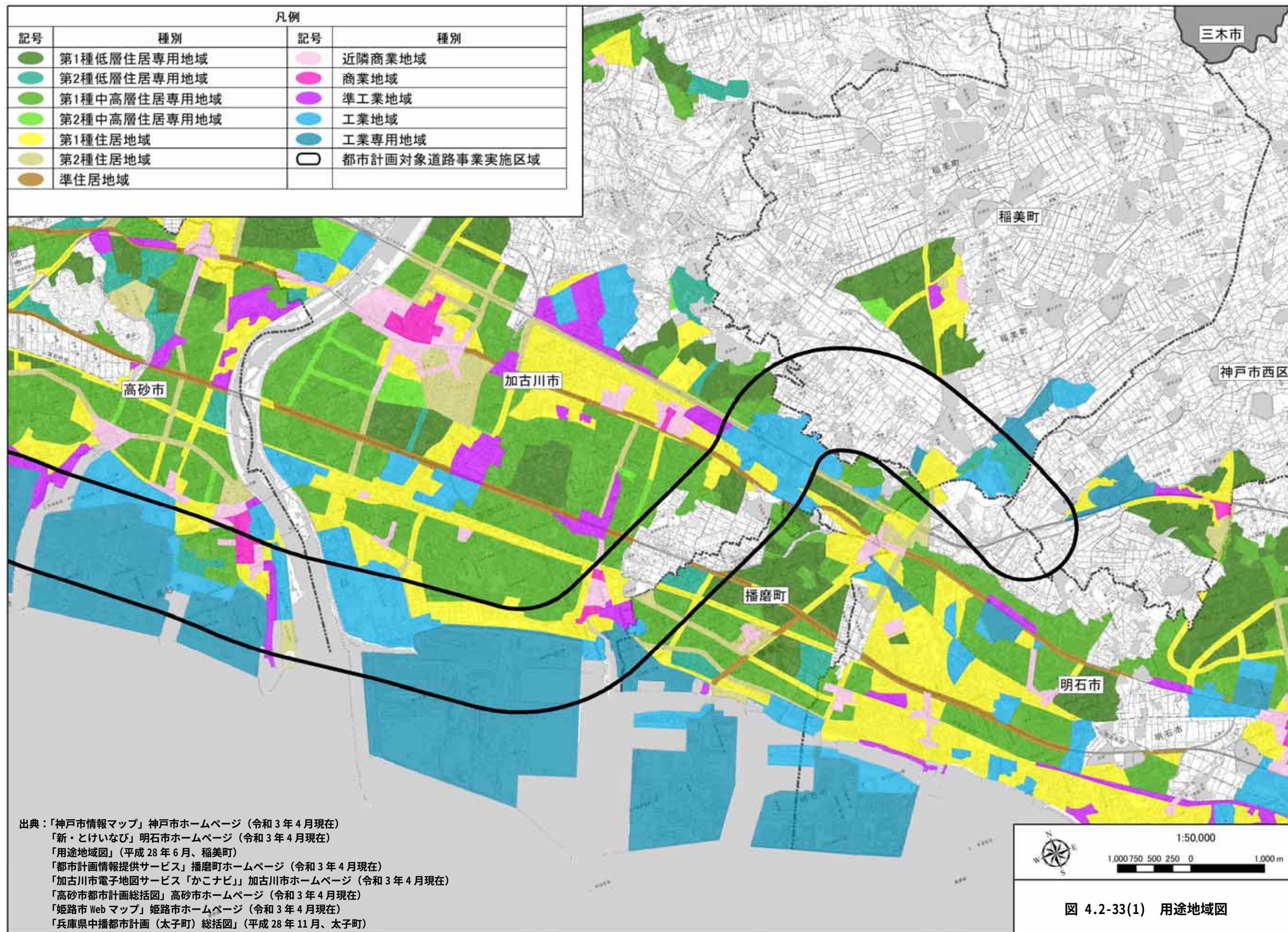
都市計画対象道路事業実施区域の対象市町では、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による用途地域が定められています。指定状況を表4.2-78に、位置を図4.2-33に示します。

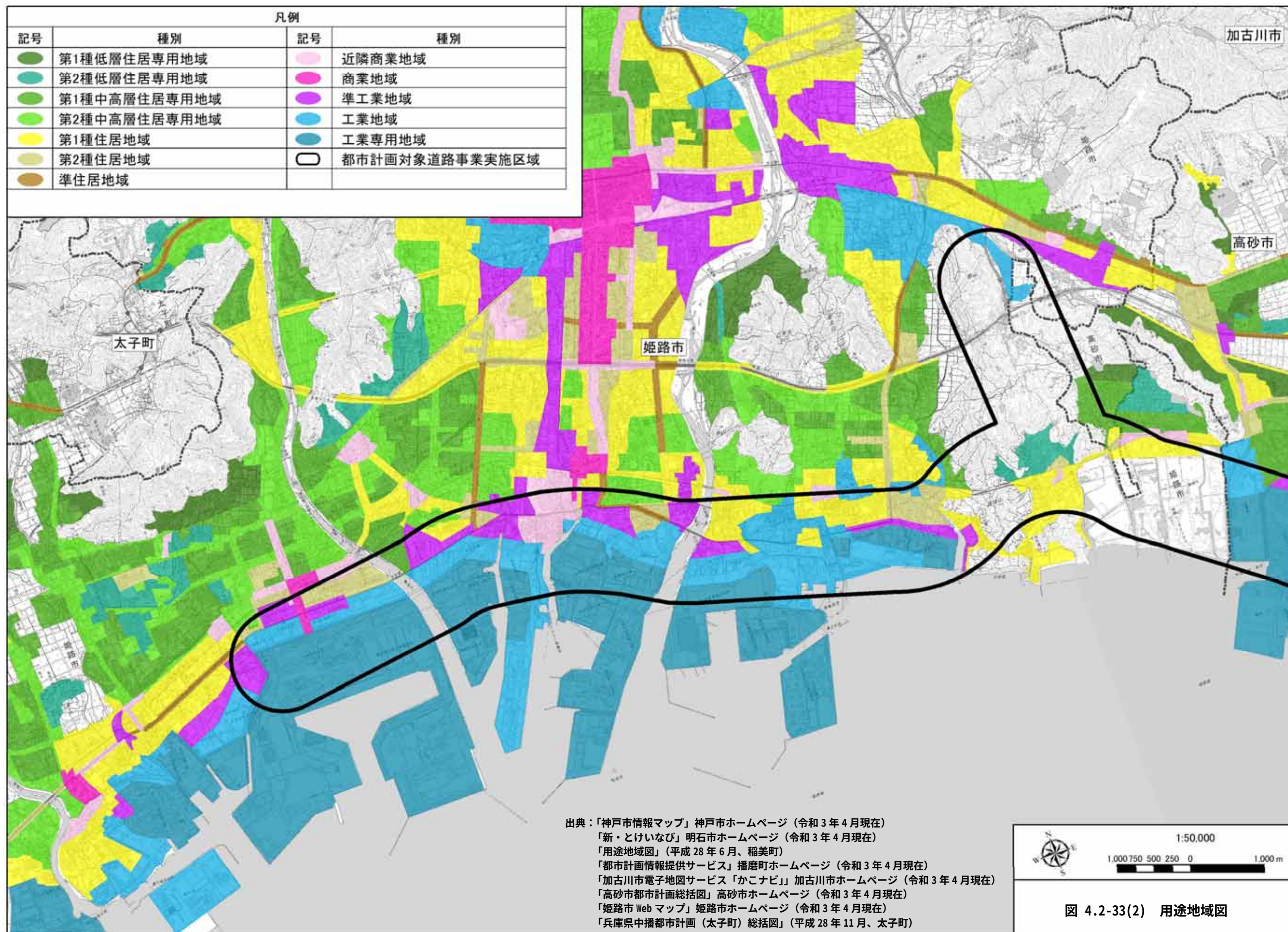
表 4.2-78 都市計画区域の指定状況

[単位：ha]

都市名		神戸市	明石市	稲美町	播磨町	加古川市	高砂市	姫路市	太子町
都市計画区域面積		55,727	4,942	3,492	924	13,848	3,438	30,753	2,261
用途地域	第 1 種低層住居専用	6,473	516	139	142	451	152	623	55
	第 2 種低層住居専用	9	-	25	54	68	97	407	-
	第 1 種中高層住居専用	4,108	1,002	1	145	1,134	566	1,351	202
	第 2 種中高層住居専用	172	56	9	-	79	7	1,810	29
	第 1 種住居	2,217	1,128	67	88	690	229	2,235	58
	第 2 種住居	1,409	68	2	43	187	137	469	24
	準住居	148	95	-	24	80	51	199	19
	田園住居	-	-	-	-	-	-	-	-
	近隣商業	775	198	4	13	137	63	393	10
	商業	734	94	-	-	39	17	285	-
	準工業	2,687	173	5	1	154	106	726	-
	工業	628	293	39	57	407	150	997	25
	工業専用	1,077	266	35	287	590	587	1,560	-

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和3年3月、兵庫県）





35) その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況

(1) 港湾法第 2 条第 3 項の規定に基づく港湾区域

調査区域には、「港湾法」（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 3 項の規定に基づく港湾区域が存在します。港湾区域の状況を表 4.2-79 及び図 4.2-34 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、姫路港、東播磨港の港湾区域が存在します。

表 4.2-79 港湾区域の状況

種別	港名	管理者
国際拠点港湾	姫路港	兵庫県
重要港湾	東播磨港	兵庫県

出典：「ひょうごのみなと」兵庫県ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

(2) 河川法第 54 条第 1 項の規定に基づく河川保全区域

調査区域には、「河川法」（昭和 39 年法律第 167 号）第 54 条第 1 項の規定に基づく河川保全区域が存在します。河川保全区域の状況を表 4.2-80 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、一級河川の加古川、二級河川の瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、八家川、市川、船場川、夢前川が存在します。

表 4.2-80 河川保全区域設定河川

区分	河川名	延長(m)
一級河川	加古川	778,119
	揖保川	290,810
二級河川	瀬戸川	5,710
	喜瀬川	8,380
	法華山谷川	17,247
	天川	21,953
	八家川	4,480
	市川	218,032
	船場川	15,520
	夢前川	95,415
	大津茂川	25,615

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和 3 年 3 月、兵庫県）

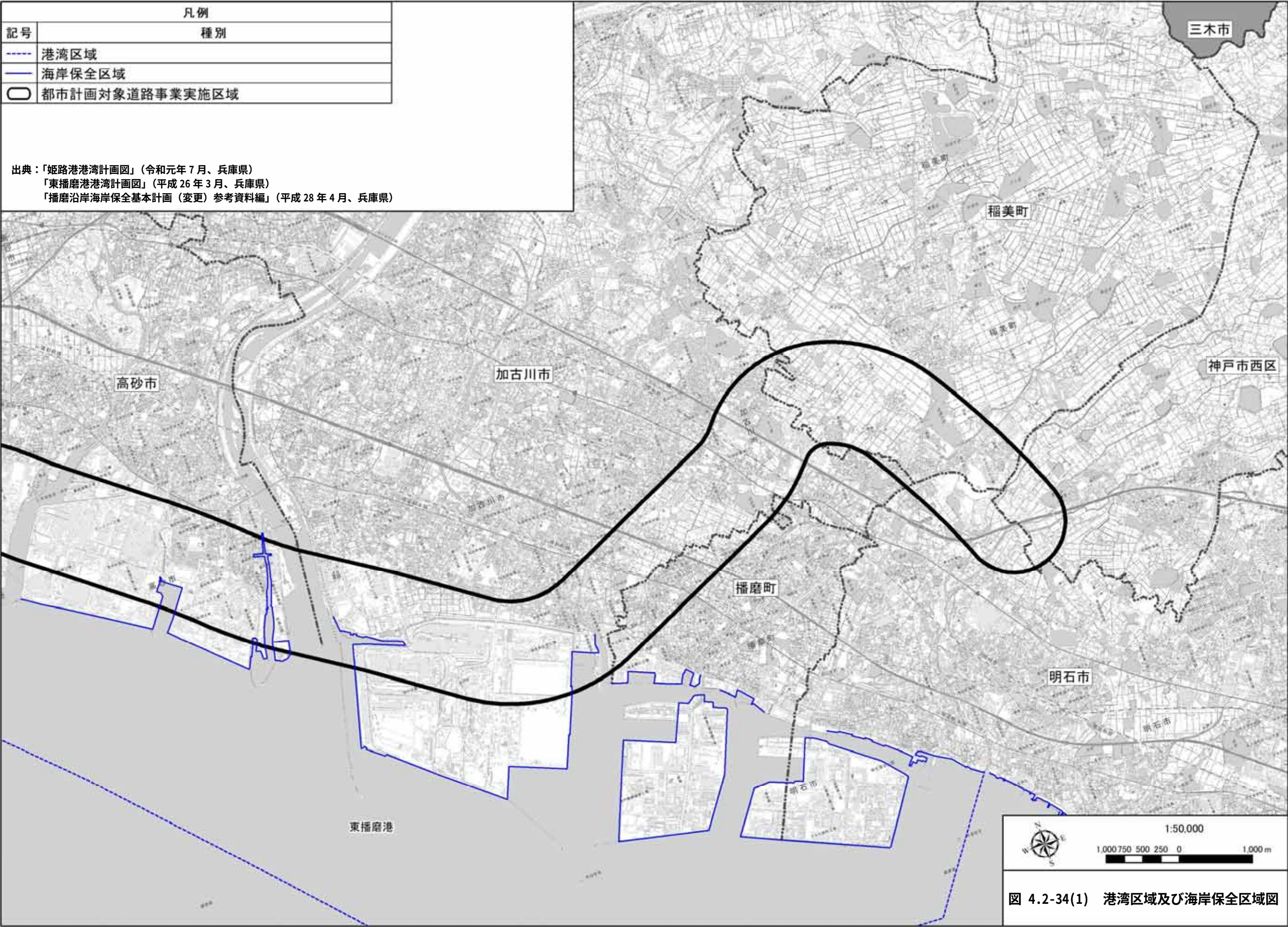
(3) 海岸法第 3 条第 1 項の規定に基づく海岸保全区域

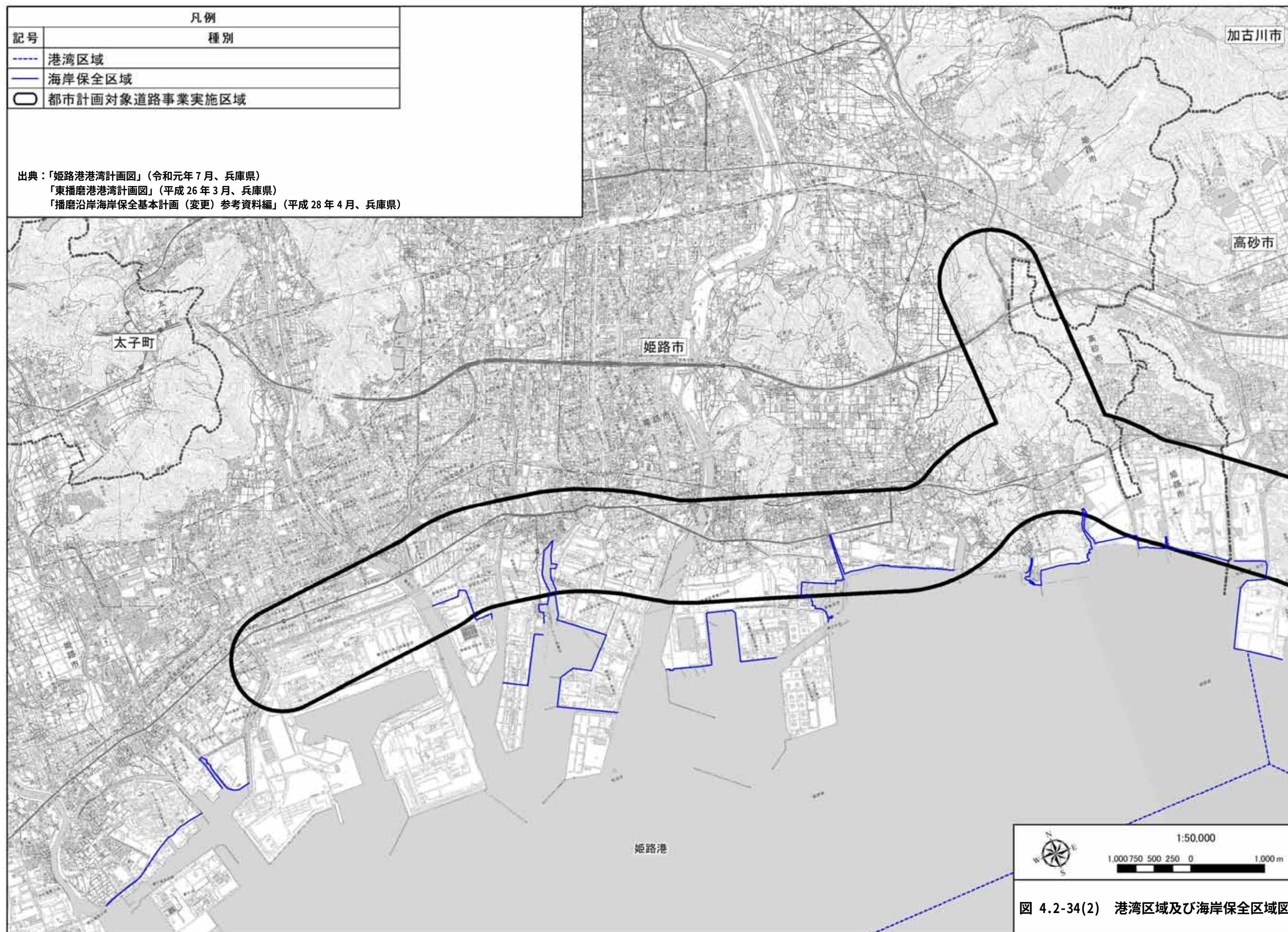
調査区域には、「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく海岸保全区域が存在します。海岸保全区域の状況を図 4.2-34 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、海岸保全区域が存在します。

(4) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 1 項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）

調査区域には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年法律第 40 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致維持向上計画は策定されていません。





(5) 地すべり等防止法第 3 条第 1 項の規定に基づく地すべり防止区域

調査区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地すべり防止区域はありません。

(6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域

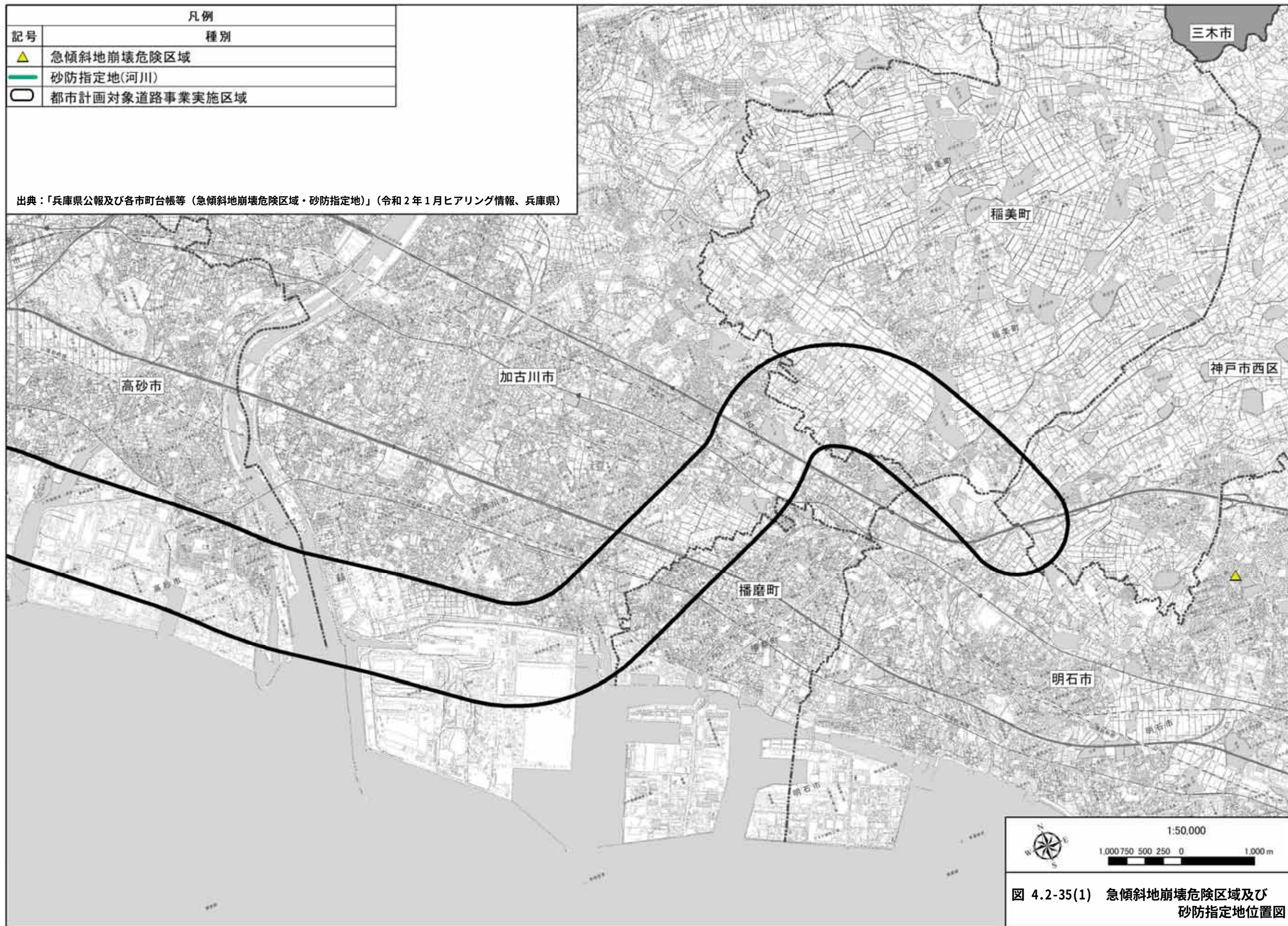
調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域が 35 箇所存在します。急傾斜地崩壊危険区域の状況を図 4.2-35 に示します。

都市計画対象道路事業実施区には、急傾斜地崩壊危険区域が 17 箇所存在します。

(7) 砂防法第 2 条の規定に基づく砂防指定地

調査区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定に基づく砂防指定地が 1 箇所存在します。砂防指定地の状況を図 4.2-35 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、砂防指定地はありません。



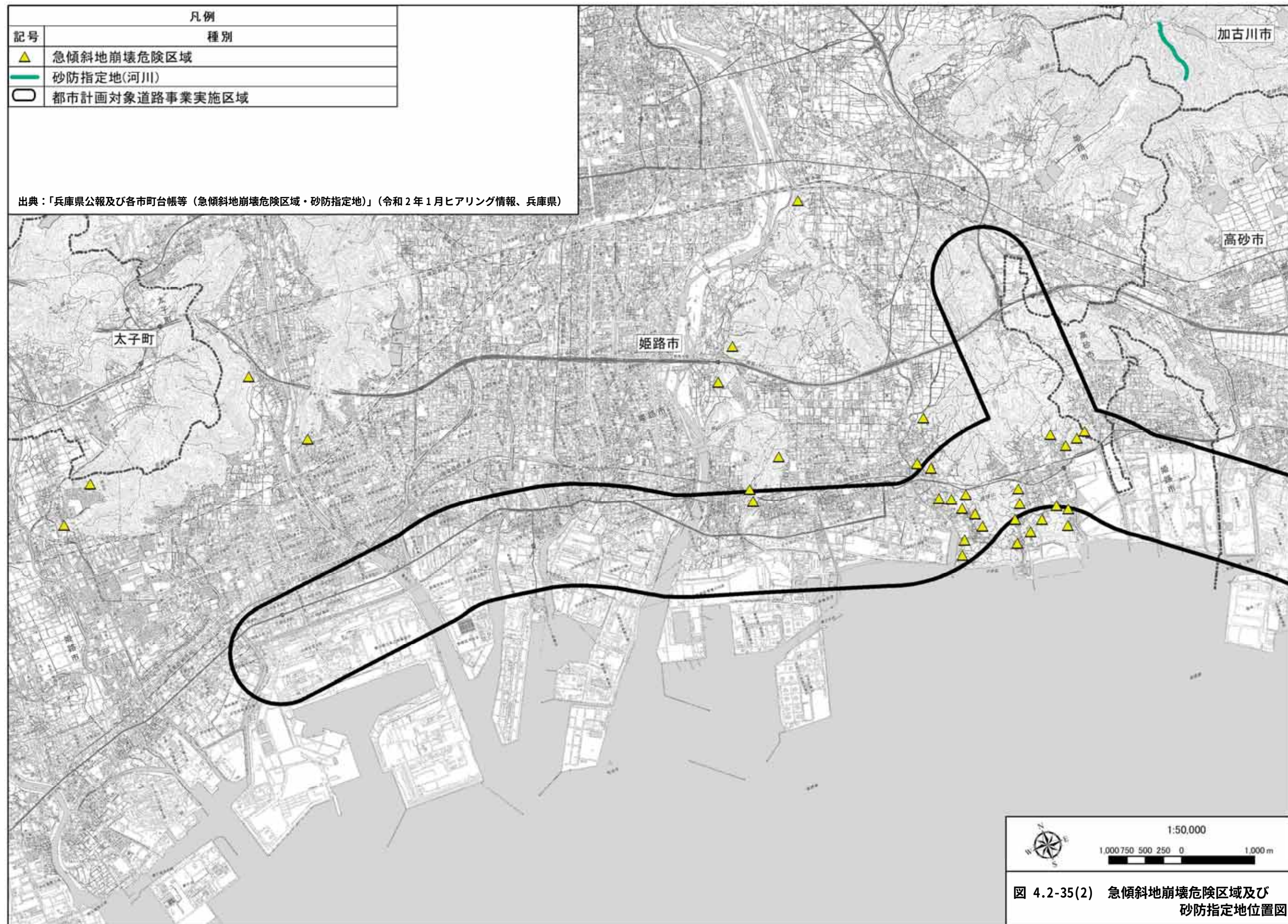


図 4.2-35(2) 急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地位置図

4.2.9 その他の事項

1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物（以下、「建設副産物」という。）のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土等）や、廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものです。

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に従い適正処理を行うこととされています。原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 5 月 30 日改正、国土交通省）等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されています。

国土交通省においては、「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月、国土交通省）を策定し、表 4.2-81 に示す達成基準値を定めています。また、近畿地方においては、「近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015」（平成 27 年 6 月、建設副産物対策近畿地方連絡協議会）を策定し、表 4.2-82 に示すリサイクル率の目標値を定めています。

廃棄物に関する条例としては、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成 15 年兵庫県条例第 23 号）、「兵庫県建設リサイクルガイドライン」（平成 30 年 4 月、兵庫県県土整備部）等が定められています。

表 4.2-81 建設リサイクル推進計画 2020 の目標

品目		指標	2018 実績値	2024 達成基準値
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5 %	99 % 以上
	コンクリート塊	再資源化率	99.3 %	99 % 以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	96.2 %	97 % 以上
	建設汚泥	再資源化・縮減率	94.6 %	95 % 以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.1 %	3.0 % 以下
建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	97.2 %	98 % 以上
建設発生土		有効利用率	79.8 %	80 % 以上
備考 <再資源化率> 建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合 <再資源化・縮減率> 建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合 <建設混合廃棄物排出率> 全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合 <建設発生土有効利用率> 建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合				

出典：「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月、国土交通省）

表 4.2-82 近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015 の目標

対象品目		平成 24 年度（実績）	平成 30 年度目標
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.5 %	99 % 以上
		99.6 %	99 % 以上
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	94.5 %	95 % 以上
		89.2 %	90 % 以上
建設混合廃棄物	排出率	4.8 %	3.5 % 以下
	再資源化・縮減率	42.0 %	50 % 以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	95.2 %	96 % 以上
建設発生土	建設発生土有効 利用率	-	80 % 以上
備考 <再資源化率> 建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合 <再資源化・縮減率> 建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合 <建設混合廃棄物排出率> 全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合 <建設発生土有効利用率> 建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地利用等を加えた有効利用量の合計の割合			

出典：「近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015」（平成 27 年 6 月、建設副産物対策近畿地方連絡協議会）

3) 廃棄物等の処理施設等の立地状況

調査区域には、産業廃棄物に係る中間処理の許可施設 104 箇所（内 15 箇所は特別管理産業廃棄物を対象としたもの）があり、その一覧は表 4.2-83 及び表 4.2-84 に、位置は図 4.2-36 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、43 箇所（内 6 箇所は特別管理産業廃棄物を対象としたもの）の産業廃棄物に係る中間処理の許可施設があります。

表 4.2-83(1) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
1	三宝自動車(株)	神戸市西区岩岡町岩岡 1091-1、2、11	圧縮【廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	圧縮	外
2	木村工業(株)	神戸市西区上新地 3-2-11	選別、圧縮、圧縮梱包【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	選別、圧縮、圧縮梱包	外
3	関西環境建設(株)	神戸市西区岩岡町野中 字 福吉 540-6	圧縮梱包、コンクリート固型化、コンクリート固化【燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん】	圧縮梱包、コンクリート固型化、コンクリート固化	外
4	(株)美建	神戸市西区上新地 3-12-5、6	破碎【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】	破碎	外
5	マツダ(株)	神戸市西区岩岡町古郷 字 福吉 西 1508-42	減容固化、圧縮梱包【廃プラスチック類、紙くず、金属くず】	減容固化、圧縮梱包	外
6	(株)佐々木商店	神戸市西区岩岡町古郷 字 福吉 西 1528-12	破碎、中和【廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎、中和	外
7	(株)窪田窪商店	神戸市西区福吉台 1-1619-2 他 5 筆	破碎、切断・圧縮【廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎、切断・圧縮	外
8	日本エコロジー(株)	明石市二見町南二見 22 番 19 外 1 筆	蒸留【汚泥（廃油に含まれるものに限る）、廃油】 中和・蒸留【廃酸（廃油に含まれるものに限る）、廃アルカリ（廃油に含まれるものに限る）】	中和・蒸留(20m ³ /日)	外
9	日本磁力選鉱(株)	明石市二見町南二見 17 番 8 外 1 筆	破碎【金属くず、鉱さい（無害に限る）】 混練【金属くず、鉱さい（無害に限る）】	破碎(273.0t/日) 混練(596.4t/日)	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和 2 年 4 月 1 日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）
「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）
「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和 2 年 4 月 24 日現在）」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）
「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和 3 年 4 月 1 日現在）」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-83(2) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
10-①	(株)ダイセキ	明石市二見町南二見 21 番地 5 外 2 筆	脱水【汚泥】 中和【廃酸、廃アルカリ】 油水分離【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ】 エマルジョン燃料化【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ】 混練・乾燥【燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん】 洗浄脱水【ばいじん】	油水分離 (270m ³ /日) 中和 (270m ³ /日) 中和 (270m ³ /日) 脱水及び洗浄脱水 (90m ³ /日) 乾燥 (90m ³ /日) 脱水 (90m ³ /日) エマルジョン燃料化 (300m ³ /日) 中和 (90m ³ /日) 中和 (90m ³ /日) 中和 (90m ³ /日) 中和 (120m ³ /日) 中和 (120m ³ /日) 中和 (144m ³ /日)	外
10-②	(株)ダイセキ	明石市二見町南二見 21 番地 3	油水分離【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ】	油水分離 (180m ³ /日)	外
11	木村工業(株)	明石市二見町南二見 9 番 3	破碎【廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず】 選別・破碎【廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】 圧縮【廃プラ、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスウールに限る）】	破碎 (351.6t/日) 破碎 (142.8t/日) 選別 (777.2t/日) 圧縮 (2,541.6t/日) 選別 (957.8t/日)	外
12	(株)平本商店	加古郡稲美町野谷字中割 460-4、460-5	圧縮【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を除く）、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）】	圧縮 (48t/日)	外
13	(株)マツオカ	加古郡稲美町加古 619 番 1 外 1 筆	圧縮【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）】	圧縮 (120t/日) 圧縮・切断 (187.52t/日)	外
		加古郡稲美町加古字池ノ内 495 番地 8	圧縮・切断【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）】		外
14	(株)アルファ	加古郡稲美町下草谷字西大道 340 番地の 55	焼却【木くず】 破碎【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る、石綿含有産業廃棄物を除く）】 圧縮【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスウールに限る、石綿含有産業廃棄物を除く）】	焼却 (4.8t/日) 破碎 (4.46t/日) 破碎 (4.808t/日) 圧縮 (1,174t/日)	外
15	(有)鈴木商店	加古郡稲美町国安 1280-1 外 4 筆	破碎【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず】	破碎 (1t/日)	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和 2 年 4 月 1 日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和 2 年 4 月 24 日現在）」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和 3 年 4 月 1 日現在）」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-83(3) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
16	歩信栄建設 (株)	加古郡稲美町加 古字北新田北 1007 番地の 31	破砕【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を除く）、 紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボ ードに限る、石綿含有産業廃棄物を除く）】	破砕（5.11t/日） 破砕（2.4t/日）	外
17	金澤産業(株)	加古郡稲美町加 古字見谷 3869 番 外 1 筆	破砕【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を除く）、 紙くず、木くず】	破砕（5.52t/日）	外
18	ワイメタル (株)	加古郡稲美町中 村 1216 番	破砕・選別【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を 除く）、金属くず、ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず（電気製品くずに限 る、石綿含有産業廃棄物を除く）】	破砕（17.6t/日）	内
19	(有)興永商事	加古郡稲美町加 古 3175 番地の 13	破砕【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を除く）】	破砕（3.2t/日）	外
20	正栄建設(株)	加古郡播磨町新 島 24 番地	破砕・選別【ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除 く）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除 く）】	破砕（320t/日）	外
21	木村工業(株)	加古郡播磨町新 島 16	破砕【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を除く）、 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属 くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、が れき類（石綿含有産業廃棄物を除く）】	破砕（212.64t/日）	外
22	昌平(株)	加古郡播磨町新 島 17-5 外 1 筆	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず（ガラスくずに限る、石綿含有産業 廃棄物を除く）】	破砕（40t/日） 破砕（40.8t/日）	外
23	多木建材(株)	加古郡播磨町宮 西 2 丁目 198-2	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず（石膏ボード廃材に限る、石綿含有 産業廃棄物を除く）】	破砕（100t/日）	内
24	(株)池田	加古川市平岡町 高畑 340 番地の 1	破砕【紙くず】 圧縮【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を除く）、 紙くず、金属くず】	圧縮（167.2t/日） 破砕（2.94t/日） 破砕（449.36t/日）	内
25	加古川リサ イクル(有)	加古川市野口町 水足 123-25	破砕【がれき類（石綿含有産業廃棄物を除 く）】	破砕（800t/日）	外
26	(株)MCエバ テック	加古川市金沢町 7 番地 関西熱 化学株式会社内	水蒸気賦活再生【汚泥（廃活性炭に限る）】	水蒸気賦活再生 （13.2t/日）	内
27	共栄(株)	加古川市野口町 長砂 834 の 1	圧縮・切断【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を 除く）、金属くず、ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄 物を除く）】	圧縮（200t/日） 切断（270t/日）	外
28	三輪運輸工 業(株)	加古川市金沢町 1 番地(株)神戸製 鋼所加古川製鉄 所内	焼却【汚泥、廃油、廃プラ（石綿含有産業廃 棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ、ゴムくず】 破砕【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を除く）】	焼却（26.4t/日） 焼却（13.2m³/日） 破砕（48t/日） 焼却（16.8t/日） 焼却（27.6t/日）	内
29	(株)神明解体 工業	加古川市尾上町 養田字養田開拓 1501 番 1 外 1 筆	圧縮【廃プラ※、金属くず※、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず※ ※廃自動車（自 R 法第 2 条第 1 項に規定す る自動車を除く）に限る】	圧縮（60t/日）	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。
 出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和 2 年 4 月 1 日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）
 「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）
 「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和 2 年 4 月 24 日現在）」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）
 「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和 3 年 4 月 1 日現在）」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-83(4) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
30	オメガオイル(株)	加古川市尾上町 養田字養田開拓 1529-1 外2筆	油水分離【廃油】 焼却【汚泥、廃油】 エマルジョン燃料化【廃油、廃アルカリ】	油水分離 (10m³/日) 焼却(0.32m³/日) エマルジョン燃 料化(15m³/日)	内
31	(有)平康商会	加古川市志方町 西牧字荒神谷北 1106番1	圧縮【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を除く）、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）】	圧縮(45.1t/日)	外
32	(株)ジブテッ ク	高砂市高砂町字 向島町1474番23	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず（石膏ボード廃材に限る、石綿含有 産業廃棄物を除く）】	破砕(100t/日)	内
33	マツバ商事 (株)	高砂市高砂町南 材木町43番地	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、がれ き類（石綿含有産業廃棄物を除く）】	破砕(100t/日)	内
34	日清鋼業(株)	高砂市荒井町新 浜2丁目2760番 の2	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、がれ き類（石綿含有産業廃棄物を除く）】	破砕(396t/日)	内
35	(有)金田商店	高砂市竜山2丁 目149-1	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず（コンクリートくずに限る、石綿含 有産業廃棄物を除く）、がれき類（石綿含有産 業廃棄物を除く）】	破砕(320t/日)	外
36	(株)木村	高砂市中筋5丁 目864番1 他4 筆	破砕【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を除く）、 金属くず】	破砕(4.8t/日)	外
37	内藤金属(株)	高砂市梅井町3 丁目351番1 外 17筆	圧縮・切断【廃プラ（石綿含有産業廃棄物を 除く）、金属くず、ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を 除く）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除 く）】	圧縮・切断 (216t/日)	内
38- ①	中谷建材(株)	高砂市梅井5丁 目2番10号	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、がれ き類（石綿含有産業廃棄物を除く）】	破砕(525.6t/日)	内
38- ②	中谷建材(株)	高砂市曾根町新 開2945-1 外1 筆	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、が れき類（石綿含有産業廃棄物を除く）】 溶融【がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）】	破砕(348t/日) 溶融(360t/日)	内
39	(株)アイエイ ケー	姫路市大塩町字 明治新開2018番 29	破砕【廃プラスチック類・木くず】	破砕	内
40- ①	栄商事(株)	姫路市飾磨区中 島字宝来3067番 12	圧縮切断【廃プラスチック類・金属くず・ガ ラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた コンクリートの破片その他これに類する不要 物】	圧縮切断	内
40- ②	栄商事(株)	姫路市別所町佐 土1丁目8番 他2筆	圧縮切断【廃プラスチック類・金属くず・ガ ラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた コンクリートの破片その他これに類する不要 物】	圧縮切断	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-83(5) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
41	(株)新宮クリーンランド	姫路市別所町佐土字奥関切谷 1304 番 他 3 筆	焼却【紙くず・木くず・繊維くず】 破碎【廃プラスチック類・木くず・ゴムくず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	焼却、破碎	内
42	西本興業(株)	姫路市四郷町本郷字堰の内 207 番 3 他 8 筆	破碎【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破碎	外
43	三協建設(株)	姫路市白浜町宇佐崎南 1 丁目 57 番 2	破碎【工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破碎	内
44	(株)グローバル工業	姫路市御国野町御着字東大門 668 番 他 4 筆	破碎【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 原料化【燃え殻・汚泥・鉍さい・ばいじん】	破碎、原料化	外
45-①	(有)ハタリサイクルファクトリー	姫路市四郷町上鈴字森元 156 番 1 他 4 筆	破碎【廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎	外
45-②	(有)ハタリサイクルファクトリー	姫路市四郷町上鈴字森元 101 番 他 1 筆	破碎【廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎	外
46	光伸(株)	姫路市白浜町宇佐崎中 2 丁目 503 番 2	破碎【廃プラスチック類】	破碎	内
47	(有)梶工業	姫路市北原字峠東 712 番 他 4 筆	天日乾燥【汚泥】	天日乾燥	外
48	(有)橋本自動車	姫路市花田町小川字西皆地 1005 番 4 他 2 筆	圧縮【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	圧縮	外
49	宏博産業(株)	姫路市花田町小川 1162 番 1 他 1 筆	脱水【汚泥】 乾燥【汚泥】 破碎【廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	脱水、乾燥、破碎	外
50	(有)金田商店	姫路市花田町高木字分町 82 番 1 他 6 筆	破碎【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 圧縮【金属くず】 溶融【廃プラスチック類】	破碎、圧縮、溶融	外
51	文野孝一（文野産業）	姫路市阿保甲 7 番 21 他 3 筆	破碎【廃プラスチック類】 減溶【廃プラスチック類】	破碎、減容	外
52	(株)ヤマダ環境サービス	姫路市野里字大日河原 951 番 地 25	減容【廃プラスチック類】	減容	外
53	住徳建設(株)	姫路市飾磨区中島字川尻新田下 3210 番 他 13 筆	破碎【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破碎	内
54	(株)KS 興業	姫路市飾磨区中島字川尻新田下 3208 番 他 1 筆	破碎【廃プラスチック類・紙くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎	内

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和 2 年 4 月 1 日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和 2 年 4 月 24 日現在）」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和 3 年 4 月 1 日現在）」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-83(6) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
55	(株)キョウドウ	姫路市飾磨区中島相生梅2034番地 他85筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・鉱さい】 固化【汚泥】 油水分離【廃油】	破 砕 、 固 化 、 油 水 分 離	内
56-①	マキウラ鋼業(株)	姫路市飾磨区英賀字東浜甲1960番地 の 5 他 41 筆	破砕【廃プラスチック類・燃え殻・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】 圧縮・切断【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】 減容固化【廃プラスチック類・燃え殻・汚泥・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕、圧縮・切断、減容固化	外
56-②	マキウラ鋼業(株)	姫路市飾磨区中島字相生梅2172番1 他5筆	破砕【廃プラスチック類・燃え殻・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】 圧縮・切断【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】 減容固化【廃プラスチック類・燃え殻・汚泥・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕、圧縮・切断、減容固化	外
56-③	マキウラ鋼業(株)	姫路市飾磨区中島字相生梅2174番10 他1筆	破砕【廃プラスチック類・燃え殻・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】 圧縮・切断【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】 減容固化【廃プラスチック類・燃え殻・汚泥・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕、圧縮・切断、減容固化	内

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-83(7) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
57-①	(株)姫路環境開発	姫路市飾磨区中島字宝来3067番17 他2筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・繊維くず】 減容【廃プラスチック類】 固化【汚泥】 混練・成形【燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鉋さい・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・ばいじん】	破砕、減容、固化、混練・成形	内
57-②	(株)姫路環境開発	姫路市飾磨区中島字宝来3059番6 他2筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・繊維くず】 減容【廃プラスチック類】 固化【汚泥】 混練・成形【燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鉋さい・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・ばいじん】	破砕、減容、固化、混練・成形	外
57-③	(株)姫路環境開発	姫路市飾磨区中島字相生梅2104番2 他7筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・繊維くず】 減容【廃プラスチック類】 固化【汚泥】 混練・成形【燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鉋さい・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・ばいじん】	破砕、減容、固化、混練・成形	外
58	日本選鋼(株)	姫路市飾磨区中島字相生松1875番1	破砕【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鉋さい・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕	外
59-①	西播商事(株)	姫路市飾磨区中島字宝来3067番18 他1筆	破砕【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 焼却【燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物系固形不要物・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破砕、焼却	外
59-②	西播商事(株)	姫路市四郷町上鈴字ツク田281番1 他4筆	破砕【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 焼却【燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物系固形不要物・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破砕、焼却	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。
 出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）
 「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）
 「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）
 「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-83(8) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
60	(株)畑地清掃	姫路市延末295番地 姫路市中央卸売市場内	溶融【廃プラスチック類】	溶融	外
61	西播環境整備(株)	姫路市飾磨区中島字宝来3067番8・10	破碎【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】 固形燃料化【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず】	破碎、固形燃料化	外
62	姫路鉄鋼リファイン(株)	姫路市飾磨区中島字相生鶴1598番9 他5筆	還元焙焼【ばいじん】	還元焙焼	内
63	新井鋼業(株)	姫路市飾磨区恵美酒字中田315番1 他2筆	圧縮切断【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	圧縮切断	外
64	サンワ技研(株)	姫路市飾磨区中島字宝来3059番21 他2筆	混合調整【汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ】 混練【燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類・鉱さい・ばいじん】 混合中和【汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ】	混合調整、混練、混合中和	外
65-①	新日本開発(株)	姫路市飾磨区中島字宝来3059番2	焼却【汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・動物の死体・政令13号廃棄物】 混合【汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・政令13号廃棄物】 破碎【廃プラスチック類・木くず】 油水分離【廃油】	焼却、混合、破碎、油水分離	外
65-②	新日本開発(株)	姫路市飾磨区中島字宝来3059番3 他1筆	焼却【汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・動物の死体・政令13号廃棄物】 混合【汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・政令13号廃棄物】 破碎【廃プラスチック類・木くず】 油水分離【廃油】	焼却、混合、破碎、油水分離	外
66	ダイネン(株)	姫路市飾磨区中島字一文字3001番2 他3筆	混練・造粒【燃え殻・ばいじん・廃プラスチック類・汚泥・鉱さい】	混練・造粒	内
67	(株)アール・ビー・エヌ	姫路市飾磨区中島字宝来3059番20 姫路市飾磨区中島字宝来3059番19 他2筆	破碎【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 固形燃料化【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず】	破碎、固形燃料化	外
68	片倉コープアグリ(株)	姫路市飾磨区細江字西宮前1050番 他4筆	粒状肥料化【燃え殻・汚泥・廃酸・廃アルカリ・動植物性残さ・ばいじん】 液状肥料化【廃酸・廃アルカリ】 混合肥料化【汚泥】	粒状肥料化、液状肥料化、混合肥料化	内

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。
 出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）
 「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）
 「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）
 「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-83(9) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
69-①	(株)光商	姫路市飾磨区細江 字浜万歳1304番1 他1筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 圧縮【金属くず】 油水分離【廃油】 減容【廃プラスチック類】	破砕、圧縮、油水分離、減容	外
69-②	(株)光商	姫路市飾磨区構字 東飯田新田1086番1 他6筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 圧縮【金属くず】 油水分離【廃油】 減容【廃プラスチック類】	破砕、圧縮、油水分離、減容	内
70	(株)茨木金属商会	姫路市飾磨区加茂 242番地の1	切断圧縮【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 切断【金属くず】	切断圧縮、切断	内
71	(株)新生興業	姫路市飾磨区構字 西飯田新田1107番1 他8筆	熔融【廃プラスチック類】 破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	熔融、破砕	内
72-①	(有)エコ・マテリアル	姫路市飾磨区今在家 1113番5 他5筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず】 固形燃料化【廃プラスチック類】 熔融【廃プラスチック類】	破砕、固形燃料化、熔融	内
72-②	(有)エコ・マテリアル	姫路市飾磨区構字 西飯田新田1117番地 他1筆	破砕【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず】 固形燃料化【廃プラスチック類】 熔融【廃プラスチック類】	破砕、固形燃料化、熔融	内
73	(株)ハルミ	姫路市飾磨区今在家 1096番2	破砕【廃プラスチック類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】 混練【燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・ばいじん】	破砕、混練	内
74	(株)しらさぎアスコン	姫路市飾磨区今在家 字東葭林新田1120番1	破砕【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕	内
75	産業振興(株)	姫路市広畑区富士 町11番	圧縮【金属くず】	圧縮	外
76	日鉄スラグ製品(株)	姫路市広畑区富士 町11	破砕混合【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鋳さい・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕混合	外
77	姫路開発興業(株)	姫路市広畑区大町 1丁目55番1 他3筆	破砕【工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破砕	内
78	関西タイヤリサイクル(株)	姫路市広畑区富士 町1番地	破砕・乾留回収【廃プラスチック類】	破砕・乾留回収	内
79	(株)テツゲン	姫路市広畑区富士 町1番地・17番地	破砕・焼却【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず】 焼却【汚泥・廃油】 混練【汚泥】	破砕・焼却、焼却、混練	内

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。
 出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）
 「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）
 「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）
 「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-83(10) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
80	(株)徳原商店	姫路市広畑区吾妻町1丁目45番地	破碎【廃プラスチック類・紙くず・木くず】	破碎	内
81	(株)イセダ商会	姫路市広畑区大町3丁目38番	破碎【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎	内
82	(有)プレステージ	姫路市大津区勘兵衛町2丁目48番	破碎【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎	外
83	日進興業(株)	姫路市大津区勘兵衛町2丁目44番5他1筆	破碎・選別【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎・選別	外
84	共栄産業(株)	姫路市大津区勘兵衛町4丁目34番1他4筆	圧縮・切断【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	圧縮・切断	外
85	ヤマトスチール(株)	姫路市大津区吉美字元浜南429番2	熔融【汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	熔融	外
86	(株)新井商会	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1	切断・圧縮【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	切断・圧縮	外
87	(株)ダイセル	姫路市網干区大江島字肥塚新田南883の1	中和・分解【廃油・廃酸・廃アルカリ】	中和・分解	外
88	(有)喜匠	姫路市網干区浜田字南垣原1320番13他4筆	破碎及び選別【廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物】	破碎及び選別	外
89	アミタ(株)	姫路市網干区浜田字南垣原1320番1他3筆	燃料化【燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・ばいじん】 金属原料化【汚泥・廃プラスチック類・金属くず・ばいじん・銲さい】 セメント原料化【燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・銲さい・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・ばいじん】 破碎【廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】	燃料化、金属原料化、セメント原料化、破碎	外
90	昭和瀝青工業(株)	揖保郡太子町原字白毛30-1 外8筆	混合【ばいじん】 破碎・熔融【がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）】	破碎（904t/日） 熔融（480t/日） 混合（14.4t/日）	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物処理業者簡易名簿（産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.2-84(1) 特別管理産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
1	関西環境建設(株)	神戸市西区岩岡町野中宇福吉 540-6	コンクリート固型化、コンクリート固化【燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、セレン、ダイオキシン類（コンクリート固化のみ）に限る）】	コンクリート固型化、コンクリート固化	外
2	日本エコロジー(株)	明石市二見町南二見 22 番 19 外 1 筆	蒸留【汚泥（特定有害産業廃棄物含有物）、廃油（特定有害産業廃棄物含有物、引火性）】中和・蒸留【廃酸（特定有害産業廃棄物含有物、pH2.0 以下）、廃アルカリ（特定有害産業廃棄物含有物、pH12.5 以上）】但し、汚泥、廃酸、廃アルカリは、廃油に含まれるものに限る。特定有害産業廃棄物とは、次のものに限る。①ジクロロメタン、②1,2-ジクロロエタン、③1,1-ジクロロエチレン、④1,1,1-トリクロロエタン、⑤1,1,2-トリクロロエタン、⑥ベンゼン、⑦トリクロロエチレン、⑧テトラクロロエチレン、⑨シアン	中和・蒸留（20 m ³ /日）	外
3-①	(株)ダイセキ	明石市二見町南二見 21 番地 5 外 2 筆	中和【汚泥（特定有害産業廃棄物は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素を含む）、廃酸（pH2.0 以下、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、1,4-ジオキサンを含むものに限る）、廃アルカリ（pH12.5 以上、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、1,4-ジオキサンを含むものに限る）】油水分離【廃油（引火性廃油に限る）、廃酸（pH2.0 以下であるものに限る）】エマルジョン燃料化【廃油（引火性廃油、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る）、廃酸（pH2.0 以下に限る）、廃アルカリ（pH12.5 以上に限る）】洗浄脱水【ばいじん（鉛を含有するものに限る）】	油水分離（270m ³ /日） 中和（270m ³ /日） 中和（270m ³ /日） エマルジョン燃料化（200m ³ /日） 中和（90m ³ /日） 中和（90m ³ /日） 中和（90m ³ /日） 洗浄脱水（24t/日） 中和（120m ³ /日） 中和（120m ³ /日）	外
3-②	(株)ダイセキ	明石市二見町南二見 21 番地 3	油水分離【廃油（引火性廃油に限る）、廃酸（pH2.0 以下であるものに限る）】	油水分離（180 m ³ /日）	外
4	多木化学(株)	加古郡播磨町宮西 346 番地	混合【廃酸（廃硫酸で pH2.0 以下であるものに限る）】	硫酸濃度調整（187t/日）	内
5	(株)MCエバテック	加古川市金沢町7 番地 関西熱化学株式会社内	水蒸気賦活再生【汚泥（廃活性炭に限る）】	水蒸気賦活再生（5.6t/日）	内

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

出典：「特別管理産業廃棄物中間処理業者一覧（令和 2 年 4 月 1 日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「特別管理産業廃棄物中間処理業者一覧（令和 2 年 4 月 24 日現在）」明石市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

「産業廃棄物処理業者簡易名簿（特別管理産業廃棄物処分業）（令和 3 年 4 月 1 日現在）」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.2-84(2) 特別管理産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
6	オメガオイル ㈱	加古川市尾上町養田字 養田開拓1529-1 外2筆	焼却【廃油（揮発油類、灯油類又は 軽油類に限る）】	焼却(0.4m ³ /日)	内
7	西播商事㈱	姫路市飾磨区中島字宝 来3067番地18 他1筆	焼却【廃油（揮発油類等）・廃酸(pH2.0 以下)・廃アルカリ (pH12.5 以上)・ 特定有害産業廃棄物（廃油 汚泥 廃 酸 廃アルカリ）・感染性産業廃棄物】	焼却	外
8	サンワ技研㈱	姫路市飾磨区中島字宝 来3059番21 他2筆	混合調整【廃油（揮発油類等）】 混合中和【廃油（揮発油類等）・廃酸 (pH2.0 以下)・廃アルカリ (pH12.5 以上)】	混合調整、混合 中和	外
9-①	新日本開発㈱	姫路市飾磨区中島字宝 来3059番2	焼却【廃油（揮発油類等）・廃酸(pH2.0 以下)・廃アルカリ (pH12.5 以上)・ 感染性産業廃棄物】	焼却	外
9-②	新日本開発㈱	姫路市飾磨区中島字宝 来3059番3 他1筆	焼却【廃油（揮発油類等）・廃酸(pH2.0 以下)・廃アルカリ (pH12.5 以上)・ 感染性産業廃棄物】	焼却	外
10	姫路鐵鋼リフ ァイン㈱	姫路市飾磨区中島字相 生鶴1598番9 他5筆	還元焙焼【特定有害産業廃棄物（ば いじん）】	還元焙焼	内
11	片倉コープア グリ㈱	姫路市飾磨区細江字西 宮前1050番 他4筆	肥料原料化【廃酸 (pH2.0 以下)・廃 アルカリ (pH12.5 以上)】 粒状肥料化【廃酸 (pH2.0 以下)・廃 アルカリ (pH12.5 以上)】 液状肥料化【廃酸 (pH2.0 以下)・廃 アルカリ (pH12.5 以上)】	肥料原料化、粒 状肥料化、液状 肥料化	内
12	㈱アステック 入江	姫路市広畑区富士町1番 地	廃液再生【廃酸 (pH2.0 以下)】	廃液再生	内
13	ヤマトスチー ル㈱	姫路市大津区吉美字元 浜南429番2	熔融【感染性産業廃棄物】	熔融	外

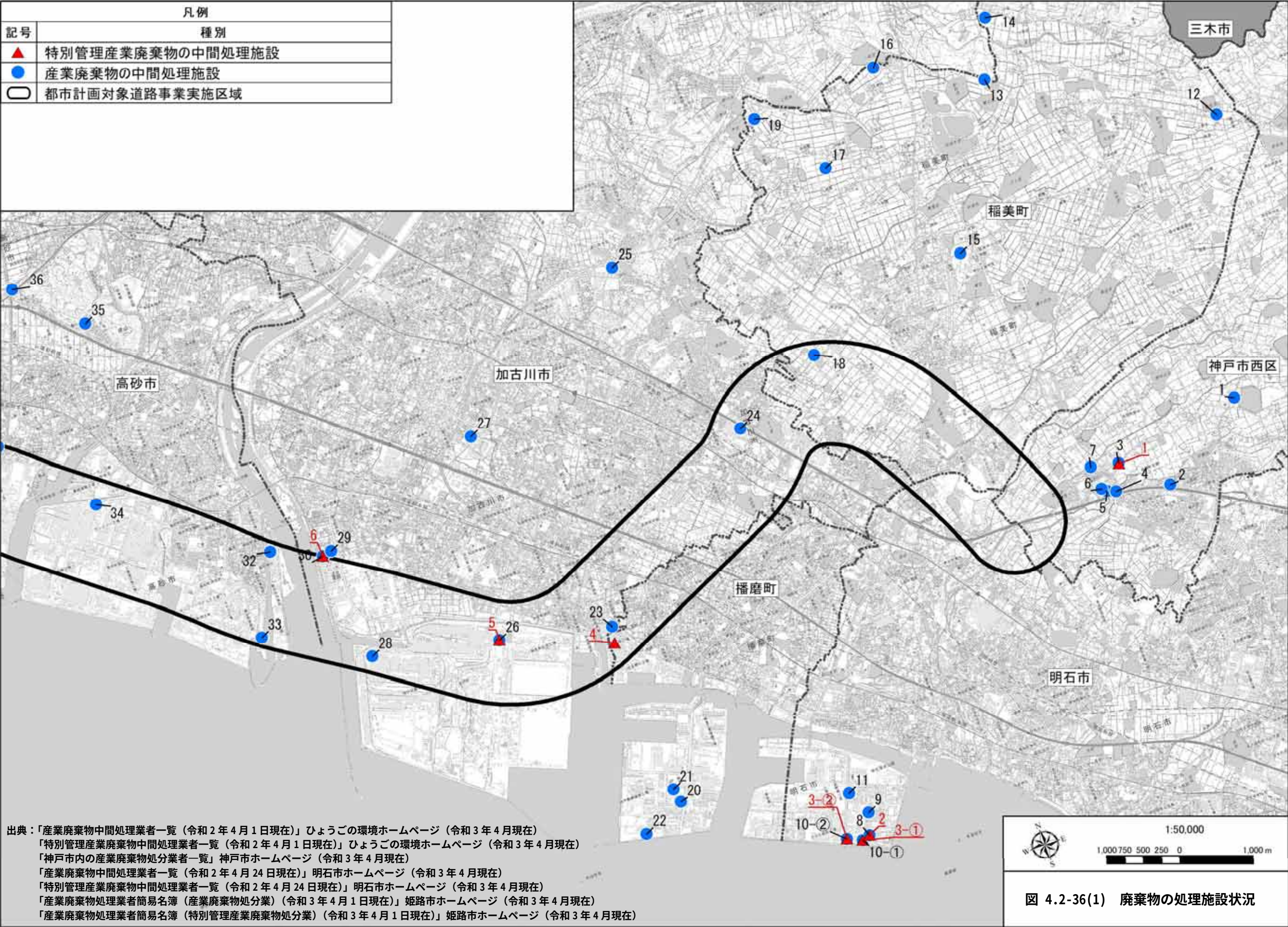
注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合（内）及び含まれない場合（外）を示す。

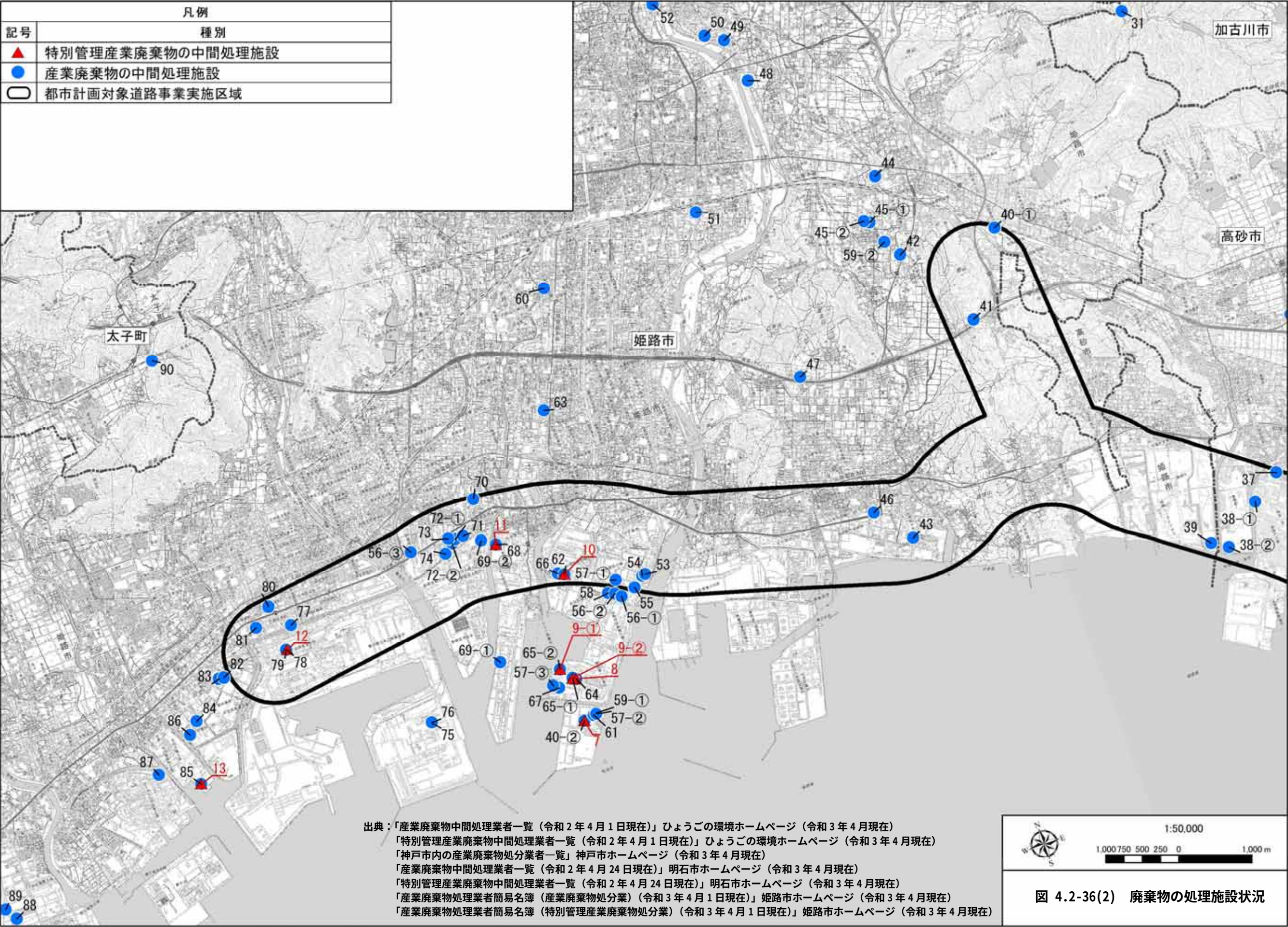
出典：「特別管理産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月1日現在）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」神戸市ホームページ（令和3年4月現在）

「特別管理産業廃棄物中間処理業者一覧（令和2年4月24日現在）」明石市ホームページ（令和3年4月現在）

「産業廃棄物処理業者簡易名簿（特別管理産業廃棄物処分業）（令和3年4月1日現在）」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）





4) 建設廃棄物等の再生利用・処理技術の現況

建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れは図 4.2-37 に示すとおりです。

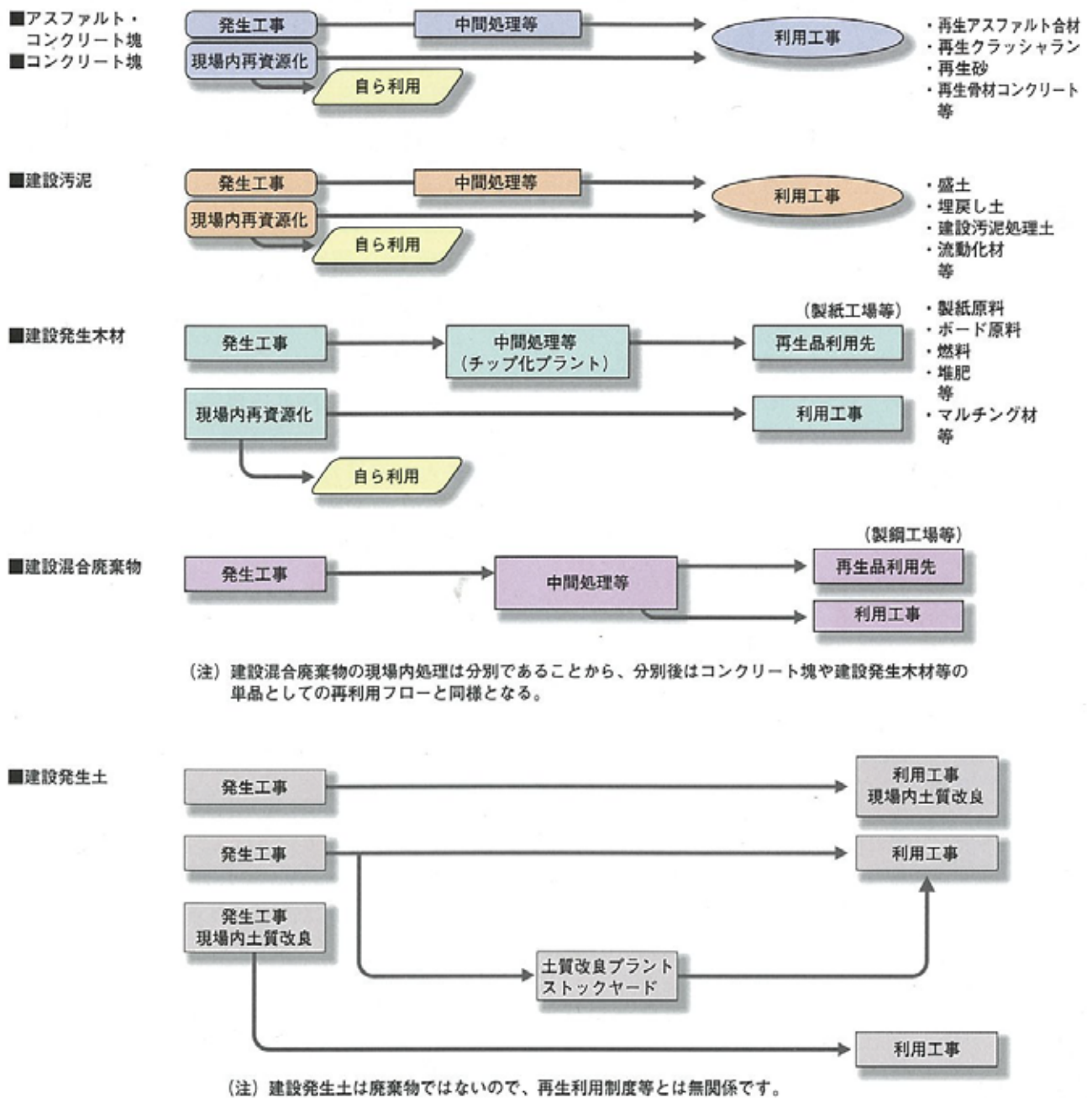


図 4.2-37 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ

出典：「よくわかる建設リサイクル 2020」（令和 3 年 2 月、建設副産物リサイクル広報推進会議）

第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

5.1 計画段階配慮事項の選定

文献で得られた情報により、重大な影響を受けるおそれのある環境の要素について検討し、計画段階配慮事項を選定しました。

計画段階配慮事項として選定する環境要素と選定理由は表 5.1-1 に示すとおりです。

表 5.1-1 計画段階配慮事項の選定結果とその理由

影響要因 環境要素			施設等の存在及び供用		選定理由
			道路の 存在	自動車の 走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		○	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		騒音		○	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、騒音への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な動物種が生息しています。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	植物		○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な植物群落、巨樹・巨木林、天然記念物が生育しています。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	生態系		○		事業実施想定区域及びその周囲には、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境として、自然公園、干潟、自然海浜等が分布しています。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な箇所（眺望点、景観資源）が存在しています。道路の存在に伴い、景観への影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。

5.2 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

道路事業の場合、計画段階における地域特性の把握は既存資料の調査によるものであり、詳細なルートの位置や道路構造等について検討段階であるため、必ずしも定量的な予測及び評価ができるものではありません。

このため、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法は、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法としました。調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では市街地・集落、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについて、表 5.2-2 に示します。また、予測は、環境の状況の変化を把握する方法としました。評価は、環境影響の度を整理し、各ルート帯を比較する方法としました。

表 5.2-2 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

計画段階 配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
自動車の走行 による大気質	集落・市街地*1の位置	既存資料*2	集落・市街地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
自動車の走行 による騒音				
道路の存在による動物	重要な種の生息地 ・重要な動物種	既存資料*2	重要な種の生息地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の位置 ・重要な植物種（天然記念物、巨樹・巨木林、保存樹・保護樹木） ・重要な植物群落	既存資料*2	重要な種・群落の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・環境影響を受けやすい場 ・環境保全の観点から法令等により指定された場 ・法令等により指定されていないが地域により注目されている場	既存資料*2	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	重要な箇所 ・眺望点 ・景観資源	既存資料*2	重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

注) *1：集落・市街地は用途地域（工業専用地域を除く）を基本に、現存植生図（1/25,000）の「緑の多い住宅地」のエリアを加えて設定した。

*2：各検討対象に関する既存資料は、表 4.1-2 及び表 4.2-2 に示すとおりである。

5.3 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に関する調査は、既存資料に基づき表 5.2-2 の「検討対象」の位置・分布を把握し、図 5.3-1 に調査の結果として記載しました。予測では、表 5.3-3 に回避等の状況を記載し、環境の状況の変化を把握しました。

選定された計画段階配慮事項の各ルート帯における影響の程度は、表 5.3-3 に示すとおりです。

道路の存在による動物、植物、景観の環境要素について、各ルート帯の影響は同程度であると評価しました。

自動車の走行による大気質・騒音の環境要素について、いずれのルート帯においても影響を与える可能性があります。ただし、沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートは、内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートに比べ影響の程度は小さいと評価しました。

道路の存在による生態系の環境要素について、いずれのルート帯においても影響を与える可能性があります。ただし、内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートは、沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートに比べ影響の程度は小さいと評価しました。

今後、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階では、できる限り集落・市街地、重要な種の生息地、重要な種・群落の位置、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、重要な箇所（眺望点、景観資源）への影響の回避・低減に取り組みます。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

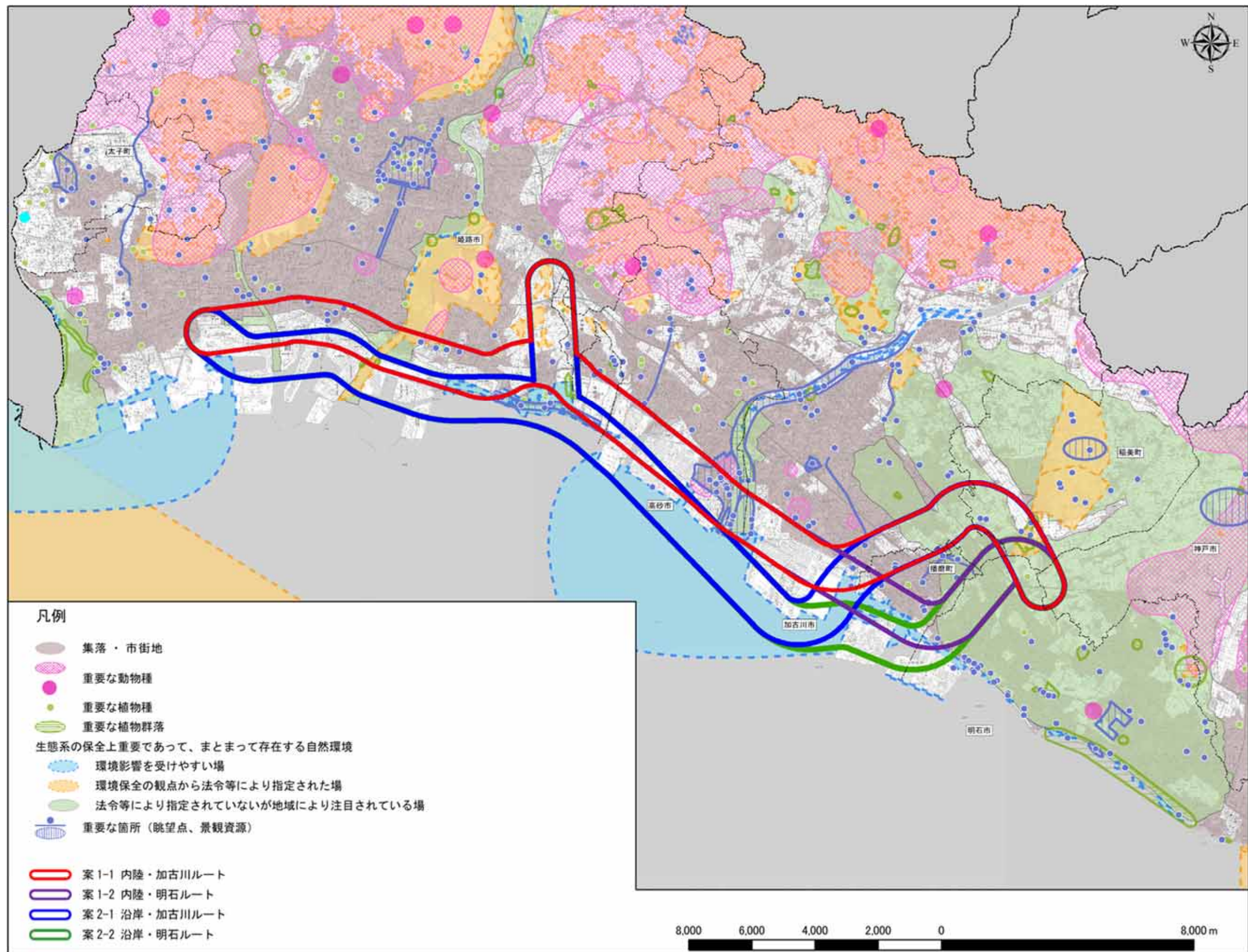


図 5.3-1 計画段階配慮事項の調査結果

表 5.3-3(1) 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	案 1-1 (内陸・加古川ルート)	案 1-2 (内陸・明石ルート)	案 2-1 (沿岸・加古川ルート)	案 2-2 (沿岸・明石ルート)
大気質 ／ 騒音	<p>集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p> <p>なお、主に海上空間を通過するルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は内陸ルートに比べ小さいと考えられます。</p>	<p>集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p> <p>なお、主に海上空間を通過するルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は内陸ルートに比べ小さいと考えられます。</p>
	沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートは、内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートに比べ環境影響の程度は小さいと評価します。			
動物	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において回避する検討が可能です。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において回避する検討が可能です。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は回避します。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は回避します。</p>
	内陸ルートは今後の具体的なルートの位置や道路構造の検討により重要な種の生息地を回避する検討が可能であるため、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。			
植物	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。</p>
	いずれのルート帯も環境への影響が懸念されるが、影響低減が可能であるため、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。			

表 5.3-3(2) 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

配 計 慮 画 事 項 段 階	案 1-1 (内陸・加古川ルート)	案 1-2 (内陸・明石ルート)	案 2-1 (沿岸・加古川ルート)	案 2-2 (沿岸・明石ルート)
生態系	<p>生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。</p> <p>なお、海上空間における環境影響を受けやすい場を通過する範囲が小さいルート帯であるため、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過する程度は沿岸ルートに比べ小さいと考えられます。</p>	<p>生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。</p> <p>なお、海上空間における環境影響を受けやすい場を通過する範囲が小さいルート帯であるため、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過する程度は沿岸ルートに比べ小さいと考えられます。</p>	<p>生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。</p>	<p>生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。</p>
	内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートは、沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートに比べ影響の程度は小さいと評価します。			
景観	<p>加古川河口付近の重要な箇所（眺望点、景観資源）が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所（眺望点、景観資源）を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>加古川河口付近の重要な箇所（眺望点、景観資源）が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所（眺望点、景観資源）を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>的形付近の重要な箇所（眺望点、景観資源）が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所（眺望点、景観資源）を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>的形付近の重要な箇所（眺望点、景観資源）が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所（眺望点、景観資源）を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>
	内陸ルートでは加古川河口付近、沿岸ルートでは的形付近に重要な箇所が広く分布しており、いずれのルート帯も環境への影響が懸念されることから、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。			

第6章 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解は、表 6-1 に示すとおりです。

表 6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

項目		国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
総論	(1) 都市計画対象道路事業実施区域等の設定	<p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>ア. 学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設並びに住居（以下「住居等」という。）</p> <p>イ. 瀬戸内海国立公園</p> <p>ウ. 主要な河川、水源地</p> <p>エ. 鳥獣保護区、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6・7 回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林</p> <p>オ. 「ふるさと兵庫景観づくり基本方針（景観形成等基本方針）」（平成 26 年 10 月兵庫県）において指定している景観形成地区、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>カ. 史跡、名勝、天然記念物及び文化財</p>	<p>都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減しました。</p> <p>今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減に努めます。</p>
	(2) 環境影響評価の項目の選定等	<p>今後設定する対象事業実施区域及びその周辺において、上記(1)の環境の保全上重要な施設等が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p> <p>また、今後、本事業において当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等を選定しました。</p> <p>また、今後、本事業の実施に伴い当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生じるおそれがある場合は、今後の環境影響評価の手続きにおいて、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。</p>

表 6-1(2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
各論	(1) 大気環境 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、複数の住居等が存在しているほか、想定区域及びその周辺の自動車交通騒音が一部環境基準を超過している。特に内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートは、沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートに比べ住宅が密集している区域が多く分布していることから、自動車の走行に係る大気への影響、騒音等の増加による沿道地域への更なる環境負荷が生じることが懸念される。複数案からの絞り込みに当たっては、自動車の走行に係る大気質、騒音等の住居等への影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、市街地及び集落に対する大気質、騒音等による影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。
	(2) 水環境 本事業は、瀬戸内海に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。このため、土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用により、本事業の実施に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。特に、橋梁構造を採用する場合は、河川内の土工量を抑制する位置及び構造の採用により、河床掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、土工量を抑制し、地下水への影響を回避又は極力低減する位置及び構造の採用により、地下水及び河川流量等への影響を回避又は極力低減すること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、土地の改変等に伴う水の濁り等による影響、橋梁構造による河床掘削等に伴う水の濁り等による影響、トンネル構造による地下水及び河川流量等に対する水環境への影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。
	(3) 動植物及び生態系 想定区域及びその周辺には、瀬戸内海国立公園等の重要な自然環境のまとまりの場が確認されているほか、全てのルート上には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生等が存在している。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減すること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、重要な動植物の生息・生育地及び生態系への影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。
	(4) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場 想定区域及びその周辺には、瀬戸内海国立公園や「ふるさと兵庫景観づくり基本方針（景観形成等基本方針）」における「高砂市高砂地区歴史的景観形成地区」等が存在することから、これらの眺望点からの重要な眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を低下させないよう配慮すること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、景観資源、眺望点、人と自然との触れ合いの活動の場への影響及び「ふるさと兵庫景観づくり基本方針（景観形成等基本方針）」における「高砂市高砂地区歴史的景観形成地区」等に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。

表 6-1(3) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

項目		国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
各論	(5) 廃棄物等	本事業は、市街地の一部を通過する計画であり、本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土及び廃棄物が多く発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討にあたっては、土工量を抑制する位置及び構造の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土及び廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土及び廃棄物については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、土量バランスを考慮し、建設発生土及び廃棄物の発生量の抑制に配慮します。やむを得ず発生する建設発生土及び廃棄物については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とします。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。
	(6) 温室効果ガス	工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。	工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネや再生可能エネルギーの利用等を踏まえて工事計画を検討します。
	(7) 地域住民等への説明及び関係機関との連携	本事業は、市街地において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。また、本事業の推進にあたっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。	今後の環境影響評価手続きにおいて、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明するとともに、関係機関等と調整を十分に行います。

第7章 配慮書の案についての意見と都市計画決定権者の見解

7.1 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見（アンケート調査：令和元年 10 月 1 日～令和元年 11 月 30 日（第 2 回意見聴取））の概要と都市計画決定権者の見解は、表 7.1-1 に示すとおりです。

なお、アンケート調査において、複数案（ルート帯案）を検討する際に重視すべき事項として、「生活環境（大気・騒音等）への影響が小さい道路」及び「自然環境（生態系等）への影響が小さい道路」について意見聴取を行い、「特に重視すべき」、「やや重視すべき」、「どちらともいえない」、「あまり重視すべきでない」、「重視する必要はない」の 5 段階で回答していただきました。その結果、重視すべきという意見（“特に重視すべき”、“やや重視すべき”）は、「生活環境（大気・騒音等）への影響が小さい道路」が 74.0%、「自然環境（生態系等）への影響が小さい道路」が 66.4%という結果となりました。

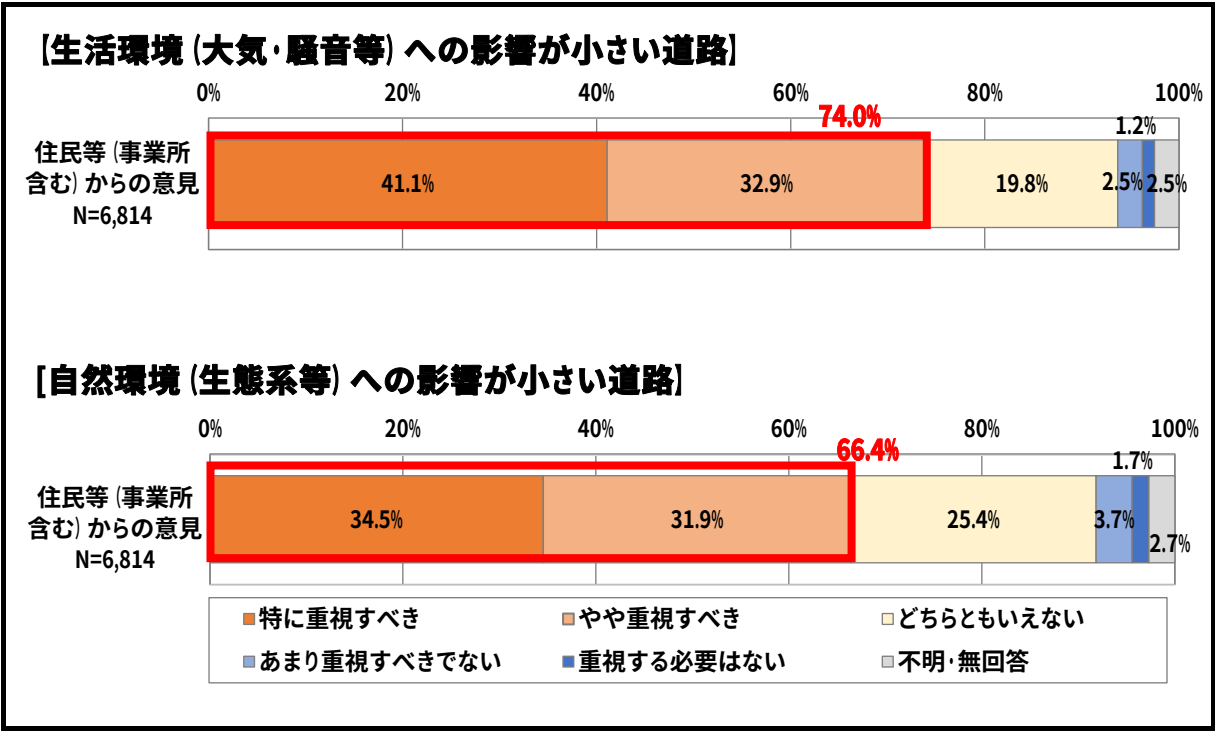


図 7.1-1 アンケート調査における回答とりまとめ結果

**表 7.1-1(1) 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解**

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
環境全般	<ul style="list-style-type: none"> ・特に景観への影響を配慮してほしい。 ・景観や住民への影響を最大限に配慮した上での利便性の高い整備計画が望ましいと思います。 ・生活環境や自然環境が最優先だと思います。 ・地域住民の意向を重視し、自然災害時の対策や生活環境への十分な配慮。 ・沿岸部・河川への環境対策を入念に！自然保護を第一！ ・環境にやさしいのが良い。 ・環境保持、遺跡を壊さない。 ・環境破壊するような工事はやめてほしい。 ・地域住民の住んでいる環境に不都合が出ないようにしていただきたいです。 ・環境への影響が少ない道路を作って欲しい。 <p align="right">他 139 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、生活環境、自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
生活環境 (大気質・騒音)	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、騒音の配慮が必要。 ・生活環境（大気・騒音等）への影響がゼロになることはないけれど極力少なく。 ・大気汚染に注意してほしい。 ・新設する道路の周辺に住む住居への影響（騒音・振動）をよく考えてほしい。事業費・便利さよりも後々の問題にならないよう配慮願います。 ・環境に配慮して欲しい（騒音等）。 ・環境への影響や騒音の問題など、ルートの沿線にあたる住民への説明、話し合いをきっちり行い、双方納得が得られるよう取り組むことが大切だと思います。 ・極力、人家のあるところは避け、騒音の少ないルートをお願いします。 ・騒音の少ない道路としてほしい。 ・生活環境が悪化するのが心配。 ・住民の生活環境に十分配慮してほしい。 ・折角つくるのであれば生活環境への影響を小さくしてほしい。 ・生活環境を特に重視してほしい。今より不便にならないようにしてほしい。 ・R250 の交通が減って環境をよくしてほしい。 ・生活環境への影響を最小限をお願いします。 <p align="right">他 143 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

**表 7.1-1(2) 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解**

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
自然環境 (動植物・生態系)	<ul style="list-style-type: none"> ・海の資源を守る計画にしてほしい。 ・生態系の影響が少ない方がいい。 ・生活に便利且つ自然を壊さない。 ・自然環境を生かして欲しい。 ・自然破壊をなるべく少なく。 ・自然環境への配慮。 ・自然を大切にしながら、すすめて戴きたい。 ・自然環境を大切にしてほしい。 ・自然災害や環境に配慮したルート帯案は今後より検討して欲しい。(但し、コストの問題など現実性を考えるとなかなか難しい気がします) <p align="right">他 64 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動植物・生態系等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

7.2 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

道路事業の計画段階評価に係る意見照会において、計画段階環境配慮書の意見も兼ねて兵庫県知事、神戸市・姫路市・明石市・加古川市・高砂市・播磨町・稲美町の市町長に意見聴取を実施しました。配慮書についての兵庫県知事、各自治体の長の意見と都市計画決定権者の見解は、表 7.2-2 に示すとおりです。

表 7.2-2(1) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	兵庫県知事	<p>1 全体的事項</p> <p>(1) 道路の位置や規模の設定及び工事計画の策定等に当たっては、事業実施想定区域及びその周辺の環境についての最新の知見や専門家の意見等をふまえ、生活環境や自然環境への影響を適切に調査、予測及び評価すること。</p> <p>(2) 予測評価の前提となる将来交通量については、本道路の供用に伴い変化すると考えられる周辺道路の交通量も含め、将来の交通需要に基づき明らかにすること。</p> <p>(3) 本事業計画及び環境影響評価の内容について、適切な機会をとらえて地域住民に対して十分説明を行うとともに、事業を進めるに当たっては地域住民の理解を得るよう努めること。</p> <p>なお、インターネットでの図書の公表に当たっては、法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等により積極的な情報提供に努めること。</p>	<p>1 全体的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルート的位置や道路構造を決定する段階で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・ 本道路の将来交通量については、将来交通需要に基づき適切に設定し、今後の環境影響評価の手続きにおいて明らかにします。 ・ 今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続きを行い、インターネットでの図書の公表に当たっては法に基づく縦覧期間終了後も原則として公表を継続します。

表 7.2-2(2) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	兵庫県知事	<p>2 個別的事項</p> <p>(1) 大気質、騒音・振動</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、国道2号、国道2号加古川バイパス及び国道250号等の交通量の多い道路並びに大規模工場等が複数立地していることから、周辺の主要道路及び大規模工場等を含めた複合影響について考慮すること。</p> <p>(2) 水質</p> <p>県では、令和元年10月に「環境の保全と創造に関する条例(平成7年条例第28号)」を改正し、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、沿岸域の環境の保全、再生及び創出をはじめ、総合的かつ計画的な施策を策定・実施することとしている。また、事業者は、事業活動を通じて豊かで美しい瀬戸内海の再生に努めなければならないこととしている。</p> <p>このことから、海側をルート帯として選定する場合は、事業実施想定区域及びその周辺における水質の状況及び藻場・干潟等の分布状況を適切に把握したうえで、水質及び藻場・干潟等への影響の回避・低減のみならず、生物の生息・生育環境の創出の観点からも十分な環境配慮を行うこと。</p> <p>(3) 地形・地質</p> <p>事業実施想定区域には、いなみの台地の海成段丘及び小赤壁等を初めとした重要な地形・地質が広範囲にわたって分布している。事業計画の検討にあたっては、これらの重要な地形・地質について、影響を回避することを最優先として十分な環境配慮を行うこと。</p>	<p>2 個別的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7.2-2(3) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	兵庫県知事	<p>2 個別的事項</p> <p>(4) 動物・植物・生態系</p> <p>事業予定者は自然環境への影響について、いずれのルート帯でも「自然環境の考慮すべき箇所は、概ね回避するため、自然環境への影響は小さい」としている。</p> <p>しかしながら、事業実施想定区域及びその周辺には、「いなみの台地のため池群」、「仁寿山鳥獣保護区」、「姫路市東部の自然海岸」等をはじめとして、生態系の保全にとって重要な自然環境が広く分布している。特に、「いなみの台地のため池群」及び「仁寿山鳥獣保護区」等については、これらの一部分をいずれのルート帯も通過することから、動物・植物・生態系への重大な影響が懸念される。</p> <p>生態系は一旦改変されると再度復元することは不可能であることから、事業計画の検討にあたっては環境影響を回避することを最優先として十分な環境配慮を行うこと。</p> <p>(5) 景観</p> <p>ア 本事業は大規模な道路を新設するものであるため、供用時において周囲へ与える圧迫感や威圧感等の影響を回避・低減すること。</p> <p>イ 事業実施想定区域及びその周辺には多数の眺望点及び景観資源が存在していることから、眺望点からの景観や、文化財等と一体となった地域景観への調和について十分な環境配慮を行うこと。</p> <p>(6) 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、ウォーキングコース、海水浴場及び各種の公園等が多く存在している。住居及び工場・事業場等が集積している本地域において、これらは人と自然との触れあい活動のための貴重な場となっていることから、本事業による、触れ合い活動の場の改変、アクセス性の変化及び快適性の変化の観点から十分な環境配慮を行うこと。</p>	

表 7.2-2(4) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	兵庫県知事	<p>2 個別的事項</p> <p>(7) 文化財</p> <p>事業実施想定区域には、多数の有形文化財及び埋蔵文化財包蔵地が存在している。</p> <p>これらは高い歴史的・文化的・学術的価値を有するものであることから、事業計画の検討にあたって、影響を回避すること。</p> <p>(8) その他</p> <p>本道路は既存道路と別線として新設することにより、南海トラフ巨大地震に伴う津波や大雨に伴う洪水等による既存道路の寸断が発生した場合でも、地域の交通機能を確保し、災害時の避難・救助等の際に活用できるとされている。</p> <p>しかしながら、これらの機能を発揮するためには、本道路自体が災害の影響を受けないことが前提である。よって、今後の手続においては、災害時において本道路がこれらの機能を発揮できることの根拠を含めて分かりやすく説明すること。</p>	
		<p>3 環境影響評価方法書以降について</p> <p>(1) 環境配慮に係る検討内容及び予測の前提条件</p> <p>ア 道路の位置、規模及び具体的な工事計画等を明らかにし、これらに関する環境配慮に係る検討内容も含め記載すること。</p> <p>イ 事業実施想定区域及びその周辺の状況を考慮し、影響が懸念される大気汚染、騒音・振動、景観、動植物及び生態系等の環境要素について、予測の前提条件を具体的に示すこと。</p> <p>(2) 大気質、騒音・振動</p> <p>ア 事業実施想定区域及びその周辺の大部分は市街地であることから、工事関係車両の通行及び造成工事等に伴う排ガス、粉じん及び騒音・振動等による生活環境への影響が考えられる。このことから、工事に伴う環境影響を回避・低減するよう、工事手法及び工事期間等を検討すること。</p>	<p>3 環境影響評価方法書以降について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の環境影響評価においては、事業特性を勘案し、大気質、騒音・振動、水質、動植物、廃棄物等各環境項目への影響等の環境要素を適切に選定し、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・なお、予測評価にあたっては、本道路の将来交通量や工事手法等を検討し、予測の前提条件を明らかにします。 ・また、工事中に発生する伐採木及び建設残土等について、事業実施段階において、関係法令等に基づき適切に処理します。

表 7.2-2(5) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	兵庫県知事	<p>3 環境影響評価方法書以降について</p> <p>イ 施設の供用に伴う排ガス、粉じん及び騒音・振動等による環境影響について、将来交通量及び道路構造等を明らかにしたうえで、適切に予測・評価すること。</p> <p>(3) 水質</p> <p>事業実施想定区域内には「播磨五川」と呼ばれる、播磨灘に流入する主な5つの河川の内、加古川、市川、夢前川の3つの河川の下流及び河口域が存在しているほか、播磨灘沿岸部の広い範囲が含まれている。水中に橋脚を設置する場合、工事に伴う底質の巻上げによる水質への影響、施設の存在による水流への影響等が考えられることから、十分な環境配慮を行うこと。</p> <p>(4) 廃棄物等</p> <p>工事中に発生する伐採木及び建設残土等について、適切な処理計画を策定し、環境影響評価方法書に記載すること。</p> <p>(5) 温室効果ガス</p> <p>工事に伴う温室効果ガスの排出を削減するため、エネルギー使用量の少ない施工方法の採用、工事用車両等の省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。</p>	

表 7.2-2(6) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
2	神戸市長	<p>計画段階環境配慮書の中で示された複数のルート帯案によると、全ての案において、神戸市域が一部含まれており、ルート帯周辺には住居が存在していることや、第二神明道路との接続地点の新設により、接続先も含めて交通量が増加する可能性がある。</p> <p>そのため、計画段階環境配慮書以降の図書において、事業実施に伴う大気質、騒音、日照をはじめとする環境影響について適切に調査、予測及び評価を行うとともに、環境影響を可能な限り回避又は低減する措置を講じる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本配慮書においては、大気質、騒音、動物、植物、生態系、景観について予測及び評価を行いました。 ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
3	姫路市長	<p>1 全体的事項</p> <p>(1) 環境影響評価の実施に当たって、可能な限り、予測し得る最大リスクを考慮するとともに、最新の文献値等のデータを使用し、また、本市の最新の計画等と整合性を図るように努めること。</p> <p>(2) 詳細なルート選定及び道路構造の検討に当たって、大気環境（大気質、騒音・振動）、水環境、動物、植物、生態系及び景観等の各環境要素について、事業実施想定区域及びその周辺への影響を回避又は低減すること。</p> <p>(3) 今後、本計画に伴う環境影響を回避又は低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。</p> <p>(4) 環境影響評価の手続きにおいて、事業計画の検討過程等について、積極的な情報公開に努め、住民等に分かりやすく、丁寧に説明を行うように努めること。</p>	<p>1 全体的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の文献や専門家等の意見、関係自治体の最新の計画等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続きを行うとともに、積極的な情報公開に努めます。

表 7.2-2(7) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
3	姫路市長	<p>2 個別的事項</p> <p>(1) 大気環境（大気質、騒音・振動）</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、学校、保育所及び病院等、特に環境保全上の配慮が必要な施設並びに住宅地が存在することから、これらに配慮した詳細なルートを選定し、工事中及び供用時における大気質及び騒音・振動等による影響について、適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。</p> <p>(2) 水環境</p> <p>建設工事による濁水等が海域、河川及び地下水等の公共用水域に影響を及ぼす場合は、地形及び流況等を考慮の上、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>(3) 土壤汚染</p> <p>建設工事による有害物質を含む土壤汚染が懸念される場合は、調査、予測及び評価を行い、また、不要になった土壌は、適切に処分すること。</p> <p>(4) 動物、植物、生態系</p> <p>道路の総延長が 30km を超える規模であり、分断される丘陵地間の動物の移動等への影響が予想されることから、その影響について、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>また、海域、河口及び砂浜等に道路及び橋梁等を設置する場合は、動植物及び生態系への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>(5) 景観</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、小赤壁、伝統行事等の景観資源が存在することから、道路及び橋梁等の構造物は、眺望景観に十分配慮すること。</p> <p>(6) 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、浜手緑地をはじめ、公園、散策路等が存在することから、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は低減すること。</p> <p>(7) 廃棄物等</p> <p>工事中において発生する掘削土砂等について、可能な限り、再資源化を推進し、処分量の削減を図ること。</p>	<p>2 個別的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7.2-2(8) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
3	姫路市長	<p>2 個別的事項 (8) その他</p> <p>姫路市緑の基本計画に基づき、緑の保全、活用、創出の各種施策を推進し、緑の持つ環境保全機能の確保や機能回復に十分配慮すること。</p>	
4	明石市長	<p>法第三条の三において配慮書に記載すべき事項が規定されていますが、送付頂いた配慮書の案には、いずれも具体的な記載がありませんので、意見を述べるためには情報が不足しています。その上で計画段階配慮事項に係る検討を行う際に、考慮いただきたい点を以下に示します。</p> <p>ルート帯案比較表には、生活環境への影響について、案 1-2 内陸・明石ルートに「生活環境への影響が懸念される」と記述され、また、案 2-2 沿岸・明石ルートに「他案に比べ影響する範囲は少ない」と記述されています。しかしながら、本市域内においては、どちらの案もほぼ同様のルート帯となっており、住居系の用途地域が多くを占める地域を通過しています。</p> <p>環境基本法では、騒音に係る環境基準が定められており、住居の用に供される地域は、昼間 55dB 以下、夜間 45dB 以下となっています。一方、道路に面する地域は、昼間 60dB 以下、夜間 55dB 以下となっており、さらに、2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路については、道路端から距離が 20 メートルの範囲を近接空間と定義され、昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下となっています。そのため、播磨臨海地域道路開通後は相当の範囲で環境基準が大幅に緩和されることとなり、多大な生活環境への影響が発生します。</p> <p>大気質、振動等についても、生活環境への影響が同程度の範囲に及ぶものと想定され、相当の影響が懸念されます。</p> <p>また、いずれのルート帯案にも、ため池、農地が含まれていることから、動植物及び生態系への影響が懸念されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7.2-2(9) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
5	加古川市長	<p>1 (交通対策) 計画道路本線はもちろん、周辺道路の交通量の変化に伴い発生する渋滞等による騒音・振動・排出ガスの影響についても評価を行なわれたい。</p> <p>2 (環境基準) 計画道路の設計にあたっては、計画道路本線及び乗り口・降り口付近において自動車走行によって発生する騒音・振動・排出ガスについては定められた環境基準及び許容限度等を満足するよう配慮されたい。</p> <p>3 (苦情対応) 建設期間中においては、騒音・振動・粉塵等の公害発生防止に努め、苦情等が生じた場合には誠意をもって対応されたい。</p> <p>4 (届出義務) 大気汚染防止法第 18 条に基づく一般粉じん発生施設など環境法令に基づく特定施設等を設置する場合には、各関係法令を遵守し、遅滞なく届出等されたい。</p> <p>5 (土壌汚染) 土地の形質変更を行う際には、土壌汚染対策法第 4 条に基づき遅滞なく届出すること。また対象区域内においては、同法に定める特定有害物質によって土壌及び地下水を汚染し、また汚染を拡大することのないよう施工されたい。</p> <p>6 (自然環境) 当該道路事業の付近には、加古川河口等重要な自然環境が存在するため、事業による影響がでないよう、生物多様性基本法第 14 条及び第 15 条に基づき必要な措置を講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルート的位置や道路構造を決定する段階で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・事業実施時の各種届出等については各関係法令を遵守し、地域特性を勘案しながら汚染拡大等の防止に努めます。

表 7.2-2(10) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
6	高砂市長	<p>1. 事業実施に係る周辺環境への影響について</p> <p>(1) 大気質、騒音・振動</p> <p>事業実施想定区域には大規模工場があることから、大気質への影響について十分に配慮するとともに、住居地域がある内陸ルート帯については住居地域があることから、特に騒音・振動についても十分配慮すること。</p> <p>また、工事の実施については、排ガス、粉じん及び騒音・振動等、また、工事車両の通行に伴う生活環境への影響について、十分に配慮した工法等を検討すること。</p> <p>(2) 水質</p> <p>事業実施想定区域には、港や河口があることから、橋脚を設置する場合には、工事による底質の巻上げ等の水質への影響について、十分配慮すること。沿岸ルート帯には漁場、二枚貝等の養殖場及び藻場育成施設があることから、水質及び漁業への影響について、十分な配慮をすること。</p> <p>(3) 地質</p> <p>内陸ルート帯には、高砂西港の PCB 汚染汚泥を浚渫し固化処理した高砂西港 PCB 固化汚泥盛立地があり、平成 26 年に恒久化対策を実施したところであることから、当該盛立地を掘削することはできない。また、周辺に橋脚を設置する場合は、当該盛立地への影響を十分に配慮すること。</p> <p>(4) 動物・植物・生態系</p> <p>動物・植物・生態系については、自然環境への影響を十分配慮した上でルートを選定すること。</p>	<p>1. 事業実施に係る周辺環境への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目や PCB 固化汚泥盛立地等への影響について、できる限り回避・低減するように配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7.2-2(11) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
6	高砂市長	<p>1. 事業実施に係る周辺環境への影響について</p> <p>(5) 景観・人と自然との触れ合いの場 大規模な道路の新設は、景観に大きな影響を与えるおそれがあることから、周辺への影響をできる限り低減すること。</p> <p>内陸ルート帯には、高砂地区が景観形成地区に指定され、景観を活かしたまちづくりが推進されていることから、地域景観への調和について、十分な配慮を行うこと。</p> <p>事業実施想定区域には高砂海浜公園・向島公園やあらい浜風公園等の人と自然との触れ合いの場があり、景観も含めて十分に配慮すること。</p> <p>(6) 文化財 事業実施想定区域には多くの文化財が存在することから、ルート帯の選定にあたっては十分に配慮するとともに、文化財を含む景観への影響についても十分に配慮すること。</p> <p>2. その他 本事業計画及び環境影響評価の内容について、地域住民に対して丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めながら事業を進めること。また、インターネットでの図書の公表について、環境影響評価法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等の積極的な情報提供に努めること。</p>	<p>2. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続きを行い、インターネットでの図書の公表にあたっては法に基づく縦覧期間終了後も原則として公表を継続します。

表 7.2-2(12) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
7	播磨町長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業計画を進めるにあたり、事前に地域住民や沿線住民に、事業計画及び環境影響評価の内容について、十分に説明を行うとともに、積極的な情報の提供及び意見聴取の実施等を行うなどして、事業推進の理解を得るよう努めていただきたい。また、住民から要望や苦情が発生した場合は、誠意をもって適切な対応を取っていただくことを求める。 ・ 本事業の建設時及び供用開始以降に発生する排ガス・粉じん及び騒音・振動等による生活環境への影響について回避または低減いただきたい。なお、周辺の主要道路や工場等を含めた複合影響についても考慮し、住民の生活環境に配慮いただきたい。 ・ 河川や沿岸部の水中に橋脚を設置する場合、水質や水流への影響について、十分な環境配慮を行っていただきたい。また、本事業実施による漁業への影響についても考慮していただき、良好な環境となるよう配慮いただきたい。 ・ 本事業実施により発生する環境への影響について、土壌環境、動植物及び生態系、景観、文化財、廃棄物、温室効果ガスの面からも適切に予測・評価し、環境への影響の回避または低減いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続きを行います。 ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
8	稲美町長	<p>播磨臨海地域道路の計画段階評価に係る計画段階環境配慮書の案について、事業実施に向けては、大気質、水環境、騒音等の生活環境への影響を配慮するとともに、農産業に配慮し、地域への影響をできる限り回避、低減に努めていただきますようお願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

8.1 専門家等による技術的助言

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、必要に応じて専門家その他の環境影響評価に関する知見を有する方々に技術的助言を受けました。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容を表 8.1-1 に示します。

表 8.1-1(1) 専門家等の専門分野及び技術的助言の内容

環境要素の区分	専門分野	技術的助言の内容
大気質	気象・大気質モデリング	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について了承した。
		・延長の長い路線であることから、複数の代表的な予測地点を設定することで、網羅的に予測を行うよう配慮すること。
		・現地調査は地域を代表する箇所を実施するものとし、火力発電所等局所的な影響を避けた地点を選定すること。
騒音、振動、低周波音	環境衛生学、環境社会学	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について了承した。
		・可能な限り影響を回避・低減できるよう、適切な環境影響評価を実施すること。
		・振動は L_{10} （80%レンジの上端値）ではなく L_{Max} （最大値）が問題となる場合があるため、現地調査の実施の際、最大値も記録しておくこと。
水質	海洋環境・水産	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について了承した。
		・河川河口部の下層には、海水が侵入し塩水くさびとなっているので、濁りの予測にあたっては塩水くさびの影響を考慮すること。
地形及び地質	地質学、堆積学、地形動力学	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について了承した。
		・いなみの台地における現地調査にあたっては、都市計画対象道路事業実施区域内の露頭の有無を確認すること。
		・調査時期について、草が繁茂する夏季、梅雨時期は避けた方がよい。

表 8.1-1(2) 専門家等の専門分野及び技術的助言の内容

環境要素の区分	専門分野	技術的助言の内容
動物（鳥類）、生態系	鳥類	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について了承した。
		・近年、当該地域にコウノトリの飛来情報があることから、ため池群や河口の干潟やため池群に生息する普通種について、コウノトリの餌場もしくは餌動物として整理すること。
		・鳥類の踏査ルート・定点は、陸域・水域それぞれの生息状況を明確に区別して記録できるように設定すること。
		・調査時期については、陸域の鳥は繁殖期 2 回と非繁殖期 2 回、水域の鳥は春の渡り、夏季の留鳥、秋の渡り、越冬期等の年 4 回を設定すること。
動物（淡水水生生物）、生態系	淡水魚	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について了承した。
		・魚類調査については、汽水域では春の調査を追加すること。また、汽水域では投網・定置網・底引き網等、環境に応じた捕獲方法で調査を行うこと。
動物（汽水・海水水生生物）、生態系	底生動物（海洋・汽水）	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について了承した。
		・加古川河口、市川河口に橋脚が建設される場合の干潟への影響が懸念されるため、予測評価にあたって特に注意すること。
		・陸産貝類の調査は入梅以降に 1 回、秋雨以降に 1 回の計 2 回とするのがよい。
		・汽水域および海岸の調査時期は、春と秋の大潮・干潮時に実施することが望ましい。
植物、生態系	植物・植生	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について了承した。
		・「地域を特徴づける生態系」に係る分布模式図について、各生態系に特徴的な生物種や生育・生息場を追加すること。
景観、人と自然との触れ合いの活動の場	景観・ランドスケープ	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について了承した。
		・都市景観建造物について、寺社等と一体となってまとまって存在するものについては、景観資源として取り扱うのがよい。
		・景観については計画路線近傍の眺望点を設置し、予測・評価を行うことで、環境保全措置（デザインや色の検討）の効果を把握することが望ましい。
廃棄物等	環境計画学、リサイクル	・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について了承した。

8.2 環境影響評価の項目

都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目等について、配慮書での検討結果を踏まえ、以下の省令に基づき、技術指針を参考にしながら、事業特性及び地域特性並びに専門家等の技術的助言を踏まえて選定しました。

選定の結果、環境影響評価を行う項目は、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等に係る項目としました。環境影響評価の項目及びその選定理由は表 8.2-1 に示すとおりです。

- 「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年建設省令第 10 号）
- 「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年建設省令第 19 号）
（以下、両省令を合わせて「国土交通省令」という。）
- 「兵庫県環境影響評価指針」（平成 10 年兵庫県告示第 28 号）

表 8.2-1 環境影響評価の項目及び項目選定の理由

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	水底の掘削等	掘割式）の存在	道路（地表式又は掘割式）の存在	在道路（嵩上式）の存在	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●	●							○	〔工事〕〔存在・供用〕調査区域に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両（以下「工事用車両」という。）の運行及び自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
			粉じん等	○	○								〔工事〕調査区域に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴い発生する粉じん等による影響が考えられます。
		騒音	騒音	○	○							○	〔工事〕〔存在・供用〕調査区域に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、工事用車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
		振動	振動	○	○							○	〔工事〕〔存在・供用〕調査区域に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、工事用車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する振動による影響が考えられます。
		低周波音	低周波音									●	〔存在・供用〕調査区域に住居等の保全対象が存在し、嵩上式（高架若しくは橋梁）の区間における自動車の走行に伴い発生する低周波音による影響が考えられます。
	水環境	水質	水の濁り			●			●				〔工事〕都市計画対象道路事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び水底の掘削等により生じる水の濁りの影響が考えられます。
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○			○			〔工事〕〔存在・供用〕調査区域には重要な地形及び地質が存在しており、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。
		その他の環境要素	日照阻害								○		〔存在・供用〕調査区域に住居等の保全対象が存在し、嵩上式（高架若しくは橋梁）の区間において、道路の存在による日照阻害の影響が考えられます。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	●			○			○			〔工事〕〔存在・供用〕調査区域には重要な種及び注目すべき生息地が確認されていることから、建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
	植物		重要な種及び群落				○			○			〔工事〕〔存在・供用〕調査区域には重要な種及び群落が確認されていることから、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
	生態系		地域を特徴づける生態系				○			○			〔工事〕〔存在・供用〕調査区域には地域を特徴づける生態系が確認されていることから、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							○			〔存在・供用〕調査区域には主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観が存在していることから、道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場							○			〔存在・供用〕調査区域には主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、道路の存在による影響が考えられます。
	文化財		文化財及び埋蔵文化財包蔵地				●			●			〔工事〕〔存在・供用〕調査区域には文化財及び埋蔵文化財包蔵地が確認されていることから、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○							〔工事〕切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生し、都市計画対象道路事業実施区域外に搬出される建設副産物による影響が考えられます。

注 1) 項目選定を示す記号の意味は以下の通りである。 ○：国土交通省令に示されている参考項目、●：国土交通省令に示されている参考項目以外の項目

注 2) 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び工事用車両の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

注 3) 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

注 4) 「注目すべき生息地」とは、学術上もしくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

注 5) 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

注 6) 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

注 7) 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

8.3 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の各項目について、選定した調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由は表 8.3-1 に示すとおりです。

表 8.3-1(1) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の 区 分	影響要因 の 区 分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状 物質	工事の実施 （建設機械 の稼働）	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設及び改築を行うた めの工事が実施され ます。 建設機械の稼働に 伴い、二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質の発 生が想定されます。	1.住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には住居等の保全対象が 存在しています。 2.二酸化窒素、浮遊粒子状物質の状 況 調査区域では、大気質の状況につ いて、17 局の一般環境大気測定局及 び 4 局の自動車排出ガス測定局（明 石市、稲美町、播磨町、加古川市、高 砂市、姫路市）において測定が行わ れています。 都市計画対象道路事業実施区域で は、一般環境大気測定局の宮西、別 府、白浜、自動車排出ガス測定局の 平岡、飾磨において測定が行われて います。 平成 30 年度の測定結果は以下に 示すとおりです。 1) 二酸化窒素 各測定局における日平均値の年間 98%値は 0.018～0.029ppm となっ ており、全ての測定局において環 境基準を達成しています。 2) 浮遊粒子状物質 各測定局における日平均値の年間 2%除外値は 0.039～0.059mg/m ³ とな っており、全ての測定局において環 境基準を達成しています。 3.気象の状況 調査区域では、気象の状況につい て明石観測所（明石市）及び姫路観 測所において観測が行われていま す。都市計画対象道路事業実施区域 には、気象観測所は存在していま せん。 令和 2 年度の風向・風速について は、明石観測所では、年間平均風速 は 3.8m/s、年間最多風向は北北東、 姫路観測所では、年間平均風速は 2.6m/s、年最多風向は北西となっ ています。	1.調査すべき情報 ・ 建設機械の稼働 1) 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 3) 気象（風向、風速、日射量、雲量及び必要に 応じて放射収支量）の状況 ・ 工事用車両の運行 1) 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 3) 気象（風向、風速）の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行 います。なお、現地調査は以下の方法により行 います。 1) 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に規定される測定 方法により行います。 2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 52 号）に規定される測定方 法により行います。 3) 気象（風向、風速）の状況 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁） による方法により行います。 3.調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の 保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見 込まれる地域とします。 4.調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、濃 度変化があると考えられる箇所ごとに、また代 表する気象状況が得られる箇所ごとに設定し ます。 5.調査期間等 現地調査の期間は、春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とします。調査時間帯 は、建設機械の稼働及び工事用車両の運行によ る環境影響の予測に必要な時間帯とします。	1.予測の基本的な手法 拡散式（プルーム式及びパフ式）を用いて予測し ます。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測地点 予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域 の予測断面における工事施工ヤードの敷地の境界 線の地上 1.5m とします。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最 も大きくなると予想される時期とします。 1.予測の基本的な手法 拡散式（プルーム式及びパフ式）を用いて予測し ます。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測地点 予測地点は、原則として工事用道路の接続が予想 される既存道路に設定された予測断面において敷 地の境界線の地上 1.5m とします。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、工事用車両の平均日交通量が最大 になると予想される時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働及び工事 用車両の運行に伴い発生す る二酸化窒素及び浮遊粒子 状物質に関する影響が、事 業者により実行可能な範囲 でできる限り回避され、又 は低減されており、必要に 応じその他の方法により環 境保全についての配慮が適 正になされているかどうか について、見解を明らかに することにより行います。 2.基準又は目標との整合性 の検討 「二酸化窒素に係る環境 基準について」（二酸化窒 素）及び「大気の汚染に係 る環境基準について」（浮 遊粒子状物質）と調査及び 予測の結果との間に整合が 図られているかどうかを評 価します。	事業特性及び 地域特性を踏ま えて、「道路環境 影響評価の技術 手法（平成 24 年 度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総 合研究所・独立行 政法人土木研究 所）（以下、「技術 手法」という。）を 参考に選定しま した。
		工事の実施 （工事用車 両の運行）	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設及び改築を行うた めの工事が実施され ます。 工事用車両の運行 に伴い、二酸化窒素及 び浮遊粒子状物質の 発生が想定されます。					

表 8.3-1(2) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	土地又は工 作物の存在 及び供用 （自動車の 走行）	都市計画対象道路は延長約 36km、車線数 4、設計速度 80km/h の自動車専用道路として計画されており、道路構造は地表式、嵩上式、地下式があります。 都市計画対象道路における自動車の走行に伴い、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が想定されます。	1.住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には住居等の保全対象が存在しています。 2.二酸化窒素、浮遊粒子状物質の状況 調査区域では、大気質の状況について、17 局の一般環境大気測定局及び 4 局の自動車排出ガス測定局（明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市）において測定が行われています。 都市計画対象道路事業実施区域では、一般環境大気測定局の宮西、別府、白浜、自動車排出ガス測定局の平岡、飾磨において測定が行われています。 平成 30 年度の測定結果は以下に示すとおりです。 1) 二酸化窒素 各測定局における日平均値の年間 98％値は 0.018～0.029ppm となっており、全ての測定局において、環境基準を達成しています。 2) 浮遊粒子状物質 各測定局における日平均値の年間 2％除外値は 0.039～0.059mg/m ³ となっており、全ての測定局において環境基準を達成しています。 3.気象の状況 調査区域では、気象の状況について明石観測所（明石市）及び姫路観測所において観測が行われています。都市計画対象道路事業実施区域には、気象観測所は存在していません。 令和 2 年度の風向・風速については、明石観測所では、年間平均風速は 3.8m/s、年間最多風向は北北東、姫路観測所では、年間平均風速は 2.6m/s、年最多風向は北西となっています。	1.調査すべき情報 1) 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 3) 気象（風向、風速）の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に規定される測定方法により行います。 2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 52 号）に規定される測定方法により行います。 3) 気象（風向、風速）の状況 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）による方法により行います。 3.調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4.調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、濃度変化があると考えられる箇所ごとに、また代表する気象状況が得られる箇所ごとに設定します。 5.調査期間等 現地調査の期間は、春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とします。	1.予測の基本的な手法 ブルーム式及びバフ式による計算により予測します。 2.予測地域 予測地域は、調査地域のうち、影響範囲内に住居等の保全対象が立地する地域及び立地することが予定される地域とします。 3.予測地点 予測地点は、予測地域の中から、道路構造及び交通条件が変化することによって区間を分割し、その区間において地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点の観点から設定します。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。 2.基準又は目標との整合性の検討 「二酸化窒素に係る環境基準について」（二酸化窒素）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（浮遊粒子状物質）と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえて、国土交通省令及び技術手法を参考に選定しました。

表 8.3-1(3) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の 区 分	影響要因 の 区 分			調 査 の 手 法	予 測 の 手 法	評 価 の 手 法	
大気質	粉じん等	工事の実施 （建設機械 の稼働）	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設及び改築を行うた めの工事が実施され ます。 建設機械の稼働に 伴い、粉じん等の発生 が想定されます。	1.住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には住居等の保全対象が 存在しています。 2.気象の状況 調査区域では、気象の状況につい て明石観測所（明石市）及び姫路観 測所において観測が行われていま す。都市計画対象道路事業実施区域 には、気象観測所は存在していませ ん。 令和2年度の風向・風速について は、明石観測所では、年間平均風速 は3.8m/s、年間最多風向は北北東、 姫路観測所では、年間平均風速は 2.6m/s、年最多風向は北西となっ ています。	1.調査すべき情報 1) 気象（風向、風速）の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行 います。なお、現地調査は以下の方法により行 います。 1) 気象（風向、風速）の状況 「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁） による方法により行います。 3.調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の 保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見 込まれる地域とします。 4.調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調 査地域を代表する気象状況が得られる箇所に設 定します。 5.調査期間等 現地調査の期間は、春夏秋冬ごとのそれぞれ 1週間の連続測定を基本とします。調査時間帯 は、建設機械の稼働及び工事用車両の運行によ る環境影響の予測に必要な時間帯とします。	1.予測の基本的な手法 事例の引用又は解析により、季節別降下ばいじ ん量を求める方法により予測します。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測地点 予測地点は、原則として建設機械が稼働する区 域の予測断面における工事施工ヤードの敷地の境 界線の地上1.5mとします。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が 最も大きくなると予想される時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働及び工事 用車両の運行に伴い発生す る粉じん等に関する影響 が、事業者により実行可能 な範囲でできる限り回避さ れ、又は低減されており、必 要に応じその他の方法によ り環境保全についての配慮 が適正になされているかど うかについて、見解を明ら かにすることにより行いま す。	事業特性及び 地域特性を踏ま えて、国土交通省 令及び技術手法 を参考に選定し ました。
		工事の実施 （工事用車 両の運行）	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設及び改築を行うた めの工事が実施され ます。 工事用車両の運行 に伴い、粉じん等の発 生が想定されます。			1.予測の基本的な手法 事例の引用又は解析により、季節別降下ばいじ ん量を求める方法により予測します。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測地点 予測地点は、原則として工事用道路の予測断面 における敷地の境界線の地上1.5mとします。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、工事用車両の平均日交通量が 最大になると予想される時期とします。		

表 8.3-1(4) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の 区 分	影響要因 の 区 分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	工事の実施 （建設機械 の稼働）	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設及び改築を行うた めの工事が実施され ます。 建設機械の稼働に 伴い、騒音の発生が想 定されます。	1.住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には住居等の保全対象 が存在しています。 2.騒音の状況 調査区域では、一般環境騒音に ついて、令和元年度に平岡公民館 等で 28 地点において調査が行わ れており、21 地点で環境基準を達 成しています。 調査区域には、騒音規制法に基 づく特定建設作業に伴って発生す る騒音の規制に関する基準が適用 される地域（規制区域）があり、 都市計画対象道路事業実施区域 は、これらの規制区域のうち、神 戸市、明石市、稲美町、播磨町、加 古川市、高砂市及び姫路市の一部 を通過します。	1.調査すべき情報 1) 騒音の状況 2) 地表面の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、 現地調査は以下の方法により行います。 1) 騒音の状況 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基 準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）に規定する騒音 の測定方法により行います。 2) 地表面の状況 現地踏査による目視で行います。 3.調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が存在 する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4.調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表 する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所を選定します。 5.調査期間等 1) 騒音の状況 環境騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日の建設 機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とします。	1.予測の基本的な手法 （社）日本音響学会の建設工事騒 音の予測モデルによる計算により予 測します。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとし ます。 3.予測地点 予測地点は、原則として建設機械 が稼働する区域の予測断面における 特定建設作業に伴って発生する騒音 の規制に関する基準位置の敷地の境 界線とします。 この場合、予測地点の高さは、原則 として地上 1.2m とします。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、工事の区分ごと に環境影響が最も大きくなると予想 される時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に伴い発 生する騒音に関する影響 が、事業者により実行可能 な範囲でできる限り回避さ れ、又は低減されており、 必要に応じその他の方法に より環境保全についての配 慮が適正になされているか どうかについて、見解を明 らかにすることにより行い ます。 2.基準又は目標との整合性 の検討 「特定建設作業に伴って 発生する騒音の規制に関す る基準」と調査及び予測の 結果との間に整合が図られ ているかどうかを評価しま す。	事業特性及び 地域特性を踏ま えて、国土交通省 令及び技術手法 を参考に選定し ました。
		工事の実施 （工事用車 両の運行）	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設及び改築を行うた めの工事が実施され ます。 工事用車両の運行 に伴い、騒音の発生が 想定されます。	1.住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には住居等の保全対象 が存在しています。 2.騒音の状況 調査区域では、道路交通騒音に ついて、平成 30 年度に一般国道 2 号等で 38 地点において調査が行 われており、35 地点で環境基準を 達成しています。 都市計画対象道路事業実施区域 では、一般国道 250 号、一般県道 381 号野谷平岡線、一般県道 553 号 別府平岡線、主要地方道 62 号姫路 港線で調査が行われています。 なお、調査区域には、騒音に係 る環境基準の類型に指定されてい る地域があり、これらの類型指定 地域のうち、神戸市、明石市、稲 美町、播磨町、加古川市、高砂市 及び姫路市の一部を通過します。	1.調査すべき情報 1) 騒音の状況 2) 沿道の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、 現地調査は以下の方法により行います。 1) 騒音の状況 基本的に騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定方法に より行います。 2) 沿道の状況 現地踏査による目視で行います。 3.調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が存在 する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4.調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表 する騒音の状況、沿道の状況が得られる箇所とします。 5.調査期間等 1) 騒音の状況 騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日の工事用車 両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。	1.予測の基本的な手法 （社）日本音響学会の道路交通騒 音の予測モデルによる計算により予 測します。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとし ます。 3.予測地点 予測地点は、原則として工事用道 路の接続が予想される既存道路に設 定された予測断面において敷地の境 界線の地上 1.2m とします。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、工事用車両の平 均日交通量が最大になると予想され る時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 工事用車両の運行に伴い 発生する騒音に関する影響 が、事業者により実行可能 な範囲でできる限り回避さ れ、又は低減されており、 必要に応じその他の方法に より環境保全についての配 慮が適正になされているか どうかについて、見解を明 らかにすることにより行い ます。 2.基準又は目標との整合性 の検討 「騒音規制法第 17 条に 基づく指定地域内における 自動車騒音の限度」（平成 12 年総理府令第 15 号）及び 「騒音に係る環境基準につ いて」（平成 10 年環境庁告 示第 64 号）に規定する環境 基準と調査及び予測の結果 との間に整合が図られてい るかどうかを評価します。	

表 8.3-1(5) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の 区 分	影響要因 の 区 分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	都市計画対象道路は延長約 36km、車線数 4、設計速度 80km/h の自動車専用道路として計画されており、道路構造は地表式、嵩上式、地下式があります。 都市計画対象道路における自動車の走行に伴い、騒音の発生が想定されます。	1.住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には住居等の保全対象が存在しています。 2.騒音の状況 調査区域では、一般環境騒音について、令和元年度に平岡公民館等で 28 地点において調査が行われており、21 地点で環境基準を達成しています。 調査区域では、道路交通騒音について、平成 30 年度に一般国道 2 号等で 38 地点において調査が行われており、35 地点で環境基準を達成しています。 都市計画対象道路事業実施区域では、一般国道 250 号、一般県道 381 号野谷平岡線、一般県道 553 号別府平岡線、主要地方道 62 号姫路港線で調査が行われています。 なお、調査区域には、騒音に係る環境基準の類型に指定されている地域があり、これらの類型指定地域のうち、神戸市、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市の一部を通過します。	1.調査すべき情報 1) 騒音の状況 2) 沿道の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 騒音の状況 基本的に騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定方法により行います。 2) 沿道の状況 現地踏査による目視で行います。 3.調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とし、調査・予測区間ごとに設定します。 4.調査地点 1) 騒音の状況 予測地点の周辺で調査地域を代表すると考えられる地点とします。 2) 沿道の状況 予測地点の周辺で、調査地域を代表すると考えられる区域とします。 5.調査期間等 1) 騒音の状況 騒音が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯とします。	1.予測の基本的な手法 (社)日本音響学会の道路交通騒音の予測モデルによる計算により予測します。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測地点 予測地点は、原則として予測地域の代表断面において、騒音に係る環境基準に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間（以下、「幹線道路近接空間」という。）とその背後地の各々に設定します。 この場合、予測地点の高さは幹線道路近接空間及び背後地における住居等の平均的な高さとしします。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 自動車の走行に伴い発生する騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。 2.基準又は目標との整合性の検討 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に規定する環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえて、国土交通省令及び技術手法を参考に選定しました。

表 8.3-1(6) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の 区 分	影響要因 の 区 分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	工事の実施 （建設機械の稼働）	土地の形状の変更 あるいは工作物の新設及び改築を行うための工事が実施されます。 建設機械の稼働に伴い、振動の発生が想定されます。	1.住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には住居等の保全対象が存在しています。 2.振動の状況 調査区域には、振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が適用される地域（規制区域）があり、都市計画対象道路事業実施区域は、これらの規制区域のうち、神戸市、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市の規制区域の一部を通過します。	1.調査すべき情報 1) 地盤（地盤種別）の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 地盤（地盤種別）の状況 表層地質及び周辺地形状況について現地踏査による目視で行います。 3.調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4.調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所とします。 5.調査期間等 調査期間等は、地盤の状況を適切に把握できる時期を基本とします。	1.予測の基本的な手法 原則として事例の引用又は解析により予測します。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測地点 予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）第十一条の敷地の境界線とします。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に伴い発生する振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。 2.基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）による「特定建設作業の規制に関する基準」と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえて、国土交通省令及び技術手法を参考に選定しました。
		工事の実施 （工事用車両の運行）	土地の形状の変更 あるいは工作物の新設及び改築を行うための工事が実施されます。 工事用車両の運行に伴い、振動の発生が想定されます。	1.住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には住居等の保全対象が存在しています。 2.振動の状況 調査区域では、道路交通振動について、令和元年度に高砂市の 5 地点で調査が行われています。 調査結果によると全ての地点で道路交通振動の限度値を下回っています。 都市計画対象道路事業実施区域では、振動調査は行われていません。 なお、調査区域には、振動規制法で定める道路交通振動の限度を適用する地域（規制区域）があり、都市計画対象道路事業実施区域は、これらの規制区域のうち神戸市、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市の規制区域の一部を通過します。	1.調査すべき情報 1) 振動（振動レベル）の状況 2) 地盤（地盤種別）の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 振動の状況 振動レベルについて、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第二備考 4 及び 7 に規定する振動の測定方法により行います。 2) 地盤の状況 表層地質及び周辺地形の状況について現地踏査による目視で行います。 3.調査地域 調査地域は、工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4.調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所を設定します。 5.調査期間等 1) 振動の状況 振動の状況を代表すると認められる 1 日について、工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯に設定します。	1.予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算により予測します。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測地点 予測地点は、原則として工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線とします。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 工事用車両の運行に伴い発生する振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。 2.基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）による「道路交通振動の限度」と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえて、国土交通省令及び技術手法を参考に選定しました。

表 8.3-1(7) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の 区 分	影響要因 の 区 分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	都市計画対象道路は延長約 36km、車線数 4、設計速度 80km/h の自動車専用道路として計画されており、道路構造は地表式、嵩上式、地下式があります。 都市計画対象道路における自動車の走行に伴い、振動の発生が想定されます。	1.住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には住居等の保全対象が存在しています。 2.振動の状況 調査区域では、道路交通振動について、令和元年度に高砂市の 5 地点で調査が行われています。 調査結果によると全ての地点で道路交通振動の限度値を下回っています。 都市計画対象道路事業実施区域では、振動調査は行われていません。 なお、調査区域には、振動規制法で定める道路交通振動の限度を適用する地域（規制区域）があり、都市計画対象道路事業実施区域は、これらの規制区域のうち神戸市、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市の規制区域の一部を通過します。	1.調査すべき情報 1) 振動（振動レベル）の状況 2) 地盤（地盤種別及び地盤卓越振動数）の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 振動の状況 振動レベルは、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第二備考 4 及び 7 に規定する振動の測定方法により行います。 2) 地盤の状況 地盤卓越振動数は、大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析して求めることを原則とします。 3.調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4.調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所を設定します。 5.調査期間等 1) 振動の状況 当該道路の振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに行うことを原則とします。 2) 地盤の状況 原則として 10 回以上の測定を行います。	1.予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算により予測します。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測地点 都市計画対象道路において道路構造、交通条件が変化することに住居等が近接して立地する又は予定される位置を代表断面として選定し、この代表断面における都市計画対象道路の区域の境界を予測地点として設定することを原則とします。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 自動車の走行に伴い発生する振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。 2.基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）による「道路交通振動の限度」と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえて、国土交通省令及び技術手法を参考に選定しました。

表 8.3-1(8) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
低周波音	低周波音	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	都市計画対象道路は延長約 36km、車線数 4、設計速度 80km/h の自動車専用道路として計画されており、道路構造は地表式、嵩上式、地下式があります。 嵩上式（橋梁もしくは高架）区間における自動車の走行に伴い、低周波音の発生が想定されます。	1.住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には住居等の保全対象が存在しています。	1.調査すべき情報 1) 低周波音の状況 2) 住居等の位置 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 低周波音の状況 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁大気保全局)等を参考として実施します。 2) 住居等の位置 住居等の位置について現地踏査による目視で行います。 3.調査地域 調査地域は、道路構造が橋もしくは高架であり、影響範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4.調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する低周波音の状況、住居等の位置が得られる地点を選定します。 5.調査期間等 低周波音が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。	1.予測の基本的な手法 既存調査結果より導かれた予測式を用いた計算により予測します。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測地点 予測地域において橋もしくは高架の上部工形式又は交通条件が変化することに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を選定します。予測地点は、この代表断面における住居等の位置の地上 1.2m を原則とします。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 自動車の走行に伴い発生する低周波音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	事業特性及び地域特性を踏まえて、技術手法を参考に選定しました。

表 8.3-1(9) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の 区 分	影響要因 の 区 分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	水の濁り	工事の実施 （切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）	土地の形状の変更 あるいは工作物の新設及び改築を行うための工事が実施されます。 切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴い、水の濁りの発生が想定されます。	1.水象の状況 調査区域には、主な河川（二級河川以上）として、一級河川の加古川、二級河川の法華山谷川、市川、夢前川等があります。 都市計画対象道路事業実施区域には、一級河川の加古川、二級河川の瀬戸川、喜瀬川、泊川、法華山谷川、天川、西浜川、八家川、市川、野田川、船場川、夢前川及び汐入川があります。 また、調査区域には、稲美町、播磨町を中心に多くのため池が分布しており、調査区域は、播磨灘に面しています。	1.調査すべき情報 1) 水質（浮遊物質量）の状況 2) 水象（流量）の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 水質（浮遊物質量）の状況 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に規定される測定方法により行います。 2) 水象（流量）の状況 「水質調査方法」（昭和 46 年各都道府県知事・政令市長あて環境庁水質保全局長通達）等に規定される測定方法により行います。 3.調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。 4.調査地点 調査地点は、調査地域において水象の状況を適切に把握できる地点とします。 5.調査期間等 調査期間等は、水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度として、原則として月 1 回、1 年以上実施します。	1.予測の基本的な手法 類似事例を用いて推定する方法、もしくは計算による方法とします。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測地点 予測地点は、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りが影響を受ける水域の範囲とします。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りが影響を与える時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	事業特性及び地域特性を踏まえて、技術手法を参考に選定しました。
		工事の実施 （水底の掘削等）	土地の形状の変更 あるいは工作物の新設及び改築を行うための工事が実施されます。 水底の掘削等に伴い、水の濁りの発生が想定されます。	調査結果によると、SS（浮遊物質量）については、環境基準が設定されている 15 地点全てで環境基準を達成しています。	1.調査すべき情報 1) 水質（浮遊物質量）の状況 2) 水象（流量）の状況 3) 水底の土砂（粒度分布）の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 水質（浮遊物質量）の状況 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に規定される測定方法により行います。 2) 水象（流量）の状況 「水質調査方法」（昭和 46 年各都道府県知事・政令市長あて環境庁水質保全局長通達）等に規定される測定方法により行います。 3) 水底の土砂（粒度分布）の状況 日本産業規格 A1204 に規定される測定方法により行います。 3.調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域における公共用水域において、水底の掘削等を予定している水域及びその周辺水域とします。 4.調査地点 調査地点は、調査地域において水質の状況、水象の状況及び水底の状況を適切に把握できる地点とします。 5.調査期間等 調査期間等は、水質の状況、水象の状況及び水底の状況を適切に把握できる期間及び頻度とします。	1.予測の基本的な手法 類似事例を用いて推定する方法、もしくは計算による方法とします。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測地点 予測地点は、水底の掘削等に係る水の濁りが影響を受ける水域の範囲とします。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、水底の掘削等に係る水の濁りの環境影響が最大となる時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 水底の掘削等に係る水の濁りに関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	事業特性及び地域特性を踏まえて、技術手法を参考に選定しました。

表 8.3-1(10) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の 区 分	影響要因 の 区 分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
地形及び地質	重要な地形 及び地質	工事の実施 （工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）	土地の形状の変更 あるいは工作物の新設及び改築を行うための工事が実施されます。 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴い、土地の改変が想定されます。	調査区域には、「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」に記載された姫路市大塩町～網干の海岸砂州等の重要な地形、竜山石・石の宝殿等の重要な地質が分布しています。 都市計画対象道路事業実施区域には、重要な地形として、「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」に記載されたいなみの台地、尾上神社周辺の海岸砂州、小赤壁、姫路市大塩町～網干の海岸砂州が分布しています。	1.調査すべき情報 1) 地形及び地質の概況 2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。また、必要に応じて聞き取り調査により行います。なお、現地調査は主に目視確認による方法とします。 3.調査地域 調査地域は、影響範囲や重要な地形及び地質が分布する箇所の地形状況や地質状況並びに都市計画対象道路事業実施区域の位置関係等から予測及び環境保全措置の検討に必要な情報を把握できる範囲を設定します。 4.調査地点 調査地点は、調査地域における代表的な調査ルートの中から、重要な地形及び地質の特性を適切に把握できる地点とします。 5.調査期間等 調査期間等は、地形及び地質の特性を踏まえ、調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期とします。	1.予測の基本的な手法 重要な地形・地質の分布又は成立環境の改変の程度を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測対象時期等 予測対象時期は、都市計画対象道路事業の実施により、重要な地形及び地質への影響が予測される時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る重要な地形及び地質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	事業特性及び地域特性を踏まえて、国土交通省令及び技術手法を参考に選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用 （道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	都市計画対象道路の道路構造は地表式、嵩上式、地下式があります。 道路の存在に伴い、土地の改変が想定されます。				1.回避又は低減に係る評価 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在による重要な地形及び地質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	
その他の環境要素	日照阻害	土地又は工作物の存在及び供用 （道路（嵩上式）の存在）	都市計画対象道路の道路構造は地表式、嵩上式、地下式があります。 道路の存在に伴い、日影の発生が想定されます。	1.住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には住居等の保全対象が存在しています。	1.調査すべき情報 1) 土地利用の状況 2) 地形の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は主に目視確認による方法とします。 3.調査地域 調査地域は、高架構造物の周辺地域において、日照阻害が予想される範囲（冬至日の午前 8 時から午後 4 時までの間に日影が生じる範囲）を含む地域とします。 4.調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する土地利用の状況、地形の状況が得られる地点を選定します。 5.調査期間等 調査期間は、土地利用の状況及び地形の状況に係る調査すべき情報を適切に把握することができる時期とします。	1.予測の基本的な手法 原則として予測地域の平面図上に等時間日影図を作成することにより予測を行います。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測地点 予測地点は、予測地域のうち、高架構造物等の沿道状況、高架構造物等と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点とします。 予測高さは、住居等の保全対象で最も日影の影響が大きくなる居住階の高さとします。 4.予測対象時期等 予測対象時期は、高架構造物等の設置が完了する時期の冬至日とします。	1.回避又は低減に係る評価 道路（嵩上式）の存在に伴い発生する日照阻害に関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	事業特性及び地域特性を踏まえて、国土交通省令及び技術手法を参考に選定しました。

表 8.3-1(11) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
動物	重要な種 及び注目 すべき生 息地	工事の実施 （建設機械の 稼働）	土地の形状の変 更あるいは工作物 の新設及び改築を 行うための工事が 実施されます。 建設機械の稼働 に伴い、騒音の発 生が想定されま す。	調査区域には、法律・条例 等による指定や環境省のレ ッドリスト等に記載され、詳 細な位置が特定できた重要 な動物として、セトウチサン ショウウオやナゴヤダルマ ガエル、ベッコウトンボ等の 生息が記録されています。 調査区域における注目す べき生息地として、「生物多 様性の観点から重要度の高 い湿地」に「夢前川右岸の水 路」と「加古川河口」、「生物 多様性の観点から重要度の 高い海域」に「加古川河口周 辺」、「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・ 生態系）」に「いなみの台地の ため池群」が、それぞれ記載 されています。	1.調査すべき情報 建設機械の稼働及び発破工等により発生する騒音が、その影響 を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれ がある場合は、騒音について調査します。	1. 予測の基本的な手法 建設機械の稼働により発生する騒音が、そ の影響を受けやすい重要な種等に対して、著 しい影響を及ぼすおそれがある場合は、その 影響の程度を類似事例を参考に予測します。	1.回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、工事施 工ヤード及び工事用道路等 の設置及び道路の存在（地 表式又は掘割式、嵩上式） による重要な種等に関する 影響が、事業者により実行 可能な範囲でできる限り回 避され、又は低減されてお り、必要に応じその他の方 法により環境保全について の配慮が適正になされてい るかどうかについて、見解 を明らかにすることにより 行います。	事業特性及び 地域特性を踏ま えて、国土交通省 令及び技術手法 を参考に選定し ました。
		工事の実施 （工事施工ヤ ード及び工事 用道路等の設 置）	土地の形状の変 更あるいは工作物 の新設及び改築を 行うための工事が 実施されます。 工事施工ヤード 及び工事用道路等 の設置に伴い、土 地の改変が想定さ れます。		1.調査すべき情報 1) 動物相の状況 2) 重要な種等の状況 （1）重要な種等の生態 （2）重要な種等の分布及び生息の状況 （3）重要な種等の生息環境の状況	1.予測の基本的な手法 道路構造、工事施工ヤード及び工事用道路 等と重要な種の生息地及び注目すべき生息地 の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区 間及び重要な種等の移動経路が分断される区 間並びにその程度を把握します。次に、それ らが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度 を、科学的知見や類似事例を参考に予測しま す。		
		土地又は工作 物の存在及び 供用 （道路（地表式 又は掘割式、嵩 上式）の存在）	都市計画対象道 路の道路構造は地 表式、嵩上式、地 下式があります。 道路の存在に伴 い、土地の改変が 想定されます。		2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。調査は、 「2）重要な種等の状況 （1)重要な種等の生態」については既存 資料調査等を基本とします。 なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 動物相の状況 現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、 必要に応じ個体の採取による方法とします。 2) 重要な種等の状況 （2）重要な種等の分布及び生息の状況 「1) 動物相の状況」と同じとします。 （3）重要な種等の生息環境の状況 現地踏査において、微地形、水系、植物群落等の種類及び分 布を目視確認する方法とします。	2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。		
					3.調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とし ます。そのうち、現地踏査を行う範囲は、都市計画対象道路事業 実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とします。ただし、 行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大しま す。		3.予測対象時期等 予測対象時期等は、事業特性及び重要な種 等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれ のある時期等とします。	
					4.調査地点 1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点又は 経路を設定します。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息す る可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。			
					5.調査期間等 1) 動物相の状況 1 年間を基本とし、調査地域に生息する動物を確認しやすい時 期・時間帯とします。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい時 期・時間帯とします。			

表 8.3-1(12) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の 区 分	影響要因 の 区 分			調 査 の 手 法	予 測 の 手 法	評 価 の 手 法	
植物	重 要 な 種 及び群落	工事の実施 （工事施工ヤ ード及び工事 用道路等の設 置）	土地の形状の変 更あるいは工作物 の新設及び改築を 行うための工事が 実施されます。 工事施工ヤード 及び工事用道路等 の設置に伴い、土 地の改変が想定さ れます。	調査区域における重要な 植物種としては、サンショウ モ、オニバス、フクド、タコ ノアシ、コヤスノキ、ノジギ ク等の維管束植物 129 科 669 種等が挙げられます。 都市計画対象道路事業実 施区域には、植物群落として 稲美町六分一・天満大池のア サザ群落、姫路市大塩町・姫 路シーサイドゴルフ場南の 海岸の海浜植物群落、的形の ノジギク群落、姫路市大塩 町・的形町・木場の海岸植生、 姫路市飾磨区中島・市川河口 の塩沼地植物群落、巨樹巨木 として姫路市白浜町（松原八 幡神社）のイチョウ、保存種・ 保護樹木として明石市魚住 町のクスノキ、フジ、高砂市 高砂町のイブキ、カヤ、エノ キ、クロマツ、ソテツ、姫路 市八家のビャクシン、姫路市 白浜町のクスノキ、イチョ ウ、姫路市飾磨区のクロガネ モチ、天満社の森が分布して います。	1.調査すべき情報 1) 植物相及び植生の状況 2) 重要な種・群落の状況 （1）重要な種・群落の生態 （2）重要な種・群落の分布及び生育の状況 （3）重要な種・群落の生育環境の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。調査は、 「2）重要な種・群落の状況 （1)重要な種・群落の生態」につい ては既存資料調査等を基本とします。 なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 植物相及び植生の状況 現地踏査において、個体の目視、必要に応じ個体の採取による 方法とします。 2) 重要な種・群落の状況 （2）重要な種・群落の分布及び生育の状況 「1) 植物相及び植生の状況」と同じとします。 （3）重要な種・群落の生育環境の状況 現地踏査において、微地形、水系の種類及び分布を目視確認 する方法とします。 3.調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とし ます。そのうち、現地踏査を行う範囲は、都市計画対象道路事業 実施区域及びその端部から 100m 程度を目安とします。 4.調査地点 1) 植物相及び植生の状況 調査地域に生育する植物及び植生を確認しやすい場所に調査 地点又は経路を設定します。 2) 重要な種・群落の状況 重要な種・群落の生態を踏まえ、調査地域において、それらが 生育する可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。 5.調査期間等 1) 植物相及び植生の状況 1 年間を基本とし、調査地域に生育する植物を確認しやすい 時期・時間帯とします。 2) 重要な種・群落の状況 重要な種・群落の生態を踏まえ、その生育の状況を確認しやす い時期・時間帯とします。	1.予測の基本的な手法 道路構造、工事施工ヤード及び工事用道路 等と重要な種・群落の生育地の分布範囲から、 生育地が消失・縮小する区間及びその程度を 把握します。次に、それが重要な種・群落の 生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類 似事例を参考に予測します。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測対象時期等 予測対象時期等は、事業特性及び重要な種・ 群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大にな るおそれのある時期等とします。	1.回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事 用道路等の設置、道路（地 表式又は掘割式、嵩上式） の存在による重要な種・群 落に関する影響が、事業者 により実行可能な範囲でで きる限り回避され、又は低 減されており、必要に応じ その他の方法により環境保 全についての配慮が適正に なされているかどうかにつ いて、見解を明らかにする ことにより行います。	事業特性及び 地域特性を踏ま えて、国土交通省 令及び技術手法 を参考に選定し ました。
		土地又は工作 物の存在及び 供用 （道路（地表式 又は掘割式、嵩 上式）の存在）	都市計画対象道 路の道路構造は地 表式、嵩上式、地下 式があります。 道路の存在に伴 い、土地の改変が 想定されます。					

表 8.3-1(13) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の 区 分	影響要因 の 区 分			調 査 の 手 法	予 測 の 手 法	評 価 の 手 法	
生態系	地 域 を 特 徴 づ け る 生態系	工事の実施 （工事施工ヤ ード及び工事 用道路等の設 置）	土地の形状の変 更あるいは工作物 の新設及び改築を 行うための工事が 実施されます。 工事施工ヤード 及び工事用道路等 の設置に伴い、土 地の改変が想定さ れます。	調査区域における自然環 境類型区分は、山地・丘陵地 （2区分）、低地・台地（3区 分）、河川・河口域（3区分）、 市街地（2区分）で構成され ています。 調査区域における地域を 特徴づける生態系として、 「山地・丘陵地の樹林を中心 とする生態系」、「低地・台地 の耕作地・ため池を中心とす る生態系」、「河川・河口域（干 潟、水辺植生、河川）を中心 とする生態系」の3つの生態 系を設定しました。	1.調査すべき情報 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 2) 地域を特徴づける生態系の特性に応じて上位性、典型性及び特殊 性の視点から注目される動植物の種又は生物群集（以下、「注目 種・群集」という。）の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地 調査は以下の方法により行います。 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 （1）動植物に係る概況 「動物」の動物相及び「植物」の植物相の調査結果を利用する ものとします。 （2）その他の自然環境に係る概況 現地踏査において、主要な微地形、水系、植物群落等の種類及 び分布を目視確認する方法とします。なお、植物群落に関しては、 「植物」の調査結果を利用するものとします。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 （1）注目種・群集の分布、生息・生育状況 「動物」の動物相及び「植物」の植物相の調査結果を利用する ものとします。 （2）注目種・群集の生息環境もしくは生育環境 現地踏査において、生息・生育基盤について、注目種・群集の 生活の場となる微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視 確認する方法とします。なお、植物群落に関しては、「植物」の調 査結果を利用するものとします。 3.調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺としま す。そのうち、現地踏査を行う範囲は、都市計画対象道路事業実施 区域及びその端部から 250m 程度を目安とします。ただし、行動圏 の広い注目種・群集に関しては、必要に応じ適宜拡大します。 4.調査地点 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域に生息・生育する動植物及び生息・生育基盤の概況を確 認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 注目種・群集の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息・ 生育する可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。 5.調査期間等 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 1 年間を基本とし、調査地域に生息・生育する動植物を確認しや すい時期・時間帯とします。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 注目種・群集の生態を踏まえ、その生息・生育の状況及び生息・ 生育環境の状況を確認しやすい時期・時間帯とします。	1.予測の基本的な手法 道路構造、工事施工ヤード及び工事用道 路等と生息・生育基盤及び注目種・群集の 分布から、生息・生育基盤が消失・縮小す る区間及び注目種・群集の移動経路が分断 される区間並びにその程度を把握します。 次に、それらが注目種・群集の生息・生 育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴 づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目 種・群集の生態並びに注目種・群集と他の 動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類 似事例を参考に予測します。 2.予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3.予測対象時期等 予測対象時期等は、事業特性及び注目 種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最 大になるおそれのある時期等とします。	1.回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事 用道路等の設置、道路（地 表式又は掘割式、嵩上式） の存在による地域を特徴づ ける生態系に関する影響 が、事業者により実行可能 な範囲でできる限り回避さ れ、又は低減されており、 必要に応じその他の方法に より環境保全についての配 慮が適正になされているか どうかについて、見解を明 らかにすることにより行い ます。	事業特性及び 地域特性を踏ま えて、国土交通省 令及び技術手法 を参考に選定し ました。
		土地又は工作 物の存在及び 供用 （道路（地表式 又は掘割式、嵩 上式）の存在）	都市計画対象道 路の道路構造は地 表式、嵩上式、地下 式があります。 道路の存在に伴 い、土地の改変が 想定されます。					

表 8.3-1(14) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	都市計画対象道路の道路構造は地表式、嵩上式、地下式があります。道路の存在に伴い、土地の改変及び眺望景観の変化が想定されます。	1.主要な眺望点 調査区域には、主要な眺望点として、高御位山（播磨富士）など 121 箇所があります。 都市計画対象道路事業実施区域には、主要な眺望点が 26 箇所存在します。 2.景観資源 調査区域には、景観資源として、姫路城等 160 箇所があります。 都市計画対象道路事業実施区域には、景観資源が 28 箇所存在します。 3.主要な眺望景観の状況 調査区域には、都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる箇所が複数存在しています。	1.調査すべき情報 1) 主要な眺望点の状況 2) 景観資源の状況 3) 主要な眺望景観の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、「1) 主要な眺望点の状況」及び「2) 景観資源の状況」については既存資料調査等を基本とします。既存資料では調査すべき情報が不足すると判断される場合には、聞き取り調査又は現地調査により行います。 なお、現地調査は以下の方法により行います。 3) 主要な眺望景観の状況 写真撮影等により視覚的に把握します。 3.調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から 3km 程度の範囲とし、その範囲において主要な眺望点が分布する地域とします。 なお、景観資源については当該範囲の外に存在するものについても、主要な眺望点から眺望される場合には把握すべき対象とします。 4.調査地点 調査地点は、主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的關係及び都市計画対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点とします。 5.調査期間等 調査期間等は、主要な眺望点の利用状況、景観資源の自然特性を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯とします。	1.予測の基本的な手法 1) 主要な眺望点及び景観資源の改変 主要な眺望点及び景観資源と都市計画対象道路事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握します。 2) 主要な眺望景観の変化 フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により眺望景観の変化の程度を把握することにより予測します。 2.予測地域 1) 主要な眺望点及び景観資源の改変 調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源の改変が生じる地域とします。 2) 主要な眺望景観の変化 調査地域のうち、主要な眺望景観の変化が生じる地域とします。 3.予測対象時期等 予測対象時期は、都市計画対象道路事業の完成時において、主要な眺望点の利用状況、景観資源の自然特性を踏まえ、主要な景観資源及び主要な眺望景観の影響を明らかにする上で必要な時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在による主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえて、国土交通省令及び技術手法を参考に選定しました。

表 8.3-1(15) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然 との触れ 合いの活 動の場	主要な人 と自然と の触れ合 いの活動 の場	土地又は工作 物の存在及び 供用 (道路(地表式 又は掘割式、嵩 上式)の存在)	都市計画対象道路 の道路構造は地表式、 嵩上式、地下式があり ます。 道路の存在に伴い、 人と自然との触れ合 いの活動の場(以下、 「触れ合い活動の場」 という。)の変化が想 定されます。	調査区域には、主要な触れ合い活動 の場として、高砂海浜公園・向島公園、 白浜海水浴場など 84 箇所が存在しま す。 都市計画対象道路事業実施区域に は、主要な触れ合い活動の場が 21 箇所 存在します。	1.調査すべき情報 1) 触れ合い活動の場の概況 2) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況 及び利用環境の状況 2.調査の基本的な手法 調査は、「1) 触れ合い活動の場の概況」につ いては既存資料調査等を基本とします。既存資 料では調査すべき情報が不足すると判断され る場合には、聞き取り調査又は現地調査により 行います。 なお、現地調査は以下の方法により行いま す。 2) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況 及び利用環境の状況 主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資 源の状況を、写真撮影により視覚的に把握する ことにより行います。また、主要な触れ合い活 動の場において行われている主な自然との活 動内容を詳細に把握します。 3.調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域 及びその端部から 500m 程度の範囲において、 主要な触れ合い活動の場が分布する地域とし ます。 4.調査地点 調査地点は、主要な触れ合い活動の場の利用 性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切 な地点とします。 5.調査期間等 調査期間等は、人と自然との触れ合いの活動 の特性、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自 然資源の特性及び主要な触れ合い活動の場の 利用状況を踏まえ、それらが適切に把握でき る期間、時期及び時間帯とします。	1.予測の基本的な手法 1) 主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変 主要な触れ合い活動の場及びそれを取り巻く 自然資源と都市計画対象道路事業実施区域を重 ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、 程度を把握することにより予測します。 2) 利用性の変化 主要な触れ合い活動の場の分断等の利用性の 変化、主要な触れ合い活動の場への到達時間・距 離の変化を把握することにより予測します。 3) 快適性の変化 主要な触れ合い活動の場から認識される近傍 の風景の変化が生じる位置・程度を把握すること により予測します。 2.予測地域 1) 主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変 調査地域のうち、主要な触れ合い活動の場及び それを取り巻く自然資源の改変が生じる地域と します。 2) 利用性の変化 調査地域のうち、主要な触れ合い活動の場又は 場の利用に関し影響が生じる地域及び近傍の既 存道路において、主要な触れ合い活動の場への到 達時間・距離の変化が生じる地域とします。 3) 快適性の変化 調査地域のうち、都市計画対象道路事業実施区 域及びその端部から 500m 程度の範囲とします。 3.予測対象時期等 予測対象時期は、都市計画対象道路事業の完成 時において、人と自然との触れ合いの活動の特 性、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源 の特性及び主要な触れ合い活動の場の利用状況 を踏まえ、主要な触れ合い活動の場に及ぶ影響を 明らかにする上で必要な時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 道路(地表式又は掘割式、 嵩上式)の存在による主要 な触れ合い活動の場に関す る影響が、事業者により実 行可能な範囲でできる限り 回避され、又は低減されて おり、必要に応じその他の 方法により環境保全につい ての配慮が適正になされて いるかどうかについて、見 解を明らかにすることによ り行います。	事業特性及び地 域特性を踏まえ て、国土交通省令 及び技術手法を参 考に選定しまし た。

表 8.3-1(16) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の 区 分	影響要因 の 区 分			調 査 の 手 法	予 測 の 手 法	評 価 の 手 法	
文化財	文化財及び埋蔵文化財包蔵地	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置） 土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	土地の形状の変更あるいは工作物の新設及び改築を行うための工事が実施されます。 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴い、土地の改変が想定されます。 都市計画対象道路の道路構造は地表式、嵩上式、地下式があります。 道路の存在に伴い、土地の改変が想定されます。	調査区域には、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による名勝はありませんが、国により登録された名勝、国・県・市により指定又は登録された史跡及び天然記念物があります。 都市計画対象道路事業実施区域には、国宝に指定される建造物はありませんが、有形文化財（建造物）が11箇所存在します。 調査区域には、埋蔵文化財包蔵地が存在します。	1.調査すべき情報 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあってはその区分 2.調査の基本的な手法 既存資料調査により行います。 必要に応じて有識者等に聴取を実施します。 3.調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域とします。	1.予測の基本的な手法 文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析を行います。 2.予測地域 予測地域は、調査地域のうち、文化財等の特性を踏まえ、文化財等に影響が考えられる地域とします。 3.予測対象時期等 文化財等の特性を踏まえ、文化財等への影響を的確に把握できる時期とします。	1.回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在による文化財及び埋蔵文化財包蔵地に関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	事業特性及び地域特性を踏まえて、兵庫県環境影響評価技術指針を参考に選定しました。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）	土地の形状の変更あるいは工作物の新設及び改築を行うための工事が実施されます。 切土工等又は既存の工作物の除去に伴い建設副産物の発生が想定されます。	調査区域には、廃棄物の圧縮・切断、焼却、破砕を行う廃棄物処理業者が存在します。	必要な情報は、事業特性及び地域特性の把握により調査します。	1.予測の基本的な手法 都市計画対象道路事業における事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生量及び処分の状況を予測することにより行います。 さらに、地域特性から得られる廃棄物等の再利用・処分技術の現況及び処理施設等の立地状況に基づいて、実行可能な再利用・適正処分の方策を検討します。 ここで、「廃棄物等の種類」とは、以下をいいます。 ①切土工等に係る建設副産物 ・建設発生土 ・建設汚泥 ②既存の工作物の除去に係る建設副産物 ・コンクリート塊 ・アスファルト・コンクリート塊 ・建設発生木材 2.予測地域 予測地域は、廃棄物等が発生する都市計画対象道路事業実施区域を基本とします。 なお、再利用方法の検討にあたっては、実行可能な再利用の方策を検討するために、都市計画対象道路事業実施区域の周辺区域を含む範囲とします。 3.予測対象時期等 予測対象時期は、廃棄物等の発生する工事期間とします。	1.回避又は低減に係る評価 切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生する廃棄物等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	事業特性及び地域特性を踏まえて、国土交通省令及び技術手法を参考に選定しました。